この冊子は再生紙を使用しています。

くまもと　市政概要　2011

熊本市議会事務局

42

くまもと

市政概要

2011

熊本市議会事務局

熊本市のシンボル

◇市の木　**イ　チ　ョ　ウ**(昭和４９年１０月９日制定)

森の都宣言２周年と、市制８５周年を記念して、広く市民から募集、１万２千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独持な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花　**肥 後 ツ バ キ**(昭和４９年１０月９日制定)

市木同様、森の都宣言２周年と、市制８５周年を記念して、広く市民から募集、２万２千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花弁が大きく、八重咲きで平開する。花期は２月～３月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の４系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥　**シジュウカラ**(昭和５９年５月２２日制定)

健康都市宣言５周年と、市制９５周年を記念して、広く市民から募集、６千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長１４センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民　**愛市憲章**

ー品位ある市民の誇りのためにー

1　私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。

1　私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。

1　私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。

1　私たち熊本市民は、交通道徳を重んじましょう。

1　私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

（昭和35年5月11日制定）

熊本市民　**長寿社会憲章**

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

1　生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。

1　家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。

1　互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。

1　知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。

1　すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。

1　自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。

1　水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

（平成2年8月28日制定）

熊本市民　**「こども憲章」**

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

1　こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。

1　こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。

1　こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。

1　こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。

1　こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

（平成6年9月3日制定）

都　市　宣　言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和４７年１０月２日　　熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和５１年３月２２日　　熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

一　スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。

一　スポーツを通じて人と自然にふれあおう。

一　スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成１１年８月２７日　　熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、２１世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成１５年９月２６日　　熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和５４年１０月１日　　熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後５０周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、
未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、
再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成７年７月２７日　　熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成７年９月２５日　　熊本市

くまもと
市政概要

市勢	1
議会	9
総務	23
市民生活	97
健康福祉	125
子ども未来	189
環境保全	217
農水商工	243
観光文化交流	283
都市建設	331
教育	375
消防	409
交通	423
水道	435
病院	463

市　　勢

1　沿　　革　　3

2　位置及び地勢　　4

3　市域の変遷　　5

4　人　　口　　6

１　沿　　革（企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（６４５年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦１４年９月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君首名（みちのきみのおびとな）、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女（ひがきめ）」との交遊の説話は有名である。

南北朝５０年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（１４９０年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正１６年（１５８８年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長６年から１２年にかけ、７カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永９年細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、２００有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享４年藩主となった８代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治４年７月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年１１月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌５年６月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々６年１月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治９年１月まで続いたが、同年２月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、９年の神風連事件、翌１０年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治２２年４月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、２４年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、３０年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正１０年、周辺１１カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで１３年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和２０年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したが、その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積５．５５ｋ㎡、人口４万２千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成２２年３月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、今や、面積３８９．５３ｋ㎡、人口約７３万人に至るまでに成長し、九州中央の拠点都市として着実な発展を続けている。

現在は、平成２１年３月に策定した第６次総合計画に基づき、子育てしやすく子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進や、水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築、安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実など、めざすまちの姿「湧々(わくわく)都市くまもと」の実現に向け市民・事業者・行政がお互いの役割を担い、責任を果たしながら協働のまちづくりを進めている。さらに、平成２２年１０月には、「九州ど真ん中！日本一暮らしやすい　政令市くまもと」を熊本市が目指すべき政令指定都市の姿とする「熊本市政令指定都市ビジョン」を策定したところであり、平成２４年４月１日の政令指定都市移行に向け、区役所の設置や区バス路線の導入、条例の制定改廃等、さまざまな取組を行っているところである。

このように、本市では、豊かな地域資源と九州の中央に位置する地理的特性を活かし、人、ものなど多様な交流を基調としながらまちの魅力と活力を創出し、日々の暮らしの中で全ての市民が豊かさを実感できるまちづくりに取り組んでいる。

２　位置及び地勢（企画課）

（１）位　　置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈ＪＲ鹿児島本線の中間点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道３号と大分～長崎を結ぶ国道５７号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、地理的に九州の中央にあって交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地として大きな役割を果たしている。

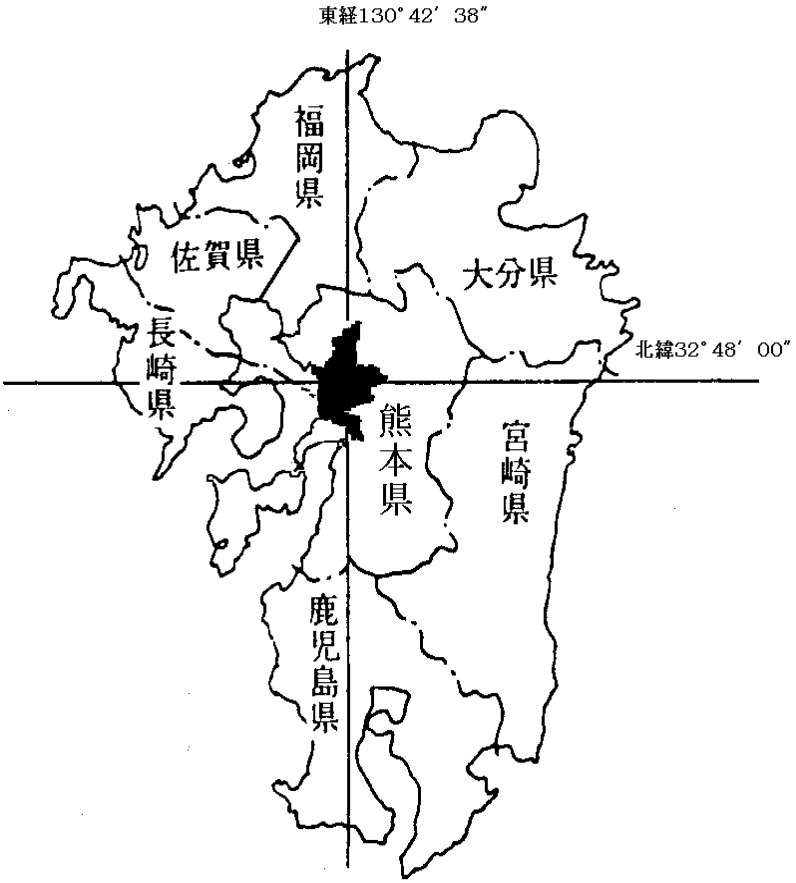

（２）地　　勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の３水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

３　市域の変遷（企画課）

明治 22.4.1	市制・町村制施行により、熊本市が発足
大正 10.6.1	黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・本庄村・大江村・本山村・春竹村・春日町
14.4.1	出水村
昭和 6.6.1	白坪村
7.12.5	画図村
11.10.1	健軍村
14.8.1	清水村
15.12.1	川尻町・力合村・日吉村
28.4.1	田迎村・御幸村
28.7.1	高橋村・城山村・池上村
29.10.1	秋津村
30.4.1	松尾村
31.4.1	託麻村の一部
32.1.1	龍田村・小島町
33.4.1	中島村
45.11.1	託麻村
平成 3.2.1	北部町・河内町・飽田町・天明町
20.10.6	富合町
22.3.23	城南町・植木町

３８９．５３ｋ㎡

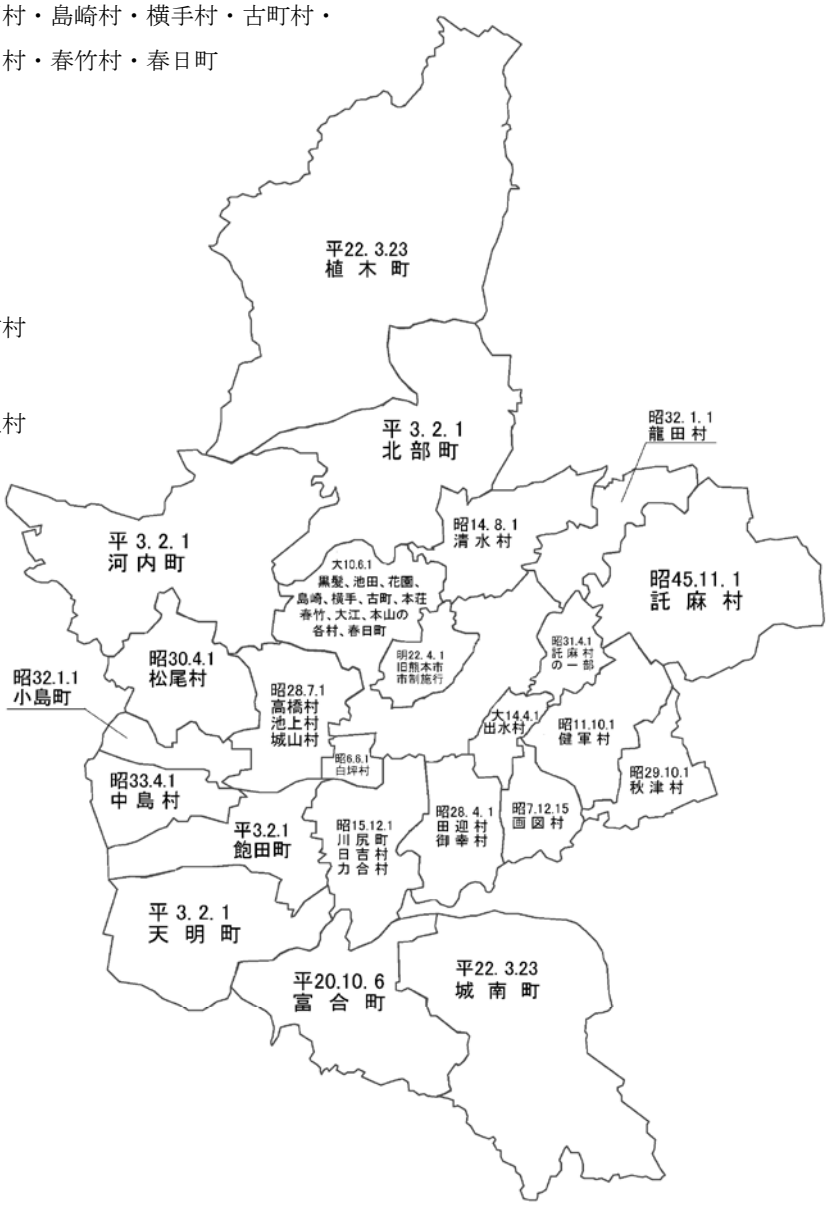

４　人　　口（統計課）

（１）年次別人口及び世帯数

年　次	世帯数	人　　口			男女比（女100人につき）	１世帯当たり人　口	備　　考
		総　数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	
大正元年	12,736	66,488	35,938	30,550	117.6	5.2	
8年	13,129	74,544	39,385	35,159	112.0	5.7	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	川尻町・日吉村・力合村合併
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	（国勢調査）
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	松尾村合併
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	（国勢調査）
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	（　〃　）
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	（　〃　）含旧託麻村
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	（　〃　）
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	（　〃　）
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	（　〃　）
平成 2年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	（　〃　）含旧飽託4町
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	（　〃　）
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	（　〃　）
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	（国勢調査）

（２）人口の動態

区分＼年	18	19	20	21	22
自　然　増	1,597	1,764	1,609	1,645	1,299
社　会　増	△1,181	△1,980	△36	△1,146	△569
計	416	△216	1,573	499	730

（注）各年1月1日から12月31日までの動態

（３）産業別１５歳以上就業者数

調査年次 / 区分	平成１２年国調 総数	構成比(%)	男	女
総数	662,012	－	314,455	347,557
昼間人口	701,656	－	334,619	367,037
１５歳以上人口	557,142	－	260,735	296,407
就業者総数	312,869	100	175,536	137,513
第１次産業	11,183	3.6	6,289	4,894
農業	10,010	3.2	5,515	4,495
林業	213	0.1	185	28
漁業	960	0.3	589	371
第２次産業	58,108	18.6	41,825	16,283
鉱業	60	0	43	17
建設業	28,673	9.2	23,524	5,149
製造業	29,375	9.4	18,258	11,117
第３次産業	237,810	76	124,184	113,626
卸売・小売業・飲食店	84,018	26.9	41,089	42,929
金融・保険業	11,821	3.8	5,937	5,884
不動産業	4,105	1.3	2,308	1,797
運輸・通信業	17,535	5.6	14,295	3,240
電気・ガス・熱供給・水道業	1,572	0.5	1,395	177
サービス業	101,281	32.4	45,155	56,126
公務	17,478	5.6	14,005	3,473
分類不能の産業	5,768	1.8	3,058	2,710

調査年次 / 区分	平成１７年国調 総数	構成比(%)	男	女
総数	669,603	－	316,048	353,555
昼間人口	698,089	－	328,519	369,570
１５歳以上人口	568,632	－	264,263	304,369
就業者総数	314,641	100	172,205	142,436
第１次産業	10,719	3.4	6,043	4,676
農業	9,577	3.0	5,277	4,300
林業	171	0.1	154	17
漁業	971	0.3	612	359
第２次産業	52,315	16.6	38,413	13,902
鉱業	22	0.0	16	6
建設業	25,623	8.1	21,229	4,394
製造業	26,670	8.5	17,168	9,502
第３次産業	243,968	77.5	123,470	120,498
電気・ガス・熱供給・水道業	1,363	0.4	1,203	160
情報通信業	7,147	2.3	4,753	2,394
運輸業	12,498	4.0	10,564	1,934
卸売・小売業	68,354	21.7	33,484	34,870
金融・保険業	10,480	3.3	5,266	5214
不動産業	4,966	1.6	2,836	2,130
飲食店、宿泊業	18,140	5.8	7,554	10,586
医療、福祉	36763	11.7	9,116	27,647
教育、学習支援業	17,268	5.5	8,161	9,107
複合サービス事業	3,631	1.2	2,503	1,128
サービス業（他に分類されないもの）	46,989	14.9	24,970	22,019
公務（他に分類されないもの）	16,369	5.2	13,060	3,309
分類不能の産業	7,639	2.4	4,279	3,360

（注）H14年日本標準産業分類改訂

（注）単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

（４）校区別人口及び世帯数

（平成17年国勢調査）

地区・校区別	世帯数	人口			地区・校区別	世帯数	人口		
		総数	男	女			総数	男	女
総数	**270,530**	**669,603**	**316,048**	**353,555**					
中央地区	**71,464**	**142,266**	**66,462**	**75,804**	城北	3,507	10,552	5,626	4,926
城東	1,114	2,179	865	1,314	麻生田	3,393	9,243	4,270	4,973
慶徳	1,584	2,676	1,155	1,521	楡木	2,726	7,220	3,321	3,899
五福	1,398	2,976	1,268	1,708	楠	2,781	7,202	3,430	3,772
一新	4,607	9,649	4,232	5,417	武蔵	2,448	6,356	2,994	3,362
壺川	4,043	8,498	3,872	4,626	弓削	1,896	5,148	2,493	2,655
碩台	3,524	6,635	2,805	3,830	龍田	5,536	15,157	7,247	7,910
黒髪	9,782	16,888	8,625	8,263	西里	2,446	7,472	3,545	3,927
託麻原	9,161	18,805	9,645	9,160	北部東	3,306	9,173	4,380	4,793
大江	5,310	9,596	4,481	5,115	川上	3,457	10,153	4,797	5,356
白川	4,121	7,599	3,456	4,143					
白山	5,148	11,029	5,096	5,933	**西部地区**	**26,459**	**72,644**	**33,624**	**39,020**
出水	4,282	8,518	3,865	4,653	白坪	4,935	11,691	5,331	6,360
春竹	6,713	14,596	6,650	7,946	城西	5,298	13,290	5,921	7,369
本荘	1,985	3,442	1,448	1,994	花園	5,087	12,073	5,736	6,337
向山	4,340	9,382	4,343	5,039	城山	3,348	10,246	4,775	5,471
古町	1,471	3,135	1,434	1,701	高橋	208	508	232	276
春日	2,881	6,663	3,222	3,441	池上	2,235	6,388	2,944	3,444
					松尾東	819	2,409	1,143	1,266
東部地区	**81,790**	**207,569**	**98,731**	**108,838**	松尾西	380	1,233	580	653
託麻北	2,989	8,581	4,165	4,416	松尾北	64	250	131	119
託麻東	4,092	12,413	6,075	6,338	小島	1,070	3,337	1,598	1,739
長嶺	4,469	11,898	5,629	6,269	中島	1,117	3,958	1,833	2,125
託麻西※1	7,117	17,900	8,637	9,263	河内	1,302	4,979	2,328	2,651
託麻南	4,750	13,420	6,597	6,823	芳野	596	2,282	1,072	1,210
西原	6,531	14,325	7,061	7,264					
帯山西	3,464	8,083	3,779	4,304	**南部地区**	**41,562**	**117,470**	**54,975**	**62,495**
帯山	6,434	15,022	7,015	8,007	出水南	4,778	12,667	5,968	6,699
砂取	4,100	9,552	4,260	5,292	画図	3,936	11,047	5,051	5,996
尾ノ上	5,286	13,239	6,237	7,002	田迎	4,343	11,563	5,539	6,024
月出	3,686	8,315	3,948	4,367	田迎南	2,346	6,640	3,188	3,452
山ノ内	3,500	9,154	4,303	4,851	御幸	3,459	10,959	4,971	5,988
健軍東	2,064	5,516	2,672	2,844	日吉	2,632	6,710	3,139	3,571
東町	3,107	8,587	4,206	4,381	城南	2,495	6,415	2,962	3,453
桜木	2,999	7,975	3,746	4,229	川尻	3,283	8,673	4,061	4,612
秋津	4,564	12,558	5,947	6,611	力合	5,434	15,409	7,205	8,204
若葉	2,273	5,374	2,467	2,907	飽田西	750	2,554	1,185	1,369
泉ヶ丘	2,912	7,088	3,227	3,861	飽田東	2,202	6,660	3,125	3,535
健軍	5,348	12,746	5,977	6,769	飽田南	579	2,125	952	1,173
桜木東	2,105	5,823	2,783	3,040	銭塘	647	2,318	1,108	1,210
					奥古閑	971	3,615	1,687	1,928
北部地区	**49,255**	**129,654**	**62,256**	**67,398**	川口	684	2,254	1,069	1,185
池田	7,162	14,770	7,519	7,251	中緑	330	1,074	500	574
高平台	5,632	14,742	6,967	7,775	日吉東※2	2,693	6,787	3,265	3,522
清水	4,965	12,466	5,667	6,799					

※1　託麻西校区に一部月出校区を含む。

※2　日吉東校区に一部日吉校区を含む。

議　　会

1　議　員　名　簿　11

2　歴代議長・副議長　12

3　議　会　構　成　13

4　常　任　委　員　会　14

5　議会運営委員会　14

6　特　別　委　員　会　15

7　協　議　等　の　場　15

8　各　種　委　員　16

9　報酬及び期末手当　16

10　費　用　弁　償　17

11　政　務　調　査　費　17

12　議　会　活　動　状　況　18

13　議　会　事　務　局　20

１　議 員 名 簿

平成２３年９月１日現在

定　数　４８名
現員数　４９名
（現員数が多いのは合併特例によるもの。）

自由民主党熊本市議団	１９	日本共産党熊本市議団	３
くまもと未来	１０	日本の教育を考える会	１
市民連合	８	自由クラブ	１
公明党熊本市議団	７		

議席番号	氏名	会派	当選回数
議長 1	津田　征士郎	自由民主党熊本市議団	4
副議長 2	田尻　将博	市民連合	6
3	小佐井　賀瑞宜	自由民主党熊本市議団	1
4	寺本　義勝	自由民主党熊本市議団	1
5	髙本　一臣	自由民主党熊本市議団	1
6	西岡　誠也	市民連合	1
7	福永　洋一	市民連合	1
8	田上　辰也	市民連合	1
9	浜田　大介	公明党熊本市議団	1
10	井本　正広	公明党熊本市議団	1
11	大島　澄雄	自由民主党熊本市議団	1
12	原口　亮志	自由民主党熊本市議団	2
13	くつき　信哉	自由民主党熊本市議団	2
14	松野　明美	くまもと未来	2
15	田中　敦朗	くまもと未来	2
16	重村　和征	くまもと未来	2
17	上田　芳裕	市民連合	2
18	那須　円	日本共産党熊本市議団	2
19	園川　良二	公明党熊本市議団	1
20	藤永　弘	公明党熊本市議団	1
21	紫垣　正仁	自由民主党熊本市議団	2
22	澤田　昌作	自由民主党熊本市議団	3
23	倉重　徹	自由民主党熊本市議団	3
24	大石　浩文	くまもと未来	3
25	田尻　善裕	くまもと未来	3
26	白河部　貞志	くまもと未来	3
27	上野　美恵子	日本共産党熊本市議団	4
28	有馬　純夫	公明党熊本市議団	3
29	藤岡　照代	公明党熊本市議団	4
30	満永　寿博	自由民主党熊本市議団	3
31	三島　良之	自由民主党熊本市議団	3
32	齊藤　聰	自由民主党熊本市議団	3
33	坂田　誠二	自由民主党熊本市議団	5
34	藤山　英美	くまもと未来	5
35	田中　誠一	くまもと未来	5
36	東　すみよ	市民連合	5
37	家入　安弘	市民連合	6
38	鈴木　弘	公明党熊本市議団	5
39	竹原　孝昭	自由民主党熊本市議団	6
40	牛嶋　弘	自由民主党熊本市議団	6
41	税所　史熙	自由民主党熊本市議団	6
43	落水　清弘	自由民主党熊本市議団	7
44	江藤　正行	自由民主党熊本市議団	8
45	下川　寛	くまもと未来	6
46	田尻　清輝	くまもと未来	6
47	古川　泰三	日本の教育を考える会	6
48	北口　和皇	自由クラブ	6
49	益田　牧子	日本共産党熊本市議団	7
50	田辺　正信	市民連合	6

2　歴代議長・副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22．4．26	明治 24．1．21	1	下田一直	明治 22．4．26	明治 24．1．21
2	興津景章	〃 24．1．22	〃 28．5．13	2	下田耕造	〃 24．1．22	〃 31．5．22
3	河原惟親	〃 28．5．14	〃 31．5．22				
4	吉永為己	〃 31．5．23	〃 36．2．5	3	片山甚十郎	〃 31．5．23	〃 32．2．7
				4	林定男	〃 32．2．8	〃 36．2．5
5	山田珠一	〃 36．2．6	〃 37．4．30	5	出田彦太郎	〃 36．2．6	〃 36．2．11
				6	園部交雅	〃 36．2．12	〃 36．5．11
				7	板垣正軌	〃 36．5．12	〃 37．2．12
6	吉永為己	〃 37．5．27	大正 2．4．30	8	有働格四郎	〃 37．2．13	〃 40．11．4
				9	板垣正軌	〃 40．11．14	〃 42．1．27
				10	河田巖	〃 42．1．28	大正 2．4．30
7	林千八	大正 2．5．10	〃 6．4．30	11	井場熊喜	大正 2．5．10	〃 6．4．30
8	山隈康	〃 6．5．15	〃 10．9．30	12	峡謙斎	〃 6．5．15	〃 7．3．10
				13	藤野乱	〃 7．3．11	〃 10．9．30
9	迫源次郎	〃 10．10．14	〃 14．9．30	14	水上誠規	〃 10．10．14	〃 14．9．30
10	山隈康	〃 14．10．12	昭和 9．5．7	15	河田巖	〃 14．10．12	昭和 4．9．30
				16	平野龍起	昭和 4．10．12	〃 9．5．7
11	平野龍起	昭和 9．5．8	〃 17．6．14	17	橋本寿七	〃 9．5．8	〃 17．5．20
12	佐藤真佐男	〃 17．7．23	〃 22．4．29	18	西郷一恵	〃 17．6．11	〃 22．4．29
13	佐藤真佐男	〃 22．6．9	〃 23．4．7	19	大塚勇次郎	〃 22．6．9	〃 23．6．5
14	大塚勇次郎	〃 23．6．5	〃 26．4．29	20	加川恒次	〃 23．6．5	〃 26．4．29
15	大塚勇次郎	〃 26．5．15	〃 30．4．30	21	北利民	〃 26．5．15	〃 28．9．5
				22	上野勉	〃 28．9．25	〃 30．4．30
16	兼坂安次	〃 30．5．21	〃 34．4．8	23	森光吉	〃 30．5．21	〃 32．12．28
17	打出信行	〃 34．6．12	〃 36．3．24	24	吉村貞次	〃 34．6．12	〃 35．3．21
18	寸坂幸夫	〃 36．3．24	〃 38．4．30	25	坂梨日露	〃 35．3．21	〃 37．7．9
				26	吉村貞次	〃 37．7．9	〃 38．4．30
19	阿部次郎	〃 38．5．18	〃 40．3．18	27	石井辰雄	〃 38．5．18	〃 41．7．4
20	井上常八	〃 40．3．18	〃 40．12．7				
21	石井辰雄	〃 41．7．4	〃 42．4．30	28	吉村貞次	〃 41．7．4	〃 42．4．30
22	阿部次郎	〃 42．5．20	〃 43．7．3	29	佐藤寿子	〃 42．5．20	〃 44．3．24
23	坂梨日露	〃 43．7．13	〃 45．12．4	30	古川国雄	〃 44．3．25	〃 44．6．28
24	黒田弥一郎	〃 45．12．4	〃 46．4．30	31	岩尾恵	〃 44．9．13	〃 46．4．30
25	落水清	〃 46．5．20	〃 48．6．6	32	阪本富	〃 46．5．20	〃 48．6．6
26	古川国雄	〃 48．6．6	〃 50．4．30	33	荒木昇	〃 48．6．6	〃 50．4．30
27	紫垣正良	〃 50．5．16	〃 52．6．4	34	藤山増美	〃 50．5．16	〃 52．6．4
28	上田堅太	〃 52．6．4	〃 54．4．30	35	矢野昭三	〃 52．6．4	〃 54．4．30
29	島永慶孝	〃 54．5．14	〃 56．12．8	36	上妻重蔵	〃 54．5．14	〃 56．12．8
30	藤山増美	〃 56．12．8	〃 58．4．30	37	田尻武男	〃 56．12．8	〃 58．4．30
31	宮原光男	〃 58．5．18	〃 60．9．6	38	白石正	〃 58．5．18	〃 60．9．6
32	大石文夫	〃 60．9．6	〃 61．12．15	39	北口政義	〃 60．9．6	〃 61．12．15
33	内田幸吉	〃 61．12．15	〃 62．4．3	40	吉村潔	〃 61．12．15	〃 62．4．30
34	西村建治	〃 62．5．22	〃 63．12．16	41	竹本勇	〃 62．5．22	〃 63．12．16
35	村上春生	〃 63．12．16	平成 2．3．26	42	村上裕人	〃 63．12．16	平成 2．3．26
36	矢野昭三	平成 2．3．26	〃 3．4．30	43	佐藤公平	平成 2．3．26	〃 3．4．30
37	嶋田幾雄	〃 3．5．17	〃 5．12．3	44	西田続	〃 3．5．17	〃 5．12．3
38	中村徳生	〃 5．12．3	〃 7．4．30	45	伊形寛治	〃 5．12．3	〃 7．4．30
39	荒木哲美	〃 7．5．19	〃 9．3．27	46	宮原正一	〃 7．5．19	〃 9．3．27
40	主海偉佐雄	〃 9．3．27	〃 11．4．30	47	中沢誠	〃 9．3．27	〃 11．4．30
41	江藤正行	〃 11．5．21	〃 13．6．8	48	鈴木昌彦	〃 11．5．21	〃 13．6．8
42	白石正	〃 13．6．8	〃 14．6．18	49	岡田健士	〃 13．6．8	〃 14．6．18
43	宮原政一	〃 14．6．18	〃 15．4．30	50	奥田光弘	〃 14．6．18	〃 15．4．30
44	落水清弘	〃 15．5．23	〃 16．9．7	51	竹原孝昭	〃 15．5．23	〃 16．9．7
45	古川泰三	〃 16．9．7	〃 17．12．20	52	家入安弘	〃 16．9．7	〃 17．12．20
46	税所史熙	〃 17．12．20	〃 19．4．30	53	田尻清輝	〃 17．12．20	〃 19．4．30
47	牛嶋弘	〃 19．5．24	〃 20．12．22	54	磯道文徳	〃 19．5．24	〃 21．3．25
48	竹原孝昭	〃 20．12．22	〃 22．3．2	55	田中誠一	〃 21．3．25	〃 23．4．30
49	坂田誠二	〃 22．3．2	〃 23．4．30	56	田尻将博	〃 23．5．23	在任中
50	津田征士郎	〃 23．5．23	在任中				

3　議 会 構 成

（平23.9.1現在）

（1） 議 員 数

定　　数　　48人（平成18年12月27日議決）

現　員　数　　49人（現員数が多いのは合併特例によるもの）

（2） 年 齢 別

会派／年齢	自民党	未　来	市民連合	公明党	共産党	日本教育	自 由 ク	計
25 ～ 30								0
31 ～ 40	1	1			1			3
41 ～ 50	3	3	1	2				9
51 ～ 60	4	1	4	5	1		1	16
61 ～ 70	11	5	3		1	1		21
70歳以上								0
計	19	10	8	7	3	1	1	49
平 均 年 齢	58	54	59	55	50	66	53	56

（3） 当 選 回 数 別

会派／当選回数	自民党	未　来	市民連合	公明党	共産党	日本教育	自 由 ク	計
1	4		3	4				11
2	3	3	1		1			8
3	5	3		1				9
4	1			1	1			3
5	1	2	1	1				5
6	3	2	3			1	1	10
7	1				1			2
8	1							1
計	19	10	8	7	3	1	1	49

4　常任委員会

（平23.5.23現在）

名　称　（定数）	正・副委員長	委　　員	所　管　事　項
予算決算委員会 （49）	（正）竹原　孝昭 （副）白河部　貞志	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総務委員会 （8）	（正）くつき　信哉 （副）田中　敦朗	大島　澄雄　江藤　正行 藤永　弘　田尻　清輝 上野　美恵子　田辺　正信	総務局、企画財政局、会計室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育市民委員会 （8）	（正）東　すみよ （副）原口　亮志	田尻　将博　藤山　英美 井本　正広　牛嶋　弘 満永　寿博　古川　泰三	市民生活局、教育委員会の所管に属する事項
保健福祉委員会 （8）	（正）倉重　徹 （副）松野　明美	小佐井賀瑞宜　園川　良二 福永　洋一　坂田　誠二 那須　円　下川　寛	健康福祉局、子ども未来局、病院局の所管に属する事項
環境水道委員会 （8）	（正）藤岡　照代 （副）上田　芳裕	津田　征士郎　田中　誠一 浜田　大介　家入　安弘 三島　良之　落水　清弘	環境保全局、上下水道局の所管に属する事項
経済委員会 （9）	（正）澤田　昌作 （副）有馬　純夫	田上　辰也　竹原　孝昭 重村　和征　北口　和皇 紫垣　正仁　益田　牧子 田尻　善裕	農水商工局、観光文化交流局、農業委員会の所管に属する事項
都市整備委員会 （8）	（正）大石　浩文 （副）齊藤　聰	寺本　義勝　白河部　貞志 髙本　一臣　鈴木　弘 西岡　誠也　税所　史熙	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※企画財政局、会計室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

5　議会運営委員会

（平23.5.23現在）

名　称　（定数）	正・副委員長	委　　員
議会運営委員会 （13）	（正）齊藤　聰 （副）田尻　善裕	上田　芳裕　鈴木　弘 澤田　昌作　牛嶋　弘 大石　浩文　江藤　正行 藤岡　照代　下川　寛 坂田　誠二　益田　牧子 家入　安弘

6 特別委員会

（平23.6.16現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員	設置目的	設置年月日
総合的なまちづくり対策に関する特別委員会 (12)	(正)藤山 英美 (副)三島 良之	福永 洋一　東 すみよ 浜田 大介　竹原 孝昭 くつき 信哉　税所 史熙 那須 円　田尻 清輝 白河部 貞志　北口 和皇	安全で安心な市民生活を実現するための諸問題と災害に強いまちづくりや危機管理対策の強化に関する調査を行うこと。	平23.5.23
中心市街地の活性化に関する特別委員会 (12)	(正)家入 安弘 (副)満永 寿博	田上 辰也　上野 美恵子 大島 澄雄　有馬 純夫 藤永 弘　田中 誠一 紫垣 正仁　牛嶋 弘 田尻 善裕　古川 泰三	中心市街地活性化及びこれに関する事業の諸問題と対策に関する調査を行うこと。	平23.5.23
財政運営のあり方に関する特別委員会 (12)	(正)落水 清弘 (副)重村 和征	小佐井賀瑞宜　原口 亮志 寺本 義勝　田中 敦朗 髙本 一臣　園川 良二 西岡 誠也　坂田 誠二 井本 正広　田辺 正信	大都市にふさわしい財政運営の健全化と財政基盤の強化を図るための諸問題の調査を行うこと。	平23.5.23
政令指定都市に関する特別委員会 (12)	(正)江藤 正行 (副)田辺 正信	松野 明美　藤岡 照代 上田 芳裕　齊藤 聰 澤田 昌作　鈴木 弘 倉重 徹　落水 清弘 大石 浩文　益田 牧子	政令指定都市への円滑な移行の実現と都市運営機能の充実に向けた調査を行うこと。	平23.5.23
議会活性化特別委員会 (10)	(正)江藤 正行 (副)下川 寛	上田 芳裕　牛嶋 弘 大石 浩文　税所 史熙 藤岡 照代　益田 牧子 鈴木 弘　田辺 正信	議会活性化のための諸改革に関する調査を行うこと。	平23.6.16

7 協議等の場（地方自治法第１００条第１２項）

（1）全員協議会

名称（定数）	構成員
全員協議会 (49)	全議員

（2）予算決算委員会理事会

（平23.5.23現在）

名称（定数）	正・副会長	理事
予算決算委員会理事会 (8)	(正)江藤 正行 (副)上田 芳裕	田中 敦朗　坂田 誠二 大石 浩文　鈴木 弘 三島 良之　益田 牧子

※上記に加え予算決算委員会正副委員長が構成員として参加している。

（3）議会広報委員会

（平23.7.1現在）

名称（定数）	正・副委員長	委員
議会広報委員会 (10)	(正)落水 清弘 (副)田尻 善裕	小佐井賀瑞宜　田上 辰也 井本 正広　田中 敦朗 園川 良二　那須 円 福永 洋一　紫垣 正仁

8 各種委員

（平23.5.23現在）

名称	議員数	任期	委員名
監査委員	2	議員の任期中	税所 史熙　田尻 清輝
農業委員	4	3年	上田 芳裕　藤岡 照代　坂田 誠二
都市計画審議会委員	6	議員の任期中	西岡 誠也　藤永 弘　大石 浩文 上野 美恵子　坂田 誠二　牛嶋 弘
町界町名審議会委員	5	2年	寺本 義勝　井本 正広　大島 澄雄 下川 寛　古川 泰三
市民会館運営委員	3	2年	浜田 大介　満永 寿博　東 すみよ
青少年問題協議会委員	2	議員の任期中	小佐井賀瑞宜　藤山 英美
ホテル等建築審査会委員	2	2年	髙本 一臣　北口 和皇
国民健康保険運営協議会委員	3	2年	澤田 昌作　田尻 善裕　江藤 正行
環境審議会委員	3	2年	田上 辰也　有馬 純夫　三島 良之
熊本市男女共同参画センターはあもにい運営協議会委員 （旧：総合女性センター運営委員）	2	2年	重村 和征　那須 円
社会福祉審議会委員 （民生委員審査専門分科会所属）	1	3年	落水 清弘
熊本市におけるバス交通のあり方検討協議会	6	2年	福永 洋一　紫垣 正仁　倉重 徹 白河部 貞志　鈴木 弘　益田 牧子
宇城広域連合議会議員	3	議員の任期中	くつき 信哉　田中 誠一　田辺 正信
山鹿植木広域行政事務組合議会議員	4	議員の任期中	原口 亮志　田中 敦朗　園川 良二 家入 安弘

9 報酬及び期末手当

区分	現行報酬月額	適用年月日	改正前報酬月額	適用年月日	議員期末手当
議長	818,000円	平23.4.1	820,000円	平22.4.1	6月　140/100
副議長	745,000円		747,000円		12月　155/100
議員	674,000円		676,000円		

１０ 費 用 弁 償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支給対象	直線距離の区分及び支給額	適用年月日
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	4キロメートル未満　日額　5,000円 4キロメートル以上8キロメートル未満　日額　6,000円 8キロメートル以上　日額　7,000円 （公用車を利用して出席したときは2分の1の額）	平成19年9月6日
全員協議会 予算決算委員会理事会		平成22年3月2日
議会広報委員会		平成23年7月1日

１１ 政 務 調 査 費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付するもの。

交付対象	交付額及び方法	収支報告	適用年月日
議員	月額200,000円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期　1,200,000円 下半期　1,200,000円	交付を受けた議員は、収支報告書を4月30日までに議長に提出 領収書等の証拠書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成20年4月1日

１２　議 会 活 動 状 況

（１）本会議開催状況

(平成22年)

区分 / 会議	会期	本会議日数	会議時間数	傍聴人員		
				男	女	計
第１回定例会	3. 2 ～ 3.26（25日間）	8日	19時間15分	156	279	435
第１回臨時会	5.15 ～ 5.21（ 7日間）	2日	1時間22分	48	17	65
第２回定例会	5.31 ～ 6.14（15日間）	5日	10時間46分	299	156	455
第３回定例会	9. 2 ～ 10. 6（35日間）	6日	17時間00分	157	205	362
第４回定例会	11.30 ～ 12.17（18日間）	9日	20時間18分	405	281	686
計	（100日間）	30日	68時間41分	1,065	938	2,003

（２）本会議審議状況

(平成22年)

議案等 / 議会別		市長提出議案									議員提出議案						その他							
		条例	予算	決算	契約締結	財産取得処分	専決処分	公務員任命	その他	計	条例	会議規則	意見書	決議	懲罰	計	動議	請求	諮問	請願	質問	選挙	調査	議員派遣
第1回定例会		96	40	1			1	4	30	171	2	1	7			10			2	4	8	3		
第1回臨時会			1				4			5														
第2回定例会		9	2				1		12	24	1	1	1			3	1		3	5	5	2		1
第3回定例会		12	4	11	3	2			31	63			5			5			4	4	8			2
第4回定例会		18	9						61	88			4	1		5			4	4	11			1
計		135	56	11	3	2	6	4	134	351	3	2	17	1		23	1		13	17	32	5		4
審議結果	可決	135	54		3	2			132	326	2	2	16	1		21	1							4
	修正可決		2						1	3														
	否決												1			1								
	承認						6			6														
	同意							4		4														
	同意しない																							
	認定			11						11														
	異議がない																		13					
	採択																							
	不採択																			17				
	継続審査								1	1														
	審議未了																							
	撤回										1					1								
	了承																							
	許可																							
	議決不要																							

（３）委員会審査状況

（平成22年）

区分 / 委員会別		開催回数	市長提出議案								議員提出議案		請願	陳情	計
			予算	決算	条例	契約	財産取得処分等	専決処分	その他	計	条例	その他			
予算決算		14(0)	55	11	76			1		143			2	14	16
分科会	総務	5(0)	7		25					32				4	4
	教育市民	5(0)	7		11					18				2	2
	保健福祉	6(0)	23		15			1		39			2	6	8
	環境水道	6(0)	13		11					24				2	2
	経済	5(0)	15		6					21				1	1
	都市整備	5(0)	15		10					25					
小委員会	一般会計並びに特別会計決算に関する	4(0)		3						3					
	公営企業会計決算に関する	3(0)		9						9					
総務		6(0)			24	5	2	1	12	44			4	15	19
教育市民		5(0)			11				11	22	1		1	5	6
保健福祉		6(1)			10				5	15			10	19	29
環境水道		5(1)			3				3	6				3	3
経済		5(0)			3				3	6				3	3
都市整備		7(0)			2				86	88				4	4
議会運営委員会		19(10)												3	3
政令指定都市実現に関する特別委員会		9(7)	1						7	8				129	129
出資団体等の調査に関する特別委員会		1(1)													
中心市街地の活性化に関する特別委員会		5(4)				1			1	2					
計		82(24)	56		129	6	2	2	139	334	1	0	17	195	212

※開催日数の( )内は定例会（臨時会）閉会中の委員会開催分（再掲）

１３　議 会 事 務 局

（１）　事務分掌

総務課

① 公印の保管に関すること。
② 文書の発受及び整理、保存に関すること。
③ 秘書及び渉外に関すること。
④ 予算及び決算に関すること。
⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関すること。
⑥ 議員の報酬、費用弁償及びその他の給与に関すること。
⑦ 議員共済会に関すること。
⑧ 職員の人事厚生及び服務に関すること。
⑨ 職員の給料、旅費及びその他の給与に関すること。
⑩ 儀式及び交際に関すること。
⑪ 議長会及び局長会等に関すること。
⑫ 議会関係規程の制定及び改廃に関すること。
⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関すること。
⑭ 物品の出納、保管に関すること。
⑮ 乗用自動車に関すること。
⑯ 他の課の所管に属しないこと。

議事課

① 本会議に関すること。
② 議案その他会議に関する文書に関すること。
③ 請願書及び陳情書に関すること。
④ 委員会に関すること。
⑤ 公聴会に関すること。
⑥ 行政調査に関すること。
⑦ 資料の収集整理及び保管に関すること。
⑧ 図書室に関すること。
⑨ 速記に関すること。
⑩ 会議録の編集に関すること。
⑪ その他議事運営に関すること。

（２）　組織図（平成２３年４月１日現在）

定　数　２８人

現員数　２４人　※１は、再任用職員数

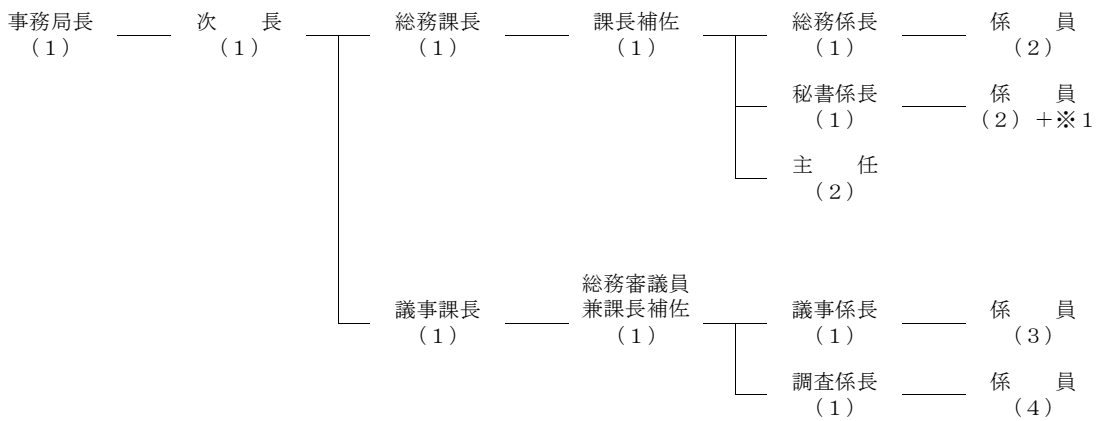

（3）議会刊行物

区分 刊行物	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配　付　先
市　政　概　要	年1回	220	A4	PTO	650,000	議員、執行部、来訪議員
会　議　録	定例会ごと (臨時会を含む)	130	A4	オンデマンド	5,063,000 (速記委託料含む)	議員、執行部
委員会会議録	定例会ごと	130	A4	オンデマンド	2,700,000	議員、執行部
特別委員会会議録	不定	130	A4	PTO	－	議員、執行部

（4）議会図書室

ア　図書蔵書数

(平23.4.1現在)

分　類	蔵書数(冊)	分　類	蔵書数(冊)
0　総　記	135	5　工　学	37
1　哲　学	15	6　産　業	35
2　歴　史	568	7　芸　術	42
3　社　会　科　学	1,529	8　語　学	111
4　自　然　科　学	36	9　文　学	22
合　計			2,530

イ　定期購入誌

自治研究、ガバナンス、くまもと経済、内外情勢資料

ウ　新　聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞、熊本日日新聞、日本経済新聞

エ　図書購入予算

平成２３年度　単行本　　２３０千円

追録、雑誌等　　９２０千円

（5） 視察来訪状況

月（年）別	来訪市数	来訪人員	月（年）別	来訪市数	来訪人員
平成22年1月	11	89	10月	24	231
2	9	48	11	18	119
3	3	6	12	1	7
4	16	63	平成22年合計	118	872
5	16	123	月平均	10	73
6	1	2	平成21年合計	143	1,143
7	10	80	20	141	1,055
8	14	102	19	97	668
9	2	2	18	142	1,070

（6）インターネットによる議会放映（平成１９年９月より実施）

開かれた熊本市議会を実現するため、インターネットを通じた会議中継を実施している。

対象会議　　本会議（ライブ・録画）
　　予算決算委員会（録画）
放映費用　　５，２９２千円（契約期間：平成 22 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日）

議場見取図

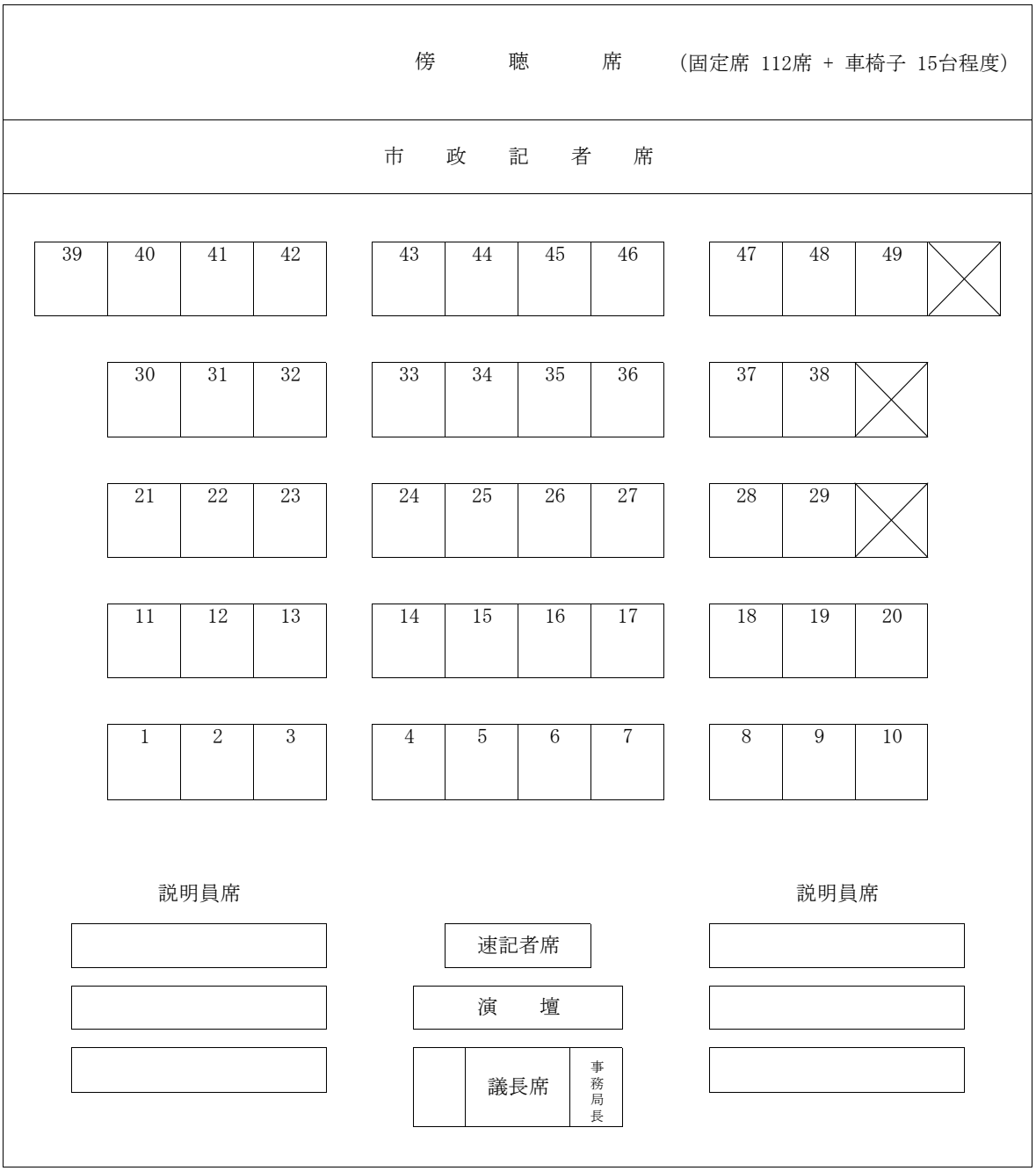
傍　聴　席　(固定席 112席 + 車椅子 15台程度)
市　政　記　者　席
39 40 41 42
43 44 45 46
47 48 49
30 31 32
33 34 35 36
37 38
21 22 23
24 25 26 27
28 29
11 12 13
14 15 16 17
18 19 20
1 2 3
4 5 6 7
8 9 10
説明員席
説明員席
速記者席
演　壇
議長席
事務局長

総　　務

1	熊本市機構図	25
2	歴代市長	36
3	名誉市民	37
4	情報公開・個人情報保護	39
5	行政改革	42
6	指定管理者制度	44
7	職員数	46
8	給与	46
9	職員研修	49
10	契約	52
11	危機管理防災	53
12	総合計画	55
13	広報	59
14	広聴	61
15	熊本市オンブズマン制度	66
16	情報化推進	67
17	統計	73
18	政令指定都市の実現	75
19	財政	78
20	土地開発基金	83
21	市庁舎概要	83
22	市税	87
23	選挙	90
24	人事委員会	95

1　熊本市機構図（平成23年4月1日現在）

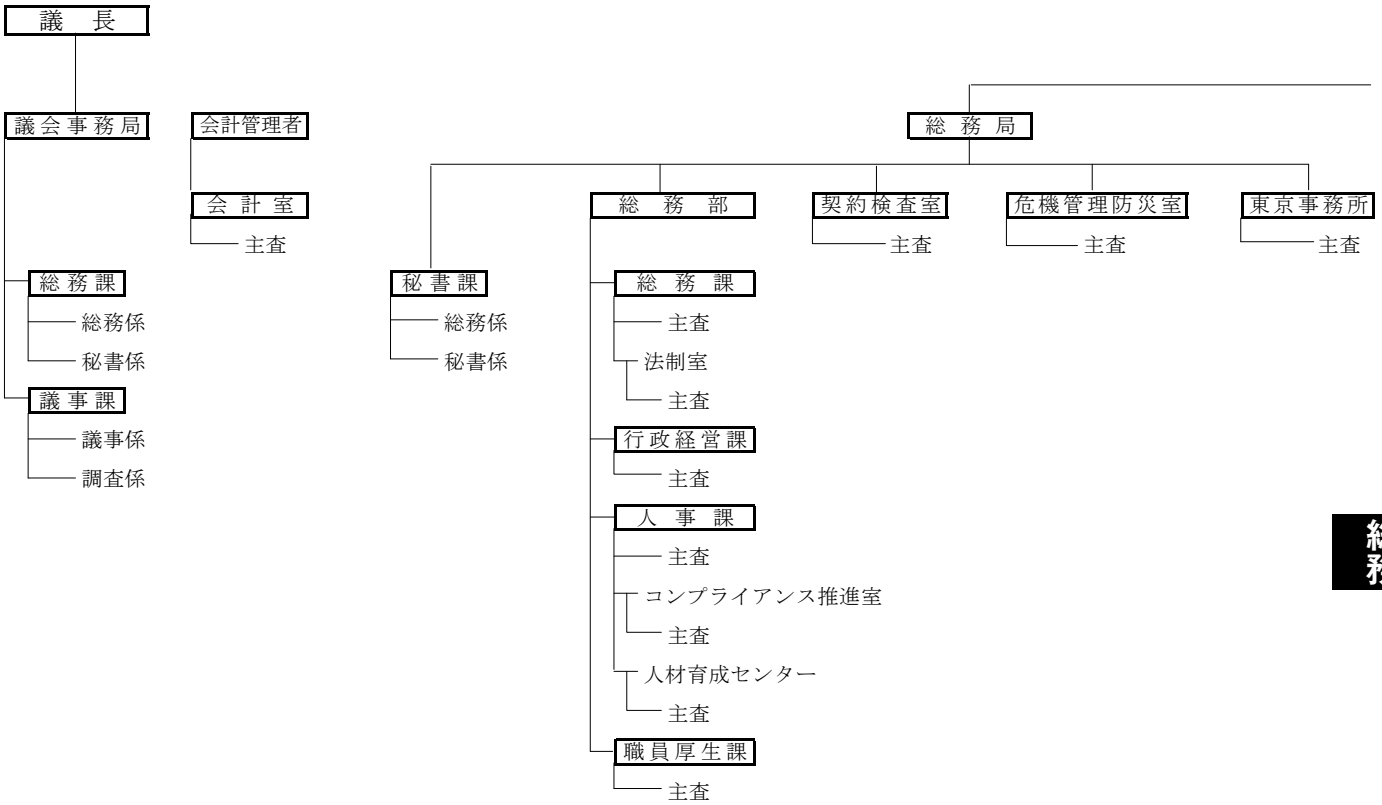

総務

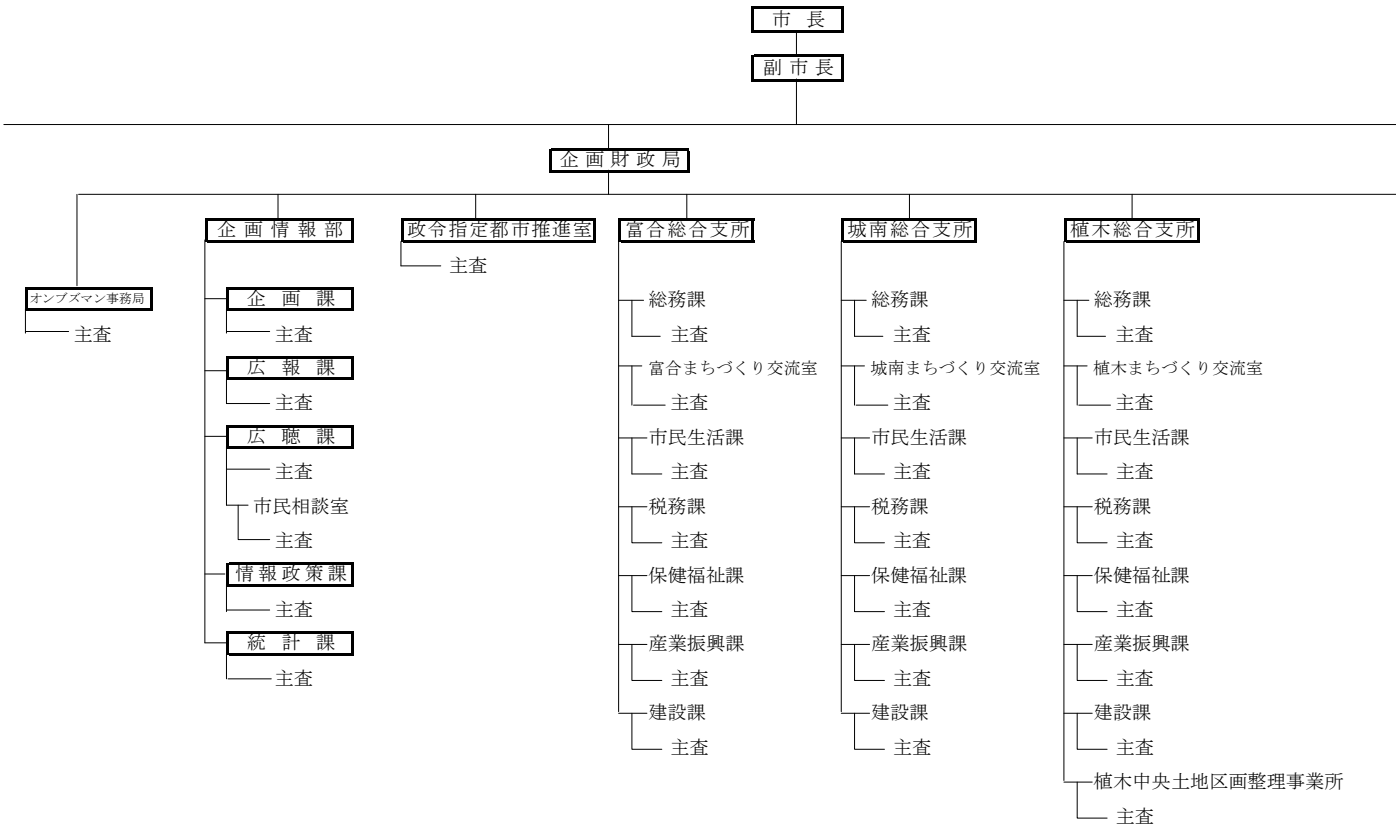
市 長
副 市 長
企 画 財 政 局
オンブズマン事務局
主査
企 画 情 報 部
企 画 課
主査
広 報 課
主査
広 聴 課
主査
市民相談室
主査
情 報 政 策 課
主査
統 計 課
主査
政令指定都市推進室
主査
富合総合支所
総務課
主査
富合まちづくり交流室
主査
市民生活課
主査
税務課
主査
保健福祉課
主査
産業振興課
主査
建設課
主査
城南総合支所
総務課
主査
城南まちづくり交流室
主査
市民生活課
主査
税務課
主査
保健福祉課
主査
産業振興課
主査
建設課
主査
植木総合支所
総務課
主査
植木まちづくり交流室
主査
市民生活課
主査
税務課
主査
保健福祉課
主査
産業振興課
主査
建設課
主査
植木中央土地区画整理事業所
主査

- 市民生活局
  - 財務部
    - 財政課
      - 主査
    - 管財課
      - 主査
    - 車両管理課
      - 主査
  - 税務部
    - 主税課
      - 主査
      - 北部出張所
        - 主査
      - 河内出張所
        - 主査
      - 飽田出張所
        - 主査
      - 天明出張所
        - 主査
    - 市民税課
      - 市民税第一係
      - 市民税第二係
      - 市民税第三係
      - 法人係
    - 資産税課
      - 主査
    - 納税課
      - 収納管理係
      - 徴収第一係
      - 徴収第二係
      - 徴収第三係
      - 納税推進係
      - 特別滞納対策室
        - 主査
  - 市民生活部
    - 市民協働推進課
      - 主査
    - 地域づくり推進課
      - 主査
      - 中央まちづくり交流室
        - 主査
      - 五福まちづくり交流室
        - 主査
    - 地籍調査課
      - 管理係
      - 調査係
    - 市民課
      - 管理係
      - 戸籍係
      - 住民係
      - 証明係
      - 市民サービスコーナー
    - 北部総合支所
      - 総務課
        - 主査
      - 市民福祉課
        - 主査
      - 北部まちづくり交流室
    - 河内総合支所
      - 総務課
        - 主査
      - 市民福祉課
        - 主査
      - 河内まちづくり交流室
      - 芳野出張所
        - 主査
        - 芳野コミュニティセンター
    - 飽田総合支所
      - 総務課
        - 主査
      - 市民福祉課
        - 主査
      - 飽田まちづくり交流室
    - 天明総合支所
      - 総務課
        - 主査
      - 市民福祉課
        - 主査
      - 天明まちづくり交流室
    - 南部市民センター
      - 管理係
      - 南部まちづくり交流室
    - 幸田市民センター
      - 主査
      - 幸田まちづくり交流室
    - 西部市民センター
      - 管理係
      - 西部まちづくり交流室
    - 秋津市民センター
      - 管理係
      - 秋津まちづくり交流室
    - 龍田市民センター
      - 管理係
      - 龍田まちづくり交流室
    - 託麻市民センター
      - 主査
      - 託麻まちづくり交流室
    - 東部市民センター
      - 管理係
      - 東部まちづくり交流室
    - 清水市民センター
      - 主査
      - 清水まちづくり交流室
    - 大江市民センター
      - 管理係
      - 大江まちづくり交流室
    - 花園市民センター
      - 主査
      - 花園まちづくり交流室
    - 生活安全課
      - 主査
      - 消費者センター
        - 主査
      - 計量検査所
        - 主査
    - 男女共生推進課
      - 主査
      - 男女共同参画センターはあもにい
        - 主査
  - 人権推進総室
    - 主査
    - 植木ふれあい文化センター
    - ふれあい文化センター
      - 主査

総務

- 健康福祉局
  - 指導監査課
    - 主査
  - ねんりんピック推進室
    - 主査
  - 健康政策部
    - 健康福祉政策課
      - 主査
      - 健康づくり推進室
        - 主査
      - 斎場
    - 国民健康保険課
      - 財政健全化推進係
      - 資格賦課係
      - 給付係
      - 保健事業係
      - 後期高齢者医療係
    - 保険料収納課
      - 主査
    - 国民年金課
      - 管理係
      - 年金第一係
      - 年金第二係
    - 中央保健福祉センター
      - 管理係
      - 健康増進係
      - 高齢福祉係
      - 健康福祉相談係
      - 地域健康係
    - 東保健福祉センター
      - 健康増進係
      - 高齢福祉係
      - 健康福祉相談係
      - 地域健康係
    - 西保健福祉センター
      - 健康増進係
      - 高齢福祉係
      - 健康福祉相談係
      - 地域健康係
    - 南保健福祉センター
      - 健康増進係
      - 高齢福祉係
      - 健康福祉相談係
      - 地域健康係
    - 北保健福祉センター
      - 健康増進係
      - 高齢福祉係
      - 健康福祉相談係
      - 地域健康係
  - 保健福祉部（福祉事務所）
    - 地域保健福祉課
      - 主査
      - 福祉総合相談室
        - 主査
    - 高齢介護福祉課
      - 管理係
      - 高齢者活動推進係
      - 高齢者支援係
      - 認定給付係
      - 指導係
    - 障がい保健福祉課
      - 管理係
      - 生活支援係
      - 相談支援係
      - 自立支援係
      - 精神保健福祉係
      - 身体・知的障がい者更生相談所開設準備室
        - 主査
      - 精神保健福祉センター開設準備室
        - 主査
    - 保護第一課
      - 管理係
      - 第一係
      - 第二係
      - 第三係
      - 第四係
      - 第五係
    - 保護第二課
      - 第一係
      - 第二係
      - 第三係
      - 第四係
      - 第五係
      - 第六係
  - 衛生部（保健所）
    - 地域医療課
      - 医療企画係
      - 監視指導係
    - 生活衛生課
      - 生活衛生係
      - 環境衛生係
      - 動物愛護センター
        - 管理係
        - 愛護係
        - 鳥獣係
      - 環境衛生事業所
    - 食品保健課
      - 食品衛生係
      - 食品安全係
      - 食品栄養係
    - 感染症対策課
      - 感染症係
      - 結核係
      - 検査係
    - 食肉衛生検査所
      - 検査第一係
      - 検査第二係

- 子ども未来局
  - 子ども育成部
    - 子ども政策課
      - 主査
      - 要保護児童対策室
        - 主査
      - 子ども総合相談室
        - 主査
    - 青少年育成課
      - 主査
      - 青少年センター
        - 主査
      - 西原公園児童館
      - 勤労青少年ホーム
    - 子ども発達支援センター
      - 主査
    - 児童相談所
      - 主査
  - 子ども支援部
    - 子育て支援課
      - 管理係
      - 子ども健康係
      - ひとり親家庭支援係
      - 給付係
      - 子育て支援センター(10)
    - 保育幼稚園課
      - 管理係
      - 指導係
      - 保育係
      - 幼稚園係
      - 保育園(23)
      - 幼稚園(8)
- 環境保全局
  - 環境保全部
    - 環境企画課
      - 主査
      - 温暖化対策室
        - 主査
    - 緑保全課
      - 管理係
      - 保全係
      - 推進係
    - 水保全課
      - 管理係
      - 水質保全係
      - 水量保全係
      - 普及啓発係
  - 環境事業部
    - 廃棄物計画課
      - 管理係
      - 計画係
      - 扇田環境センター
    - 廃棄物指導課
      - 家庭廃棄物係
      - 事業廃棄物係
      - リサイクル係
      - 収集管理係
      - リサイクル情報プラザ
    - 環境施設整備室
      - 主査
    - 浄化対策課
      - 管理係
      - 指導係
      - 秋津浄化センター
        - 管理係
    - 北部クリーンセンター
      - 啓発推進係
      - 作業係
    - 西部クリーンセンター
      - 啓発推進係
      - 作業係
    - 東部クリーンセンター
      - 啓発推進係
      - 作業係
    - 東部環境工場
      - 管理係
      - 技術係
      - 運転係
    - 西部環境工場
      - 管理係
      - 技術係
      - 運転係
  - 環境総合研究所
    - 主査

- 農水商工局
  - 商工振興部
    - 産業政策課
      - 主査
      - 農商工連携推進室
        - 主査
      - 企業立地推進室
        - 主査
      - 企業立地推進東京出張所
        - 主査
      - くまもと森都心プラザ開設準備室
        - 主査
    - 商工振興課
      - 商業振興係
      - 工業振興係
    - 経営支援課
      - 経営支援係
      - 金融支援係
  - 農林水産振興部
    - 農業政策課
      - 管理係
      - 企画係
      - 担い手推進室
        - 主査
      - 食肉処理施設プロジェクト
    - 生産流通課
      - 農畜産係
      - 園芸係
      - 地産地消推進室
        - 主査
    - 耕地課
      - 管理係
      - 施設係
      - 計画指導係
      - 工事第一係
      - 工事第二係
    - 水産振興センター
      - 指導係
      - 漁港係
    - 食肉センター
      - 管理係
      - 業務係
    - 北部出張所
      - 主査
    - 河内出張所
      - 主査
    - 飽田出張所
      - 主査
    - 天明出張所
      - 主査
  - 競輪事務所
    - 主査
- 観光文化交流局
  - 新幹線戦略室
    - 主査
  - 観光交流部
    - シティプロモーション課
      - 主査
      - 国際室
        - 主査
      - コンベンション推進室
        - 主査
    - 観光振興課
      - 主査
    - 熊本城総合事務所
      - 主査
    - 動植物園
      - 企画教育係
      - 管理係
      - 施設第一係
      - 施設第二係
      - 飼育第一係
      - 飼育第二係
  - 文化スポーツ交流部
    - 文化振興課
      - 主査
      - 埋蔵文化財調査室
        - 主査
    - スポーツ振興課
      - 総務係
      - スポーツ振興係
      - 施設管理係
      - スポーツコンベンション係
    - 市民会館
      - 主査
      - 舞台事業室
        - 主査
      - 健軍文化ホール
        - 主査

- 都市建設局
  - 技術管理課
    - 主査
  - 都市政策部
    - 都市計画課
      - 主査
    - 都心活性推進課
      - 主査
    - 建築指導課
      - 管理係
      - 調整係
      - 道路係
      - 指導係
      - 建築審査室
        - 主査
  - 交通政策総室
    - 主査
  - 都市整備部
    - 開発景観課
      - 開発指導第一係
      - 開発指導第二係
      - 景観整備係
      - 屋外広告物係
    - 公園課
      - 総務係
      - 管理係
      - 計画係
      - 工事係
    - 用地調整課
      - 主査
    - 河川課
      - 総務係
      - 管理係
      - 河川整備係
      - 水路整備係
      - 都市雨水係
  - 熊本駅周辺整備事務所
    - 主査
    - 熊本駅西土地区画整理事業所
      - 主査
  - 建築部
    - 建築計画課
      - 主査
      - 建築物安全推進室
        - 主査
    - 営繕課
      - 営繕計画係
      - 建築第一係
      - 建築第二係
      - 建築保全室
        - 主査
    - 設備課
      - 機械設備係
      - 電気設備係
    - 住宅課
      - 計画係
      - 管理係
      - 収納係
      - 維持係
      - 建設係
  - 土木部
    - 土木総務課
      - 総務係
      - 占用係
      - 維持計画係
      - 建設計画係
      - 国県道引継準備室
        - 主査
    - 土木管理課
      - 管理第一係
      - 管理第二係
      - 道路認定係
      - 財産管理係
      - 道路台帳・保全係
    - 道路整備課
      - 調査係
      - 整備第一係
      - 整備第二係
      - 道路用地第一係
      - 道路用地第二係
    - 東部土木センター
      - 工務課
        - 管理係
        - 工事第一係
        - 工事第二係
      - 維持課
        - 維持第一係
        - 維持第二係
    - 西部土木センター
      - 工務課
        - 管理係
        - 工事第一係
        - 工事第二係
      - 維持課
        - 維持第一係
        - 維持第二係
        - 維持第三係
      - 河内分室
        - 主査
    - 北部土木センター
      - 工務維持課
        - 管理係
        - 工事係
        - 維持係

- 消防局
  - 総務課
    - 主査
  - 人事教養課
    - 主査
  - 情報司令課
    - 情報管理係
    - 司令一係
    - 司令二係
  - 予防課
    - 予防指導係
    - 防火啓発係
    - 建築係
    - 危険物係
    - 火災調査室
      - 調査一係
      - 調査二係
  - 消防課
    - 消防係
    - 救助係
    - 消防団室
      - 主査
  - 救急課
    - 主査
  - 中央消防署
    - 指導課
      - 総務係
      - 指導係
      - 予防係
    - 警防一課
      - 警防一係
      - 警防二係
      - 救急係
      - 清水出張所
      - 楠出張所
      - 北部出張所
      - 島崎出張所
    - 警防二課
      - 警防一係
      - 警防二係
      - 救急係
      - 清水出張所
      - 楠出張所
      - 北部出張所
      - 島崎出張所
  - 西消防署
    - 指導課
      - 総務係
      - 指導係
      - 予防係
    - 警防一課
      - 警防一係
      - 警防二係
      - 救急係
      - 川尻出張所
      - 田崎出張所
      - 小島出張所
      - 河内出張所
      - 飽田・天明出張所
    - 警防二課
      - 警防一係
      - 警防二係
      - 救急係
      - 川尻出張所
      - 田崎出張所
      - 小島出張所
      - 河内出張所
      - 飽田・天明出張所
  - 健軍消防署
    - 指導課
      - 総務係
      - 指導係
      - 予防係
    - 警防一課
      - 警防一係
      - 警防二係
      - 救急係
      - 出水出張所
      - 託麻出張所
      - 小山出張所
      - 平田出張所
    - 警防二課
      - 警防一係
      - 警防二係
      - 救急係
      - 出水出張所
      - 託麻出張所
      - 小山出張所
      - 平田出張所

- 交通事業管理者
  - 交通局
    - 総務課
      - 総務係
      - 経営企画係
      - 経理係
      - 営業推進室
        - 主査
    - 電車課
      - 運輸企画係
      - 技術係
      - 上熊本車両工場
      - 大江営業所
    - 自動車課
      - 運輸計画係
      - 小峯営業所
      - 整備工場
        - 管理係

- 上下水道事業管理者
  - 上下水道局
    - 計画調整課
    - 総務部
      - 総務課
        - 総務係
        - 人事係
        - 管財係
        - 富合営業所
        - 城南営業所
        - 植木営業所
        - 庁舎建設管理室
          - 主査
      - 工事管理室
        - 主査
      - 経営企画課
        - 主査
        - 出納室
          - 主査
      - 料金課
        - 管理係
        - 料金調定第一係
        - 料金調定第二係
        - 収納係
        - 収納整理係
      - 給排水設備課
        - 管理係
        - 図面情報係
        - 給水装置係
        - 排水設備係
    - 水道部
      - 水道整備課
        - 管理係
        - 施設係
        - 設備係
        - 工事第一係
        - 工事第二係
        - 工事第三係
      - 管路維持課
        - 維持係
        - 渉外工事係
        - 漏水対策室
          - 主査
      - 水源課
        - 水運用第一係
        - 水運用第二係
        - 施設管理係
        - 施設維持係
        - 水質管理室
          - 水質管理係
      - 西部水道センター
        - 業務係
        - 施設係
      - 北部水道センター
        - 業務係
        - 施設係
    - 下水道部
      - 下水道建設課
        - 管理係
        - 工事第一係
        - 工事第二係
        - 施設係
      - 下水道維持課
        - 施設管理係
        - 維持係
        - 水質管理室
        - 中部浄化センター
          - 管理第一係
          - 管理第二係
        - 東部浄化センター
          - 管理第一係
          - 管理第二係
        - 南部浄化センター
          - 管理係
        - 西部浄化センター
          - 管理係
        - 維持補修センター
          - 主査

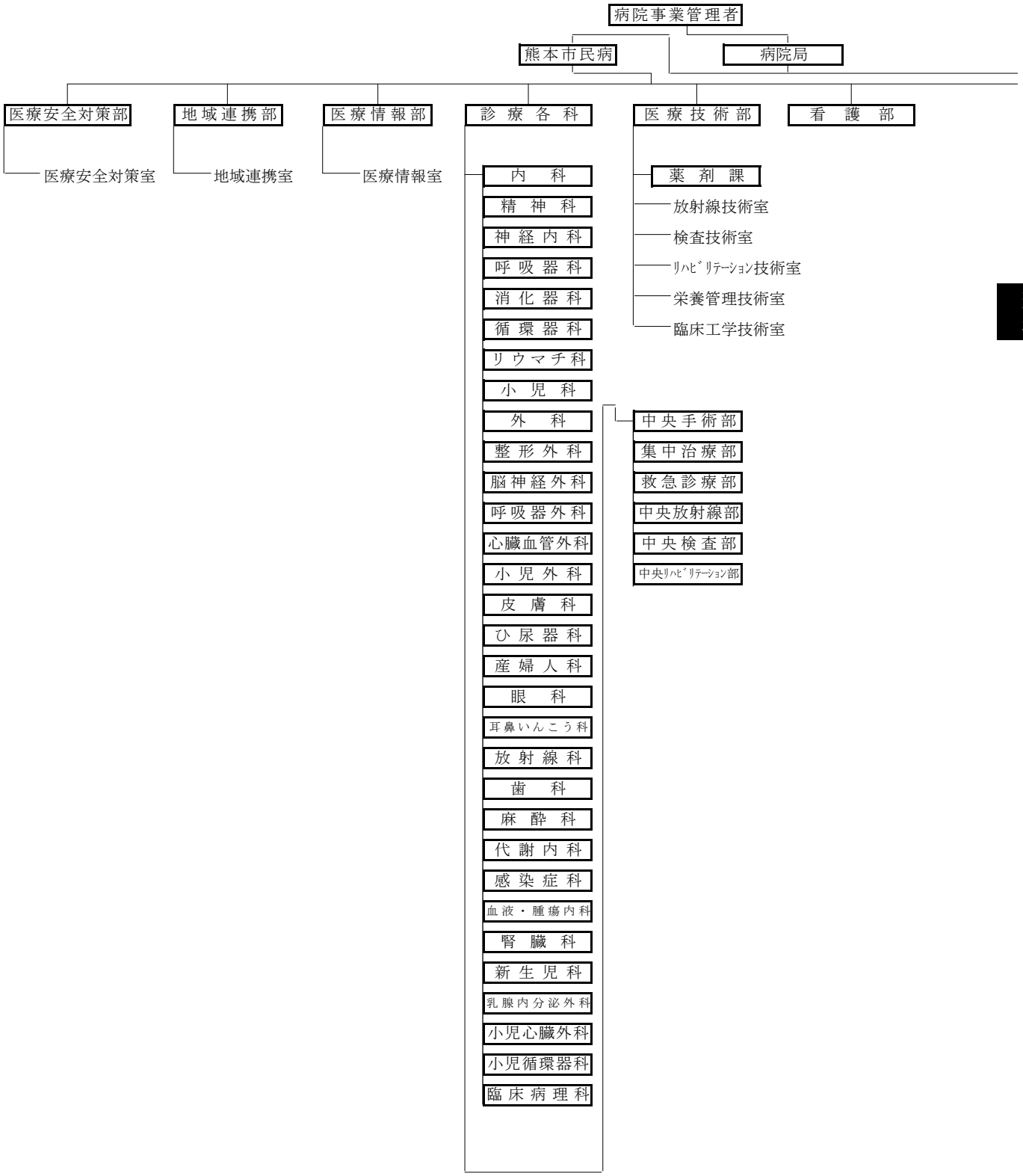
病院事業管理者
熊本市民病
病院局
医療安全対策部
医療安全対策室
地域連携部
地域連携室
医療情報部
医療情報室
診療各科
内科
精神科
神経内科
呼吸器科
消化器科
循環器科
リウマチ科
小児科
外科
整形外科
脳神経外科
呼吸器外科
心臓血管外科
小児外科
皮膚科
ひ尿器科
産婦人科
眼科
耳鼻いんこう科
放射線科
歯科
麻酔科
代謝内科
感染症科
血液・腫瘍内科
腎臓科
新生児科
乳腺内分泌外科
小児心臓外科
小児循環器科
臨床病理科
中央手術部
集中治療部
救急診療部
中央放射線部
中央検査部
中央ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ部
医療技術部
薬剤課
放射線技術室
検査技術室
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ技術室
栄養管理技術室
臨床工学技術室
看護部

総務

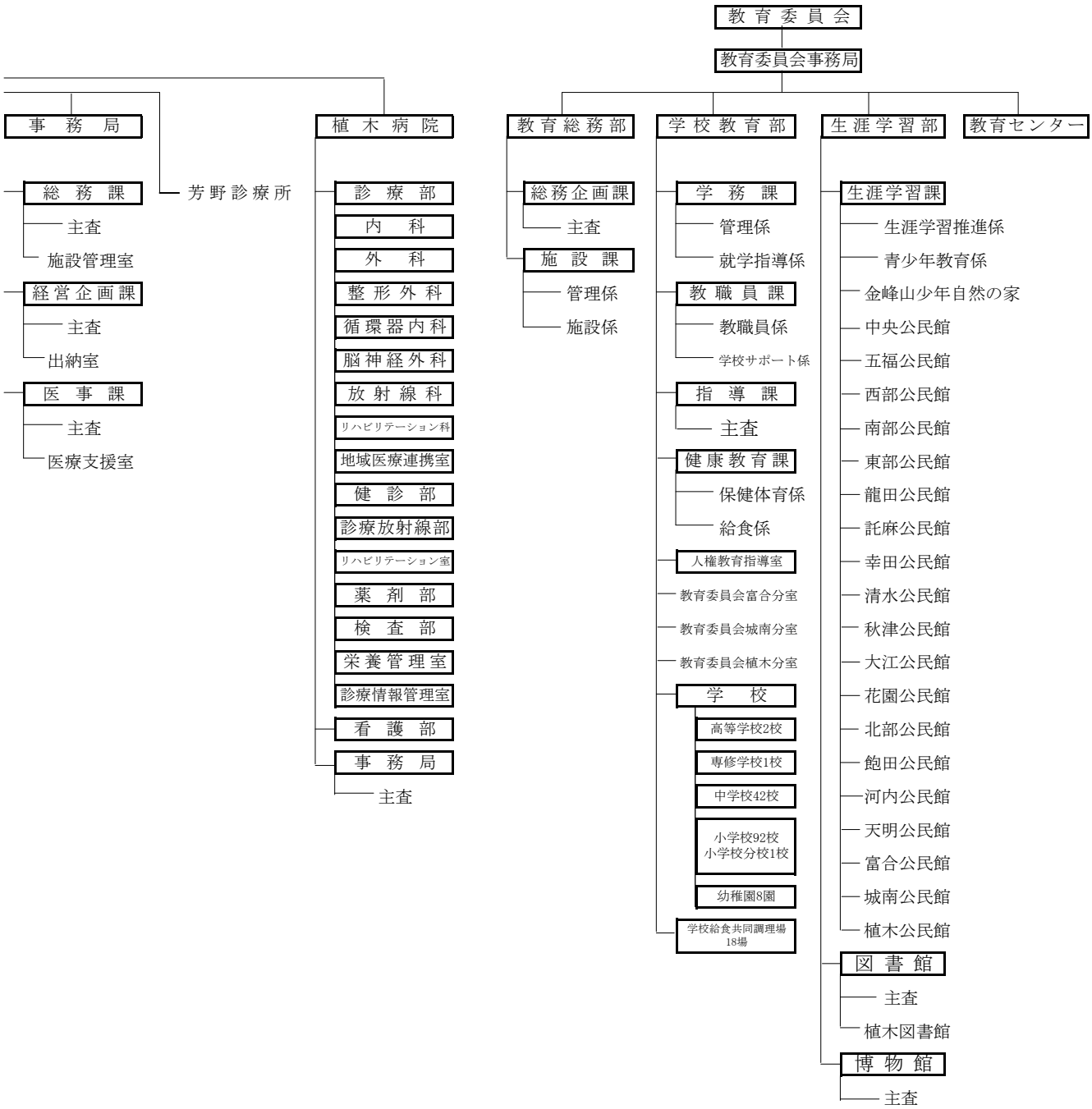
教育委員会
教育委員会事務局
事務局
総務課
主査
施設管理室
経営企画課
主査
出納室
医事課
主査
医療支援室
芳野診療所
植木病院
診療部
内科
外科
整形外科
循環器内科
脳神経外科
放射線科
リハビリテーション科
地域医療連携室
健診部
診療放射線部
リハビリテーション室
薬剤部
検査部
栄養管理室
診療情報管理室
看護部
事務局
主査
教育総務部
総務企画課
主査
施設課
管理係
施設係
学校教育部
学務課
管理係
就学指導係
教職員課
教職員係
学校サポート係
指導課
主査
健康教育課
保健体育係
給食係
人権教育指導室
教育委員会富合分室
教育委員会城南分室
教育委員会植木分室
学校
高等学校2校
専修学校1校
中学校42校
小学校92校
小学校分校1校
幼稚園8園
学校給食共同調理場
18場
生涯学習部
生涯学習課
生涯学習推進係
青少年教育係
金峰山少年自然の家
中央公民館
五福公民館
西部公民館
南部公民館
東部公民館
龍田公民館
託麻公民館
幸田公民館
清水公民館
秋津公民館
大江公民館
花園公民館
北部公民館
飽田公民館
河内公民館
天明公民館
富合公民館
城南公民館
植木公民館
図書館
主査
植木図書館
博物館
主査
教育センター

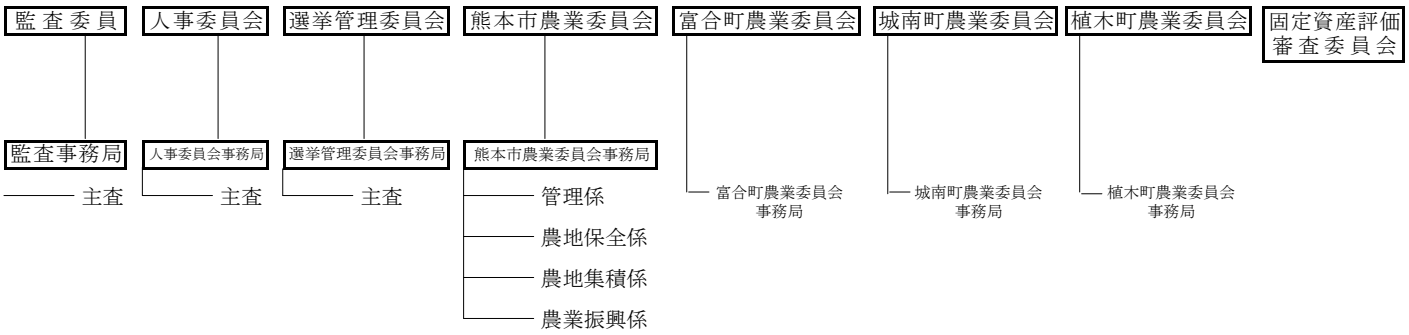
監査委員
人事委員会
選挙管理委員会
熊本市農業委員会
富合町農業委員会
城南町農業委員会
植木町農業委員会
固定資産評価審査委員会
監査事務局
主査
人事委員会事務局
主査
選挙管理委員会事務局
主査
熊本市農業委員会事務局
管理係
農地保全係
農地集積係
農業振興係
富合町農業委員会事務局
城南町農業委員会事務局
植木町農業委員会事務局

2　歴 代 市 長（秘書課）

代	氏　　名	就任年月日	退任年月日
1	杉　村　　大　八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松　崎　　為　己	26. 9.15	30. 8. 2
3	辛　島　　格	30. 9.13	大 2. 1.20
4	山　田　　珠　一	大 2. 4. 2	3.10.10
5	依　田　　昌　兮	4. 1.14	6. 9. 3
6	佐　柳　　藤　太	6.11.20	10.11.19
7	高　橋　　守　雄	11. 1.19	14. 7.13
8	辛　島　　知　己	14. 9.14	昭 4. 7. 4
9	山　田　　珠　一	昭 5. 2. 5	9. 4.17
10	山　隈　　康	9. 5.14	17. 5.13
11	平　野　　龍　起	17. 6.25	20. 8.10
12	石　坂　　繁	20.10. 4	21. 3.11
13・14	福　田　　虎　亀	21. 6.14	23. 2. 9
15	佐　藤　　真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林　田　　正　治	27. 3.20	31. 2.23
17・18	坂　口　　主　税	31. 3.16	38. 1. 4
19・20	石　坂　　繁	38. 2.15	45.11.26
21～24	星　子　　敏　雄	45.12.20	61.12. 6
25・26	田　尻　　靖　幹	61.12. 7	平 6.12. 6
27・28	三　角　　保　之	平 6.12. 7	14.12. 2
29～31	幸　山　　政　史	14.12. 3	在　任　中

３　名　誉　市　民（秘書課）

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久３年１月２５日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治１６年１月１日生まれ。第７代市長として、３大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治１６年１０月２１日生まれ。細川家１６代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治５年１２月７日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治８年１１月１５日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治２０年９月１２日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治１９年６月８日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和２年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治３３年４月１１日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

安永蕗子氏（平成21年顕彰）

大正９年２月１９日生まれ。平成１０年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めるなど日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和３７年の「魚愁」から平成１５年の「褐色界」まで１６にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成３年には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に多大な功績。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

４　情報公開・個人情報保護（総務課）

（１）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成１０年１０月１日に施行した。

平成１１年１０月１日からは、議会が実施機関に加わった。

ア　目　的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティー）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ　実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ　開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ　文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

（２）平成２２年度情報公開制度の実施状況（平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日）

ア　開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

(単位　件)

開示請求件数	処理状況									
	開示決定	部分開示決定	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
			不開示	存否不回答	不存在	その他	計			
633	445	147	18	0	96	12	126	718	15	2

※1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
※存否不回答とは、条例第 9 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

イ　開示請求者の内訳

開　示　請　求　者　の　区　分	開示請求件数（件）
本市の区域内に住所を有する者	229
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	386
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	4
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	11
その他	3
合　　計	633

ウ　不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処　理　状　況				
年度	区分	件数（件）	決定済	裁決済	審査会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
10～17	異議申立て	22	12	－	0	0	5
	審査請求	0	－	0	0	0	0
18	異議申立て	1	4	－	0	0	0
	審査請求	0	－	0	0	0	0
19	異議申立て	3	3	－	0	0	0
	審査請求	0	－	0	0	0	0
20	異議申立て	14	12	－	0	0	0
	審査請求	0	－	0	0	0	0
21	異議申立て	3	6	－	0	0	0
	審査請求	0	－	0	0	0	0
22	異議申立て	17	4	－	14	2	0
	審査請求	0	－	0	0	0	0
合　計		60	41	0	14	2	5

（注）　不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったり、１件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。
また、前年度の不服申立てを次年度に決定したため。

（３）個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成１４年４月１日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア　個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ　個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ　実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

（４）個人情報保護制度の実施状況

ア　開示請求件数及びその処理状況

（単位　件）

開示請求件数（平成 22 年度）	処理状況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
105	48	38	1	24	0	0	0

※1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第 17 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ　不服申立ての件数及び処理状況

（単位　件）

不服申立て件数			処理状況				
年度	区分	件数	決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
15～17	異議申立て	3	1	－	0	0	0
	審査請求	0	－	0	0	0	0
18	異議申立て	0	2	－	0	0	0
	審査請求	0	－	0	0	0	0
19	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
20	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
21	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
22	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
合計		3	3	0	0	0	0

ウ　訂正請求及び利用停止請求の状況

（単位　件）

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
22	0	－	0

５　行政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行政改革に取組んでいる。

平成８年９月には、行政改革大綱を策定（第１次行革）、平成１２年１０月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第２次行革）を行い、事務事業の見直し等に取組んできた。また、平成１６年３月には、行財政改革推進計画を策定し（第３次行革）、市民協同の積極的な推進をはじめ、市民サービス、組織風土、組織機構、公営企業、外郭団体などの改革、財政の健全化に取り組み、まちづくりの着実な推進を支えるとともに、市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現を目指してきた。

さらに、第６次・総合計画に掲げる新しい熊本づくり（湧々（わくわく）都市くまもと）の着実な推進に向けて、「市民に信頼される市政の実現」と「効率的で質の高い市政運営」を目標とした第４次となる「行財政改革計画」（期間：２１年度から２５年度）を平成２１年３月に策定した。

この計画に基づき、組織体制の見直し、民間委託の推進及び財政の健全化など７５項目に取組んでいく。

（１）経費改善への取組実績

第１次行革　（単位：百万円）

区分＼年度		8	9	10	11
1	事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118
	廃止・縮小・統合		5	143	204
	簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624
	民間委託等の推進			197	290
	その他				
2	財政の健全化			1,040	1,677
3	人事管理制度の見直し		77	332	1,096
合計		83	594	3,202	4,891

第２次行革　（単位：百万円）

区分＼年度		12	13	14	15
1	事務事業の見直し	329	511	1,005	1,619
	廃止・縮小・統合	81	83	89	96
	簡素・効率化・経費節減	242	340	744	1,336
	民間委託等の推進	6	79	149	158
	その他		9	23	29
2	財政の健全化	2,079	1,273	1,959	1,599
3	人事管理制度の見直し	578	1,315	1,696	2,065
合計		2,986	3,099	4,660	5,283

第３次行革：行財政改革推進計画

（単位：百万円）

区分＼年度	16	17	18	19	20
市民サービスの改革	176	254	355	394	443
組織の改革	150	854	1,262	1,949	1,840
外郭団体の改革	230	0	0	0	0
公営企業の経営健全化	0	0	2,137	2,096	2,381
財政健全化の推進	1,402	2,365	3,850	5,042	5,921
合計	1,958	3,473	7,604	9,481	10,585

総務

（２）職員数の推移

第１次行革

（単位：人）

区分＼年度	8	9	10	11
職員総数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612
市民数 ②	648,543	651,605	654,613	657,850
職員一人あたり市民数（②÷①）	96.2	96.8	97.7	99.5

第２次行革

（単位：人）

区分＼年度	12	13	14	15	16
職員総数 ①	6,544	6,458	6,407	6,364	6,322
市民数 ②	659,942	661,115	664,279	666,698	667,746
職員一人あたり市民数（②÷①）	100.8	102.4	103.7	104.8	105.6

第３次行革：行財政改革推進計画

（単位：人）

区分＼年度	17	18	19	20
職員総数 ①	6,249	6,231	6,156	6,119
市民数 ②	668,797	667,169	667,899	668,021
職員一人あたり市民数（②÷①）	107.0	107.1	108.5	109.2

第４次行革：行財政改革推進計画

（単位：人）

区分＼年度	21	22	23
職員総数 ①	6,123	6,486	6,402
市民数 ②	677,375	728,332	732,832
職員一人あたり市民数（②÷①）	110.6	112.3	114.5

６　指定管理者制度

概　　況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへ的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成１５年６月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成１６年８月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理（候補者選定）の状況

（１）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	熊本市辛島公園地下駐車場	1	車両管理課	（財）熊本市駐車場公社	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場	1	生活安全課		
	熊本市自転車駐車場	1	生活安全課	熊本市自転車駐車場管理運営共同企業体	平 21.4.1～24.3.31
	熊本市現代美術館	1	文化振興課	（財）熊本市美術文化振興財団	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市国際交流会館	1	シティプロモーション課　国際室	熊本市国際交流会館共同企業体	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市植木健康福祉センター	1	健康福祉政策課	（株）くまもと健康支援研究所	平 21.6.1～26.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	1	地域保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～24.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	1	地域保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～24.3.31
	熊本市東老人福祉センター	1	高齢介護福祉課		
	熊本市老人福祉センター （中央・北・西・南・川上・河内・天明・西里）	8	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市お達者文化会館	1	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市南部万年青会館	1	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市東部はつらつ交流会館	1	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～26.3.31
	障害者福祉センター希望荘	1	障がい保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市大江荘	1	子育て支援課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平 21.4.1～24.3.31
	熊本市母子福祉センター	1	子育て支援課	（社福）照敬会、NPO 法人ここへおいでよ共同企業体	平 21.4.1～24.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	1	産業政策課	（財）熊本市勤労者福祉センター	平 21.4.1～24.3.31
	熊本駅西都市再生住宅	2	熊本駅周辺整備事務所	熊本市営住宅管理センター共同企業体	平 21.4.1～24.3.31
	市営住宅、市営改良住宅	103	住宅課		
	特優賃住宅	16			
	熊本市総合体育館・青年会館	5	スポーツ振興課	（財）熊本市社会教育振興事業団	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市総合屋内プール				
	南部総合スポーツセンター				
	託麻スポーツセンター				
	田迎公園運動施設				
	水前寺野球場・競技場	1	スポーツ振興課	（財）熊本市社会教育振興事業団	平 21.4.1～26.3.31
	熊本市水の科学館	1	経営企画課	九州綜合サービス（株）	平 21.4.1～25.3.31

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	熊本市植木温泉福祉交流館	1	植木総合支所	（有）鞠智	平22.4.1～25.3.31
	熊本市夢もやい館	1	地域保健福祉課	夢もやい館管理運営共同企業体	平22.4.1～27.3.31
	熊本市食品交流会館	1	商工振興課	（株）フードパル企画	平22.4.1～27.3.31
	熊本市流通情報会館	1	商工振興課	熊本流通団地協同組合	平22.4.1～27.3.31
	熊本市くまもと工芸会館	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	平22.4.1～27.3.31
23	東部交流センター	1	東部環境工場	（株）パブリックビジネスジャパン	平23.4.1～28.3.31
	熊本市子ども文化会館	1	子ども政策課	（財）熊本市社会教育振興事業団	平23.4.1～28.3.31
	熊本市立雁回敬老園	1	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平23.4.1～28.3.31
	熊本市城南老人福祉センター	1	高齢介護福祉課	（株）オカムラ	平23.4.1～28.3.31
	くまもと森都心プラザ	1	産業政策課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	平23.10.1～28.3.31

総務

（２）地域密着型施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	地域コミュニティセンター	1	地域づくり推進課	春日地域コミュニティセンター運営委員会	平21.1.1～24.3.31
	地域コミュニティセンター	43	地域づくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平21.4.1～24.3.31
	熊本市老人憩の家	132	高齢介護福祉課	各老人憩の家運営委員会	平21.4.1～26.3.31
	熊本市共同利用施設託麻東部会館	1	環境企画課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	平21.4.1～24.3.31
	三山荘	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	平21.4.1～24.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	1	観光振興課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	平21.4.1～24.3.31
22	地域コミュニティセンター	8	地域づくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平22.4.1～25.3.31
23	地域コミュニティセンター	5	地域づくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平23.4.1～26.3.31

（３）小規模施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	熊本市高齢者技能習得センター	1	高齢介護福祉課	熊本市シルバー人材センター	平21.4.1～26.3.31
	熊本市森林学習館	1	緑保全課	（財）日本森林林業振興会	平21.4.1～24.3.31
	熊本市事業内高等職業訓練校	1	産業政策課	熊本市職業訓練協会	平21.4.1～24.3.31
	熊本市技能向上訓練実習場	1	産業政策課	熊本市職業訓練センター	平21.4.1～24.3.31
	リデルライト両女史記念館	1	文化振興課	リデルライト両女史顕彰会	平21.4.1～24.3.31

（４）民営化を目指すため非公募により選定した福祉施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	熊本市中央在宅福祉センター	1	地域保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平21.4.1～26.3.31
	熊本市立養護老人ホーム（明飽苑・明生園）	2	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平21.4.1～26.3.31
	熊本市デイサービスセンター（長寿の里・秋津・西里）	3	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平21.4.1～26.3.31
	熊本市はなぞの学苑	1	障がい保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平21.4.1～26.3.31
	熊本市平成学園	1	障がい保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平21.4.1～26.3.31

（５）ＰＦＩ事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設 桜の馬場観光交流施設駐車場	2	観光振興課	熊本城観光交流サービス（株）	平23.3.5～43.3.31

7　職　　員　　数（人事課）

（平23. 4. 1現在）

区　　分	定　　数	現　員　数
市　長　事　務　部　局	3,660	3,621
議　会　事　務　局	28	23
選挙管理委員会事務局	22	15
監　査　事　務　局	17	16
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	881	639
人事委員会事務局	16	12
消　防　局	631	625
農業委員会事務局	35	30
交　通　局	340	245
上下水道局	520	479
病　院　局	750	697
計	6,900	6,402

8　給　　与（人事課）

（1）局別職員給料

（平23. 4. 1現在）

区分／局別	給料月額（円）			平均年齢	平均勤続年数
	最高	最低	平均		
市長事務部局	604,900	140,100	337,312	42歳7月	19年3月
議会事務局	492,771	208,900	353,219	43〃0〃	20〃2〃
選挙管理委員会事務局	461,000	256,200	381,947	47〃6〃	25〃3〃
監査事務局	465,300	277,200	396,217	48〃6〃	25〃4〃
教育委員会事務局	497,948	164,300	371,274	46〃6〃	16〃7〃
人事委員会事務局	454,700	208,900	359,097	43〃6〃	21〃3〃
消防局	482,100	155,700	319,741	39〃0〃	18〃0〃
農業委員会事務局	462,500	244,900	397,537	50〃5〃	28〃9〃
交通局	426,976	133,095	314,117	45〃6〃	19〃0〃
上下水道局	466,600	140,100	361,191	45〃6〃	23〃0〃
病院局	609,500	169,500	338,260	41〃3〃	15〃3〃
全体	609,500	133,095	340,616	42〃11〃	18〃9〃

（注）給料月額には、一部、現給保障額を含む。

（2）初任給基準

（平23.4.1現在）

区分	職種	試験		学歴免許等	初任給 級	号給	金額（円）
行政職員給料表	一般	正規の試験	上級職		1	25	172,200
			初級職		1	5	140,100
	保育士			短大卒	1	15	152,800
	獣医師			大学6卒	1	38	192,900
	薬剤師			大学卒	1	25	172,200
	栄養士			大学卒	1	25	172,200
				短大卒	1	15	152,800
	保健師			大学卒	1	25	172,200
	助産師			短大3卒	1	21	161,600
	看護師			短大3卒	1	19	158,700
				短大2卒	1	15	152,800
	診療放射線技師			大学卒	1	24	169,500
	臨床検査技師			短大3卒	1	20	160,200
	歯科衛生士			短大2卒	1	15	152,800
				高校専攻科卒	1	11	147,200
	理学療法士			大学卒	1	24	169,500
	作業療法士			短大3卒	1	20	160,200
	言語聴覚士			大学卒	1	24	169,500
				短大3卒	1	20	160,200
	視能訓練士			短大3卒	1	20	160,200
	臨床工学技士			大学卒	1	24	169,500
				短大3卒	1	20	160,200
	学芸員			大学卒	1	25	172,200
	その他			大学卒	1	25	172,200
				短大卒	1	15	152,800
				高校卒	1	5	140,100
業務職給料表	業務職			高校卒	1	17	137,200
				中学卒	1	9	129,200
消防職給料表	上級消防職	正規の試験	上級職		1	33	185,800
	初級消防職		初級職		1	13	149,800
医療職給料表	医師			博士課程修了	1	25	323,600
	歯科医師			大学6卒	1	1	237,700
教育職給料表（一）	教諭			博士課程修了	2	31	260,700
	養護教諭			修士課程修了	2	15	218,000
	教員			大学卒	2	3	196,200
				短大卒	1	11	166,300
	講師			大学卒	1	23	192,700
	養護助教諭			短大卒	1	11	166,300
	助教諭			高校卒	1	3	151,800
	実習助手						
教育職給料表（二）	教諭			博士課程修了	2	43	260,700
				修士課程修了	2	27	218,000
				大学卒	2	15	196,200
				短大卒	2	3	168,600
	講師			大学卒	1	23	192,700
	助教諭			短大卒	1	11	166,300
				高校卒	1	3	151,800

総務

（３）特別職の給料及び報酬

区　　分	現行給料月額（円）	適用年月日	改正前給料月額（円）	適用年月日
市　長	1,137,000	平23. 4. 1	1,140,000	平22. 4. 1
副市長	887,000	〃	889,000	〃
常勤監査委員	691,000	〃	693,000	〃
企業管理者	703,000	〃	705,000	〃
教育長	703,000	〃	705,000	〃

区　　分		現行報酬額（円）	適用年月日	改正前報酬額（円）	適用年月日
教育委員会	委　員　長	月　額　144,000	平16. 4. 1	146,000	平10. 4. 1
	委　員	月　額　88,000	〃	89,000	〃
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤）	月　額　137,000	〃	139,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月　額　71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委　員　長	月　額　165,000	〃	167,000	〃
	委　員	月　額　139,000	〃	140,000	〃
選挙管理委員会	委　員　長	月　額　90,000	〃	92,000	〃
	委　員	月　額　59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日　額　10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く）及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選　挙　長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く）、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期日前投票所の投票管理者		1回につき12,000	平15.12.22		
期日前投票所の投票立会人		1回につき10,000	平15.12.22		
固定資産評価審査委員会委員		日　額　10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
熊本市農業委員会	会　長	月　額　90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月　額　59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月　額　55,000	〃	56,000	〃
富合町農業委員会	会　長	年　額　213,300	平20.10. 6		
	委　員	年　額　195,300	〃		
城南町農業委員会	会　長	年　額　312,000	平22.3.23		
	委　員	年　額　306,000	〃		
植木町農業委員会	会　長	年　額　253,000	平23.3.23		
	会長職務代理者	年　額　227,000	〃		
	代表委員	年　額　212,000	〃		
	委　員	年　額　200,000	〃		
その他の非常勤の職員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1　上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあっては 300,000 円、月額報酬にあっては 250,000 円、日額報酬にあっては 10,000 円、時間額報酬にあっては 1,000 円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあっては 400,000 円、月額報酬にあっては 600,000 円、日額報酬にあっては 30,000 円）を超えない範囲内で、規則で定める

※2　予算の範囲内において市長が定める額

（4）旅　　費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区　　分		鉄　道　賃	船　賃	日当：円（1日につき）	宿泊料：円（1夜につき）	食卓料：円（1夜につき）
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から7級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

（注）

1　普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2　船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。

3　「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

9　職　員　研　修（人事課）

（1）研修受講人員

（単位　人）

区　分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合　計
延人員	7,573	1,282	732	34	51	7,031	45	16,748

（2）特別研修

研　修　名	対　象	回数（回）	人員（人）	日数（日）	実施時期（月）	内　容
条例制定研修	全　職　員	1	9	3	10・1	行政課題を達成する手段としての条例の策定に関し、講義及び演習を通してその手法を修得する
人事評価研修	管　理　職	2	193	1	10	人事評価研修（管理職）の実施。
管理監督者セミナー及び一般職員セミナー	管理監督者及び一般職員	4	438	1.5h～2h	11・1・3	政令市移行に向けて、管理監督者及び一般職員の意識向上を図り、組織風土の活性化を図る特別セミナーの開催。
公務員倫理研修	全　職　員	4	6,933	－	9・10 12・1	職場倫理研修、階層別研修受講者を対象とした研修。

（3）基本研修

研　修　名	対　　象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内　　容
新規採用職員研修	事務・技術・保健師・薬剤師・保育士等	2	90	13	4・10	市職員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成する。
	看護師・薬剤師	2	20	9	5・10	
	看護師	1	10	2	10	
職種変更職員研修	職種変更試験合格者	1	42	6	4	業務職から職種変更した職員に対し、行政職として必要な基本的な知識の習得を通じて職場への円滑な適応を図る。
任期付採用職員研修	保育士	1	11	0.5	4	市職員としての倫理観の涵養や、行政の中立性・公正性についての意識を徹底し、市民応対能力を身につける。
選　択　研　修	採用後3年目の事務職・技術職・業務職、採用後11年目の事務職・技術職	7	200	2	6～9	職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、問題意識を持ち、職務遂行に必要な知識技能の修得に前向きな職員の育成を図る。
中堅職員研修	採用後7年目の事務職・技術職	4	115	2	10・11	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成する。
業務職員Ⅱ研修	採用後14年目の業務職	1	22	1	8	本市職員としての役割、使命を再認識するとともに、組織におけるリーダーとしての自覚を深め、課題発見・問題解決のスキルを修得する。
新任作業長･主任研修	作業長・主任昇任者	1	20	1	8	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を修得する。
新任係長級研修	係長級昇任者	1	146	1	4	係長級昇任者として必要とされる組織でのリーダーシップやコミュニケーションの重要性を再認識する。
新任係長ライン研修	係長（ライン職）昇任者	4	100	2	7・8	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育成のための具体的な技能を修得する。
係長級選択研修	係長級昇任3年目の職員	5	130	2	11	職務遂行に必要な知識･技能の修得及び部下育成に必要なスキルの習得を図る。
係長人事評価研修	新任ライン係長級監督者	3	175	3	10	適正な人事評価技術及び部下との面談技術の習得を図る。
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	4	63	2	4・5	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務の効果的で生産的なあり方を修得する。
新任課長研修	課長級昇任者	2	38	2	5	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透するためのマネジメント機能や職場風土改革の考え方を修得する。
課長人事評価研修	新任ライン課長級管理者	2	75	1	10	部下との面談及び人事評価についての技能を修得することにより職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境の整備を図る。
現任課長研修	課長級昇任3年目の職員	1	25	2	8	自らが職場の人材育成の責任者であることを認識し、職場研修の積極的な推進を図るため、効果的なＯＪＴ能力を身につける。

（4）実務研修

研　修　名	対　象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内　　容
訟　務　研　修	所属長が推薦する課長補佐級又は係長級の職員	1	35	1.5h	3	市職員としての訴訟対応の基本を修得させ、争訴への対応力を向上させる。
法令実務研修（中級・上級）	総務課法制室が指定する採用年度職員	2	139	中級 0.5 上級 0.5	8	法令の体系、法令用語、法令解釈方法、一部改正の 方法等を学ぶことにより、業務の中で法令を解釈し、適用していく基本的な知識を修得する。
政策法務研修	管理者、例規担当者	2	309	0.5	2	例規の制定改廃に関する速やかな対応等、例規の適正な管理運用を修得する。
行政法研修	全職員	1	38	6	1・2	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深めるとともに、様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的法務能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民　法　研　修	全職員	2	50	4	2・3	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・法的センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の向上を図る。
債権回収実務研修	債権回収を所管する部署の担当者	1	33	1	12	行政（市）が有する債権管理の基礎知識や法手続きについて習得するとともに、業務遂行上のポイントを学ぶ。
契約事務研修	契約事務担当者	1	40	2h	2	入札談合行為の防止に関する意識啓発

（5）内部講師養成研修

研　修　名	対　　象	回数（回）	人員（人）	日数（日）	実施時期（月）	内　　容
接遇研修内部講師養成研修	全職員（所属長推薦）	1	13	4	1	新規採用職員等に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。
接遇研修内部講師ブラッシュアップ研修	接遇研修内部講師	1	28	2	2	接遇研修内部講師の講義能力の向上を図り、内部講師として行う職員接遇研修の充実を図る。

（6）派遣研修

研　修　名	場　　所	人員（人）	期　間
事例調査派遣研修	東京都武蔵野市、東京都大田区、東京都渋谷区、埼玉県狭山市、神奈川県横浜市兵庫県朝来市、兵庫県豊岡市、京都府京都市、奈良県奈良市	5	3～4日
自治大学校派遣	東京都立川市	2	5ヶ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	16	3～16日
市町村アカデミー派遣	千葉市美浜区	28	3～10日

（7）職場研修

研　修　名	対　　象	回数（回）	人員（人）	日数（日）	実施時期（月）	内　　容
職場集合研修	全職場・全職員	－	659	－	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職場研修推進員研修会	職場研修推進制度の職場研修推進員	3	214	1.75h	5	職場研修の重要性を再認識し、その企画、実施のために必要な手法等を学ぶとともに、推進員の設置目的や役割についての理解を深める。
職場派遣研修	全職場・全職員	－	28	－	4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る。
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	6,486	1ヶ月	7	全庁的に接遇向上運動を実施し、職場活性化と市民サービス向上を目指す。

（8）自主研修

研　修　名	対　象	回数（回）	人　員（人）	実施時期（月）	内　　容
自主学習グループ活動支援	５人以上の本市職員で構成するグループ	－	2グループ（45人）	随時	市政に関する事項について、自主的かつ継続的に研究調査等を行なう自主学習グループに対し、活動支を行なう。
庁内ホームページ Web 耀（KAGAYAKI）	全職員	随時	－	4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報等を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る。

１０　契　　約（契約検査室）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成１９年度から試行している工事等の総合評価方式については、これまで実施していた低入札価格調査制度から、履行確実性評価価格を設定して評価する方式へ移行し、平成２２年度は４９件で試行を実施した。今後も対象案件の拡大により工事の品質確保等を目指していくとともに、入札・契約事務の更なる適正化に努めていく。

（１）指名競争入札有資格者（平成２３年度）

	工　　事	委託その他
県内業者（社）	1,160	515
県外業者（社）	657	470
計	1,817	985

※業者数は実数

（２）契約件数及び金額（平成２２年度）

(単位　千円)

	件　　数	金　　額
工事請負契約	1,213	32,731,534
測量等委託	755	3,567,579
保守点検	105	196,407
計	2,073	36,495,520

（３）契約額及び件数・業者別集計表

(単位　千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
20	8,528,364	324	13,741,039	53	1,342,425	62	527,578	60
21	11,192,333	325	3,693,293	106	2,266,189	123	1,845,553	109
22	11,540,363	377	6,069,464	99	2,992,836	117	1,873,473	108

年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
20	696,117	69	107,158	13			4,286,950	232
21	1,193,946	87	242,246	12	2,018,453	71	4,776,485	238
22	1,433,429	90	163,872	12	3,344,136	112	5,313,961	298

年度	測量等委託		保守点検		合　　計	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
20	2,107,676	563	117,769	103	31,455,076	1,479
21	2,916,746	642	105,385	111	30,250,629	1,824
22	3,567,579	755	196,407	105	36,495,520	2073

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

１１　危機管理防災（危機管理防災室）

（１）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（２）地域防災計画

ア　地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和２８年の白川大水害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成７年の阪神・淡路大震災の後には、本市に存する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策についてもまとめている。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

なお、一層の防災活動態勢の充実を図るため、毎年、地域防災計画を見直し、熊本市防災会議の承認を得、改訂している。

イ　防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。

〈平成２２年度実績〉

平成２２年５月１６日　　訓練参加者　２，５００人

ウ　防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、年２回「まなぼうさい」を実施している。

○自主防災クラブ結成数　４７４クラブ（平成２３年３月現在）

○まなぼうさい

〈平成２２年度実績〉

第１０回　平成２２年　８月２２日　芝生広場（植木町）　　参加者　５１０人

第１１回　平成２３年　１月３０日　舞原グラウンド（城南町）　参加者　５５０人

エ　情報の収集伝達

①　熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、ＣＣＴＶ監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防署などとも情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

②　防災行政無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には車載型、携帯型の移動系無線を設置している。また、災害に関する住民への緊急情報伝達のため、屋外拡声子局を配置している。

オ　防災倉庫等の整備

市内１０箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧約１８万食や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。

カ　相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結したり、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

（３）　国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、県が実施する救援活動への協力等の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（４）　事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限にくい止めることを目的とする。

１２　総合計画（企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の３つで構成されている。

（１）熊本市第６次総合計画基本構想

わが国では、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を向かえ、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている。また、地方には地域の個性や特徴を生かし、自らの判断と責任において、まちづくりを進めていくことが強く求められている。

このような中、これらの時代変化に対応した新しい熊本づくりに、全市一丸となって取り組んでいくため、第５次総合計画の目標年次である平成２２年度を繰り上げ、平成２１年度から第６次総合計画へと移行した。

この基本構想は、平成１９年度から策定に着手し、平成２０年６月に市議会の議決を経て決定したものである。なお、本構想の目標年次は、平成３０年度（西暦２０１８年度）としている。

（以下、本構想の原文を一部抜粋して掲載。）

ア　めざすまちの姿

『湧々（わくわく）都市くまもと』

～九州の真ん中！　人ほほえみ　暮らしうるおう　集いのまち～

地下水の湛（たた）え、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点、このような未来のまちの姿をイメージした「湧々（わくわく）都市」。

それは、一人ひとりの夢や希望、歴史や自然の息吹、新しい出会いへの期待など、みんなのいろんな湧々（わくわく）が集まり、魅力となり、広く内外から人々を引き付けるまち。そこでは、すべての市民がほほえみにあふれ、うるおいのある暮らしを楽しみながら、郷土を愛し誇りに思い、主体的にまちづくりに参加し、訪れる人をおもてなしの心で迎えている。

私たちは、そのような熊本市をめざします。

イ　まちづくりの重点的取り組み

めざすまちの姿の実現に向け、目標年次となる平成３０年度までに、特に重点的に取り組む４つのプロジェクトを掲げます。

①　「くらし　わくわく」プロジェクト

地方分権や少子高齢化の進展に対応し、個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、次の時代を担う子どもたちの健やかな成長を支える社会と、互いに助け合う「地域」を築き上げていくことが必要です。

「私たちは、すべての人がいきいきと暮らし、将来の夢と希望を描けるまちをつくります。」

②　「めぐみ　わくわく」プロジェクト

熊本市は、熊本城に代表される伝統ある歴史や文化、古くから「森の都」と称される緑、阿蘇外輪山から連なる台地をかん養域とする清らかな地下水、さらには、これらの自然がはぐくむ安全でおいしい食に恵まれています。

この先人から受け継がれる豊かな恵みは、将来世代を含めた熊本市民の共有の財産であり、これをはぐくみ次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きるすべての市民の責務です。

「私たちは、先人から受け継いだ豊かな恵みをはぐくみ、次の世代に引き継ぐまちをつくります。」

③　「おでかけ　わくわく」プロジェクト

だれもが快適でいきいきとした毎日を過ごすためには、移動しやすいまちをつくることが不可欠です。特に、少子高齢社会においては、クルマがなくても不便を感じない交通体系を整備することが重要となります。

「私たちは、だれもが気軽におでかけできるまちをつくります。」

④　「出会い　わくわく」プロジェクト

国際化・高度情報化社会が一層進展し、本格的な人口減少社会の到来を迎える中、都市の魅力と活力を維持、増進していくためには、人・もの・情報の様々な交流と集積が不可欠です。また、九州中央に位置する地理的特性や行政等の管理機能の集積した歴史などを踏まえ、九州の一体的な発展に中核的な役割を果たしていかなければなりません。

「私たちは、おもてなしの心で様々な出会いが生まれるまちをつくります。」

ウ　分野別取り組みの基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野でめざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

①　一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
②　ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
③　生涯を通して健やかで、生き生きと暮らせる保険・福祉の充実
④　子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
⑤　豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
⑥　水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
⑦　地域の活力をつくりだす産業･経済の振興
⑧　安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

エ　構想を推進するために

基本構想に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

①　協働と自主自立によるまちづくり
・自主自立の地域づくりの推進
・市民公益活動の支援

②　信頼される市政運営
・開かれた市政の推進
・市民の視点に立ったサービスの提供
・法令順守の徹底

③　効率的で質の高い行政運営
・行財政運営の効率化
・行政評価制度の充実
・協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上

④　市域を越えた広域的連携
・熊本都市圏市町村との連携強化
・九州各都市との連携強化

（２）熊本市第６次総合計画基本計画

平成２０年６月に市議会の議決を経て決定した基本構想を受けて、平成２１年３月に同じく市議会の議決を経て基本計画を決定した。さらに、平成２２年３月の城南町、植木町との合併に伴い、平成２２年１０月に議決を経て基本計画の一部を変更した。

なお、基本計画を推進するため、実施計画を作成し、毎年度見直しを行いながら進捗管理を行っている。（以下、本基本計画の原文を一部抜粋して掲載。）

ア　計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

『湧々（わくわく）都市くまもと』～　九州の真ん中！ 人ほほえみ　暮らしうるおう　集いのまち　～

を実現するための具体的な取り組みを体系化したもので、市民の皆さんと行政の共通・共有するまちづくりの指針であり、総合的・計画的な市政運営のための設計書となるものである。

本計画では、全ての施策分野にわたり、市民、地域団体・ＮＰＯ等、事業者、行政それぞれの活動の目安となる役割分担を示しており、また、各分野の取り組みの目的を明確にし、成果を重視するとともに、市民の皆さんへの説明責任を徹底するため、それぞれの取り組みの基本方針ごとに、達成度を測る指標と目標値を掲げている。

イ　計画の期間と対象

◆計画期間　この計画は、平成３０年度（西暦２０１８年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成２５年度に全体的に見直すこととしている。また、新たな合併や政令指定都市が実現した際には、必要な対応を図ることとしている。

◆対象区域　平成２２年３月２３日の城南町、植木町との合併後の市域を対象とし、必要に応じて広域的な対応を図る。

◆実施主体　本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体・ＮＰＯ等、事業者を含む）と行政の役割分担に基づいて、市民の皆さんの参画と協働により実施する。

分野別施策における「協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担」の取り組み例は、「協働と自主自立によるまちづくり検討会議」で取りまとめられたものである。この会議は、公募市民を含め、各分野の学識者、地域団体、ＮＰＯなどの代表者で構成され、平成２０年６月５日～８月２２日の期間に計８回にわたり開催された。

ウ　まちづくりの重点的取り組み

基本構想に掲げるめざすまちの姿『湧々（わくわく）都市くまもと』の実現に向け、今後１０年間、特に重点的に取り組む４つのわくわくプロジェクトとそれを具体化する７つの夢わくわくプラン（「夢わく」）を設定している。

1　「くらし　わくわく」プロジェクト

夢わく　１．子どもも大人もみんなの笑顔が輪になるまちをつくる

①　子どもたちが楽しく、いきいきと学び遊べる環境づくり

②　社会全体で子育てやワーク・ライフ・バランスを応援するまちづくり

夢わく　２．だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちをつくる

①　暮らしを支え、働く意欲に応える「くまもと元気産業」づくり

②　暮らしを豊かに、将来も住み続けたいと思える地域づくり

２　「めぐみ　わくわく」プロジェクト

夢わく　３．ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる

①　地球温暖化防止をリードする都市づくり

②　見て、ふれて、豊かさを体感できる水と緑の空間づくり

③　地球環境を守るライフスタイルの実践

夢わく　４．伝統と文化が息づき、「くまもと」の恵みを満喫できるまちをつくる

①　地域に息づく伝統や市民の力が生み出す新しい熊本文化の振興

②　豊かな農と食の恵みを生かしたまちづくり

３　「おでかけ　わくわく」プロジェクト

夢わく　５．だれもがおでかけしたくなるまちをつくる

①　にぎわいと楽しさあふれるまちづくり

②　自然の豊かさと安らぎに満ちたオアシスの創出

夢わく　６．バス・電車、自転車などで気軽におでかけできるまちをつくる

①　だれもが利用しやすい公共交通システムの整備

②　自転車が利用しやすい環境や快適な歩行空間の整備

③　駅、港、空港、高速インターチェンジと都心とのアクセス向上

４　「出会い　わくわく」プロジェクト

夢わく　７．温かいおもてなしの心があふれ、楽しい交流が生まれるまちをつくる

①　世界に誇る熊本シティブランドづくりと国内外への「くまもと」の魅力の発信

②　おもてなしの心でもてなす人と仕組みづくり

③　九州、アジアの交流拠点にふさわしいまちづくりと内外との活発な交流の促進

エ　分野別施策

基本構想で掲げた分野別取り組みの基本方針に基づき、めざすまちの姿を実現するための基本的な施策を総合的、体系的に示します。

第１章　一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現

第２章　ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現

第３章　生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

第４章　子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進

第５章　豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興

第６章　水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

第７章　地域の活力をつくりだす産業・経済の振興

第８章　安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

オ　基本計画の推進に向けて

重点的取り組み及び各分野別施策を確実に推進し、成果をあげるため、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

１　協働と自主自立によるまちづくり

２　信頼される市政運営

３　効率的で質の高い行政運営

４　市域を越えた広域的連携

１３　広　報（広報課）

（１）広報組織

市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。

広報報道調整担当者（政策調整主幹など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

（２）広報刊行物

タ　イ　ト　ル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	316,100部 （平成23年4月実績）	委託業者から各世帯に配布※
点字市政だより（視覚障害者向け）	〃	111部	郵送
声の市政だより（視覚障害者向け）	〃	92本	郵送
生活便利ブック	年1回発行	23,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介（転入者へ配布）
県外広報誌	年1回発行	10,000部	熊本都市圏から本市を捉え、本市の魅力や都市力をＰＲする

※富合町・城南町については嘱託員が配布

（３）テレビ・ラジオによる広報

	タ　イ　ト　ル	放　送　局　・　時　間
テレビ広報	クローズアップ熊本	ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日　午前 8時、午後 6時から24分間
	興味しんしん家族	RKK　毎週水曜日　午後 7時53分から 7分間
	テレビスポット	民放 4局　市の施策や事業を適時放映

	タ　イ　ト　ル	放　送　局　・　時　間	
ラジオ広報	とんでるワイド・大田黒浩一の今日も元気！内	ＲＫＫ	毎週月曜日　午前 9時30分前後の約 2分間
	小学生の時間　内	ＲＫＫ	毎週日曜日　午後6時40分ごろ20秒間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	ＦＭ熊本	毎週火曜日　午前 8時40分から 5分間
	Ｉ　ＬＯＶＥ　ＷＯＭＡＮ	ＦＭ熊本	毎週火曜から木曜日 午後 0時10分から約 5分間
	おはよう熊本市	熊本ｼﾃｨｴﾌｴﾑ	毎週月曜から金曜日 午前 ７時45分から13分間
	～くまもと安全安心大作戦～ 学ぼうさい	熊本ｼﾃｨｴﾌｴﾑ	毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 （再放送 午後 6時55分から 5分間）
	知って安心暮らし塾	熊本ｼﾃｨｴﾌｴﾑ	毎月第１木曜日 午後 1時30分から15分間
	ラジオで学ぼう！ＥＣＯライフ	熊本ｼﾃｨｴﾌｴﾑ	毎月最終水曜日 午後1時00分から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送	

（４）新聞・生活情報誌による広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報

（５）ホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

ホームページアドレス　http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/
携帯電話用ホームページアドレス　http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/
メールマガジンの配信　ｋ1500@123123.tv

（６）その他

・行事予定表等の発行「月報くまもと」（毎月月末発行、毎週水曜更新）Ｃネットで配信
・「車両広報」広報車（放送設備付）による広報

（７）報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

・市長記者会見（月に１回程度）
・記者レクチャー（関係部長などによる記者説明）
・資料提供　（報道資料配布　年間１，３００件程度）

※記者クラブ加入社（１３社）
熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・ＮＨＫ・ＲＫＫ・ＴＫＵ・ＫＫＴ・ＫＡＢ・時事通信・共同通信

１４　広　　聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、平成１７年度から「市民の声データベースシステム」を稼動し、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、市民の日常生活の困りごとや悩みごと相談、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（１）広聴業務

ア　まちづくりトーク

市長が庁舎内で、本市のまちづくりについて、直接市民と意見交換を行う。

開催実績

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
開　　催　　数	7	4	4	4	2	1
参加グループ数	18	11	11	11	6	2
参　加　者　数	46	16	29	21	14	2

イ　おでかけトーク

市民参加による市政を実現するため、市長が各地域に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
開　　催　　数	10	6	4	4	7	2
参　加　者　数	496	347	267	195	370	49
意見交換件数	94	55	41	43	64	23

ウ　ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、ＮＰＯやボランティア団体等これまで活動してきた団体の集会、会合に市長が出向き、意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

開催実績

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
開　　催　　数	7	2	5	3	3	1
参加グループ数	7	2	5	3	3	1
参　加　者　数	113	64	119	55	65	12

エ　子どもたちとのゆめトーク

市長が中学校に出向き、本市のまちづくりや将来等について中学生と意見交換（ゆめの語り合い）を行う。

開催実績

区分＼年度	19	20	21	22
開　催　数	1	2	2	0
参加グループ数	1	2	2	0
参　加　者　数	19	37	133	0

オ　校区自治協トーク

まちづくりの課題や身近な校区での問題について、各校区に設置が進められている校区自治協議会と市長が意見交換を行う。

開催実績

区分＼年度	19	20	21	22
開　催　数	20	22	22	8
参　加　者　数	544	558	531	179
総意見交換数	155	185	215	88

カ　コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受付ける電話対応センター。

名　称　：　熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝８時～夜９時まで）電話、ＦＡＸ、メールで対応、外部委託】

運用実績

区分＼年度		20	21	22
利用実績	問合せ等件数	16,921	35,813	38,928
	問合せ件数	31,956	14,523	34,564
	申込受付件数	3,857	2,398	4,364
	アンケート等受付数	1,980	5,442	5,088
	総利用実績数	18,901	41,255	44,016
チャネル別	電話件数	16,071	34,836	38,246
	ＦＡＸ件数	460	440	241
	E－Mail件数	261	239	179
	質問箱件数	129	298	262
	アンケートシステム	1,980	5,442	5,088
回答率	1次回答数	14,670	32,432	35,291
	1次回答対象件数	15,327	33,051	35,754
	回答率（％）	95.71	98.13	98.71

平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容　（平成２２年度）

問　合　せ　内　容	問合せ数	担当課
【健診】高齢者健診の受診券のお申込み	1,434	国民健康保険課
【イベント申込】アジアンホリデーｉｎくまもと	811	都市戦略課
【イベント申込】新幹線熊本駅舎見学会	667	熊本駅周辺整備事務所
熊本市国民健康保険加入者の特定健診（特定健康診査）について知りたい。	644	国民健康保険課
○○課をお願いします。	626	国民健康保険課
【健診】特定健診の受診券のお申込み（途中加入・再発行）	553	国民健康保険課
【予防接種】麻しん・風しん（MR3 期・MR4 期）の予防接種ができる医療機関を教えてください。	476	感染症対策課
市県民税(所得・課税)証明書を発行してもらいたいのですが。	452	主税課
住民票を発行してもらいたいのですが。	395	市民課
【ポリオ】ポリオ予防接種は、対象校区以外の日程でも接種できますか？	380	感染症対策課

※問合せ数は上位１０件

ＦＡＱアクセス数　（平成２２年度）

F　A　Q　件　名	アクセス数
戸籍謄本・抄本を郵送してもらうことはできますか？	4,122
災害や火災の情報を入手する方法（概要）	3,894
住民票を発行してもらいたいのですが。	3,326
国民健康保険の加入手続きについて知りたい。	3,156
ごみ処理施設の受付時間・ごみ処理手数料について知りたい。	3,144
市営住宅などの公営住宅について知りたい。	2,991
子ども手当制度について	2,768
ポリオ予防接種はどこで受けられますか？	2,699
市営住宅申込時の優遇措置について知りたい。	2,668
熊本市外へ転出する場合、住所変更手続きはどうしたらよいですか？	2,659

※アクセス数は上位１０件

キ　市長への手紙

提案や要望、熊本市の将来像などについて手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を文書にて回答する。

年　度	17	18	19	20	21	22
件数（件）	341	417	376	326	294	291

ク　わたしの提言

インターネット、ＦＡＸ通信を活用し、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、回答をする。

年　度	17	18	19	20	21	22
件数（件）	666	595	581	656	651	600

ケ　パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案　　件　　名	意見募集結果
21	熊本市・植木町新市基本計画（素案）	0 件（　0 人）
	熊本市・城南町新市基本計画（素案）	0 件（　0 人）
	「熊本市景観計画（素案）」「熊本市都市景観条例及び同施行規則改正（素案）」「熊本市屋外広告物条例及び同施行規則改正（素案）」に関するパブリックコメント（意見公募）及び改正後の「熊本市都市景観条例（素案）」の名称についての募集	8 件（　3 人）
	自治基本条例（素案）	233 件（ 57 人）
	集落内開発制度（案）	41 件（ 33 人）
	熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例（素案）	0 件（　0 人）
	熊本市交通事業経営健全化計画（案）	16 件（　7 人）
	第二次熊本市子ども読書活動推進計画（素案）	0 件（　0 人）
	行政区画の編成及び区役所の位置についての検討案	898 件（898 人）
	市街化調整区域における地区計画運用基準の改正（案）	14 件（　3 人）
	熊本市男女共同参画基本計画（素案）	59 件（ 27 人）
	熊本市低炭素都市づくり戦略計画（素案）	4 件（　2 人）
	熊本市文化芸術振興指針（素案）	1 件（　1 人）
	熊本市国際化指針（素案）	2 件（　2 人）
	熊本市東アジア戦略（素案）	4 件（　1 人）
	次世代育成支援後期行動計画（素案）	83 件（ 44 人）
	第 2 次熊本市硝酸性窒素削減計画（素案）	4 件（　3 人）
	第 2 次熊本市地域福祉計画（素案）	35 件（ 10 人）
	熊本市観光振興計画（素案）	5 件（　2 人）
22	熊本市政令指定都市ビジョン（素案）	25 件（ 7 人）
	市電移動円滑化整備事業（素案）	91 件（ 31 人）
	熊本市オンブズマン条例（素案）	238 件　（ 23 人 1 団体）
	熊本市教育振興基本計画（素案）	1 件（　1 人）
	熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）	130 件（ 46 人）
	熊本市わくわくシルバーライフプラン（素案）	8 件（　5 人）
	第３次熊本市環境総合計画（素案）	2 件（　1 人）
	城南児童館（仮称）基本計画（素案）	18 件（ 34 人）
	城南図書館（仮称）基本計画（素案）	1 件（　1 人）
	城南総合スポーツセンター（仮称）基本計画（素案）	9 件（　8 人）
	植木町田原坂資料館改築基本計画（素案）	0 件（　0 人）
	植木体力・健康づくり拠点（仮称）基本構想（素案）	0 件（　0 人）
	熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）	2 件（　2 人）

（２）相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象にした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

市政・一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度　下段：件数）				
				18	19	20	21	22
一般相談	月～金 8：30～17：15	市 職 員	家庭・相隣・ 生活問題など	8,670	11,406	14,427	10,090	9,619

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度　下段：件数）				
				18	19	20	21	22
税 務 相 談	月 13：00～16：00	税　理　士	所得税･相続税 贈 与 税 な ど	164	179	136	165	152
人 権 相 談	火 13：00～16：00	人権擁護委員	名誉の侵害・ 家庭問題など	113	104	90	55	75
相 続 ・ 登 記 相 談	木 13：00～16：00	司 法 書 士	相続・土地・ 建物登記など	519	522	583	457	480
法 律 相 談	月･水･金及び第４火 13：00～16：00	弁　護　士	民事･法的解釈 を必要とする も の な ど	1,198	1,174	1,189	1,172	1,166
民事介入 暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力 追放協議会	民事介入暴力 に関すること	24	36	46	33	27

（注）法律相談は予約制（８名）、相談日当日の午前８時３０分から市民相談室で電話にて予約受付。

（３）庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への積極的な対応を行う総合案内役としてフロアマネージャーを配置。各窓口への案内や誘導及び高齢者や障害者等のサポート役を行っている。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

１５　熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものである。

このような状況を背景にして、熊本市自治基本条例第２３条（平成２２年４月１日施行）の規定に基づき本市にオンブズマン制度が設置される運びとなり、平成２３年３月に「熊本市オンブズマン条例」 の公布を行った。

熊本市オンブズマン制度は、市政に関する苦情を中立的な立場で、公平かつ適切に、また迅速に処理することに

（抜粋）

熊本市自治基本条例第２３条

市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

（１）熊本市オンブズマンの職務

熊本市オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、中立的な立場で公平かつ適切に職務を遂行する。

職務内容は次のとおりである。

①市民からの市政に関する苦情の申し立てを調査し、見解を示す。

②必要があれば、市の業務に対し、是正などを勧告し、又は、制度の改善を求める意見を表明する。

③常に市政を監視し、自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ、これを調査する。

（２）調査の対象となるもの

オンブズマンの管轄は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為である。

ただし、次のような場合は、調査をしないものである。

（管轄外の事項）

①判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項

②請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項

③議会に関する事項

④職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項

⑤オンブズマンの職務に関する事項

（調査対象外の事項）

①申し立てを行ったものが自身の利益を有しないとき。

②苦情の申し立てに係る事実のあった日又は終わった日から１年を経過している事項（やむを得ない理由がある場合を除く）。

③その他正当な理由がないと認められるとき。

（３）条例制定の経緯

平成２２年度	７月～１１月	熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の開催（全５回）
	８月	検討委員会主催による意見交換会の開催
	１１月	検討委員会から市長への答申
	１２月	パブリックコメント（１２月１日～１月７日）
	３月	第１回市議会定例会へ熊本市オンブズマン条例案の上程、可決 熊本市オンブズマン条例の公布
平成２３年度	４月	組織改編によりオンブズマン事務局を設置
	１１月	熊本市オンブズマン制度の運用開始（予定）

１６　情 報 化 推 進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりがＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成９年７月に情報化基本計画、平成１０年３月に情報化実施計画（第１次）、平成１５年４月に情報化実施計画（第２次）を策定し、情報化の推進を図ってきた。

さらに、これまでの情報化への取組成果を踏まえ、日々進歩するＩＣＴの利便性や有効性などを市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指した新たな情報化計画を平成１９年度に策定し、情報化施策を推進している。

平成２３年度は、平成２４～２８年度を期間とした新たな情報化計画を策定する予定である。

（１）熊本市情報化計画（平成１９～２３年度）

ア　基本的事項

１.計画の趣旨

これまでの情報化への取組成果を踏まえ、市政改革プランや国等の情報化政策との整合を図りながら、ＩＣＴの飛躍的な進展と市民・事業者等のニーズに的確に対応し、ＩＣＴの利便性や有効性などを市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指すために本計画を策定した。

２.計画の位置付け

本計画は、これまでの計画を踏まえ、「ｕ－Japan 政策」や「ＩＴ新改革戦略」等の国の情報化政策等との整合性を図りつつ、「熊本市総合計画・まちづくり戦略計画」、「行財政改革推進計画」等の上位計画に基づき展開される施策・事業を情報システムの面から支援するための計画である。

３.計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

４.計画の期間

本計画の期間は、平成１９年度から平成２３年度までの５年間とする。

イ　情報化の基本方針

１.基本理念　『市民・地域いきいき ICT 都市くまもと』

市民、事業者及び市役所相互のコミュニケーションと協働により、市民一人ひとりがＩＣＴの利便性を実感し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進する。

また、魅力ある熊本市の地域資源（ヒト・モノ・組織・技術・歴史・風土など）を活用するとともに、広く内外に情報発信することにより、地域産業を振興し、活力ある都市を目指す。

２.基本目標

目標１　市民の活発な交流と快適で安心な暮らしのための情報化

市民や地域コミュニティを支える各種団体が活発に交流し、安全で安心して快適に暮らせるゆとりある地域社会の実現に向け、情報化の側面から支援する。

目標２　地域資源を活用した産業活性化のための情報化

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した地域産業の活性化と新たなビジネスの創出を図るとともに、ヒト（人的資源）、モノ（農産物・特産品など）、組織（企業、NPO、市民団体、行政など）、技術、歴史、風土など魅力ある本市の地域資源を活用し、また広く内外に情報発信することにより、さらなる産業の振興と地域経済の活性化に資する情報化を推進する。

目標３　地域社会を支える高度で効率的な市政運営のための情報化

限られた資源の中で地域社会を支えるため市政運営の高度化・効率化と市職員の行政経営能力の向上を図るとともに、ＩＴガバナンス（情報統治）の強化を図ることにより、効率的かつ効果的な情報化推進の仕組を実現する。

３.取り組みの視点

・誰もが参加できる情報化

国が推進しているユビキタスネットワークの考え方やユニバーサルデザインの視点に基づき、子どもから高齢者、障がい者も含め「誰もが」必要とする情報や機能を「いつでも、どこでも容易に」利用できる情報化への配慮を行う。

・市民参画と民間活用の促進

情報化施策の計画・実行・評価の各段階において、必要に応じ市民参画を図り、市民とともに実施、評価を行う。また、施策の実施にあたり、民間企業やＮＰＯ等の技術や活力を積極的に利用し、地域産業の振興と育成を促進する。

・情報セキュリティの向上

制度面、技術面、体制面、運用面など、様々な観点から情報セキュリティの確保や個人情報保護に向けての対策を講じ、情報化に対する安全性と信頼性を確保する。

・ＩＴ投資の全体最適化

全体最適の観点から情報システムや適用技術の共通化・標準化に配慮するとともに、費用便益を客観的に考慮したＩＴ投資、情報システムのアウトソーシング・共同アウトソーシング、既存資産の評価、情報システムのライフサイクル（企画、開発、運用・保守・評価）全体でのＩＴコストの評価、調達方法の適正化などを図る。

ウ　情報システム整備計画

基本目標ごとに具体的取り組みを示す。

目標１　地域情報化支援事業、安心・安全情報の共有、電子地図を活用した情報提供機能の拡充など

目標２　ICT を活用した地域産業の活性化、公共事業支援統合システム（CALS／EC）など

目標３　情報セキュリティの強化、情報システムの最適化、庁内ネットワークの整備など

エ　情報化推進方策

１.取組の基本的な考え方

情報化の推進にあたっては、市民、事業者、大学等研究機関及び行政が協力・連携して取組むことが重要である。

市の情報化（電子市役所）については、市が主体的にその整備に取組むが、市民・事業者等が主体的に取組む地域の情報化については、市は「コーディネータ」としての役割を果たすなど、国・県・ＮＰＯ等との協力、連携のもとで支援を行う。

２.計画の進行管理

・計画のモニタリングとコントロール

個別の情報システムについては、企画段階での事前評価及び運用段階での事後評価により進行管理を行い、その結果を計画全体に反映させる。

・計画全体の総合評価

計画の最終年度に、各情報システムの継続・拡充・廃止などの検討結果を次期情報化計画に反映させる。

３.評価方法

情報システム整備計画の評価については、システム導入前に事前評価を実施して、優先度の高いものから取組む。また、システム導入後に当初の目的が達成されているのかを検証するため、事後評価を実施する。

４.情報化推進体制

情報化推進協議会を頂点とした全庁的な推進体制と、各取組の主管部署が属する局における横断的検討・調整を図る局内推進体制のもと、本市情報化の円滑な推進を図る。

５.開発・運用体制

情報システムやネットワーク等の効率的な開発と円滑な運用を確保するため、全庁的な開発・運用管理体制を確保すると共に、職場単位のきめ細かな支援を行うための情報化インストラクターを中心としたサポート環境を確保する。

（２）電子自治体推進事業

国のＩＣＴ推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成１５年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成２３年度のシステム更改に併せて、民間 ASP 方式に移行し、費用縮減を図るとともに更なる利用促進を目指す。

平成１９年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型ＧＩＳ共同利用事業へ参加し、全庁的な利用推進を行う。

また、平成２１年度末に地域の各種団体が簡単にホームページを作成できる地域情報化基盤システム（名称：くまもとわくわくＷｅｂタウン）を構築した。地域情報化の推進のため、利用促進を行う。

（３）庁内ネットワーク整備事業

ア　構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ　経緯

- ・平成１０年度　　庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成１１年度　　庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成１１年１０月　第５回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成１２年６月　地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成１２年度　　本庁舎等のＬＡＮ整備、システム開発等の実施
- ・平成１３年４月　庁内ネットワーク（Ｃネット）の運用開始
- ・平成１３年度　　出先施設等のＬＡＮ整備
- ・平成１４年度　　本庁舎（議会棟）のＬＡＮ整備
- ・平成１５年度　　出先施設（小中学校等）のＬＡＮ整備
- ・平成２０年度　　富合町合併によるＬＡＮ整備
- ・平成２１年度　　城南町・植木町合併によるＬＡＮ整備

（４）総合行政情報システム

ア　情報システムの現状

１.導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

２.システムの概要

ホストコンピュータ及びデータ連携を行う総合行政情報システムは、昭和６０年度に導入されて以来、現在４５業務が稼動している。

本庁と各総合支所・市民センター等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ　情報システムの将来

１.最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは稼動開始以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しを行う時期を迎えている。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用･保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成２１年度に策定した。

２.最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成２４年４月の政令指定都市移行、同７月の住民基本法改正等を踏まえ、平成２２年度より住民情報系システムの一次（住民記録・印鑑登録）開発に着手した。さらに、平成２３年度の共通基盤システム一次開発、以後平成２７年度までに税務系、保険料系、福祉系の開発を行い、平成２８年度に新システムに完全移行。既存ホストコンピュータを中心とした旧システムの撤廃を行う予定である。

総務

ウ　電算システム稼動業務一覧

稼動年度	番号	業　務　名
昭和 60	1	住民記録
	2	国民健康保険
昭和 61	3	行政基本
	4	国民年金
	5	下水道水洗化貸付金償還
	6	選挙事務
	7	児童手当
	8	学校教育
	9	印鑑登録
昭和 62	10	軽自動車税
	11	下水道使用料
	12	市・県民税
	13	税収納管理
	14	市営住宅管理
	15	法人市民税
	16	固定資産税
	17	ひとり親医療事務
昭和 63	18	保育所管理
	19	老人福祉事務
	20	障害福祉事務
	21	生活保護
	22	下水道受益者負担金

稼動年度	番号	業　務　名
平成 元	23	乳児医療
	24	老人医療
平成　2	25	土木設計積算
平成　7	26	特別土地保有税
平成　8	27	母子寡婦福祉資金貸付
平成 11	28	介護保険
平成 12	29	外国人登録
平成 14	30	保険料収納支援
平成 15	31	市税基本
平成 16	32	市税収滞納支援
	33	戸籍情報総合
	34	住居表示証明発行
	35	市民税課税支援
平成 17	36	諸税管理（事業所・市たばこ・入湯）
	37	諸税収納
	38	固定資産税家屋評価
	39	税務地図情報
	40	税ファイリング
平成 18	41	障害者支援費
	42	固定資産税異動管理
平成 19	43	保健福祉総合連携
平成 20	44	後期高齢者医療制度
平成 22	45	子ども手当

エ　電算システム機器の構成

（ア）中央処理装置	Ａ系（住民情報系）　GS21　1400/ﾓﾃﾞﾙ10H
	Ｂ系（住民情報系テスト環境）　PQ540A
	Ｃ系（市民課業務ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ）　GS21　200/ﾓﾃﾞﾙ10G
主（内部）記憶容量	Ａ系　1GB　　C系　256MB
	Ｂ系　1GB
（イ）補助（外部）記憶装置	
磁気ディスク装置	1119GB　※1GB＝10億バイト（1バイト＝1文字）
カートリッジ式磁気テープ装置	2台（8デッキ）
（ウ）入出力装置	
本体系フロッピィディスク装置	1台
本体系プリンタ装置	9台
ネットワーク系端末装置	738台
端末系プリンタ装置	248台

（５）情報セキュリティ対策

ア　セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成１９年１月に策定し、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ　情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成１９年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

１７　統　計（統計課）

（１）　基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5 年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5 年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5 年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※平成 23 年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
商業統計調査（経済産業省）	5 年毎	商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5 年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	5 年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
全国物価統計調査（総務省）	5 年毎	消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。
漁業センサス（農林水産省）	5 年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサス （総務省、経済産業省）	基礎調査は平成 21 年から 5 年毎 活動調査は平成 23 年から 5 年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。

総務

（２）　統計刊行物の発行

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成するとともに市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成１５年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

（統計調査結果報告書）

① 熊本市の人口（国勢調査結果）

② 熊本市の事業所・企業（事業所・企業統計調査結果報告書）

③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）

④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）

⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

（市独自の統計刊行物）

① 熊本市統計書　　４００部作成

② 熊本市勢要覧　　３，０００部作成

③ グラフでみるくまもと　　１０，０００部作成

（３）　統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和５６年１１月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成１０年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成１３年２月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成１６年４月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

統計情報室利用状況

年　度	利　用　者　数	利　用　冊　数	蔵　　書　　数
17	235	456	18,348
18	220	489	18,887
19	145	312	19,366
20	135	240	19,650
21	117	206	19,908
22	100	190	20,124

１８　政令指定都市の実現（政令指定都市推進室）

近年、地方分権と地方行財政改革の急速な発展、本格的な人口減少社会・少子高齢化社会の到来等、自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、今後一層複雑化、高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、より一層効率的な行政運営と強固な財政基盤の確立が求められている。

また、平成２３年３月１２日に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業したことで、経済分野はもとより、移動の利便性の向上など住民の生活にいたるまで幅広い分野で様々な効果が期待される一方で、福岡・鹿児島等との都市間・都市圏間競争が激化し、支店等の企業拠点や消費等の流出など、その対応次第では、熊本の埋没・空洞化が懸念される。

そこで、九州新幹線の開業効果を最大限に生かし、魅力と活力あふれる熊本を実現していくためには、人々の求める多様なニーズに対応できるよう都市機能を充実し、九州中央における拠点性をさらに向上させるとともに、国内外における本市の存在感をより一層高めていく必要がある。そして、かつてない厳しい財政状況の中で新しいまちづくりを迅速に進めるためには、これまで以上の権限と財源を確保する必要がある。

政令指定都市の指定の要件について、本市は、平成２０年１０月６日に富合町と、平成２２年３月２３日に城南町、植木町と合併し、人口約７２万８千人（平成１７年国勢調査）の都市となり、新市町村合併支援プランの適用による政令指定都市指定の人口要件を満たし、政令指定都市移行に向けて大きく前進した。

また、平成２２年１０月には、本市の目指す政令指定都市の姿を『九州ど真ん中！　日本一暮らしやすい政令市　くまもと　～水と緑と歴史が息づき　未来へ挑戦する交流拠点都市～』と定めた政令指定都市ビジョンを策定し、本市の政令指定都市としての方向性を示した。

さらに、約１年間の協議を経て、平成２２年１０月に熊本県と熊本市の間で政令指定都市移行に伴い移譲される３０３事務１４８２項目の事務権限に関する「県市基本協定」を締結した。また平成２２年１１月３０日の熊本市議会で「熊本市の政令指定都市の実現に関する意見書」が議決され、さらに、平成２３年３月１５日には、熊本県議会において「熊本市の政令指定都市に関する意見書」が議決されるなど、熊本県とも連携しながら着実に政令指定都市移行への準備を進めている。

加えて、行政区画の編成、区役所の位置、行政区の名称について市の方針を決定し、新設される東区役所と増設される西区役所の建設工事なども着々と行なっているところである。

このようなことから、本市では、平成２４年４月１日の政令指定都市移行を目指し、九州中央に位置する地理的優位性や政令指定都市としての都市イメージ、拡充される権限・財源を活用して、日本一暮らしやすい政令指定都市づくりに取り組んでいる。

（１）政令指定都市

ア　熊本市政令指定都市推進本部

本市が政令指定都市の実現を目指すにあたっては、熊本県からの権限移譲や行政区の設置に伴う区役所の体制整備等の様々な課題に取り組んでいく必要がある。このような課題に全庁一丸となって取り組んでいくことを目的とし、平成２１年７月１７日に全庁的な組織として設置した。

組　　織（平成２３年４月１日時点）

本部長　　市長

副本部長　両副市長

本部員　　市長事務部局長、消防局長、教育長、議会事務局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者

推進員　　市職員（本部長、副本部長、本部員を除く）

専門部会

総務専門部会、権限移譲専門部会、行政組織専門部会、情報システム専門部会

作業部会

総務部会、企画財政部会、市民生活部会、健康福祉部会、子ども未来部会、環境保全部会、農水商工部会、観光文化交流部会、都市建設部会、消防部会、教育部会、議会部会、交通部会、上下水道部会、病院部会、監査部会、人事委員会部会、選挙管理委員会部会、農業委員会部会

イ　熊本市政令指定都市実現に向けた広報・啓発

政令指定都市の実現に向けた機運の醸成を図るため、様々な市民への周知及び広報活動を行っている。

・懸垂幕の掲出
・市電及び市バスへのＰＲカラー広告の車外ラッピング
・ＰＲポスターの掲示
・ＰＲ看板の設置
・テレビ、インターネットを活用したＣＭの放映
・地域説明会の実施
・シンポジウムの開催

（２）広域行政

ア　熊本都市圏協議会

人口減少社会の到来や地方分権の推進など、基礎自治体を取り巻く環境の変化や、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業による都市圏間競争に対応するためには、本市のみならず熊本都市圏の九州における拠点性を高めていく必要がある。

そのような中、道州制も視野に入れながら、熊本都市圏の現状や基本的方向性、都市圏戦略などを検討するとともに、都市圏の一層の連携強化を図り、都市圏戦略の方策の一つとして、平成１８年１月に政令指定都市への効果や課題などの研究を行う「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」が発足。平成１９年２月に「熊本都市圏ビジョン」を策定し、ビジョンに位置づけられた事業を、熊本都市圏構成市町村との連携のもと実施に取り組んできた。

また、昭和４７年７月に発足し、これまで様々な広域連携の活動を行ってきた「熊本中央広域市町村圏協議会」については、その設置根拠である、国（総務省）の「広域行政圏計画策定要綱」が平成２１年３月３１日に廃止されたことに伴い、構成市町の合意のもと、平成２２年３月３１日をもって解散した。そのため、本研究会の名称を平成２２年４月１日より「熊本都市圏協議会」に改め、２つの協議会の一体化を図り、新たな広域連携事業の実施に取り組んでいる。

協議会の組織

構　成　　熊本県、熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

会　長　　熊本市長

副会長　　宇城市長、嘉島町長

監査委員　　宇土市監査委員　２人

事務局　　熊本市企画財政局政令指定都市推進室

主な実施事業（平成２２年度）

・熊本都市圏福祉有償運送事業（１３市町村）

・リサイクル連携体制の整備（レジ袋削減広報用グッズの作成）

・特産品高付加価値化の推進事業（先進地視察：10 市町村 17 名参加、農産物マップの作成）

・健軍ふれあいもぎたて市の実施（８市町村：１５団体参加）

・熊本都市圏協議会ホームページの構築

・熊本都市圏職員共同交流研修の実施（１４市町村より１４名参加）

・パークアンドライド事業の広報、啓発（パークアンドライドマップの作成等）

・ロアッソ熊本応援バスツアーの実施（参加者：１６６名）

・文化施設を巡るバスツアーの実施（北コース、西コース各 45 名参加）

イ　宇城広域連合

熊本市は平成２０年１０月６日の富合町との合併と同時にそれまで富合町が加入していた宇城広域連合に加入し、合併後も引き続き旧富合町域に係る事務の一部を宇城広域連合で処理している。

また、平成２２年３月２３日の城南町との合併と同時に旧城南町域に係る事務の一部についても、引き続き宇城広域連合で処理している。

構　成　　熊本市（旧富合町・城南町の区域に係る事務に限る）、宇土市、宇城市、美里町

共同処理事務　消防に関すること

し尿処理に関すること

ごみ処理に関すること

火葬場に関すること（旧城南町の区域に限る）

ウ　山鹿植木広域行政事務組合

熊本市は平成２２年３月２３日の植木町との合併と同時にそれまで植木町が加入していた山鹿植木広域行政事務組合に加入し、合併後も引き続き旧植木町域に係る事務の一部を山鹿植木広域行政事務組合で処理している。

構　成　　熊本市（旧植木町の区域に係る事務に限る）、山鹿市

共同処理事務　消防に関すること

し尿処理に関すること

ごみ処理に関すること

１９　財　政（財政課）

(1)　平成２３年度当初予算図表

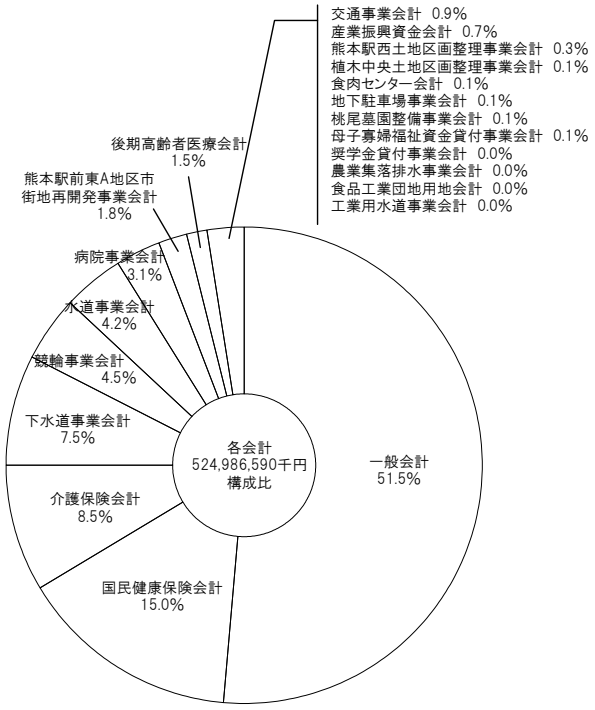

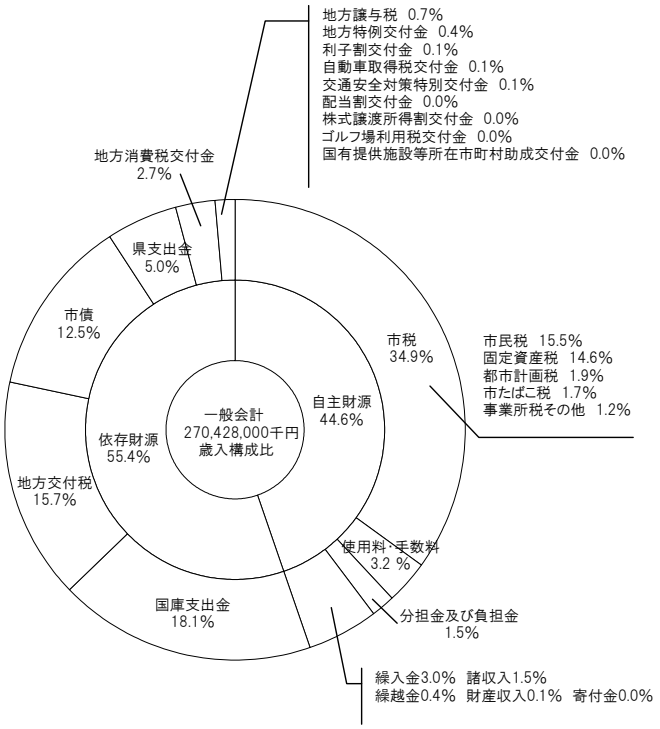

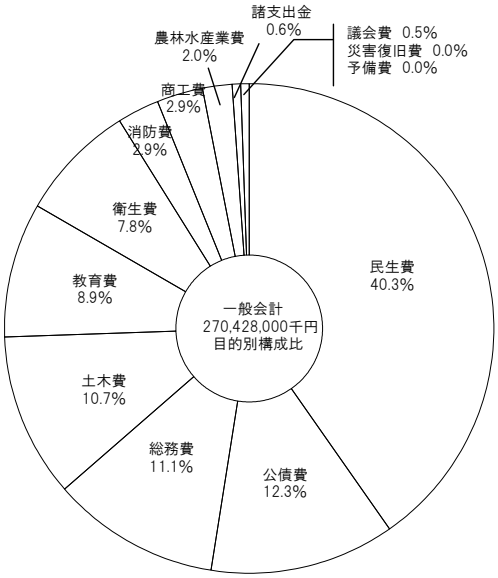

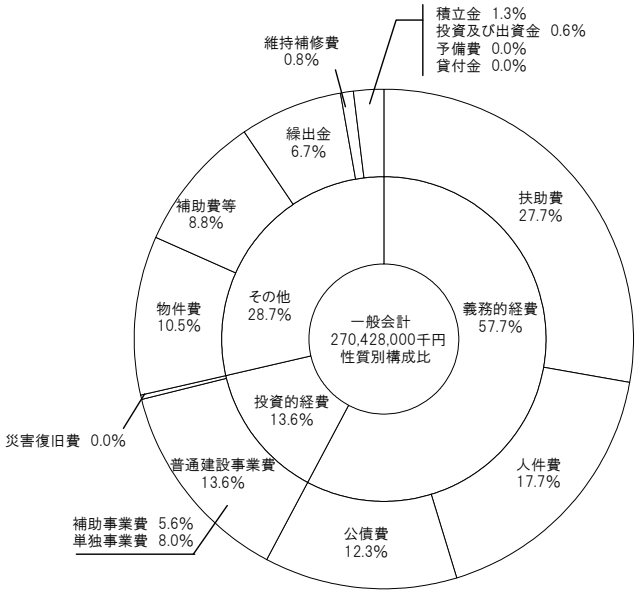

（２）予算総括表

（単位：千円）

区分 / 会計名	平成23年度（A）	構成比（%）	平成22年度（B）	構成比（%）	比較（A－B）	伸率（%）
一般会計	270,428,000	51.5	253,887,069	51.8	16,540,931	6.5
特別会計	172,089,841	32.8	158,216,049	32.2	13,873,792	8.8
国民健康保険会計	78,949,440	15.0	75,699,000	15.4	3,250,440	4.3
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	254,000	0.1	254,000	0.1	0	0.0
介護保険会計	44,829,119	8.5	42,828,018	8.7	2,001,101	4.7
老人保健医療会計		0.0	14,200	0.0	△ 14,200	皆減
後期高齢者医療会計	7,613,391	1.5	7,282,000	1.5	331,391	4.6
桃尾墓園整備事業会計	413,743	0.1	388,100	0.1	25,643	6.6
食肉センター会計	534,552	0.1	542,343	0.1	△ 7,791	△ 1.4
農業集落排水事業会計	182,647	0.0	169,597	0.0	13,050	7.7
産業振興資金会計	3,708,000	0.7	3,708,000	0.8	0	0.0
食品工業団地用地会計	76,240	0.0	78,612	0.0	△ 2,372	△ 3.0
競輪事業会計	23,444,810	4.5	18,322,215	3.7	5,122,595	28.0
地下駐車場事業会計	412,600	0.1	540,616	0.1	△ 128,016	△ 23.7
熊本駅前東Ａ地区市街地再開発事業会計	9,526,763	1.8	5,092,615	1.0	4,434,148	87.1
熊本駅西土地区画整理事業会計	1,302,595	0.3	2,438,311	0.5	△ 1,135,716	△ 46.6
植木中央土地区画整理事業会計	668,587	0.1	684,722	0.2	△ 16,135	△ 2.4
奨学金貸付事業会計	173,354	0.0	173,700	0.0	△ 346	△ 0.2
一般会計・特別会計合計	442,517,841	84.3	412,103,118	84.0	30,414,723	7.4
企業会計	82,468,749	15.7	78,484,301	16.0	3,984,448	5.1
病院事業会計	16,122,558	3.1	15,507,778	3.1	614,780	4.0
水道事業会計	22,388,357	4.2	21,523,053	4.4	865,304	4.0
下水道事業会計	39,311,262	7.5	36,175,029	7.4	3,136,233	8.7
工業用水道事業会計	7,415	0.0	11,909	0.0	△ 4,494	△ 37.7
交通事業会計	4,639,157	0.9	5,266,532	1.1	△ 627,375	△ 11.9
総計	524,986,590	100.0	490,587,419	100.0	34,399,171	7.0

（３）一般会計性質別集計表

（単位：千円）

区分 / 性質別	平成23年度（A）	構成比(%)	平成22年度（B）	構成比(%)	比較（A-B）	伸率(%)
人件費	47,803,737	17.7	48,139,084	19.0	△ 335,347	△ 0.7
扶助費	74,849,269	27.7	68,788,967	27.1	6,060,302	8.8
公債費	33,315,592	12.3	32,385,182	12.7	930,410	2.9
義務的経費	155,968,598	57.7	149,313,233	58.8	6,655,365	4.5
普通建設（補助）	15,059,645	5.6	17,660,326	7.0	△ 2,600,681	△ 14.7
普通建設（単独）	21,574,350	8.0	16,255,480	6.4	5,318,870	32.7
災害復旧費	3,650	0.0	0	0.0	3,650	皆増
投資的経費	36,637,645	13.6	33,915,806	13.4	2,721,839	8.0
物件費	28,417,020	10.5	24,164,272	9.5	4,252,748	17.6
維持補修費	2,213,513	0.8	2,108,981	0.8	104,532	5.0
補助費等	23,741,134	8.8	23,389,335	9.2	351,799	1.5
積立金	3,431,997	1.3	1,446,414	0.6	1,985,583	137.3
投資及び出資金	1,615,078	0.6	1,214,050	0.5	401,028	33.0
貸付金	85,000	0.0	80,000	0.0	5,000	6.3
繰出金	18,198,015	6.7	18,134,978	7.2	63,037	0.3
その他の経費	77,701,757	28.7	70,538,030	27.8	7,163,727	10.2
予備費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
合計	270,428,000	100.0	253,887,069	100.0	16,540,931	6.5

（４）一般会計決算の推移

（歳入）

区分＼年度	22			21			20			19			18		
	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）
自主財源	118,878,715	44.4	5.1	113,075,894	46.6	△ 0.4	113,521,357	52.9	0.3	113,217,941	53.2	6.3	106,526,930	51.0	3.0
市税	92,749,420	34.6	4.7	88,583,594	36.5	△ 2.8	91,132,096	42.4	0.2	90,989,431	42.8	6.5	85,422,408	40.9	1.1
分担金及び負担金	3,926,122	1.5	7.9	3,640,010	1.5	1.5	3,587,897	1.7	2.5	3,501,012	1.6	2.7	3,409,627	1.6	3.3
使用料及び手数料	8,319,709	3.1	△ 2.0	8,488,139	3.5	4.8	8,098,049	3.8	5.2	7,699,133	3.6	0.1	7,694,070	3.7	0.5
財産収入	554,752	0.2	△ 31.1	805,495	0.3	38.0	583,539	0.3	△ 29.9	832,556	0.4	2.8	809,600	0.4	△ 4.3
寄附金	181,385	0.1	△ 20.0	226,685	0.1	5.1	215,661	0.1	529.3	34,271	0.0	△ 87.1	266,369	0.1	△ 35.1
繰入金	1,734,064	0.6	△ 31.8	2,543,532	1.0	10.3	2,306,076	1.1	4.3	2,211,492	1.0	84.0	1,201,574	0.6	58.9
繰越金	8,256,306	3.1	149.3	3,311,634	1.4	△ 6.0	3,524,392	1.6	△ 32.1	5,188,597	2.4	23.4	4,204,444	2.0	21.5
諸収入（収益事業収入・受託事業収入除く）	2,856,957	1.1	△ 37.6	4,576,805	1.9	24.6	3,673,647	1.7	78.2	2,061,449	1.1	△ 31.7	3,018,838	1.5	28.1
収益事業収入	300,000	0.1	△ 66.7	900,000	0.4	125.0	400,000	0.2	△ 42.9	700,000	0.3	40.0	500,000	0.2	400.0
依存財源	149,142,269	55.6	15.1	129,606,096	53.4	27.5	101,644,519	47.1	2.3	99,394,507	46.8	△ 3.1	102,536,162	49.0	△ 2.1
地方譲与税	1,876,855	0.7	6.5	1,761,817	0.7	△ 1.4	1,786,394	0.8	△ 2.6	1,833,383	0.9	△ 69.1	5,929,110	2.8	41.6
利子割交付金	330,315	0.1	3.6	318,875	0.1	△ 19.9	397,870	0.2	0.1	397,427	0.2	32.3	300,393	0.1	△ 31.5
配当割交付金	89,200	0.0	18.3	75,430	0.0	△ 9.7	83,529	0.0	△ 67.8	259,175	0.1	42.2	182,246	0.1	40.0
株式等譲渡所得割交付金	38,392	0.0	11.7	34,384	0.0	10.2	31,203	0.0	△ 74.8	123,761	0.0	△ 18.5	151,891	0.1	△ 15.1
地方消費税交付金	7,168,391	2.7	6.5	6,733,717	2.8	5.8	6,362,850	3.0	△ 6.2	6,780,542	3.2	△ 1.1	6,858,178	3.3	4.3
自動車取得税交付金	323,428	0.1	△ 13.4	373,300	0.2	△ 31.2	542,645	0.2	△ 6.6	580,865	0.3	△ 5.3	613,322	0.3	△ 0.4
特別地方消費税交付金	0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0	
ゴルフ場利用税交付金	14,023	0.0	257.3	3,925	0.0	皆増	0	0.0		0	0.0		0	0.0	
地方特例交付金	1,129,866	0.4	6.0	1,066,233	0.4	△ 2.5	1,093,332	0.5	58.9	688,229	0.3	△ 72.6	2,512,339	1.2	△ 18.0
地方交付税	40,522,904	15.1	28.8	31,470,263	13.0	7.2	29,356,917	13.6	3.7	28,296,243	13.3	△ 8.1	30,801,736	14.7	△ 8.8
交通安全対策特別交付金	162,510	0.1	△ 0.2	162,785	0.1	3.5	157,234	0.1	△ 9.0	172,794	0.1	0.8	171,358	0.1	6.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,316	0.0	0.9	6,257	0.0	0.3	6,238	0.0	1.6	6,141	0.0	3.4	5,940	0.0	0.6
国庫支出金	46,471,732	17.3	1.0	46,029,551	19.0	57.3	29,255,638	13.6	△ 4.4	30,602,975	14.4	10.9	27,607,541	13.2	△ 11.4
県支出金	14,709,770	5.5	36.8	10,748,862	4.4	21.2	8,869,597	4.1	4.5	8,486,687	4.0	18.6	7,157,652	3.4	24.3
受託事業収入	248,467	0.1	△ 76.3	1,047,997	0.4	282.5	273,972	0.1	61.2	169,985	0.1	△ 2.5	174,256	0.1	△ 7.0
市債	36,050,100	13.5	21.1	29,772,700	12.3	27.1	23,427,100	10.9	11.6	20,996,300	9.9	4.6	20,070,200	9.6	8.7
うち臨時財政対策債	12,492,300	4.7	80.9	6,904,000	2.8	55.2	4,448,300	2.1	△ 3.6	4,612,400	2.2	△ 9.3	5,083,400	2.4	△ 10.7
合計	268,020,984	100.0	10.4	242,681,990	100.0	12.8	215,165,876	100.0	1.2	212,612,448	100.0	1.7	209,063,092	100.0	0.5

（歳出）

区分＼年度	22			21			20			19			18		
	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）
議会費	988,378	0.4	1.9	969,772	0.4	△ 3.0	999,309	0.5	△ 2.5	1,025,105	0.5	1.1	1,014,183	0.5	△ 5.5
総務費	31,144,359	11.8	△ 13.3	35,923,751	15.3	44.0	24,951,212	11.8	7.6	23,195,336	11.1	6.1	21,854,555	10.7	0.5
民生費	102,751,909	39.0	29.7	79,199,208	33.8	5.2	75,307,572	35.4	6.4	70,799,703	33.9	4.0	68,105,399	33.4	2.6
衛生費	19,506,247	7.4	17.6	16,592,589	7.1	12.5	14,742,620	7.0	1.7	14,497,668	6.9	△ 1.0	14,640,595	7.2	9.9
農林水産業費	6,252,424	2.4	53.4	4,075,239	1.7	15.3	3,534,621	1.7	0.1	3,532,128	1.7	△ 16.9	4,249,116	2.1	5.7
商工費	6,684,077	2.5	△ 4.3	6,987,617	3.0	94.5	3,593,215	1.7	15.1	3,120,776	1.5	8.8	2,867,608	1.4	△ 7.3
土木費	26,945,337	10.2	0.5	26,822,670	11.4	5.6	25,404,980	12.0	△ 12.9	29,179,317	13.9	5.6	27,629,928	13.6	△ 6.7
消防費	7,999,373	3.0	15.1	6,948,772	3.0	2.2	6,800,098	3.2	△ 0.5	6,831,965	3.3	0.9	6,771,447	3.3	1.0
教育費	23,096,164	8.8	3.3	22,358,658	9.5	7.6	20,773,989	9.8	△ 8.6	22,720,758	10.9	0.9	22,522,557	11.0	△ 2.6
災害復旧費	0			0	0.0	皆減	1,691	0.0	△ 91.7	20,569	0.0	6.1	19,380	0.0	65.3
公債費	36,254,158	13.8	10.7	32,749,208	14.0	△ 5.0	34,457,795	16.3	5.0	32,820,131	15.7	△ 0.0	32,824,427	16.1	△ 1.1
諸支出金	1,924,000	0.7	7.0	1,798,200	0.8	38.2	1,301,300	0.6	△ 3.2	1,344,600	0.6	△ 2.2	1,375,300	0.7	△ 15.9
合計	263,546,426	100.0	12.4	234,425,684	100.0	10.6	211,868,402	100.0	1.3	209,088,056	100.0	2.6	203,874,495	100.0	△ 0.0

（5）財政指標（普通会計ベース）

（単位　千円）

区分＼年度	22			21			20			19			18		
		伸率(%)	指数		伸率(%)	指数		伸率(%)	指数		伸率(%)	指数		伸率(%)	指数
基準財政需要額	111,030,781	△0.3	107	111,360,273	7.7	99	103,401,334	1.5	100	101,854,448	△1.4	99	103,334,330	△0.2	100
基準財政収入額	73,193,678	△5.1	99	77,156,930	3.2	101	74,782,587	0.6	101	74,342,053	0.8	101	73,721,276	4.0	100
標準税収入額	94,769,972	△5.5	99	100,238,485	3.0	101	97,281,718	0.1	101	97,232,894	1.1	101	96,196,756	3.3	100
標準財政規模	145,712,300	2.3	116	142,483,070	9.1	99	130,589,346	4.8	104	124,571,093	△1.1	99	125,969,450	0.2	100
財政力指数	0.68			0.70			0.72			0.71			0.69		
実質収支比率(%)	2.6			4.7			1.8			2.2			2.9		
経常収支比率(%)	91.1			92.2			92.0			92.0			89.5		
公債費比率(%)	－（指標廃止）			16.5			18.0			19.3			19.8		
実質赤字比率	－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）					
連結実質赤字比率	－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）			－（赤字なし）					
実質公債費比率(%)	12.2			13.0			13.7			14.0					
将来負担比率(%)	135.7			140.5			136.5			118.0					

２０　土地開発基金（管財課）

設　　置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する
基金の額	２，１０１，６８７千円（平２３．３．３１現在）
運　　用	基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

２１　市　庁　舎　概　要（管財課）

市庁舎は、昭和５４年３月に着工、昭和５６年１１月落成し、２９年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

（１）建物概要

所　在　地	手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延　面　積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造　地下２階地上１５階建	
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階建	
高　　さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工　　期	着　工	昭和５４年　３月１７日	
	竣　工	昭和５６年１０月３１日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基　金		62億5,000万円
	起　債		47億3,000万円
	一般財源		2億4,000万円
事業費内訳	建築工事		65億3,000万円
	設備その他工事		36億6,000万円
	委託費		5億6,000万円
	備品費		4億7,000万円

（２）建物の特色・特徴

ア　窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を１～２階に集中的に配し、その間をエスカレーター２基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ　市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ　美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ　熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ　身体障がい者への配慮

身体障がい者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも８カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障がい者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ　防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は国内最大級クラスの地震にも耐える建物である。

キ　省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

さらに窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。また、平成２３年度より、本庁舎屋上に太陽光発電（10ｋｗｈ）を設置し、庁舎内に電力を供給するとともに、調光できるＬＥＤ証明を１４階に採用し、ＣＯ2の削減に努めている。

庁 舎 位 置 図

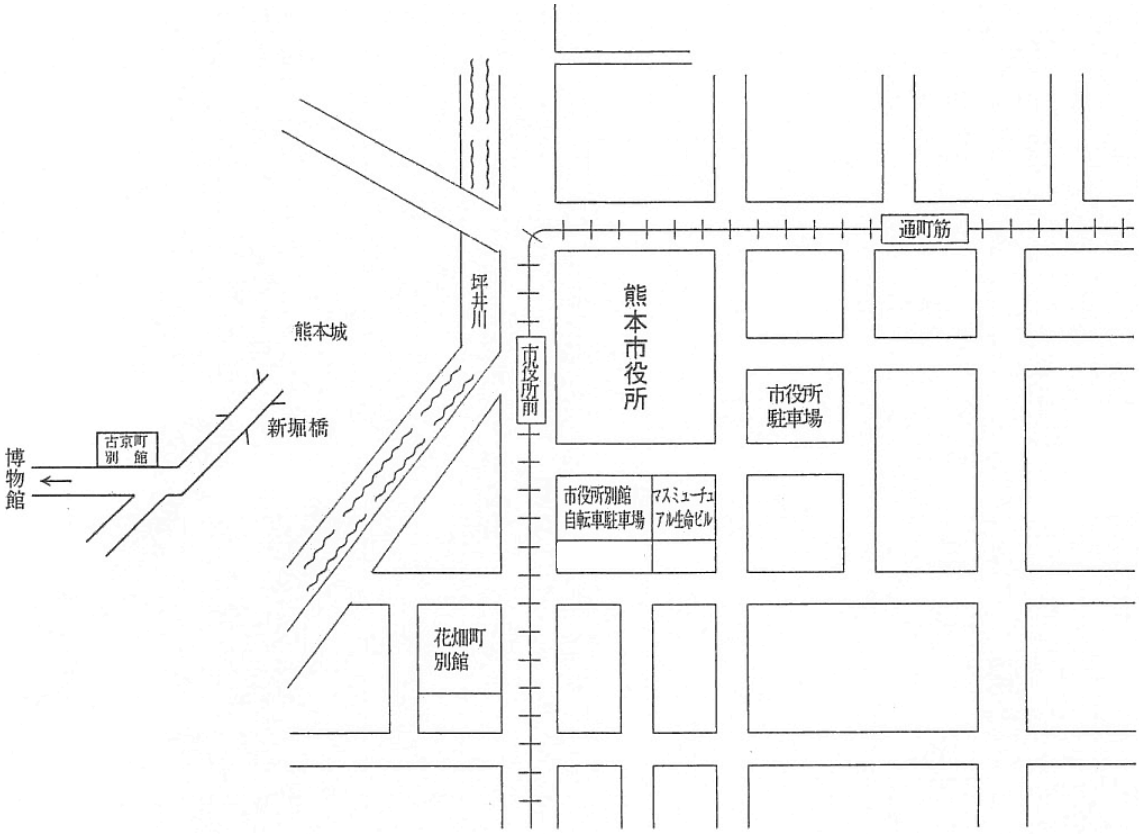

花畑町別館

契約検査室 技術管理課 （情報政策課分室）	4
熊本市歴史文書資料室 選挙管理委員会事務局 新幹線戦略室分室	3
河川課 （農業政策課分室） 指導監査課 （身体・知的障がい者更生相談所開設準備室） （精神保健福祉センター開設準備室）	2
消費者センター （危機管理防災室分室）	1

古京町別館

人材育成センター	2
熊本城総合事務所	1

市役所別館

大会議室	8
（保険料収納課分室） （情報政策課分室）	7
統計課	6
経営支援課 中小企業経営サポートプラザ	5
自転車駐車場	4 ～ 1

マスミューチュアル生命ビル

教育委員室 施設課	7
教育長室 総務企画課	6
学務課 教職員課 指導課	5
人権教育指導室 健康教育課	4
生涯学習課 生活安全課 男女共生推進課	3
オンブズマン事務局 スポーツ振興課	2

※数字は階層

本　　庁　　舎

階	行政棟	議会棟
15	機械室　機械室	
14	レストラン　展望ロビー　大ホール	
13	人事委員会事務局　政令指定都市推進室　人権推進総室　車両管理課 監査委員室　監査事務局　農業委員会事務局	
12	新幹線戦略室　観光振興課　（コンベンション推進室）（国際室）シティプロモーション課　観光文交流局長室 地籍調査課　地域づくり推進課　市民協働推進課　市民生活局長室 埋蔵文化財調査室　文化振興課（中央・五福まちづくり交流室）	
11	公園課　開発景観課　交通政策総室 建築指導課　建築審査室　都市計画課　都市建設局長室	
10	土木総務課　（国県道引継準備室）　土木 管理課 道路整備課　青少年育成課　要保護児童対策室　子ども政策課　子ども未来局長室	
9	建築計画課（建築物安全推進室）　住宅課　市営住宅管理センター 設備課　営繕課（建築保全室）　都心活性推進課　外部監査人室	
8	耕地課　生産流通課（地産地消推進室）　農業政策課（担い手推進室） 広聴課　用地調整課　商工振興課　（企業立地推進室農商工連携推進室） （くまもと森都心プラザ開設準備室）　農水商工局長室	
7	環境施設整備室　浄化対策課　廃棄物指導課　廃棄物計画課 水保全課　緑保全課　環境企画課（温暖化対策室）　環境保全局長室	
6	人事課（コンプライアンス推進室）　職員厚生課　管財課 行政経営課　地域保健福祉課　（ねんりんピック推進室）　健康福祉政策課（健康づくり推進室）　健康福祉局長室	
5	秘書課　副市長室　市長室	委員会室
4	企画財政局長室　企画課　財政課 市政記者室　広報課　（文書集配）　総務課（法制室）　総務局長室	議場　議員控室　渡り廊下
3	職員組合　情報政策課　浄書室　第一職員組合　危機管理防災室 電話交換室　保育幼稚園課　子育て支援課	議長室　副議長室　議員控室　議会事務局長室　議会事務局　総務課　議事課
2	保護第二課　保護第一課　市民税課　主税課　納税課（特別滞納対策室）　資産税課　会計管理者室 高齢介護福祉課　生活保護申請相談室　喫茶室　会計室	委員会室
1	障がい保健福祉課　福祉総合相談室　国民年金課　国民健康保険課　保険料収納課　市民課 市政情報プラザ　市民相談室　CDコーナー　水道料金納入所　総合案内　指定金融機関	
地下1	CDコーナー　衛生管理室　食堂　時間外出入口　守衛室　防災ｾﾝﾀｰ　清掃員詰所　秘書課分室 運転士控室　美容室　展示ｺｰﾅｰ　時計店　売店　郵便局　公用車集中管理室　公用車駐車場	
地下2	機械室　中央監視室	

２２　市　　税

（１）市税の税率及び納期

税目			税率	納期（限）
市民税	個人	均等割	3,000円	1期　6／1 ～ 6／30 2期　8／1 ～ 8／31 3期　10／1 ～10／31 4期　1／1 ～ 1／31
		所得割	課税所得金額の6%	
	法人	均等割	(1)　次に掲げる法人 ア　公共法人及び公益法人等 イ　人格のない社団等 ウ　一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ　資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が 1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が50人以下のもの 年額　60,000円 (2)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額　144,000円 (3)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額　156,000円 (4)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　180,000円 (5)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額　192,000円 (6)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　480,000円 (7)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額　492,000円 (8)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　2,100,000円 (9)　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額　3,600,000円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの　4月30日
		法人税割	$\frac{14.7}{100}$	
県民税	個人	均等割	1,500円	個人市民税と同じ
		所得割	課税所得金額の4%	
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	1期　5／1 ～ 5／31 2期　7／1 ～ 7／31 3期　9／1 ～ 9／30 4期　12／1 ～12／31
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ

総務

税　　目	税　　率	納　　期　　（限）
軽自動車税	1　原動機付自転車 ア　総排気量が50cc以下　1,000円 イ　90cc以下　1,200円 ウ　125cc以下　1,600円 エ　ミニカー　2,500円 2　軽自動車 ア　二輪のもの（側車付を含む）　2,400円 イ　三輪のもの　3,100円 ウ　四輪以上のもの 乗用のもの｛営業用　5,500円／自家用　7,200円｝ 貨物用のもの｛営業用　3,000円／自家用　4,000円｝ エ　雪上車　2,400円 3　小型特殊自動車 ア　農耕作業用のもの　1,600円 イ　その他のもの　4,700円 4　二輪の小型自動車 総排気量が250cc超　4,000円	5／1～5／31
市たばこ税	1,000本につき4,618円（旧3級品は2,190円）	前月分を毎月末日まで
事業所税	(ｱ)　資産割　事業所床面積　1㎡につき年600円 (ｲ)　従業者割　従業者給与総額の100分の0.25	法人　各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人　翌年3月15日
入湯税	入湯客１人１日につき　150円	前月分を毎月15日まで

（２）納税義務者の推移

税目＼年度				18	19	20	21	22
市民税	個人	普通徴収	均等割のみ	16,477	17,256	17,678	17,800	15,028
			所得割のみ	1,422	1,363	1,229	6,198	18,578
			均等割と所得割を納める者	121,220	121,241	121,216	121,273	90,901
			計	139,119	139,860	140,123	145,271	124,507
		特別徴収	均等割のみ	4,261	4,344	4,443	10,938	16,986
			所得割のみ	－	－	－	－	－
			均等割と所得割を納める者	154,049	155,818	156,704	193,354	200,878
			計	158,310	160,162	161,147	204,292	217,864
		小計		295,878	298,485	299,857	302,622	317,606
	法人調定件数			28,631	28,734	28,697	27,903	
固定資産税	土地及び家屋			191,906	193,677	194,931	199,901	221,678
	償却資産			(4,560)	(4,633)	(4,817)	(5,721)	(6,159)
	小計			191,906	193,677	194,931	199,901	221,678
軽自動車税				198,186	203,470	212,666	244,985	
合計				714,601	724,366	736,151	775,411	
対前年度	増加数			24,903	9,765	11,785	39,260	
	伸率（%）			104	101	101	105	

（注）1.個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2.償却資産に係る（　）は土地及び家屋に含む。

（３）市税収入状況

（単位　千円）

税目＼年度			21			22		
			調定額	収入額	収入率（%）	調定額	収入額	収入率（%）
市民税	個人分	普通徴収	10,452,532	9,348,806	89.4			
		特別徴収	23,142,041	23,087,020	99.8			
		計	33,594,573	32,435,826	96.6			
	法人分		7,169,556	7,115,492	99.2			
	小計		40,764,129	39,551,318	97.0			
固定資産税	固定資産	土地・家屋・償却資産	36,349,004	35,212,548	96.9			
	交付金		383,934	383,934	100.0			
	小計		36,732,938	35,596,482	96.9			
軽自動車税			1,001,445	958,376	95.7			
特別土地保有税			0	0	0.0			
入湯税			13,443	11,853	88.2			
事業所税			1,892,667	1,882,664	99.5			
都市計画税			5,008,322	4,861,073	97.1			
市たばこ税			4,007,009	4,007,009	100.0			
合計			89,419,953	86,868,775	97.1			
滞納繰越分			8,245,449	1,714,819	20.8			
総計			97,665,402	88,583,594	90.7			

（４）徴収対策の強化

①　納税推進係による初期未納対策の強化
　　納税推進コールの業務の実施
　　納税推進員による納付の推進
②　特別滞納対策室の設置による徴収困難案件の対策強化
③　納税指導員の効率的な訪問による徴収体制の強化
④　休日・夜間の納税相談の実施

２３ 選　　挙

（１）永久選挙人名簿登録者数

（平23.6.2現在）

開票区	投票区	投　票　所	男	女	計
1	101	熊本市役所	955	1,213	2,168
	102	慶徳小学校	1,182	1,578	2,760
	103	五福まちづくり交流センター	1,170	1,668	2,838
	104	一新小学校	2,126	2,739	4,865
	105	一新幼稚園	906	1,239	2,145
	106	上熊本老人憩いの家	778	962	1,740
	107	池田地域コミュニティセンター	1,581	1,733	3,314
	108	池田小学校	1,532	1,674	3,206
	109	京町台保育園	1,023	1,281	2,304
	110	京陵中学校	1,283	1,649	2,932
	111	壺川小学校	1,789	2,225	4,014
	112	藤園中学校	1,033	1,438	2,471
	113	碩台小学校	1,309	1,761	3,070
	114	竜南中学校	1,706	2,084	3,790
	115	黒髪小学校	1,267	1,397	2,664
	116	桜山中学校	2,221	2,252	4,473
	117	清水小学校	2,311	2,821	5,132
	118	亀井公民館	1,360	1,613	2,973
	119	高平台小学校	3,564	4,121	7,685
	120	化学及血清療法研究所	1,738	2,023	3,761
	121	八景水谷公民館	1,418	1,699	3,117
	122	城北小学校	2,888	2,129	5,017
	123	清水北老人憩いの家	1,208	1,453	2,661
	124	麻生田小学校	2,937	3,709	6,646
	125	楡木小学校	2,394	2,988	5,382
	126	楠小学校	2,465	2,905	5,370
	127	武蔵小学校	2,389	2,773	5,162
	128	弓削小学校	2,040	2,251	4,291
	129	龍田小学校	3,738	4,078	7,816
	130	宝積寺公民館	2,571	2,897	5,468
	131	白川小学校	1,528	1,973	3,501
	132	鎮西学園	1,243	1,592	2,835
	133	九州学院	1,590	2,102	3,692
	134	大江小学校	1,570	1,747	3,317
	135	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,923	1,872	3,795
	136	託麻原小学校	3,233	3,561	6,794
	137	白山保育園	1,019	1,294	2,313
	138	白山小学校	2,531	2,975	5,506
	139	出水小学校	2,051	2,692	4,743
	140	出水校区戸井の外集会所	1,884	2,439	4,323
	141	東水前寺公民館	2,306	2,914	5,220
	142	熊本県庁	759	851	1,610
	143	砂取小学校	2,569	3,377	5,946
	144	出水中学校	2,907	3,401	6,308
	145	出水南中学校	1,552	1,912	3,464
	146	江津湖団地第２集会所	1,566	2,074	3,640
	147	画図地域コミュニティセンター	3,169	3,696	6,865
	148	湖東中学校	1,840	2,195	4,035
	149	泉ケ丘小学校	1,382	1,703	3,085
	150	泉ケ丘校区公民館	1,202	1,522	2,724

開票区	投票区	投　票　所	男	女	計
1	151	若葉小学校	1,998	2,432	4,430
	152	東野中学校	2,825	3,308	6,133
	153	秋津第２公民館	1,940	2,229	4,169
	154	桜木小学校	4,271	4,835	9,106
	155	東町小学校	2,233	2,367	4,600
	156	健軍東小学校	2,445	2,974	5,419
	157	健軍小学校	2,688	3,163	5,851
	158	尾ノ上小学校	4,008	4,720	8,728
	159	京塚公民館	961	1,243	2,204
	160	帯山西小学校	2,116	2,594	4,710
	161	帯山小学校	3,011	3,561	6,572
	162	帯山校区第６町内公民館	2,100	2,431	4,531
	163	月出小学校	3,140	3,470	6,610
	164	山ノ内小学校	4,225	4,879	9,104
	165	長嶺小学校	4,225	4,720	8,945
	166	さくら幼稚園	2,450	2,841	5,291
	167	託麻南小学校	3,068	3,451	6,519
	168	託麻東小学校	4,806	5,237	10,043
	169	託麻北小学校	3,032	3,305	6,337
	170	託麻市民センター	2,396	2,473	4,869
	171	託麻西小学校	3,275	3,676	6,951
	172	下南部公民館	1,206	1,320	2,526
	173	西原公民館	1,082	1,357	2,439
	174	西原小学校	4,044	4,403	8,447
	175	西里地域コミュニティセンター	1,126	1,244	2,370
	176	熊本保健科学大学	1,484	1,654	3,138
	177	明徳体育館	1,029	1,168	2,197
	178	北部総合支所	2,829	3,260	6,089
	179	北部東小学校	3,595	4,071	7,666
	小　計		170,314	198,631	368,945
2	201	花園小学校	2,935	3,398	6,333
	202	花園（牧崎）公民館	1,571	2,020	3,591
	203	城西二町内集会所	1,639	2,010	3,649
	204	城西小学校	2,921	3,568	6,489
	205	横手保育園	454	559	1,013
	206	春日小学校	1,670	1,915	3,585
	207	春日保育園	543	680	1,223
	208	向山小学校	2,741	3,252	5,993
	209	世安町公民館	1,488	1,736	3,224
	210	本荘小学校	1,307	1,631	2,938
	211	春竹小学校	3,008	3,755	6,763
	212	建設技術専門学院	2,126	2,505	4,631
	213	託麻中学校	4,629	5,288	9,917
	214	田迎南小学校	2,541	2,854	5,395
	215	御幸小学校	3,640	4,306	7,946
	216	川尻小学校	1,696	1,950	3,646
	217	城南中学校	2,369	2,858	5,227
	218	城南小学校	909	1,157	2,066
	219	そよかぜ保育園	1,561	1,781	3,342
	220	日吉小学校	1,651	1,977	3,628
	221	日吉東小学校	2,294	2,574	4,868
	222	力合小学校	3,595	4,353	7,948

開票区	投票区	投　票　所	男	女	計
2	223	薄場団地集会所	1,313	1,557	2,870
	224	古町小学校	1,197	1,497	2,694
	225	花陵中学校	1,925	2,594	4,519
	226	白坪小学校	2,374	2,730	5,104
	227	城山小学校	3,635	4,329	7,964
	228	池上小学校	2,316	2,897	5,213
	229	高橋小学校	834	975	1,809
	230	中島地域コミュニティセンター	747	909	1,656
	231	二番公民館	763	847	1,610
	232	小島小学校	1,029	1,195	2,224
	233	有明保育園	276	295	571
	234	松尾東小学校	295	313	608
	235	松尾西小学校	468	534	1,002
	236	松尾北地域コミュニティセンター	93	95	188
	237	河内小学校	1,086	1,223	2,309
	238	河内公民館	736	838	1,574
	239	椎亀公民館	370	449	819
	240	芳野小学校	489	519	1,008
	241	飽田東小学校	2,519	2,957	5,476
	242	飽田南小学校	853	979	1,832
	243	飽田西小学校	1,007	1,147	2,154
	244	中緑小学校	427	505	932
	245	銭塘小学校	917	1,042	1,959
	246	奥古閑小学校	1,392	1,581	2,973
	247	川口小学校	900	981	1,881
	小　計		75,249	89,115	164,364
3	301	植木分館	1,288	1,467	2,755
	302	かがやき館	1,566	1,702	3,268
	303	小町もく遊館分館	462	494	956
	304	吉松スポーツ公園	487	517	1,004
	305	吉松分館	992	1,162	2,154
	306	山本分館	803	866	1,669
	307	田原分館	672	730	1,402
	308	鹿南中学校	916	1,003	1,919
	309	菱形分館	651	683	1,334
	310	桜井小学校	1,199	1,352	2,551
	311	千本桜公民館	737	793	1,530
	312	田底分館	655	847	1,502
	313	植木ふれあい文化センター	376	432	808
	314	大和分館	978	1,151	2,129
	小　計		11,782	13,199	24,981
4	401	富合総合支所	2,308	2,653	4,961
	402	坂野グラウンド	1,283	1,376	2,659
	403	高グラウンド	1,031	1,160	2,191
	404	城南福祉センター	2,048	2,237	4,285
	405	六田公民館	301	338	639
	406	豊田小学校	981	1,082	2,063
	407	鰐瀬公民館	559	617	1,176
	408	下宮地コミュニティセンター	805	894	1,699
	409	東阿高公民館	863	948	1,811
	410	富合中学校武道場	1,001	1,089	2,090
	小　計		11,180	12,394	23,574
合　計			268,525	313,339	581,864

（２）市議会議員選挙各種記録の推移

区分 ＼ 選挙執行年月日	平15.4.27	平19.4.22	平20.11.16 富合町選挙区 増員選挙	平22.4.25 植木町選挙区 増員選挙	平23.4.24 熊本市選挙区	平23.4.24 富合町選挙区
有権者総数	507,341	518,153	6,661	24,676	564,316	6,963
投票者数	270,780	244,041	4,921	14,081	248,461	3,861
投票率（％）	53.37	47.10	73.88	57.06	44.03	55.45
立候補者数	63	62	2	5	66	2
定数	52	48	1	2	48	1
最高得票数	8,063	7,529	2,771	3,934	11,196.000	2,465
当選者最低得票数	3,076	3,134	2,771	3,551	3,163.343	2,465
立候補者最高年齢	89	71	63	63	68	65
〃 最低年齢	25	25	61	35	30	47

（３）過去の選挙の投票率

（単位　％）

選挙別（実施日） ＼ 開票区		第 1	第 2	第 3	全体
参議院議員通常選挙（選挙区）	（平19. 7.29）	58.07	56.94		57.72
熊本県知事選挙	（平20. 3.23）	43.54	41.90		43.03
熊本市議会議員富合町選挙区増員選挙	（平20. 11.16）				73.88
衆議院小選挙区選出議員選挙　第1区	（平21. 8.30）	68.73			68.73
衆議院小選挙区選出議員選挙　第2区	（平21. 8.30）		67.00		67.00
衆議院小選挙区選出議員選挙　第4区	（平21. 8.30）			69.01	69.01
熊本市議会議員植木町選挙区増員選挙	（平22. 4.25）				57.06
参議院議員通常選挙（選挙区）	（平22. 7.11）	58.77	57.96		58.51
熊本市長選挙	（平22.11.7）	36.32	35.89		36.18
県議会議員一般選挙（熊本市選挙区）	（平23.4.10）	45.18	49.95		46.70
市議会議員一般選挙（熊本市選挙区）	（平23.4.23）	42.09	48.22		44.03
市議会議員一般選挙（富合町選挙区）	（平23.4.23）				55.45

（注）国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

（４）各種選挙党派別得票状況

選挙別＼党派別	区　分	自　民	社　民	公　明	共　産	民主党	国民新党	諸　派	無所属	計
参議院議員通常選挙（選挙区）定数１（平19.7.29）	総得票数	122,406			13,414	162,388				298,208
	最高　〃	122,406			13,414	162,388				
	最低　〃	122,406			13,414	162,388				
	得票率（%）	41.05			4.50	54.45				100
	候補者数	1			1	1				3
熊本県知事選挙（平20.3.23）	総得票数								223,563	223,563
	最高　〃								91,685	
	最低　〃								21,932	
	得票率（%）								100	100
	候補者数								5	5
市議会議員選挙（富合町選挙区）定数１（平20.11.16）	総得票数								4,840	4,840
	最高　〃								2,771	
	最低　〃								2,069	
	得票率（%）								100	100
	候補者数								2	2
衆議院小選挙区選挙第１区 定数１（平21.8.30）	総得票数	97,585			9,729	137,048		2,907		247,269
	最高　〃	97,585			9,729	137,048		2,907		
	最低　〃	97,585			9,729	137,048		2,907		
	得票率（%）	39.47			3.93	55.42		1.18		100
	候補者数	1			1	1		1		4
衆議院小選挙区選挙第２区 定数１（平21.8.30）	総得票数	47,373				58,206		1,740		107,319
	最高　〃	47,373				58,206		1,740		
	最低　〃	47,373				58,206		1,740		
	得票率（%）	44.14				54.24		1.62		100
	候補者数	1				1		1		3
衆議院小選挙区選挙第４区 定数１（平21.8.30）	総得票数	2,289					2,059	157		4,505
	最高　〃	2,289					2,059	157		
	最低　〃	2,289					2,059	157		
	得票率（%）	50.81					45.70	3.49		100
	候補者数	1					1	1		3
市議会議員選挙（植木町選挙区）定数２（平22.4.25）	総得票数								14,081	14,081
	最高　〃								3,934	3,934
	最低　〃								858	858
	得票率（%）								100	100
	候補者数								5	5
参議院議員通常選挙（選挙区）定数１（平22.7.11）	総得票数	125,579			11,688	141,586		49,234		328,087
	最高　〃	125,579			11,688	141,586		42,075		
	最低　〃	125,579			11,688	141,586		7,159		
	得票率（%）	38.28			3.56	43.16		15.01		100
	候補者数	1			1	1		2		5
熊本市長選挙（平22.11.7）	総得票数								206,556	206,556
	最高　〃								169,517	
	最低　〃								15,412	
	得票率（%）								100	100
	候補者数								3	3
県議会議員選挙（熊本市選挙区）定数16（平23.4.10）	総得票数	69,585		37,575	10,944	23,551			104,047	245,702
	最高　〃	16,362		13,006	10,944	13,679			13,837	
	最低　〃	11,151		12,145	10,944	9,872			533	
	得票率（%）	28.32		15.29	4.45	9.59			42.35	100
	候補者数	5		3	1	2			11	22
市議会議員選挙（熊本市選挙区）定数48（平23.4.24）	総得票数	61,309.076	3,396.000	34,043.843	10,731.000	19,260.060			116,562.008	245,301.987
	最高　〃	6,913.000	3,396.000	5,220.536	3,800.000	5,364.060			11,196.000	
	最低　〃	2,907.000	3,396.000	4,579.000	3,396.000	1,668.000			175.000	
	得票率（%）	24.99	1.38	13.88	4.37	7.85			47.52	100
	候補者数	14	1	7	3	6			35	66
市議会議員選挙（富合町挙区）定数１（平23.4.24）	総得票数	2,465							1,308	3,773
	最高　〃	2,465							1,308	
	最低　〃	2,465							1,308	
	得票率（%）	65.33							34.67	100
	候補者数	1							1	2

（注）各選挙の直近のものを記載
国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載
按分による小数点以下の得票数は省略
衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

２４　人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第７条第２項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成６年４月１日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する３人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

（１）平成２２年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職種		申込者数（人）	第一次受験者数（人）A	第一次合格者数（人）	第二次受験者数（人）	最終合格者数（人）B	倍率（倍）A／B
上級職	事務職		813	608	70	69	34	17.9
	社会福祉職		63	53	9	9	4	13.3
	心理相談員		43	38	6	5	2	19.0
	技術職	土木	166	123	77	74	37	3.3
		建築	48	34	18	18	9	3.8
		機械	33	22	8	5	3	7.3
		電気	47	36	12	12	6	6.0
		化学	27	22	6	6	2	11.0
		農業	9	6	4	3	1	6.0
		水産	7	6	5	4	1	6.0
免許資格職（上級職）	薬剤師		9	7	5	5	1	7.0
	管理栄養士		29	23	4	4	1	23.0
	保健師		49	30	7	7	2	15.0
	学芸員（歴史）		58	40	4	4	1	40.0
初級職	事務職		192	167	16	14	8	20.9
	技術職	土木	24	20	9	7	3	6.7
免許資格職（中級職）	保育士		108	91	16	16	8	11.4
	看護師（平成22年10月採用）		57	49	20	19	10	4.9
	看護師（平成23年4月採用）		34	29	28	27	16	1.8
	臨床検査技師		48	45	4	3	1	45.0
	臨床工学技士		8	8	4	4	1	8.0
	理学療法士		26	23	4	4	1	23.0
	作業療法士		12	10	6	5	2	5.0
	視能訓練士		9	8	4	4	1	8.0
	言語聴覚士		9	9	6	6	2	4.5
消防職	上級消防職		186	153	22	21	11	13.9
	初級消防職		109	90	22	22	11	8.2
	初級消防職（救急救命士）		14	12	9	9	4	3.0
計			2,237	1,762	405	386	183	9.6

（２）職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成２２年職種別民間給与実態調査をもとに、平成２２年１０月７日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア　職員の状況（平成２２年４月現在）

区　　分	職　員　数	平　均　給　与	平　均　年　齢	平均経験年数
調 査 対 象 職 員	4,136 人	343,214 円	42 歳 3 月	20 年 9 月
うち一般行政職	2,591 人	344,559 円	42 歳 9 月	21 年

イ　民間の状況

調査対象は、市内の１０２事業所（企業規模５０人以上、事業所規模５０人以上の２３８事業所から抽出）

ウ　公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

（単位:円）

民 間 給 与 （ A ）	職 員 給 与 （ B ）	較 差 （ A ） － （ B ）
373,373	373,858	△485

エ　勧告の内容

一般行政職の職員の給与については、市内民間事業所の従業員との給与較差を考慮しながら、国の俸給表の改定状況等を勘案して引下げを行うとともに、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年条例第４号）附則の規定による給料の算定基礎となる額（経過措置額）の引下げを行う必要がある。

特別給の年間支給月数（現行４．１５月分）については、市内民間事業所の特別給の支給割合、国の特別給の改定状況等を考慮し、０．２０月分引下げ３．９５月分とすること。

（３）公平審査

ア　勤務条件に関する措置要求

本年度の措置要求事案は、次のとおりである。

事　　案　　名	審　　理　　経　　過
平成22年措第1号事案（平成22年6月7日要求）	平成22年6月21日受理　平成23年3月18日判定
平成22年措第2号事案（平成22年8月27日要求）	平成22年9月16日却下

イ　不利益処分に関する不服申立

新たな不服申立事案はなく、係属中の事案もない。

ウ　職員からの苦情処理

平成１７年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員であり、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

本年度の相談者数（件数）は９件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	任用	給与	勤務条件 服務	厚生 福利	セクハラ いじめ	その他	計
件数	3	－	2	1	－	3	9

市民生活

1	市民協働	99
2	地域コミュニティづくり支援	100
3	住居表示・地籍調査	103
4	戸籍・住民	108
5	総合支所市民センター	109
6	安全安心まちづくり交通安全対策	114
7	消費者行政	117
8	男女共同参画	119
9	人権推進	122

１　市民協働（市民協働推進課）

概　　要

地方分権社会に対応した「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりを進めるため、自治基本条例を制定し、条例の理念に基づいた仕組みを整えるとともに、ボランティア・ＮＰＯ活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（ＰＩ）マニュアルの活用により市の事業への市民参画に取り組んでいる。

（１）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター　ウェルパルくまもと１階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア　情報収集・提供

ボランティア団体、ＮＰＯの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供する。

イ　相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、「よかよかボランティア登録制度」への登録者には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ　活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナー、印刷機・コピー・パソコンプリンタ（有料）が利用できる作業場の提供。

あいぽーと利用人数

年度	18	19	20	21	22
件数	4,239	4,127	3,902	40,368	44,164

（※平成 21 年度に熊本市総合保健福祉センターウェルパルくまもとへ移転）

（２）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	18	19	20	21	22
件数	1,637	1,756	1,756	1,745	1,992

（３）「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進

公園・道路・河川等の公共空間について市民が主体的に美化活動に取り組み、行政がそれを支援する「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進を図る。

ふれあい美化ボランティア協定締結団体数

年度	18	19	20	21	22
件数	67	74	79	79	83

（４）市民協働事業（チャレンジ協働事業）の実施

多様化する市民ニーズや市政課題に取り組むため、市民活動団体のノウハウを活かした提案を募集し、提案団体と行政とがパートナーとして事業を実施する中で、各事業における協働の取り組みの拡充を図る。

年度	テ　ー　マ（市政課題）
19	テーマ１「ひとり親家庭に対する支援」 テーマ２「野良猫から地域猫へ、地域における課題への取り組み」
20	テーマ１「高齢者の口の健康を基盤とした健康づくり支援」 テーマ２「市民協働ポータルサイト（仮称）運営の仕組みづくり」
21	テーマ１「親の学びへの支援」 テーマ２「小川のせせらぎに親しむ自然と魅力あふれる河川の創造」
22	テーマ１「文化芸術に関する情報収集・発信の仕組みづくり」 テーマ２「あんしん住替え相談窓口の創設」
23	テーマ１「市民エコリーダーの育成 」 テーマ２「救命率アップに市民の力を！ 」

２　地域コミュニティづくり支援　（地域づくり推進課）

概　　要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、中央公民館及び各総合支所・市民センター内に設置した各まちづくり交流室と連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

（１）町内自治会組織の育成・支援

ア　町内自治会の結成状況

（平 23.4.1 現在）

	中央地区	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	合　計
校　区　数	17	20	13	21	21	92
町内自治会数	235	144	97	122	244	842

※うち南部地区は町内自治会対象校区は 17 校区

イ　助成制度

①　町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容　補助金額＝均等割額＋世帯割額

種　　別		年　額（円）
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数　２６，０４３灯　（平23.3.31現在）

補助内容

区　　分	年額（1灯につき　円）
4月1日までに設置された防犯灯	2,000
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	1,500
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	1,000
10月1日から12月31日までに設置された防犯灯	500

（2）校区自治協議会の設立推進

ア　助成制度

名　　称	補助金額	対　象　事　業（活動）
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ　校区自治協議会の設立状況（７７校区）

（平23.4.1現在）

飽田西校区	飽田東校区	飽田南校区	秋津校区	麻生田校区	池田校区	池上校区
出水校区	泉ヶ丘校区	出水南校区	一新校区	画図校区	大江校区	奥古閑校区
小島校区	尾ノ上校区	帯山校区	帯山西校区	春日校区	川尻校区	河内校区
川上校区	川口校区	楠校区	隈庄校区	慶徳校区	健軍校区	健軍東校区
五福校区	桜木校区	桜木東校区	清水校区	城山校区	城西校区	城東校区
城南校区	城北校区	白川校区	白坪校区	杉上校区	砂取校区	碩台校区
銭塘校区	高橋校区	高平台校区	託麻北校区	託麻西校区	託麻東校区	託麻南校区
龍田校区	田迎校区	田迎南校区	月出校区	長嶺校区	中島校区	中緑校区
西里校区	西原校区	楡木校区	花園校区	春竹校区	東町校区	日吉校区
日吉東校区	古町校区	北部東校区	本荘校区	松尾北校区	松尾西校区	松尾東校区
御幸校区	武蔵校区	山ノ内校区	弓削校区	芳野校区	力合校区	若葉校区

（３）地域コミュニティセンター開設状況

（開設済数　平 23.4.1 現在）

開　設　年　度	地域コミュニティセンター名					箇　所　数	
平成4年度	楠	城南	春竹	出水		4	57
平成5年度	壺川	中島	松尾	白山	慶徳	5	
平成7年度	帯山	城山	北部東			3	
平成8年度	小島	松尾西	庄口	向山		4	
平成9年度	砂取	一新				2	
平成10年度	田迎	清水				2	
平成11年度	龍田	日吉				2	
平成12年度	黒髪	武蔵				2	
平成13年度	西原	託麻北	田迎南	画図	池田	5	
平成14年度	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5	
平成15年度	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西	5	
平成17年度	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木	5	
平成18年度	若葉	河内	本荘			3	
平成19年度	託麻東					1	
平成20年度	月出	城西	古町	春日		4	
平成21年度	花園					1	
平成22年度	川上	飽田				2	
平成23年度	白坪	長嶺				2	

（４）地域公民館

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成２３年４月１日現在、６２０館の地域公民館組織が結成されている。

中央地区・・・・２２館	西部地区・・・・４２館	南部地区・・・・２８館	東部地区・・・・３３館
龍田地区・・・・１８館	託麻地区・・・・５１館	幸田地区・・・・３４館	清水地区・・・・２１館
秋津地区・・・・１８館	大江地区・・・・２３館	花園地区・・・・１９館	北部地区・・・・５４館
河内地区・・・・３１館	飽田地区・・・・１５館	天明地区・・・・３２館	
富合地区・・・・２２館	城南地区・・・・４０館	植木地区・・・１１７館	計６２０館

建設・営繕・運営費及び借家料補助

・補助対象

その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、地域づくり推進課が届出を受理した地域公民館

・補助範囲

公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設費、営繕費、運営費、借家料

・補助金額

建設費：建設費の５０％を補助、ただし補助金の額は最高７５０万円とする

営繕費：営繕費の５０％を補助、ただし補助金の額は最高６０万円とする

運営費：均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する

借家料：借家料の３分の１を補助、ただし、補助金の額は、年間１５万円以内とする

３　住居表示・地籍調査

（１）住居表示整備事業（地籍調査課）

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和４０年度を第１次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

（平23．3．31現在）

種別／区分	整　備　区　域	面積(Km²)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町　西子飼町　井川渕町　北千反畑町　南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町　手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目　大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目　本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42.7.1
5次	本荘五丁目　本荘六丁目　南熊本四丁目　南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目　春日一丁目　春日二丁目　田崎本町	1.21	6,800	43.11.1
6次	迎町一丁目　迎町二丁目　弥生町　琴平一丁目　琴平二丁目 琴平本町　南熊本五丁目（追加）内坪井町　壷川一丁目 壷川二丁目　京町一丁目　京町二丁目　京町本丁　上熊本一丁目 上熊本二丁目　段山本町　春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目　水前寺公園　神水一丁目 上京塚町　京塚本町　九品寺一丁目（追加）　本荘一丁目	2.53	9,000	45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目　薬園町　子飼本町　室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目　上水前寺一丁目　上水前寺二丁目	2.84	10,600	47.4.1
9次（前期）	国府一丁目～国府四丁目　国府本町　出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目　江津二丁目　八王寺町　萩原町	2.36	7,700	47.12.1
9次（後期）	神水本町　湖東一丁目～湖東三丁目　新生一丁目　新生二丁目 水源一丁目　水源二丁目　栄町　南町　広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48.8.1
10次	津浦町　出町　稗田町　池田一丁目～池田四丁目　池亀町 花園一丁目～花園七丁目　上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目　戸坂町	7.53	14,900	49.10.1
11次	新大江三丁目　神水二丁目　尾ノ上一丁目　尾ノ上二丁目　錦ケ丘 健軍一丁目　健軍二丁目　健軍四丁目　健軍五丁目　清水本町 清水東町　清水亀井町　八景水谷一丁目　八景水谷二丁目	3.87	10,700	50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目　保田窪一丁目　保田窪二丁目	1.21	4,700	51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目　大江一丁目（追加）	0.97	4,200	52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目　八島一丁目　八島二丁目　健軍本町 健軍三丁目　本荘五丁目（追加）	1.15	2,900	53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54.10.1
16次	大江二丁目（追加）	0.08	700	55.10.1
17次	帯山四丁目（追加）　帯山五丁目（追加）	0.17	700	56.10.1
18次	帯山五丁目（追加）	0.07	300	57.10.1

19次	出水四丁目　出水八丁目　江津二丁目（追加）八景水谷三丁目	0.59	1,500	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59.10.1
21次	出水六丁目　春日四丁目（追加）　春日五丁目（追加） 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62.10.1
22次	打越町　高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目　秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27
24次	秋津新町　東本町　昭和町　花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目　十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目　平田二丁目　平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目　江越二丁目　馬渡一丁目　馬渡二丁目 田迎一丁目　田迎二丁目　出仲間一丁目　萩原町	3.66	6,300	平3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目　東本町　山ノ神一丁目 山ノ神二丁目　榎町　佐土原一丁目　佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目　渡鹿九丁目　保田窪本町　保田窪四丁目 保田窪五丁目　新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目　西原一丁目　西原二丁目 御領一丁目　八反田一丁目　八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目　武蔵ケ丘一丁目～武蔵ケ丘九丁目 尾ノ上三丁目　尾ノ上四丁目　月出一丁目　月出二丁目 三郎一丁目　三郎二丁目　西原三丁目　東京塚町　新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目　乗越ケ丘　室園町 花園六丁目（追加）　保田窪三丁目　帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加）　帯山六丁目　帯山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目　川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目　野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目　新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目　山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目（追加）	4.63	7,800	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目　山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目　八王寺町　出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目　幸田一丁目　幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目　野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目　新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目　長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目　長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目　月出八丁目　帯山八丁目　帯山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目　日吉一丁目　日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目　飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目　八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目　龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目　龍田九丁目　楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目　麻生田二丁目　兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目　御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目　良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目　御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目（追加）　坪井六丁目　龍田一丁目　龍田七丁目 龍田弓削一丁目　龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34次	近見一丁目（追加）　近見二丁目（追加）　上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目　薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目　野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目　荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目　鳶町二丁目　合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目　麻生田一丁目（追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目　楡木四丁目～楡木六丁目 八景水谷三丁目（追加）　楠五丁目（追加）　八王寺町（追加） 江津一丁目（追加）　江津二丁目（追加）　出水七丁目（追加） 出水八丁目（追加）	1.80	7,200	14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目　長嶺東九丁目　中江町 神園一丁目～神園二丁目　石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38次	江津三丁目　江津四丁目　下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目　画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目　上高橋一丁目　上高橋二丁目 高橋町一丁目　高橋町二丁目　城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	18.2.27

40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目　上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目　城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目　城山薬師二丁目　島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁～清水岩倉三丁目　　山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	19.2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目　江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2.56	1,350	20.2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目　池田三丁目(追加)	0.47	900	21.2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目　飛田四丁目（追加）	0.93	1,600	22.2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	23.2.28

（２）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成２２年度を初年度とする第六次国土調査事業十カ年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況［地籍調査課］：実施中

年度 (平成)	面　積 (km²)	町　　名 （　実　施　当　時　）
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目　帯山五丁目　健軍町の一部　京塚本町の一部　保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目　保田窪四丁目　保田窪五丁目　渡鹿九丁目　西原一丁目 保田窪本町の一部　新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目　下南部町　下南部一丁目～下南部三丁目　西原二丁目 西原三丁目　御領町　御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部　八反田一丁目　八反田二丁目　上南部町
7	2.72	長嶺町の一部　保田窪本町　帯山六丁目　新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目　山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目　御領七丁目　長嶺町の一部　長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目　榎町　山ノ神一丁目　山ノ神二丁目　小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	石原町　中江町　吉原町　花立五丁目　花立六丁目　桜木五丁目　桜木六丁目 佐土原二丁目　佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部　小山町の一部　秋津新町　昭和町　花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目　沼山津三丁目　沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部　秋津町沼山津の一部　小山町の一部　長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目　秋津三丁目　沼山津一丁目　東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部　秋津町沼山津の一部　沼山津二丁目の一部　小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目　尾ノ上二丁目　錦ケ丘　上京塚町　京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部　神水二丁目の一部　小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目　健軍二丁目　健軍本町　神水二丁目の一部　小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目　東本町の一部
16	1.89	鹿帰瀬町　平山町の一部　神園一丁目の一部　弓削町の一部　石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部　戸島西一丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部　戸島西二丁目　戸島西三丁目の一部　戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部　戸島六丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部　戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部　戸島二丁目の一部　戸島三丁目の一部　戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部

実施状況［植木総合支所市民生活課］：実施中

年度(平成)	面積(K㎡)	町　　名
1～3	1.22	植木町広住
2～5	1.44	植木町植木・舞尾の一部
2～6	0.57	植木町滴水の一部
2～6	1.17	植木町滴水の一部
3～4	0.17	植木町清水の一部
4～6	0.62	植木町平野
4～7	0.75	植木町荻迫の全部・滴水の一部
6～8	0.43	植木町投刀塚
6～8	0.82	植木町一木
6～9	0.97	植木町鐙田の一部
8～10	0.89	植木町鐙田の一部
8～10	0.97	植木町岩野の一部
9～11	0.87	植木町岩野・小野の一部
10～12	1.46	植木町岩野・味取の一部
11～13	1.03	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11～13	1.36	植木町味取・内・山本の一部
12～14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
13～15	1.33	植木町大井の全部・亀甲の一部
13～15	1.13	植木町富応の一部
14～16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15～17	0.74	植木町豊田の一部
15～17	1.38	植木町豊岡の一部
16～18	0.76	植木町豊田の一部
17～19	1.45	植木町舟島・伊知坊
17～19	0.82	植木町平原の一部
18～20	1.17	植木町色出・米塚の一部
18～20	1.08	植木町鈴麦
19～21	0.96	植木町正清・米塚の一部
19～21	1.02	植木町豊岡の一部
20～22	1.07	植木町正清の一部・宮原の全部
20～22	1.16	植木町轟の一部

実施状況［富合総合支所市民生活課］：完了

年度	面積(K㎡)	町　　名
昭和46	2.38	富合町木原・平原の一部
昭和47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
昭和51	0.95	富合町国町・菰江・硴江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
昭和55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤　廻江・新の一部
昭和63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

実施状況［城南総合支所市民生活課］：完了

年度(昭和)	面積(K㎡)	町　　名
42	2.7	城南町赤見・高
43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3.77	城南町碇・今吉野・六田・島田
45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2.8	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1.73	城南町鰐瀬の一部
59	1.79	城南町鰐瀬の一部
60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

４　戸籍・住民（市民課）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行、外国人登録等事務を行っている。

（１）各種人口登録数

（各年度3月31日現在）

区分＼年度			21 本庁	21 支所	21 合計	22 本庁	22 支所	22 合計
住民登録	人口	男	176,656	164,114	340,770	176,902	164,333	341,235
		女	202,220	180,717	382,937	202,478	181,060	383,538
		合計	378,876	344,831	723,707	379,380	345,393	724,773
	世帯数		177,560	133,665	311,225	179,346	135,403	314,749
外国人登録人口			3,991	257	4,248	4,024	251	4,275
戸籍	本籍数				276,559			277,983
	本籍人口数				686,676			687,935

※（本庁には東部・清水・大江・花園市民センターを含む。）

（２）各種事務受理件数

年度＼年度		21 本庁	21 支所	21 合計	22 本庁	22 支所	22 合計
戸籍	出生	5,587	3,521	9,108	5,798	3,777	9,575
	死亡	3,553	2,978	6,531	3,795	3,754	7,549
	婚姻	6,690	843	7,533	6,782	1,115	7,897
	離婚	1,502	620	2,122	1,526	702	2,228
	転籍	1,667	1,381	3,048	1,774	1,433	3,207
	その他	3,289	1,631	4,920	3,429	1,943	5,372
	合計	22,288	10,974	33,262	23,104	12,724	35,828
住民登録	転入	9,354	8,544	17,898	9,189	8,828	18,017
	転出	7,983	10,936	18,919	7,481	10,834	18,315
	転居	8,733	12,704	21,437	8,684	13,798	22,482
	その他	37,020	14,266	51,293	33,486	19,334	52,820
	合計	63,097	46,450	109,547	58,840	52,794	111,634
印鑑登録	新規	8,248	18,720	26,968	8,387	20,541	28,928
	廃止	950	1,965	2,915	875	2,027	2,902
	亡失	2,484	4,249	6,733	2,542	5,164	7,706
	合計	11,682	24,934	36,616	11,804	27,732	39,536
外国人登録	新規	735	22	757	702	44	746
	その他申請	12,140	221	12,361	12,868	480	13,348
	合計	12,875	243	13,118	13,570	524	14,094

（３）各種証明取扱件数

年度＼区分		本庁 有料	本庁 無料	本庁 合計	支所 有料	支所 無料	支所 合計	合計 有料	合計 無料	合計 合計
21	戸籍関係	74,369	46,467	120,836	100,925	9,434	110,359	175,294	55,901	231,195
	住民票関係	133,608	47,886	181,494	231,676	6,440	238,116	365,284	54,326	419,610
	印鑑証明	52,546	162	52,708	217,665	879	218,544	270,211	1,041	271,252
	合計	260,523	94,515	355,038	550,266	16,753	567,019	810,789	111,268	922,057
22	戸籍関係	76,567	51,306	127,873	112,387	11,779	124,166	188,954	63,085	252,039
	住民票関係	126,444	33,816	160,260	252,121	6,975	259,096	378,565	40,791	419,356
	印鑑証明	52,747	260	53,007	242,261	913	243,174	295,008	1,173	296,181
	合計	255,758	85,382	341,140	606,769	19,667	626,436	862,527	105,049	967,576

５　総合支所・市民センター

（１）総合支所

総合支所は、平成３年２月１日の熊本市・飽託郡４町（北部町、河内町、飽田町、天明町）の合併に伴い開設された市民サービス窓口、公民館などの複合施設で、コミュニティ活動の中核として活用され、住民サービス、福祉の向上を図っている。

平成２０年１０月６日、富合町との合併に伴い富合総合支所を開設。平成２２年３月２３日には、城南町、植木町との合併に伴い城南総合支所、植木総合支所を開設した。

ア　建物概要

北部総合支所

所在地	鹿子木町６６番地
構造	鉄筋コンクリート２階建
敷地面積	８，０３４．９２㎡
建物延面積	４，４７４．０６㎡
	うち公民館　５９０．６０㎡
	北部土木センター　６４２．８４㎡
職員数	２０人（うち再任用１人）

河内総合支所

所在地	河内町船津２０６９番地５
構造	鉄筋コンクリート地下１階地上４階建
敷地面積	２，００９．６６㎡
建物延面積	２，７６６．５０㎡
職員数	２０人（うち再任用２人）

飽田総合支所

所在地	会富町１３３３番地１
構造	鉄筋コンクリート２階建
敷地面積	６，５４４㎡
建物延面積	９５０㎡
公民館	２，０４９㎡
職員数	１９人（うち、再任用３人）

天明総合支所

所在地	奥古閑町２０３５番地
構造	鉄筋コンクリート２階建
敷地面積	７，４２６㎡
建物延面積	７２０㎡
公民館	１，４１６㎡
職員数	１９人（うち再任用４人）

富合総合支所

所在地	富合町清藤４０５番地３
構造	鉄筋コンクリート３階建
敷地面積	４，９１９．６１㎡
建物延面積	３，５１３．６７㎡
職員数	５７人（うち再任用６人）

城南総合支所

所在地	城南町宮地１０５０番地
構造	鉄筋コンクリート３階建
敷地面積	１３，８８１．２１㎡
建物延面積	３，４６５．０２㎡
職員数	７７人

植木総合支所

所在地	植木町岩野２３８番地１
構造	鉄筋コンクリート３階建（一部４階建）
敷地面積	２２，７５４．７５㎡
建物延面積	５，９８８．３０㎡
職員数	１１７人（うち、再任用４人）

イ　熊本市天明ホール

文化の振興及び市民の福祉の向上を図るための施設である。

設 置 主 体　熊本市

所　在　地　奥古閑町２０３５番地

構　　造　鉄骨２階建一部３階

建物延面積　１，３３１㎡

総 事 業 費　８４１，８９７千円（天明公民館含む）

開　　館　平成３年６月１５日

主 要 施 設　大ホール（４０１名）

利用状況

区分 / 年度	ホール
22	261件
	39,463人

ウ　熊本市芳野コミュニティセンター　（ 芳野出張所 ）

集会その他、住民の各種社会活動の利便に供するための施設である。

設 置 主 体　熊本市

所　在　地　河内町野出１４１０番地

構　　造　鉄骨２階建

建物延面積　７６１㎡

総 事 業 費　１４９，７８６千円

開　　館　昭和５８年４月１日

主 要 施 設　多目的ホール（２００名）、１階和室、２階和室、料理室

利用状況

区分 / 年度	多目的ホール	そ　の　他	合　　計
22	48件	121件	169件
	3,647人	3,996人	7,643人

エ　熊本市富合ホール

文化の振興及び市民の交流に供するための施設である。

設 置 主 体　熊本市

所　在　地　富合町清藤４００番地

構　　造　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

建物延面積　３，４２２㎡

総 事 業 費　１，６３０，０００千円（富合公民館含む）

開　　館　平成１５年４月１日

主 要 施 設　ホール（４０６名）、図書室、研修室、軽運動室、和室、多目的工作室、陶芸室

利用状況

区分 / 年度	ホール	その他
22	166件	1,501件
	20,705人	23,552人

オ　熊本市火の君文化ホール

文化の振興及び市民の福祉の向上を図るための施設である。

設 置 主 体　熊本市

所　在　地　城南町舞原３９４番地１

構　　造　鉄筋コンクリート造、一部２階建

建物延面積　５，１５６．６７㎡

総 事 業 費　１，４０８，７６４千円（城南公民館、保健センター含む）

開　　館　平成９年４月２７日

主 要 施 設　文化ホール（５９４席）

利用状況

区分 年度	ホール	舞台のみ	リハーサル室	合　　計
22	156件	144件	515件	815件
	46,478人	4,063人	8,783人	59,324人

（２）市民センター

市民センターは支所、公民館、児童館などの複合施設で、コミュニティ活動の中核として活用され、連帯意識に結ばれた地域自治・生活文化の振興を図っている。

また、市民協働による地域づくり活動の支援及び推進を図るため市民センターに、平成２０年４月よりまちづくり交流室を設置した。

施設概要

	南部市民センター	幸田市民センター	西部市民センター
所在地	南高江６丁目７番３５号	幸田２丁目４番１号	小島２丁目７番１号
開設年月日	昭和６２年７月６日	昭和５７年６月２日	昭和49年10月4日（平成14年4月移設新設）
構造	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建
建設費	541,115千円	492,240千円	1,857,437千円
敷地面積	8,284.61㎡	5,578㎡	9,322.53㎡
建築面積	1,754.51㎡	1,267㎡	2,536.84㎡
建物延面積	1,917.27㎡	1,900.07㎡	3,306.96㎡
支所	263.00㎡	247㎡	576.0㎡
児童館	313.93㎡	347㎡	417.1㎡
公民館	1,340.34㎡	1,306㎡	1,680.2㎡
健康福祉相談ルーム	―――	―――	287.5㎡
まちづくりルーム	―――	―――	89㎡
職員数	９（ま４（うち再任用１））（公１）名	１１（ま５（うち再任用２）（公１）名	１４（うち再任用１）（ま５（うち再任用２）（公１）名

	秋津市民センター	龍田市民センター	託麻市民センター
所在地	秋津３丁目１５番１号	龍田弓削１丁目１番１０号	長嶺東７丁目１１番１５号
開設年月日	昭和６０年８月１０日	昭和５４年７月１１日	昭和５６年５月３０日
構造	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建
建設費	521,448千円	350,428千円	483,590千円
敷地面積	11,165.53㎡	5,380㎡	6,248.20㎡
建築面積	1,683.70㎡	1,237.8㎡	1,346.62㎡
建物延面積	1,910.34㎡	1,803.26㎡	2,010㎡
支所	253.31㎡	246.31㎡	248.50㎡
児童館	315.45㎡	303.85㎡	276.60㎡
公民館	1,341.58㎡	1,253.1㎡	1,484.90㎡
職員数	９（ま４（うち再任用１））（公１）名	１２（うち再任用1）（ま４（うち再任用１））（公１）名	１２（ま５（うち再任用２））（公１）名

	東部市民センター	清水市民センター	大江市民センター
所在地	錦ヶ丘１番１号	清水亀井町１４番７号	大江６丁目１番８５号
開設年月日	昭和５２年９月１日	昭和５９年７月１０日	昭和６３年７月１１日
構造	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建
建設費	311,552千円	449,829千円	486,435千円
敷地面積	5,256㎡	8,363.26㎡	5,029.40㎡
建築面積	1,241.64㎡	1,400.08㎡	1,218.83㎡
建物延面積	1,958.50㎡	1,793.38㎡	1520.98㎡
支所	（256.89㎡）	（125.32㎡）	（187.11㎡）
児童館	310.50㎡	337.45㎡	103.50㎡（児童室）
公民館	1,391.11㎡	1,316.97㎡	1,230.37㎡
職員数	１５（ま５（うち再任用１））（公１）名	８（ま４（うち再任用１））（公１）名	９（ま４（うち再任用２））（公１）名

	花園市民センター
所在地	花園５丁目８番３号
開設年月日	平成２年８月２７日
構造	鉄筋コンクリート２階建
建設費	591,608千円
敷地面積	5,145.00㎡
建築面積	1,496.99㎡
建物延面積	1,864.30㎡
支所	（95.80㎡）
児童館	305.07㎡
公民館	1,463.43㎡
職員数	８（うち、再任用１）（ま５（うち再任用２））（公１）名

（注）支所の欄の（　）はサービスコーナー

職員数の欄の（ま　）はまちづくり交流室専任職員数（外数）

（公　）は公民館専任職員数（外数）

（３）五福まちづくり交流センター

五福まちづくり交流センターは、併設する熊本市立五福小学校の改築に伴い、平成３年４月に五福地域開発センターとして開設され、平成１９年４月に機能の見直しを図り、五福まちづくりセンターに名称を変更、さらに平成２０年４月からは市民協働による地域づくり活動の支援及び推進を図るため、五福まちづくり交流室・公民館として管理運営に当たっている。センターは、公民館及び小学校と一体構造の全国でも数少ない複合施設である。

また、平成５年１０月に完成の太陽熱を利用した小学校の温水プールを学校が使用しない時間帯に市民に開放し、施設及びエネルギーを有効に利用している。

センターは、地域コミュニティの中核施設として、各種団体の会議・研修の場の提供と住民の地域づくり活動の支援を行うとともに、サービスコーナーでは、戸籍関係、住民票関係、印鑑登録の諸証明書の発行を行っている。

公民館は、ホール・会議室・茶室・料理実習室をはじめとして、図書室・児童室を付設しており、講座を開設するとともに各種行事を実施し、子どもからお年寄りまで広く利用していただくことで生涯学習に寄与している。

所　在　地	細工町２丁目２５番地
開設年月日	平成３年４月１５日
構　　造	鉄筋コンクリート造　地下１階　地上４階建
敷地面積	６，６１２㎡
建物延面積	８，２２７㎡　うち　サービスコーナー、事務室、会議室…５５７㎡ 公民館…１，９５１㎡　小学校…５，７１９㎡
建　設　費	２，８１６，０５０千円
職　員　数	職員６人（ま６（うち再任用１））
利用状況 (平成２２年度)	サービスコーナー…７，４０９件　センター会議室…８，９９６人 公民館…３７，６５５人　児童室…６，１３７人　図書室…９，８９４人 プール（一般開放）…１６，２６３人

６　安全安心まちづくり ・ 交通安全対策　（生活安全課）

概　　要

交通事故の多発や自転車の路上放置、街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図るとともに、駐輪対策を強化し、市内中心部を重点に、利用しやすい駐輪場の整備を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（１）安全安心パトロール

安全安心まちづくり対策の一環として、地域・事業者と協働して繁華街等のパトロールを実施するほか、青色回転灯を装着した公用車３台で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

（２）駐輪対策事業

ア　自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市環境の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分 / 年度	市　営		民　営		合　計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
18	24	6,994	4	935	28	7,929
19	26	7,244	3	605	29	7,849
20	28	7,454	3	605	31	8,059
21	29	7,824	3	550	32	8,374
22	32	8,324	3	550	35	8,874

イ　放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即日、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
18	40	4,584	734
19	35	4,917	731
20	40	4,154	689
21	44	3,795	693
22	43	3,989	799

（３）違法駐車防止対策

ア　違法駐車に対する街頭指導の強化

平成４年５月１日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に交通指導員による違法駐車の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ　違法駐車防止重点地域

・銀座通り他４路線１，９００ｍ（平成５年４月１日指定）

ウ　その他

平成１７年１２月から交通指導員による違法駐車の街頭指導時に、アーケード内自転車乗入れや、放置自転車の指導啓発を合わせて実施している。

（４）交通安全思想の普及徹底

ア　交通安全教育の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和５８年から、交通安全教育専門員（３人）を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、ダミー人形や模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小学校３・４年生を対象とした自転車の安全な乗り方教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ　交通安全活動の推進

①　交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止活動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全推進大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開する。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道徳の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和４４年１０月１日に発足した。現在委嘱を受けているのは約４００人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月１・１０・２０日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成１４年７月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（５）交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和４７年４月交通事故相談所を開設し、専門相談員２名が相談を受け対応している。

交通事故相談件数

区分＼年度	18	19	20	21	22
被害者	422	325	346	356	340
加害者	107	87	83	62	58
合　計	529	412	429	418	398

イ 交通遺児への援助

昭和４８年３月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年１回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移　　(単位　円)

項目＼年度		18	19	20	21	22
収支	寄付金	732,680	2,703,278	731,195	16,782,888	1,556,642
	運用利益	343,893	497,715	575,322	592,596	670,054
	援助金ほか	△565,000	△1,020,000	△811,200	△1,010,000	△2,446,642
	差引（積立または取り崩し）	511,573	2,180,993	495,317	16,365,484	1,336,696
基金残高		62,667,322	64,848,315	65,343,632	81,709,116	81,929,062

７　消費者行政（消費者センター・計量検査所）

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

（１）消費者相談

消費者からの買物相談や商品・サービスの契約、販売方法、多重債務等に関する相談に対応するために相談体制の充実強化を図るとともに、消費者の声を関係業界に伝え解決にあたるよう努める。

相談件数

年　度	18	19	20	21	22
件　数	6,806	6,468	6,069	5,616	5,347

相談内容別延件数

内容	契約(解約)	販売方法	価格・料金	接客対応	品質・機能・役務品質	表示・広告	法規・基準	安全・衛生	買物相談	生活知識	計量・品目	施設・設備	包装・容器	その他	合計
件数	4,120	1,559	521	588	459	113	146	92	18	11	4	9	3	67	7,711

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（２）消費者意識の啓発

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア　消費者意識の向上

消費者セミナー：消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣。

イ　小中学生啓発事業

小中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を作成し、市内全校に配布。

ウ　高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭へ参加しての啓発や、「敬老の日」を機にした情報提供等を推進する。

エ　「消費者月間」事業

昭和４３年５月３０日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、毎年５月３０日を「消費者の日」、５月を「消費者月間」として、講演会等の記念事業を展開している。

（３）情報の収集提供

ア　消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品・サービスの知識、消費生活に関する知識の普及のための情報を収集し、提供する。

イ　情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの貸出による情報提供を行う。

（４）消費者の組織化と活動の支援

講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化を図り、消費者団体の活動を支援する。

（５）計量検査（計量検査所）

熊本市計量検査所　　所在地　熊本市水源２丁目１番４号

取引・証明における適正な計量の実施を確保するため、計量法第１９条による計量器定期検査と第１４８条による特定計量器立入検査及び商品量目立入検査をおこなうとともに計量意識の向上を図るため、事業者・消費者に対して指導、普及事業を行っている。

検査実績　　(平成22年度)

対象／項目	検査戸数（戸）	検査件数（件）
計量器定期検査	494	1,629
特定計量器立入検査	1,715	3,108
商品量目立入検査	71	4,574

８　男女共同参画（男女共生推進課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

そこで「熊本市男女共同参画推進条例」に基づき策定した。今後は男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組む。

昭和６２年４月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成２年４月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成５年４月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成１０年４月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成１１年４月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成１３年９月	「ＤＶ防止連絡会議」「ＤＶ庁内防止ネットワーク会議」設置
平成１４年６月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成１６年４月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成１８年５月	「２００６世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/１１～5/１４）
平成２１年４月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成２２年３月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成２２年４月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成２２年１１月	「第２０回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（１１/１８～１１/１９）

（１）男女共同参画のための意識づくり

ア　男女共同参画に関する啓発・広報

○ 情報紙「はあもにい」の発行　（年３回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付

○ 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催

○ 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数２８１人）

○ ＤＶ防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、ＤＶ防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ　男女共同参画に関する情報収集・提供

o 市民意識調査（５年ごと）・企業実態調査（毎年）の実施

（２）男女共同参画のための社会環境の整備

○ 市の審議会等への女性の登用を促進

平成２０年度：３１．７％　平成２１年度：３０．６％　平成２２年度：２９．６％

○ 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数１６５人）

（３）推進体制の整備・充実

○ 「くまもと市男女共同参画会議」の開催

○「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

（４）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所 在 地　黒髪３丁目３番１０号
構　　造　鉄筋コンクリート４階建（一部５階）
面　　積　敷地面積　６，６６５㎡　延床面積　５，３７６㎡
工　　期　平成元年１月～平成２年３月
開　　館　平成２年４月７日
建 設 費　２，２８０，０００千円
主要施設　４階　会議室、研修室Ａ･Ｂ･Ｃ、和室
３階　リハーサル室Ａ･Ｂ･Ｃ、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム
２階　多目的ホール（２００人）、食のアトリエ、食品加工室、
ファミリーサポートセンター〈熊本〉、ギャラリー
１階　メインホール（３７２人）、情報資料室、相談室、幼児室、事務室、
その他　駐車場　１８６台（立体駐車場６４台、第２駐車場３０台、第３駐車場２６台
臨時駐車場１７台、はあもにい臨時駐車場４５台、障害者用駐車場４台）
駐輪場　２カ所

ア　男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ　社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。

（はあもにいフェスタの開催、総合相談室の運営、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

総合相談室

年　度	18	19	20	21	22
相談件数	2,142	2,336	2,195	2,907	2,425

ウ　その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、ＤＶＤ、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ　施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分／年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
	式典 集会・大会	歌謡ショー・浪曲 音楽会・演奏会	演劇・演芸	日舞・洋舞	講習・講演会	その他	合計	式典 集会・大会	歌謡ショー・浪曲 音楽会・演奏会	演劇・演芸	日舞・洋舞	講習・講演会	その他	合計	
18	12	147	19	17	18	3	216	8	68	32	21	27	27	183	4,155
19	7	121	29	19	11	6	193	0	74	40	39	29	7	189	3,955
20	9	128	11	29	3	11	191	7	73	30	22	16	20	168	3,697
21	2	115	23	29	9	23	201	1	61	36	6	26	14	144	3,428
22	9	116	31	26	7	10	199	6	43	49	8	5	24	135	3,323

利用者状況

区分／年度	メインホール					多目的ホール				
	公共団体	文化団体	一般団体	個人	合計	公共団体	文化団体	一般団体	個人	合計
18	51	6	84	75	216	39	6	60	78	183
19	46	8	97	42	193	21	1	101	66	189
20	27	0	128	36	191	27	0	95	46	168
21	37	3	137	24	201	29	0	88	27	144
22	34	6	137	22	199	25	3	87	20	135

９　人権推進（人権推進総室）

概　　況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育･啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、平成２１年３月に策定された「熊本市第６次総合計画」や「熊本市人権教育・啓発基本計画」の中で、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育･啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業･施策を人権尊重の観点から、人権施策に結びつけることにより、市民誰もが自分らしく、相手の立場を理解して、いきいきと暮らせる社会の実現をめざし、取り組むものである。

（１）沿　革

昭和４０年	８月	同和対策審議会答申
４４年	７月	同和対策事業特別措置法の施行
５０年１２月		市民局（現在の市民生活局）に同和対策室を設置
５１年	５月	隣保館を設置
５２年	６月	西原公園児童館を設置
６２年１２月		熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成　５年	１月	熊本市雇用開発協議会を設置
１１年	６月	人権教育のための国連１０年推進本部を設置
１２年	５月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
１２年１２月		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
１３年	４月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
１５年	８月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
２１年	３月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
２２年	３月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。

（２）人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

人権フェア、人権・ふれあいフェスタ、ヒューマンライツ・シアター（人権映画会）、人権啓発セミナー、人権講演会等の開催、Ｊリーグロアッソ熊本との合同啓発イベント

（３）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重の理念を基盤とした行政施策を推進することが不可欠である。

そこで、平成１７年８月に施行された「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」に基づき、全職員の人権教育を推進するための体制が整備され、全局を中心に主体的な取り組みを実施している。

（４）熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所　在　地　　本荘４丁目６番６号
設置主体　　熊本市
開設年月日　　昭和５１年５月１日
構　　造　　鉄筋コンクリート３階建（一部２階建）
敷地面積　　１，０１５．３８㎡　建物面積　延１，８４９．４３㎡　駐車場面積　４１１．９４㎡
用　地　費　　６９，６２３千円
工　事　費　　新築（昭和５０年度）８２，４９５千円
　　改築（昭和５８年度）２５，０８５千円（機能回復訓練室・相談室の新設）
　　増築（昭和６２年度）３０４，３３４千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
主な施設　　１階　教養娯楽室　調理室　相談室　機能回復訓練室　集会室　事務室　浴室
　　２階　集会室　会議室　学習室　多目的利用室　工作室　図書室
　　３階　ホール（機能回復訓練室）

利　用　者

区　分 ＼ 年　度	21	22
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者　等）	13,737	15,315
貸し館利用者数	9,863	10,587
福祉サービス利用者数（入浴・昼食・リハビリ室）	12,854	15,753

（５）熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となる施設として、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所　在　地	植木町宮原９１２番地
設 置 主 体	熊本市
開設年月日	昭和５５年８月１日
構　　造	鉄筋コンクリート平家建
敷地面積	２，２８８．２８㎡　建物面積　延７３６．９６㎡　駐車場面積　３６９．２０㎡
工　事　費	新築（昭和５５年度）８５，２００千円
	増築（平成　３年度）２９，３３３千円（旧デイサービス事業センターの新設）
主な施設	大会議室　中会議室　図書室　和室　調理室　相談室　事務室
	日常生活訓練室　社会適応訓練室　シャワー室　運動場（ゲートボール等）

利　用　者

区　分 ＼ 年　度	21	22
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者　等）	12,126	11,514
館外（運動場）利用者数 （ゲートボール利用者　等）	3,175	2,714

健康福祉

1　健やかなライフスタイルの確立　127

2　健康福祉サービス体制　131

3　生活衛生　141

4　高齢者への生活支援　150

5　障がい者への生活支援　165

6　社会保障制度　177

保　健　福　祉

生涯を通じて、心身共に健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことは、全ての市民の願いです。

しかし、現代社会においては、心身の健康を阻害する要因が多様化する中、特に高齢化の急速な進展にともない、今後ますます医療や介護の需要が高まることが予想されています。加えて、子ども達を取り巻く社会や家族の環境が大きく変化し、子育ての困難さも増しています。

そこで、まず、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと２１」に基づき、一人ひとりの健康づくりの意識を積極的に高めるとともに、今後、子どもの健やかな成長や、高齢者・障害者の生きがいのある暮らしを支えるため、保健、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりを、民間事業者、市民ボランティアなどと連携し進めています。

１　健やかなライフスタイルの確立

近年、これまで減少していた感染症疾患の新興、再興に加え、食事・喫煙・運動不足などの生活習慣に起因する慢性疾患や精神的ストレスに起因する疾患が増加しています。

また、化学物質の蔓延によるアレルギー疾患や環境ホルモンの問題など、健康を阻害する要因は多様化複雑化しています。

今後は、長い人生を生きがいのある楽しいものとするために、自分の健康は自分で管理していくことを健康づくりの基本として、市民が日々の暮らしの中で積極的に健康づくりを実践できるような取り組みを進めなければなりません。

そこで、自分の健康は自分でつくるという健康観の普及や市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、地域における健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進しています。

（１）　栄養改善対策事業（健康づくり推進室、子育て支援課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

ア　食育の推進　　（単位　人）

区分＼年度	18	19	20	21	22
子どもの食育推進ネットワーク参加者延べ数	471	375	340	409	403

イ　地区組織活動の支援

（単位　回）

区分＼年度	18	19	20	21	22
食生活改善推進員研修会	17	17	59	62	73
すこやか食生活改善講習会	80	80	80	81	92

※食生活改善推進員研修会については、平成 20 年度から新人研修やキャリアアップ研修など内容を充実させた。

ウ　食生活改善推進員の養成

（単位　人）

区分＼年度	18	19	20	21	22
修　了　者	76	72	76	72	79

（２）　健康相談と情報提供事業（健康づくり推進室）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア　健康手帳の交付

（単位　人）

区分＼年度	18	19
医療受給資格者	875	880
医療受給資格者以外の者	22,601	10,181

20		21	22
40～74歳	15,916	6,434	7,350
75歳以上	3,604	8,465	913
計	19,520	14,899	8,263

※40 歳以上の市民で希望する者に交付。
※医療受給資格者の分類については、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設されることに伴い削除。平成 20 年度から年齢区分ごとの交付数に項目を変更。

イ　健康教育

区分＼年度	18	19	20	21	22
開催回数（回）	208	308	158	383	430
延　人　員（人）	5,293	5,742	5,662	11,057	12,499

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

ウ　健康相談

区分＼年度	18	19	20	21	22
開催回数（回）	786	1,035	670	580	489
延　人　員（人）	5,481	4,416	3,277	6,699	4,477

※平成 18 年度から対象年齢を変更（40 歳以上を 40 歳から 64 歳まで）

エ　訪問指導

（単位　人）

区分＼年度	18	19	20	21	22
実　人　員	408	746	76	357	125
延　人　員	797	1,102	107	418	250

※平成 18 年度から対象年齢を変更（40 歳以上を 40 歳から 64 歳まで）
　平成 20 年度からそれまでの基本健康診査から医療保険者による特定健康診査・特定保健指導に移行し、訪問指導の対象者が減少した。

（３） 各種健康診査充実事業（健康づくり推進室）

ア 健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

（単位　人）

区分＼年度	18	19	20	21	22
健康増進法に基づく特定健康診査	－	－	338	240	307
胃がん検診	9,687	8,815	9,616	12,165	11,688
子宮がん検診	6,281	7,849	12,960	20,620	注1）20,168
乳がん検診	3,315	4,913	6,030	12,670	12,826
肺がん検診	29,106	22,619	24,032	26,723	27,676
大腸がん検診	11,547	10,289	11,273	14,397	21,704
肝臓がん検診	※2,345	※4,478	－	－	－

（注１）平成20年度から健康増進法第19条の2に基づき特定健康診査・がん検診を実施。
がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性としている。平成18年度から乳がん・子宮がん検診対象者を偶数年齢とした。
※は肝炎ウイルス検査
肝炎ウィルス検査は、平成20年度から感染症対策課で特定感染症予防事業として実施。
注１）には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者 3,556人を含む

健福

（４） ＣＫＤ（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進室）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成２１年度から、熊本市医師会や腎臓内科専門医などの関係機関との協働により、ＣＫＤの発症予防から悪化防止までの総合的なＣＫＤ対策を実施している。

（５） 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

（単位　人）

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
結核一般住民検診	22,219	19,924	14,389	14,158	15,158	17,859
ツベルクリン反応検査（乳幼児）	－	－	－	－	－	-
ＢＣＧ接種（乳幼児）	6,393	6,633	6,686	7,053	6,815	7,129
管理検診	157	223	233	217	131	222
接触者検診	2,881	2,462	2,933	2,659	1,189	1,619

※平成17年の結核予防法改正により、ツベルクリン反応検査後のBCG接種が廃止され、直接BCG接種方式へ変更となった。

イ　患者管理　　（単位　人）

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
結核患者登録数	372	374	362	380	345	326
新登録患者数	148	115	118	126	135	128
結核患者訪問指導	264	283	207	204	205	249
新登録患者中の入院勧告患者数	64	43	51	60	46	48

平成19年度に、結核予防法は廃止され感染症法により運用されている。

（６）　感染症対策事業（感染症対策課）

エイズ相談及びＨＩＶ抗体検査

ＨＩＶ感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びＨＩＶ抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・ＨＩＶ抗体検査の推移　　（単位　件）

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
相談	1,247	1,599	1,900	2,006	1,490	1,678
検査	1,071	1,444	1,723	1,802	1,384	1,590

（７）　予防接種事業（感染症対策課）

感染症の発生及び拡大防止を図るため当該予防接種を実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。

予防接種の状況　　（単位　件）

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
三種混合	26,784	25,899	26,839	28,464	27,395	29,060
二種混合	3,764	4,018	4,661	5,122	5,456	6,015
急性灰白髄炎	11,361	11,918	11,320	11,510	10,582	12,856
インフルエンザ	68,736	69,939	79,215	86,290	80,843	96,890
日本脳炎	1,577	1,892	7,688	11,227	15,571	26,683
風しん	10,657	－	－	－	－	－
麻しん	7,052	－	－	－	－	－
麻しん風しん混合	－	11,803	12,662	24,785	24,898	26,496

風しん・麻しん予防接種は平成18年4月から麻しん風しん混合ワクチンでの予防接種となった。
中学１年生、高校３年生相当年齢の者が、平成 20 年度から 24 年度までの時限措置として麻しん風しん混合予防接種の対象者に追加された。

２　健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっています。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、保健福祉センターを中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めています。

（１）保健福祉センター

区分＼名称	本庁等	熊本市保健所	中央保健福祉センター	東保健福祉センター	西保健福祉センター	南保健福祉センター	北保健福祉センター
所在地		大江５丁目１番１号		錦ケ丘1番1号	新町2丁目4番27号	平成1丁目10香8号	清水本町16番10号
敷地面積		5,279.20㎡		1,689.7㎡	1,759.64㎡	2,994.00㎡	3,143.34㎡
建物面積		延8,002.65㎡		延1,753.86㎡	延2,798.81㎡	延1,349.99㎡	延1,369.01㎡
開設年月日		昭和24年5月16日・平成11年4月1日		昭和54年7月1日	昭和35年12月1日	平成元年9月1日	昭和57年7月1日
改築年月日		平成20年3月31日移転新築（熊本市総合保健福祉センター4階/3階）		（昭和59年3月31日増築）	昭和61年12月13日		（平成元年3月10日増築）
建設費		3,764,389,898円（事業契約額）		261,779千円	645,936千円	361,248千円	291,269千円
構造		鉄筋鉄骨コンクリート一部５階建 ＰＦＩ方式		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
医師	3人	1人（併任4人）	4人（併任）	（1人）（中央保健福祉センター在籍）	（1人）（中央保健福祉センター在籍）	（1人）（中央保健福祉センター在籍）	（１人）（中央保健福祉センター在籍）
保健師	37人	3人	19人	23人	20人	19人	21人
管内世帯数	－	－	63,252世帯	72,177世帯	53,078世帯	58,222世帯	66,880世帯
管内人口	－	－	128,872人	170,357人	117,423人	147,022人	159,433人

(注) 1　管内世帯数、管内人口、医師、保健師数は平成23年4月1日現在
2　本庁等の保健師37人の内訳は、健康福祉政策課4人、国民健康保険課2人、高齢介護福祉課2人、障がい保健福祉課3人子ども政策課1人、児童相談所2人、子ども総合相談室2人　子育て支援課3人、職員厚生課2人、子ども発達支援センター1人、富合総合支所3人、植木総合支所5人、城南総合支所6人、植木病院1人
保健師数については再任用を含む。また、南保健福祉センターと北保健福祉センター管内の世帯数・人口はそれぞれ城南町、植木町を含む
3　本市初のＰＦＩ方式により整備した熊本市総合保健福祉センター（愛称：ウェルパルくまもと）は、4階に熊本市保健所、3階に中央保健福祉センター、2階に子ども発達支援センター・子ども総合相談室、1階に市民活動支援センター・あいぽーと等の機能を有する複合施設

（２）保健福祉情報ネットワークの活用（健康福祉政策課）

「市民志向の質の高い保健福祉サービスの実現」を図るため、市民が、自分にあったサービスを適切に選択でき、必要な情報や支援をできるだけ身近な場所で素早く正確に得ることができるよう努めます。加えて、情報の活用による政策マネジメント機能の強化を図るため保健福祉情報システムを活用していきます。

（３）救急医療制度（地域医療課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めています。

ア　救急医療体制整備の経緯

昭和５１年１２月　　年末年始救急医療開始
（在宅当番医制度による。内科等９診療科目、２０医療機関）

昭和５２年　７月　　熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置
休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始

健福

昭和５３年　　病院群輪番制による二次救急医療業務開始
昭和５６年１１月　　熊本市医師会（休日・夜間急患センター）に一次救急医療業務を委託（小児科・内科）
熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
昭和５７年　４月　　休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始
昭和５８年　４月　　休日・夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充（小児科・内科・外科）
昭和６３年　４月　　休日昼間の一次救急業務を開始
平成　２年　４月　　熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託
平成１４年　８月　　熊本市救急災害医療協議会設置
（熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併）
平成１７年　４月　　病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央救急医療圏の３市７町（平成２２年３月より、合併のため３市５町）で事業継続のための協定を締結（税源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの）

イ　一次救急医療業務（年末年始を除く）

①　休日・夜間急患センター

・熊本市医師会熊本地域医療センター

診療科目　　小児科･内科・外科

診療時間　　毎夜間（午後６時から翌午前８時まで）、休日昼間（午前８時から午後６時まで）
(平成２１年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科の体制を増強)

・休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）

診療科目　　小児科・内科・外科・整形外科

診療時間　　休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）

②　在宅当番医制（熊本市医師会委託）

診療科目　　内科(４)、小児科(１)、外科(３)、整形外科(１)、眼科(１)、耳鼻咽喉科(１)、産婦人科(１)
（　）内は、１日あたり実施医療機関数
(平成２２年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科を(１)増強)

③　救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後６時から翌午前０時まで）及び休日（午前０時から翌午前０時まで）の救急調剤業務実施

④　休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤　一次救急医療業務実績

区分 ＼ 年度			18	19	20	21	22
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科（人）	20,585	19,496	18,421	21,230	18,643
		内　科（人）	11,739	11,751	10,808	13,530	11,534
		外　科（人）	3,078	2,939	3,036	2,663	2,668
		計　（人）	35,402	34,186	32,265	37,423	32,845
		二次医療搬送（再掲）	1,318	1,459	1,486	1,429	1,341
	熊本赤十字病院	患者総数(人)	4,114	4,107	3,786	4,788	4,317
在宅当番医制（人）			28,922	30,614	28,513	31,317	30,569
（実施医療機関延数）			(762)	(763)	(772)	(767)	(769)
救急調剤（件）			22,315	21,752	20,628	24,573	20,926
休日夜間歯科診療（人）			209	164	152	191	178
委託料（千円）			174,293	175,001	174,694	176,060	174,366

ウ 一次救急医療業務（年末年始）

開設期間１２月３０日（午前０時）から翌年１月４日（午前８時）まで

①　休日・夜間急患センター

・熊本市医師会熊本地域医療センター

診療科目　小児科・内科・外科

②　在宅当番医制（熊本市医師会委託）

診療科目　内科系（４～７）、外科系（３）、産婦人科（１）、耳鼻咽喉科（１）、眼科（１）

泌尿器科（１）、小児科（３～４）（小児科は午前９時～午後５時）

（　）内は、1日あたり実施医療機関数

③　救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施

④　休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、一日あたり歯科（２）で歯科救急診療業務実施

健福

⑤　年末年始診療実績

区分＼年度		18	19	20	21	22
診療実日数（日）		5	5	6	5	5
急患センター	小児科（人）	914	948	727	812	732
	内科（人）	621	659	573	730	532
	外科（人）	158	163	146	121	128
在宅当番医（人）		4,570	5,125	5,357	5,750	4,638
救急調剤（件）		1,238	1,488	1,402	1,439	1,246
歯科在宅当番医（人）		410	371	389	336	287
輪番制医療機関（人）		95	111	81	108	108
委託料（千円）		20,184	19,951	19,708	19,435	19,256

エ　二次救急業務一病院群輪番制（通年）

休日昼間（午前８時から午後６時まで）及び毎夜間（午後６時から翌午前８時まで）の重症患者の診療業務を５病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院）の輪番制により実施

（４）医療安全相談窓口の設置運営（地域医療課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応しています。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成１５年１１月４日

相談対応体制：専任相談員２名（看護師）

・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

相談区分＼年度	20	21	22	調査確認等実施件数（再掲）
相談・問合せ	759	815	886	1
苦情相談	341	358	414	69
その他	49	96	86	0
合計	1,149	1,269	1386	70

（５）献血推進協議会の設置（地域医療課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成１５年７月３０日に施行されました。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の３本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されます。

このことにより、ボランティア団体等８団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいます。

・設置年月日（再編）　　平成１６年４月１日

・熊本市の移動採血車による４００ｍｌ献血者数

項　目＼年　度	20	21	22
合計（人）	11,289	11,904	12,723
目標数（人）	13,181	13,582	14,550
達成率（%）	86	88	87

健福

（６）地域福祉活動の推進（地域保健福祉課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、はつらつプランや障がい者プランに具体的に取組みを明記するとともに、地域福祉計画には、住民の参加の促進を主たる目的として地域福祉活動の推進を図っている。

ア　社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成８年４月１日より設置した。

（審議会の構成）

・全体会

調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。

・民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。

・児童福祉専門分科会（児童福祉専門分科会審査部会）

児童福祉に関する事項の調査審議を行う。また、審査部会においては、児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。

・身体障がい者福祉専門分科会（身体障がい者福祉専門分科会審査部会）

・身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。また、審査部会においては、身体障害者手帳の交付に際し、障害の程度等に応じて疑義が生じたものについて審査を行う。

・高齢者福祉専門分科会

イ　地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ　(社福)熊本市社会福祉事業団

熊本市が設置する養護老人ホームや障害者更生施設などの社会福祉施設の適切かつ能率的運営と、在宅の高齢者及び心身障がい児・者を対象としたホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの提供を行い、熊本市における社会福祉の増進に寄与する。

エ　在宅福祉センター

名　　称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター	熊本市中央在宅福祉センター
所　在　地	日吉1丁目4番15号	健軍本町31番20号	壺川2丁目3番85号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉事業団	社会福祉事業団	社会福祉事業団
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日	平成9年7月24日
構　　造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	1,601.01㎡	1,394.69㎡	3,977.14㎡
建 物 面 積	831.90㎡	801.70㎡	1,030.99㎡
開 館 時 間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	デイルーム　休養室　浴室 談話室　和室　多目的ホール 相談室	デイルーム　休養室　浴室 談話室　研修室　相談室	デイルーム　休養室　浴室 和室　多目的ホール　調理室 相談室

（７）民生委員・児童委員関係事業（地域保健福祉課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数１，４１６人、現員１，３６３人）

（平 23.4.1 現在）

地区 性別	東　部	西　部	南　部	北　部	中　部	計
男	77	83	76	87	44	367
女	196	199	199	180	222	996
計	273	282	275	267	266	1,363

（主任児童委員122名を含む）

イ　民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員１０人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から推薦会委員長が委嘱する。

校区社会福祉協議会代表・校区婦人会代表・校区民生委員代表・校区自治会代表
校区PTA代表（小学校）・校区保護司代表・校区老人クラブ代表
校区母子寡婦福祉連合会代表・校区公民館代表・校区青少年健全育成協議会代表

・　熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第８条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。

（現在、専門分科会委員は、５名）

ウ　運営費補助金等（平成２３年度分）

・　熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金　　年額　７，７８８千円
・　熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金　年額　８，４５０千円
（１３０千円×６５団体）
・　民生委員活動費（費用弁償）　年額　１１０千円／人
・　民生委員活動費（費用弁償会長加算分）　年額　１１，８４０円／人

（８）社会福祉団体一覧（地域保健福祉課・高齢介護福祉課）

ア　主な福祉団体

（平23.4.1現在）

名　称	代表者	所　在　地	設　置　目　的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	新立　順子	南千反畑町10番7号 熊本市社会福祉会館内	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、もって地域における社会福祉の増進を図る
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	宗村　收	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	熊本市が設置する社会福祉施設の適切かつ能率的運営と、在宅の高齢者及び心身障がい児・者を対象とした在宅福祉サービスの提供を行い、熊本市における社会福祉の増進に寄与する
社団法人 熊本市シルバー人材センター	荒木　哲美	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ　その他の福祉関係団体（地域保健福祉課・子育て支援課・保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

名　　称	代表者	所　在　地	設　　置　　日　　的
熊本市民生委員児童委員協議会	千田新一	南千反畑町10番7号 熊本市社会福祉会館内	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉連合会	佐藤タカ	〃	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	徳永　悟	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	迎　征史	紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
城南町遺族会	榊田正治	城南町藤山1859番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
植木町遺族会	田上謙治	植木町山本1797番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島郁夫	水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	主海偉佐雄	壷川2丁目6番6号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等対策協議会	三浦一水	城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本ＢＢＳ会	河内田晃子	大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	南千反畑町10番7号 熊本市社会福祉会館内	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区	幸山政史	〃	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村隼秋	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	寺本克己	〃	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設連合会	本山雅徳	渡鹿８丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	重岡啓一	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上と職員の福利厚生を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

（９）指導監査事業（指導監査課）

ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

平成２２年度　社会福祉法人　　１４７法人　うち実施数　　９４法人

平成２２年度　社会福祉施設　　２６４施設　うち実施数　２６４施設

①児童福祉施設　　１８０施設

（保育所１５２、母子生活支援施設２、乳児院２、児童養護施設４、知的障害児施設２、知的障害児通園施設２、盲児施設１、ろうあ児施設１、重症心身障害児施設１、難聴幼児通園施設１、児童厚生施設１２（児童館１１※、児童遊園１）※青少年育成課実施の公立児童館１０を含む）

②老人福祉施設　　５４施設

（特別養護老人ホーム２８、小規模特別養護老人ホーム３、養護老人ホーム５、軽費老人ホーム（Ａ型を含む）１８）

③障がい者福祉施設　　２８施設

（障害者支援施設７、身体障害者小規模通所授産施設１、知的障害者更生施設９、知的障害者授産施設９、知的障害者通勤寮２）

④保護施設　　１施設　　（救護施設１）

⑤社会事業授産施設　　１施設

イ　介護老人保健施設の指導監査

介護老人保健施設の指導監査を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成２２年度　介護老人保健施設　２６施設　うち実施数　１７施設

（１０）社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

（平成23年度当初予算）　　１，７６６，４２２千円

（平成23年度対象施設数）　老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計２１カ所

（１１）福祉総合相談（地域保健福祉課）

ア　目　　的

保健及び福祉に関するいろいろな相談の総合窓口として福祉総合相談室を設置している。相談窓口としての機能と部内各課及び関係機関との調整機能をあわせ持ち、相談の問題解決にあたる。よって市民福祉の向上に資するものである。

イ　業務の内容

・保健及び福祉の総合相談に関すること

・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）

・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ　職員の配置（平２３．４．１現在）

室長１人ほか職員３人

女性相談員　３人　　家庭相談員　２人　　妊娠に関する悩み相談員（時間外・休日対応）　８人

エ　利用状況（平成 22 年度実績）

・福祉の総合相談

介護保険制度	施設	生活困窮	年金	手当て	貸付	障害者福祉制度	障害者・高齢者権利擁護	障害者手帳	健康保険制度	医療費助成	障害者自立支援法関係	住宅	就労	学校・保育所	離婚	人間関係	家族関係	借金	自殺	DV	税金	戸籍関係	ホームレス問題	妊娠・出産に関すること	その他（福祉）	合計
127	38	230	46	12	48	86	5	55	22	31	34	72	14	22	22	43	41	14	7	19	10	17	0	0	401	1,416

・女性のための相談

離婚問題	妊娠・出産	求職	帰住先なし	男女問題	不純異性交遊	その他本人の問題	夫等の暴力	夫の薬物中毒	その他夫の問題	子どもの養育不能	その他子どもの問題	生活困窮	借金・サラ金	住居問題	精神的問題	病気	その他家庭の問題	合計
233	386	10	15	14	0	40	484	0	24	15	123	237	23	178	49	67	98	1,996

・子どものための相談

生活習慣	知能言語	学校生活等	非行	家族関係	環境福祉	障がい	その他	合計
2	2	218	6	43	869	68	283	1,491

３　生活衛生

従来の生活衛生対策に加え、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等の使用による室内空気汚染等を原因としたシックハウス症候群や、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に対する対応が求められています。

また、食品衛生についても、輸入食品や加工食品等が増加し、製造・流通・消費過程における不適切な管理に起因する大型食中毒の発生や期限表示の改ざん、産地の偽装など食品の表示が社会問題となっています。

今後は、生活様式の多様化をはじめ、事業者のサービスや営業形態の変化に即応できる体制を整備し、市民や事業者に対して積極的な指導や情報提供を行うことにより、衛生に関する意識を高め、市民・事業者・行政が一体となって、安全で快適な生活環境の確保に努めなければなりません。そこで、安全（安心）で衛生的な生活環境を確保するために、市民に対しては、多様化した市民ニーズを満足させる情報提供、相談対応、助言を行うとともに、出前教室やメディアを利用した広報による知識・技術の普及啓発を実施し、事業者に対しては、営業施設等への監視指導を強化し、自主衛生管理体制の確立を支援します。特に、食品の安全確保が急務であることから、熊本市食の安全安心・食育推進計画に基づき、生産から消費に至る全ての段階での安全確保と情報の共有化等に取組みます。また、熊本市食品自主衛生管理評価事業を実施し、食品等事業者の衛生意識の向上を図り、安全で安心な食品の確保に努めます。

さらに、斎場や墓地の整備、適正な管理運営に努めています。

（１）環境衛生関係（生活衛生課）

ア 営業施設の監視指導状況

（平成22年度）

	業　　種	施　設　数	監　視　数	監視率（%）
営業六法	理　容　所	774	252	32.6%
	美　容　所	1,406	437	31.1%
	クリーニング所	691	157	22.7%
	旅　　館	268	101	37.7%
	興　行　場	36	0	0%
	公　衆　浴　場	201	160	79.6%
	計	3,376	1,107	32.8%
その他一般環境衛生	温　　泉	135	2	1.5%
	化　製　場　等	5	0	0%
	墓　　地	1,533	114	7.4%
	納　骨　堂	246	－	－
	火　葬　場	2	－	－
	ビル管理法による特定建築物	251	14	5.6%
	ビル管理法による登録営業	155	20	12.9%
	遊　泳　場	33	33	100%

イ　熊本市ホテル等建築審査会

平成元年４月１日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目　　的　　ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委　員　構　成　　１０人以内

市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任　　期　　２年

審議会の実施状況

区分＼年度	18	19	20	21	22
開催回数（回）	1	1	0	0	0
諮問件数（件）	1	1	0	0	0

（２）生活衛生関係（生活衛生課）

ア　住まいの衛生相談状況

区分＼年度	20	21	22
相談件数（件）	143	154	156
（うち、住まいの健康快適度診断実施数）	14	11	16

イ　出前教室実施状況

区分＼年度	20	21	22
出前教室実施件数(件)	6	3	25
延参加人数（人）	221	240	369

ウ　生活衛生推進員セミナー開催状況

区分＼年度	20	21	22
生活衛生推進員の人数（人）	17	13	71
セミナー開催数（回）	5	3	5

（３）環境衛生事業所（生活衛生課）

ア 施　設

所 在 地　　平成１丁目１６番１８号

機　　構　　健康福祉局衛生部生活衛生課

敷地面積　　１，６２３㎡

建物面積　　８４５．０２㎡

建設年月　　昭和６０年３月（竣工）

総 工 費　　９７，４３５千円

業務内容　　１　消毒業務

(1)感染症及び水害等発生時の消毒

(2)感染症予防のための、ねずみ・そ族昆虫駆除

(3)害虫相談

２　雑草等除去指導

(1)あき地等の雑草除去指導

(2)草刈機貸出

健福

イ　ねずみ・こん虫等駆除状況

（平成22年度）

昆虫等						ねずみ駆除薬量(kg)
駆除カ所	下　水　溝(㎡)	水槽等(㎡)	墓　　地(基)	水害による道路等の消毒(カ所)	草　　原(㎡)	
24,941	3,612,063	9,825	0	0	31,120	5,700

ウ　除草指導

苦情処理状況

（平成 22 年度）

指導した雑草地(件数・面積㎡)		草刈り実績(件数・面積㎡)	
307	376,216	268	327,307

エ　草刈り機具貸出状況

（平成22年度）

貸付件数	貸付台数	除草面積(㎡)
603	560	310,231

（４）動物愛護センター（生活衛生課）

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおし「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。その他、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲等捕獲許可、愛がん用鳥獣の飼養登録及び捕獲許可の事務を行い、野生鳥獣に関する相談窓口として人と野生鳥獣との共生を目指し、有害鳥獣による被害の未然防止と市民の不安解消に努めている。

ア　施　設

名　　称	熊本市動物愛護センター
所　在　地	小山２丁目１１－１
敷地面積	１０，７２６．７１㎡
建物面積	７７１．７４㎡
管　理　棟	２４６㎡
収容施設棟	３１５．４３㎡
車　　庫	７８㎡
倉　　庫	４１．６３㎡
収　納　庫	２７㎡
動物愛護園休憩所	６３．６８㎡
建　設　費	２０，９２５千円
改　築　費	１５０，３９６千円（収容施設棟）　４６，４４０千円（管理棟）
建設年月	昭和４５年５月
改築年月	昭和５８年１月（収容施設棟）　昭和６１年１０月（管理棟）

イ　犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分／年度	登録総数	予防接種	捕獲	不要犬引取り	計	返還	譲渡	処分	計	咬傷事故
18	33,012	21,996	636	59	695	242	292	140	674	35
19	34,979	23,007	558	52	610	237	229	103	569	34
20	35,939	23,059	475	77	552	215	205	85	505	31
21	34,369	23,664	435	18	453	189	222	39	450	17
22	38,337	25,278	575	14	589	257	286	18	561	11

（５）食品衛生関係

ア　食品衛生

① 営業施設の監視指導状況（H18年度から監視ポイント制へ移行）

（平成22年度）

法　許可施設数		条例　許可施設		合　　計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ﾎﾟｲﾝﾄ	監視ポイント	達成率（%）
13,496	10,766	1,603	1,811	15,099	16,000	17,971	112.3

② 衛生教育、研修会等の実施状況

（平成22年度）

区分	衛生教育					研修会・講演会		合計
	営業者				市民			
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会		調理師・栄養士研修会	食中毒予防講演会等	
件　数	40	12	4	2	683	6	1	748
参加人数	2,073	1,295	739	273	4,167	1,086	227	9,860

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

区分／年度	立入り施設数	集団指導	
		件　数	延べ人数
20	113	8	1,098
21	129	7	1,067
22	143	7	1,328

イ　熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和４７年１０月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所　在　地　　田崎町３８０番地　市場会館５階

検査状況

年度	施設数	食品の検査数					
		国産品		輸入品		合　計	
20	262	214	(0)	32	(0)	246	(0)
21	267	157	(1)	18	(0)	175	(1)
22	265	185	(0)	18	(0)	203	(1)

※（　）は違反品数を再掲

ウ　熊本市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、市民に安全で衛生的な食肉を供給するために、「と畜場法」「食品衛生法」に基づいて、獣畜（馬・牛・豚・めん羊・山羊）の疾病の検査（ＢＳＥ検査を含む。）、食肉に含まれる動物用医薬品等の残留有害物質の検査、と畜場内の衛生指導及び食肉衛生に関する調査・研究等の業務を行っている。また、家畜生産サイドへ検査結果を還元し、健康な家畜の生産に寄与している。

①　と畜検査頭数

畜種＼年度	18	19	20	21	22
馬	4,058	3,783	3,684	3,597	3,373
牛	9,181	8,965	8,925	8,938	8,083
豚	38,819	38,436	37,907	35,850	34,826
めん羊・山羊	0	0	0	0	0
合　　計	52,058	51,184	50,516	48,385	46,282

②　残留有害物質検査頭数

畜種＼年度	18	19	20	21	22
馬	0	0	0	2	0
牛	18	20	26	28	42
豚	144	93	214	229	245
合　　計	162	113	240	259	287

③　衛生検査件数

検体＼年度	18	19	20	21	22
施設設備・器具	231	―	261	273	256
枝肉拭き取り検査	16,978	8,163	8,626	7,718	7,028
保　菌　調　査	0	100	131	114	0
そ　の　他	152	194	148	164	161
合　　計	17,361	8,457	9,166	8,269	7,445

④　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）のスクリーニング検査頭数　　（平成22年度）

畜　　種	21カ月齢以上	21カ月齢未満	計
乳　用　種	4,442	148	4,590
肉　用　種	3,463	30	3,493
計	7,905	178	8,083

（検査結果はすべて陰性）

（６）火葬場（健康福祉政策課）

ア　施　　設

○　熊本市斎場

所 在 地　　戸島町７９６番地

敷地面積　　１３，２０９．９２㎡

建物面積　　斎場　建築面積　３，９４６．７㎡、延床面積　４，９７０．３㎡

建設年月　　斎場建設工期　平成９年９月１９日～平成１１年８月３１日

（供用開始①火葬棟及び待合棟平成１１年４月１日②式場棟平成１１年９月１日）

構　　造　　斎場　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　平屋建て一部２階建て（庭園含む）

総事業費　　約　３，６６０，０００千円

型　　式　　台車式１５基

火葬棟の機能　①告別室（４室）②炉前ホール　③火葬炉１５基（３基増設スペースを確保）、汚物炉１基

④収骨室（４室）⑤中央監視室　⑥事務室

○　熊本市植木火葬場

所 在 地　　植木町滴水６２８番地１

敷地面積　　１，２８４．３９㎡

建物面積　　斎場　建築面積　２２９．８㎡、延床面積　２０５．１㎡

建設年月　　昭和５６年３月

構　　造　　（火葬棟）鉄筋折板平屋造、（待合棟）木造平屋

火 葬 炉　　２基

イ　利用状況

①　火　葬　　（単位　件）

区分 ＼ 年度		18	19	20	21	22
大　　人	市内	4,763	4,829	4,898	5,009	5,556
	市外	381	411	365	376	373
小　　人	市内	18	29	15	23	19
	市外	4	5	3	2	3
死　産　児	市内	200	158	161	170	168
	市外	88	69	75	61	42
そ　の　他	市内	803	578	474	504	569
	市外	73	78	76	81	66
小　　計	市内	5,784	5,594	5,548	5,706	6,312
	市外	546	563	519	520	484
合　　計		6,330	6,157	6,067	6,226	6,796

※21 年度以前は、熊本市斎場のみの火葬件数

②熊本市斎場待合室及び式場　　（単位　件）

区分＼年度		18	19	20	21	22
待合室	市内	404	449	433	524	658
	市外	29	36	18	10	21
通夜	市内	57	30	37	40	56
	市外	2	0	1	2	0
告別式	市内	13	12	18	19	27
	市外	0	2	0	2	2
通夜及び告別式	市内	61	72	78	57	53
	市外	2	5	7	7	4
小計	市内	535	563	566	640	794
	市外	33	43	26	21	25
合計		568	606	592	661	819

ウ　火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限る）

区分	種別	単位	使用料	
			市内（円）	市外（円）
火葬場	大人（12歳以上）	1体	6,000	36,000
	小人（12歳未満）	1体	4,000	24,000
	死産児	1体	2,000	12,000
	改葬による人骨	1体	2,000	12,000
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000	6,000
待合室		1回（2時間以内）	4,000	
式場	通夜	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000	30,000
	告別式	1回（午前9時から午後3時まで）	5,000	30,000
	通夜及び告別式	1回（午後4時から翌日の午後3時まで）	10,000	60,000

（７）市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

ア　墓地貸付状況　　（貸付累計）

墓地名	総面積（㎡）	平成20年度までの貸付状況		平成21年度までの貸付状況		平成22年度までの貸付状況	
		件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
花園墓地	28,057	1,906	12,737	1,905	12,718	1,897	12,665
小峯墓地	28,617	1,919	11,705	1,922	11,719	1,914	11,679
立田山墓地	37,929	1,530	10,309	1,531	10,312	1,533	10,316
城山墓園	54,747	1,148	7,165	1,146	7,148	1,149	7,165
清水墓園	20,897	1,517	8,669	1,519	8,655	1,514	8,623
桃尾墓園	142,411	7,839	38,915	8,020	39,719	8,178	40,418
浦山墓園	26,407	1,248	8,015	1,245	8,001	1,246	7,996
計	339,065	17,107	97,515	17,288	98,272	17,431	98,862

イ　桃尾霊堂

所　在　地　　戸島町　桃尾墓園内

敷地面積　　２，０００㎡

建設概要　　本　体　　鉄筋コンクリート平屋建　５０１．４４㎡

納骨堂　　家族納骨壇　３４８壇、短期納骨壇　８８０壇

管理棟　　鉄筋コンクリート平屋建　３９．６㎡

（事務所、休憩所、トイレ）

舎利塔　　２５㎡

竣　　工　　本体工事　昭和５６年３月

建　設　費　　昭和５５年度　　１４７，１８０千円（設計委託料含む）

昭和５６年度以降　　９，３００千円（管理棟、舎利塔）

ウ　使用料

（平14.4.1施行）

墓　　地	種　　別	使　　用　　料
桃　尾　墓　園	芝　生　墓　地	1　区　　画　　600,000円
	一　般　墓　地	1平方メートルにつき　120,000円
そ の 他 の 墓 地	一　般　墓　地	1平方メートルにつき　80,000円

（昭56.5.1施行）

桃　尾　霊　堂	期　間	使　用　料
家 族 納 骨 壇	10年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1年	5,000円

（８）健康危機管理（地域医療課）

医薬品、化学物質、毒物・劇物、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により、突発的かつ広範に生じる市民の生命、健康、安全を脅かす事態に対して行う発生予防、拡大の防止、医療の確保に関する業務をいいます。

平成１３年４月１日に健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機管理発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っています。

実施内容

・連絡会議　　庁内外の関係機関２７部署からの２８委員で構成され、年１回の開催

・幹 事 会　　庁内１３関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催

・訓　　練　　健康危機発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年１回実施

・研　　修　　関係機関の職員対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機に関する専門家による研修を必要に応じて実施

・そ の 他　　関係会議参加等

４　高齢者への生活支援（高齢介護福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、西暦２００９年には全人口の２０％を超える超高齢化社会を迎え、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる社会を築いていくことが求められています。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めています。

（１）高齢者人口の推移

（各年度10月1日現在推計）

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
65歳　～　69歳	33,078	33,725	33,788	34,503	36,482	39,150
70　歳　以　上	88,639	91,355	94,272	96,546	100,251	112,264
計	121,717	125,080	128,060	131,049	136,733	151,369
全人口に対する割合（%）	18.35	18.84	19.28	19.71	20.31	20.88

（２）高齢者団体支援

ア　高齢者の就業促進（シルバー人材センター運営助成）

目　　的　　臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

事業内容　　原則として６０歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設立年月日　昭和６３年２月１日認可

実施主体　社団法人熊本シルバー人材センター

登録人員　２，４９２人（平２３．４．１現在）

就業実人員　２，０４９人（平成２２年度）

平成23年度予算　４４，０３７千円

イ　老人クラブ助成状況

① 老人クラブ活動助成

助成基準　　３０人以上が登録し、９カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは６カ月以上）

助 成 金　　月額　４，０００円

助成実績

区分　　年度	18	19	20	21	22
老人クラブ助成対象数	460	453	466	464	575
会　　員　　数	28,080	27,295	27,822	27,000	25,651
助成金支出額（円）	24,334,000	24,089,000	23,788,000	24,527,000	29,525,000

② 健康増進助成金

金額　1クラブ当たり　年額　５，０００円（旧城南町は除く）

③ 老人クラブ結成助成金

金額　1クラブ当たり　　２０，０００円

（３）熊本市優待証（さくらカード）交付（平成８年１０月１日開始）

（地域保健福祉課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

目　　的　　高齢者・障がい者・被爆者の社会参加に寄与する。

対　象　者
- ・７０歳以上の人
- ・身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（A1･A2･B1）、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・被爆者健康手帳所持者

事 業 内 容　　バス（市、産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけ乗車券（電鉄電車はおでかけ回数券）との併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成２３年３月末交付者数　　７２，９８３人

（４）敬老祝品（平成１０年４月１日開始）

目　　的　　高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

受 給 資 格　　次に掲げる者であって、本市に居住している者。

当該年度に８０・８８歳及び１０１歳以上の年齢に達する者、及び当該年度に１００歳の誕生日を迎える者。

平成２２年度実績　支給者８，８５１人　　支給総額１５，５６０千円

健福

（５）高齢者の健康支援施設管理運営

ア 生きがいと創造の事業（昭和５４年度開始）

目　　的　　希望と能力に応じた生産又は活動に参加することによって老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受けながら生産又は創造的活動を行う。

対　象　者　　市内居住の６０歳以上の高齢者

生きがい作業所

施　設　名	所　在　地	講　　座	定　員
花園高齢者生きがい作業所	花園7丁目19番1号	陶芸	20人
東部　〃	健軍3丁目13番10号	陶芸	20人
南部　〃	川尻4丁目7番12号	陶芸	20人
白坪　〃	田崎1丁目7番10号	園芸・手芸	各20人
京町　〃	京町2丁目8番4号	園芸・手芸	各20人
水前寺　〃	水前寺4丁目47番49号	陶芸・園芸・手芸・木彫	各20人
西部　〃	高橋町1丁目5番11号	陶芸・手芸	各20人
幸田　〃	出仲間8丁目1番16号	陶芸・園芸・手芸	各20人
※中央老人福祉センター	南千反畑町10番7号	手芸	20人
※北老人福祉センター	八景水谷1丁目2番6号	園芸	20人

（注）各講座とも月2回実施

※については講座をセンター内にて実施

イ 老人農園（昭和５１年度開始）

目　　的　　土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を１人当り１０㎡程度を貸与する。

対　象　者　　６０歳以上の高齢者

農　園　数　　６カ所（１カ所当たり１，０００㎡程度）

農　園　名	所　在　地	開設年月日	面　積
蓮台寺老人農園	熊本市蓮台寺町50	昭52. 6.1	1,470㎡
健軍老人農園	熊本市湖東1丁目24	昭53. 6.1	1,214㎡
若葉老人農園	熊本市若葉4丁目218	昭54.10.1	2,772㎡
島崎老人農園	熊本市島崎5丁目501	昭54.11.1	933㎡
楠老人農園	熊本市龍田町上立田1352－1	昭55. 8.1	1,285㎡
池田老人農園	熊本市池田2丁目992・993	平12. 4.1	1,014㎡

（６）ひとり暮らし高齢者対策

ア 高齢者安心支援事業（平成３年度開始）（旧名称：在宅高齢者緊急通報システム事業）

目　　的　　一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。

対　象　者　　おおむね６５歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者

貸与・給付台数　　１，４９９台（平22年度末）

平成23年度予算　　６２，５９５千円

イ 一人暮らし高齢者訪問事業（昭和５０年度開始）

目　　的　　一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。

対　象　者　　市内に居住する満６５歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容　　一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。

実 利 用 者 数　　１１０人（平成22年度）

訪 問 回 数　　最低週１回

平成23年度予算　　１，８５７千円

ウ 寝具乾燥（昭和５３年度開始）

目　　的　　おおむね６５歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。

対　象　者　　おおむね６５歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、寝具類の衛生管理が困難な者。

事 業 内 容　　業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。

利 用 者 数　　２８６人（平成 22 年度）

平成 23 年度予算　　１，６１０千円

（７）在宅高齢者生活支援

ア 老人日常生活用具給付事業（昭和５６年度開始）

目　　的　　日常生活用具を給付することにより、要援護高齢者等の日常生活の便宜及び安全な在宅生活の継続を図る。

対　象　者　　おおむね６５歳以上の要援護高齢者

平成23年度予算　１，２９０千円

事 業 実 績

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
件　　数（件）	49	21	25	30	30	46
所　要　額（円）	1,460,055	601,660	725,940	720,940	762,390	887,830

イ　高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業　（平成18年度より介護保険事業へ移管）

目　　的　　高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対　象　者　　高齢者ケア付住宅の入居者で、６０歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が６０歳以上であればよい）又は６０歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者

(2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

住宅名＼項目	開設時期	戸数	補助員数
県 営 水 源 団 地	H 4.4.1	19	1
市 営 出 水 団 地	H 7.4.1	68	3
市営南部中央団地	H12.6.1	20	1
市 営 白 藤 団 地	H14.4.1	46	3
市 営 楠 団 地	H11.12.1～H15.7.25	158	5
合　　計		311	13

ウ 住宅改造費助成事業（平成９年５月１日開始）

（障がい者への生活支援の充実の項目に記載）

（８）在宅高齢者介護予防

ア 生活管理指導員派遣事業（平成20年度末で事業廃止）

目　　的　　在宅の高齢者に対して生活管理指導員を派遣し、日常生活における指導支援を行うことで、要介護状態への進行を防止する。

対 象 者　　市内に居住するおおむね６５歳以上の高齢者で、心身の状態により日常生活において支援が必要と認められる要援護高齢者及び介護保険制度の申請を行って非該当と判定された者。

事 業 内 容　　在宅高齢者へ指導員が訪問し、家事等の日常生活の指導援助を提供する。

項目／年度	利用延人数	利用延時間	事　業　費
17	5,416 人	32,362 時間	61,803 千円
18	2,375 人	10,512 時間	20,361 千円
19	1,690 人	7,554 時間	14,576 千円
20	1,047 人	4,813 時間	9,288 千円

イ 生活管理指導短期宿泊事業　（平成18年度より介護保険事業へ移管）

在宅生活において基本的生活習慣の欠如等により、社会適応が困難な高齢者を施設に一時的に入所させ、日常生活に対する指導・支援を行うことにより、高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行を予防する。

利用状況

年度／区分	17	18	19	20	21	22
件　　数（件）	8	5	1	1	3	9
延　日　数（日）	103	166	12	11	39	304

（９）家族介護支援

ア　家族介護者教室（平成１２年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目　　的　高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。

対　象　者　高齢者を介護している家族等

事業内容　介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。

開　催　数　１６９回（平成２２年度）

イ　高齢者介護用品支給事業（平成１２年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目　　的　在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。

事業内容　在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。

事業実績

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
対象者数（人）	152	136	141	136	121	154
事業費（千円）	7,191	6,513	6,505	6,425	7,315	9,486

ウ 家族介護者リフレッシュ事業（平成１３年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目　　的　在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。

対　象　者　要介護１以上の対象者を現に介護している家族の者。

事業内容　演芸鑑賞や交流会を通して、介護者の心身のリフレッシュを図る。

開　催　数　2回（予定）

（１０）老人ホーム入所者数

（平23.3.31現在）

区　分	施設数（市内）	定　員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	406

（１１）施　　設

ア　老人福祉センター

名　　称	**中央老人福祉センター**	**東老人福祉センター**
所　在　地	南千反畑町１０番７号	健軍本町３１番２０号
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和３９年６月１日 (昭和５０年９月２日改築)	昭和４６年４月１日 （平成６年５月２２日改築）
構　　造	鉄筋２階建	鉄筋コンクリート造平家建
敷地面積	５４１㎡	１，３９５．６９㎡
建物面積	延４９６㎡	延３４３．９６㎡
建設費	５１，４３５千円	１４２，１１６千円
開館時間	午前９時～午後５時	午前９時～午後５時
使用料	浴室使用料１００円	浴室使用料１００円
定　　員	２００人	１００人
主な設備	集会室　　娯楽室 図書室　　浴室男女各１ 機能回復訓練室　　事務室	娯楽室　浴室男女各１　事務室 相談室

名　　称	**西老人福祉センター**	**南老人福祉センター**
所　在　地	小島３丁目３番２６号	川尻４丁目８番１３号
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和４９年７月１０日	昭和４９年６月２７日
構　　造	木造平屋建	木造平屋建
敷地面積	３，４００㎡	４１０㎡
建物面積	延２５２㎡	延２６４㎡
建設費	２５，８７５千円	２４，４８６千円
開館時間	午前９時～午後５時	午前９時～午後５時
使用料	浴室使用料１００円	浴室使用料１００円
定　　員	１００人	１００人
主な設備	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各１ 事務室　電話相談室	集会室　談話室　娯楽室 図書室　浴室男女各１ 事務室　電話相談室

名　　称	**北老人福祉センター**	**川上老人福祉センター**
所　在　地	八景水谷１丁目２番６号	梶尾町１２７９番地１
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和４８年１０月２２日	昭和４７年４月１日
構　　造	鉄筋平屋建	鉄筋平屋建
敷地面積	２，９６１㎡	２，３６９㎡
建物面積	延２９６㎡	延６５５．６㎡
建設費	２４，３００千円	合併による
開館時間	午前９時～午後５時	午前９時～午後５時
使用料	浴室使用料１００円	浴室使用料１００円
定　　員	１００人	１５０人
主な設備	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各１ 事務室　電話相談室	集会室　娯楽室 浴室男女各１　事務室 機能回復訓練室　図書室

名　　称	**天明老人福祉センター**	**河内老人福祉センター**
所　在　地	銭塘町２１７２番地	河内町船津２７０８番地
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	平成３年９月８日	昭和５１年１月２１日
構　　造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート及び鉄筋造2階建
敷地面積	１，２７２㎡	２，６２９．３㎡
建物面積	延３８０．５㎡	延５７７．５㎡
建設費	９９，３３０千円	合併による
開館時間	午前９時～午後５時	午前９時～午後５時
使用料	浴室使用料１００円	浴室使用料１００円
定　　員	１００人	１５０人
主な設備	大広間　多目的ホール 浴室男女各１　和室 食堂　事務室	集会室　相談室　娯楽室 図書室　浴室男女各１ 事務室

名　　称	**西里老人福祉センター**	**城南老人福祉センター**
所　在　地	徳王町８７０番地	城南町宮地９７６番地
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	熊本市
開設年月日	平成７年１０月１日	平成22年３月23日
構　　造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積	２，５０９㎡	３，８９０．４６㎡
建物面積	延５１３．８２㎡	延６４９．１１㎡
建設費	１４１，３７５千円	合併による
開館時間	午前９時～午後５時	午前９時～午後５時
使用料	浴室使用料１００円	浴室使用料１００円
定　　員	１５０人	１５０人
主な設備	集会室　多目的ホール 浴室男女各１　娯楽室 図書室　機能回復訓練室 相談室　研修室 事務室	集会室　多目的ホール 浴室男女各１　娯楽室 図書室　機能回復訓練室 相談室　研修室 事務室

利用状況　　（平成22年度）

区分＼施設名	中央	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	計
利用者	19,737	16,871	13,375	8,164	13,671	22,496	12,968	5,743	10,129	12,281	135,435
１日平均利用者	68	58	43	28	47	78	45	20	35	42	464
使用料収入（円）	410,600	480,000	215,800	167,000	124,100	2,222,100	1,249,700	339,100	213,800	304,400	5,726,600

イ　養護老人ホーム

名　　称	明生園	明飽苑	雁回敬老園
所 在 地	花園７丁目１９番１号	城山薬師２丁目１０番１０号	富合町２３１６番地
設置主体	熊本市	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	熊本市
開設年月	昭和５４年１０月	昭和４５年４月 （平成１３年９月移転改築）	昭和３４年１２月
種　　別	養護老人ホーム	養護老人ホーム	養護老人ホーム
構　　造	鉄筋コンクリート瓦葺２階建 一部平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 ２階建
敷地面積	１３，１５９．９㎡	４０，３１３．２㎡	４，６８７．１１㎡
建物面積	延３，２３１．２４㎡	延２，６９５．２㎡	延１，６１４．０８㎡
建 設 費	４５９，０８０千円	９５９，９１０千円	合併による
定　　員	１２０人	５０人	５０人
主な設備	集会所　談話室　作業室 医務室 静養室　浴室　洗濯室　面会室 ソーラーシステム給湯設備	集会所　談話室　医務室 静養室 浴室　洗濯室	集会所　医務室　面会室　静養室 浴室　洗濯室 ソーラーシステム設備 ゲートボール場

本市の措置状況　　（平23.3.31現在）

施設名・区別	明生園			明飽苑			雁回敬老園		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
措置人数	35	60	95	15	34	49	1	14	15

ウ　老人憩の家（昭和４８年度開始）

目　　的　高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
設置主体　熊本市
運営方法　各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
構　　造　木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造／平屋又は２階建
建物面積　概ね５０㎡前後
建 設 費　約６４８万円（平成１６年度時点平均）
施設内容　集会場　トイレ　台所　その他
施 設 数　１３１カ所(他２ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)
開館時間　午前９時～午後５時
使 用 料　無料

エ　老人デイサービスセンター

名　　称	**熊本市長寿の里デイサービスセンター**	**熊本市秋津デイサービスセンター**
所 在 地	城山薬師２丁目１０番１０号	秋津３丁目１７番１７号
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	平成４年１２月２２日	平成７年５月２９日
構　　造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積	７，３００㎡	６，３７４．６５㎡
建物面積	延１，４４８．５４㎡	延６５２．９９㎡
建 設 費	８０７，７３６千円	２１２，０５１千円
開館時間	午前８時30分～午後５時 （月曜日～土曜日、祝祭日）	午前９時～午後５時 （月曜日～土曜日、祝祭日）
主な設備	デイルーム　食堂　休養室　浴室 研修室　静養室　歯科診療所	デイルーム　食堂　休養室　浴室 研修室

名　　称	**熊本市西里デイサービスセンター**
所 在 地	徳王町８７０番地
設置主体	熊本市
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	平成７年１０月１日
構　　造	鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積	２，５０９㎡
建物面積	延４１５．７２㎡
建 設 費	１２９，３３１千円
開館時間	午前８時30分～午後５時（月曜日～土曜日、祝祭日）
主な設備	デイルーム　食堂　休養室　浴室 介護者教育室

オ　在宅福祉センター

・熊本市南部在宅福祉センター

・熊本市東部在宅福祉センター

・熊本市中央在宅福祉センター

（施設の概要については、保健福祉サービス体制の充実の項目に記載）

カ　お達者文化会館

名　　称　**熊本市お達者文化会館**

所 在 地　馬渡１丁目７番１号

設置主体　熊本市

運営主体　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団

開設年月　平成１２年５月

構　　造　鉄骨平屋建

敷地面積　１，６６０㎡

建物面積　１９３．０４８㎡

建 設 費　５０，２４５千円

開館時間　午前９時～午後１０時

使 用 料　（単位　円）

使用場所＼使用時間	午　前 (9時～12時)	午　後 (13時～17時)	夜　間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

主な設備　多目的ホール　事務所　更衣室　トイレ　健康遊歩道

キ　南部万年青会館

名　　称　**熊本市南部万年青会館**

所 在 地　八幡６丁目９番２５号

設置主体　熊本市

運営主体　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団

開設年月　平成１３年５月

構　　造　鉄筋平屋建

敷地面積　１，７００㎡

建物面積　４３０㎡

建 設 費　１５８，６６６千円

開館時間　午前９時～午後１０時

使用料及び主な設備　（単位　円）

使用場所＼使用時間	午　前 (9時～12時)	午　後 (13時～17時)	夜　間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調　理　室	1,200	1,800	1,800
会　議　室　A	400	500	500
会　議　室　B	400	500	500
会　議　室　C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円　その他1時間100円

ク　東部はつらつ交流会館

名　　称　**熊本市東部はつらつ交流会館**

所 在 地　秋津３丁目１７番２３号

設置主体　熊本市

運営主体　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団

開設年月日　平成１５年５月

構　　造　木造平屋建

敷地面積　１，０７６．１２㎡

建物面積　３２０．０５㎡

建 設 費　９３，９２３千円

開館時間　午前９時～午後１０時

使 用 料　（単位　円）

使用時間 / 使用場所	午　前 (9時～12時)	午　後 (13時～17時)	夜　間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール１時間200円　その他１時間100円

主な設備　多目的ホール　事務所　更衣室　トイレ　健康遊歩道

ケ　高齢者技能習得センター

名　　称　**熊本市高齢者技能習得センター**

所 在 地　島崎４丁目２番９５号

設置主体　熊本市

運営主体　社団法人　熊本市シルバー人材センター

開設年月　平成１２年５月

構　　造　木造平屋建

敷地面積　１，６０９㎡

建物面積　８２．５８㎡

建 設 費　１３，９４４千円

開館時間　午前９時～午後５時

使 用 料　無料

主な設備　研修室　事務所　トイレ

コ　夢もやい館（地域保健福祉課）

名　　称　**熊本市夢もやい館**

所 在 地　楠１丁目２０番５－１０１号

設置主体　熊本市

運営主体　夢もやい館管理運営共同企業体　代表　株式会社パブリックビジネスジャパン

開設年月日　平成１４年１１月

構　　造　鉄筋コンクリート造

敷地面積　３，８８１．０４㎡

建物面積　９０３．６６㎡

建 設 費　３０４，７９７千円

開館時間　午前９時～午後８時（つどいの広場については、午前９時～午後６時）

使 用 料　（単位　円）

施設等名	使用料
体育室	1 時間につき　600 円
学習室（洋室）	1 時間につき　150 円
学習室（和室）	1 時間につき　150 円
トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。）	1 回　200 円
冷暖房設備	1 時間までごとに 100 円

主な設備　体育室　学習室　トレーニング室　子育てつどいの広場　図書コーナー　サロン　管理室
更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

サ　熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名　　称　熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）

所 在 地　熊本市植木町岩野285番地29

設置主体　熊本市

運営主体　株式会社　くまもと健康支援研究所　代表取締役　松尾　洋

開設年月日　平成１５年1月７日

構　　造　鉄筋コンクリート造平屋建

敷地面積　６，１１１．９７㎡

建物面積　３，６３２．０６㎡

建 設 費　１，１６７，９２８千円

主な設備　事務室　プール　トレーニング室　検診室　児童交流室　リラクゼーションルーム　交流室
カンファレンスルーム　和室　調理室　視聴覚室　会議室
更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

シ　その他の施設

種　　別	施　設　名	運営主体	施設長	所　在　地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	廣田　順一	神水1丁目14番1号	昭21.11	70
〃	聖　母　の　丘	〃	笠原　洋子	島崎6丁目1番27号	昭21.11	50
〃	ライトホーム	〃	中山　泰男	黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊本めぐみの園	〃	青木　淑子	小山町1781番地	昭47. 2	50
〃	愉　和　荘	〃	瀬崎　正代	植木町米塚105番地	昭32.7	50
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	〃	内田　栄二	神水1丁目14番1号	昭39. 7	62
〃	白　川　の　里	〃	落水　清美	小山町2493番地	昭49. 5	120
〃	天　望　庵	〃	平原　静雄	龍田陳内1丁目3番30号	昭60. 4	80
〃	バ　ラ　苑	〃	青木　祐心	小山町1781番地	昭62. 4	50
〃	み　ゆ　き　園	〃	吉原　準二	御幸笛田6丁目6番71号	昭63. 8	70
〃	く　わ　の　み　荘	〃	跡部　尚子	鹿子木町405番地	昭48. 8	120
〃	天　寿　園	〃	米満　淑恵	奥古閑町4375番地1	平 2. 7	74
〃	シルバー日吉	〃	平原　敏雄	平成2丁目6番9号	平 5. 4	54
〃	三　和　荘	〃	後藤　道彌	城山大塘4丁目1番15号	平 6. 4	52
〃	リデルホーム	〃	中山　泰男	黒髪5丁目23番1号	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口　　駿	河内町野出1936番地1	平 7. 6	50
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本　達や	太郎迫町144番地1	平 8. 4	52
〃	聖　母　の　丘	〃	笹原　洋子	島崎6丁目1番27号	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西　　靖子	長嶺南4丁目12番65号	平 9. 4	52
〃	こ　ぼ　り　苑	〃	宮崎　正二	護藤町1586番地	平10. 2	50
〃	花　み　ず　き	〃	中原　浩二	出水7丁目90番1号	平10.10	52
〃	ハーモニー	〃	鷲山　銀子	秋津町秋田171番地3	平10.12	52
〃	あ　い　こ　う	〃	髙瀬　美子	清水新地3丁目5番33号	平12.11	52
〃	さくらの苑	〃	下川　みどり	松尾町近津1361番地	平13. 7	50
〃	さ　わ　ら　び	〃	山田　千恵子	龍田町弓削864番1号	平14.10	50
〃	る　り　苑	〃	吉永　桐子	上南部1丁目16番36号	平15.12	50
〃	みかんの丘	〃	橋口　良成	河内町白浜1440番地2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	財部　和憲	佐土原3丁目12番26号	平17. 10	50
〃	力合つくし庵	〃	松下　啓子	合志4丁目3番50号	平19.2	50
〃	たくまの里	〃	吉尾　邦子	御領1丁目13番26号	平成19.8	50
〃	祥　麟　館	〃	小林　佳之	城南町沈目1513番地	平12.4	50
〃	ゆうとぴあ	〃	隈部　成宏	富合町古閑994番地1	平7.3	50
	黎　明　館	〃	納冨　修次郎	植木町豊田187番地	平4.4	50
〃 (地域密着型)	風　の　木　苑	〃	米澤　幸子	西原１丁目11番62号	平20.6	29
〃	八　角　堂	〃	山崎　三男	花園2丁目10番16号	平21.6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	中山　泰男	龍田陣内3丁目19番12号	平21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井　志津子	大窪3丁目11番47号	平22.7	29

５　障がい者への生活支援（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められています。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されています。

今後は、障がい者が安心して、生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実することが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援を充実します。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めています。

（１）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目　　的　身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

〈実　績〉

身体障害者手帳所持者数

障害別＼年齢	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害	20	2,082	2,102
聴覚又は平衡機能障害	94	2,399	2,493
音声・言語機能障害	3	267	270
肢体不自由	321	13,682	14,003
内部障害	85	11,147	11,232
計	523	29,577	30,100

イ 療育手帳交付

目　　的　療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　本市は、進達、交付事務を行う。

＜実　績＞

①　療育手帳所持者数（平成22年度末現在）　５，２３６人

②　相談・手続状況　（平成22年度）

障害＼年齢		18歳未満	18歳以上	計
知的障害	軽度	704	724	1,428
	中度	373	1,203	1,576
	重度	260	860	1,120
	最重度	281	831	1,112
計		1,618	3,618	5,236

ウ　精神障害者保健福祉手帳

目　　的　　精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　　精神障害者保健福祉手帳の進達、交付事務。

（平成23年3月31日現在）

障害＼年齢	18歳未満	18歳以上	計
1　級	3	1,123	1,126
2　級	14	3,892	3,906
3　級	3	358	361
計	20	5,373	5,393

（２）障がい者社会参加促進事業

ア　移動支援

目　　的　　屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。

平成 23 年度予算　移動支援事業経費　　２９，２００千円

イ　重度身体障がい者用自動車改造費助成事業

目　　的　　自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。

助 成 額　　上限１００千円

対 象 者　　本市に住民票又は外国人登録のある身体障がい者。（障害部位別の障がい要件及び所得制限あり）

平成23年度予算　２，２００千円

ウ　障がい者自動車運転免許取得費助成事業

目　　的　　免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。

平成23年度予算　１，０００千円

エ　障がい者福祉タクシー事業（平成元年１０月開始）

目　　的　　重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。

制度概要　　福祉タクシー利用券（３６０円）を年４９枚、または患者輸送車等利用券（大型車１，３５０円／中型車１，０８０円／小型車４９０円）を年３６枚交付する。

対 象 者　　本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が１級、２級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳１級、２級の者。（所得税非課税の者に限る）

平成23年度予算　　５９，３００千円

オ　熊本市優待証（さくらカード）交付事業（平成８年１０月１日開始）

（高齢者への生活支援の充実の項目に記載）

カ　おでかけパス券交付事業（平成１７年７月１日開始）

目　　的　障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。

制度概要　障がい者を対象とするさくらカードの所持者が、提示するだけで市内のバス・電車を利用できるパス券の販売を行う

対象者　本市に住民票または外国人登録があり、身体障害者手帳１，２，３級、療育手帳Ａ１，Ａ２，Ｂ１、精神障害者保健福祉手帳１，２，３級のいずれかを所持する者

平成23年度予算　２０９，４９２千円

キ　福祉バス（昭和５３年度開始）

目　　的　身体障がい者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員３４人で、このうち３人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して身体障がい者の福祉の増進をはかる。

対象者　本市に居住する身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者。

事業内容　在宅障がい者の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。

利用者数　２，５９３人（平成22年度）

ク　手話通訳士等設置事業（昭和５９年度開始）

目　　的　庁舎内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。

利用件数　１，７４４件（平成22年度）

平成23年度予算　８，３４７千円

ケ　手話通訳者派遣事業

目　　的　聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の社会参加を促進する。

対象者　市内に居住する聴覚障がい者

利用件数　１，６３９件（平成22年度）

平成23年度予算　４，２２０千円

コ　要約筆記者派遣事業

目　　的　手話習得が困難な聴覚障害者のコミュニケーション手段として要約筆記者を派遣し聴覚障がい者の社会参加を促進する。

対象者　市内に居住する聴覚障がい者

利用件数　２２９件（平成22年度）

平成23年度予算　１，１５０千円

サ　障がい者住宅改造費助成事業（平成９年５月１日開始）

目　　的　高齢者（要援護高齢者）及び障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるように住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該要援護高齢者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

対　象　者　６５歳以上の者で要介護認定により要介護、要支援と認定された者、６５歳未満の者で身体障害者手帳の１級又は２級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり）

助成限度額　９０万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む）

平成23年度予算　２７，９４０千円（内訳　高齢　１６，４９０千円　　障がい　１１，４５０千円）

（３）身体障害者自立支援事業

ア　視覚障害者生活訓練事業

目　　的　障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対　象　者　本市に居住している視覚障がい者

平成23年度予算　９００千円

イ　産休代替職員経費補助金

目　　的　施設職員が産休等で代替職員を必要とする場合、その雇用経費の一部を補助する。

平成23年度予算　０千円（平成23年度利用予定者無しのため）

（４）知的障害者自立支援事業

ア　産休代替職員経費補助金

目　　的　施設職員が産休等で代替職員を必要とする場合、その雇用経費の一部を補助する。

平成23年度予算　０千円（平成23年度利用予定者無しのため）

イ　障害者福祉施設整備補助金

目　　的　民間法人が整備する社会福祉施設に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。

平成23年度予算　１１１，７９４千円

ウ　知的障がい者職親制度（平２３．３．３１現在）

事　業　内　容　　知的障がい者を自己の下に預り、その更生に必要な指導訓練を行う。

職　親　登　録　　７事業所

職 親 委 託 数　　０人

委　　託　　料　　１人月額　３０，０００円

平成23年度予算　　３６０千円

（５）身体障がい者相談（平成２２年度）

相　　談　　員　　３９人

相　談　件　数　　８１１件（会合・行事等への参加件数を除く）

平成23年度予算　　９９２千円

（６）知的障がい者相談（平成２２年度）

相　　談　　員　　１１人

相　談　件　数　　９８件（会合・行事等への参加件数を除く）

平成23年度予算　　２８１千円

（７）障害者ケアマネジメント事業

目　　的　　障がい者の自己選択を尊重し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

相　談　件　数　　４，８９４件（平２２．４月～平２３．３月末）

平成23年度予算　　１４，３９７千円

（８）精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア　精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ　精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分／年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪　　問（延件数）					合　計
	社会復帰	老　人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老　人 精神保健	アルコール	その他	計	
19	7,852	544	122	3,392	11,979	673	149	53	724	1,599	14,181
20	5,281	429	157	3,461	11,406	429	145	63	589	1,226	13,578
21	3,443	328	239	5,539	9,203	486	68	45	537	1,136	12,632
22	2,976	327	301	6,660	10,264	496	136	90	565	1,287	12,207

ウ　心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各保健福祉センターごとに毎月１回設け必要な援助を行う。

エ　精神障がい者社会復帰相談指導事業

各保健福祉センターで実施される精神障がい者サロンでは、障がい者の社会参加や生活圏の拡大、仲間作り、居場所作りなどを目的とした活動の支持・支援を行う。また自助グループでは、仲間との交流を通した楽しみやくつろぎの場を作り、お互いの生活の向上・発展及び自らを高めることを目的とした活動及び勉強会を支援する。

対　　象　　者　　本市に住所を有し、当事者・家族・医療機関・障害福祉サービス事業者等から社会復帰及び生活支援に関する相談等があった通院中の精神障がい者

オ　精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

カ　依存症家族教室

依存症者の治療と社会復帰を支援し、再乱用を防止するために、各種相談に応じるとともに家族教室を開催し、依存症に伴う諸問題への対応方法等の学習を支援する。

キ　精神保健福祉ボランティア養成講座

地域住民を対象に、精神障がい者への正しい理解の普及を図り、精神障がい者を地域で支えるボランティアを育成する。

対　　象　　者　　精神保健福祉ボランティア活動に関心があり、受講後ボランティア活動できる人。

受　　講　　料　　無　料

（9）精神障がい者支援事業

ア　自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の１０％にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

（１０）重度心身障がい者医療費助成（昭和５３年１０月１日実施）

対　　象　　者　　２０歳以上の障がい者。

（身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者）

受 給 資 格 者　　本市に住民票又は外国人登録があり、現に居住している障がい者。

所　得　制　限　　障害児福祉手当の支給制限に準じる。

平成23年度予算　　１，１７３，０００千円

（１１）自立支援医療（更生医療）（平成１８年度開始）

目　　的　　身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

品　　目　　身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

平成23年度予算　　１，３５６，８７１千円

（１２）身体障がい者在宅生活支援

ア　特別障害者手当等給付事業（昭和６１年度開始）

目　　的　　重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。

受給者延数　　１１，６１０人（平23.3末現在）

平成23年度予算　　２６２，０００千円

イ　身体障がい者福祉電話設置事業（昭和５１年度開始）

目　　的　　在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。

電話与台数　　５６台（平23.3末現在）

貸与対象者　　外出困難な身体障がい者（１、２級）

平成23年度予算　　１，３８５千円

ウ　在宅障がい者緊急通報システム事業

目　　的　　緊急通報システムを導入し、２４時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。

対　象　者　　市内に住所を有する単身等の重度障がい者

平成23年度予算　　７３３千円

エ　補装具費支給事業

目　　的　　身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）

対　象　者　　車いす、補聴器、座位保持装置等

平成23年度予算　　１５７，８００千円

オ　日常生活用具給付事業

目　　的　　障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）

品　　目　　ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等

平成23年度予算　　１０３，５００千円

（１３）自立支援給付事業

ア　居宅介護給付事業

目　　的　　心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。

平成23年度予算　２０７，０００千円

イ　行動援護事業

目　　的　　知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。

平成23年度予算　１，２００千円

ウ　重度障害者等包括支援事業

目　　的　　常時介護を有する障がい者で、介護の必要の程度が著しく高い障がい者に支援を行う。

平成23年度予算　０円（平成23年度利用予定者無しのため）

エ　重度訪問介護給付事業

目　　的　　重度の肢体不自由者（児）であり、常時介護を要する障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

平成23年度予算　３４５，４００千円

オ　療養介護給付事業

目　　的　　心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。

平成23年度予算　１１６，３１８千円

カ　生活介護給付事業

目　　的　　心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。

平成23年度予算　１，５８６，２００千円

キ　児童デイサービス給付事業

目　　的　　日常生活訓練や生活リズムの指導を必要とする障がい児に対して、通所による療育活動の支援の提供を行う。

平成23年度予算　７３，４００千円

ク　就労継続支援給付事業

目　　的　　企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生活活動に向けた知識及び能力の向上を支援する。

平成23年度予算　１，４１０，１００千円

ケ　短期入所給付事業

目　　的　　家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者(児)の支援を行う。

平成23年度予算　　６９，３００千円

コ　共同生活介護給付事業

目　　的　　在宅での日常生活を営むのに支障がある障がい者に、主として夜間において共同生活を営むべき住居において入浴、排泄又は食事の介護等の支援を行う。

平成23年度予算　１８３，９００千円

サ　施設入所給付事業

目　　的　　主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援等の利用者へ居住の場を提供する。

平成23年度予算　７０１，６００千円

シ　共同生活援助給付事業

目　　的　　主として夜間において障がいにより、一人で生活することが困難であるために、複数での共同生活を行う中で、世話人による日常生活の支援を行う。

平成23年度予算　１７６，６００千円

ス　介護給付（旧法施設）事業

目　　的　　身体障害者援護施設(更生・授産・療護)及び知的障害者援護施設（更生・授産）に入所又は通所により適切な指導、訓練を提供する。

平成23年度予算　１，４８４，５００千円

セ　自立訓練給付事業

目　　的　　地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。

平成23年度予算　２１１，８００千円

ソ　就労移行支援給付事業

目　　的　　一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。

平成23年度予算　１６０，９００千円

（１４）地域生活支援事業

ア　訪問入浴サービス事業

目　　的　　在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。

平成23年度予算　　１９，０００千円

イ　日中一時支援事業

目　　的　　障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。

平成23年度予算　　５９，７００千円

（１５）難病患者等居宅生活支援事業

目　　的　　介護、家事等を必要とする難病患者等の社会参加を促進するため、ホームヘルパーの派遣、日常生活用具の給付、施設の短期入所を行う。

対 象 者　　難病患者等で他法の適用を受けない者。

平成23年度予算　１，０００千円

（１６）心身障害者扶養共済制度（昭和４５年６月１日開始）

目　　的　　心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいだく不安を軽減しようとするもの。

加 入 者　　知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が１級から３級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。

心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、６５歳未満の者。

保 険 料

加　入　時　年　齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保　険　料	既加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

（注）　20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給 付 金　　加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月２０，０００円（１口当たり）の年金を支給する。

加入後１年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として

平成１９年度以前加入の場合２０，０００円～１５０，０００円、

平成２０年度以降加入の場合５０，０００円～２５０，０００円を支給する。

（１７）市関連施設

名　　称	**熊本市はなぞの学苑**（知的障害者通所更生施設）	**熊本市平成学園**（知的障害者通所更生施設）
所　在　地	花園７丁目１２番１５号	小島９丁目１４番３３号
設置主体	熊本市	熊本市
経営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和５７年５月１日	平成２年９月１日
建物構造	鉄骨造２階建	鉄筋コンクリート造平家建（一部２階建）
敷地面積	１，８８３．００㎡	２４，０６６．６１㎡
建物面積	延１，０１６．６７㎡	延２，１６４．６３㎡
建　設　費	１６８，４７７千円	５５３，３９９千円
委　託　料	２５，６４６千円（平成 23 年度予算）	２４，３８９千円（平成 23 年度予算）
定　　員	６０人	６０人（短期宿泊訓練施設定員１０人）
主な設備	（１Ｆ）事務室（相談室含）　食堂 医務室　更衣室　木工室 陶芸作業室 厨房　洗面所 （２Ｆ）調理実習室　和室（生活指導室） 紙器工作室　更衣室　会議室 （倉庫　ステージ　放送室）	（管理棟）事務室　多目的ホール （訓練棟）訓練室　感覚言語訓練室　プレイルーム　調理実習室　相談室 食堂　医務室　休養室　陶芸作業所　自立生活訓練作業所 （宿泊棟）短期宿泊訓練用居室 （ふれあい棟）談話室　和室　研究室　会議室

名　　称	**熊本市障害者福祉センター希望荘**	**（熊本市希望荘地域活動支援センター）**
所　在　地	大江５丁目１番１５号	大江５丁目１番１５号
設置主体	熊本市	熊本市
経営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和５５年６月１日	平成５年７月１０日
建物構造	鉄筋コンクリート地上３階（一部塔屋４階）	鉄筋コンクリート地上３階（一部塔屋４階）
敷地面積	２，９４９．００㎡	２，９４９．００㎡
建物面積	延１，２２３．２３㎡	延６９１．３９㎡
建　設　費	２７０，４４５千円	２４０，０８３千円
平成23年度予算額	７４，７４６千円（指定管理者による希望荘運営費として）	

（１８）障がい児支援事業

ア　特別児童扶養手当受給者数

（平成23年4月1日現在）

区　　分	受　給　者	障　　害　　児		
		1級障害児	2級障害児	計
人　　数	1,283	634	661	1,295

（注）月額1人　1級　50,550円　2級　33,670円

イ　重度心身障がい児医療費助成（昭和４８年４月１日、市により実施）

対　　象　　者　　２０歳未満の障がい児

（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が１級の者）

受 給 資 格 者　　本市の住民基本台帳等に記録され、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者

所　得　制　限　　なし

平成23年度予算　　６１，４００千円

ウ　夏休みの障がい児・家族支援事業

目　　的　　夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。

対　象　者　　市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒

平成23年度予算　　９，４００千円

（１９）障がい児療育相談事業

ア　障がい児等療育支援事業

目　　的　　在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図る。

対　象　者　　本市在住の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、重症心身障がい児（者）及びその保護者

平成23年度予算　　１１，７８７千円

イ　重症心身障がい児（者）通園事業

目　　的　　在宅の重症心身障がい児（者）に、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導など必要な療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭での療育技術を習得させることにより、在宅の重症心身障がい児（者）の福祉の増進を図る。

対　象　者　　本市在住の在宅重症心身障がい児（者）

平成23年度予算　　１９，６５８千円

６　社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められています。これに対し、平成１２年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められています。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければなりません。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めています。

（１）介　護　保　険（平成１２年度事業開始）（高齢介護福祉課）

ア 対象者　　（平23.3.31現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	72,201 人
	75歳以上	79,606 人
	合　計	151,807 人
第1号被保険者のいる世帯数		109,626 世帯
40歳以上65歳未満者数		243,637 人

イ 要介護（要支援）認定

① 介護認定審査会

委　員　　２１０名

（構　成）・医療関係者　　１００名

・保健関係者　　４０名

・福祉関係者　　７０名

② 審査件数　　３５，６２７件（平成２1年４月１日～平成２２年３月３１日）

③ 要介護（支援）認定の状況

（平23.3.31現在）（単位　人）

区　分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
第1号被保険者		4,440	4,438	5,859	4,842	3,487	3,234	3,143	29,443
	65歳以上75歳未満	578	580	642	580	366	316	325	3,387
	75歳以上	3,862	3,858	5,217	4,262	3,121	2,918	2,818	26,056
第2号被保険者		75	143	169	198	92	93	117	887
合　計		4,515	4,581	6,028	5,040	3,579	3,327	3,260	30,330

ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

（平23.3.31現在）（単位　人）

区　分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
第1号被保険者	2,946	3,335	0	4,306	3,319	1,865	1,133	626	17,530
第2号被保険者	41	103	0	122	160	62	48	50	586
合　計	2,987	3,438	0	4,428	3,479	1,927	1,181	676	18,116

② 地域密着型サービス受給者

（平 23.3.31 現在）（単位　人）

区　分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
第1号被保険者	22	29	0	333	467	453	293	225	1,822
第2号被保険者	0	0	0	6	1	2	2	5	16
合　　計	22	29	0	339	468	455	295	230	1,838

③ 施設サービス受給者

（平 23.3.31 現在）（単位　人）

区　　分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合　　計
第 1 号被保険者	1,660	1,900	1,104	4,664
第 2 号被保険者	8	32	21	61
合　　計	1,668	1,932	1,125	4,725

エ　保険料

① 平成 22 年度介護保険料額　（年　額）

対　象　者	保険料の設定方法	保　険　料
○生活保護受給者 ○市民税が非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	24,828 円
○市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者	基準額×0.5	24,828 円
○市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える者	基準額×0.75	37,242 円
○市民税が非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合	基準額×0.875	43,449 円
○市民税が非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える場合	基準額×1	49,656 円
○市民税が課税されている者で合計所得金額が 125 万円以下の場合	基準額×1.125	55,863 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満の場合	基準額×1.25	62,070 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の場合	基準額×1.375	68,277 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の場合	基準額×1.5	74,484 円
○市民税が課税されているものでかつ合計所得金額が 400 万円以上の場合	基準額×1.75	86,898 円

② 保険料賦課収納の状況 （平 23.3.31 現在）

区分 / 年度		19	20	21	22
現年度分	保険料賦課額（円）	7,021,976,848	7,227,170,254	6,381,118,747	7.068.349.531
	保険料収納額（円）	6,853,475,949	7,054,036,750	6,227,836,692	6.923.753.598
	収納率（%）	97.60	97.60	97.60	97.95
過年度分	保険料賦課額（円）	319,332,014	358,923,920	388,941,459	384,724,391
	保険料収納額（円）	47,988,815	55,433,696	62,302,637	58,471,615
	収納率（%）	15.03	15.44	16.02	15.20
計	保険料賦課額（円）	7,341,308,862	7,586,094,174	6,770,060,206	7,453,073,922
	保険料収納額（円）	6,901,464,764	7,109,470,446	6,290,139,329	6,982,225,213
	収納率（%）	94.01	93.72	92.91	93.68

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者 （平 23.3.31 現在）

介護サービス事業所数	毎年・10 月 1 日（平成 12 年開始）	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項 居宅サービス事業所 ：訪問介護 193 事業所　：訪問入浴 9 事業所 ：訪問看護 696 事業所　：訪問リハ 590 事業所 ：居宅療養管理指導 1,166 事業所　：通所介護 167 事業所 ：通所リハ 910 事業所　：夜間対応型訪問介護 1 事業所 ：認知症通所介護 41 事業所　：福祉用具貸与 55 事業所 ：特定福祉用具販売 58 事業所　：居宅介護支援 193 事業所 ：認知症 GH 46 事業所　：短期生活 32 事業所 ：短期療養 68 事業所　：小規模多機能施設 31 事業所 ：特定施設 14 事業所

② 施設サービス事業者 （平23.3.31現在）

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	32	1,729
② 介護老人保健施設	26	1,986
③ 介護療養型医療施設	34	1,392

カ　介護（予防）給付費

（単位　円）

区分 ＼ 年度		20	21	22
居宅サービス	訪問通所系	10,606,748,666	12,887,790,956	14,040,225,720
	短期入所系	841,202,510	1,108,445,775	1,223,480,763
	その他	2,358,056,823	3,012,391,551	3,533,126,047
	福祉用具購入	57,963,176	65,940,543	78,909,398
	住宅改修	153,756,553	186,529,828	217,589,576
	小計	14,017,727,728	17,261,098,653	19,093,331,504
施設サービス	介護老人福祉施設	4,467,007,250	5,075,557,809	5,020,198,292
	介護老人保健施設	5,016,185,407	5,802,788,789	5,907,489,891
	介護療養型医療施設	5,659,354,713	5,481,415,342	4,876,540,119
	小計	15,142,547,370	16,359,761,940	15,804,228,302
地域密着型サービス		2,292,271,317	3,020,736,528	3,676,136,787
計		31,452,546,415	36,641,597,121	36,641,597,121
高額介護サービス費		635,362,168	757,193,475	791,269,841
高額医療合算介護サービス費			1,592,609	93,325,598
審査支払手数料		52,754,545	54,366,765	57,993,460
特定入所者介護サービス費		1,180,801,607	1,355,946,025	1,378,824,040
合計		33,321,464,735	38,810,695,995	40,895,109,532

※20 年度は、富合の 4 月からの実績を含む。
※21 年度は、植木・城南の 4 月からの実績を含む。

キ　地域密着型サービス（平成１８年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備　考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対象 要介護度１以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護や機能訓練を受けます。	予防有
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の状態にある要介護者に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援 2 以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、熊本市では平成 19 年度以降整備開始。	対象 要介護度１以上

ク　地域支援事業（平成１８年度より実施）

①　介護予防事業

二次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
二次予防事業対象者把握事業	介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者を様々なルートにより把握する。
通所型介護予防事業	特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的とした事業を実施する。
訪問型介護予防事業	閉じこもり等の状態にある特定高齢者を対象に、保健師等が訪問し、必要な相談・指導を行う。
二次予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行う。

一次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する人材養成のための研修や、地域活動組織の育成・支援のための事業等を行う。
一次予防事業評価事業	年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う。

②　包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
介護予防ケアマネジメント事業	二次予防事業対象者について、一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価等を行う。
総合相談支援事業/権利擁護事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域のネットワーク構築や実態把握、相談支援、権利擁護の観点からの対応などを行う。
包括的・継続的マネジメント事業	ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う。

③　任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図ります。
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

（２）国民健康保険（昭和３４年７月１日事業開始）（国民健康保険課・保険料収納課）

ア　世帯数及び被保険者数

（各年度3月31日現在）

区分＼年度	18	19	20	21	22
総世帯数	273,505	276,037	281,286	310,330	313,612
被保険者世帯数	132,203	132,044	104,411	111,935	112,067
加入率（%）	48.34	47.84	37.12	36.07	35.73
総人口	667,899	670,216	677,375	722,164	723,111
被保険者数	241,273	238,015	184,729	198,777	197,634
加入率（%）	36.12	35.51	27.27	27.53	27.33

イ 保険料賦課徴収状況

年度＼区分		20			21			22		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額（円）	12,691,576,937	1,500,560,942	3,253,696,607	13,350,473,727	1,593,599,377	3,495,636,291	12,599,752,958	1,511,890,707	3,311,747,369
	収入済額（円）	10,883,731,985	1,266,412,369	2,642,314,734	11,524,659,469	1,350,853,669	3,020,238,391	11,041,656,022	1,301,237,890	2,902,454,753
	収納率（%）	85.58	84.29	86.24	86.15	84.68	86.34	87.43	85.96	87.56
過年度分	調定額（円）	6,513,606,588	625,061,801	－	6,306,537,947	671,906,229	452,382,310	5,838,529,195	687,847,946	832,467,585
	収入済額（円）	598,421,546	55,496,932	－	531,709,675	55,457,567	58,895,744	423,875,225	48,948,314	75,093,323
	収納率（%）	9.13	8.83	－	8.42	8.25	13.02	7.25	7.11	9.02
計	調定額（円）	19,205,183,525	2,125,622,743	3,253,696,607	19,657,011,674	2,265,505,606	3,948,018,601	18,438,282,153	2,199,738,653	4,144,214,954
	収入済額（円）	11,482,153,531	1,321,909,301	2,642,314,734	12,056,369,144	1,406,311,236	3,079,134,135	11,465,531,247	1,350,186,204	2,977,548,076
	収納率（%）	59.66	62.11	86.24	61.21	62.01	77.94	62.04	61.30	71.78
賦課期日		４月１日			４月１日			４月１日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額※	１人当り（円）	103,964	31,285	17,613	98,890	30,724	19,862	93,295	29,272	20,969
	１世帯当り 最高（円）	470,000	90,000	120,000	470,000	100,000	120,000	500,000	100,000	130,000
	１世帯当り 最低（円）	13,965	4,020	3,810	13,965	4,020	3,810	13,965	4,020	3,810
	１世帯当り 平均（円）	183,938	40,090	31,162	175,611	39,810	35,271	164,529	37,677	36,980
保険料率※	所得割（%）	8.30	1.90	2.10	8.30	1.90	2.10	8.30	1.90	2.10
	均等割（円）	26,450	13,400	7,000	26,450	13,400	7,000	26,450	13,400	7,000
	平等割（円）	20,100	－	5,700	20,100	－	5,700	20,100	－	5,700
算定割	所得割（%）	57.43	54.72	55.81	55.75	52.55	54.49	53.77	50.46	52.41
	均等割（%）	29.83	45.28	30.32	30.72	47.45	31.75	32.10	49.54	33.04
	平等割（%）	12.74	－	13.87	13.53	－	13.76	14.13	－	14.56
財政状況	歳入（円）	66,450,460,348			74,860,280,381			77,577,623,617		
	歳出（円）	66,595,557,002			83,063,328,575			84,859,991,926		
	単年度収支額（円）	△145,096,654			△182,102,353			920,679,885		
	累積収支額（円）	△8,020,945,841			△8,203,048,194			△7,282,368,309		

※保険料額・保険料率については、不均一課税のため旧熊本市の数値を記載。その他のものは、旧城南町・旧植木町の数値を含む通年で記載。

ウ　給付状況

区分 ＼ 年度		18	19	20	21	22
給付割合	一般被保険者（割）	7	7	7	7	7
	70歳以上一般（割）	9	9	8	8	8
	70歳以上現役並（割）	7（10月までは8割）	7	7	7	7
	未就学児（H20.3までは3歳未満）（割）	8	8	8	8	8
療養諸費	件数	2,335,352	2,466,161	2,517,896	2,796,470	2,656,603
	費用（円）	49,050,879,164	53,062,226,887	53,964,201,960	60,466,786,031	58,215,583,553
出産育児一時金	件数	1,165	1,134	1,113	1,198	1,114
	費用（円）	367,792,140	395,250,000	393,510,000	470,820,000	466,060,000
	1件当たり給付額（円）	300,000 （10月～350,000）	350,000	350,000 380,000	350,000 380,000 （10月～420,000）	420,000 （産科医療補償制度未加入：390,000）
葬祭費	件数	3,603	3,633	1,182	853	923
	費用（円）	72,040,000	72,660,000	23,640,000	16,960,000	18,460,000
	1件当たり給付額（円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給付費合計	件数	2,340,120	2,470,928	2,520,191	2,798,521	2,843,643
	費用（円）	49,490,711,304	53,530,136,887	54,381,351,960	60,954,566,031	62,833,588,423
はりきゅうあんま施術	件数	124,879	117,196	95,406	57,068	51,875
	費用（円）	205,450,700	178,890,400	95,406,000	57,068,000	51,875,000
	1件当たり給付額（円）	1術　1,500	1術　1,500	1回　1,000	1回　1,000	1回　1,000
		2術　1,700	2術　1,700 （6月～1回1,500）	－	－	－

エ　診療費・諸率

区分 ＼ 年度	18	19	20	21	22
受診率（%）	906.28	947.85	958.47	958.28	968.44
1件当たり　日数	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4
1件当たり費用額（円）	24,709	25,413	25,428	26,195	26,875
1人当たり費用額（円）	223,937	240,876	243,719	251,025	260,266
1人当たり受診日数	23	24	24	23	23
1日当たり費用額（円）	9,676	10,121	10,388	10,747	11,151
出生率（%）	0.63	0.61	0.60	0.60	0.56
死亡率（%）	1.93	1.95	0.63	0.42	0.46

オ　納付組織（平成２３．３．３１現在）

名　　称　　国民健康保険会

組　織　数　　６７組織

会　員　数　　３２０世帯

事　務　費　（保険会の事務費）

○　当該月の保険料を保険会会員が納期内に完納したとき、保険料領収書１枚につき２００円（通常事務費）

○　保険会会員が保険料の納付方法を口座振替又は自動払込みに変更したとき保険会会員１人につき１，０００円（特別事務費変更時のみの交付）

カ　収納率向上対策

・職員、嘱託員による電話催告等の初期未納対策

・滞納処分の拡大・強化

・保険料収納員（５０人）の臨戸徴収強化

・分割納付の進行管理の徹底

・納付相談窓口の拡充

・口座振替の推進

・コンビニエンスストアへの収納業務委託

（３）後期高齢者医療制度（平成２０年４月１日より広域連合にて実施）

対　象　者

・　熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する７５歳以上の者

・　熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する６５歳以上７５歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記１～４参照）

1. 身体障害者手帳１級、２級、３級及び４級の一部

※４級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが記入されている者。

○音声、言語機能の著しい障がい　　○両下肢のすべての指を欠く

○一下肢の下腿１／２以上を欠く　　○一下肢の機能の著しい障がい

2. 療育手帳Ａ１、Ａ２

3. 国民年金などの障害年金１級、２級

4. 精神障害者保健福祉手帳１級、２級

後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分 ＼ 年度		２０		２１		２２	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額(円)	3,009,712,400	2,124,343,550	2,807,670,000	2,420,778,200	3,348,719,400	2,366,941,100
	収入済額(円)	3,009,712,400	2,028,209,986	2,807,670,000	2,348,806,450	3,348,719,400	2,306,865,172
	収納率(%)	100	95.48	100	97.03	100	97.46
過年度分	調定額(円)	－	－	－	94,970,964	－	117,304,529
	収入済額(円)	－	－	－	47,244,585	－	57,308,400
	収納率(%)	－	－	－	49.75	－	48.85
計	調定額(円)	3,009,712,400	2,124,343,550	2,807,670,000	2,515,749,164	3,348,719,400	2,484,245,629
	収入済額(円)	3,009,712,400	2,028,209,986	2,807,670,000	2,396,051,035	3,348,719,400	2,364,173,572
	収納率(%)	100	95.48	100	95.24	100	95.17

健福

（４）国民年金（昭和３４年１１月１日施行）（国民年金課）

ア　拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）

区分 ＼ 年度		18	19	20	21	22
被保険者	第1号被保険者	112,797	109,470	110,472	119,606	116,289
	任意加入者	1,830	1,889	1,917	1,954	1,952
	第3号被保険者	55,611	55,156	55,071	56,851	55,632
	計	170,238	166,515	167,460	178,411	173,873
保免険除料者	法定免除	6,523	6,535	6,908	8,059	8,698
	申請免除	17,153	15,088	16,471	18,974	22,526
	若年者納付猶予	1,644	1,791	2,245	2,670	2,858
	学生納付特例	10,428	10,571	11,151	11,386	11,824
	計	35,748	33,985	36,775	41,089	45,906
免除率（%）		31.6	31.0	33.3	34.4	39.5

イ　年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位　千円）

区分＼年度	20		21		22	
	受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
老齢福祉年金	77	29,857	51	20,077	47	13,673
老齢年金	10,094	4,821,385	10,272	4,959,557	9,580	4,628,261
通算老齢年金	7,064	1,662,665	7,250	1,692,581	6,719	1,578,991
老齢基礎年金	98,664	65,335,537	113,369	75,431,904	118,738	79,030,962
障害年金	385	341,787	431	383,371	440	389,312
障害基礎年金	9,518	8,519,749	10,692	9,554,264	11,771	10,450,893
母子・遺児年金	0	0	0	0	0	0
遺族基礎年金	535	579,575	585	622,147	1,456	1,128,005
寡婦年金	57	27,117	67	31,882	124	58,253
計	126,394	81,317,669	142,717	92,695,783	148,875	97,278,350

※平成22年度より支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ　国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- 市政だより
- 市電・市バス内ポスター掲示
- ラジオ広報（ＦＭ熊本・熊本シティエフエム）
- 年金出前講座

（５）生　活　保　護（保護第一課・保護第二課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア　保護状況

区分 ＼ 年度		18	19	20	21	22
生活扶助	世帯	5,985	6,206	6,550	7,261	8,416
	人員	8,363	8,648	9,158	10,226	11,923
	金額（千円）	5,002,071	5,113,177	5,380,944	6,072,941	7,238,211
住宅扶助	世帯	5,209	5,360	5,610	6,167	7,103
	人員	6,952	7,193	7,501	8,334	9,657
	金額（千円）	1,902,497	1,985,091	2,114,914	2,396,256	2,785,292
教育扶助	世帯	457	460	507	568	633
	人員	689	689	763	843	946
	金額（千円）	63,204	63,855	69,635	101,704	123,258
医療扶助	世帯	6,345	6,588	6,958	7,489	8,443
	人員	7,781	8,084	8,548	9,311	10,540
	金額（千円）	10,491,580	10,108,736	10,377,698	10,735,204	12,259,907
介護扶助	世帯	1,202	1,270	1,343	1,414	1,527
	人員	1,243	1,310	1,390	1,464	1,577
	金額（千円）	284,704	268,903	288,951	291,673	300,936
出産扶助	世帯	0.16	0.41	0,41	0,50	0.50
	人員	0.16	0.41	0,41	0,50	0.50
	金額（千円）	672	263	592	1,211	808
生業扶助	世帯	159	176	192	251	340
	人員	245	388	412	719	765
	金額（千円）	29,051	45,197	49,280	74,981	67,255
葬祭扶助	世帯	12	15	16	13	17
	人員	12	15	16	13	18
	金額（千円）	46,780	56,229	57,841	54,830	67,932
保護施設事務費（千円）		213,608	222,009	227,498	246,805	264,122
実数	世帯	7,193	7,443	7,842	8,591	9,814
	人員	9,698	10,034	10,625	11,740	13,532
	金額（千円）	17,998,167	17,863,460	18,567,353	19,976,605	23,107,722

（注）　世帯及び人員は月平均、金額は18～22年度は総計を示す。

イ　保護率の推移（年度平均）

区分 ＼ 年度	18	19	20	21	22
	‰	‰	‰	‰	‰
市	14.45	14.97	15.76	17.18	18.53
県	8.75	9.06	9.58	10.70	12.09

健福

ウ　保護措置状況

区分＼年度	18	19	20	21	22
申　請　件　数	1,166	1,158	1,453	1,852	2,149
開　始　件　数	970	916	1,265	1,600	1,863
却下・取下件数	193	240	217	249	298
廃　止　件　数	683	661	678	723	864

エ　世帯の労働力類型別被保護世帯

（平成22年度月平均）

就業別	世帯数	構成比
世帯主が働いてる世帯	846	8.6
常用勤労者	676	6.9
日雇労務者	138	1.4
内職者	16	0.2
その他の就業者	16	0.2
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	265	2.7
働いている者のいない世帯	8,703	88.6
合計	9,814	100.0

オ　保護施設

（平23.4.1現在）

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	本山　雅徳	春日5丁目17-36	昭35.12	60	46
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	荒瀬　正信	上熊本2丁目11-24	昭28.10	87	0

子ども未来

1　子　ど　も　育　成　　191

2　青　少　年　育　成　　195

3　障がい児療育相談事業　　199

4　児　童　相　談　所　　200

5　子　育　て　支　援　　201

子　ど　も　未　来

未来を担う子どもたちは、本市の宝であり、子どもたちの元気な声がひびくまちの実現を目指し、総合的な次世代育成支援対策に取り組んでいる。

しかし、一方では、少子化の進展に歯止めがかからず、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに、子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

本市では、すべての人が、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、健やかに成長することができるよう、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

1　子ども育成（子ども政策課）

近年、子どもたちを取り巻く環境の急速な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じているが、次世代育成支援行動計画に基づき、子育てしやすい環境の整備に取り組んでいる。

また、子ども総合相談室及び子ども発達支援センターの設置や、子どもに関する相談専用電話として「こどもホットラインくまもと」を開始するなど、子どもに関するあらゆる相談への対応を充実するとともに、平成 22 年度には児童相談所を開設するなど、児童虐待防止対策等を推進している。

さらに、心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進めるとともに、放課後児童対策として、児童育成クラブの充実に努めている。

（1）次世代育成支援後期行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」

ア　計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく第２期（後期）の計画

熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

イ　計画期間

平成２２年度～２６年度

※平成２１年度末までに前期計画（平成１７年度～２１年度）を実施済み

ウ　計画の特徴

①　前期計画（平成１７年度～平成２１年度）を継承し、「子どもの声がひびく地域（まち）づくり」を基本理念とする。

②　広範囲であること

具　体　化　……　熊本市総合計画

統　　合　……　熊本市ひとり親家庭等自立促進計画

調和・連携　……　熊本市教育振興基本計画、くまもと市男女共同参画基本計画、熊本市地域福祉計画、健康くまもと２１基本計画、熊本市障がい者プラン

③　子どもを中心に取りまとめた計画であること

子育て（すべての家庭、共働き家庭、特に援助を要する子どもや家庭、ひとり親家庭への支援）

子育ち（子どもの健康確保、豊かな人間性の育成）

まちづくり（子どもの権利擁護、子育てしやすい生活環境整備）

④　具体的な行動計画であること

１５０件の具体的な取り組みを示し、事業の方向性や成果指標、数値目標を明記

１７件の新規又は大幅に拡充する取り組みを盛り込む

⑤　策定過程における市民参加に配意したこと

ニーズ調査（市民意識調査）

対象者７，０００人（回収率５５．１％）

熊本市次世代育成支援後期行動計画策定委員会の設置

計画素案に関する意見公募の実施

エ　策定の経過

平成２０年度　　１月　熊本市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の設置

２月　ニーズ調査（２月５日～３月６日）

平成２１年度　１１月　策定委員会から市長への答申

２月　パブリックコメント（２月１日～２８日）

３月　計画決定

（２）要保護児童対策

〈目的・事業内容〉

要保護児童に対する適切な支援を行うため、平成１８年６月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成２３年度当初における構成機関：４９機関）し、平成１９年度からは、実務者会議や個別ケース検討会議を開催する等、関係機関の連携の強化を図っている。

また、児童虐待相談員を各保健福祉センターに配置し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、児童虐待予防教室の開催や児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。また、子どもに関する相談専用電話として「こどもホットラインくまもと」を設置し、夜間・休日の相談に対応している。

さらに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成２２年４月に熊本市児童相談所を開設した。

平成２４年４月には児童相談所、教育相談室及び身体・知的障がい者更生相談所の各機能を有する「(仮称)こどもセンター」を開設し、子どもに関する相談窓口の一元化、利便性の向上、専門性の強化を図ることとしている。

〈実　　績〉

年　度	市相談窓口への相談件数（件）	実務者会議開催回数（回）	講演会研修会等参加者数（人）	虐待予防教室開催回数（回）
17	189	5	437	18
18	363	5	424	36
19	313	10	325	39
20	287	10	239	41
21	225	10	191	40
22	219	9	236	40

（３）エンゼル基金

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実　　績〉

平成６年度、基金創設（基金額３億円）。

基金の運用益による助成は平成７年度から実施。

年　度	助成件数	援助金額　（千円）
17	10	500
18	20	1,500
19	19	1,400
20	17	1,350
21	19	1,400
22	22	1,700
累計	270	22,597

平成２３年３月末の基金現在高　３５９，００８千円

（４）子ども総合相談室

〈目的・事業内容〉

おおむね１８歳未満の子どもとその保護者などを対象に、育児、しつけ、不登校など子どもに関するあらゆる相談を受けるとともに、緊急性や専門性が高い相談は専門機関へつなぐ。

開　設　日　平成２０年４月１日

所　在　地　大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２Ｆ

受付時間　面接相談　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分

電話相談　月～金曜日　午前８時３０分から午後９時００分

土曜・日曜日　午前８時３０分から午後５時１５分

※電話・面接相談とも祝日・年末年始を除く

メール相談　随時受付

特別相談　・不登校、ひきこもり等についての面接相談

月曜日　午前１０時００分から午後２時００分

・非行問題についての電話相談

第２木曜日　午後１時００分から午後４時００分

〈実　　績〉

①相談種別件数　（単位　件）

年　度	面接	子ども電話	ﾔﾝｸﾞﾃﾚﾌｫﾝ	メール	合計
20	103	437	286	238	1,064
21	89	730	268	157	1,244
22	71	1,526		337	1,934

※平成22年度より電話相談は「子ども電話」、「ﾔﾝｸﾞﾃﾚﾌｫﾝ」と分けて広報していないため、集計は電話相談として一本化する。

②相談内容別件数　（単位　件）

年　度	育児問題	養護・虐待	健康問題	発育・発達	学校関係	その他	合計
20	105	21	137	113	205	519	1,100
21	187	15	117	73	284	585	1,261
22	298	114	142	96	438	911	1,999

（５）子ども文化会館

設置主体　熊本市

管理運営　(財)熊本市社会教育振興事業団（平成23年度より指定管理者）

所在地　新町１丁目３番１１号

規模・構造　地下１階、地上５階、塔屋１層の鉄筋コンクリート造

延床面積　５，７０８．１８㎡

供用開始　平成７年３月２６日

建設費　２，７９３，８９８千円

施設の概要　地下１階　駐車場（４台)、駐輪場（９０台)、警備室等

地上１階　エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室

２階　やすらぎの部屋（４室)、会議室（２室)、相談コーナー（３室）等

３階　創作室、プレイルーム、パソコンコーナー、談話コーナー、授乳室

４階　多目的ホール（２２８席)、わんぱく広場

５階　多目的ホール上層部

開館時間　午前９時～午後５時

（ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後８時３０分まで）

主な特別事業実績　（平成22年度）

特別事業名	内　　容	期　日	参加者数（人）
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、館内に飾る	5/5	208
ジャンボ七夕づくり	来館者の作った七夕飾りや短冊を大きな笹に飾る	7/4	340
夏の舞台劇	プロの劇団による舞台劇を上演	7/18	409
納涼祭～ こどぶんおばけ館（やかた）～	夏の風物詩であるお化け屋敷や怪談話を子どもボランティアの参加により実施	8/21～22	2,338
節分豆まき	みんなで豆まきを楽しむと同時に、異年齢の交流の場（機会）を提供	1/30	500
僕の夢、私の夢体験事業	３つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表	2/20	201
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント（親子ふれあい活動、ぬいぐるみ人形劇など）	3/20～21	1,176
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう	10/28 11/9～10	342

利用状況（延べ利用者数）　（単位　人）

区分＼年度	17	18	19	20	21	22
子ども	178,378	177,145	183,465	171,926	153,398	163,065
大人	112,568	126,402	122,918	114,450	98,214	107,200
合計	290,946	303,547	306,383	286,376	251,612	270,265

２　青少年育成（青少年育成課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センターの非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（1）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア　熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の確立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

委員構成　　市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員

任　　期　　在職期間（但し学識経験者は２年）

事業内容　　・協議会の開催

・善行青少年の表彰選考

イ　熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構　　成　　小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業　　・年次総会、三役会、理事会、評議員会

・子ども・若者育成支援強調月間

・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動

・熊本市青少年健全育成大会

・研修会

・家庭・地域の教育力の向上

・青少協活動の地域への浸透

ウ　校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、８５小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

エ　熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、市長から委嘱を受けた青少年指導員が平成元年５月自らの資質の向上と連携の強化を図るため、自主的に結成された任意団体。

オ　熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

カ　ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟として、熊本市内に所属する３地区（中部地区、東部地区、西部地区）１６師団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

キ　ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会

熊本県支部内の団を統轄し、ガールスカウト運動の推進と発展に尽くすことを目的とした団体。

（２）児童育成クラブ

目　　的	放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校１～３年の児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。
開　設　日	４月１日～翌年３月３１日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）
開設時間	平日：児童の下校時間～午後６時 土曜日及び長期休業中：午前８時３０分～午後６時
指　導　員	４６３名（平２３．３．３１現在）
巡回指導員	７名（平２３．３．３１現在）
開設状況	８８箇所　４，０３７名（平２３．３．３１現在）

（３）青少年センター

設置主体	熊本市
所　在　地	新屋敷１丁目１８番２８号
構　　造	鉄筋コンクリート３階建
敷地面積	８５１．７０㎡
建物面積	１，１１５．15㎡
着　　工	昭和４５年９月１２日
完　　成	昭和４６年３月３１日
開　　館	平成１６年９月３０日で中央勤労青少年ホームを廃止し、平成１７年４月１日から青少年センターとして使用
建　設　費	６４，４３７千円

ア　業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ　青少年指導員

（平成23年度）

区　　分	内　　訳	人　員（人）
民　　間	校区青少年健全育成協議会の推薦	226
学　　校	小学校　中学校　高等学校　専修学校の推薦	292
計		518

ウ　指導状況

① 実施状況

街頭指導実施状況＼年度	18	19	20	21	22
年間街頭指導実施回数（回）	726	748	732	787	806
従事した青少年指導委員延人員（人）	3,725	3,917	3,839	4,049	4,273
指導した青少年の総数（人）	3,498	4,150	4,613	6,341	6,140

② 学職別・行為別指導状況

（単位　人）

学職別	行為別＼年度	喫　煙	怠　学	遊技施設内声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小学生	20	－	－	75(31)	0(0)	317(88)	262(115)	654(234)
	21	－	－	64(29)	5(1)	565(169)	215(41)	849(240)
	22	－	1(0)	147(33)	0(0)	441(117)	165(48)	754(198)
中学生	20	5(1)	0(0)	505(201)	32(13)	332(133)	72(30)	946(378)
	21	10(2)	5(1)	758(332)	40(8)	292(100)	163(73)	1,268(516)
	22	3(0)	11(6)	909(313)	30(6)	238(86)	136(62)	1,327(473)
高校生	20	12(0)	26(24)	1,942(1,035)	155(63)	251(130)	110(82)	2,496(1,334)
	21	30(2)	39(35)	2,906(1,603)	177(52)	245(111)	260(188)	3,657(1,991)
	22	13(3)	65(49)	2,878(1,455)	197(106)	200(68)	232(173)	3,585(1,854)
その他	20	36(9)	3(2)	249(132)	120(48)	46(11)	63(24)	517(226)
	21	42(18)	2(1)	295(156)	125(32)	43(23)	60(29)	567(259)
	22	18(10)	0(0)	322(169)	74(16)	27(9)	33(17)	474(221)
計	20	53(10)	29(26)	2,771(1,399)	307(124)	946(362)	507(251)	4,613(2,172)
	21	82(22)	46(37)	4,023(2,120)	347(93)	1145(403)	698(331)	6,341(3,006)
	22	34(13)	77(55)	4,256(1,970)	301(128)	906(280)	566(300)	6,140(2,746)

注（　）内数字は女子……再掲

エ　小学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ　家庭環境づくりの啓発事業（青少年健全育成懇談会）

“非行防止は家庭から”“家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

（４）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の１０児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名　　称	西原公園児童館
所　在　地	九品寺４丁目２４番４号
開設年月日	昭和５３年８月１日
構　　造	鉄筋３階建
敷地面積	６，３８６㎡（西原公園面積）
建物面積	３２０．８６㎡（昭和５６年度増築）
着　　工	昭和５３年１月４日
完　　工	昭和５３年７月１１日
建　設　費	５２，５８５千円

※　東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、市民センターの項に一括記載

（５）勤労青少年ホーム

主として１５歳から２９歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座、クラブを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

所　在　地	鶴羽田２丁目１３番１０号
構　　造	鉄筋コンクリート２階建
敷地面積	２，５２７．１７㎡
建物面積	７５６．５０㎡
着　　工	平成元年８月２５日
完　　成	平成２年３月２５日
開　　館	平成２年４月１日
建　設　費	２６２，０２８千円
利用状況	６，５８９人（平成２２年度実績）

３　障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ臨床心理士、言語聴覚士等の専門家による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開　　所　　平成２０年４月１日
所　在　地　　大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２Ｆ

相談支援延べ数（平成 22 年度）　　（単位　件）

対象者／支援区分	乳幼児	小学生	中学生	その他	合　計
電話相談	872	486	107	24	1,489
来所相談	2,236	792	73	2	3,103
訪問相談	59	61	9	0	129
グループ活動	686	0	0	0	686
小集団親の会支援	119	10	0	0	129
子育て安心親支援活動	241	140	1	0	382
子育てスマイル相談活動	300	0	0	0	300
合　計	4,513	1,489	190	26	6,218

子
未

４　児童相談所

設　　置　　平成２２年４月１日

所　在　地　　熊本市大江４丁目２番６０号

規模・構造　　２階建・プレハブ造

延床面積　　４９７．５２㎡

敷地面積　　７３３㎡

目　　的　　子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。

事業内容

・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
・里親の登録等
・児童措置費負担金の認定
・障害児施設給付費等の支給決定
・児童の療育手帳に係る判定
・児童の一時保護

児童相談対応件数

相談種別		平成 22 年度 対応件数
養護相談	児童虐待相談	420 件
	その他の養護相談	170 件
障害等相談		697 件
	療育手帳判定件数	499 件
非行相談		128 件
育成相談	性格行動相談	88 件
	不登校相談	43 件
	適性相談	1 件
	育児・しつけ相談	9 件
その他の相談		138 件
計		1,694 件

５　子育て支援（子育て支援課・保育幼稚園課）

保健医療技術の進歩により、母子保健の水準は向上したが、一方で生活習慣病の若年化、児童虐待など、子どもの成長をめぐる新たな問題も生じている。加えて核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会での子育て機能が低下し、子育ての困難さが増している。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要である。そこで、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めていく。

なお、平成２０年４月から教育委員会が所管していた幼稚園に関する管理運営業務（人事、指導等を除く）を一元化（補助執行）した。

（１）乳幼児医療費助成

対　象　者　　就学前の乳幼児が対象（ただし、入院については小学校3年生までの児童が対象　H22.10月改正）

受給資格者　　本市の住民基本台帳等に記されている者で、現に居住している乳幼児を養育する者

所得制限　　なし

実施状況　　件　数　　８３４，４０４件（平成２２年度）

助成額　１，３７９，８５１千円

（２）母子医療給付状況

区分 ＼ 年度		18	19	20	21	22
養育医療給付事業	実人員	250	230	257	280	282
	延日数	10,035	11,380	10,338	10,842	10,369
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	1	0	0	2	0
	延日数	21	0	0	33	0
自立支援医療（育成医療）事業	実人員	292	265	273	287	338
	延日数	1,352	6,131	5,803	4,511	5,184
小児慢性特定疾患治療研究事業	実人員	676	631	715	632	690
	延日数	13,085	13,307	13,852	16,833	18,644
療育医療給付事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	159	395	463	485	580

（３）母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を５回から１４回へ拡大した。

ア　保健指導状況

（単位　人）

区分＼年度		18	19	20	21	22
妊娠の届出受理数		6,876	6,959	7,426	7,548	7,580
保健指導（健康相談）	妊　　婦	5,969	6,476	5,541	7,076	8,063
	産　　婦	327	831	274	1,076	998
	乳　　児	5,674	6,325	6,008	6,407	7,611
	幼　　児	6,334	8,052	7,525	8,806	9,382
	思　春　期	87	70	18	78	73
	そ　の　他	624	665	566	1,301	1,020
健康教育	思　春　期	527	2,054	606	1,907	2,519
	両（母）親学級	1,270	1,141	1,437	930	767
	育児学級（乳児期）	14,819	12,448	11,350	12,889	12,760
	育児学級（幼児期）	24,913	18,693	23,187	18,007	18,807
	そ　の　他	9,408	15,673	9,322	5,874	7,699
訪問指導	妊　　婦	119	125	92	76	175
	産　　婦	4,549	4,529	4,083	4909	5,253
	新　生　児	276	177	333	320	285
	未　熟　児	658	611	572	487	593
	乳　　児	4,277	4,475	3,600	4,541	5,197
	幼　　児	1,377	1,996	1,519	1,286	2,552
	そ　の　他	879	1,085	796	466	807

イ　健康診査状況

（単位　人）

区分＼年度			18	19	20	21	22
医療機関委託分	妊　婦	一　般	12,847	13,114	34,910	32,704	88,222
		精　密	1,973	1,696	1,630	1,465	1,551
		B型肝炎	6,541	6,694	7,763	7,425	7,390
		歯　科	430	513	663	661	877
	3か月児	一　般	6,484	6,543	6,667	6,276	6,640
	7か月児	一　般	6,142	6,350	6,407	6,410	6,382
保健福祉センター・総合支所実施分	妊　　婦	歯　科	3,417	3,243	3,026	4,425	3,143
	3か月児	一　般	－	－	56	58	524
	7か月児	一　般	－	－	50	67	316
	1歳6か月児	一　般	6,372	6,156	6,345	6,540	7,036
		歯　科	6,365	6,157	6,339	6,540	7,032
		精　密	122	123	92	130	119
	3歳児	一　般	6,152	6,180	6,192	6,276	6,735
		歯　科	6,145	6,171	6,186	6,276	6,730
		精　密	249	275	314	897	680

（４）地域子育て支援事業

地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉　地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実　　績〉

年　度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
18	6	2	49,642
19	8	2	61,238
20	9	7	75,356
21	10	12	74,408
22	10	10	106,855

（５）子ども手当給付事業

〈内　　容〉

中学校３年生（１５歳到達後の３月３１日）までの子どもの養育者へ子ども１人につき月額１３，０００円を支給

（平成23年2月末現在）

区　分	被用者	非被用者	合　　計
人　数	70,411	26,522	96,933

（６）子育て支援事業

ア　子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉　保護者が仕事等の理由で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。また、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に一定期間保護する制度。

①　ショートステイ事業

〈事業内容〉　保護者が疾病や仕事の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において一定期間預かる制度。利用期間は原則７日以内。

〈実　　績〉

年　度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
18	83	888
19	74	638
20	50	413
21	56	382
22	88	623

② トワイライトステイ事業

〈事業内容〉　保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実　　績〉

年　度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
18	40	290
19	35	142
20	19	52
21	10	25
22	24	88

イ　病児・病後児保育事業

〈目的・事業内容〉　小学校３年生までの病気の回復期に至らない場合で、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

〈実　　績〉

年　度	実施施設数	延べ利用者数
18	4	2,264
19	4	2,669
20	4	2,495
21	5	2,678
22	6	3,686

ウ　産後ホームヘルプサービス事業

〈目的・事業内容〉　出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実　　績〉

年　度	利用者数（実人員）	延べ利用回数
18	66	923
19	66	866
20	59	695
21	62	831
22	101	1,093

エ　ファミリー･サポート･センター＜熊本＞事業

〈目的・事業内容〉　ファミリー･サポート・センター<熊本>は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実　　績〉

年　度	18	19	20	21	22
会員数（人）	3,492	3,762	4,092	3,576	3,274
活動件数（件）	4,763	5,531	6,264	4,990	4,290

オ　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

〈目的・事業内容〉　生後４か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成２２年１月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、地域支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実　　績〉

年度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員（民生委員等）	育児支援（直営）	育児支援（委託）	合計	
21	6,851	125	1,196	3,223	4,544	66.3
22	7,150	1,449	2,322	2,321	6,092	85.2

※対象件数については、出生数
※訪問件数について、生後４か月未満になるまでに訪問を行った件数

（７）ひとり親家庭支援事業

ア 母子自立支援員の設置

母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立のための相談指導及び母子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ　ひとり親家庭等医療費助成

対　象　者　　市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童

所 得 制 限　　児童扶養手当の所得制限に準じる

実 施 状 況　　件 数　　６０，３５４件

経 費　　２６４，４９８千円　　（平成２２年度）

ウ　児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数　　（平23年3月末現在）

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世　帯	7,070	71	811	18	15	299	8,284

（注）児童１人　月額　41,550 円（全部支給の場合）　　第２子加算　　5,000 円
　　月額　41,540 円～9,810 円（一部支給の場合）　第３子以降加算　3,000 円

エ　母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業（母子家庭自立支援教育訓練給付・母子家庭高等技能訓練促進費給付）を行っている。

（平成２２年度実績）　母子家庭自立支援教育訓練給付　　６人
　　母子家庭高等技能訓練促進費給付　　９７人

オ　ひとり親家庭児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童に対して、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなるように、気軽に相談することができる大学生等（児童訪問援助員）を派遣している。

（実　　績）　　（開始年度　平成１９年度）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
登録児童数	47	39	22	14
派遣件数	29	35	29	9
訪問員登録数	115	64	46	39

（８）母子寡婦福祉資金貸付事業

母子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。　　（平成２２年度実績）　５０８件　　２０１，２９８千円

（９）乳幼児ママ･パパ教室事業

乳幼児を持つ保護者に家庭教育のあり方、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等、家庭教育についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成２２年度実績）　２２２回　講師派遣

また、３歳児の保護者を対象に子育て支援情報を提供するためにカレンダータイプの冊子「ひごっこすくすくカレンダー」を作成・配布している。また小児科医療機関等に子育て支援情報を掲載した「ひごっこすくすくマップ」を作成し、掲示している。

（平成２２年度実績）　作成部数　カレンダー９，０００部、マップ１，０００部

（１０）施　　設

ア　助産施設（子育て支援課）

（平23.4.1現在）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員（床）
市民病院	熊本市	馬場憲一郎	湖東1丁目1番60号	平18. 1	10
慈恵病院	医療法人	蓮田太二	島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	東　大弼	長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福田病院	医療法人社団	福田　稠	新町2丁目2番6号	〃	2

イ　母子生活支援施設（子育て支援課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員（世帯）
熊本市大江荘	社会福祉法人	川野　尚子	大江6丁目1番50号	昭26. 8	18
はばたきホーム	〃	嶋村聖子	壺川2丁目1番57号	昭23.10	20

ウ　乳児院（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐国英	本荘2丁目3番8号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	鵜川弘行	神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ　児童養護施設（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	西浦健輔	神水1丁目14番1号	昭27. 4	90
菊水学園	〃	松本孝一郎	渡鹿5丁目9番12号	昭25.10	80
藤崎台童園	〃	尾里裕子	古京町3番5号	昭24. 3	70
龍山学苑	〃	上村宏渕	龍田6丁目3番60号	昭23.10	50

オ　知的障害児施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	福山千熊	清水新地1丁目3番1号	昭38.12	80
大江学園	〃	塘林敬規	渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
なでしこ園	〃	植田しげ子	白藤3丁目2番71号	平16. 4	（通園）30
三気の家	〃	田之上あかね	室園町20番40号	平 6. 4	（通園）24

カ　児童自立支援施設

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清水が丘学園	熊本県	木村広幸	打越町38番1号	明42. 4	50

キ　盲ろうあ児施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本ライトハウス	社会福祉法人	山口初子	新生1丁目23番11号	昭28. 7	盲児　5 ろうあ児14

子
未

ク　婦人相談所（地域保健福祉課）　（平23.4.1現在）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	許可年月	定員（世帯）
熊本県女性相談センター	熊　本　県	高 嶋 裕 治	長嶺南2丁目3番3号	昭32．8	――

ケ　難聴幼児通園施設（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	丸 内 春 美	長嶺南2丁目3番3号	昭56．4	36

コ　重症心身障害児施設（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	許可年月	定員
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	興 梠 ひ で	画図町重富字餅溝575番地	平6.10	80

サ　母子福祉施設（子育て支援課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　在　地	開設年月	定員
熊本市母子福祉センター	社会福祉法人 NPO法人 共同企業体	木 山 俊 夫	水前寺4丁目47番50号	昭60．6	――

（１１）特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉　不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（平成１６年度開始）

・１回１５万円まで、１年度あたり２回まで助成。（ただし、１年目のみ３回まで。）

・通算５年度（継続・隔年にかかわらず）通算１０回を限度に支給。

〈実　　績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
18	159	15,562
19	395	38,279
20	463	44,711
21	485	65,132
22	580	78,036

（１２）公立保育所管理運営及び私立保育所運営支援事業

児童福祉法の改正（平成１０年４月施行）により、保育所への入所が市町村の措置という「行政処分」から保護者が希望する保育所を選択し、市町村は入所が可能なときは、入所を承諾する「利用契約」へと移行した。熊本市では、これに伴い、従来行政だけで行っていた申込受付を各保育所においても行うこととした。

ア　保育所入所状況（市外委託分除く）

（平23.4.1現在）

年度	公私立別	定員	入所児童数	入所率（%）	待機児童数
19	公立	1,755	1,721	98.1	1
	私立	10,345	10,983	106.2	7
	計	12,100	12,704	105.0	8
20	公立	1,675	1,588	94.8	0
	私立	10,655	11,237	105.5	6
	計	12,330	12,825	104.0	6
21	公立	1,675	1,643	98.1	0
	私立	11,085	11,680	105.4	7
	計	12,760	13,323	104.4	7
22	公立	2,035	2,005	98.5	0
	私立	12,425	13,211	106.3	1
	計	14,460	15,216	105.2	1
23	公立	2,035	2,022	99.4	0
	私立	12,950	13,747	106.2	1
	計	14,985	15,769	105.2	1

※入所率（%）＝入所児童数÷定員×100

イ　年齢別保育所入所状況

（平23.4.1現在）

区分	保育所数	定員	年齢別入所児童数					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立	23	2,035	122	309	368	402	417	404
私立	130	12,950	897	2,255	2,492	2,672	2,754	2,677
計	153	14,985	1,019	2,564	2,860	3,074	3,171	3,081

ウ　保育所

公立

（平23.4.1現在）

施設名	定員	職員数			所在地
		保育士	その他	計	
1 本荘保育園	130	14	2	16	本荘6丁目
2 横手 〃	100	11	2(1)	13	横手2丁目
3 白山 〃	90	9	2	11	白山2丁目
4 京塚 〃	110	11	2	13	尾ノ上3丁目
5 京町台 〃	100	11	2	13	池田1丁目
6 城東 〃	120	13	4	17	水道町
7 池上 〃	90	9	2	11	池上町
8 小島 〃	60	6	2	8	小島7丁目
9 春日 〃	90	9	2	11	春日3丁目
10 大江 〃	60	6	2(1)	8	大江6丁目
11 清水 〃	90	9	2	11	清水本町
12 中島 〃	45	7	2	9	沖新町
13 幸田 〃	90	8	2	10	良町2丁目
14 健軍保育園	110	11	2(1)	13	健軍2丁目
15 黒髪乳児 〃	60	6	2	8	黒髪2丁目
16 麻生田 〃	100	11	2	13	麻生田4丁目
17 梶尾 〃	60	6	2	8	梶尾町
18 西里 〃	110	10	2	12	硯川町
19 五丁 〃	60	7	2	9	貢町
20 山本 〃	70	8	2	10	植木町清水
21 豊田 〃	20	9	2	11	植木町豊田
22 田底 〃	90	9	2	11	植木町正清
23 菱形 〃	80	8	2	10	植木町上古閑
計　23カ所	2,035	208	48	256	

（　）内は、再任用職員再掲。

私　立

（平23.4.1現在）

	施設名	定員	職員数 保育士	職員数 その他	職員数 計	所在地
1	白羊保育園	90	15	6	21	島崎3丁目
2	黒髪幼愛園	200	26	5	31	黒髪2丁目
3	愛光幼児園	60	13	11	24	新大江2丁目
4	城高保育園	90	18	4	22	城山大塘2丁目
5	みのり 〃	60	10	5	15	本荘3丁目
6	双葉 〃	90	16	3	19	本荘2丁目
7	誠櫻幼愛園	120	13	4	17	春日6丁目
8	友愛会保育園	90	14	4	18	壺川2丁目
9	聖母幼愛園	90	16	4	20	南町
10	のぞみ保育園	100	18	4	22	若葉2丁目
11	ひかり幼児園	90	17	5	22	大江2丁目
12	ひばり保育園	120	20	4	24	山ノ内1丁目
13	旭 〃	150	17	5	22	近見6丁目
14	ひまわり 〃	60	14	4	18	新大江1丁目
15	かっぱ 〃	180	27	9	36	保田窪1丁目
16	マリア幼愛園	90	15	4	19	水前寺4丁目
17	報徳保育園	90	17	4	21	池田2丁目
18	おぜき 〃	90	14	6	20	下南部2丁目
19	瑩光 〃	60	10	5	15	花園6丁目
20	若葉幼愛園	60	11	4	15	上代2丁目
21	かおる保育園	90	17	5	22	中 島 町
22	ふわわ 〃	120	21	6	27	桜木1丁目
23	藤崎台 〃	60	11	5	16	古 京 町
24	有明 〃	50	11	3	14	小島下町
25	きらら 〃	150	25	6	31	清水新地2丁目
26	仁愛幼育園	210	33	13	46	薄場1丁目
27	ぎんなん保育園	90	15	4	19	京塚本町
28	川尻 〃	90	14	8	22	川尻5丁目
29	つぼみ 〃	120	14	5	19	国府本町
30	シオン 〃	120	18	5	23	新町4丁目
31	仁愛乳児園	50	16	4	20	春日4丁目
32	すぎのこ保育園	90	13	5	18	二本木4丁目
33	木の実 〃	90	15	4	19	西原2丁目
34	天使の園 〃	60	12	3	15	渡鹿1丁目
35	きよめ 〃	90	26	7	33	国府2丁目
36	くほんじ 〃	150	28	10	38	八王寺町
37	はけみや 〃	60	10	3	13	高平3丁目
38	画図 〃	60	11	5	16	下江津2丁目
39	二岡 〃	150	18	6	24	戸島3丁目
40	広福 〃	120	16	6	22	長嶺東5丁目
41	供合 〃	120	20	7	27	上南部3丁目
42	小山 〃	150	21	6	27	小山2丁目
43	そよかぜ 〃	130	16	4	20	南高江1丁目
44	第二桜ケ丘 〃	120	20	7	27	世安町
45	本妙寺 〃	130	20	5	25	花園4丁目
46	くすの実 〃	120	13	6	19	楠4丁目
47	帯山 〃	120	20	5	25	月出2丁目
48	大光 〃	110	19	8	27	画図町所島
49	千草 〃	90	15	3	18	平成3丁目
50	こずえ 〃	120	22	6	28	新土河原1丁目
51	光輪 〃	90	21	3	24	沼山津4丁目
52	つくし 〃	45	13	3	16	花園5丁目
53	エンゼル 〃	120	31	10	41	佐土原1丁目
54	城山 〃	150	23	6	29	上代6丁目
55	やまびこ 〃	50	12	5	17	尾ノ上2丁目
56	こまどり 〃	120	15	5	20	八反田2丁目
57	むつみ 〃	120	21	9	30	楠１丁目
58	第二森下 〃	90	14	4	18	近見7丁目
59	さくらぎ〃	90	11	4	15	花立3丁目
60	武蔵ケ丘〃	150	19	6	25	武蔵ケ丘5丁目
61	ひむき 〃	120	17	5	22	戸島7丁目
62	御幸こばと〃	120	18	5	23	御幸笛田7丁目
63	田迎 〃	90	14	5	19	良町1丁目
64	さつきケ丘〃	100	22	5	27	龍田1丁目
65	第ニエンゼル〃	120	24	6	30	榎町
66	熊本すみれ〃	90	14	3	17	池亀町
67	やまなみ 〃	210	36	4	40	戸島西2丁目
68	せきれい 〃	90	16	6	22	健軍5丁目
69	松尾 〃	60	10	4	14	松尾町上松尾
70	愛 〃	90	14	4	18	近見3丁目
71	熊本日の出〃	120	21	7	28	桜 木3丁目
72	こじか 〃	60	13	4	17	南高江7丁目
73	清水ヶ丘 〃	90	16	5	21	兎谷１丁目
74	第二画図 〃	60	12	4	16	出水4丁目
75	出仲間 〃	150	22	7	29	出仲間3丁目
76	なぎさ 〃	90	19	5	24	江津1丁目
77	しらふじ 〃	150	23	6	29	白藤3丁目
78	あゆみ 〃	90	17	4	21	武蔵ケ丘1丁目
79	カトレア 〃	90	17	6	23	若葉6丁目
80	上ノ郷 〃	90	17	3	20	上ノ郷１丁目
81	木の葉 〃	130	22	8	30	石原2丁目
82	たつだ 〃	120	27	5	32	龍田弓削2丁目
83	つばめ 〃	180	32	7	39	長嶺南7丁目
84	日吉 〃	120	21	7	28	十禅寺2丁目
85	にれのき 〃	70	12	3	15	楡木5丁目
86	力合さくら〃	150	31	6	37	合志3丁目
87	リズム幼育園	150	22	5	27	御幸笛田3丁目
88	まんごく保育園	90	20	6	26	清水万石4丁目
89	月出 〃	90	14	4	18	月出6丁目
90	熊本夜間 〃	45	11	6	17	新市街
91	ひでみ 〃	240	38	7	45	鶴羽田3丁目
92	北部中央 〃	90	16	5	21	西梶尾町
93	やまばと 〃	90	21	6	27	御領2丁目
94	芳野 〃	50	16	9	25	河内町岳
95	たちばな 〃	75	11	3	14	河内町河内
96	河内からたち〃	40	7	5	12	河内町河内
97	畠口みのり〃	50	11	3	14	畠口町
98	熊本藤富 〃	90	18	10	28	護藤町
99	リリー 〃	45	8	4	12	並建町
100	飽田東 〃	90	19	3	22	砂原町
101	モロナイ 〃	90	19	9	28	八分字町
102	中緑 〃	45	10	3	13	美登里町
103	銭塘 〃	80	12	3	15	銭塘町
104	奥古閑〃	45	8	3	11	奥古閑町
105	海路口 〃	60	12	3	15	海路口町
106	川 口 〃	90	11	3	14	川口町
107	帯山のぎく 〃	90	14	4	18	帯山4丁目
108	こぐま 〃	160	26	6	32	四方寄町
109	寺原 〃	60	12	5	17	坪井5丁目
110	わらべ 〃	120	21	6	27	新南部2丁目
111	さくらんぼ〃	90	18	11	29	広木町
112	水前寺 〃	80	14	5	19	水前寺公園
113	出水南 〃	90	15	5	20	出水6丁目
114	浄法たから〃	120	16	6	22	富合町木原
115	第一幼育園	120	21	6	27	富合町小岩瀬
116	雁回まこと保育園	90	16	4	20	富合町新
117	田原児童園	80	12	5	17	植木町富応
118	蓮の実保育園	90	16	4	20	植木町滴水

私　立

（平23.4.1現在）

施　設　名	定員	職　員　数			所　在　地
		保育士	その他	計	
119　桜ヶ丘保育園	90	18	6	24	植木町滴水
120　山東　〃	90	26	6	32	植木町有泉
121　喜育　〃	90	14	4	18	植木町一木
122　大和　〃	60	9	3	12	植木町大和
123　和幸　〃	60	15	4	19	植木町平野
124　城南慈光　〃	60	12	3	15	城南町坂野
125　城南ふたば　〃	70	16	5	21	城南町丹生宮
126　和光　〃	120	16	4	20	城南町隈庄
127　くすのき　〃	120	20	4	24	城南町六田
128　小木　〃	120	22	4	26	城南町塚原
129　城南こばと　〃	60	14	3	17	城南町鰐瀬
130　ピッコリー　〃	90	13	3	16	新南部3丁目
計130カ所	12,950	2,238	675	2,913	
公私立計153カ所	14,985	2,446	723	3,169	

エ　助　成

① 助成金支出状況（平成２３年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	年額	９２，１００千円
熊本市保育園連盟助成金	年額	６，３９２千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	年額	３１，３１４千円
地域活動事業費補助金	年額	７，４９０千円
産休等代替職員費補助金	年額	９，９００千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	年額	６４７，１００千円
私立保育所休日保育事業補助金	年額	５９２千円

② 認可外保育施設助成

助成内容　園児賠償責任保険料
職員研修費
児童の健康診断実施のための嘱託医手当の助成
職員の健康診断実施のための経費助成
薬品・衛生材料等の購入経費
調理担当職員の検便経費
防災設備の整備、安全確保及び衛生管理に必要な備品購入経費

助成状況　１７，５００千円（平成２３年度予算）

オ　保育所徴収金基準額（抜粋）

（平23.4.1現在）

世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
第　1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯		0円	0円
第　2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,500円	3,000円
第　3		市町村民税課税世帯	11,500円	8,200円
第4－1	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	16,000円	12,500円
第4－2		10,000円以上40,000円未満	25,500円	22,000円
第　5		40,000円以上103,000円未満	34,500円	29,000円
第　6		103,000円以上413,000円未満	47,000円	30,000円
第　7		413,000円以上	51,000円	32,000円

旧富合町徴収金基準額表

（平23.4.1現在）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	0円
(B)	A階層及びD1階層からD12階層までを除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及びその他の世帯に限る。)		5,000円	4,000円	4,000円
B	A階層及びD1階層からD12階層までを除き前年度分の市町村民税非課税世帯((B)以外の世帯に限る。)		10,000円	8,000円	8,000円
C1	A階層及びD1階層からD12階層までを除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	13,000円	10,000円	10,000円
C2		所得割の額が5,000円未満	15,000円	12,000円	12,000円
C3		所得割の額が5,000円以上	17,000円	13,000円	13,000円
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	19,000円	15,000円	15,000円
D2		3,000円以上　12,000円未満	20,000円	16,000円	16,000円
D3		12,000円以上　23,000円未満	21,000円	18,000円	18,000円
D4		23,000円以上　39,000円未満	23,000円	20,000円	20,000円
D5		39,000円以上　56,000円未満	25,000円	22,000円	21,000円
D6		56,000円以上　73,000円未満	28,000円	25,000円	23,000円
D7		73,000円以上　89,000円未満	30,000円	27,000円	24,000円
D8		89,000円以上 114,000円未満	32,000円	29,000円	24,000円
D9		114,000円以上 147,000円未満	35,000円	29,000円	24,000円
D10		147,000円以上 181,000円未満	38,000円	29,000円	24,000円
D11		181,000円以上 413,000円未満	38,000円	29,000円	24,000円
D12		413,000円以上	38,000円	29,000円	24,000円

旧城南町徴収金基準額表　　（平23.4.1現在）

<table>
<tr><th colspan="3">各月初日の児童の属する世帯の階層区分</th><th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th></tr>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="2">定　　義</th><th>3歳未満児</th><th>3歳以上児</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>(B)</td><td colspan="2">A階層及びD1階層からD12階層までを除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及びその他の世帯に限る。)</td><td>4,500円</td><td>4,000円</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="2">A階層及びD1階層からD12階層までを除き前年度分の市町村民税非課税世帯((B)以外の世帯に限る。)</td><td>9,000円</td><td>8,000円</td></tr>
<tr><td>C1</td><td rowspan="3">A階層及びD1階層からD12階層までを除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>均等割の額のみ
(所得割の額のない世帯)</td><td>12,000円</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>C2</td><td>所得割の額が5,000円未満</td><td>14,000円</td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>C3</td><td>所得割の額が5,000円以上</td><td>15,000円</td><td>12,000円</td></tr>
<tr><td>D1</td><td rowspan="12">A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>3,000円未満</td><td>17,000円</td><td>13,000円</td></tr>
<tr><td>D2</td><td>3,000円以上　10,000円未満</td><td>19,000円</td><td>16,000円</td></tr>
<tr><td>D3</td><td>10,000円以上　20,000円未満</td><td>21,000円</td><td>18,000円</td></tr>
<tr><td>D4</td><td>20,000円以上　30,000円未満</td><td>23,000円</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>D5</td><td>30,000円以上　40,000円未満</td><td>26,000円</td><td>23,000円</td></tr>
<tr><td>D6</td><td>40,000円以上　60,000円未満</td><td>29,000円</td><td>25,000円</td></tr>
<tr><td>D7</td><td>60,000円以上　80,000円未満</td><td>32,000円</td><td>27,000円</td></tr>
<tr><td>D8</td><td>80,000円以上 103,000円未満</td><td>32,000円</td><td>27,000円</td></tr>
<tr><td>D9</td><td>103,000円以上 150,000円未満</td><td>34,000円</td><td>27,000円</td></tr>
<tr><td>D10</td><td>150,000円以上 250,000円未満</td><td>35,000円</td><td>28,000円</td></tr>
<tr><td>D11</td><td>250,000円以上 413,000円未満</td><td>36,000円</td><td>28,000円</td></tr>
<tr><td>D12</td><td>413,000円以上</td><td>37,000円</td><td>28,000円</td></tr>
</table>

※保育料については、適用される基準額表にかかわらず、平成２３年度より、同一世帯の児童のうち第３子以降の３歳未満児の保育料を無料化している。

・旧富合町徴収金基準額表適用者は、合併前よりＤ12階層を除き半額に軽減

・旧城南町徴収金基準額表適用者は、合併前よりＤ12階層を除き無料

（１３）市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア　幼稚園

公　立　　（平23.5.1現在）

施　設　名	定 員	所　在　地
市立　碩台	90	南千反畑町
〃　一新	141	新町１丁目
〃　向山	90	本山４丁目
〃　古町	90	二本木４丁目
〃　川尻	125	川尻４丁目
〃　楠	125	楠３丁目
〃　熊本五福	90	魚屋町１丁目
〃　隈庄	188	城南町宮地
計８ケ所	939	
国立大学法人 熊本大学教育学部附属	160	城東町

私　立　　（平23.5.1現在）

施　設　名	定 員	所　在　地	施　設　名	定 員	所　在　地
九州学院みどり	80	大江５丁目	熊本音楽	280	出仲間６丁目
ルーテル学院	150	黒髪３丁目	出水	220	国府２丁目
信愛女学院	250	上林町	白山	200	菅原町
聖母愛児	140	島崎６丁目	花陵	180	田崎３丁目
ときわ	315	本荘町	第二	240	清水東町
九州音楽	180	水前寺公園	帯山	250	帯山４丁目
坪井	80	内坪井町	西部音楽	155	中原町
湖東	200	湖東１丁目	ルンビニー	150	近見２丁目
熊本学園大学付属敬愛	140	大江２丁目	暁	120	島崎５丁目
九州音楽京塚	410	尾ノ上１丁目	さくら	320	長嶺南１丁目
湖東第二	200	健軍３丁目	東海大学付属かもめ	330	帯山７丁目
城北	340	清水新地２丁目	ちぐさ	120	池上町
画図	300	出水８丁目	武蔵ヶ丘	280	武蔵ヶ丘５丁目
西原	400	新南部３丁目	わかくさ	150	南高江７丁目
尚絅大学短期大学部附属	260	楡木６丁目	力合	160	白藤１丁目
第一	280	坪井４丁目	亀の子	120	谷尾崎町
マリア	200	水前寺４丁目	第２さくら体育	300	戸島西7丁目
聖母	200	南町	恵水	255	御幸笛田3丁目
東部	220	花立５丁目	くるみ	240	渡鹿8丁目
王栄	170	九品寺２丁目	大窪	160	大窪3丁目
立田	240	龍田６丁目	城山	195	城山大塘1丁目
高平	240	高平２丁目	ゆたか	160	今町
神水	200	神水１丁目	北部 植木中央	210 340	鹿子木町 植木町舞尾
めぐみ	230	水源２丁目	計 49 ケ所	10,660	
YMCA 水前寺	100	出水３丁目	公私立計 58 ケ所	11,759	

イ　幼稚園就園奨励費

市立幼稚園（８園）　（平成 22 年度）

減　免　条　件		区　　分	減免限度額（円）	対象人数（人）	減免実施額（円）	対象率（%）
表1	生活保護世帯・市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第１子	20,000	39	704,900	5.6
		第２子	49,000	3	147,000	0.4
		第３子以降	78,000	1	75,600	0.1
表2	生活保護世帯・市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第２子	35,000	17	571,700	2.5
		第３子以降	78,000	4	290,800	0.6
合計		園児数(全体)　691 人		64	1,790,000	9.3

私立幼稚園（４９園）　（平成 22 年度）

補　助　条　件			区分	補助限度額（円）	対象人数（人）	補助実施額（円）	対象率（%）
表1	Ⅰ	生活保護世帯	第１子	220,000	5	1,012,000	0.1
			第２子	260,000	0	0	0
			第３子以降	299,000	0	0	0.0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第１子	190,000	564	101,487,900	6.4
			第２子	245,000	72	14,049,900	0.8
			第３子以降	299,000	2	424,000	0.0
	Ⅲ	市民税の所得割額が 34,500 円以下の世帯	第１子	106,000	730	73,503,900	8.3
			第２子	203,000	119	20,803,300	1.4
			第３子以降	299,000	3	572,000	0.0
	Ⅳ	市民税の所得割額が 183,000 円以下	第１子	43,600	2,836	116,867,300	32.3
			第２子	172,000	388	58,047,600	4.4
			第３子以降	299,000	5	1,223,200	0.1
表2	Ⅰ	生活保護世帯	第②子	240,000	3	672,000	0
			第③子以降	299,000	2	296,800	0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第②子	218,000	290	60,504,660	3.3
			第③子以降	299,000	51	11,332,200	0.6
	Ⅲ	市民税の所得割額が 34,500 円以下の世帯	第②子	155,000	370	55,935,900	4.2
			第③子以降	299,000	48	10,279,340	0.5
	Ⅳ	市民税の所得割額が 183,000 円以下の世帯	第②子	108,000	1,505	156,681,200	17.2
			第③子以降	299,000	125	27,185,680	1.4
合計			園児数(全体)8,768 人		7,118	710,878,880	81.2

※小学校１～3 年生に兄姉を有する場合の幼稚園児の最年長者を第②子、次年長者を第③子と表記。
※平成 20 年度から小学校１～3 年生に兄姉を有する場合は優遇措置あり。(表 2)

ウ　私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年　度	18	19	20	21	22
決算額（千円）	46,797	46,797	46,797	46,797	47,665

環境保全

1　環境保全活動の推進　219

2　緑の保全と緑化の推進　224

3　水環境の保全　225

4　ごみ処理　231

5　し尿処理及び浄化槽の普及促進　239

6　環境総合研究所　241

1　環境保全活動の推進（環境企画課）

（１）環境保全

ア　概　　要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取組みを推進するべく、平成７年９月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ　環境基本条例の制定

昭和６３年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ　環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成２３年３月に本市の環境行政のマスタープランとして「第３次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を１０年間として策定されているが、平成２７年度に社会情勢の変化や政令指定都市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等へ対応するため、見直しを行う予定である。

基本理念

・豊かな自然と文化の保全と活用

・環境の変化への対応と適応

・環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり

・環境と経済・社会の調和

・環境文化都市を推進するひとづくり、まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

・豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる

・くまもとの風土を活かした都市をつくる

・環境負荷を抑えた循環型社会をつくる

・地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる

・市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）

・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ　環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

①　市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとして環境フェアを開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。また、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るとともに、レジ袋の削減に向けてスーパーや商店街等とレジ袋削減に関する協定を締結し、レジ袋の無料配布中止を実施するなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

②　事業者の環境配慮促進

事業者に対して「事業所グリーン宣言」事業を実施するとともに、「ＩＳＯ１４００１」や中小事業者が取り組みやすい「エコアクション２１」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取組みを進めている。

③　行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成１４年１０月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ＩＳＯ１４００１」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成２２年４月には、ＩＳＯ１４００１規格に適合していることを自らの責任で決定し、宣言する「自己適合宣言方式」に移行し、環境管理の取り組みを推進してきた。

また、市の全組織を対象範囲として、本市の事務事業に関する温暖化対策の実行計画である「熊本市役所グリーン計画」を平成１３年度に策定。平成２３年度には「第３次熊本市役所グリーン計画」を策定し、引き続き計画の推進に取り組んでいる。

この取り組みにおいて、指定管理者制度の施設を含め、本市の全施設に拡大し、改正された省エネ法等にも一元的に対応できる環境管理とするため、これまでのＩＳＯを踏まえた本市独自の環境管理システムを構築し、平成２３年度より運用を開始している。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成２１年１０月より施行している。

④　地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成２２年３月に「低炭素都市づくり戦略計画」を策定している。また、平成２２年７月には、その推進体制として、学識経験者や事業者、市民団体等からなる「低炭素都市づくり戦略計画推進協議会」を設置し、戦略計画に掲げた事業の進捗管理を行いながら、各主体との連携を図り、計画に掲げた４つの戦略に基づく取組みを着実に推進している。

平成２２年度は、小中学校をはじめとする公共施設１３箇所への太陽光発電システムの設置や住宅用太陽光発電システム設置費の一部助成など、再生可能エネルギーの導入促進に取り組むとともに、市民・事業者の省エネ・省資源に関する実践行動を促進するために、ライフステージ別環境教育カリキュラムの構築や「CO_2ダイエットクラブ」、「事業所グリーン宣言」事業などに取り組んでいる。

⑤　パートナーシップによる環境保全活動の推進

市民、市民活動団体、事業者、市の４つの主体が協働関係を築き、環境保全に対する活発な相互提案や意見交換を行うとともに、各々の環境行動の更なる実践や新たな環境保全に関する協働事業の実施などを行なっている。また、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ　審　議　会

環境審議会（平成６３年１０月発足）

目　　的　　市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委　　員　　２０人（任期２年）

開催回数　　全体会４回　（平成２２年度）

カ　環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和６３年１０月発足）

目　　的　　環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委　　員　　６人（任期２年）

開催回数　　７回（平成２２年度）

キ　公害苦情処理件数

平成２２年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数１４９件と前年度より２割ほど増加した。種類別の割合を見ると、騒音が３８％と最も多く、次いで大気汚染が２１％、水質汚濁が１９％、悪臭が１７％となっている。

苦情の内容は、水質汚濁関係では油流出事故、騒音関係では建築工事、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数（平成 18 年度～平成 22 年度）

種別＼年度	18	19	20	21	22
大気汚染	39	37	41	28	31
水質汚濁	55	56	42	47	29
騒音	45	42	51	30	57
振動	1	3	6	5	4
悪臭	25	23	22	14	26
その他	1	2	1	2	2
計	166	163	163	126	149

ク　公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成２２年度の事前指導件数　４５７件

（２）大気保全

ア　概　　要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、住みよいまちである。

しかし、最近は、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等による大気汚染が新たな問題として顕在化しつつある。このような中、本市では、７カ所の大気汚染測定局（一般環境５局、自動車排出ガス２局）で大気汚染の常時監視を行うとともに、工場や事業場に立入調査等を実施し、ばい煙等の監視指導に努めている。

イ　大気汚染の状況

①　環境基準の達成状況

過去５年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成２２年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素の３項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、全国的に見られるように、例年一般局５局とも環境基準未達成となっている（平成２１年度全国達成率０．１％）。平成１７年度までは「光化学スモッグ注意報」の発令基準である０．１２ｐｐｍを超えたことはなかったが、平成１８年６月に熊本県下で初めて熊本市に光化学スモッグ注意報が発令された。平成２２年度においては、熊本市内で、光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

環境基準達成状況（平成 18 年度～平成 22 年度）

測定項目		二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					光化学オキシダント					一酸化炭素				
環境基準		1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。					1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。					1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.2 mg/m³ 以下であること。					1 時間値が 0.06ppm 以下であること。					1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。				
環境基準による大気汚染の評価		長期的評価					長期的評価					長期的評価					短期的評価					長期的評価				
		1 日平均値の高い方から 2％除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が連続して 0.04ppm を超えないこと。					年間の 1 日平均値の低い方から 98%値が 0.06ppm 以下であること。					1 日平均値の高い方から 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が連続して 0.10 mg /m³ を超えないこと。					1 時間値が 0.06ppm 以下であること。					1 日平均値の高い方から 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が連続して 10ppm を超えないこと。				
年度		18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	錦ヶ丘局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	古町局	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注１　○は環境基準達成、×は環境基準未達成、—は測定機の設置なし
注２　一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

② 対　策

本市の大気汚染の主原因である自動車排気ガスの低減化を図るため、エコドライブや低公害車等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。

ウ　工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ７８９件有り、ばい煙発生施設の９割以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成２２年４月１日現在）。この内、平成２２年度は５４件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の運転、管理状況の確認等を行った。

エ　自動車交通公害防止対策

熊本都市圏における自動車交通に起因する大気汚染や騒音の防止と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成９年度に熊本県と熊本市が共同で策定した「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」（計画年度：平成９年度～平成１７年度）を基に取り組んできたが、この計画期間終了後は、この計画における自動車交通公害防止対策の考え方を踏まえ自動車の騒音常時監視、公用車への低公害車導入、エコドライブ、自転車利用促進等の取組みを進めている。

① 現　況

二酸化窒素については、例年、環境基準（０．０６ｐｐｍ以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成１８年度から５カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（約１２０区間）を実施した。

② 対　策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発、公共交通機関や自転車の利用促進等の取組みを推進する。

オ　有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成２２年度は都市中心部及び固定発生源周辺の９地点において、夏期と冬期の年２回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったが、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、廃棄物焼却炉施設に対しては、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内２地点でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物と水銀等の重金属類など１７種類、また、市内１地点で揮発性有機化合物の９種類の有害大気汚染物質について毎月１回測定を行い、モニタリングを実施している。平成２２年度の結果は、３地点とも環境基準等達成していた。

２　緑の保全と緑化の推進（緑保全課）

（１）概　　要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和４７年１０月２日）以来、すでに３９年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年３月２８日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成１７年３月に策定した「熊本市緑の基本計画」、平成２１年３月に策定した「第６次総合計画」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

（２）緑の保全と緑化の推進に関する事業体系図

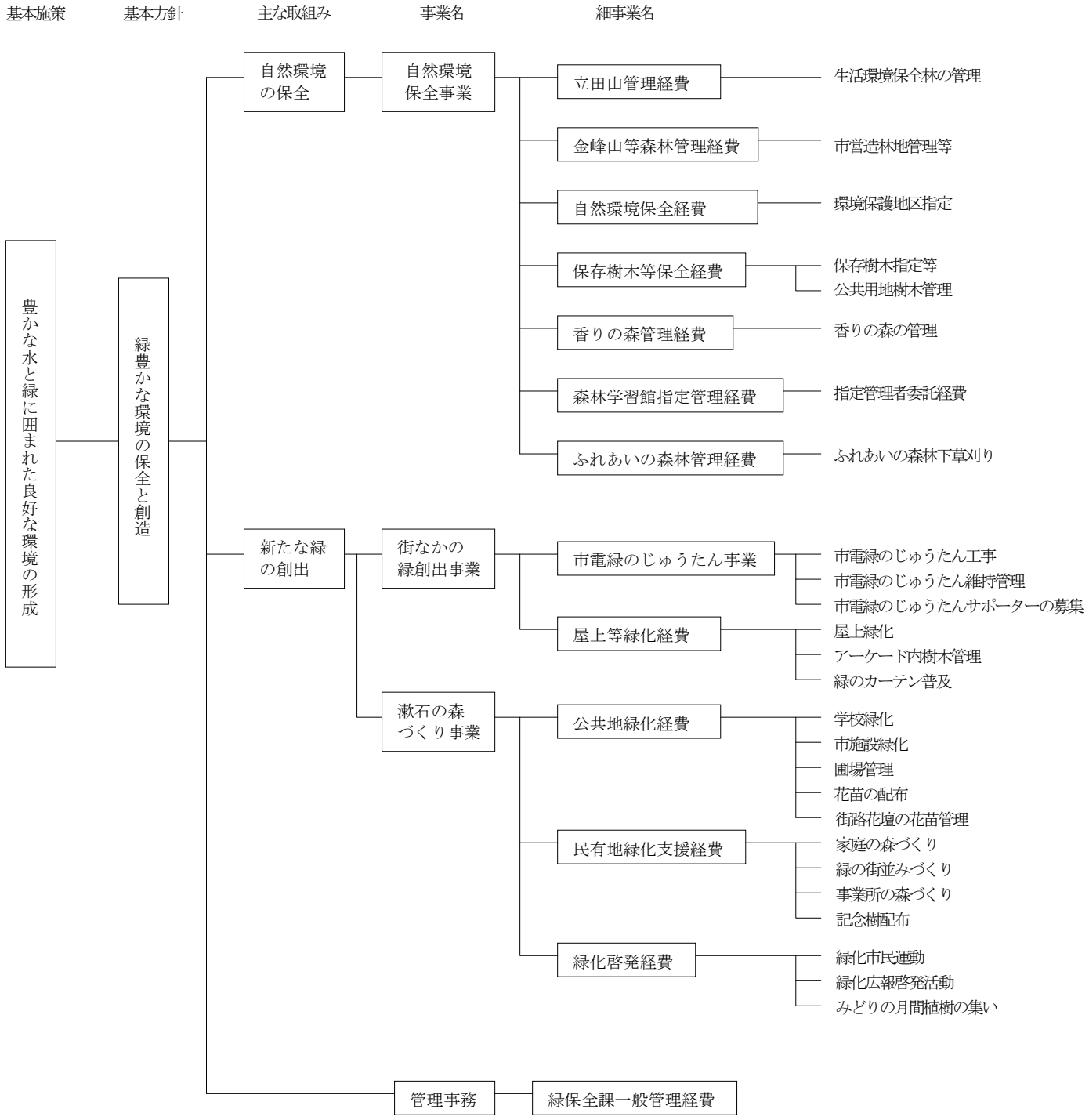

（３）事業実施状況　　(平成22年度)

事業名		事業概要	備考
自然環境保全事業	立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）	１５０ha
	金峰山等森林管理	市営造林地管理、「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	
	自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用	環境保護地区数　14ヵ所 開発行為事前協議数　97件
	保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数　619本
	香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	4.1ha
	森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数　3,727人
	ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーディキャンプ開催	ファミリーディキャンプ参加者　74人
街なかの緑創出事業	市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷に芝を植栽し、新たな緑の空間を創出する。サポーター制度により寄附を募り、事業の維持管理を図る。	辛島町電停から水道町電停間の測量・設計・調査 寄附金額　12,167,509円
	屋上等緑化	屋上やベランダの緑化への補助、市電軌道敷プランター花植栽、下通アーケード内樹木の管理	市電軌道敷プランター　35基
漱石の森づくり事業	公共地緑化	新設・未整備の学校や市施設の植栽等、地域・市施設等に花苗の配布（メランポジウム・パンジー等）、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理、城山・花園圃場の管理	学校緑化工事ヶ所　6ヵ所 市施設緑化工事ヶ所　5ヵ所 花苗配布（自治会等）1,862団体
	民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助	家庭の森づくり補助　90件 緑の街並みづくり補助　29件 事業所の森づくり補助　14件 記念樹配布本数　1,136本
	緑化啓発	「みどりの月間」を記念して植樹の集いを実施 市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランティアの育成、緑の募金運動の促進等	白川中学校　290名参加 緑化市民運動　17ヵ所

３　水環境の保全（水保全課）

（１）概　　要

本市は、７３万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和５１年３月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和５２年９月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成１６年３月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成２２年３月には「第２次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。更に、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成２０年７月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣１１市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成２０年６月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取組みが評価され、第１０回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同年６月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成２１年３月に、従来の熊本市地下水量保全プランを見直し、熊本市地下水保全プランを策定し、水量と水質の両面から、市民や事業者等と一体となって地下水保全に取り組んでいるところである。

（２）水量の保全

ア　節水市民運動の推進

平成１６年度から、市民協議で家族での節水に取り組む、全市的な節水市民運動を企画・展開している。市民運動の展開にあたっては、「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、多くの会員を募り、会報誌の配布等を通じて、広く節水を呼びかけている。特に、市民一人一日の生活用水使用量－１０％を目標に、生活用水量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水を呼びかけている。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ　水量監視

①　地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和６１年度から観測井を設置し、現在２０カ所３３本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成１８年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

②　年間地下水採取量の集計

用途＼年度		17	18	19	20	21
上水道用	井戸本数(本)	91	90	91	103	124
	一日平均採取量(㎥)	227,724	225,034	227,724	221,632	221,961
	年間採取量(㎥)	83,119,168	82,362,608	83,119,168	80,895,747	81,015,452
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,083	1,067	1,083	1,039	1,427
	一日平均採取量(㎥)	26,720	26,356	26,720	27,200	45,846
	年間採取量(㎥)	9,752,656	9,646,190	9,752,656	9,927,660	16,733,862
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,042	1,029	1,042	1,026	1,287
	一日平均採取量(㎥)	45,491	46,205	45,491	45,558	52,645
	年間採取量(㎥)	16,604,311	16,911,007	16,604,311	16,628,445	19,215,515
合計	井戸本数(本)	2,216	2,186	2,216	2,168	2,838
	一日平均採取量(㎥)	299,935	297,595	299,935	294,390	320,452
	年間採取量(㎥)	109,476,135	108,919,807	109,476,135	107,451,852	116,964,829

ウ　かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和２８年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成１６年２月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成２２年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約７１８ｈａであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など５町２村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成23年3月31日現在）

○所在地別

所　在　地	面　積 (ha)	所有形態別内訳（ha）		流　域　別　内　訳（ha）		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡大津町	325.51	325.51				325.51
下益城郡美里町	19.04		19.04		19.04	
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05		59.02	
御船町	23.56		23.56		23.56	
阿蘇郡西原村	178.78	169.62	9.16	90.85	87.93	
南阿蘇村	62.21	55.27	6.94	62.21		
高森町	50.37	50.37		50.37		
合　　計	718.49	623.74	94.75	203.43	189.55	325.51
構成比〔所有形態・流域別〕（%）		86.81	13.19	28.31	26.38	45.31

○樹種別

分　　類	樹　　種	面積（ha）	構成比（%）
針　葉　樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	357.66	49.8
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	337.14	46.9
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.6
そ　の　他	雑木、竹ほか無立木地	12.04	1.7

エ　人工かん養促進

①　白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成８年度、１０年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成１１年度・１２年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成１３年度から１５年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成１６年１月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成２２年度は、約４７６．１ｈａ（１月換算）の転作田で湛水が実施され、約１，４２８万㎥のかん養効果があったと推計された。

②　雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

（３）水質の保全

ア　水質監視

①　地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成２２年度は計２５４本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

（平成22年度）

有機塩素系化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒　　素	ふ　っ　素	ほ　う　素
16本	0本	37本	19本	22本	0本

②　公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；２４地点、海域；６地点）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成２１年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は６類型、海域は一般項目に関する基準３類型と全窒素、全燐に関する基準４類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。河川、海域ともに水質に大きな変化は見受けられないが、全体的に改善傾向にある。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。

(平成22年度)

河川名	測定地点名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白川	吉原橋	0.8	9.7	4
堀川	坪井川合流前	7.0	8.9	9
坪井川	堀川合流前	1.0	10	7
	上代橋	4.8	7.0	7
	千金甲橋	2.8	6.8	23
井芹川	山王橋	1.5	9.6	7
	尾崎橋	1.5	9.7	13
天明新川	六双橋	1.4	7.3	10

(注) 単位はmg／L、BODは75％値、その他は平均値

③　化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成２２年度は、公共用水域の水質（８検体）・底質（８検体）、地下水の水質（５検体）及び土壌（６検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ　水質浄化対策

①　地下水浄化対策

有機塩素系化合物による汚染地区１４カ所のうち５地区で、「揚水ばっき処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策実施後、地下水濃度は急激に減少しているが、なお環境基準を超過している。このほか、１地区でガソリン汚染浄化対策を行っている。

②　硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成２２年度は、平成２１年度に策定した「第2次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、農業者、農業関係者等と協働で発生源対策、窒素流通対策、啓発対策等を更に推進した。

③　水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている特定事業場に立入調査をし、排水の検査を行っている。排水基準を超過しているときは、改善命令等を行っている。

(平成22年度)

法令名	届出事業場数	排水規制事業場数	延べ立入検査事業場数
水質汚濁防止法	963	120	66
熊本県地下水保全条例	80	23	14
熊本県生活環境の保全等に関する条例	79	30	10

（４）広域的な保全対策

平成３年３月に（財）熊本地下水基金を設立し、本市を含む１１市町村において、水源涵養林の造成・整備及び地下水涵養に関する助成等に取り組んでいる。また、熊本地域が一体となった地下水保全対策を推進している熊本地域地下水保全対策会議(熊本県と熊本地域１１市町村で構成)において、対策会議、(財)熊本地下水基金、熊本地域地下水保全活用協議会の３組織を統合し、地下水保全のための新たな組織を設立することに合意をしたところであり、平成２４年４月設立に向け準備を進めている。

（５）水ブランドの推進

平成１８年度にくまもと水ブランドプランを策定し、熊本オフィシャルウォーターである「熊本水物語」 やホームページ等を活用して、熊本の水の魅力や情報の発信、地下水都市熊本の印象付けを行っている。また、本市の水にかかわる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水資源について保全の機運を高めるとともに、その魅力を内外に発信しており、現在６０件の熊本水遺産が登録されている。

平成２０年度からはくまもと「水」検定やくまもと水守制度を創設し、水資源保全や水文化の継承を行っていく人材育成を推進している。

さらに、平成２１年１１月には「地下水都市熊本空間創出整備方針」を策定し、同方針に基づき熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に５箇所の親水施設を設置したほか、平成の名水百選に選ばれた金峰山湧水群を中心とする既存水資源の整備を図ることとしている。

４　ご　み　処　理

（１）概　　要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成２３年３月にごみ処理基本計画（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）を策定した。この基本計画及び毎年定める実施計画に基づき、全市域を対象に一般廃棄物（ごみ）の処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度等を実施するとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成９年５月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

さらに、平成１３年１０月から、ごみ処理費用の公平性を高めるとともに、物の長期使用を促しごみの発生を抑制すると同時に市民サービスの向上も図るため、大型ごみ収集を事前申込制（有料・戸別収集）に変更した。そして埋立地の延命化策として、平成１４年８月からは不燃性大型ごみからの金属回収を始めた。平成１７年９月から破砕・選別機を導入した。また、平成１９年４月より、扇田環境センターにおける埋立管理業務を行財政改革推進計画に基づき民間委託を実施し、平成２０年３月末に蓮台寺クリーンセンターを廃止した。

「家庭ごみ有料化」については、平成２０年１２月の市議会において、「熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正案が可決され、平成２１年１０月１日から施行された。

（２）収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア　収　集　量

(単位；t)

区分 ＼ 年度		18	19	20	21	22
直営	北部クリーンセンター	38,337	37,047	32,549	31,705	28,898
	西部クリーンセンター	44,050	42,849	40,700	38,345	34,055
	東部クリーンセンター	47,938	46,613	41,164	40,026	36,140
	蓮台寺クリーンセンター	4,766	4,199	－	－	－
委託収集		35,687	33,633	46,607	45,503	43,608
許可業者		86,137	84,072	79,035	71,054	69,034
自己搬入		36,292	32,963	29,074	24,340	23,327
計		293,207	281,376	269,129	250,973	235,062
１日平均排出量		803	769	737	688	644
１人１日当たり排出量（g）		1,215	1,163	1,113	1,037	970

※　平成２２年度から拠点回収の量を自己搬入として計上している。

環境

イ 処 理 量

(単位；t)

区分＼年度		18		19		20		21		22	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼却	西部環境工場	117,009	321	108,583	297	104,639	287	99,720	273	88,256	242
	東部環境工場	150,151	411	149,434	408	141,840	389	125,473	344	119,723	328
埋立		7,084	19	6,863	19	6,183	17	6,818	19	6,321	17
再資源化		18,975	52	16,507	45	16,486	45	18,982	52	20,781	57
計		293,219	803	281,387	769	269,148	737	250,993	688	235,081	644

（３）家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ 相当）	35 円	35 円
中袋（30ℓ 相当）	23 円	23 円
小袋（15ℓ 相当）	12 円	12 円
特小袋（5ℓ 相当）	4 円	－

※ いずれの価格も１枚当たり、税込み。
※ 10 枚を１セット（冊）で販売。
※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付。

（４）廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

(平成23年4月1日現在)

種 別	取扱区分	単 位	金 額
一般廃棄物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量10キログラムまでごとに	120円
	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物（第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量10キログラムまでごとに	125円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量10キログラムまでごとに	120円

（５）保有車両（廃棄物計画課）

(平成23年4月1日現在)

事業所名	パッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	22	2ｔパワーゲート1	3	6	2
西部クリーンセンター	22	2ｔパワーゲート1	3	6	2
東部クリーンセンター	22	2ｔパワーゲート1	3	6	2

（６）資源物等再資源化推進事業（廃棄物計画課）

目　　的　市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る。

収集回数　「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月２回　「紙」収集日、毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日、毎週１回

住民搬出方法　透明ごみ袋に入れ、収集日の午前８時３０分までに、町内のごみステーションへ搬出する

収集品目　空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

（単位；t）

区分＼年度	18	19	20	21	22
収集量	21,297	19,536	18,911	21,938	24,079
再資源化量	17,180	15,479	15,383	18,137	19,873
委託料（千円）	350,233	318,842	462,189	451,236	486,232
資源物売却収入（千円）	－	－	227,013	78,544	150,479

（注）1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
2. 収集量－再資源化量＝選別残渣
3. 平成20年度から売却代金を差し引かず別途歳入を計上

（７）リサイクルの推進（廃棄物指導課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア　再生資源集団回収助成事業

再生資源回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目　古紙類（新聞、雑紙、段ボール、牛乳パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、布類（古着）

集団回収実績

区分＼年度	18	19	20	21	22
登録団体	653	660	689	713	784
実施団体	542	549	588	613	682
総回収量（t）	6,931	7,050	7,066	7,366	7,755
助成総額（千円）	40,481	41,200	41,271	46,125	50,875

（注）1. 回収量助成単価は、平成21年上半期までは古紙類1kg当たり6円・古紙類以外1kg当たり4円、平成21年下半期からは助成対象品目全て1kg当たり6円。
2. 実施回数助成は、平成21年下半期から適用し、(実施回数-2回)×2,000円を交付。（上限24,000円）

環境

イ　生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

［生ごみ堆肥化容器］

・購入代金の２分の１（１基当たり５千円を上限）・１世帯２基まで

助成実績

区分＼年度	18	19	20	21	22
助成基数	319	417	693	817	258
助成総額（千円）	496	611	1,022	1,464	447

［電気式生ごみ処理機］

・購入代金の２分の１（１基当たり３０千円を上限）・１世帯１基まで

助成実績

区分＼年度	18	19	20	21	22
助成基数	508	344	420	902	332
助成総額（千円）	10,145	6,874	8,398	26,154	9,667

ウ　リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成９年５月３０日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所在地	戸島町2570番地（東部環境工場内）
建築面積	545㎡
延床面積	1,175㎡
構造	RC造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内容	・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介）
	・リサイクル品の展示、提供
	・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ）
	・リサイクル講座の開催
	・図書・資料室
	・リサイクル情報掲示

来館者の状況

区分＼年度	18	19	20	21	22
来館者（人）	41,772	29,998	34,134	28,728	23,165

（８）路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策関連事業（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

本事業は、熊本城築城４００年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」が、熊本市議会議員により平成１９年第１回定例会に提案・制定され、同年７月１日から施行されたことに伴うものである。

ア　主な条例の内容

①　路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき

・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

②　ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品･食料品･タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

条例による規制の内容

	区　　域	規　制　の　内　容	過　　料
路上喫煙	市内全域 （路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域 （美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

イ　路上禁煙区域及び美化重点推進区域

①　路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止－違反者に罰則あり）

②　美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止－違反者に罰則あり）

③　路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成１９年８月１日指定）

違反者に対し、過料１，０００円を科す罰則規定施行（平成２０年４月１日適用）

④　路上喫煙等防止指導員

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例に関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員４名（熊本県警察ＯＢ）

ウ　事業費

平成２０年度予算　１３，０００千円（内国補助　４，９００千円）

平成２１年度予算　１０，９００千円（内国補助　３，４００千円）

平成２２年度予算　１０，８６３千円（内国補助　２，４８５千円）

平成２３年度予算　１０，６３０千円（内国補助　１，７００千円）

（９）焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和６１年に竣工した西部環境工場（４５０ｔ／日）と平成６年３月に竣工した東部環境工場（６００ｔ／日）の両工場（合計処理能力１,０５０ｔ／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計１３,５００ｋｗの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、西部環境工場は、工場設備の老朽化対策と排ガス中のダイオキシン類対策のため平成９年度から平成１１年度にかけて基幹的施設整備を行い、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成１２・１３年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成１８年度から平成２２年度までの計画で基幹的施設整備を進めている。

ア　施設の状況

区分＼名称	東部環境工場	西部環境工場
所在地	戸島町2570番地	城山薬師2丁目12番1号
敷地面積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建設年月	平2．12～平6．3	昭58．3～昭61．3
建設費	22,505,489千円	9,203,272千円
延床面積	24,010㎡（管理スペースを含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼却処理能力	600t／24時間（300t×2基）	450t／24時間（225t×2基）
破砕処理能力	30t／5時間	50t／5時間

イ　余熱利用

①　東部環境工場

目　　的　　ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備　　抽気復水蒸気タービンによる発電設備：　発電機定格出力１０,５００ｋｗ

（健康増進施設）

名　　称　　三山荘

所 在 地　　戸島町２５７３番地

経営主体　　熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）

開設年月日　　平成２年１０月１６日

構　　造　　鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷地面積　　６,７６９㎡

建物面積　　９９２.６３㎡（浴室、大広間、多目的ルーム、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）

建 設 費　　３９１,２００千円

定　　員　　大広間８０人、浴室　男子・女子用各３０人、会議室３０人、和室（茶室含む）２０人

使　用　料　　大人（高校生以上）３００円　ただし、地元町内会に所属している者は無料

小人（中学生以下）無料

名　　称　　東部交流センター

所　在　地　　戸島町２５８８番地

経営主体　　熊本市（指定管理者制度を導入し、財団法人熊本市社会教育振興事業団を指定）

開設年月日　　平成１９年１０月１０日

構　　造　　鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、平家（一部高屋根）

敷地面積　　約１５，８９０㎡（足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど）

建物面積　　約１，０００㎡（体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど）

建　設　費　　４４５，０００千円

定　　員　　体育館・集会などで３００人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート２面：４００㎡）

多目的室・集会などで２００人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：２００㎡）

使　用　料　　体育館（全面使用）：午前３，０００円　　午後・夜間各４，０００円

体育館（バドミントン）：一般４６０円／面・時間　　高校生以下２３０円／面・時間

体育館（卓球）：一般２２０円／面・時間　　高校生以下１１０円／面・時間

多目的室（全面使用）：午前２，８００円　　午後・夜間各３，７００円

多目的室（半面使用）：午前１，４００円　　午後・夜間各１，８５０円

調理室：午前１，２００円　　午後・夜間各１，６００円

和室：午前５００円　　午後・夜間各７００円

ただし、地元団体の公的行事については、無料。

② 西部環境工場

目　　的　　ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。

発電設備　　復水式蒸気タービンによる発電設備：　発電機定格出力３，０００ｋｗ

（ハウス園芸施設への温水供給）

利　用　者　　西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地

施設面積　　（農地面積）　約１９，０００㎡

加温方式　　温水フィンチューブ方式（６０℃～８０℃）

栽培品目　　なす、花き類

温室内容　　アクリル温室、ガラス温室

環境

（１０）最終処分場

名　　称　扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和５９年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成１１年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量６０５，０００㎥分を平成１５年３月に完成させ、同６月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない２重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成２１年９月から第二期工事に着手。埋立容量８９５，０００㎥を新たに造成し、新処分場として予定していた総埋立容量１，５００，０００㎥分を確保する。平成２４年３月完成予定。

所　在　地　熊本市貢町１５６７番地

総敷地面積　２３５，７００㎡

埋立面積　約８０，２００㎡

埋立容量　１，５００，０００㎥

一期工事分　６０５，０００㎥

二期工事分　８９５，０００㎥

供用開始　平成１５年６月

工事期間　一期工事分　平成１１年６月～平成１５年３月

二期工事分　平成２１年９月～平成２４年３月（予定）

５　し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概　　要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者１０業者が処理規定に基づき地区ごとに収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の収集体制の適正化を目的として、平成１０年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換と縮小を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道認可区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

（２）処理対象人口と収集量

※3 月 31 日現在での推計

区分＼年度			18	19	20	21	22
処理対象人口			659,329	659,395	668,603	723,707	724,773
内訳	水洗化	公共下水道（人）	532,640	550,533	541,097	574,055	595,021
		浄化槽（人）	110,455	102,279	102,721	122,046	107,800
	くみ取り（人）		16,167	15,517	15,731	24,243	21,892
	自家処理（人）		71	60	60	60	60
収集量	くみ取りし尿収集量（kl）		16,501.1	14,788.7	14,068.2	18,786.9	18,390.8
	浄化槽汚泥収集量（kl）		50,571.8	48,880.3	48,017.8	69,432.7	66,209.8
	収集量合計（kl）		67,072.9	63,669.0	62,086.0	88.219.6	84,006.6

※21年度は、城南町・植木町との合併により増加している。

環境

（３）処理量（処理施設別）

（単位；kl）

区分＼年度	18	19	20	21	22
秋津浄化センター	22,806.9	20,431.0	17,906.1	17,906.1	16,062.3
中部浄化センター	44,266.0	43,238.0	42,724.0	42,724.0	37,815.5
宇城広域連合浄化センター			29,830	12,198.5	11,503.9
山鹿衛生処理センター				19,531.4	19,218.9
計	67,072.9	63,669.0	62,086.0	88,219.6	84,006.6

※宇城広域連合浄化センター・山鹿衛生処理センターは、合併年度の合計数を計上。

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

・旧市域　　７業者　／　・富合地区　２業者
・城南地区　　１業者　／　・植木地区　　１業者
※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

区分＼適用	処理区域	処理能力	処理内容
秋津浄化センター	旧市域	圧送90㎥／12H（希釈前）	前処理後、東部浄化センターへ圧送
中部浄化センター	旧市域	210kl／日	前処理後に下水処理
宇城広域連合浄化センター	富合・城南地区	200kl／日	嫌気性消化、活性汚泥高度処理
山鹿衛生処理センター	植木地区	90 kl／日	脱窒素活性汚泥法

（６）浄化槽の設置状況

(単位；基)

型式＼人槽		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単独処理槽	腐敗型	2,898	190	168	24	7	3	3,290
	全ばっ気型	1,429	68	116	38	3	0	1,654
	分離ばっ気型	2,818	80	205	21	2	3	3,125
	接触ばっ気型	6,994	546	647	29	8	3	8,227
	計	14,135	884	1,136	112	20	9	16,296
合併処理槽		10,060	214	329	145	137	99	10,984
合計		24,195	1,098	1,465	257	157	108	27,280

（７）小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区分＼年度	18	19	20	21	22
補助対象基数（基）	158	172	202	188	132
補助対象人槽（人槽）	981	1,053	1,198	1,218	824
補助金の額（千円）	62,394	73,617	89,984	89,812	62,192

（８）美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和６３年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は１６カ所を一元化して浄化対策課が行っている。

名称	所在地	竣工年月	所管
本妙寺手洗所	花園4丁目14－1地先（本妙寺駐車場横）	平元. 3	観光政策課
高麗門手洗所	新町4丁目9－1（高麗門踏切横）	平元. 3	浄化対策課
上江津湖畔トイレ	神水本町16－11（江津湖）	平元. 3	公園課
一夜塘手洗所	子飼本町2－8（一夜塘公園内）	平元. 3	〃
武蔵塚手洗所	龍田弓削1丁目3－1（武蔵塚公園内）	平元. 9	〃
花畑パークトイレ	花畑町6（花畑公園内）	平元. 10	〃
立田山配水池前手洗所	黒髪4丁目742（水道局配水池前）	平2. 3	浄化対策課
林霧庵	黒髪4丁目610（立田自然公園・泰勝寺跡）	平2. 3	公園課
八景水谷パークトイレ	八景水谷1丁目7（八景水谷公園内）	平3. 3	〃
白川パークトイレ	草葉町5－1（白川公園内）	平3. 3	〃
岩戸の里公園手洗所	松尾町平山415－28（岩戸の里公園駐車場）	平3. 3	熊本県
学園通りトイレ	大江2丁目1（渡鹿交差点横）	平5. 3	浄化対策課
辛島パークトイレ	辛島町1（辛島公園内）	平5. 9	公園課
古城堀端手洗所	古城町（古城堀端公園内）	平5. 9	熊本城総合事務所
金峰山さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観光政策課
金峰山頂上トイレ	河内町岳1881	平8. 10	熊本県

６　環境総合研究所

（１）概　　要

昭和４７年２月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和５６年１月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成７年４月１日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年６月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所 在 地　画図町大字所島４０４番地１

構　　造　鉄筋コンクリート３階建

敷地面積　７，０３３㎡

建物面積　本体３，９９９㎡

竣　　工　平成７年５月２９日

建 設 費　２，６５５，８３０千円

人　　員　２０人

業務内容　環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査および調査研究並びに環境総合センターの管理

環境

（２）業務実績

環境調査関係業務

調査区分＼年度				20		21		22		備考
				検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質		144	624	144	624	126	510	ベンゼン、アルデヒド、金属等
		大気汚染物質		184	184	184	184	198	198	窒素酸化物等
		その他		53	430	218	1,498	222	1,603	酸性雨、硫酸塩、アスベスト
		小計		381	1,238	546	2,306	546	2,311	
	水質汚濁	河川・海域	一般項目	251	1,808	216	1,576	288	1,890	ｐＨ、ＢＯＤ等
			健康項目	21	427	25	558	25	563	水銀、鉛、シアン等
			環境ﾎﾙﾓﾝ	21	147	22	154	24	168	ビスフェノールＡ、可塑剤等
		工場・事業所排水		72	484	79	546	77	497	ＢＯＤ、水銀、鉛等
		その他		29	213	32	242	74	2,432	へい死魚調査等
		小計		394	3,079	374	3,076	488	5,550	
	悪臭物質			0	0	50	119	3	6	アンモニア、硫化物等
	廃棄物関係			38	754	38	676	41	725	廃棄物埋立地関係
	精度管理			3	8	6	72	6	41	環境省の精度管理等
	その他			2	2	1	1	3	3	火災原因調査、土壌環境調査等
一般依頼検査				10	10	6	6	6	6	アスベスト含有試験(住宅建材)
合計				828	5,091	1,021	6,256	1,093	8,642	

地下水関係業務

調査区分 ＼ 年度		20		21		22	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定点監視調査	416	9,780	455	9,172	516	10,418
	汚染防止関係調査	182	843	67	504	55	446
	浄化促進事業	43	903	36	756	36	756
	地下水質モニタリング	364	5,411	425	6,003	323	4,665
	その他	45	1,301	82	1,298	44	1,022
合計		1,050	18,238	1,065	17,733	974	17,307

衛生科学関係業務

検査区分 ＼ 年度		20		21		22	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食品試験	348	10,228	317	8,454	338	11,369
	飲料水、浴場水等の水質試験	453	2,188	440	2,083	438	2,010
	容器包装、おもちゃ等の試験	2	4	3	6	2	4
	家庭用品試験	50	50	50	50	50	50
	その他	0	0	0	0	0	0
合計		853	12,470	810	10,593	828	13,433

微生物関係業務

検査区分 ＼ 年度		20		21		22	
		検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数
行政試験	食品	262	746	264	754	288	796
	環境（浴槽水・プール水等）	464	753	423	675	451	698
	食中毒（便・吐物等）	194	2,660	207	3,530	459	7,560
	感染症（O157等、発生動向調査）	184	424	210	460	248	677
合計		1,104	4,583	1,104	5,419	1,446	9,731

環境学習業務　（平成22年度）

事業名		内容	時期（回数）	参加人数
研究所主催事業	夏休み子ども環境教室	地球温暖化、太陽エネルギー、資源とリサイクル、水環境、水中の小さな生き物など５テーマの学習	夏休み期間中20日間（40回）	500人
	ジュニア環境科学セミナー	水生生物による水環境調査、クリーンエネルギー	8月23,24日（4回）	12人
	親子環境探検隊	第１回：干潟の観察会等（住吉干潟） 第２回：水生生物観察会（江津湖） 第３回：里山の自然学習（立田山）	5、9、3月（3回）	130人
	春休み子ども環境教室	地球温暖化、太陽エネルギー、資源とリサイクル、水環境、水中の小さな生き物など５テーマの学習	春休み期間中5日間（10回）	126人
	科学体感フェア	研究所を開放し、業務に関連する実験や工作などを体験させる。	11月21日（１回）	768人
	親子エコスクール	太陽パワーの実験、紙すき、牛乳パック工作、草花染め、マイ箸づくり、廃油キャンドルづくりなど	6、9、12、1、2月（11回）	331人
	環境学習指導者研修会	小中学校で環境学習を担当している先生を対象に研修会を開催する。	7月22、23日（2回）	8人
学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼により、学習会実施を支援する。	随時（67回）	3,032人

農水商工

1　経　済　振　興　245

2　農　林　水　産　業　266

3　食　肉　セ　ン　タ　ー　276

4　競　輪　事　業　278

5　農　業　委　員　会　280

１　経　済　振　興

（１）概　　況（産業政策課）

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口７３万人、広域都市圏人口約１００万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみてみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第３次産業が約９割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるということができる。一方、第１次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第２次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられる。

このように、地方の中核的な都市として発展を遂げてきたが、今日の本市経済は、急速に進展するグローバル化、少子高齢化や地方分権時代の本格化に加え、平成２３年３月の九州新幹線鹿児島ルートの全線開業に伴う都市間競争の激化への対応、さらには、平成２４年４月に迫った政令指定都市移行への対応など、多くの課題を抱えている。

このような中、本市は、資金や技術支援・人材育成・経営指導など地場企業に対する支援を更に充実させ、また、雇用創出効果の高い域外からの企業立地を促進するとともに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術など新産業分野の開拓や新規創業の支援に積極的に取り組んでいる。

また、全国トップクラスの農業力を活かした農産物のブランド化や販路開拓を推進する農商工が連携した事業についても、新たに農商工連携推進室を設置して推進していく。

さらに、本市経済を支えている商業やサービス業振興のために、商店街の集客力向上の取り組みを支援しており、中でも、中心市街地については、熊本商工会議所や地元商店街と連携し、賑わい創出とさらなる魅力づくりに努めている。

一方、経済のグローバル化への対応として、地場企業の海外進出や貿易を促進し、販路拡大、競争力強化を図るとともに、熊本港のポートセールス活動を行っている。

このような、地場企業への支援策や地域経済の活性化策の実施を通して、「本市の豊かな自然環境や歴史的遺産、九州中央の地理的特性を生かした地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」に取り組んでいる。

（２）産業政策

ア　農商工連携の推進

これまで、「ひご野菜」や「ハマグリ」のブランド化に取り組むとともに、九州新幹線開業に合わせ農商工連携によるお土産品の開発とその販売促進等に努めてきた。

今後、関係機関（行政機関、農商工関連団体、学術研究機関等）との一層の連携のもと、農林水産業者（個人、法人、新規参入企業等）、商業者、工業者への積極的なアプローチと情報収集を行い、新たな商品の開発、産業の創出、販路の拡大等を図っていく。

イ　創業支援（経営支援課・商工振興課）

中小企業者や創業を志す市民が必要とする多岐にわたるニーズに対応するため、経営革新・改善、創業等の相談窓口のみならず、知識の習得、交流の場の提供、情報の発信提供等の総合的経営支援を一体的に行う「中小企業経営サポートプラザ」を運営している。なお、平成２３年１０月１日からは、くまもと森都心プラザ内のビジネス支援センターにその機能を拡充移転し、その管理運営も指定管理者へ移行する予定である。

また、起業家の裾野を拡大するため、新規創業を目指す大学生・大学院生・社会人を対象に、経営に必要な基礎的知識・技能を学ぶ「起業家育成塾」を熊本学園大学と共催で開催している。

さらに、くまもと大学連携インキュベータ（大学連携型起業家育成施設）において、ライフサイエンス（生命科学）分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、中小企業基盤整備機構が運営主体となり、熊本県から派遣スタッフによるソフト支援（経営ノウハウ、販路開拓支援等）、熊本市からオフィス・研究室の賃料補助を実施している。

ウ　企業立地促進事業（産業政策課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成１１年４月施行の「熊本市企業立地促進条例」等に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

これまでは、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業や平成２４年４月に予定されている政令指定都市への移行を見据え、厳しい都市間競争に対応し、本市の拠点性向上を図るために、ＩＴ産業やコールセンター等の都市型産業の中心市街地への立地を重点的に行ってきたが、平成２２年３月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や植木町に整備を計画している今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致にも積極的に取り組んでいく。

また、企業誘致を積極的に推進するために、平成２３年度より企業立地推進室及び企業立地推進東京出張所を設置するとともに、首都圏の企業等を対象とした企業誘致説明会の開催や企業立地専用ホームページの開設、企業立地関連見本市への出展等による情報発信、立地企業懇話会の開催等による誘致企業のフォローアップなどに取り組んでいく。

エ　フードパル熊本（商工振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の５つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、組合の共同事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区　　規模：２５．７ｈａ　　企業用地：１２．０ｈａ　　組合共同用地：２．７ｈａ
熊本市管理用地：１１．０ｈａ

熊本市食品交流会館（商工振興課）

熊本市食品交流会舘は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所　在　地　貢町松の本５８１番地２
敷 地 面 積　１２，３５８．６２㎡
駐車場面積　１８，０４１．６９㎡
建 物 面 積　　２，２８０．８５㎡
開設年月日　平成９年１１月１日
建　設　費　９９９，０３８千円
主 な 設 備　多目的ホール、第１会議室、第２会議室、パーティールームＡ・Ｂ、イベント広場等
管 理 運 営　株式会社フードパル熊本へ委託（指定管理者）

施設利用状況

年度 / 施設名	20			21			22		
	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）	利用件数（件）	利用者数（人）	利用率（%）
第１会議室	504	18,166	70.7	504	18,166	70.7	504	18,166	70.7
第２会議室	291	3,428	55.0	291	3,428	55.0	291	3,428	55.0
パーティールーム	387	15,766	44.8	387	15,766	44.8	387	15,766	44.8
イベント広場	24	10,528	7.3	24	10,528	7.3	24	10,528	7.3
多目的ホール	332	141,652	52.8	332	141,652	52.8	332	141,652	52.8

オ　海外経済交流の推進（産業政策課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、急速な拡大を続ける東アジア市場をターゲットに、その主要都市において見本市への出展や現地商談会を開催するとともに、海外進出している地場企業等と連携し、くまもとの食や水、観光などの魅力を発信する熊本フェアを開催するなど知名度向上を図る取り組みを進めている。また、国内においても、貿易関係セミナーの開催や、東アジア各国の流通・食品バイヤーを招聘しての商談会などを熊本県等と協力して開催している。

このような取り組みを効果的に進めるため、ＪＥＴＲＯ等の貿易関係機関と連携・協力し、また、県内の貿易関係団体で構成する熊本県輸出支援ネットワークの枠組みでも連携しながら､地場企業のグローバル化を推進している。

また、熊本港利用促進のため、船会社や荷主企業への訪問等によるコンテナ定期航路の利用促進等のポートセールス活動を展開している。

（３）商工業の振興

ア　魅力ある商店街の形成（商工振興課）

中心商店街の活性化については、平成１９年５月２８日内閣総理大臣より認定を受けた新中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ　工業の生産性向上（商工振興課）

新規性・独自性の強い付加価値のある製品の創出を促すために、大学等における研究シーズと企業ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品･新技術研究開発を支援する。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図る。

さらに、技術移転や技術革新などを促進するとともに、その中核的支援機関であるくまもとテクノ産業財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組む。

ウ　人材の確保･育成（商工振興課・経営支援課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費･滞在費の２分の１相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」や中小企業又はその従業者が、熊本市勤労者福祉センター、熊本市流通情報会館、熊本市職業訓練センターの３施設が主催し、市が指定するパソコン研修に参加した場合、研修経費の２割相当額を補助する「中小企業情報処理研修受講料補助金」を設けている。

研修事業実績

年度 / 研修種別	19		20		21		22	
	件数（件）	受講者数（人）	件数（件）	受講者数（人）	件数（件）	受講者数（人）	件数（件）	受講者数（人）
経営研修（セミナー等）	15	378	14	325	13	278	13	264
パソコン・ワープロ研修	19	227	19	207	19	183	17	164
経営講演会等	1	65	－	－	－	－	－	－
合計	35	670	33	532	32	461	30	428

エ　共同化への支援（商工振興課）

関係団体との緊密な連携のもと、中小企業の共同店舗等の整備や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業など、事業の共同化への取り組みに対する支援を実施している。

オ　熊本流通業務団地（商工振興課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約１００社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第３セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、ニューメディアを駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称　　熊本流通業務団地造成事業

事業主体　　熊　本　市

位　　置　　近見・田迎・御幸地区

（昭和６２年１月町界・町名を流通団地１丁目・２丁目に変更）

規　　模　　５２．９ｈａ

- 卸・運輸・倉庫施設　２９．９ｈａ
- 公益的施設　０．５ｈａ
- 公共施設　２２．５ｈａ

カ　熊本市流通情報会館（商工振興課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、（1）熊本地域の産業情報化の核、（2）中小企業の人材育成の場、（3）商品流通情報の交流の場、（4）熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、（5）企業経営の情報サロンとしての５つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成１７年４月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所　在　地　　流通団地１丁目２４番地
設置主体　　熊　本　市
敷地面積　　５，０００㎡
延床面積　　６，９４３㎡
構　　造　　事務棟　鉄筋コンクリート造　地下１階、地上６階建
　　展示棟　鉄筋コンクリート造　地下１階、地上１階建
建　設　費　　１，８７１，９００千円
工　　期　　昭和６３年３月～平成元年３月
開　　館　　平成元年４月２６日
主要施設
（事務棟）　６階　情報提供コーナー（経営支援課）
　　パソコン研修室、第４研修室、第５研修室、ラウンジ
　　５階　第１～３研修室
　　４階　㈱熊本流通情報センター
　　３階　㈱熊本流通情報センター
　　２階　熊本流通団地協同組合
　　１階　会館事務室、常設展示コーナー
（展示棟）　１階　展示場（１，０８０㎡、高さ６ｍ、床荷重１ｔ／㎡）
　　地下　駐車場

会館利用状況

区分／年度	研修室						展示場
	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	パソコン研修室	
20	450件	505	456	387	486	92	130
	35,794人	23,835	10,104	4,792	10,745	1,405	56,591
21	451件	503	452	372	475	98	107
	36,209人	23,336	9,113	5,076	12,507	1,168	65,524
22	407件	496	476	400	470	121	148
	34,886人	22,650	8,766	5,001	11,896	1,535	69,128

（４）雇用対策（産業政策課）

ア　雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人対策

・若年者に対する企業ガイダンスやセミナー、中高年齢を対象としたライフプランセミナー、一般求職者に対する再就職支援セミナーや就職促進会を実施し、求職者の就業を支援する。

・就職を目指す若年者（現役及び卒後５年以内の高校生又は大学）に対し、企業が採用時に重視する能力を養成するための就活支援塾を開催し、若年者の就職活動の支援を図る。

・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。

・法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主に雇用促進奨励金を支給することにより、障がい者の雇用拡大を図る。

・熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人対策協議会を支援し、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図る。

イ　職業能力の向上

教育訓練の充実

・熊本市職業訓練センターや熊本職業訓練短期大学校で職業訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。

・熊本市認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ　労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生の向上支援

・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。

・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ　協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人対策協議会

設　　立　　昭和３９年４月

目　　的　　市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組　　織　　建設業種８団体により組織

活動状況　　県内各職業安定所及び高等学校を訪問し、参加企業の各職種ＰＲ活動並びに求人状況、就職者の近況等説明、就職後は「認定職業訓練校」及び「熊本職業訓練短期大学校」に入校、職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設　　立　昭和４４年３月

目　　的　職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

組　　織

普通会員　　この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体

特別会員　　熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会

活動状況　　人材の確保・育成

勤労者の定着及び福祉の向上

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成５年に発足したが、平成１３年３月をもって「地対財特法」の失効により、平成１４年４月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数　　事務局職員３人、会員５３人（平成２３年４月現在）

主な事業　　・自転車駐車場（辛島公園地下・武蔵塚駅前・健軍）整理業務・食肉センターと畜解体業務他

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営　　職業訓練法人　熊本市職業訓練協会（指定管理者）

所 在 地　　南熊本３丁目８番１６号

敷地面積　　２，３６２．３２㎡

延床面積　　１，７０１．０２㎡

建物概要　　第１校舎（鉄筋コンクリート造　３階建）

第２校舎（軽量鉄骨造　２階建）

機械作業室（軽量鉄骨造　平屋建）

訓練生数　　３２人（平成２３年４月現在）

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって昭和５４年に設置され、平成２３年３月３１日に本市に譲渡された施設である。

訓練の内容は、高卒程度の若年者を対象とした、より高度な知識と技能を合わせ持つ実践技能者を養成する職業訓練短期大学校や求職者や失業者の再就職のための職業訓練やＯＡ機器化に対応したパソコン講座など、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営　　職業訓練法人　熊本市職業訓練センター

所　在　地　　花園７丁目１９番１０号

構　　造　本　館　鉄筋コンクリート２階建
　　実習棟　鉄骨造平家建
敷地面積　１１，３６２．２６㎡
延床面積　２，６６０㎡（本館１，０９３㎡、実習棟１，５６７㎡）
事業内容　（２２年度）

・職業訓練短期大学校	居住システム系建築科	３０人	
・職業訓練センター	普通訓練	３３コース	６，７６８人
	能力開発訓練	１５コース	１０，８３５人
	情報処理訓練	６０コース	２，９４８人
	自主講座	１５コース	１，４０４人

熊本市技能向上訓練実習場（職業訓練センター内に建設）

設置主体　熊本市
管理運営　職業訓練法人　熊本市職業訓練センター（指定管理者）
所在地　花園７丁目１９番２０号
構　　造　鉄骨造平家建
延床面積　３００㎡

熊本市勤労者福祉センター

勤労者並びに市民のみなさんの雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、就職情報の提供等を行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化等のためのサービスを提供する。

名　　称　熊本市勤労者福祉センター
設置主体　熊本市
管理運営　（財）熊本市勤労者福祉センター（指定管理者）
所在地　黒髪３丁目３番１２号
敷地面積　２，４３６．４２㎡
延床面積　１，４２２．３７㎡
施設概要　１階　体育室・ホール・講習室　職業相談室・更衣室・シャワー室
　　２階　和室（2部屋）・研修室・大会議室
利用状況　７５，９１９人（平成２２年度）

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発　　足　平成１１年４月１日（昭和４９年６月１日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行）
管理運営　（財）熊本市勤労者福祉センター
共済掛金　１人月額　３５０円（平２３．４．１より）
加入者数　２，０４４事業所、被共済者数２３，６１８人（平２３．４．１現在）
給付事業　４，７５０件　　３７，２９８千円

（５）中小企業経営の基盤強化（経営支援課）

ア　中小企業の経営力の強化

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ　資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名＼年度	20		21		22	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
小口資金融資	204	1,196,190	173	779,100	130	630,750
経営向上小口資金融資	1,054	3,572,490	519	1,462,140	473	1,339,190
無担保無保証人融資	3	15,800	2	12,500	0	0
経営安定資金融資	146	1,966,370	66	625,000	48	450,026
起業化支援資金融資	101	457,660	53	199,600	61	217,700
特別短期資金融資	2	4,000	2	4,000	1	1,800
中元・年末資金融資	6	25,000	2	4,500	2	6,500
経営安定特例資金融資	17	108,500	3	16,000	16	93,000
経済環境変動対策資金融資	435	4,409,800	415	3,562,800	266	2,251,000
公害防止施設資金融資	0	0	0	0	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
計	1,968	11,755,810	1,235	6,665,640	997	4,989,966

（６）中小企業への各種助成（商工振興課）

ア　中小企業振興助成

助成の種類	助成対象	助成措置
事業助成金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利子補助金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内 3カ年間
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区分＼年度		18	19	20	21	22
設立運営費	件数	2	0	0	0	0
	金額（千円）	200	0	0	0	0
高度化施設	件数	1	0	3	※	0
	金額（千円）	30,000	0	※	63,320	0
利子補助金	件数	1	1	0	0	0
	金額（千円）	363	192	0	0	0

※事業実施年度は20年度だが、繰越のため21年度に助成した。

イ　商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年度	18	19	20	21	22
件数	2	2	4	6	4
金額（千円）	2,336	5,404	5,334	9,396	6,572

ウ　商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年度	18	19	20	21	22
件数	66	64	63	64	63
金額（千円）	6,524	6,775	6,060	5,718	4,967

エ　商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年度	18	19	20	21	22
件数	30件（64団体）	32件（53団体）	38件（32団体）	38件（30団体）	35件（30団体）
金額（千円）	30,778	27,648	29,669	33,314	25,808

（７）中小企業金融対策（経営支援課）

ア　中小企業金融制度一覧

制度名 （発足年月日）	小口資金融資 （昭 38.8.7）	経営向上小口資金融資 （平 19.10.1）
目　　的	市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象	・市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者 ・従業員 20 人以下であること	・市内に１年以上居住し、かつ同一事業を１年以上経営している中小企業者 ・従業員 20 人以下（商業・サービス業は５人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 1,250 万円の範囲内であること
使　　途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額	1,000 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率	30 ヶ月：年 2.20% 45 ヶ月：年 2.30% 60 ヶ月：年 2.40%	3 年以内：年 2.00% 4 年以内：年 2.10% 5 年以内：年 2.20%
据置期間	6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保証料率	年 0.45%～1.25% 保証料補給：1/2 又は 152,000 円のいずれか低い額	年 0.50%～2.20% 保証料補給：全額（平成 24 年 3 月 31 日融資実行分まで）
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法	元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取扱金融機関	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件　融資原資（千円）	469,400（出捐金）	852,000
市預託条件　協調倍率（倍）	25	3
市預託条件　融資枠（千円）	11,735,000	2,556,000
市預託条件　預託機関	県信用保証協会	取扱金融機関

農水

制度名 （発足年月日）		無担保無保証人資金融資 （昭 46.5.1）	経営安定資金融資 （昭 43.4.1）
目　　的		市内小規模事業者の無担保無保証人による円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者※法人は利用できません ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること ・市県民税の所得割の課税があること	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合
使　　途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額		1,000万円以内	事業者：3,000万円以内 組　合：4,000万円以内
融資期間及び利率		36ヶ月：年2.00% 60ヶ月：年2.20%	3年以内：年2.30% 5年以内：年2.40% 7年以内：年2.50%
据置期間		無	6ヶ月以内
保証料率		年0.75% 保証料補給：1/2	年0.25%～1.70%
連帯保証人		不要	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取扱金融機関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市預託条件	融資原資（千円）	13,000（出捐金）	506,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	325,000	1,518,000
	預託機関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）		創業サポート資金融資 （平 12.4.1）	特別短期資金融資 （昭 48.4.1）
目　　的		創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象		・　新規開業（開業後 1 年未満の者を含む） ①　市内に 1 年以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1 月以内に新たに事業を開始する者（2 月以内に新たに会社を設立する者） ②　市内に 3 ヵ月以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1 月以内に新たに事業を開始する者（2 月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） ・　転業・多角化　市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 3 年以上継続して営んでいる者 転業・多角化前であること	市内に 6 ヶ月以上居住し、かつ同一事業を 6 ヶ月以上経営している中小企業者
使　　途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額		新規開業①、転業・多角化：1,000 万円以内 新規開業②：500 万円以内	200 万円以内
融資期間及び利率		新規開業　　7 年以内：年 2.00% 転業・多角化　7 年以内：年 2.20%	1 年以内：年 2.35%
据置期間		1 年以内	2 ヶ月以内
保証料率		新規開業　　：年 0.70% 転業・多角化：年 0.25%～1.70% 保証料補給：1/2 又は 222,000 円のいずれか低い額	年 0.25%～1.70%
連帯保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取扱金融機関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫
市預託条件	融資原資（千円）	157,000	9,000
	協調倍率（倍）	3	2
	融資枠（千円）	471,000	18,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

農水

制度名 （発足年月日）		中元年末資金融資 （昭 28.6.1）	経営安定特例資金融資 （昭 55.4.15）
目　　的		市内中小企業者の中元・年末時期に必要となる短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対　　象		市内で1年以上同一事業を経営している中小企業者	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上（天災地変・火災の場合6ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積1,000㎡以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使　　途		運転資金	運転資金、設備資金 （①、④については設備資金のみ）
融資限度額		500万円以内	1,500万円以内
融資期間及び利率		6ヶ月以内：年2.30%以内 （保証付の場合：年2.15%以内）	7年以内：年2.20%
据置期間		無	1年以内
保証料率		保証付の場合は 年0.45%～1.90%	年0.25%～1.70%
連帯保証人		取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		取扱金融機関の定めるところとする	元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取扱金融機関		熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市預託条件	融資原資（千円）	85,000	59,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	255,000	177,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）	経済環境変動対策資金融資 （昭 62.6.1）
目　　的	経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ①　売上高が減少している中小企業者 　ア　融資申込時点の直近2期（年）の売上高について、前期（年）の売上高が前々期（年）の売上高と比較し3パーセント以上減少している者 　イ　融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している者 　（平成24年3月31日融資実行分まで） ②　売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者 　ア　融資申込時点の直近2期（年）の売上総利益又は営業利益について、前期（年）の売上総利益又は営業利益が前々期（年）の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 　イ　融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 　（平成24年3月31日融資実行分まで） ③　東日本大震災関連特例融資 　ア　平成23年3月に発生した東日本大震災により、経営に影響を受け、かつ、最近1ヶ月の売上高、売上総利益又は営業利益が、前年同月比で減少している者 　（平成23年5月1日から平成24年3月末日実行分まで）
使　　途	運転資金
融資限度額	1,500万円以内（平成24年3月31日融資実行分まで）
融資期間及び利率	7年以内：年1.95％
据置期間	6ヶ月以内
保証料率	年0.25％～1.70％ 〔保証料補給：全額（平成24年3月31日融資実行分まで）〕
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法	元金均等月賦返済
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市預託条件　融資原資（千円）	1,617,000
市預託条件　協調倍率（倍）	3
市預託条件　融資枠（千円）	4,851,000
市預託条件　預託機関	取扱金融機関

農水

制度名 （発足年月日）		公害防止施設資金融資 （昭 46.11.1）	地下水使用合理化設備資金融資 （平 3.4.1）
目　　的		市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に 1 年以上居住しかつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備
使　　途		設備資金	設備資金
融資限度額		800 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：年 2.40% 利子補給：全額	3 年以内：年 2.20% 5 年以内：年 2.30% 7 年以内：年 2.40% 利子補給：全額
据置期間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保証料率		年 0.69% 保証料補給：全額	年 0.25%～1.70% 保証料補給： 全額又は 443,000 円のいずれか低い額
連帯保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返済方法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申込先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取扱金融機関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行	肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市預託条件	融資原資（千円）	9,000	9,000
	協調倍率（倍）	2	3
	融資枠（千円）	18,000	27,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 （発足年月日）		高度化資金融資 （昭 44.4.1）
目　　的		市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対　　象		・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使　　途		運転資金、設備資金
融資限度額		1 組　合：8,000 万円以内 1 組合員：2,000 万円以内
融資期間及び利率		8 年以内：年 2.60%
据置期間		無
保証料率		保証付の場合は 年 0.45%～1.90%
連帯保証人		取扱金融機関の定めるところとする
返済方法		取扱金融機関の定めるところとする
申込先		取扱金融機関
取扱金融機関		商工組合中央金庫 肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市預託条件	融資原資（千円）	40,000
	協調倍率（倍）	4
	融資枠（千円）	160,000
	預託機関	取扱金融機関

※　公衆浴場営業者、伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取組む中小企業者に対する利子補給制度有り

※　起業化支援資金融資は、平成 23 年 4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

農水

（８）経済統計

ア　産業別市内総生産（産業政策課）

（単位　百万円、％）

項目			実数			構成比			対前年度比	
			18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度	19年度	20年度
産業	第1次産業	農業	23,334	23,339	21,074	1.0	1.0	0.9	0.0	▲ 9.7
		林業	300	329	342	0.0	0.0	0.0	9.7	4.0
		水産業	2,846	3,243	2,584	0.1	0.1	0.1	13.9	▲ 20.3
		小計	26,480	26,911	24,000	1.2	1.2	1.1	1.6	▲ 10.8
	第2次産業	鉱業	560	492	323	0.0	0.0	0.0	▲ 12.1	▲ 34.3
		製造業	178,665	186,244	147,604	7.8	8.0	6.5	4.2	▲ 20.7
		建設業	113,511	107,136	97,348	4.9	4.6	4.3	▲ 5.6	▲ 9.1
		小計	292,735	293,872	245,275	12.7	12.6	10.8	0.4	▲ 16.5
	第3次産業	電気・ガス・水道業	33,536	30,553	29,919	1.5	1.3	1.3	▲ 8.9	▲ 2.1
		卸売・小売業	299,237	309,769	321,264	13.0	13.3	14.1	3.5	3.7
		金融・保険業	170,905	169,824	140,130	7.4	7.3	6.1	▲ 0.6	▲ 17.5
		不動産業	355,385	363,694	371,491	15.5	15.6	16.3	2.3	2.1
		運輸・通信業	146,716	143,403	142,910	6.4	6.1	6.3	▲ 2.3	▲ 0.3
		サービス業	671,895	691,328	682,304	29.2	29.6	29.9	2.9	▲ 1.3
		政府サービス生産者	336,192	340,064	341,964	14.6	14.6	15.0	1.2	0.6
		対家計民間非営利サービス生産者	71,969	71,128	72,971	3.1	3.0	3.2	▲ 1.2	2.6
		小計	2,085,835	2,119,763	2,102,953	90.7	90.7	92.2	1.6	▲ 0.8
合計			2,405,050	2,440,546	2,372,228	104.6	104.4	104.0	1.5	▲ 2.8
（控除）帰属利子等			106,464	103,848	90,751	4.6	4.4	4.0	▲ 2.5	▲ 12.6
市内総生産（市場価格表示）			2,298,586	2,336,698	2,281,477	100	100	100	1.7	▲ 2.4

（注）　表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
　　数値に富合町、城南町、植木町を含む

（資料）熊本県統計協会「平成19年度市町村民所得推計報告書」

イ　産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（産業政策課）　（平成18年事業所・企業統計調査結果）

産業大分類	平成８年		平成１３年		平成１８年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	33,323	331,446	30,642	311,671	28,341	300,916
農林漁業	41	710	30	744	29	642
非農林漁業	33,282	330,736	30,612	310,927	28,312	300,274
鉱業	7	62	6	19	4	27
建設業	2,896	29,973	2,631	24,700	2,310	20,938
製造業	1,343	26,468	1,132	22,054	953	17,283
電気・ガス・熱供給・水道業	18	1,368	22	1,615	22	1,572
情報・通信業	224	7,501	316	8,947	304	7,288
運輸業	734	14,299	628	11,007	557	10,687
卸売・小売業	11,147	87,905	9,917	81,888	8,780	74,787
金融・保険業	777	17,550	701	12,163	596	10,177
不動産業	1,667	5,047	1,581	4,900	1,531	4,769
飲食店，宿泊業	4,554	27,278	3,991	26,642	3,602	26,431
医療，福祉	1,503	29,784	1,634	33,648	1,837	38,656
教育，学習支援業	1,230	15,645	1,159	15,833	1,159	17,461
複合サービス事業	281	3,656	275	3,772	245	5,151
サービス業	6,753	47,840	6,496	46,424	6,298	48,058
公務	148	16,360	123	17,315	114	16,989
構成比						
非農林漁業	100.0	100	100	100	100	100
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	8.7	9.1	8.6	7.9	8.2	7.0
製造業	4.0	8.0	3.7	7.1	3.4	5.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.4	0.1	0.5	0.1	0.5
情報・通信業	0.7	2.3	1.0	2.9	1.1	2.4
運輸業	2.2	4.3	2.1	3.5	2.0	3.6
卸売・小売業	33.5	26.6	32.4	26.3	31.0	24.9
金融・保険業	2.3	5.3	2.3	3.9	2.1	3.4
不動産業	5.0	1.5	5.2	1.6	5.4	1.6
飲食店，宿泊業	13.7	8.2	13.0	8.6	12.7	8.8
医療，福祉	4.5	9.0	5.3	10.8	6.5	12.9
教育，学習支援業	3.7	4.7	3.8	5.1	4.1	5.8
複合サービス事業	0.8	1.1	0.9	1.2	0.9	1.7
サービス業	20.3	14.5	21.2	14.9	22.2	16.0
公務	0.4	4.9	0.4	5.6	0.4	5.7
対前回増減数						
全産業			△ 2,681	△ 20,260	△ 2,301	△ 10,763
農林漁業			△ 11	34	△ 1	△ 102
非農林漁業			△ 2,670	△ 20,294	△ 2,300	△ 10,661
鉱業			△ 1	△ 43	△ 2	8
建設業			△ 265	△ 5,273	△ 321	△ 3,762
製造業			△ 211	△ 4,414	△ 179	△ 4,771
電気・ガス・熱供給・水道業			4	247	0	△ 43
情報・通信業			92	1,146	△ 12	△ 1,659
運輸業			△ 106	△ 3,292	△ 71	△ 320
卸売・小売業			△ 1,230	△ 6,017	△ 1,137	△ 7,101
金融・保険業			△ 76	△ 5,387	△ 105	△ 1,986
不動産業			△ 86	△ 147	△ 50	△ 131
飲食店，宿泊業			△ 563	△ 636	△ 389	△ 211
医療，福祉			131	3,684	203	5,008
教育，学習支援業			△ 71	188	0	1,628
複合サービス事業			△ 6	111	△ 30	1,379
サービス業			△ 257	△ 1,416	△ 198	1,634
公務			△ 25	955	△ 9	△ 326
対前回増加率						
全産業			△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.5
農林漁業			△ 26.0	4.8	△ 3.3	△ 13.7
非農林漁業			△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.4
鉱業			△ 14.0	△ 69.4	△ 33.3	42.1
建設業			△ 9.2	△ 17.6	△ 12.2	△ 15.2
製造業			△ 15.7	△ 16.7	△ 15.8	△ 21.6
電気・ガス・熱供給・水道業			22.2	18.1	0.0	△ 2.7
情報・通信業			41.1	19.3	△ 3.8	△ 18.5
運輸業			△ 14.4	△ 23.0	△ 11.3	△ 2.9
卸売・小売業			△ 11.0	△ 6.8	△ 11.5	△ 8.7
金融・保険業			△ 9.8	△ 30.7	△ 15.0	△ 16.3
不動産業			△ 5.2	△ 2.9	△ 3.2	△ 2.7
飲食店，宿泊業			△ 12.4	△ 2.3	△ 9.7	△ 0.8
医療，福祉			8.7	13.0	12.4	14.9
教育，学習支援業			△ 5.8	1.2	0.0	10.3
複合サービス事業			△ 2.1	3.2	△ 10.9	36.6
サービス業			△ 3.8	△ 3.0	△ 3.0	3.5
公務			△ 16.9	5.8	△ 7.3	△ 1.9

ウ 商　　業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商工振興課）

（平成19年商業統計調査結果）

産業分類		商店数			従業者数			年間商品販売額		
		平成14年実数（店）	平成19年		平成14年実数（人）	平成19年		平成14年実数（万円）	平成19年	
			実数（店）	構成比（%）		実数（人）	構成比（%）		実数（万円）	構成比（%）
合計		**9,205**	**8,036**	**－**	**74,371**	**65,365**	**－**	**255,022,235**	227,432,273	**－**
卸売業計		**2,417**	**2,115**	**100**	**26,324**	**21,810**	**100**	**174,246,275**	150,058,228	**100**
49	各種商品卸売業	4	12	0.6%	69	167	0.8%	452,965	1,320,799	0.9%
501	繊維品卸売業	13	6	0.3%	58	34	0.2%	120,334	69,687	0.0%
502	衣服・身の回り品卸売業	119	81	3.8%	1,149	630	2.9%	3,191,854	1,738,975	1.2%
511	農畜産物・水産物卸売業	296	298	14.1%	4,159	4,192	19.2%	40,325,968	34,996,539	23.3%
512	食料・飲料卸売業	277	257	12.2%	3,345	2,801	12.8%	25,973,403	20,241,214	13.5%
521	建築材料卸売業	264	225	10.6%	2,420	1,953	9.0%	13,933,595	10,810,793	7.2%
522	化学製品卸売業	75	79	3.7%	713	569	2.6%	5,634,929	4,673,778	3.1%
523	鉱物・金属材料卸売業	54	59	2.8%	474	558	2.6%	5,752,321	9,703,326	6.5%
524	再生資源卸売業	27	21	1.0%	428	522	2.4%	891,720	2,003,141	1.3%
531	一般機械器具卸売業	264	199	9.4%	2,065	1,704	7.8%	11,383,581	10,862,555	7.2%
532	自動車卸売業	126	110	5.2%	2,019	1,228	5.6%	7,587,289	4,389,887	2.9%
533	電気機械器具卸売業	210	172	8.1%	2,028	1,449	6.6%	14,820,507	13,908,346	9.3%
539	その他機械器具	113	99	4.7%	1,158	1,069	4.9%	5,639,367	6,669,596	4.4%
541	家具・建具・じゅう器等卸売業	107	73	3.5%	780	481	2.2%	2,389,856	2,148,365	1.4%
542	医薬品・化粧品等卸売業	182	152	7.2%	2,751	2,213	10.1%	24,098,535	15,634,496	10.4%
549	他に分類されない卸売業	286	272	12.9%	2,708	2,240	10.3%	12,050,051	10,886,731	7.3%
小売業計		**6,788**	**5,921**	**100**	**48,047**	**43,555**	**100**	**80,775,960**	77,374,045	**100**
55	各種商品小売業	21	39	0.7%	3,319	2,916	6.7%	12,337,562	12,483,720	16.1%
56	織物・衣服・身の回り品小売業	1,155	1,048	17.7%	5,118	4,307	9.9%	7,201,821	5,685,804	7.3%
57	飲食料品小売業	2,261	1,874	31.7%	18,656	16,730	38.4%	21,977,419	20,170,738	26.1%
58	自動車・自転車小売業	542	491	8.3%	3,286	3,584	8.2%	9,331,153	10,292,913	13.3%
59	家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業	570	486	8.2%	3,208	3,262	7.5%	7,921,867	8,114,866	10.5%
60	その他の小売業	2,239	1,983	33.5%	14,460	12,756	29.3%	22,006,138	20,626,004	26.7%

エ　工　　業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等［従業者４人以上の事業所］（商工振興課）

（平成21年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数（箇所）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（万円）	構成比（%）
総計	480	100.00	15,174	100.00	26,497,206	100.00
食料品	166	34.58	5,228	34.45	9,177,106	34.63
飲料・たばこ・飼料製造	10	2.08	479	3.16	1,458,062	5.50
繊維工業	33	6.88	458	3.02	293,282	1.11
木材	11	2.29	163	1.07	167,242	0.63
家具・装備品	20	4.17	347	2.29	378,564	1.43
パルプ・紙	9	1.88	160	1.05	301,121	1.14
印刷	61	12.71	1,383	9.11	1,828,003	6.90
化学	5	1.04	1,547	10.20	3,973,760	15.00
石油・石炭	1	0.21	10	0.07	X	X
プラスチック	7	1.46	203	1.34	253,511	0.96
ゴム製品	1	0.21	5	0.03	X	X
窯業・土石	26	5.42	421	2.77	1,037811	3.92
鉄鋼	8	1.67	295	1.94	806,427	3.04
非鉄金属	1	0.21	10	0.07	X	X
金属製品	42	8.75	899	5.92	1,446337	5.46
はん用機械	5	1.04	133	0.88	86,229	0.33
生産用機械	16	3.33	383	2.52	457,927	1.73
業務用機械	5	1.04	82	0.54	67,602	0.26
電子部品	2	0.42	2,384	15.71	X	X
電気機器	9	1.88	141	0.93	122,187	0.46
情報通信機器	1	0.21	86	0.57	X	X
輸送用機器	6	1.25	44	0.29	29,451	0.11
その他	35	7.29	313	2.06	219,400	0.83

農水

オ　産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等［従業者４人以上の事業所］

（平成21年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成20年実数（箇所）	平成21年 実数（箇所）	平成21年 構成比（%）	平成20年実数（人）	平成21年 実数（人）	平成21年 構成比（%）	平成20年実数（万円）	平成21年 実数（万円）	平成21年 構成比（%）
総　　数	522	480	100.00	15,569	15,174	100.00	30,866,757	26,497,206	100.00
4～9人	246	213	44.38	1,431	1,249	8.23	1,266,027	1,029,417	3.89
10～19人	133	126	26.25	1,845	1,715	11.30	2,452,791	2,052,441	7.75
20～29人	53	57	11.88	1,305	1,390	9.16	2,348,444	2,471,811	9.33
30～49人	27	28	5.83	1042	1,112	7.33	1,752,129	1,678,348	6.33
50～99人	41	34	7.08	2,936	2,495	16.44	6,905,788	5,561,624	20.99
100～199人	14	13	2.71	1,989	1,819	11.99	4,541,617	2,853,920	10.77
200～299人	6	4	0.83	1,507	909	5.99	2,884,539	2,327,362	8.78
300～499人	－	3	0.63	－	1,054	6.95	X	X	X
500人以上	2	2	0.42	3,514	3,431	22.61	X	X	X

※　統計表中の記号について
「－」：該当がないもの。
「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。
また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

２　農 林 水 産 業

（１）概　況（農業政策課）

本市の農林水産業は、ナス・すいか・メロンなどの野菜、米をはじめ、みかん・梨などの果樹、花き、畜産などの豊富な基幹作目を有した多種多様な農業と有明海沿岸におけるノリ、魚介類等の海産物に加え、地下水を利用した錦鯉養殖等の水産業からなっている。

いずれも、都市近郊という優位性を活かし、農業については、市街化区域内、北西部中山間、南西部水田、南東部水田、東部水田・畑作、北部水田・畑作、富合地域水田地帯、さらには平成２２年３月２３日に合併した城南町及び植木町地域において、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、農業産出額は、全国でも上位の地位を誇り、市民の食と環境を支えている。

しかしながら、本市の農業においても、近年、消費者の食の安全や農水産業、農水産業地域の持つ環境安全・景観維持等の多面的機能への関心が高まりつつある一方で、農水産業、農水産業地域は、担い手の高齢化、後継者の不足による活力の低下が懸念されている。また、水産業についても、漁場環境の変化や漁業者の減少、高齢化、価格の低迷などの問題を抱えているのが現状である。

このような中、西暦２０１８年を目標とした「第６次熊本市総合計画」の個別計画として平成２０年度に策定した「熊本市農水産業計画」に基づき「農水産業の持続的発展」を基本目標に、安全・安心で良質な農水産物を生産し、消費者の理解を深め、消費拡大を図り、また、生産性・収益性の高い農水産業の実現に向け、担い手の育成や生産性の向上、経営安定のための支援、生産基盤の整備、環境保全に配慮した農水産業の実現に取り組み、夢のある・稼げる・やりがいのある農水産業の実現を図っていく。

ア　販売農家の農家戸数と農業就業人口（農業政策課）

区分／年度	農家戸数（戸）	農業就農人口（人）	専業農家戸数（戸）	兼業農家戸数（戸）		
				第１種兼業農家	第２種兼業農家	計
18	4,386	9,932	1,851	804	1,731	2,535
19	4,278	9,603	1,865	709	1,704	2,413
20	4,790	10,182	1,888	1,094	1,808	2,902
21	6,662	13,758	2,557	1,586	2,519	4,105
22	5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313

（注）農林業センサス結果に基づく推計

イ　経営耕地面積（販売農家）（農業政策課）

（単位　ha）

区分／年度	総経営耕地面積	水田	畑		
			普通畑	樹園地	計
18	6,425	4,076	790	1,559	2,349
19	6,305	4,002	765	1,537	2,302
20	6,999	4,728	755	1,516	2,271
21	9,659	6,670	1,237	1,752	2,989
22	9,324	6,295	1,293	1,736	3,029

（注）農林業センサス結果に基づく推計

ウ　林野面積（生産流通課）

（単位　ha）

区分／年度	総面積	国有林	民有林					
				用材林	薪炭林	竹林	特殊林	要造林地
18	3,880	1,285	2,594	545	1,565	424	1	59
19	3,880	1,285	2,595	545	1,566	424	1	59
20	4,206	1,432	2,807	643	1,675	434	1	54
21	6,226	1,634	4,592	1,083	2,557	881	1	70
22	6,214	1,602	4,612	1,083	2,576	882	1	70

エ　民有林の樹種別面積と蓄積（生産流通課）

区分 / 年度	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		ha
18	545	208,977	1,566	242,034	424	466,383	1	－	59
19	545	213,636	1,566	243,046	424	466,323	1	－	59
20	643	247,616	1,675	257,476	434	477,303	1	－	54
21	1,083	438,359	2,557	384,382	881	924,076	1	－	70
22	1,083	445,968	2,576	390,034	882	924,012	1	－	70

オ　農業産出額（生産流通課）

（市農林水産振興部調）

区分 / 年度	水稲		麦		大豆		野菜	
	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
18	3,170	2,863	195	78	154	54	1,660	13,821
19	3,110	3,064	183	41	164	50	1,527	13,798
20	3,440	4,215	571	138	172	40	1,611	14,734
21	4,627	5,201	1,150	107	325	94	2,382	22,297
22	4,750	4,358	1,090	85	324	55	2,287	21,995

花き		樹芸		果樹		工芸作物（たばこ）	
作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
54	1,378	25	149	1,831	8,454	1	6
54	1,320	23	143	1,762	7,351	1	5
59	1,406	23	138	1,734	6,982	1	7
70	1,590	55	370	2,017	7,807	36	197
59	1,406	41	320	1,968	9,019	36	135

酪農		肉用牛		養豚		馬	
飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額
頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円
2,393	1,851	1,188	470	4,987	397	395	424
2,300	1,804	1,309	463	4,850	359	416	401
2,301	1,821	1,248	400	5,353	453	433	415
2,854	2,423	3,685	1,119	34,562	772	550	581
2,582	2,174	3,549	761	38,118	2,072	806	758

養鶏		養蜂		生産額合計
飼育数	生産額	飼育数	生産額	
羽	百万円		百万円	百万円
62,830	161	－	158	30,264
60,225	154	－	153	29,106
62,410	174	－	155	31,078
447,850	1,867	－	242	44,667
424,590	1,085	－	155	44,378

カ　漁船数（水産振興センター）

数量 ＼ 年度	漁　船　数（隻）（動力船）
17	1,347
18	1,372
19	1,397
20	1,363
21	1,335

（港勢調査より）

キ　漁業生産額（水産振興センター）

区分 ＼ 年	乾　ノ　リ		貝　藻　類		海　水　魚		淡　水　魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	千枚	百万円	t	百万円	t	百万円	t	百万円
16	604,856	5,798	1,319	423	291	226	18	36
17	672,290	6,522	2,390	846	263	217	17	83
18	671,422	5,896	1,756	614	262	212	6	67
19	716,811	6,196	2,440	1,104	206	139	7	73
20	691,263	6,047	2,661	1,108	205	141	5	63

（市農林水産振興部調べ）

ク　農業協同組合（農業政策課）

（平成23.4.1現在）

名　　称	組合員数（人）	設立年月日
熊本市農業協同組合	20,083	平 4. 4. 1
熊本市中央酪農農業協同組合	15	昭36. 8.31
熊本宇城農業協同組合(富合・城南地域)	3,378	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	2,669	平元. 4. 1

ケ　漁業協同組合（水産振興センター）

（平成22.4.1現在）

名　　称	組合員数（人）	設立年月日
河内漁業協同組合	211	昭24. 8. 5
松尾漁業協同組合	70	昭24. 6.15
小島漁業協同組合	283	昭24. 6.15
沖新漁業協同組合	398	昭24. 7. 4
畠口漁業協同組合	163	昭24. 9.27
海路口漁業協同組合	275	昭25. 5.17
川口漁業協同組合	289	昭24. 4. 9
熊本市漁業協同組合	144	昭24. 4.22

（２）主 要 事 業

ア　農林関係

①　農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画及び富合農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積　２５，５４６ｈａ　　農用地区域面積　９，８２５ｈａ

②　農とぴあ推進事業（農業政策課）

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援することにより、その拠点づくりを目指す。

農とぴあ推進計画に基づき、農とぴあゾーンを指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農をテーマとしたまちづくりを推進する。

地域づくり拠点型ゾーン＝農とぴあ（消費者と生産者が共生するゾーン）

・ 新鮮で安全な農産物が購入できる
・ 地元の食材等で「食」を味わえる
・ 農業を体験できる
・ 独自の伝統文化等にふれあえる
・ 農の景観に親しめる

③　中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成２２年度から平成２６年度まで５年間、毎年度直接支払いを実施する。

対 象 地 域　　旧河内町地域（芳野地区・河内地区）

対象農用地

・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
・ １ｈａ以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
・ 急傾斜の農用地（田１／２０以上、樹園地等畑１５度以上）

対 象 面 積　　田 ８．４８ｈａ、畑 ７１６．６８ｈａ　（平成２２年度実績）

対　象　者　　集落協定に基づき、５年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④　農業経営基盤強化促進対策事業（農業政策課担い手推進室）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者及び経理の一元化等法人化を目指す集落営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）

・ 経営改善支援活動事業（情報ネットワークの構築・認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金　　生産総合対策事業（生産流通課）

農産物の高品質化や低コスト化など生産体制の強化を図り、収益性の高い経営形態を確立し、農業経営の安定を図るための推進事業及び条件整備事業に取り組む。

・次世代型スイカ・メロン選果施設（JA熊本市北部選果場）

⑥ くまもと稼げる園芸産地育成対策事業（生産流通課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

・防虫ネット、点滴潅水施設、谷換気、循環扇、土壌改良機、土壌消毒機当導入

⑦ 農作物鳥獣被害対策事業（生産流通課）

近年、イノシシ・カラス・ヒヨドリ等の野生鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や猟友会等と連携し、発生予察に基づき有害鳥獣捕獲を行うとともに、自衛対策等についての啓発を行う。

⑧ 熊本市生産向上対策事業（生産流通課）

組織的に施設や農業機械等を導入し、共同利用をすることにより省力化及び経営安定に寄与する。

・トマト簡易選果機の整備、乗用管理機の導入

⑨ 土壌病虫検査室　分析・診断事業（生産流通課）

農業生産指導の一環として、土壌・堆肥・作物体の各種肥料成分等の分析・病害虫診断を実施して、農業生産の向上に寄与する。

分析実績　　（単位　件）

項目＼年度	18	19	20	21	22
土壌養分分析	653	799	1,407	1,185	858
農業用水・養液等分析	26	21	17	42	20
作物体・堆肥等分析	9	19	3	2	0
病害虫診断	31	38	88	79	64
その他	32	15	20	0	6
計	751	892	1,535	1,308	948

⑩ 環境にやさしい農業推進事業（生産流通課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進し、新鮮かつ安全な農産物の生産振興を図る。

・ 適正施肥管理対策の推進

土壌分析結果に基づく適正施肥の推進

・ エコファーマー認定の推進

・ 減農薬の推進

　農薬の適正使用と減農薬技術の導入

・ 農業関連廃棄物の適正処理とリサイクル推進

・ 省エネルギー化の推進

　効率的なエネルギー利用

・ 下水処理水再利用実用化試験

⑪　環境保全型農業育成事業（生産流通課・植木総合支所産業振興課）

・　土作りを基本とする環境に配慮した果樹生産に関する情報発信を支援。

・　土壌分析等に基づくバイオマス（堆肥等）の活用を進め、環境と調和の取れた循環型農業の促進を図る。

⑫　水田農業構造改革対策（農業政策課 担い手推進室）

平成１４年１２月「米政策改革大綱」が決定され、この大綱に基づき平成１６年度から新たに本対策が実施されることとなった。消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に応じた米づくりの推進を通して、地域自らの発想・戦略により水田農業の将来方向を明らかにした水田農業ビジョンを作成し、平成２４年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すものである。

区分＼年度	18	19	20	21	22
実　施　農　家　数　（戸）	4,391	2,971	5,027	7,926	7,307
水稲生産目標数量　（トン）	16,687	9,743	16,605	26,730	23,473
水稲生産確定数量　（トン）	12,246	9,735	16,602	23,570	22,861
水稲作付確定面積　（ｈａ）	2,265	1,787	3,002	4,375	4,293
主食用水稲作付面積（ｈａ）	2,064	1,453	2,873	4,135	4,045
水稲作付超過率　（％）	91.5	81.3	95.7	94.5	94.2

※ 水稲生産実施計画書提出者のみの実績
H21から旧富合、城南、植木町含む

⑬　農漁業後継者の育成（担い手推進室・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

⑭　みかん実験農場（生産流通課）

所　在　地　　松尾町上松尾字筒井１０９３番地
面　　積　　総面積　３．５ｈａ（圃場２ｈａ：原野他１．５ｈａ）
植 栽 本 数　　早生温州　２８０本　　中晩柑　　１８０本
　　普通温州　１００本　　落葉果樹　　７５本
施　　設　　管理棟　１棟　９７．０５㎡
　　（事務室１４．９㎡、実験室２９．１５㎡、研修室５３．０㎡）
　　ガラスハウス　１棟　４４．７１㎡
事 業 概 要　　温州みかん、中晩柑の高品質果実生産実証試験
　　普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置
　　研修、講習、実習、講演会等の実施
　　学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ

⑮　くまもと春の植木市（生産流通課地産地消推進室）

四百数十年の歴史をもつ、本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成２２年度実施状況
開催期間　　平成２３年２月１日（火）～３月１０日（木）　３８日間
場　　所　　戸島いこいの広場（熊本市戸島町）
面　　積　　約６２，０００㎡（会場）
　　うち駐車場約３８，０００㎡
展示小間数　約４１０小間（１小間当たり１０㎡）
　　うち、ビニールハウス約１７０小間
出展品目　庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約１００万点）
出展業者　１２８業者

⑯　市民農園（生産流通課地産地消推進室）

市民農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を　提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいづくりの場として、昭和５９年度より開設している。

・ 利用料金１区画（１５㎡）５，０００円
・ 農園数　　１３農園
・ 区画数　　８８１区画

（平成23年4月現在）

名　　称	所　在　地	区画数	名　　称	所　在　地	区画数
月出山市民農園	月出3丁目2432-56	108	川尻市民農園	八幡11丁目723	46
麻 生 田　〃	麻生田4丁目1634-1	73	鶴羽田　〃	鶴羽田町1117-1	67
帯　　山　〃	帯山7丁目764	65	長嶺南　〃	長嶺南8丁目1370-1	94
桜　　木　〃	桜木4丁目54	48	国府本町　〃	国府本町75	81
柿　　原　〃	花園7丁目1990	42	田　迎　〃	田迎6丁目71-1	98
花　　立　〃	花立6丁目541-1	40	近　見　〃	近見4丁目228	63
高　　平　〃	高平1丁目324-1	56			

イ　畜産関係（生産流通課）

畜産総合対策事業

①　高品質生産能力を有する家畜の生産を奨励するとともに、家畜伝染病等発生を未然に防止することで、畜産物生産基盤の確立と畜産農家の経営安定を図る。

②　隣県での口蹄疫の発生に伴い、本市での発生防止のための口蹄疫緊急防疫対策並びに家畜市場の閉鎖による影響を緩和するための口蹄疫家畜出荷遅延対策を実施。

ウ　水産関係（水産振興センター）

生産基盤の整備（漁港・漁場の整備）

安全で使い易い漁港施設の整備拡充と施設の長寿命化を図るため、漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場整備により漁場の維持保全と水産資源の持続的生産を図る。

①　漁港施設の整備（漁港単独改良、水産基盤ストックマネジメント事業等）

②　漁港浚渫土砂の仮置場整備

③　アサリ漁場整備(覆砂事業)

漁港施設　　（平成22年度現在）

区分／名称	所　在　地	種別	現有施設延長		登録漁船数(隻)	利用漁船数(隻)
			外かく施設(m)	係留施設(m)		
四番漁港	沖新町･畠口町	第１種	1,451.7	715.6	296	430
海路口漁港	海路口町	〃	1,829.8	511.5	100	100
天明漁港	川口町	〃	134	841.2	313	335
計			3,415.5	2,068.3	709	865

水産業経営安定強化

①　水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

②　経営安定に向けた支援と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

エ　耕地関係（耕地課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除施設あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

区分＼地区名	画図北部地区　外３地区
総事業費	2,870 百万円
事業量	排水路 L＝4,455m 排水機 16t
事業年度	平成3 ～ 24年
受益面積	310ha

経営体育成基盤整備事業(県営)

区分＼地区名	南尾迫地区　外２地区
総事業費	7,861 百万円
事業量	区画整理 A＝249ha
事業年度	平成20 ～ 31年
受益面積	256ha

農業防災事業（県営）

区分＼地区名	小島地区　外６地区
総事業費	3,715 百万円
事業量	排水路L＝570 m　排水機 31.8t
事業年度	平成21 ～ 27年
受益面積	432ha

農道整備事業（県営）

区分＼地区名	谷尾崎２期地区　外１地区
総事業費	1,209 百万円
事業量	農道 L＝3,300m
事業年度	平成20 ～ 26年
受益面積	222ha

海岸保全事業（県営）

区分＼地区名	沖新地区　外２地区
総事業費	11,537 百万円
事業量	消波工等 L＝12,214m
事業年度	昭和33 ～ 平成27年

農地保全事業（県営）

区分＼地区名	塩屋地区　外２地区
総事業費	1,750 百万円
事業量	排水路 L＝8,394m 水兼農道 L＝ 4,689m
事業年度	平成19 ～ 26年
受益面積	80.8ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

区分＼地区名	池上第１地区　外２１地区
総事業費	329 百万円
事業量	エンジンオーバーホール他
事業年度	平成19 ～ 26年

農地・水・環境保全向上対策（団体営）

区分＼地区名	秋津地区　外５１地区
総事業費	1,389 百万円
事業量	活動地域農用地　A=6,701ha
事業年度	平成19 ～ 23年

（３）農林漁業振興資金貸付（農業政策課・水産振興センター）

ア　農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農林資金	農業協同組合 銀行	施設資金（果樹にかかるものを除く） 温室、ハウス、潅水、加温、防除、農産物貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		果樹経営安定資金 潅水、加温、防除、貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内		
		農業機械資金 耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具収穫調整用機具等	事業費の80%以内 (共同購入等については100%以内)	7年以内		
		種苗資材資金 種苗購入、資材購入等	事業費の80%以内 (共同購入等については100%以内)	5年以内		
		農作物生産基礎条件整備資金 天地返し、暗きょ、客土等	事業費の80%以内 (1ha以上の面的事業については100%以内)	3年以内		
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用雑魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円を超える額の貸付については、5年以内)	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合 銀行	種畜導入資金	乳牛（牝） 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁植肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬　1頭につき35万円以内			
			豚　1頭につき10万円以内	3年以内		
		家畜導入資金	肉用牛　1頭につき35万円以内	3年以内		
			肉用雄子牛 1頭につき10万円以内			
			肉用馬　1頭につき35万円以内			
			豚　1頭につき2万円以内			
		畜産施設資金 畜舎の新築・改造又は器具の購入等	事業費の80%以内 (共同施設・共同購入については100%以内)	7年以内		
		畜舎ふん尿処理施設資金	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内	無利子	
		畜舎移転資金	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内		
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具（〃）	1件につき200万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種魚（〃）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚魚（〃）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき500万円以内	5年以内		

イ　貸付状況

区分 / 資金名	20年度 件数	20年度 金額	21年度 件数	21年度 金額	22年度 件数	22年度 金額
	件	千円	件	千円	件	千円
農林施設資金	0	0	0	0	0	0
果樹経営安定資金	0	0	0	0	0	0
農業機械資金	0	0	0	0	0	0
農林種苗資材資金	0	0	0	0	0	0
農作物生産基礎条件整備資金	0	0	0	0	0	0
農業及び漁業後継者育成資金	17	36,260	20	36,620	18	36,750
種畜導入資金	1	700	0	0	0	0
家畜導入資金	0	0	0	0	0	0
畜産施設資金	0	0	0	0	0	0
畜産ふん尿処理施設資金	0	0	0	0	0	0
畜舎移転資金	0	0	0	0	0	0
資材種苗資金	53	48,700	54	50,100	57	53,900
機械器具資金	27	46,000	26	47,000	21	34,000
養殖施設資金	0	0	0	0	0	0
種魚・稚魚資金	0	0	0	0	0	0
漁船建造資金	13	41,300	12	37,500	9	38,000
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災害対策資金	0	0	0	0	0	0
合計	111	172,9600	112	171,220	105	162,650

3　食肉センター（食肉センター）

（1）概　　況

食肉センター（卸売市場）は、昭和１３年に熊本市営と畜場として設置し、昭和４０年に名称を「熊本市食肉センター」に変更するとともに、食肉卸売市場を開設しました。現在、本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担っている。

（2）施　　設

所　在　地　　南熊本２丁目３番１号

昭和１３年　９月　熊本市営と畜場を設置する

昭和４０年　４月　熊本市食肉センターと名称変更する

昭和４０年１０月　熊本市食肉卸売市場を開設する

昭和４８年　１月　指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」となる

建築面積　　鉄筋一部木造　２，９０９．６２㎡

敷地面積　　１０，４５４．７８㎡

施設名称	構造	面積	能力	備考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.9㎡		1階139.9㎡　2階129㎡
懸肉室	鉄筋コンクリート、一部屋根鉄骨コンクリート	475.9㎡		
食肉卸売場		293.6㎡		昭和48. 7　冷房設備
冷蔵庫	〃	481㎡	豚換算 775頭	昭和39.12　192㎡設置 昭和42.11　240㎡増設 昭和55. 3　34㎡増設 平成 6. 3　15㎡増設
と室	〃	838.1㎡		昭和40. 4　解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
けい留所	〃	478.9㎡		昭和55. 7　小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄化槽	活性汚泥方式	720㎡	日間処理能力 750t	昭和40. 3　250t 設置 昭和42. 6　250t 増設 昭和48.10　250t 増設
簡易焼却炉		40.2㎡	1基	平成 8. 3　150K／時
控室	木造瓦棒葺	48㎡		平成 8. 3　改造

（３）と 畜 頭 数

（単位　頭）

区分＼年度	18	19	20	21	22
牛	9,181	8,965	8,922	8,938	8,083
馬	4,057	3,784	3,684	3,597	3,373
豚	38,819	38,436	37,907	35,850	34,826
緬　山　羊	0	0	0	0	0
計	52,057	51,185	50,513	48,385	46,282

（４）使用料及び手数料

（単位　円）

区分＼使用料手数料	牛	馬	豚				牛60kg以下	こ馬	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg以上	20kg以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8.4.1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8.4.1
と畜場使用料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58.4.1
検査手数料	400	400	200				400	400	200	200	平成12.4.1
冷蔵庫使用料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58.4.1
市場使用料	売上金の1,000分の2										昭和48.4.1

農水

４　競　輪　事　業（競輪事務所）

（１）概　　要

本市競輪事業は昭和２５年７月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和３７年４月自転車競技法の恒久立法化、同年１０月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける売上額は、総額８，９８１億円余、熊本市財政への繰出金総額は６５１億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

現在の競輪事業を取り巻く状況は非常に厳しいが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

（２）施　　設

所　在　地	水前寺５丁目２３番１号		
開設年月	昭和２５年７月		
敷地面積	４３，１８１．６３㎡　競争路１周５００ｍ		
駐　車　場	２０，８４２．３５㎡（１，２１０台収容）		
投　票　所	８ヵ所	窓口	１６８
支　払　所	８ヵ所	窓口	６２
観　覧　席	定　員　１２，０００人	一　　般	３，３００人
		立　　見	７，６８８人
		特別観覧席	１，０１２人

（３）競輪事業の実績

区分＼年度	18	19	20	21	22
開催回数	12	12	12	12	12
開催日数	67	67	58	58	58
入場者数	174,940	170,666	140,321	126,841	104,160
収入	千円	千円	千円	千円	千円
入場料（普通席）	8,747	8,533	7,016	6,342	5,208
〃（特別席）	13,431	14,372	12,939	11,227	8,102
車券発売金	17,296,168	19,895,147	15,601,383	13,393,119	11,445,024
その他の収入	894,231	1,031,949	1,040,587	936,318	797,976
前年度繰越金	1,111,070	1,303,529	789,432	1,090,845	747,932
支出					
経常経費	182,521	168,550	160,459	190,660	158,599
開催経費	16,439,280	19,295,387	15,198,733	13,152,804	11,261,563
交付金	732,294	855,461	485,551	400,172	643,805
施設関係	166,024	444,702	115,770	46,284	364,785
一般会計繰出金	500,000	700,000	400,000	900,000	300,000

（４）競輪事業収益金の使途

区分＼年度	土木・住宅関係		民生関係		教育関係		衛生関係		災害復旧工事関係		その他		合計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
18	58,650	11.7	355,750	71.2	47,650	9.5	6,150	1.2	0	0	31,800	6.4	500,000	100.0
19	59,150	8,5	512,750	73,2	76,440	10.9	7,770	1.1	0	0	43,890	6.3	700,000	100.0
20	32,760	8.2	299,520	74.9	38,080	9.5	7,480	1.9	0	0	22,160	5.5	400,000	100.0
21	111,960	12.4	617,940	68.7	90,270	10.0	18,720	2.1	90	0	61,020	6.8	900,000	100.0
22	29,700	9.9	226,440	75.5	24,780	8.3	5,940	2.0	0	0	13,140	4.3	300,000	100.0

5　農 業 委 員 会　（農業委員会事務局）

農地等利用関係の調整

ア　農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況　（平成22年度）　（単位　㎡）

農区		項目／農区名	農地法第3条				農地法第4・5条								農地法第18条（旧　20条）		非農地証明		その他	合計	
			（所有権移転）		（使用貸借権・賃借権の認定・移転）				第4条		第5条		許可不要								
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	件数	面積
熊本市	1	上熊本	3	1,035	1	654	53	14,486	21	4,395	32	10,091					1	776		58	16,951
	2	白坪					18	8,573	6	2,598	12	5,975								18	8,573
	3	本山					2	202			2	202								2	202
	4	画図	14	15,985	1	25,933	117	57,162	22	10,154	94	35,730	1	11,278	2	7,014				134	106,094
	5	健軍	1	762			27	13,476	9	5,921	17	7,405	1	150						28	14,238
	6	清水	1	743	1	1,532	84	41,496	22	13,995	62	27,501			1	1,120				87	44,891
	7	力合	3	3,176	2	4,110	62	36,396	16	5,135	46	31,261								67	43,682
	8	日吉	9	13,261			42	20,246	14	8,798	28	11,448			1	1,173				52	34,680
	9	出水					31	9,207	14	5,278	16	3,919	1	10						31	9,207
	10	川尻	2	5,375			2	1,321	1	1,023	1	298			1	5,535				5	12,231
	11	田迎	1	1,956			28	16,340	9	5,120	19	11,220								29	18,296
	12	御幸	6	27,537	1	2,017	18	7,616	3	1,059	14	6,474	1	83						25	37,170
	13	池上	5	12,528	1	4,570	13	3,882	5	1,916	7	1,955	1	11						19	20,980
	14	城山	10	11,925	3	13,173	59	24,566	9	4,133	48	20,415	2	18	6	7,234				78	56,898
	15	秋津	2	3,373	1	16,113	34	18,467	14	8,602	19	9,856	1	9	5	28,192				42	66,145
	16	松尾	11	8,632	6	43,881	5	1,956	2	1,020	3	936			3	21,831				25	76,300
	17	小島	10	27,917	4	22,864	7	4,865	3	4,012	4	853								21	55,646
	18	龍田	1	47	1	5,722	60	42,861	7	10,718	53	32,143								62	48,630
	19	中島	22	68,691	5	28,092	13	3,838	2	937	7	2,546	4	355			1	546		41	101,167
	20	供合			2	6,971	14	6,528	1	264	9	6,031	4	233	2	7,445				18	20,944
	21	広畑			1	4,708	31	18,361	13	5,285	17	13,067	1	9						32	23,069
	22	小山戸島	6	16,451			47	66,225	10	5,981	34	32,128	3	28,116	4	9,065				57	91,741
	23	西里	13	29,100	2	22,346	8	16,407			6	3,878	2	12,529	1	1,280				24	69,133
	24	川上	12	26,589	6	52,966	62	35,638	20	11,384	40	23,277	2	977	1	883				81	116,076
	25	河内	17	24,196	2	5,035	7	3,178			4	2,871	3	307			2	912		28	33,321
	26	芳野	7	32,967	2	32,825	7	4,208	3	3,701	1	482	3	25	3	6,967				19	76,967
	27	八分字	4	2,125	2	12,070	15	6,772	3	1,168	12	5,604			1	548				22	21,515
	28	藤富	3	1,972	3	38,344	11	6,976	1	462	10	6,514								17	47,292
	29	並建	5	22,579			6	3,286			4	3,268	2	18	3	9,085	1	650		15	35,600
	30	中緑	1	468	1	5,140	1	213	1	213							2	300		5	6,121
	31	銭塘	5	32,207			8	3,051			8	3,051			4	4,317	1	500		18	40,075
	32	奥古閑	2	3,169	1	7,012	4	2,497	1	234	3	2,263			1	1,080				8	13,758
	33	海路口	4	22,893	2	43,445	1	503			1	503			2	8,425				9	75,266
	34	川口	1	93	1	4,303	－	－												2	4,396
富合町	35	杉合	7	16,593	1	13,290	17	12,135	3	1,478	12	10,639	2	18	9	28,644				34	70,662
	36	守富	15	28,659	1	8,361	31	19,523	7	5,021	17	7,471	7	7,031	15	44,645				62	101,188
城南町	37	杉上	8	19,481	7	53,785	24	11,571	7	4,005	17	7,566			23	80,511				62	165,348
	38	隈庄	4	25,079	1	969	40	27,431	3	4,277	24	21,303	13	1,851	6	23,873				51	77,352
	39	豊田	17	45,479	4	4,250	19	7,791	2	839	13	6,209	4	743	5	17,717				45	75,237
植木町	40	山本	3	6,098	2	37,327	3	1,421			2	1,027	1	394	2	24,117				10	68,963
	41	田原	6	7,768			1	725			1	725			1	1,943				8	10,436
	42	菱形	15	38,134	3	18,792	6	4,917	1	725	4	3,221	1	971	12	96,741	1	122		37	158,706
	43	桜井	6	15,689			6	6,323	1	2,399	5	3,924			4	12,808				16	34,820
	44	植木													1	672				1	672
	45	山東	1	1,079			11	9,108			10	9,099	1	9	1	25,356				13	35,543
	46	吉松	5	8,048	1	5,443	6	4,225	2	1,412	4	2,813			5	17,121	1	42		18	34,879
	47	田底	6	5,249	2	2,352	1	386			1	386								9	7,987
合計			274	635,108	74	548,395	1,062	606,355	258	143,662	743	397,548	61	65,145	125	495,342	10	3,848		1,545	2,289,048

農地法第４・５条・許可不要用途別転用実績　　（平成22年度）

		合計				比率（%）
		件数	面積（㎡）			
			田	畑	計	
住宅用地	農家住宅	17	5,576	4,718	10,294	1.70
	一般個人住宅	422	53,471	97,694	151,165	24.93
	集団住宅、その他	355	95,721	148,992	244,713	40.36
	小計	794	154,768	251,404	406,172	66.99
農鉱工業用地	農林漁業用施設	18	13,207	3,382	16,589	2.74
	鉱業	－	－	－	－	－
	建設業	32	11,735	14,622	26,357	4.35
	金属機械工業			－		
	化学・紙パルプ工業	1		1,841	1,841	0.30
	繊維・食料品工業			－		
	電気・ガス・水道事業	4	6,213	150	6,363	1.05
	その他	14	2,801	12,427	15,228	2.51
	小計	69	33,956	32,422	66,378	10.95
公共施設用地	官公署・病院等公共用地	14	3,841	4,305	8,146	1.34
	学校用地	1		1,449	1,449	0.24
	公園・運動場用地	3		29,933	29,933	4.94
	道・水路、鉄道用地	60	522	17,264	17,786	2.93
	小計	78	4,363	52,951	57,314	9.45
その他の建物施設用地	運輸通信業建物施設	26	5,092	1,198	6,290	1.04
	商業・サービス業	28	19,214	11,307	30,521	5.03
	ゴルフ場その他レジャー施設					
	その他	60	15,906	21,849	37,755	6.22
	小計	114	40,212	34,354	74,566	12.29
植林		2	717	1,208	1,925	0.32
合計		1,057	234,016	372,339	606,355	100.00

（1）農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行う。

（2）国有農地管理処分事務

国有農地の買収、売払、貸付等管理処分とその対価徴収事務を行っている。

（3）農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進する。

（４）農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を推進した。

農地利用集積実践実績（平成 22 年度）　（単位　㎡）

種　　別	件　数	期　　間	田	畑	合　計
利用権新規設定	330	6年未満	487,435	125,283	612,718
		6年以上10年未満	63,621	4,326	67,947
		10年以上	631,995	426,408	1,058,403
		小　　計	1,183,051	556,017	1,739,068
利用権再設定	352	6年未満	741,158	116,093	857,251
		6年以上10年未満	41,749	0	41,749
		10年以上	286,799	37,324	324,123
		小　　計	1,069,706	153,417	1,223,123
所有権移転	60		113,534	34,791	148,325
利用権移転	5		1,980	9,187	11,167
合　　計	747		2,368,271	753,412	3,121,683

（５）農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成、確保と経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（ 旧制度 ）　（平 23.3.31 現在）

種別	待期者（人）	合計（人）	受給者（人）		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人数	435	3,257	1,794	1,331	132

（ 新制度 ）　（平成 23.3.31 現在）

種別	加入者(人)（脱退者及び資格喪失者を除く）			待期者(人)	受給者(人)		
	合計(人)	通常加入者	政策支援加入者		合計(人)	特例付加年金	農業者老齢年金
人数	380	203	177	93	21	0	21

（６）農業委員会活動強化事業

熊本市に隣接する農業委員会と、地域に密着した主体的な広域連携活動を強化するとともに、農地無断転用及び遊休農地の現場での監視活動の強化等、具体的な取組みを推進している。

観光文化交流

1	シティブランド戦略	285
2	東アジア戦略	287
3	国際交流・国内交流	288
4	観光政策	295
5	熊本城	301
6	動植物園	307
7	文化振興	309
8	生涯学習	312
9	社会体育	318
10	市民会館・健軍文化ホール	327

１　シティブランド戦略（シティプロモーション課）

（１）　概　要

今日、人々のニーズが多様化する中で、人やモノの交流を盛んにするためには、名所旧跡などの観光地だけではなく、日常の暮らしに息づく伝統・文化や温かなおもてなしなどを含めた都市としての総合力が必要である。そして、これを象徴する「都市ブランド」を確立することは、他の都市との差別化を図り、多くの人から選択される都市となるために大変重要な戦略である。

本市は、第６次総合計画の中で、めざすべき将来の方向について、「九州中央の交流拠点都市」を掲げている。これを実現するためには、交流拠点としての都市機能の充実を図ることはもとより、全ての市民が本市のブランドイメージを共有するとともに、これを広く内外に発信することで、「九州中央の一大交流拠点」としての位置づけを確立していくことが必要である。

特に、本市においては、平成２３年３月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い、来熊者の増加が見込まれる半面、都市間競争の激化によりストロー現象が懸念されていることから、今後は、本市が有するさまざまな資源を最大限に活用し、人、企業、情報等、新たな資源を内外から獲得し、都市の力として定着させていくことが求められている。

（２）　熊本シティブランド戦略プラン

平成１８年に実施した「くまもと知名度向上（推進）調査」によると、本市のイメージは、「緑や水が豊か」、「歴史的・伝統的」、「地味」、「突出したイメージがない」などが挙げられている。

このようなことから、今後、本市の知名度を向上させていくためには、個別のブランド化を推進するだけでなく、「熊本城」や「地下水」、「田園都市」など、象徴する素材を活用しながら、わかりやすい都市イメージを想起させる効果的なブランド戦略が不可欠である。

このため、平成２０年５月、有識者、マスコミ関係者、公募市民などによる「熊本シティブランド戦略プラン策定委員会を設置し、同年１１月、策定委員会より「戦略プラン策定委員会案」が市長へ報告され、パブリックコメントを経て、平成２１年３月、「熊本シティブランド戦略プラン」が策定された。

平成２１年１０月に「わくわく都市くまもと」宣言を行い、シンボルマークを発表。これに使用された青・緑・赤の３色は、青＝日本一の地下水都市、緑＝水が育む豊かな農産物と森の都、赤＝「もっこす」と「わさもん」という熊本市民の特性から醸し出される真っ赤な情熱を表現しており、熊本市が有する財産として今後のブランド作りの戦略となっている。

（３）　ブランディングの基本的考え方

ブランドづくりには、継続作業が必要不可欠であり、この行為を続けていくことがブランディングである。以下の 4 つの基本的な考え方に基づきブランディングを進めていく。

① 目的とターゲットを明確にし、ブランディングを行う。

② 確立すべきブランドイメージ「湧々都市くまもと　～九州の真ん中！　人ほほえみ暮らしうるおう　集いのまち～」を基本に実施する。

③ 総合計画に位置付けられた「わくわく」の素材を活用し、本市の都市のイメージを効果的かつ効率的に発信し都市ブランドを確立することで、九州中央の交流拠点都市の実現を目指す。

④ 熊本シティブランドのアイデンティティである「青＝水」「緑＝農産物・森の都」「赤＝情熱」をストーリー化し、連続的な商品・サービス開発を行いながら、繰り返し訴求することにより、ブランドづくりを推進していく。

（４）　ブランディング実績

ア　平成２１年度

・　シティブランド宣言

新聞広告、ポスター、ホームページ開設（「わくわく都市くまもと」熊本シティブランドWEB)、市政だより表紙

・　「わくわく親善大使」の任命

「くまもと」ゆかりの著名人を「わくわく親善大使」に任命し、「わくわく都市くまもと」を広く PR する。

・　「一口城主」キャンペーン

「いきなりあなたも熊本城主」キャンペーンを行い、「くまもと」を広く PR する。また「城主手形」制度を設け、熊本城主に対する協賛店によるサービスを開始。

イ　平成２２年度

・　新幹線全線開業に向けた熊本市総合パンフレットの作成

・　熊本城でのおもてなしサービス実施

熊本城への来場者に対し、夏期におしぼり、冬期のカイロを配布。

・　「清正水物語」市場導入

くまもとの水を「清正水物語」として販売。加藤清正に基づくネーミングを用い、くまもとを想起させるストーリー展開によるブランディング。

・　水に関するパンフレットの作成。

・　「とれたてマルシェ」概念導入とパンフレット作成

熊本市内にある農産物直販所を「とれたてマルシェ」という愛称を用い、統一感を持たせる。

・　シンボルマークをデザインした「わくわくハンカチ」作成と配布

・　「わくわくプロジェクト」展開

「わくわく都市くまもと」熊本シティブランド WEB 上で、「ラーメンナビ」、「いきなり団子研究所」「新幹線全線開通おみやげ開発プロジェクト」を開始。

・　「宝探し in 熊本城」の実施

ウ　平成２３年度

・　これまでに効果的であったブランド戦略の継続

熊本城でのおしぼり・カイロ配布、城主手形活用促進キャンペーン、「一口城主」更新促進及び新規城主募集、わくわく親善大使の活用と活性化、WEB の活用、

・　新たなブランドストーリー展開

ブランディングの新たなストーリーとして、「路面電車」「まんが・アニメ」「公園」を取り上げ情報発信する。

・　「住みなっせキャンペーン」の実施

新幹線開通により通勤圏となった福岡市において、熊本市の良好な住環境をアピールし、定住人口の増加を図る。

・　くまもとフィルムコミッションとの連携

映画、テレビドラマの撮影を誘致し、くまもとの魅力を広く PR する。

２　東アジア戦略（シティプロモーション課国際室）

本市は、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業に続き政令指定都市への移行を控え、都市として魅力と存在感を高める新たな飛躍の時期を迎えている。

このような中、本市と地理的に近く、歴史的にもつながりが強い中国・韓国などの東アジア諸国は、近年、高い経済成長を遂げ、市場としての魅力が高まっている。

本市と東アジア諸国との交流は、観光・食品産業などを中心に取り組まれている状況にあるが、今後、さらに経済活動の様々な分野で相互依存関係を深め、東アジアとともに成長する熊本市を目指していく必要がある。

また、経済以外の分野においても、本市の強みである学術研究・高等教育機関の集積や地球環境問題など東アジア共通の新たな課題を踏まえ、本市と東アジア地域との更なる連携・協力を深めていくことが考えられる。

そこで、東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進め、東アジアから選ばれる都市となることを目的に、平成２２年３月「熊本市東アジア戦略」を策定し、産学官が連携した取り組みの強化を図るものである。

特に、成長著しい中国においては、上海に拠点を設け、効果的な戦略の推進を図ることとしている。

なお、この戦略を第６次総合計画に基づく部門計画と位置づけ、特に第６次総合計画の「重点的取り組み」（出会いわくわくプロジェクト）や、シティブランド戦略プラン、国際化指針、観光振興計画、新幹線開業プロジェクトなどの関連計画と連動させ、全庁的な取り組みとする。

計画期間は、第６次総合計画と合わせ、平成３０年度までとする。

また、社会経済活動の変化に対応するため、中間年である平成２５年度を目途に見直しを行う。

（１）　ターゲット都市

本計画では、上海市、香港、桂林市、台北市、釜山市、ソウル市、蔚山市等、本市と距離的に近く、かつ、人口規模が大きく、市場の獲得や観光客等の誘致、あるいは、学術や環境面での交流・連携が見込める都市を当面のターゲットとする。

また、これら以外の都市であっても、本市の東アジア戦略の展開に重要となる都市との交流・連携にも取り組んでいく。

※本計画における東アジアの定義：韓国、中国、香港、台湾、アセアン諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイ、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア）

（２）　戦略の目標と視点

「熊本市の存在感を示し、東アジアから選ばれる都市になる！」

観光

（３）　４つのチャレンジ

この目標を実現するため、次の４つにチャレンジする。

☆チャレンジ１　東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・コンベンション誘致

【チャレンジ方針】

①東アジアに向けた都市ブランドの確立と情報発信

②官民が一体となったおもてなしの向上や観光客・コンベンション等の誘致

③本市と東アジア諸都市間の異文化相互理解の推進

☆チャレンジ２　東アジアと連携した学術都市づくり

【チャレンジ方針】

①東アジアから留学生等が集まるための情報発信と受け皿づくり

②研究の核となる機関や人材の集積の促進

☆チャレンジ３　東アジアとのビジネス促進

【チャレンジ方針】

①本市産出の製品、農水産物等の東アジアにおける市場の獲得

②東アジアとのビジネスを拡大する人材の確保と育成

☆チャレンジ４　東アジアの中の環境先進都市の実現

【チャレンジ方針】

①世界に誇れる東アジアの中の環境先進都市づくりと情報発信

②共に環境保全に貢献するための国際協力の推進

③地場環境ビジネスの東アジアへの展開

３　国際交流 ・ 国内交流　（シティプロモーション課国際室）

概　　要

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市、福井市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成２２年３月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成２２年４月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界中の各都市と経済、文化、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。

また、平成２１年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、新たに「熊本市国際化指針」を策定し、「世界に開かれた活力ある都市の実現」をめざして、市民参加のもと、諸外国との多様な交流をさらに推進するための取組みを行っている。

（１）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和５４年７月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年１０月１日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行２０名を熊本市に迎え、市制９０周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は長期的な視野に立って教育・文化・観光等幅広い分野で様々な交流事業を展開してきた。特に、高校生交流事業は、友好都市締結当初から継続して実施しており、青少年の人材育成に寄与している。

平成１１年には、両市は友好都市締結２０周年を迎え、桂林市において両市長の間で２１世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。また、友好都市締結２５周年を迎えた平成１６年、桂林市で行われた両市長会議において、新たに、観光分野での協力と民間交流の支援について合意がなされた。また、平成２１年には友好都市締結３０周年を迎え、市民友好の翼の相互派遣や、文化芸能団が桂林山水文化旅行まつりに参加するなど、様々な記念事業を実施した。今後もこのような実績を踏まえ、両市の友好関係の更なる発展を目指す。

最近の主な交流

平成２１年４月	桂林市民訪問団の受入
平成２１年８月	桂林市高校生友好訪問団の派遣
平成２１年１１月	桂林山水文化旅行まつりに文化芸能団を派遣

桂林市の概要

桂林市は１９９８年１０月、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、人口約４９４万人、面積約２７，８０９㎢になった。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な国際観光都市・桂林は、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。最近では、市中心部の４つの湖と２つの川を運河でつないだ「両江四湖（りょうこうしこ）」の遊覧が観光の目玉となっている。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

観光

（２）サンアントニオ市（アメリカ合衆国）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、市制施行１００周年を控えた昭和６２年、２１世紀を目指した街づくりに取り組んでいた本市は、更に本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年７月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年１２月２８日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が続いており、熊本市医師会をはじめとして、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。また、平成１９年の姉妹都市締結２０周年を記念し、翌平成２０年１１月には第６回「熊本市友好の翼」として市民訪問団を派遣した。また、平成２０年４月には、熊本城本丸御殿の落成に合わせ、サンアントニオ市友好訪問団を受入れた。

最近の主な交流

平成２１年　６月　　サンアントニオ市留学生（高校生）の受入
　　８月　　熊本市留学生（高校生）の派遣

サンアントニオ市の概要

１７１８年に誕生し、人口１３４万を擁する全米第７位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第２位の大都市であり、人口の６割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約２千万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、２００７年４度目の優勝を果たしたＮＢＡ全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、１９８９年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（３）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和３９年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制１００周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成２年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成４年５月１９日、３０年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通した両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。特に、平成１９年は友好都市締結１５周年にあたり、本市から第４回「熊本市民友好の翼」を派遣したほか、市長並びに議長をはじめとする熊本市友好代表団、同市議会友好代表団も同市を訪問。また、翌２０年４月には、熊本城本丸御殿落成に合わせ、ハイデルベルク市から副市長をはじめとする訪問団を、続く２１年３月には同市市長並びに市議会議員及び民間友好団体関係者などからなる代表団を受け入れ、更なる友好発展の契機となった。

最近の主な交流

平成２２年７月　　熊本市青少年交流団・スポーツ交流団の派遣

平成２２年７月　　第１５回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへの学生派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約１４万５千人を擁し、標高１１６ｍ、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。５００年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しのかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去６００年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間約３５０万人もの観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第１０代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第１６代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成６年１１月１６日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成７年２月１７日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、ＮＴＴ、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成２２年４月	「ふくい春まつり越前時代行列」に参加
８月	福井市小学生交流訪問団の受入
〃	「火の国まつり」への福井市訪問団の受入
平成２３年１月	熊本市小学生交流訪問団の福井市派遣

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口２７万人余、面積５３６．１７㎢の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治２２年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成１１年に市制１１０周年を迎えた。

昭和２３年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

（５）ローム市（アメリカ合衆国）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地である「ローム市」が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成４年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成７年５月２９日植木町合併４０周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成２２年３月２３日、熊本市と植木町との合併に伴い、友好都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

平成１９年３月　　旧植木町から、小・中・高校生による訪問団をローム市へ派遣

平成２０年６月　　ローム市からの青少年訪問団受入れ

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中でも最も規模の大きい都市であり、郡の行政の中心。人口は、２００６年の時点で　およそ３万5千人、面積は約４５９．７㎢。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（６）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成１９年１０月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城４００年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成２１年５月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

平成２２年４月　　友好協力都市協定の締結

平成２２年９月　　蔚山世界オンギ文化エキスポへ熊本市友好訪問団及び熊本市議会議員訪問団を派遣

平成２２年１０月　　蔚山世界オンギ文化エキスポへ熊本市青少年文化交流団を派遣

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史のまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。１９６２年に市に昇格、発展を重ね、１９９７年７月１５日に蔚山広域市に昇格した。人口１１２万人余、面積は１，０５７㎢で韓国の広域市の中で一番面積が広く、日本海に面し、釜山広域市から北へ７０kmに位置する。

また、生産高で大韓民国一位を誇る世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「ＳＫエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、１０００m以上の高い山があったり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める、典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（７）熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成６年９月、熊本市国際交流会館を開館した。平成１８年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、１・２階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、ＤＶＤ、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や多言語による情報提供、市民と在熊外国人の交流会など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大２３０名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

設置主体　熊本市
管理運営　（財）熊本市国際交流振興事業団（指定管理者　期間：平成２１年度～平成２５年度）
所在地　花畑町４番８号
構造　鉄筋鉄骨コンクリート地上７階、地下２階建
面積　敷地面積1，６５６㎡　延床面積　８，４３９㎡
開館　平成６年９月１日
総工費　４０億９０００万円

主要施設

階　層	内　容
6.7 階	ロビー、通訳ブース、ホール（230 人）
5 階	大広間Ａ、Ｂ、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4 階	第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室
3 階	国際会議室、研修室 1～3
2 階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディルーム、ＮＧＯ活動スペース、多文化共生オフィス
1 階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下 1 階	駐輪場、防災センター
地下 2 階	多目的ルーム

会館利用状況

(平成22年度)

	ホール	会議室（16 室）	サポートセンター	合　計
利用人数（人）	68,297	139,322	133,952	341,571

４　観　光　政　策（観光振興課・新幹線戦略室）

（１）概　　況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成６年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成１５年９月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議され、市民が誇りを持ち、そして国内外からの観光客の方々に心地よく滞在していただけるよう”おもてなしの心”を大切にし、個性豊かな観光都市の実現に向けたまちづくりに取り組んでいる。

また、旧富合町･旧城南町・旧植木町との合併や九州新幹線鹿児島ルートの全線開業、さらには、経済成長の著しい東アジアとの交流拡大など、観光分野を含め、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの状況に対応するため、平成２１年度に「熊本市観光振興計画」を策定し、施策を展開しているところである。

（２）観光客の動向

項目 年	観光客数 （千人）	対前年比 （%）	宿泊客数 （千人）	滞留率 （%）
17	4,115	99.8	1,757	42.7
18	4,292	104.3	1,843	42.9
19	4,670	108.8	1,952	41.8
20	5,718	122.4	2,075	36.3
21	5,482	95.9	1,907	34.8

（３）観光・コンベンションの誘致

ア　観光客誘致対策事業

国内宣伝

・国内における各種広報媒体を活用した広報宣伝を行う。
・観光ホームページ「満遊！くまもと」による情報発信を行う。
・山陽道主要都市等において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致に取り組む。
・修学旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援を行う。

広域観光ネットワーク推進

九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光ＰＲを行い更なる観光客誘致に取り組む。

・九州縦断県都観光ルート協議会（３市：熊本・福岡・鹿児島）
・東・中九州観光ルート協議会（４市：熊本・北九州・大分・別府）
・九州観光都市連盟（３２市）
・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（３市：熊本・阿蘇・天草、４団体）
・熊本県観光連盟（熊本県、４５市町村、２１２団体）

観光

イ　海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

・韓国・中国・台湾など東アジアにおける海外観光展等への出展及び観光プロモーション事業

・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出

・韓国旅行エージェント向けメール配信

ウ　コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

（４）観光・コンベンション受入機能の拡充

ア　観光客受入対策事業

桜の馬場 城彩苑 総合観光案内所・熊本駅総合観光案内所【白川口（東口）・新幹線口（西口）】の運営

観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

桜の馬場 城彩苑～頬当御門間シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑から熊本城頬当御門前までのシャトルバスを運行し、観光客の利便性向上を図る。

イ　観光イベント関連事業

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第３４回目を迎える。

市民のみならず観光のまつりとして、今年は特に九州新幹線開業のプレイベントとして、地域経済の活性化と観光振興につなぐべく盛大に開催する。

名　　称　「第３４回　火の国まつり」

期　　間　平成２３年８月５日（金）、６日（土）、７日（日）の３日間

主　　催　「元気だ！くまもと」観光事業実行委員会、熊本市

月日	８月５日（金）	８月６日（土）	８月７日（日）
主要行事	・開幕式典 （シンボルロード） ・シンボルロードコンサート （シンボルロード） ・くまもとの夏　走馬灯物語 （サンロード新市街・上通・下通）	・火の国Dance　Splash　2011 （びぷれす広場、シンボルロード） ・火の国観光ステージ （びぷれす広場） ・おてもやん総おどり （水道町交差点～銀座通り交差点） ・くまもとの夏　走馬灯物語 （サンロード新市街・上通・下通）	・シンボルロードコンサート （シンボルロード） ・くまもとの夏　走馬灯物語 （サンロード新市街・上通・下通）

・くまもとお城まつり

熊本城を中心に四季折々の催しを継続的に開催し、魅力の発信とにぎわいづくりによる元気なくまもとの創出を図っていく。

期間・内容

○夏のくまもとお城まつり（平成２３年７月２３日～平成２３年８月７日）

・走馬灯飾り（場所：桜の馬場　城彩苑）

○秋のくまもとお城まつり（平成２３年１０月１日～平成２３年１０月１６日）

・武道の祭典、ふれあいフェスティバル等（場所：熊本城竹の丸等）

○冬のくまもとお城まつり（平成２４年１月１日～平成２４年１月３日）

・迎春行事（場所：熊本城内）

○春のくまもとお城まつり（平成２４年３月下旬）

・九州新幹線全線開業一周年記念イベント等（場所：熊本城域）

※イベント内容は６月現在の予定であり、変更になる場合がある。

主催　「元気だ！くまもと」観光事業実行委員会、熊本市

・九州新幹線全線開業をきっかけとした賑わいの創出

○開業元年記念イベント等

・秋の行楽シーズンに、新幹線全線開業を祝し多くの誘客を見込めるイベントを実施する。

・熊本城を活かした本市ならではの催しとするため、以下の４地区を中心に各種団体と協力して、熊本駅から熊本城に向かう一体的な魅力を創出し、幅広く広報する。

（４地区：熊本城域、熊本駅・熊本駅周辺エリア（二本木・春日エリア）、新町・古町エリア、中心市街地・桜町エリア）

・新幹線開業後にも継続して実施が見込まれる新たな事業等への一部助成

・イベント等情報をまとめた印刷物の制作・広報、旅行商品化への協力　等

主催　新幹線くまもと創りプロジェクト熊本地域推進本部

（５）観光資源の魅力向上

観光施設整備事業

観光施設の維持管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

（６）熊本国際観光コンベンション協会

名　　称　財団法人熊本国際観光コンベンション協会

設立年月日　平成３年１１月１日

目　　的　熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

事　　業　コンベンションの誘致及び支援
観光客の誘致及び受入
コンベンション及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝
コンベンション及び観光の企画及び調査
コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供
コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発
観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営

事務所の所在地　辛島町８番２３号　桜ビル辛島町３階

基本財産　平成２１年度末　1,016,200,000円
（民間　316,200,000円）

コンベンション開催状況

年　　度	17	18	19	20	21
件数（件）	304	351	371	366	308
人員（人）	144,546	150,875	146,229	152,671	140,839

（７）桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、ＰＦＩ方式により整備したものである。

所在地　熊本市二の丸１番１４

述床面積　３，３０１．３６㎡

建築面積　２，９２５．３０㎡

開設年月日　平成２３年３月５日

事業契約額　４，６５０，４０７千円

構　　造　鉄骨造　地上２階建

施設概要　総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

（８）名所旧跡及び観光施設

ア　水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家３代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家５代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、阿蘇の伏流水と言われる清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩の場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに　流るるからに　春の水」と詠んでいる。

イ　北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治４年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある３代忠利及び４代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鴎外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ　立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、２代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ　本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約２㎞、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。７月２３日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ　峠の茶屋公園

明治３０（１８９７）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この２つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ　武蔵塚

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のＮＨＫ）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ　霊巌洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に２４年の歳月を費やし彫らせたと伝えられている五百羅漢もある。

ク　田原坂公園

西南の戦争では１７昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均３２万発、死者は官軍だけで１日平均１００名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ　塚原古墳公園

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

５　熊　　本　　城

（１）熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

加藤清正が、関ケ原の戦いのあと、慶長６年（１６０１年）より７カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は２代４５年で終わり、その後入封した細川家の居城として、２４０年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。また防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内１２０カ所余の井戸、成長の早い榎や椋の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。このようにして築かれた熊本城は、周囲５．３㎞に及び、櫓４９、櫓門１８、城門２９を数えたと言われるが、惜しくも明治１０年の西南戦争で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和３５年８月清正公３５０年祭と市制７０年を記念して総工費１億８，０００万円をもって天守閣が再建された。昭和５６年１月には西南戦争１００周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行１００周年を記念して６０年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成９年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成１０年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成２０年３月熊本城築城４００年を記念して総工費５４億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

（２）整備振興（熊本城総合事務所）

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源であり、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきたところである。

今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

復元整備

①　整備方針

・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

② 整備手法

・城域のゾーニング

城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の５つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

・整備期間

整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進める。短期（第Ⅰ期）は平成１０年度から１９年度に実施し、平成２０年度から第Ⅱ期の復元整備を実施している。

③ 熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成１０年４月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画に伴う一口城主】

実施期間　平成１０年４月１日～平成１９年３月３１日

城主数　２７，１５４人　募金額　１，２０６，５６５，９９６円

【第Ⅱ期復元整備計画に伴う新一口城主】

実施期間　平成２１年１月１日～　（平成２３年３月３１日現在）

城主数　３７，２９２人　募金額　４４５，８９６，７９５円

④ 復元整備

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画】

３つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城４００年にあたる平成１９年を目標に、６つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。なお、平成１１年の台風１８号で倒壊した西大手門も再建した。

箇　所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成１０～１５年度 事業費　約１９億円
	西大手門	・平成１２～１５年度 事業費　約５億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成１０～１６年度 事業費　約１１億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成１１～１９年度 事業費　約５４億円

【第Ⅱ期復元整備計画】

平成２０年度から平成２９年度の１０年間を目処に、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の塀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進める。

熊本城復元予想図

◇短期（第Ⅰ期）計画による復元完成建造物

1. 南大手門
2. 戌亥櫓
3. 未申櫓
4. 元太鼓櫓
5. 飯田丸五階櫓
6. 本丸御殿大広間

◇第Ⅱ期復元整備計画による復元予定建造物

7. 馬具櫓および続塀
8. 平左衛門丸の塀
9. 西櫓御門および百間櫓

◇今後の復元予定建造物

10. 竹の丸五階櫓
11. 数寄屋丸五階櫓
12. 御裏五階櫓
13. 櫨方三階櫓
14. 北大手門

（３）施設管理（熊本城総合事務所）

ア　重要文化財

名　　称	面　積（㎡）	高　さ（m）	長　さ（m）	摘　　要
宇　土　櫓	914.65	19.5		三層櫓（内部五階、地下一階）
長　　塀		2.0	242.44	
田　子　櫓	49.96	6.23		単層櫓
七　間　櫓	66.99	5.06		〃
十四間櫓	162.11	5.72		〃
四　間　櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五　間　櫓	35.37			単層櫓
平　　櫓	111.17			〃
監　物　櫓	140.33			〃
不　開　門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入　園　料　　高校生以上　５００円　　（団体割引　３０人以上２割引）
　　小中学生　　２００円

※　ただし、幼児および市内の小・中学生・６５才以上の市民については無料
旧細川刑部邸との共通入園券　大人　６４０円　　小中学生　２４０円
城彩苑湧々座（歴史文化体験施設）との共通入園券　大人　６００円　小中学生　２００円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券　１，０００円（高校生以上）

開園時間　　午前８時３０分～午後６時（４月～１０月）　午前８時３０分～午後５時（１１月～３月）
　　（ただし、入園は３０分前締切）

休　園　日　　年末（１２月２９日～１２月３１日）

利用状況

区分 年度	入園者数（人）	入　園　料（円）
17	825,807	305,859,430
18	988,434	370,918,080
19	1,228,268	398,643,360
20	2,219,517	854,613,980
21	1,710,201	667,972,280
22	1,440,355	573,091,740

駐　車　場　　二の丸駐車場　バス６０台、普通車１６０台
三の丸第一駐車場　バス１８台、マイクロ５台、普通車１００台
三の丸第二駐車場　普通車２３１台
宮内駐車場　普通車４１台

イ　旧細川刑部邸

概　　要

旧細川刑部邸は、正保３年（１６４６年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成２年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約４カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成６年１月１５日から一般公開されている。昭和６０年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

施設内容

所　在　地　　古京町３番１号
開設年月日　　平成６年１月１５日
敷地面積　　２０，０００㎡
建物面積　　１，０５８．８６㎡
建物延面積　　１，３４３．２０㎡
構　　造　　木造平家建（一部2階建）
主要施設　　主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室
開館時間　　午前８時３０分～午後６時（４月～１０月）　午前８時３０分～午後５時（１１月～３月）
（ただし、入館は３０分前締切）
休　館　日　　年末（１２月２９日～１２月３１日）

入館料並びに施設使用料　　高校生以上　３００円
小中学生　　１００円　（団体割引３０人以上２割引）
ただし、幼児および市内の小・中学生・６５才以上の市民については無料
熊本城との共通券　大人６４０円　小中学生２４０円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券　１，０００円
喜遊亭（茶室）　（午前）２，７００円　（午後）３，８００円
庭　園　　１㎡　１日につき３６円

利用状況

年　　度	17	18	19	20	21	22
来館者数（人）	29,509	35,391	39,140	63,399	53,508	47,185
茶室使用件数（件）	0	0	2	1	0	0
入館料・施設使用料（円）	5,389,830	6,624,400	7,634,760	9,238,120	7,952,940	5,965,780

観光

ウ　肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和４８年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥　後　菊	正式５間花壇に５０品種を栽培	観賞１１月中旬
肥後花菖蒲	７間花壇５段に９７品種７００株を植え付け	観賞　６月上旬
肥後朝顔	１９品種を５００鉢に栽培	８月に展示会
肥後芍薬	７間花壇４段に２５品種７０株を植え付け	観賞　５月上旬
肥　後　椿	約９００㎡の面積に５１品種１９０本を植え付け	観賞　３月
肥後山茶花	約３６０㎡の面積に１４品種７３本植え付け	観賞１１月中旬

６　動　植　物　園（動植物園）

（1）概　　要

熊本市動物園は、昭和４年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれていたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため昭和４４年現在地に移転した。平成３年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、現在も多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じることができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホタルの里づくり」などの取り組みをとおして、自然や命に関われるような事業を展開している。

このような中、平成１９年から５期１０年に渡り、老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備計画を進めている。第１期工事（平成１９年度～２０年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第２期工事（平成２１年度～２２年度）では、「チンパンジー愛ランド」が完成。また、平成２３年度からは第３期工事（平成２３年度～２４年度）としてペンギン・カピバラ舎・サル山の整備を予定している。

（２）施設概要

所　在　地　　健軍５丁目１４番２号
敷地面積　　２４４，９９２，９０１㎡
開園年月日　　昭和４年７月２６日（昭和４４年７月１日移転開園、平成３年４月１日に動植物園新設）

飼育動物　　ほ乳類　４７種　２８７点　　鳥　類　６２種　５３３点
　　爬虫類　１５種　１０６点　　両生類　０種　０点
　　計　１２４種　９２６点（平成２３年４月１日現在）

植　物　園　　花　壇　３，３１９㎡　　芝　生　２９，７４８㎡　　バ　ラ　２００㎡
　　高　木　７，８０７本　　低　木　３８，４４８本　　生　垣　６７０ｍ
　　花の休憩所　２９６種　３，６１５点（平成２３年４月１日現在）

動物資料館　　竣　　工　　平成元年７月３１日
　　建築面積　　１，６３４．５５㎡
　　床　面　積　　１，２８８．３１８㎡
　　構　　造　　鉄筋コンクリート造平家建
　　主要施設　　常設展示室　特別展示室　レクチャールーム
　　研究室　ロビー（江津湖に住む魚類の水槽）
　　総　工　費　　５００，０００千円

花の休憩所　　竣　　工　　平成３年３月２５日
　　建築面積　　２，７０６．５３８㎡
　　床　面　積　　２，３８８．７７３㎡
　　構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建一部鉄骨造
　　主要施設温室　　展示室　ガイダンスホール
　　総　工　費　　１，２８０，０００千円

観光

飼育管理センター

竣　　工　平成８年５月１５日
建 築 面 積　４４６．４２㎡
床　面　積　６７２．３８㎡
野外放飼場　１０５．４０㎡
構　　造　鉄筋コンクリート造２階建
主 要 施 設　診察室　手術室　検疫室　解剖室　研修室　検査室等
総　工　費　２９０，０００千円

緑の相談所　竣　　工　昭和６０年１０月７日
建 築 面 積　１，０７８．１６２㎡
床　面　積　１，０７９．１９９㎡
構　　造　１Ｆ　鉄筋コンクリート造
　　２Ｆ　鉄骨造
主 要 施 設　相談室　会議室　事務室
総　工　費　３００，２８５千円

遊 戯 施 設　ディスク・オー、ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線、スーパーバイキング、子ども列車、メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンド、ティーカップなど

駐　車　場　無料（普通車　８６０台、バス　１７台）

入　園　料（平成９年１０月改訂）

	〔個人〕	〔団体〕	
大人・高校生	３００円	２４０円	
小・中学生	１００円	８０円	（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）
幼　　児	無　料		

利用状況

区分 / 年度	入園者数（人）	入園料（円）	施設利用料（円）
18	613,358	91,085,120	170,657,470
19	574,267	84,598,840	153,777,250
20	607,651	90,208,720	166,110,380
21	686,243	100,521,620	177,454,440
22	655,152	93,833,680	153,985,020

７　文　化　振　興　（文化振興課）

概　　要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

本年も、くまもと全国邦楽コンクール、「草枕」国際俳句大会などの事業を引き続き開催する。また、人づくり基金研修生や市内外で活動するアーティストを小・中学校及び地域等に派遣し、音楽・舞踊・演劇などの芸術・文化に親しむ機会を提供する「芸術文化出張講座」や、舞台芸術活動を行う方に事業費用の一部を助成する「舞台芸術助成事業」を実施するなど、熊本の個性ある文化の創造に取り組んでいる。

（１）市民の文化の振興

平成２３年度主な文化事業

○ 第１７回「くまもと全国邦楽コンクール」　平成２３年５月１５日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕１５０年を記念して、平成５年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信する。

○ 第１６回「草枕」国際俳句大会　平成２３年１０月１６日

夏目漱石来熊１００年を記念して平成８年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催する。

○ 芸術文化出張講座

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために、熊本市文化事業協会と共催で、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術を小・中学校や地域へ直接出向き提供する。

○ 舞台芸術助成事業

音楽・演劇・舞踊及び伝統芸能などの舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、「会場使用料相当額」を助成することにより、発表機会の充実・育成を図り、多くの市民に鑑賞する機会を提供するとともに、本市文化施設の利用促進を図る。

（２）人づくり基金（平成３年度から実施）

目　的　　多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額　　５９５，９５１，５３２　円

年　　度	平3～17	18	19	20	21	22	累計
援助件数（件）	156	2	3	5	6	5	177
援助金額（千円）	161,456	1,170	849	580	2,070	806	166,931

観光

（３） 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成１４年３月に竣工した上通Ａ地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぷれす熊日会館」の一部として、同年１０月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、コンピューターと美術が融合した作品を展示するメディアギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

設置主体　熊本市
管理運営　(財)熊本市美術文化振興財団（指定管理者　期間：平成２１年度～平成２５年度）
所 在 地　上通町２番３号
面　　積　７，８３７．３４㎡
うち展示及び教育普及関係部分
ギャラリーⅠ･･･８８２㎡　ギャラリーⅡ･･･５７３㎡　ギャラリーⅢ･･･１３０㎡
井手宣通記念ギャラリー･･･１３３㎡　ホームギャラリー･･･２５２㎡
メディアギャラリー･･･８２㎡　アートロフト･･･１４５㎡
キッズファクトリー･･･108㎡　会議研修室･･･５７㎡
開　　館　平成１４年１０月１２日
建 設 費　５，４１５，３５３千円

ア　展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成２２年度は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展　覧　会　名	会　期	入場者数（人）
祝祭と祈りのテキスタイル展	H22. 4.10 ～ H22. 6.13	6,525
へるんさんの秘めごと展	H22. 6.26 ～ H22. 9. 5	10,341
古屋誠一メモワール展	H22. 9.18 ～ H22.11.28	3,439
サイコアナリシス展	H22. 9.18 ～ H22.11.28	3,439
舟越桂 2010 展	H22.12.11 ～ H23. 2.13	5,851
光の絵画展	H22.12.11 ～ H23. 2.13	5,851
熊本アートパレード　第 22 回熊本市民美術展	H23. 2.27 ～ H23. 3.14	4,887
熊本の華人展　Vol.7	前期　H23. 3.19～H23. 3.21 後期　H23. 3.25～H23. 3.27	8,166

ギャラリーⅢ

展　覧　会　名	会　　期
平川なつみ展	H22. 4. 1 ～ H22. 5.30
山鹿灯篭展	H22. 6. 2 ～ H22. 7.25
アーティストインデックス	H22. 7.31 ～ H22. 9.12
アジアな休日	H22. 9.18 ～ H22.11.14
Denkikan100 周年	H22.11.17 ～ H23. 1.10
収蔵品展（春の訪れ）	H23. 1.12 ～ H23. 2.28
肥後☆てぬぐい	H23. 3. 2 ～ H23. 4. 3
ＧⅢ展示替中　井手記念室入場者（8 日間）	H22.5.31、H22.7.26～30、 H22.9.13～17、H22.11.15

井手宣通記念ギャラリー

熊本市現代美術館建設の端緒ともなった井手宣通氏を顕彰するため、熊本市に寄贈された約３００点の作品を年間を通じて展示、公開した。

平成２３年度は、次の展覧会を開催予定である。

展　覧　会　名	会　　期
水・火・大地～創造の源を求めて	H23. 4. 9 ～ H23. 6.12
ファッション　ー時代を着る	H23. 6.25 ～ H23. 9. 4
小谷元彦　幽体の知覚	H23. 9.17 ～ H23.11.27
漫画家生活 25 周年記念企画　バラハク　西原理恵子博覧会	H23.12.10 ～ H24. 2.12
熊本アートパレード　第 23 回熊本市民美術展	H24. 2.25 ～ H24. 3.11
熊本の華人展　Vol.8	前期H24. 3.16～H24. 3.18 後期H24. 3.23～H24. 3.25

観光

８　生　涯　学　習

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成１８年１２月、約６０年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

今後は、その理念を踏まえるとともに、社会の変化や市民ニーズに対応し、関係機関等とのさらなる連携･協力を図りながら、生涯学習社会の構築のため、熊本市生涯学習指針に基づき、生涯学習関連施策を総合的・計画的に推進していく。

また、市民が生涯にわたって気軽にスポーツに親しめるよう、「熊本市生涯スポーツマスタープラン」の各施策を推進していく。

さらに、学校、家庭、地域社会の連携を図りながら、青少年を地域で育てるための環境整備の充実を推進していくものである。

主な平成２１年度の事業は次のとおりである。

＜学習推進体制の整備＞（生涯学習課）

・生涯学習の広報・啓発活動の推進（生涯学習関係機関連絡会議の開催、生涯学習情報システムの再構築、ふれあい出前講座　他）

＜学習活動の充実と支援＞（生涯学習課）（市立公民館）（市立図書館）（博物館）

・学習機会の充実（子どもチャレンジ公民館開催、子ども充実ホリデー事業、子ども科学・ものづくり教室開催、読書啓発事業　他）

＜学習拠点の整備＞（生涯学習課）（市立公民館）（市立図書館）（博物館）

・生涯学習施設の整備充実

＜青少年活動の拡充＞（生涯学習課）

・青少年の体験活動、社会体験活動の推進（チャレンジキャンプの実施、熊本城子どもわくわく体験学習の実施　他）

・青少年交流の促進（桂林市との高校生交流、ハイデルベルク市との青少年交流　他）

＜青少年育成環境の整備＞（生涯学習課）

・家庭・地域の教育力の向上（家庭教育推進事業、社会教育関係団体助成、青少年指導者の養成　他）

・放課後における児童の安全・安心な居場所づくり（放課後子ども教室の実施）

＜スポーツ機会の充実＞（スポーツ振興課）

・総合型地域スポーツクラブの育成

・生涯スポーツ活動の支援（市民スポーツフェスタ開催、スポーツ振興基金の運営　他）

＜スポーツ施設の活用＞（スポーツ振興課）

・スポーツ施設の利便性の向上（体育施設予約管理システムの運営）

＜史跡等文化財の保存と整備＞（文化振興課）

・文化財の調査と保存整備、埋蔵文化財の保存と発掘調査

＜歴史的文化遺産にふれる機会の拡充＞（文化振興課）

・文化財・埋蔵文化財の活用、記念館の管理運営と整備充実

（1） 文　化　財

ア　国指定文化財

区　　分	名　　称	摘　　要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町中期	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永璵禅師倚像	南北朝期	雲巌禅寺	大 4 年
	木造十一面観音立像	鎌倉時代	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巌義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本記竟宴和歌（上・下）	鎌倉時代	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町時代	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8 年
	細川家舟屋形附旧足隠板八枚	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧五高等中学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6 年
	巴螺鈿鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉後期	大慈寺	昭 56 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 61 年
	阿蘇家文書（304 通）	平安から江戸までの古文書	国（熊本大学）	昭 62 年
	台付舟形土器	弥生時代	国（熊本市）	昭 42 年
	熊本藩川尻米蔵跡外城跡船着場跡	江戸時代	国（熊本市）	平 22 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史　　跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺	細川護貞ほか（熊本市）	平 7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	国（熊本市）	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	〃	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	〃	平 9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	〃	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	〃	昭 51 年
	阿高黒橋貝塚	縄文時代中期	〃	昭 55 年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸初期　庭園	出水神社（熊本市）	昭 4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		国（熊本市）	昭 12 年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭 27 年

イ 県指定文化財

指定の種別		件数	摘　　要
重要文化財	（工芸品）	(27)	切支丹銅鐘　刀剣 10　譚 10　勝色縅具足　腹巻大袖添
			五鈷鈴　独鈷杵　活人形谷汲観音像　尚書正義版木
	（彫　刻）	(4)	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像　木造馬頭観音立像　木造及び銅造懸仏　木造獅子頭
	（古文書）	(1)	肥後国検地諸帳
	（書　跡）	(20)	永青文庫文書 18　菊池万句　獨行道
	（建造物）	(11)	古今伝授の間　大慈寺塔 4　洋学校教師館　本光寺の笠塔婆の塔身　旧細川刑部邸
			不動院跡の六地蔵塔　船底五輪塔附板碑　円台寺の石造笠塔婆
65	（絵　画）	(5)	大慈寺蔵絵画 2　　往生院蔵絵画 2　紙本着色武蔵像
	（考古資料）	(2)	磁州窯系鉄絵壺　曽畑遺跡出土植物質資料
重要無形文化財		2	武田流（細川流）　騎射流鏑馬　小堀流踏水術
史跡		10	大慈寺境内　浦山横穴群　大江義塾跡　稲荷山古墳　明徳官軍墓地　つつじヶ丘横穴群
			雲巌禅寺境内　円台寺磨崖仏群　慈恩寺経塚古墳　七本官軍墓地
史跡及び名勝		0	
天然記念物		2	寂心さんの樟　滴水のイチョウ
重要無形文化財		1	肥後神楽
重要有形民俗文化財		1	西福寺の庚申塔

観光

ウ　市指定文化財

分　　類	名　　称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	小島下町599番地	昭43.8.13
	四時軒	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	池上町平　国有林内	43.12.4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	小山町3371番地	45.11.16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	春日3丁目2番4号	47.4.13
	紙本墨書成道寺記一巻	法人	花園7丁目2476番地	49.5.15
	紙本着色沢村大学画像一幅	〃	二の丸　県立美術館	〃
	成道寺六地蔵塔二基	成道寺	花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	横手3丁目26番8号	50.11.27
	木部六地蔵塔	国	御幸木部町3123番地	51.10.28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	二の丸　県立美術館内	53.8.22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	二の丸　県立美術館内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	〃	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺保存会	龍田2丁目15番22号	58.3.23
	日向六地蔵塔	九州財務局	戸島町4345番地	63.7.28
	奥古閑六地蔵付庚申塔	奥古閑町上掛地区	奥古閑町1893番地2	平4.3.26
	四方寄六地蔵付庚申塔	熊本市	四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	楠野町759番地　楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1.尾跡地蔵講帳　2.恵美須祭礼帳 3.西之宮講帳（3冊）	河内町尾跡地区	河内町船津1225番地尾跡公民館	〃 〃
	河内町役場文書	熊本市	河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃		〃
	津波供養碑（蓮光寺）	蓮光寺	河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	市内	〃
	面木木造十一面観音坐像	河内町面木地区	河内町面木堂の﨑観音堂内	〃
	嶽麓寺銅像誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅像誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅像誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建造物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4.12.24
	加藤清正公肖像画	〃	本丸	7.8.2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	横手1丁目14番20号	18.1.25
	清田家	個人	市内	21.6.15
	中村家文書	個人	市内	22.8.27
史　　跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、(社)照敬会	花園7丁目2442番地	昭43.12.4
	付学承院跡宝篋院塔		尾ノ上4丁目11番70号	
	富ノ尾古墳	熊本市	池田3丁目44番	43.8.13
	水前寺廃寺跡	個人	市内	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	健軍2丁目　神水1丁目	〃
	楢崎山古墳群(五基)	個人	市内	43.12.4
	千金甲丙号古墳群(二基)	熊本市	小島下町高城山	45.6.2
	城山古墳群(一の塚・二の塚・三の塚)	〃	城山上代町城山	46.8.11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	春日3丁目2番4号	47.4.13
	健軍神社境内	健軍神社	健軍本町13番	47.12.13
	肥後出水国分寺跡心礎並びに礎石	熊野神社	出水1丁目2　熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	御幸西4丁目1311	48.5.8
	明治天皇小島行在所跡	〃	小島下町599・600番地	43.8.13
	四時軒跡	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	渡鹿6丁目11番89号	49.9.5
	木部地蔵堂敷地(道伝寺跡)	国	御幸木部町3123番地	51.10.28
	百梅園跡	熊本市	島崎4丁目10番39号	53.4.25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国(熊本市)	池田2丁目5番27号	54.4.24
	花崗山陸軍埋葬地	熊本市	横手2丁目13	55.11.27

分　類	名　　称	所有者（管理団体）	所　在　地	指定年月日
史　　跡	釣耕園	個人	島崎5丁目7-48	昭60.8.22
	叢桂園	熊本市	島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	改寄町100番地13・14号	平4.3.26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	河内町岳520番地	〃
	畳ケ石	個人	河内町野出33番地8	〃
	瑞巌寺跡	熊本市	貢町1421番地～1423番地	〃
	平畠支石墓	植木町田底山城区	植木町田底	23.3.28
	高熊古墳	個人	植木町古閑	23.3.28
	陳内廃寺跡	熊本市	城南町陳内	23.4.28
	陳内瓦窯跡	個人	城南町陳内	23.4.28
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	植木町鞍掛	23.3.28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	植木町	23.4.28
	高の石造六地蔵塔	城南町高地区	城南町高	23.4.28
天然記念物 史　　跡	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43.8.13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	花畑町6番2号　花畑公園内	〃
	西無田（御幸）の一本榎	熊本市	御幸西1丁目221-1	昭48.5.8
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	釜尾町425番地	平4.3.26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7.4.28
	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	植木町田底	23.3.28
無形民俗 文　化　財	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	武蔵ヶ丘	昭50.2.26
	肥後神楽（上南部）	上南部町神楽保存会	上南部町　乙姫神社	〃
	〃　（平　山）	平山神社神楽保存会	松尾町平山　平山神社	〃
	銭太鼓踊り	下沖地区銭太鼓踊り保存会	市内	平4.3.26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	硯川町　柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	立福寺町　立福寺菅原神社	〃
	明徳神楽	明徳神楽保存会	明徳町　熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	市内　白浜神社	〃
	野出春日神社太神楽	野出春日神社大神楽保存会	河内町　野出春日神社	〃
	大多尾太神楽	大多尾大神楽保存会	河内町　大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	新町	20.8.1

エ　登録有形文化財

名　　称	所　有　者	所　在　地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	練兵町45番地	平8.12.20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	黒髪3丁目12番16号	9.5.7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	新町4丁目1番19号	10.1.16
今村家住宅	個人	市内	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	黒髪2丁目39番1号	10.9.2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学園書館）	国（文部科学省）	本荘1丁目1番1号	〃
ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ピーエス株式会社	中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館（旧熊本紡績電気室）	学校法人熊本学園	大江2丁目1903-2	16.8.17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館（旧鐘淵紡績熊本工場診療所）	個人	市内	〃
熊本ルーテル学園幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	神水1丁目633番2号	17.12.26
冨重写真所	冨重写真館	新町2丁目8番5号	18.4.12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	神水1丁目633－1	19.5.29
浜田醤油店舗	個人	小島6丁目9－1	19.10.22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
浜田醤油煙突	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	黒髪5－1	20.3.7

オ　文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調製並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員１２名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（平成２２年度実績）

・文化財保護委員会開催回数　１２回

・現状変更等審議件数　５０件

・　埋蔵文化財の届に対する処理件数　９５２件

・　文化財現地調査　　３回

カ　記　念　館

名　　称	概　　要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 （内坪井町4番22号）	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。	昭53. 6. 5
徳富記念園 （大江4丁目10番33号）	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。	昭45. 9. 9
横井小楠記念館 （沼山津1丁目25番91号）	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。	昭57. 7.15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 （水前寺公園22番16号）	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。	昭49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 （安政町2 番6 号）	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御馬下の角小屋 （四方寄町1274番地）	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62.12. 1
リデル、ライト両女史記念館 （黒髪5丁目23番1号）	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平 6. 2. 3
後藤是山記念館 （水前寺2丁目6番10号）	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5.20

キ　くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成１７年４月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

所　在　地	川尻１丁目３番５８号
敷地面積	８９８．１８㎡
駐車場面積	１，９６３㎡
建物面積	１，６４６㎡
開設年月日	平成３年７月３０日
建　設　費	５３０，０７２千円
増築年月日	平成１３年４月３日
建　設　費	１２７，４６７千円
主な設備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
自主事業	伝統工芸品から現代工芸品まで、熊本市工芸産業振興協会会員の作品を常設展示しているほか、伝統工芸月間事業、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

観光

９　社　会　体　育　（スポーツ振興課）

本市では、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して、スポーツ都市宣言を行っている。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたって活発にスポーツ活動を行うことができるように、「熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、総合的な社会体育の振興施策の推進に努めている。

（１）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア　地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツリーダーバンクの活用

イ　生涯スポーツ活動の支援

市民総参加型スポーツイベントの開催

スポーツ振興基金の活用

スポーツ関係団体の育成・支援

スポーツ情報システムの構築

ウ　スポーツ施設の整備充実

健康・文化施設の整備拡充と調査

既存体育施設の環境整備と管理体制の充実

エ　施設利用の利便性向上

体育施設案内・予約システムの円滑な運営

オ　青少年スポーツ国際交流事業の推進

ハイデルベルク市水泳交流訪問団受入（中学生）

期間　平成２３年７月３１日～８月９日

団員　選手８人、監督１人、コーチ１人

カ　体育行事

（平成２２年度）

行　事　名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	５～８月	１９４チーム
親子スポーツ大会	２～１１月	１，４９８人
市杯スポーツ大会	４月～３月	２，９０６人
市民スポーツフェスタ	年４回	７，３２３人
小中学生軟式野球大会	９～１０月	１４１チーム

（２）体育施設

施設名 開設年月	敷地面積 (㎡)	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	15,929	軟式野球場1面（ソフトボール2面）
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	4,523	テニスコート4面：クレーコート・2,805㎡ 建設費：40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	3,596	テニスコート4面：クレーコート・2,795㎡ 建設費：2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	1,650	近的競技：8人立　遠的競技：3人立 射場：153㎡ 的場：50.29㎡ 収容人員：300人　建設費：3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	9,361	体育館：414㎡（バレーボールコート1面、バドミントンコート2面） テニスコート4面：クレーコート・2,304㎡　建設費：12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	9,060	テニスコート4面：クレーコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面：2,677㎡ 駐車場：1,563㎡（50台）　建設費：82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	1,944	体育室　750㎡（30m×25m）バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面　バドミントンコート3面 小体育室　252㎡（30m×8.4m）（管理棟2階部分）卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年5月	500	構造　鉄筋コンクリート　2階建 1階　駐車場　315㎡（15台） 2階　道場（1面）228㎡（剣道、柔道他）
西部スポーツセンター 平成4年4月	23,622	平成25年度まで工事予定
清水スポーツセンター 平成6年3月	8,712	体育館、バドミントンコート3面　バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園野球場 昭和50年4月	1,159	軟式野球場1面（ソフトボール場2面） テニスコート1面：クレーコート
今熊公園野球場 昭和63年4月	16,875	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面）
北部武道館 平成21年5月	3,281	武道場2面（剣道・柔道他）
明徳体育館 平成3年4月	4,858	1階　体育室（549,336㎡）バドミントンコート3面 バレーボールコート1面
飽田公園野球場 昭和49年4月	21,287	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面）

観光

天明運動施設 昭和49年12月	19,893	軟式野球場1面　（ソフトボール場2面、サッカー場1面） 体育館　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1階　1,389㎡　体育室（バレーボールコート2面、バトミントンコート6面） 2階　369㎡　ギャラリー
川尻武道館 平成7年7月	909	1階　鉄筋コンクリート造　459㎡（駐車場14台、駐輪場21台） 2階　鉄骨造　538㎡　武道場　1面（244㎡・畳98帖敷） 小道場　1面（110㎡）
北部体育館 昭和61年3月	3,581.16	体育室、バレーボールコート2面、バトミントンコート6面
河内グラウンド 平成17年5月	20,240	運動広場　ソフトボール場2面、サッカー場1面　軽スポーツ広場
城南B＆G海洋センター 昭和60年4月	11,527	中体育室、バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、バトミントンコート3面、卓球台8台 小体育室、剣道1面、空手1面 プール、25m小プール
舞原運動施設 （テニスコート）昭和54年4月 （グラウンド）昭和58年4月 （弓道場）平成4年4月	28,937	テニスコート3面：オムニコート　※照明設備有り テニスコート3面：クレーコート　※照明設備有り 軟式野球1面（ソフトボール2面）※サッカーゴール有り、照明設備有り
植木総合スポーツセンター 昭和60年3月	35,087	体育館・ミーティング室　バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、バドミントンコート6面、卓球台18台 武道館　柔道場1面、剣道場1面、武道場1面 グラウンド　野球場1面、ソフトボール2面、サッカー場1面 テニスコート2面：クレーコート
植木弓道場 平成9年1月	40,000	近的競技：10人立　870.04㎡ 多目的広場
吉松スポーツ公園 平成2年3月	17,552	野球場1面
田原スポーツ公園 平成5年4月	17,231	野球場1面

公設体育施設の利用状況

清水新地野球場		熊本城公園テニスコート		新屋敷公園テニスコート		北岡自然公園弓道場		城山運動施設			
								テニス		体育館	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
253	13,417	324	11,475	317	21,984	354	12,766	268	12,374	351	15,645

清水新地コート				龍田体育館		北部公園野球場		武蔵塚武道場		北部公園テニスコート	
テニス		ゲートボール									
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
271	6,339	257	6,481	359	55,527	291	12,377	359	8,652	197	2,006

今熊公園野球場		北部武道館		明徳体育館		河内グラウンド				飽田公園野球場	
						グラウンド		軽スポーツ場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
214	10,076	354	7,045	354	12,603	76	3,827	12	124	285	22,095

西部スポーツセンター				天明運動施設				清水スポーツセンター			
運動広場		ゲートボール		グラウンド		体育館		体育館		ゲートボール	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
217	16,384	18	1,548	242	17,495	358	32,016	358	27,862	204	4,384

川尻武道館		植木スポーツセンター				田原スポーツ公園		吉松スポーツ公園		植木弓道場	
		グラウンド		体育館							
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
358	6,885	288	14,826	358	35,479	272	8,983	254	8,065	329	6,637

城南Ｂ＆Ｇ海洋センター				塚原グラウンド		舞原運動施設					
体育館		プール				グラウンド		テニスコート		弓道場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
358	35,961	151	6,483	80	5,648	211	11,404	340	18,195	253	1,112

学校体育施設の利用状況

小学校						中学校								
運動場			体育館			運動場			体育館			武道場		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
32	349	58,132	92	17,409	398,796	33	2,594	61,692	62	8,657	186,298	28	3,139	33,774

観光

総合体育館・青年会館

所　在　地　出水２丁目７番１号
建 築 面 積　１１，２４５．８４㎡
延 床 面 積　１８，６３９．７３㎡
構　　造　鉄筋コンクリート・一部鉄骨造・地上３階建
着　　工　昭和５９年１０月５日
竣　　工　昭和６１年３月３１日
開設年月日　昭和６１年７月９日
総 事 業 費　４，７６２，０００千円
財 源 内 訳　国庫補助金　　３０２，３９７千円
　　起　　債　３，７８０，３００千円
　　一 般 財 源　　６７９，３０３千円

施設内容

	総合体育館	青年会館	共用部
1階	大体育室 アリーナ 1,900 ㎡（38m×50m） ・ハンドボール（2 面）・バスケットボール（2 面） ・バレーボール（3 面）・テニス（3 面） ・バドミントン・ミニバレー（10 面）・卓球（16 面） ミーティング室（2）、放送室、審判員室、役員室、救護室 ロールバックスタンド（1,344 席）、更衣室他 中体育室 アリーナ 1,116 ㎡（31m×36m） ・バスケットボール（2 面）・バレーボール（2 面） ・バドミントン・ミニバレー（6 面）・卓球（10 面） 放送室、審判員室、幼児体育室、更衣室他 武道場（柔道・剣道練習場） トレーニング室　スポーツサウナ	談話ホール　449 ㎡ 天井「鳴龍下絵」設置 喫茶コーナー 第 1 会議室　48 名 団体連絡室 印刷室 音楽室 相談室	事務室 館長室 警備員室 機械室 ピロティ（駐車場） トイレ
2階	室内プール 競泳プール（25m×15m）　6 コース 子供プール（ 6m×15m） 事務室、コーチ控室、採暖室、更衣室他 小体育館 466 ㎡（21.60m×21.6m） ・卓球（10 面）・体操 大体育室観覧席（固定席 1,058 席） 中体育室　〃　（　〃　　312 席）	料理室 調理実習台 7 台　40 名 第 1 和室　35 名 第 2 和室　60 名 第 2 会議室（円卓）　32 名 研修室　80 名 視聴覚室　20 名 茶室　20 名 青年会館ホール ステージ　移動いす　約 400 名収容 図書室　蔵書　約 5,000 冊	ロビー トイレほか
3階	弓道場 和弓近的 7 人立 控室、審判席、観覧席、師範室 プール観覧席（固定席 100 席） プール監視室 ソーラーシステム（屋上）パネル　234 枚 集熱面積　423 ㎡	青年会館ホール 映写室 調光室	機械室 電気室 コントロール室 ほか

利用状況

（平成22年度）

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合　計
122,878	80,914	55,364	23,230	12,193	68,561	22,966	1,919	51,186	439,211

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所　在　地　　良町４丁目８番１号
延 床 面 積　　３，５３９．８０㎡
公園総面積　　５．４ｈａ
構　　造　　鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上２階建
着　　工　　昭和５９年
竣　　工　　平成２年
開設年月日　　平成２年７月１日（平成元年３月１９日一部開設）
総 事 業 費　　３，１００，０００千円

施設内容

施　設　名	内　　容	施　設　名	内　　容
体　育　館	中体育室（33m×33m） 小体育室（10.5m×23.5m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他	ゲートボール場	4面1コート（22m×17m） 良質工舗装
室内温水プール	25m×6コース キャノピー式（可動天井） 水深1.3m	テニスコート	4面　人工芝コート フェンス高さ3.0m
運動広場	軟式野球場1面、200mトラック、 ソフトボール場2面が兼用	芝生広場	体育館周囲2,035㎡ プール周囲2,000㎡
徒　渉　池	190㎡　水深0.3m　流水池	駐　輪　場	90㎡　屋根下50台駐輪可
駐　車　場	1,400㎡　　170台駐車可	武　道　場	355.25㎡　武道場（柔道または剣道1面）、 管理棟

利用状況　　（平成22年度）

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニス場	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合　計
50,543	16,932	21,266	9,058	19,911	276	38,616	38,839	195,441

南部総合スポーツセンター

所　在　地　　白藤５丁目２番１号
延 床 面 積　　４，６１６．３２㎡
総　面　積　　４．７ｈａ
構　　造　　鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上２階建
着　　工　　昭和６０年
開設年月日　　平成３年６月１日　一部開設
総 事 業 費　　２，９６７，０９５千円

施設内容

施　設　名	内　　容	施　設　名	内　　容
体　育　館	体育室（32m×27m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面）その他	テニスコート	正式コート4面　クレイ舗装
		ゲートボール場	正式コート4面　クレイ舗装
武　道　場	416㎡　柔道・剣道各1面	弓道場 アーチェリー場	和弓近的10人立 和弓遠的（6人立）兼 アーチェリー場（30m～70m）
室内プール	温水25m×5コース水深1.1～1.3m 幼児プール	クラブハウス	受付 事務室 休憩室 公衆電話
運動広場	10,800㎡　軟式野球1面 （ソフトボール2面）	駐車・駐輪場	自動車189台 自転車・バイク150台

利用状況　　（平成22年度）

体育室	武道場	運動広場	テニス場	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリ場	合　計
45,283	10,603	14,820	8,861	3,653	37,280	18,558	14,600	153,658

観光

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所　在　地　　荒尾２丁目１番１号
延床面積　　２６，５６６．２８㎡
総　面　積　　１１．１ｈａ
構　　造　　鉄筋コンクリート造　地下１階、地上３階建
着　　工　　平成６年７月
竣　　工　　平成１０年３月
開設年月日　　平成１０年７月１日
総事業費　　２６，０７１，８８０千円

施設内容

施　設　名	内　　容
メ イ ン プ ー ル	5月～8月：公認競技プール（50m×25.5m）10コース 公認飛込プール（25m×23m） 10月～11月：多目的フロア（80m×40m） 12月～3月：アイススケートリンク　メイン（60m×30m）・サブリンク（30m×17m） 観客席　3,000席
サ ブ プ ー ル	公認競泳プール（25m×18m）7コース リラックスプール 観客席　200席
そ の 他 施 設	合宿所、トレーニング室、情報展示コーナー、駐車場（常時400台）

利用状況　　（平成22年度）

プ ー ル	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	そ の 他	合　計
100,421	27,413	17,329	35,812	89,134	270,109

託麻スポーツセンター

所　在　地　　熊本市上南部３丁目２２番３０号
延床面積　　１，４９８．０１㎡
総　面　積　　２．３ｈａ
構　　造　　鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上２階建
着　　工　　平成１４年
竣　　工　　平成１５年
開設年月日　　平成１５年４月１日（一般供用開始）
総事業費　　４３７，０００千円

施設内容

施 設 名	内　　容
体　育　館	中体育室（36m×30m）バレーボール（2面）バスケットボール（2面） バドミントン（6面）武道、卓球、その他
多 目 的 広 場	グラウンドゴルフなど
ゲートボール場	4面1コート
テ ニ ス コ ー ト	2面　人工芝コート
そ の 他 施 設	駐車場（約90台駐車可）

利用状況

（平成22年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合　計
58,003	12,047	9,603	1,501	81,154

水前寺野球場

所　在　地　　熊本市水前寺５丁目２３番２号
延 床 面 積　　２，６５５．９４㎡
敷 地 面 積　　１４，２３６㎡
構　　造　　鉄筋コンクリート造　地上３階建
開設年月日　　昭和１３年４月（一般供用開始）

施設内容

施　設　名	内　　容
軟式野球場（1面）	両翼90m、中堅110m（小学生専用として両翼70m中堅80mに着脱式のホームランゾーンを設置可） 内野スタンド：地上3階建（2,538.66㎡）2,000人収容 芝生スタンド：1,000人収容 フェンス：ラバークッション付フェンス ダッグアウト（1、3塁）
その他の設備	事務室、会議室、ＴＶ中継室、本部役員室、放送室、記録室、審判員室、医務室、 展示コーナー(川上哲治氏野球顕彰記念室)、来賓室ほか 駐車場：80台収容

利用状況

（平成22年度）

野球場	その他	合　　計
22,436	2,768	25,204

水前寺競技場

所　在　地　　熊本市水前寺５丁目２３番３号
延 床 面 積　　８，９４４．５０㎡
敷 地 面 積　　３９，０００㎡
構　　造　　鉄筋コンクリート造　地上３階建　スタンド上屋鉄骨造
開設年月日　　昭和２６年８月（一般供用開始）

施設内容

施　設　名	内　　容
競技場第1種公認	トラック：全天候型、ウレタン舗装 1周400m・8コース・幅10m サブトラック：トラック外周2コース（500m） 雨天練習場：3コース（75m） フィールド：天然芝張り、跳・投各2カ所（7,650㎡）ラグビー・サッカー場兼用 収容人員：15,000人
その他の設備	管理事務所、放送室、会議室、医務室、記録室、監視室、写真電送室、 写真判定室、貴賓室、選手控室、ロイヤルボックス室、操作室、ほか 駐車場：120台収容

利用状況

（平成22年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合　　計
27,111	42,751	8,649	78,511

（３）社会教育振興事業団

名　　称　　財団法人　熊本市社会教育振興事業団

事務所の所在地　　出水２丁目７番１号

設 立 年 月 日　　昭和６０年１２月２４日

目　　的　　熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：平成２１年度～平成２５年度）

施　設　名	所　在　地
熊本市総合体育館・青年会館	出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	水前寺 5 丁目 23 番 3 号

事　　業

体育・スポーツの振興、指導及び助言

青年の活動に関する相談、指導及び助言

熊本市から委託を受けた施設の管理運営

その他、目的を達成するために必要な事業

基本財産　　４２，０００千円

（４）熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成１２年４月システム運用開始

平成１７年１月システム改良

登録者の推移

区分＼年度	18	19	20	21	22
個　　人	2,394	2,640	2,900	3,140	18,422
グ ル ー プ	5,200	5,592	6,007	6,439	4,928
団体（競技団体など）	18	18	18	18	18
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	94.5	95.3	95.0	95.0	95.4

１０　市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和４３年（１９６８年）１月６日に開館した。

以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が９０％前後と全国的にみても高い水準で推移している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用を始め、市内外からの会議など多様に活用され９０％程度の高い利用がなされている。

また、平成１８年７月から平成１９年７月にかけて、鑑賞空間の充実やバリアフリー化、耐震補強等の大規模改修工事を行った。

平成２０年４月には、本市と学校法人君が淵学園との間で、「愛称命名に関する基本合意」を行い、同年７月１日より愛称を「崇城大学市民ホール」としている。

平成２０年度から、この愛称命名権（ネーミングライツ）料を活用し、次代を担う子ども達の感性を育む事業や国内外の優れた芸術作品の鑑賞機会の拡大を図る事業、地域文化創造のための事業等を熊本市文化事業協会と共催で企画実施している。

ア　施　　設

所　在　地　　桜町１番３号
敷地面積　　６，６４９．５８㎡
建築面積　　４，４１７．０６㎡
延床面積　　９，１９７．０７㎡
開　　館　　昭和４３年１月６日
建　設　費　　６２８，５００千円
構　　造　　ホール棟　鉄筋コンクリート造　地下１階、地上４階
　　会議棟　鉄筋コンクリート造　地下１階、地上２階、一部３階

各階面積及び主要施設

区分	階別	面積（㎡）	主　要　施　設
ホール棟	地階	658.60	オーケストラピット、エアーダクト、奈落
	1階	2,433.22	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中2階	106.46	中継室
	2階	1,060.30	客席、ホワイエ
	3階	736.90	客席、倉庫
	4階	179.71	客席、センタースポット室
会議棟	地階	858.58	空気調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	1階	1,419.20	展示ロビー、楽屋1～4、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	2階	1,588.93	大会議室、第1会議室～第9会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部3階	185.17	調光室、倉庫

イ　定員

区　分	大ホール（席）	大会議室（席）	会　議　室（人）		
			第1～第5、第8（小会議室）	第6～第7、第9（中会議室）	第10（和室）
定　員	固定席　1,579 車椅子席　12	移動席　300	20	40	40

ウ　会館利用分野状況

区分／年度	大ホール						大会議室						中小会議室（一〇室）	展示・ロビー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
18	11	34	6	18	0	69	32	8	14	4	42	100	1,314	17
19	58	65	54	25	6	208	137	10	58	13	54	272	2,894	75
20	143	66	67	45	26	347	244	6	50	11	104	415	4,911	92
21	131	95	38	32	46	342	245	11	18	12	116	402	5,080	96
22	140	93	59	37	12	341	253	19	43	17	78	410	4,935	99

※18年度は7月から3月まで工事休館のため、4月から6月までの利用累計である。
※19年度は4月から7月まで工事休館のため、8月から3月までの利用累計である。

エ　熊本市文化事業協会との共催事業

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために熊本市文化事業協会と共催で芸術文化事業を企画実施する。

前述のネーミングライツによる事業を始め、たけみやアートフォレスト、演劇・映画等の鑑賞事業などを実施する。

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的に建設したものである。

２９３席の固定席を持つ東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、３つの会議室、２つの音楽練習室を備えている。また、戸籍関係証明、印鑑証明、住民票等の交付が受けられる市民サービス業務を備えた「生活文化拠点」の施設である。

所　在　地　　若葉３丁目５番１１号
開設年月日　　平成７年４月８日
構　　造　　鉄筋コンクリート造３階建
敷地面積　　２，１７１．７７㎡
建物延面積　　１，８４１．９４㎡
　　うち　ホール…４２９．８０㎡　　パーティールーム…１０９．８０㎡
　　会議室Ａ…９２．２５㎡　　会議室Ｂ…３０．２４㎡
　　会議室Ｃ…２９．２７㎡　　音楽練習室Ａ…２３．６３㎡
　　音楽練習室Ｂ…２２．５０㎡　　その他…１，１０４．００㎡
建　設　費　　１，０１０，０７６千円

施設利用状況　　(単位　上段　件、下段　人)

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成22年度	207	251	181	182	116	56	98	1,091
	36,447	9,753	2,924	1,959	3,777	318	669	55,847

※（　）は各室定員

サービスコーナー利用状況（発行業務のみ）　　(単位　件)

区分 年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑証明	合計
平成22年度	331(1)	1,422(6)	1,348(1)	3,101(8)

※（　）は無料件数

観光

都市建設

1	都市計画	333
2	交通計画	345
3	建築指導	346
4	公園緑地	348
5	都市整備	349
6	熊本駅周辺地域整備	357
7	河川	362
8	公共用地取得事業	365
9	住宅・建築物等	367
10	道路	372
11	土木センター	374

1　都　市　計　画（都市計画課・開発景観課）

都市計画区域

大正８年４月、都市計画法が公布され、翌９年１月より施行された同施行令の規定に基づき、大正１２年７月当時の市域　３，０７１ｈａの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和３３年には、１４，５２４ｈａが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和４３年６月新都市計画法が施行されたことにより、昭和４６年５月１８日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する１市９町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や指定替え等により、現在、熊本市（旧植木町、旧城南町、旧河内町、旧富合町、旧北部町の一部を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

また、熊本市の一部が、植木都市計画区域、宇土都市計画区域、城南都市計画区域に指定されている。

戦前の都市計画

本市においては、大正１２年７月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線　延長64,000m		
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha		
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の７カ所			

さらに、昭和６年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和２１年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和４６年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和５６年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回目の見直しが行われるとともに、昭和５８年４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年２月１日の飽託四町との合併等を経て、さらに平成１１年３月３１日に第３回目の市街化区域、市街化調整区域の見直しが行われた。平成１５年４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年５月２９日に第４回目の見直しを経て、現在熊本都市計画区域面積は４０，４４５ｈａで、うち市街化区域１１，８２７ｈａ、市街化調整区域２８，６１８ｈａである。熊本市はこの区域全体の５７．２％（２３，１３８ｈａ）、市街化区域の８５．８％（１０，１４８ｈａ）、市街化調整区域の４５．４％（１２，９９０ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴って、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、用途地域の変更を平成８年６月に実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年３月熊本駅前北地区、平成８年８月手取本町地区、平成１０年９月上通Ａ地区、平成１７年１０月に熊本駅前東Ａ地区に高度利用地区を決定し、また地区の特性にふさわしいまちづくりのために、平成２年に岩倉台ニュータウン地区、兎谷地区、平成５年に城山小学校西地区、大平地区、平成１１年に白藤地区、平成１５年に一木山ノ本地区、平成１７年に千原地区、平成１９年に平成ニュータウン地区、平成２０年に熊本駅前南Ａ地区、平成２１年に良町地区に地区計画を決定している。

（１）用途地域（都市計画課）

ア　熊本都市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模　（平23.4.1現在）

区　分	熊本都計区域		市　域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面　積 ha	構成比 %	面　積 ha	構成比 %	全市域面積対比 %	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	1,360	11.5	984	9.7	2.5	60 80	30 40	1.0 1.0	10 10
第二種低層住居専用地域	81	0.7	52	0.5	0.1	80 100	40 50	1.0 1.0	10 10
第一種中高層住居専用地域	3,082	26.0	2,493	24.6	6.4	100 150	40 60	－	－
第二種中高層住居専用地域	2,646	22.4	2,466	24.4	6.3	100 150 200	50 60 60	－	－
第一種住居地域	1,275	10.8	1,057	10.4	2.7	200	60	－	－
第二種住居地域	636	5.4	587	5.8	1.5	200	60	－	－
準住居地域	269	2.3	218	2.1	0.6	200	60	－	－
近隣商業地域	550	4.6	510	5.0	1.3	200 300	80	－	－
商業地域	370	3.1	370	3.6	1.0	400 500 600	80	－	－
準工業地域	1,131	9.6	1,114	11.0	2.9	200	60	－	－
工業地域	427	3.6	297	2.9	0.8	200	60	－	－
合　計	11,827	100.0	10,148	100.0	26.1				

イ　植木都市計画用途地域

用途地域の規模　（平23.4.1現在）

区　分	植木都計区域		市　域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面　積 ha	構成比 %	面　積 ha	構成比 %	全市域面積対比 %	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	45.0	16.6	45.0	16.6	0.11	80 100	40 50	1.0 1.0	10 10
第一種中高層住居専用地域	67.9	25.1	67.9	25.1	0.17	150	60	－	－
第二種中高層住居専用地域	1.0	0.4	1.0	0.4	0.01	200	60	－	－
第一種住居地域	34.2	12.5	34.2	12.5	0.09	200	60	－	－
第二種住居地域	13.0	4.8	13.0	4.8	0.03	200	60	－	－
準住居地域	4.0	1.5	4.0	1.5	0.01	200	60	－	－
近隣商業地域	12.0	4.4	12.0	4.4	0.03	300	80	－	－
商業地域	10.0	3.7	10.0	3.7	0.03	400	80	－	－
準工業地域	41.0	15.1	41.0	15.1	0.10	200	60	－	－
工業地域	43.0	15.9	43.0	15.9	0.11	200	60	－	－
合　計	271.1	100.0	271.1	100.0	0.69				

ウ　宇土都市計画用途地域

用途地域の規模　（平23.4.1現在）

区　分	宇土都計区域		市　　域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面　積 ha	構成比 %	面　積 ha	構成比 %	全市域面積対比 %	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	72.4	11.7	36.4	32.7	0.09	80 100	40 50	1.0 1.0	10 10
第二種低層住居専用地域	0	0.0	0	0.0	0.0				
第一種中高層住居専用地域	135.0	21.9	0	0.0	0.0	200	60	－	－
第二種中高層住居専用地域	19.5	3.2	19.5	17.5	0.05	200	60	－	－
第一種住居地域	65.0	10.6	0	0.0	0.0	200	60	－	－
第二種住居地域	45.2	7.3	29.2	26.2	0.07	200	60	－	－
準住居地域	5.0	0.8	0	0.0	0.0	200	60	－	－
近隣商業地域	47.0	7.6	0	0.0	0.0	200 300	80	－	－
商業地域	28.4	4.6	4.4	4.0	0.01	400	80	－	－
準工業地域	83.8	13.6	21.8	19.6	0.06	200	60	－	－
工業地域	77.0	12.5	0	0.0	0.0	200	60	－	－
工業専用地域	38.0	6.2	0	0.0	0.0	200	60	－	－
合　　計	616.3	100.0	111.3	100.0	0.28				

エ　城南都市計画用途地域

用途地域の規模　（平23.4.1現在）

区　分	城南都計区域		市　　域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面　積 ha	構成比 %	面　積 ha	構成比 %	全市域面積対比 %	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	0	0.0	0	0.0	0.0				
第二種低層住居専用地域	53.0	24.9	53.0	24.9	0.14	100 50	80 40	－	10 10
第一種中高層住居専用地域	0	0.0	0	0.0	0.0			－	－
第二種中高層住居専用地域	13.0	6.1	13.0	6.1	0.03	200	60	－	－
第一種住居地域	83.0	39.0	83.0	39.0	0.21	200	60	－	－
第二種住居地域	10.0	4.7	10.0	4.7	0.03	200	60	－	－
準住居地域	1.8	0.8	1.8	0.8	0.00	200	60	－	－
近隣商業地域	14.0	6.5	14.0	6.5	0.04	200	80	－	－
商業地域	0	0.0	0	0.0	0.0			－	－
準工業地域	12.0	5.7	12.0	5.7	0.03	200	60	－	－
工業地域	26.0	12.3	26.0	12.3	0.07	200	60	－	－
工業専用地域	0	0.0	0	0.0	0.0			－	－
合　　計	212.8	100.0	212.8	100.0	0.55				

（２）高度利用地区（都市計画課）

（平23.4.1現在）

種　　類	面　積（ha）	建築物の容積率の最高限度及び最低限度		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度（㎡）
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60／10	20／10	8／10	200
手取本町地区	約1.0	70／10	30／10	7／10	200
上通Ａ地区	約1.1	70／10 50／10	30／10 20／10	7／10	200
熊本駅前東Ａ地区	約1.4	60／10	20／10	8／10	200
合　　計	約4.0	－	－	－	－

（３）風致地区（都市計画課）

（平23.4.1現在）

名　　称	面　　積（ha）	位　　置
花岡山・万日山	約　77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町
八景水谷	約　10	八景水谷1丁目
立田山	約　345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目　他
水前寺	約　10	水前寺公園
江津湖	約　238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目　他
本妙寺山	約　551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町　他
千金甲	約　367	谷尾崎町、池上町、松尾町上松尾、上高橋町、小島下町
計	約1,598	

（４）駐車場整備地区（都市計画課）

（平23.4.1現在）

位　　置	面　　積（ha）	指定年月日
市中心街	約143.9	昭和45年4月10日

（５）防火地域及び準防火地域（都市計画課）

（平23.4.1現在）

地域名	面　　積　（ha）
防火地域	約　118.0
準防火地域	約1,490.0

用　途　地　域　図（平２３．４．１現在）

熊本都市計画区域面積	２３，１３８ｈａ	（市域分）
うち市街化区域	１０，１４８ｈａ	
市街化調整区域	１２，９９０ｈａ	
植木都市計画区域面積	６，７１８ｈａ	
うち用途地域	２７１．１ｈａ	
用途地域無指定	６，４４６．９ｈａ	
宇土都市計画区域面積	１，９５９ｈａ	（市域分）
うち用途地域	１１１．３ｈａ	
用途無指定	１，８４７．７ｈａ	
城南都市計画区域面積	３，１６８ｈａ	
うち用途地域	２１２．８ｈａ	
用途無指定	２，９５５．２ｈａ	

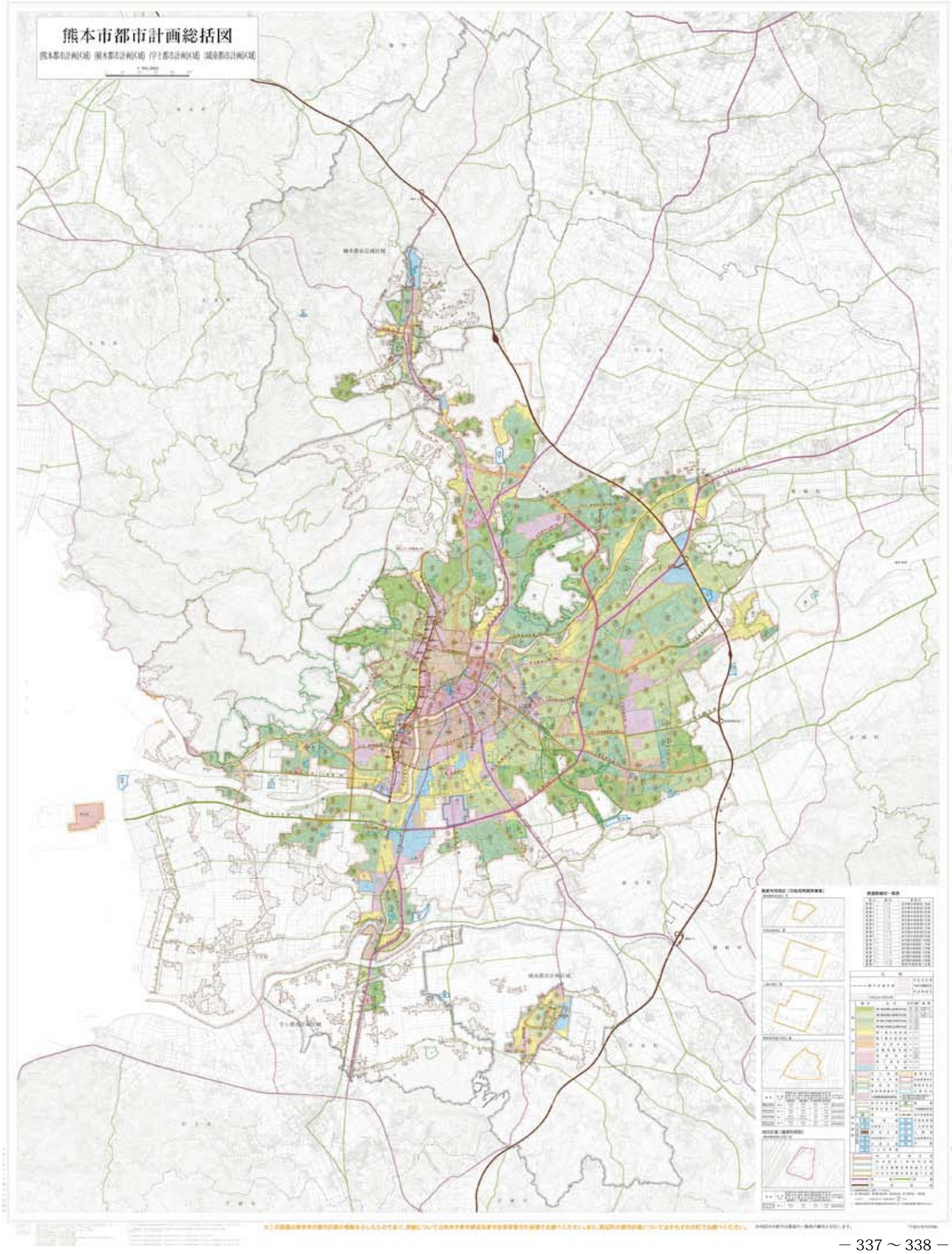

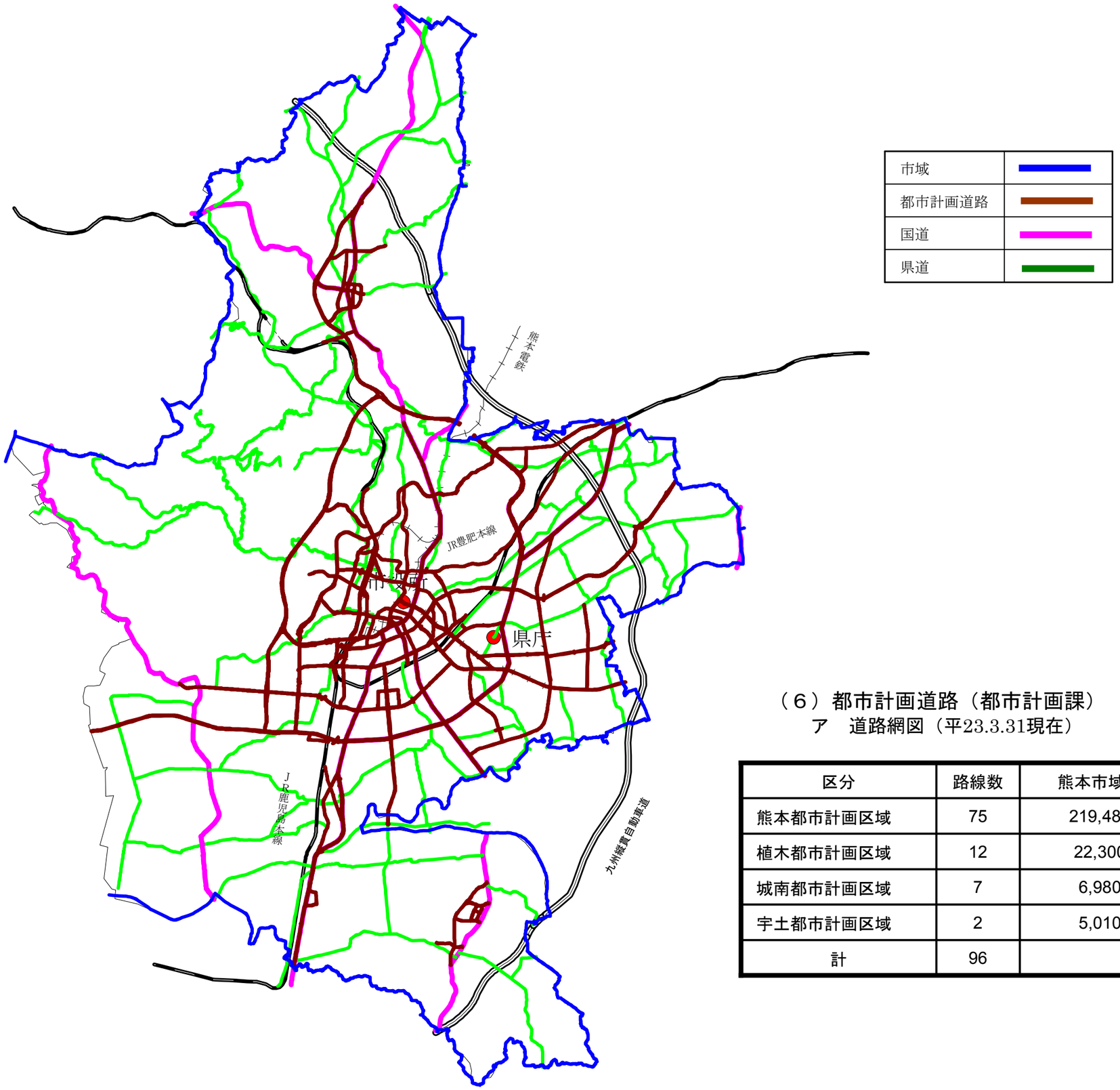

（６）都市計画道路（都市計画課）

ア　道路網図（平23.3.31現在）

区分	路線数	熊本市域延長
熊本都市計画区域	75	219,480m
植木都市計画区域	12	22,300m
城南都市計画区域	7	6,980m
宇土都市計画区域	2	5,010m
計	96	

イ　都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

（平23.3.31現在）

区　分	規　模	一　連 番　号	都 市 計 画 道 路 名	主なる幅員（m）	主なる車線の数	計画決定延長（m）	整備済延長（m）
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,450	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	8,980
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,120
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,380
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,500
3	3	12	本荘大渕線	25		5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,565
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江川尻線	25	4	3,110	3,110
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,450
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,000
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	740
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	750
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	0
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12		10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12		820	720
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	28	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	0
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	0
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	120
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	0
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	－	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	－	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	－	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	－	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	－	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	－	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	－	590	290
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	－	320	0
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	－	530	420
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	－	350	0
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	－	200	0
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	－	360	0
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	－	350	200
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	－	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	－	400	0
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	－	180	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4		1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7		1,880	1,880
小　　計			75　路　　線			219,480	144,265

植木都市計画区域　　（平23.3.31現在）

区分	規模	一連番号	道　路　名　称	主なる幅員(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備改良済延長(m)
3	4	1	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	2	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	3	岩野小山線	16	2	1,030	500
3	4	4	東西線	16	2	1,680	110
3	4	5	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	6	一木鐙田線	14	2	2,000	0
3	4	7	北環状線	17	2	820	58
3	3	8	平尾鐙田線	28	4	6,780	0
3	4	9	中央線	17	2	740	242
3	5	10	小町通り線	12	2	120	0
3	4	11	一木鞍掛線	16	2	880	0
3	4	12	滴水平野線	16	2	550	0
計			12路線			22,300	1305

城南都市計画区域　　（平23.3.31現在）

区分	規模	一連番号	道　路　名　称	主なる幅員(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備改良済延長(m)
3	4	1	フラワー通り線	16	2	780	780
3	4	2	上宮地線	16	2	560	560
3	5	3	東阿高今線	14	2	3,160	0
3	5	4	松ノ平線	14	2	530	530
3	5	5	新御堂線	14	2	180	180
3	5	6	パイン通り線	12	2	850	600
3	6	7	浜戸川線	11	2	920	0
計			7路線			6,980	2,650

宇土都市計画区域　　（平23.3.31現在）

区分	規模	一連番号	道　路　名　称	主なる幅員(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備改良済延長(m)
3	3	8	杉島松山線	25	4	4,000	4,000
3	5	9	清藤志々水線	14	2	1,010	560
計			2路線			5,010	4,560

ウ　都市計画及び道路整備の規模別分類

（平23. 3. 31現在）

	区　分 規模別	都市計画決定延長（m）				道路整備済延長（m）					
		市街化区　域（用途指定区域）	市街化調整区域（用途無指定区域）	計画決定延　長	比率（%）	市街化区域（用途指定区域）	進捗率（%）	市街化調整区域（用途無指定区域）	進捗率（%）	整備済延長	進捗率（%）
熊本都市計画区域	3・1	6,310	870	7,180	3.3	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	18.9	29,500	93.1	9,410	95.3	38,910	93.7
	3・3	55,810	15,250	71,060	32.4	42,700	76.5	11,605	76.1	54,305	76.4
	1・4 3・4	56,340	19,120	75,460	34.4	32,710	58.1	4,150	21.7	36,860	48.8
	1・5 3・5	14,120	990	15,110	6.9	3,130	22.2	220	22.2	3,350	22.2
	7・7	5,700	0	5,700	2.6	2,180	38.2	0	0.0	2,180	38.2
	8・7	3,430	0	3,430	1.6	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	小計	173,380	46,100	219,480	100.0	118,150	68.1	26,115	56.6	144,265	65.7
植木都市計画区域	3・3	50	6,730	6,780	30.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	3・4	8,500	3,840	12,340	55.3	705	8.3	600	15.6	1,305	10.6
	3・5	3,180	0	3,180	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	11,730	10,570	22,300	100.0	705	6.0	600	5.7	1,305	5.9
城南都市計画区域	3・4	1,340	0	1,340	19.2	1,340	100.0	0	0.0	1,340	100.0
	3・5	4,360	360	4,720	67.6	1,310	30.0	0	0.0	1,310	27.8
	3・6	920	0	920	13.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	6,620	360	6,980	100.0	2,650	40.0	0	0.0	2,650	38.0
宇土都市計画区域	3・3	4,000	0	4,000	79.8	4,000	100	0	0.0	4,000	100
	3・5	1,010	0	1,010	20.2	560	55.4	0	0.0	560	55.4
	小計	5,010	0	5,010	100.0	4,560	91.0	0	0.0	4,560	91.0
合　計		196,740	57,030	253,770	100.0	126,065	64.1	26,715	46.8	152,780	60.2

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

（７）駅前広場（都市計画課）

（平23. 3. 31現在）

広　　場　　名	面　　積（㎡）	摘　　要
熊本駅前広場（東口）	14,200	都市計画道路3・3・ 7号　熊本駅帯山線
南熊本駅前広場	3,850	〃　3・2・ 6〃　南熊本駅新町線
水前寺　〃	2,100	〃　3・3・16〃　水前寺駅西水前寺線
上熊本（東口）〃	2,800	〃　3・4・21〃　上熊本細工町線
上熊本（西口）〃	2,400	〃　3・3・68〃　上熊本駅西口線
近見（仮）　〃	4,600	〃　3・5・54〃　刈草薄場線
弓削（仮）　〃	2,200	〃　3・5・58〃　武蔵ケ丘東中央線
熊本駅前広場（西口）	5,700	〃　3・4・65〃　熊本駅西口線
（熊本駅）交通広場	3,800	〃　3・2・ 7〃　熊本駅帯山線
（水前寺北）交通広場	1,100	〃　3・5・16〃　水前寺駅西水前寺線

（８）景観整備（開発景観課）

ア　都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために本市では平成２１年１０月に熊本市景観計画を策定し、平成２２年１月に、景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数　（平成22年度）

種　類	建築物	工作物	さく・塀	開発行為	土　　石	計
件　数	106	215	1	65	0	387

特定施設届出件数　13件　（平成22年度）

イ　屋外広告物

平成８年４月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数　（平成 22 年度）

種　類	許可	更新許可	電柱等	計
件　数	366	1,107	12	1,485

除却件数　（平成22年度）

種　類	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件　数	14,826	2,983	1,033	112	18,954

（９）開発指導（開発景観課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

区分＼年度		18	19	20	21	22
市街化区域	件　数	82	72	65	41　※	66　※
	面積（㎡）	199,889	227,190	149,471	120,231　※	150,217　※
市街化調整区域	件　数	72	52	56	50	104
	面積（㎡）	62,185	95,118	101,096	149,721	176,377
計	件　数	154	124	121	91	170
	面積（㎡）	262,074	322,308	250,567	269,952	326,594

※非線引区域を含む。

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

区分＼年度	18	19	20	21	22
許可件数	13	9	8	8	9

２　交　通　計　画（交通政策総室）

（１）現　　状

本市における自家用自動車の保有台数は、平成１１年度から平成２０年度までの１０年間で約２６万台から約３２万台へと増加している。これにより、公共交通機関の年間利用者数は、平成１２年度６４，４３５人から平成２１年度は５３，９７９千人と１０年間で約１０，４５６千人減少している。

また、本市における自転車交通量は、県道熊本高森線の国府周辺では１日約７千台程度にのぼり、道路交通センサスの平成１１年と平成１７年の比較による熊本市内全域での交通量の伸びは、自家用車が１．０２倍であるのに対し、自転車は１．５２倍の伸びを示している。

（２）総合交通体系整備の考え方

①熊本市第６次総合計画

【まちづくりの重点的取り組み】

３「おでかけわくわく」プロジェクト

（夢わく６）バス・電車、自転車などで気軽におでかけできるまちをつくる

【分野別施策】

８章第３節：利便性の高い公共交通体系の確立

・公共交通ネットワークの充実

・公共交通機関の利用促進

・広域交通拠点の整備促進

②熊本都市圏総合交通体系のマスタープラン

・公共交通都市軸の形成等

・安全快適な自転車ネットワーク等の整備

③第２次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画

（３）本市における交通施策の展開

①パークアンドライドの実施

・熊本バス中の瀬車庫（平成１２年度）、九州産交バス西部車庫（平成１９年度）、北熊本駅（平成２２年度）などでパークアンドライドを実施。

②超低床電車の導入（交通局電車課）

・１編成２両（平成９年度）、２編成４両（平成１０年度）、２編成４両（平成１２年度）、２編成４両（平成２０年度）

③オムニバスタウン計画事業（平成１２～１６年度）

・バスロケーションシステムの導入（７箇所）等

④天水・河内を運行する事前予約制みかんタクシーの導入（平成１８年度）

⑤バス網の再編

・バス路線網再編案や利用促進策を盛り込んだ「熊本市地域公共交通総合連携計画」の策定（平成２０年度）

・東バイパスライナーの実証運行（平成２１年度）

⑥新水前寺駅地区交通結節点改善事業

⑦健軍町電停バリアフリー化事業（平成２１年度）

⑧路面電車優先システム整備事業（平成２２年度）

⑨野出・太郎迫を運行する事前予約制オレンジタクシーの導入（平成２２年度）

⑩自転車レーン等の整備、民間との連携による駐輪場環境の充実、レンタサイクルの導入

３　建　築　指　導（建築指導課）

（１）建築確認・検査等の申請状況

種別 ＼ 年度		18	19	20	21	22
申請件数	建築確認申請	1,538	1,145	802	543	527
	(内計画変更)	(187)	(133)	(54)	(50)	(38)
	指定確認機関申請	2,073	2,208	2,305	2,237	2,413
	(内計画変更)	(114)	(110)	(85)	(78)	(76)
	道路指定申請	48	43	45	34	52
	許可申請	123	121	113	111	122
	やさまち条例事前協議受付	358	272	232	195	247
	省エネ届出	42	47	34	38	250
	長期優良住宅認定	—	—	—	284	524
	ＣＡＢＥＥ届出	—	—	—	—	9
現場検査	住宅公庫竣工検査	32	10	0	0	0
	住宅公庫改良検査	0	0	0	0	0
	一般建築竣工検査	1,067	770	553	460	544
	昇降機竣工検査	97	90	62	18	45
特殊申請	計画通知	65	86	89	70	71
	工作物等確認申請	106	81	65	40	4
	昇降機等確認申請	103	93	45	21	8

（２）建築指導パトロール等

ア　建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ　建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ　一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

２２年度においては、共同住宅等３０件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

（３）違反建築物取扱件数

（平成22年度）

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	71
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	5
避難施設等内装制限	法第35条	2
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	2
構造耐力	法第20条又は第36条	13
敷地と道路の関係	法第43条	4
道路内建築制限	法第44条	4
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	3
容積率制限	法第52条	1
建ぺい率制限	法第53条	3
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	0
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	3
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	13
計		124

（４）ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和６３年４月２０日より施行している。

平成２２年度は、１件の届出があった。

（５）中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和６３年１０月１５日より施行している。平成２２年度は７４件の届出があった。

（６）熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、平成７年１０月１日より施行している。現在、補助件数は３４件（延べ件数）となっている。

（７）建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は２８件となっている。

（８）エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく届出

２，０００m^2以上の建築物を新築・増改築する場合、又は、大規模修繕を行う場合に、その建築物の建築主は、工事着手の２１日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない。平成２２年度の届出件数は２５０件となっている。

※平成２２年４月１日以降は、３００m^2以上２，０００m^2未満の建築物を新築または増築する場合も届出が必要となった。

（９）「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等をもち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成２１年６月４日より施行している。平成２２年度は５２４件の認定を行った。

（１０）「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づく届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成２２年１０月施行）である。平成２２年度の届出件数は９件となっている。

４　公　園　緑　地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成２２年度末での本市の都市公園等の整備状況は、８９３カ所６４６．３６ｈａである。このほか、民有地等を借地した８１カ所、７．５３ｈａの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の３つを掲げた。

１　適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

２　時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

３　重点的な公園づくり

住区基幹公園（住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園）の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況　　（平23.4.1現在）

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの（①＋②）			備考
	計画決定		①供用								
	箇所数（箇所）	面積（ｈａ）	箇所数（箇所）	面積（㎡）	供用率（%）	箇所数（箇所）	面積（㎡）	供用率（%）	面積（㎡）	１人当りの面積（㎡／人）	
街区公園	174	41.45	174	422,696	102	599	491,493	773	914,189	1.25	
近隣公園	29	49.1	27	394,425	80	2	31,860	29	426,285	0.58	
地区公園	8	36.3	6	270,289	74	－	－	6	270,289	0.37	
総合公園	3	82.2	3	795,222	97	2	230,081	5	1,025,303	1.4	
運動公園	3	123.5	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.57	熊本県立総合運動公園含む
特殊公園（風致）	3	15.5	3	171,612	111	2	12,845	5	184,457	0.25	
特殊公園（歴史）	6	9	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広域公園	1	126.5	1	1,174,546	93	－	－	1	1,174,546	1.6	総合体育館湖面含む
緑地	14	214.84	14	560,988	26	38	272,829	52	833,817	1.14	
墓園	3	35.1	3	177,979	51	－	－	3	177,979	0.24	
都市公園合計	244	733.49	239	5,163,802	70	654	1,299,796	893	6,463,598	8.82	
まちの広場	－		－	－	－	81	75,340	81	75,340	0.1	
その他	－		－	－	－	6	32,609	6	32,609	0.04	
合計	244	733.49	239	5,163,802	70	741	1,407,745	980	6,571,547	8.97	

（注1）人口（推計人口）は、平成２３年４月１日現在の人口７３２，８３２人。
（注2）まちの広場は、五郎ケ池調整池広場を含む
（注3）都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。
（注4）街区公園の1人当たり面積には、１，０００㎡以下（開発行為等）の公園も含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度	18			19			20			21			22		
区分 種別	数	面積 ha	一人当面積 ㎡	数	面積 ha	一人当面積 ㎡	数	面積 ha	一人当面積 ㎡	数	面積 ha	一人当面積 ㎡	数	面積 ha	一人当面積 ㎡
利用中の街区公園	688	83.85	1.26	693	84.23	1.26	698	84.65	1.25	762	90.61	1.24	773	91.42	1.25
利用中の全公園	792	562.95	8.43	799	578.96	8.67	807	592.16	8.74	883	642.84	8.83	893	646.36	8.82

５　都　市　整　備（都心活性推進課・植木総合支所産業振興課）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。また、平成２２年３月の市町村合併にて「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町・桜町から熊本駅までの４１５haを中心市街地と位置づけ、平成２３年度までに多くの民間事業を含めた実効性のある５２の事業を推進することとしている。（※別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１haを中心市街地と位置づけ、平成２６年度までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進することとしている。

今後は、この計画をもとに、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（２）市街地再開発

本市の既成市街地においては、都市化の進行とともに人口の空洞化・交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの環境悪化や機能更新の遅れなどが顕在化してきている。

このような都市問題を解決するため、道路・公園等の都市基盤施設と建築物との総合的な整備と生活環境などの改善を目指し市街地の再開発を推進する。

ア　市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した土地利用の非効率な市街地において、細分化された宅地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備とオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。今後、再開発事業への啓発、誘導に向けて取り組んでいく。

地　　区	熊本駅北地区（事業完了）	手取本町地区（事業完了）	上通Ａ地区（事業完了）
施行者	組　　合	組　　合	組　　合
事業年度	昭 61～平 4	平 8～13	平 9～13
地区面積（ha）	約 0.5	約 1.0	約 1.1
敷地面積（㎡）	約 2,400	約 5,700	約 9,000
建築面積（㎡）	約 1,900	約 4,400	約 6,800
延床面積（㎡）	約 15,800	約 48,200	約 57,100
建物の規模構造	SRC＋RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC＋RC＋S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC＋RC＋S 造 地上 14 階 地下 2 階
用　　途	ホテル	商業・公益・医療・業務施設等	商業・ホテル・業務・美術館・財団施設・カルチャー等
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8. 8 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 9. 3 組合設立（施行認可）公告 平 11. 8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10. 9 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 11. 1 組合設立（施行認可）公告 平 11. 9 権利変換計画認可 平 12. 1 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可

イ　優良建築物等整備事業

この事業は、良好な街並み形成実現のため民間活力を活用し、土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地における良好な中高層住宅の供給等を総合的に促進することを目指す、都市計画法等の手続きを要しない任意の事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生することを目的とする「既存ストック再生型」がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプ、およびマンション建替タイプの３つのタイプに分けられる。「市街地住宅供給型」は、住宅複合利用タイプと中心市街地共同住宅供給タイプの２つに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区

地　　区	施行者	事業年度	地区面積（ha）	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	用　　途	タイプ
下通地区（事業完了）	民　間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区（事業完了）	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（26戸）	優良再開発型

○「住宅・建築物アスベスト改修事業」（建築計画課）

露出吹き付けアスベストが施工されている既存の民間建築物（1,000㎡以上）の除去等費用の一部を助成する制度を活用し、平成１９年度は１件、平成２０年度は１件、平成２２年度は１件に補助を行った。また、平成２２年度は、アスベスト対策を促進するために、アスベスト含有調査に対する助成制度を創設し、２件の利用があった。

（３）土地区画整理事業

ア　現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和６年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌７年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ５５地区（１６６０．１ｈａ）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業　　(平.23.4.1現在)

地区名	施行者	法分類(条項)	施行面積(ha)	認可年月日	減歩率(%)	公共減歩率(%)	施行年度	総事業費(千円)
田井島南	組合	3～2	18.9	21.8.4	50.9	25.3	21～25	2,818,000
熊本駅西	市	3～4	18.1	13.12.10	36.1 (19.8)	36.1 (19.8)	13～28	24,810,000
城南町中央	組合	3～2	29.7	10.10.8	35.0	24.0	10～24	4,530,000
植木中央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～30	14,747,000

完了地区名（５１地区）〔国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ケ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ケ丘団地、烏ケ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内〕

※　熊本駅西、植木の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買収前、下段：減価買収後

イ　今後の予定施行地区

良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、４地区（８４．２ｈａ）で土地区画整理事業が実施されており、その他１地区では、事業実施に向け構想がなされている。

中心市街地活性化基本計画一覧

- 1-1 都市計画道路熊本駅南線整備事業
- 1-2 合同庁舎周辺道路整備事業
- 2-1 地域創造支援事業 市街地形成地区整備推進事業
- 2-2 熊本駅周辺まちづくり推進事業
- 3-1 坪井川親水空間整備事業
- 3-2 熊本駅周辺等坪井川水辺空間整備事業
- 4-1 熊本駅西土地区画整理事業
- 4-2 地域創造支援事業(コミュニティセンター整備)
- 4-3 熊本駅西土地区画整理事業(コミュニティ住宅整備)
- 5 JR鹿児島本線外1線連続立体交差事業
- 6 熊本駅周辺　街路事業
- 7-1 熊本駅前東A地区市街地再開発事業
- 7-2 情報交流施設整備事業 (高次都市施設 地域交流センター、地域創造支援事業 情報交流施設)
- 7-3 暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)
- 8 (仮称)市街地再開発等事業(桜町地区)
- 9-1 優良建築物等整備事業(花畑地区)
- 9-2 高次都市施設 地域交流ホール整備事業
- 9-3 (仮称)花畑地区商業等基盤整備事業
- 9-4 暮らし・にぎわい再生事業(花畑地区)
- 10 城東町第3号線電線共同溝整備事業
- 11 交通安全事業統合補助金(熊本市銀工町地区) 熊本高森線
- 12-1 都市・地域総合交通戦略策定調査
- 12-2 熊本都市圏交通問題対策事業
- 13 新熊本合同庁舎の整備
- 14 熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業
- 15 白川直轄総合水系環境整備事業
- 16 白川緊急対策特定区間整備事業
- 17 (仮称)銀座通り歩行空間整備事業
- 18 暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)
- 19 地域創造支援事業 五福地域開発センター改修事業
- 20 (仮称)新町地区総合福祉施設整備事業
- 21 下通アーケード改修事業
- 22-1 地域創造支援事業 中心市街地活性化推進事業 (ストリート・アート・プレックス、光のページェント)
- 22-2 中心市街地活性化推進事業 (中心商店街等が連携したイベント等)
- 23 中心市街地活性化に関する広報及び情報提供事業

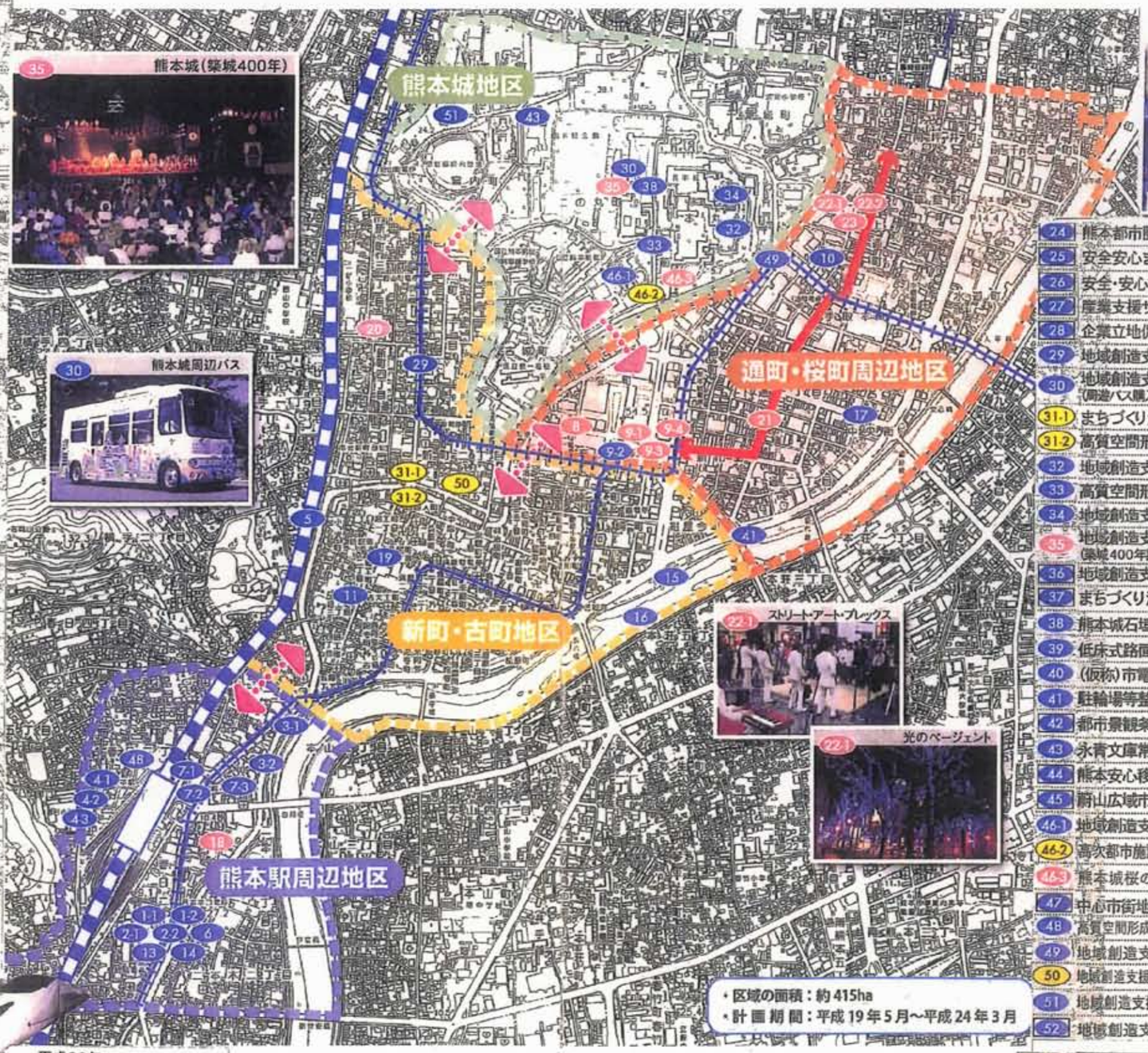

低床式路面電車

- 24 熊本都市圏総合調整推進事業
- 25 安全安心まちづくり推進事業
- 26 安全・安心で美しい熊本づくり事業
- 27 産業支援サービス業等立地促進事業
- 28 企業立地促進事業
- 29 地域創造支援事業　路面電車優先信号整備事業
- 30 地域創造支援事業　熊本城築城400年記念事業 (周遊バス購入・運営事業)
- 31-1 まちづくり活動推進事業 熊本駅都心間まちづくり調査
- 31-2 高質空間形成施設 ストリートファニチャー整備事業
- 32 地域創造支援事業 熊本城本丸御殿復元整備事業
- 33 高質空間形成施設 熊本城奉行丸周辺ライトアップ事業
- 34 地域創造支援事業 熊本城周辺おもてなし空間整備事業
- 35 地域創造支援事業 熊本城築城400年記念事業 (築城400年記念祭負担金)
- 36 地域創造支援事業　屋上等緑化助成事業
- 37 まちづくり活動推進事業　まちづくり活動啓発事業
- 38 熊本城石垣保存修理事業
- 39 低床式路面電車導入事業
- 40 (仮称)市電の利便性向上対策事業
- 41 駐輪場等整備事業
- 42 都市景観条例関連経費(景観形成建造物)
- 43 永青文庫常設展示室整備事業
- 44 熊本安心移動ナビプロジェクト推進事業
- 45 阿蘇山広域市との交流推進事業
- 46-1 地域創造支援事業 桜の馬場利活用推進事業
- 46-2 高次都市施設 熊本城桜の馬場 観光交流施設(仮称)整備事業
- 46-3 熊本城桜の馬場飲食物販施設設置事業
- 47 中心市街地活性化ソフト事業
- 48 高質空間形成施設 熊本駅西口駅前広場・街路等高質空間形成事業
- 49 地域創造支援事業 市電軌道敷緑化事業
- 50 地域創造支援事業　熊本市熊本駅都心間協働のまちづくり推進制度
- 51 地域創造支援事業　熊本博物館プラネタリウム機能増進事業
- 52 地域創造支援事業　地下水都市熊本空間創出事業

…行政が事業主体　…行政及び民間が事業主体
…民間が事業主体　…エリア全体で事業展開するもの
※事業詳細については、裏面の連絡先へお問い合わせください

平成22年3月23日変更分

６　熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成１７年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「ＪＲ鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。この協定では、県市の役割分担と事業の優先順位を明確にするとともに、「平成２３年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時（平成３０年）までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成１９年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、県都の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

現在、熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての拠点性の向上が図られた。九州新幹線鹿児島ルートは平成２３年３月１２日に全線開通したが、引き続きこの拠点性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の整備、市街地再開発事業など都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報･文化の交流拠点の形成を目指す。

基本計画の概要と主な事業は次のとおりである。

（１）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線　：　　７路線

・県整備路線　４路線（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線）

・市整備路線　３路線（田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

（２）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅直近の２２ｈａ（北、東Ａ、東Ｂ、南Ａ、二本木Ａの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（３）東西駅前広場の整備

ア　駅前広場面積

東口　１４，２００㎡　　西口　５，７００㎡

イ　東西駅前広場の機能分担

東口：中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化
　　誰もがわかりやすい、乗換え利便性の高い交通結節点の形成

西口：西側開発、アクセス需要増に応じた交通機能等
　　団体バス等、不定期バスの発着機能

都建

（４）九州新幹線建設事業（鉄道・運輸機構事業）

九州新幹線鹿児島ルートは、平成１３年４月博多～新八代間のフル規格による工事実施計画が追加認可され、平成２３年３月１２日に全線開業をむかえた。

・総事業費　　：約８，９２０億円（博多～新八代）

・事業期間　　：平成１０年～平成２３年

・熊本市域区間：約２３ｋｍ

（５）鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成１３年３月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約６ｋｍ区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約１ｋｍ区間が事業認可され、平成２８年度の工事完成を目指して事業が進められている。

・事業区間　　：ＪＲ鹿児島本線　約６ｋｍ、豊肥本線　約１ｋｍ

・総事業費　　：約５５０億円

・事業期間　　：平成１３年度～平成２８年度

・事業実施状況：２次仮線の切替えを行うとともに、高架橋建設工事を実施中

（６）熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成１３年３月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成１３年度から区画整理事業に着手している。現在、ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、事業の早期完了を目指している。新幹線口となる西口駅前広場やアクセス道路については、新幹線開業時に整備を完了し供用している。

・地区面積　：　１８．１ｈａ

・総事業費　：　約２８０億円（関連事業費を含む）

・事業期間　：　平成１３年度～平成２８年度

・事業実施状況及び予定

平成１３年度～平成１５年度	公共用地先行取得
平成１５年度～平成１６年度	換地設計
平成１７年度～平成２８年度	地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（西口駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施

（７）熊本駅前東Ａ地区市街地再開発事業（熊本市事業、平成１７年１０月都市計画決定）

東Ａ地区は、熊本駅東口正面に位置するという立地性から、県都の玄関にふさわしい都市景観の形成及び都市機能の充実を図るため、市施行により市街地再開発事業を推進している。この事業により、九州･熊本の情報発信拠点となる公共施設（情報交流施設）を整備するとともに、民間事業者の参画による賑わいの創出を図ることにしている。

・地区面積　　：　約１．４ｈａ

・事業期間　　：　平成１７年度～平成２４年度

・施設規模　　：　延床面積　約５１，９００㎡

・総事業費　　：　約２１１億円

・事業実施状況及び予定

平成１７年度　　都市計画決定、事業認可

平成１８年度　　用地取得（平成２１年度まで）、事業提案競技による建設業務代行者の選定

平成１９年度　　建築設計

平成２０年度　　建築工事着工

平成２３年度　　再開発ビルの完成

平成２４年度　　清算

（８）新熊本合同庁舎の整備（国土交通省九州地方整備局事業）

・施設規模　　：　Ａ棟　約２６，５００㎡　　Ｂ棟　約２４，０００㎡（ＰＦＩ導入）

・事業実施状況及び予定

平成１９年度　　Ａ棟　工事着工

平成２２年度　　Ａ棟　工事竣工

平成２０年度　　Ｂ棟　事業契約

平成２６年度　　Ｂ棟　工事竣工予定

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図

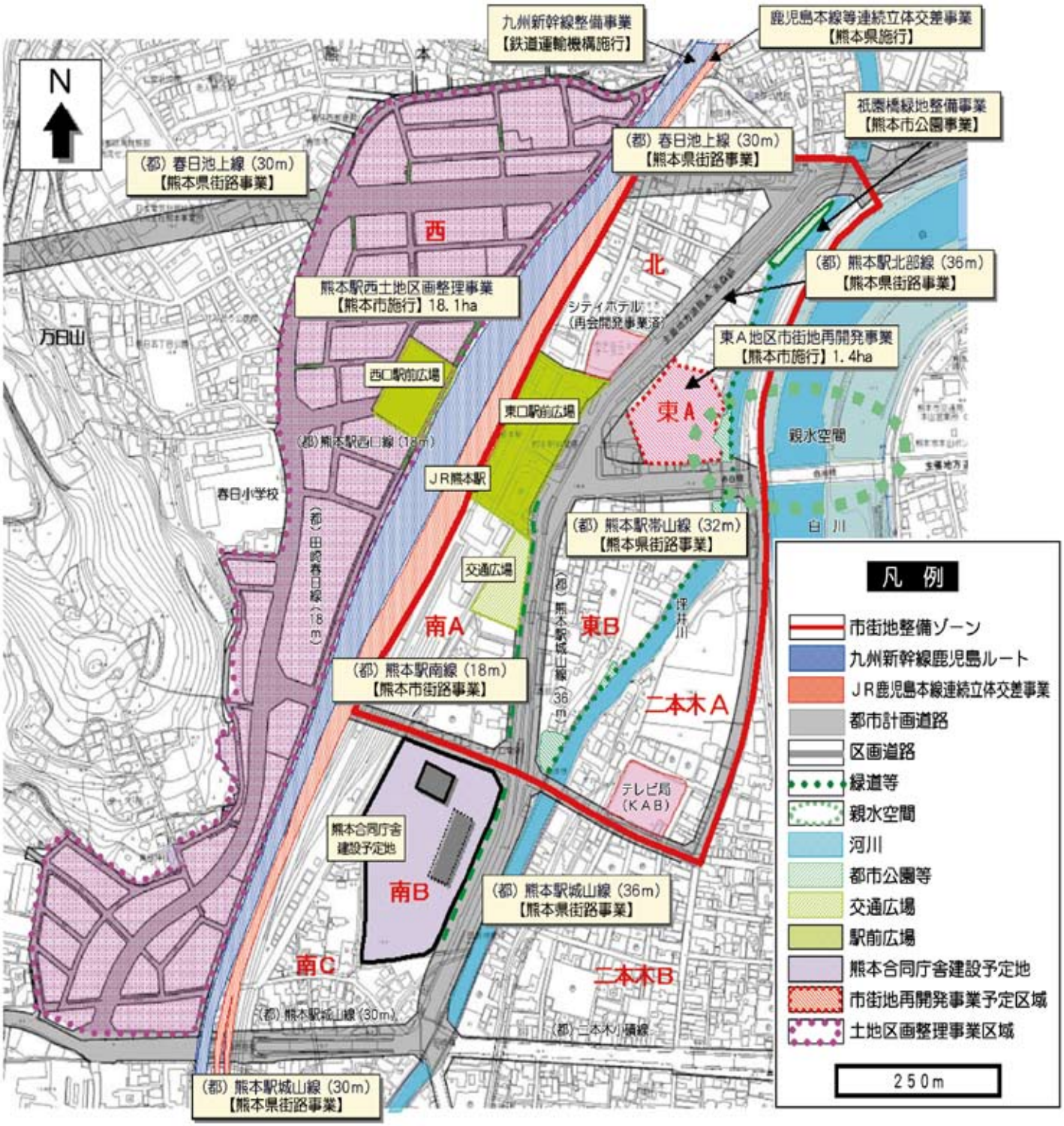

整　備　ス　ケ　ジ　ュ　ー　ル

項　目	項目区分	実施主体	実施内容等
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代　122km　熊本市域　約23km
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線　約6km ・豊肥本線約1km
	東口駅前広場	熊本県	・現在の面積9，600㎡を14，200㎡に拡張 ・南A交通広場（3，800㎡）
	春日池上線	熊本県	・区画整理区域外区間 ・幅員　30m
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m
	熊本駅城山線	熊本県	・駅～田崎橋　幅員36m ・市電のサイドリザベーション化
			・田崎橋交差点～田崎春日線交差点　幅員30m
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m
東A地区	東A地区 市街地再開発	熊本市	・地区面積：1．4ha ・延床面積：約51,900㎡
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積：約2．5ha ・総床面積：50,500㎡（A、Bの2棟計画） ・計14官署入居予定 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18．1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備
	西口駅前広場	熊本市	・面積5，700㎡
	春日池上線	熊本市	・幅員30m

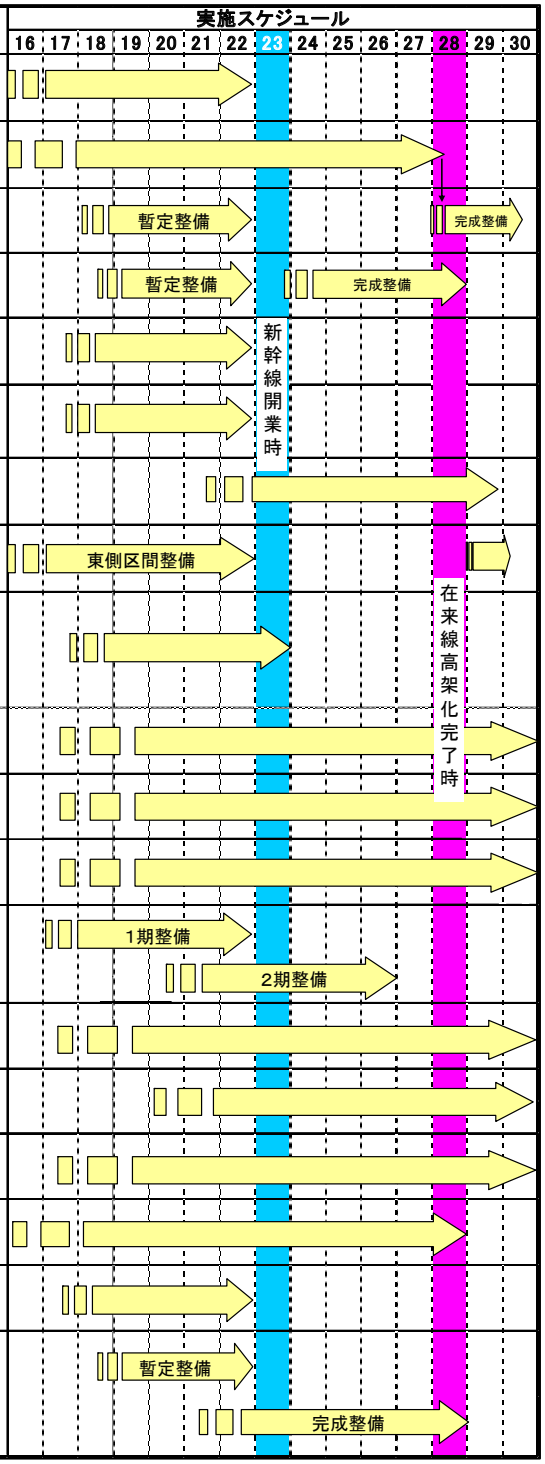

都建

７　河　川（河川課）

本市では、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が図られている大きな河川があります。市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、それらの川に流れ込む中小の河川や排水路の整備を進めている。

（１）都市基盤河川改修事業

市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麹川・鶯川など被災頻度の高い流域をもつ県管理河川を昭和４７年より「都市基盤河川改修事業」として市で改修事業を進めており、万石川・兎谷川については、既に事業を完了している。

（２）流域貯留浸透事業

都市化による雨水流出量の増加・近年の集中豪雨に対処すべく、「都市基盤河川」流域において、学校・公園などの公共施設等に雨水貯留・浸透施設を設け、河道への負担を軽減し、流域の治水安全度向上を図るものであり、Ｈ２２年度から健軍川流域で事業を実施している。

（３）準用河川改修事業

市が管理する準用河川の天明新川・谷尾崎川は、「準用河川改修事業」により、河道改修や排水機場建設などの事業を実施した。

（４）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水ができない地域や浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水機場や排水路等の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（５）雨水流出抑制対策

市街地周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透桝について設置費用を助成する「雨水浸透桝設置助成制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

宅地等の開発においても、区域内の雨水流出を抑制する調整池の設置や浸透マンホール・透水性舗装などの施設について設置指導をおこなっている。

このように本市の治水行政は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止と自然環境や地域づくり等に配慮した河川改修事業と合わせ、内水対策や雨水流出抑制等の施策を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透桝設置状況　　(平23.3.31現在)

１８年度		１９年度		２０年度		２１年度		２２年度	
件　数	件　数	件　数	件　数	件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数
96	267	56	209	119	299	298	658	275	630

市域の主要河川状況

水　系	河川名	級　別	流域面積 (k㎡)	計画高水流量(㎥/s)	河川延長 (km)	改　修 着手年	摘　　要
白　川	白　　川	1級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑　川	緑　　川	1級	1,100	4,200	71.3	〃37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1級	253.8	1,100	20.9	〃37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
	無 田 川	1級	1.0	19	2.3	—	県管理
	木 部 川	1級	20.4	48.2	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	6.5	120	11.6	昭54	〃
		準用	3.1	40	1.3	平元	市管理
	高 良 川	1級	1.9	—	1.5	—	県管理
	内 田 川	1級	6.5	50	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1級	37.9	340	13.7	〃48	〃
	木 山 川	1級	100	660	16.5	〃62	〃
	秋 津 川	1級	32.2	240	6.2	〃44	〃
	鶯　　川	1級	2.8	32	1.3	平8	〃　（都市基盤改修事業）
	健 軍 川	1級	14.6	190	6.8	昭47	〃　〃
	藻器堀川（本川）	1級	2.8	55	3.8	〃63	〃　〃
	保 田 窪放 水 路	1級	5.3	95	6.0	〃47	〃　〃
	浜 戸 川	1級	93.1	520	27.3	〃35	国土交通省管理（直轄区間 5.3km）
	潤　　川	1級	18.4	140	5.7	〃60	県管理
	安 永 川	1級	—	—	1.1	—	〃
		準用	—	—	1.0	—	市管理
	五 双 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1級	—	—	1.9	—	県管理
		準用	—	—	4.6	—	市管理
	谷 郷 川	1級	—	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1級	—	—	5.8	—	〃
	滑　　川	1級	—	—	2.2	—	〃
		準用	—	—	3.8	—	市管理
	西 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	赤 迫 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	—	3.5	—	〃

水　系	河川名	級　別	流域面積 (k㎡)	計画高水流量(㎥/s)	河川延長 (km)	改　修 着手年	摘　　要
菊池川	合 志 川	1級	123	675	22.0	昭28	国土交通省管理(直轄区間10.1km)
	木 葉 川	1級	50	200	12.1	〃21	県管理
	神の木川	1級	23	32.6	2.0	〃52	〃
	千 田 川	1級	4	50.4	7.4	〃49	〃
		準用	—	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1級	3.2	40	5.2	昭47	県管理
	豊 田 川	1級	14.4	9.4	7.1	〃37	〃
	夏 目 川	1級	4.5	62.8	2.0	〃60	〃
	小 野 川	1級	4	48	3.2	〃48	〃
		準用	—	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1級	—	—	2.2	—	県管理
		準用	—	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1級	20	80	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	小 園 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	北 井 川	準用	—	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2級	84.6	560	23.2	〃33	県管理
	井 芹 川	2級	57.1	360	14.6	〃39	〃
	堀　　川	2級	42.7	120	10.8	〃53	〃
	西 浦 川	2級	5.0	—	2.1	—	〃
	西 谷 川	2級	13.2	—	3.6	—	〃
	立福寺川	2級	5.3	—	1.7	—	〃
	万 石 川	2級	3.6	75	1.2	昭48	〃
	兎 谷 川	2級	1.7	35	0.8	〃48	〃
	麹　　川	2級	3.1	59	1.7	〃51	〃　　(都市基盤改修事業)
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1.3	〃53	市管理
	前　　川	準用	—	—	0.8	—	〃
	鐙 田 川	準用	—	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2級	—	—	3.0	—	県管理
単　独	河 内 川	2級	20	—	6.6	—	〃
	千間江湖	2級	2.2	15	4.7	昭40	〃
	除　　川	2級	6.0	40	3.3	〃42	〃

※　記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用。

８　公共用地取得事業

（１）用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法２９条３項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

（２）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。

・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

（３）契　約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただきますと、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。（一部適用されない場合もある。）

（４）用地補償の流れ

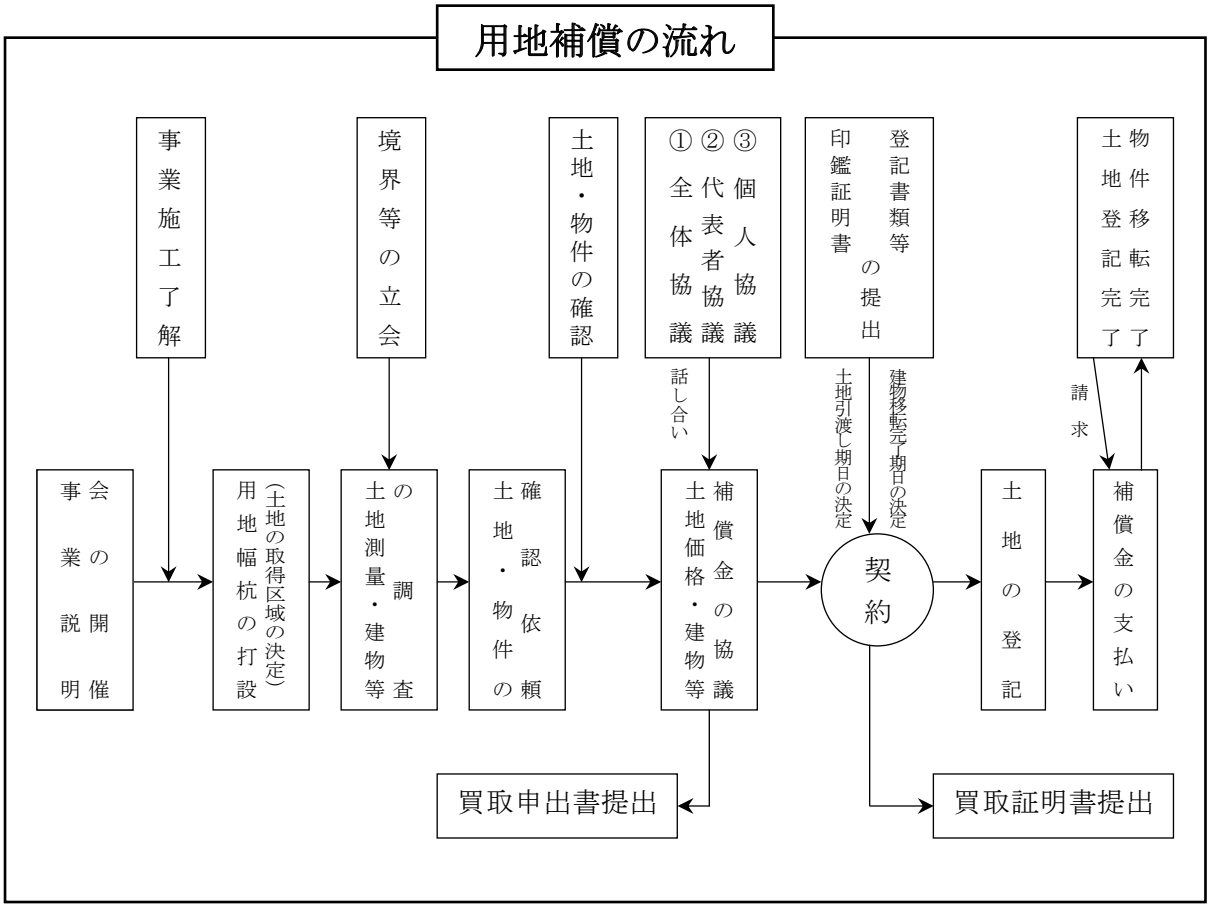
用地補償の流れ
事業説明会の開催
事業施工了解
用地幅杭の打設（土地の取得区域の決定）
境界等の立会
土地測量・建物等の調査
土地・物件の確認
土地・物件の確認依頼
①全体協議
②代表者協議
③個人協議
話し合い
土地価格・建物等補償金の協議
買取申出書提出
土地引渡し期日の決定
建物移転完了期日の決定
契約
買取証明書提出
登記書類等の提出
印鑑証明書
土地の登記
請求
補償金の支払い
土地登記完了
物件移転完了

９　住　宅　・　建　築　物　等

市　営　住　宅（住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「第２次住宅マスタープラン（計画期間：平成１８年度～２７年度）」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの建設中心から、ストック重視・管理重視の政策への転換を図るために、これまでに供給されてきた膨大な既存住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替、改善等に取り組むとともに、入居管理の適正化を進める等して、住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。

（１）住宅供給実績

（単位　戸）

区分 / 年度	公営住宅		特定優良賃貸住宅	合計
	新規	建替	借上げ	
4	178	276	50	504
5	152	301	50	503
6	286	164	34	484
7	0	285	24	309
8	289	111	74	474
9	0	180	82	262
10	161	69	57	287
11	140	153	74	367
12	190	87	30	307
13	70	174		244
14	108	79		187
15	0	98		98
16	104	53		157
17	56	54		110
18	92	0		92
19	58	0		58
20	0	0		0
21	0	14		14
22	0	66		66
合計（4～22）	1,884	2,164	475	4,523

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（２）住宅管理状況

ア　目的別内訳

（単位　戸）

種別 / 年度	一般	身障	低家賃	老人	母子	高齢・障害者等優先	改良	引揚	特公賃・特優賃	その他	合計
昭21～平13	8,040	191	181	438	105	1,836	613		448		11,852
14	181	4		70	7	39			30	40	371
15	147	8		30	7	28				29	249
16	152	4			6	25					187
17	70					28					98
18	114	2				41					157
19	42	1				13					56
20	105	2				39					146
21	50		▲10		▲5	13				94	142
22	299					▲12					287
23	▲42					▲12					▲54
合計	9,158	212	171	538	120	2,038	613		478	163	13,491

（注）年度は管理開始年度を示す　　平成２３年度については４月１日現在　　▲は用途廃止による減数を示す

イ　構造別内訳

（単位　戸）

木造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合計
132	10,620	2,017	279	269	174	13,491

都建

（３）団地別管理戸数状況

（平23.4.1現在）

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一　般	障　害	低家賃	老　人	高齢・障害者優先	母　子	改　良	特公賃・特優賃	引　揚	合　計	入居者負担額
1	大江	大江4丁目15	S59	14				6					20	21,600～33,700
2	渡鹿	渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	22,900～67,900
3	宮内	段山本町3	S31	1									1	1,700
4	菅原	菅原町2・8	S33～36	66				24					90	13,900～41,200
5	川鶴	大江1丁目35	S48							80			80	4,000
6	新町	新町4丁目9	S43			24							24	7,600～14,800
7	本山	本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
8	南熊本	南熊本1丁目9	S53	21									21	17,900～35,200
9	本荘東	本荘2丁目6	S53	61									61	18,200～30,900
10	二本木	二本木4丁目1・2	S54							42			42	14,000
11	琴平	琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	18,100～27,500
12	九品寺第一	九品寺5丁目10	S55	50									50	19,100～27,300
13	九品寺第二	九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,100～36,100
14	琴平第二	琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,700～40,500
15	古川町シティハウス	古川町25	H6	18									18	24,200～63,200
16	江原	春竹町春竹506	H7	31									31	27,100～53,200
17	橋出	本荘町769	H7	24			5	3					32	25,700～50,400
18	サンライズ国府	国府3丁目27	H9								24		24	63,300
19	世安	世安町52	H10	99	2			8					109	23,600～65,600
20	ベルス出水	出水6丁目28	H11								57		57	64,400
21	塩屋一番館	新町2丁目11	H12								25		25	65,900～71,100
22	エスポワールしらかわ	呉服町2丁目5	H12								27		27	66,900
23	エコウイング21	紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～63,000
24	黒髪	黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	22,200～56,000
25	池田上の原	池田2丁目52・53	H16	34				9					43	17,200～60,200
26	上岩迫	池田2丁目55～57	H18	36				17					53	18,100～59,400
27	山下	池田2丁目33・38	H16	44				16					60	18,300～61,100
28	万石	清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	26,800～55,400
29	亀井	清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,600～58,400
30	堂の前	龍田6丁目4	H19	36				18					54	18,300～61,100
31	字留毛	黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200
32	高平	高平2丁目8	S39～41	150				24					174	8,600～14,100
33	新地	清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4				1,128	10,600～63,300
34	楠	楠1～5 丁目	S45～H16	953	25	22	148	245	19				1,412	8,900～65,700
35	武蔵ケ丘	武蔵ケ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～20,500
36	大窪	大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～34,700
37	上ノ窪	武蔵ケ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,100～37,700
38	楠第二	楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～36,500
39	四方寄	四方寄町1056	S45～47	51									51	5,000～8,800
40	鹿子木	鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,500～59,000
41	ヴェルドミール清水	清水新地4丁目3	H10								34		34	58,100～59,100
42	弓削第二	龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,100～63,800
43	下硯川	下現川1671	H10	45	2			6					53	24,000～63,600
44	万石南	清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,300～60,600
45	コーポムサシ	龍田町弓削720	H14								30		30	50,000
46	帯山	帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～35,000
47	出水	水前寺公園16	H7～8	84			70	6					160	22,900～62,200
48	北上	上南部3丁目31	H12	46	2		9	12					69	24,600～62,200
49	若葉	若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
50	栄第一	栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年度	一　般	障　害	低家賃	老　人	障害・高齢者優先	母　子	改　良	特公賃・特優賃	引揚	その他	合計	入居者負担額
51	栄第二	若葉3丁目5	S42							66				66	8,000
52	託麻	西原2丁目7・3丁目2	S43～H6	305	5		21	64						395	11,600～64,700
53	東町	東町2丁目2	S49	168				42						210	11,700～19,600
54	東本町	東本町8	S50～53	100				28						128	14,100～26,000
55	長嶺	長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5					300	14,200～25,800
56	長嶺西	長嶺西1丁目6	S54	48				12						60	18,300～22,800
57	尾ノ上	尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60				190	4,200～39,500
58	新南部	新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6					50	20,400～37,900
59	戸島	戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27						135	20,700～35,800
60	東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	S59	29				9						38	20,600～37,200
61	下南部	下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5					288	21,300～33,900
62	佐土原	榎町1	S60	32	6		6	5	6					55	20,500～38,500
63	東町桜	東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2					200	20,700～41,200
64	月出	月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2					195	22,100～43,900
65	桜北	東町4丁目4	S62	40				10						50	22,500～36,400
66	灰塚	尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13						65	21,200～35,400
67	秋津	秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6					302	17,300～42,900
68	長嶺東	長嶺南7丁目1	H7	40			8	2						50	26,900～55,300
69	出水（特公）	水前寺公園16	H7								3			3	76,000
70	新南部第二	新南部5丁目3	H8	38	2		6	4						50	27,800～56,600
71	タウンハウス御領	御領3丁目15	H8								34			34	57,600～59,900
72	月出西	月出6丁目2	H8	36				18						54	29,200～58,700
73	コンコース長嶺	長嶺東6丁目27	H10								22			22	57,000
74	小山	小山町625	H10	48				16						64	32,000～62,900
75	レスポワールMIWA	健軍3丁目50	H10								18			18	65,000
76	ｵｰｼｬﾝｳｲﾚｯｼﾞ新南部	新南部2丁目7	H12								30			30	66,600
77	タウンハウス東	上南部3丁目4	H12								25			25	57,000
78	ｻﾝﾌﾗﾜｰｺｰﾎﾟ尾ノ上	尾ノ上2丁目14	H13								25			25	62,000
79	野越	南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9					520	11,500～27,500
80	八幡	八幡9丁目3・6	S52～53	102				28						130	14,800～27,600
81	笛田	良町2丁目5	S54～55	48				12						60	16,800～31,700
82	横林	日吉1丁目4	S55	44				11						55	17,400～32,300
83	栗の内	日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9					200	17,700～29,700
84	野田	野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2					150	18,600～35,600
85	萩原	萩原町9	S56～57	50										50	19,300～35,500
86	田迎	出仲間7丁目6	S56	60				18						78	18,700～36,800
87	上ノ郷	上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17						76	20,300～35,700
88	城南	南高江7丁目9	S58	28				11						39	20,600～28,300
89	日吉	南高江1丁目6	S60	72				18						90	21,600～37,700
90	薄場	薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22						116	17,900～52,200
91	銭塘	銭塘町957-1	H22	14										14	19,000～60,200
92	平成ウッディヴィラ	平成1丁目1・2・17	H5								50			50	63,400
93	土河原	土河原町172	H5	24				12						36	26,400～51,800
94	サンビレッジ平成	平成2丁目16・18・19	H7								50			50	65,300～68,200
95	合志	合志1丁目4	H7	72	2		9	6						89	20,100～58,100
96	南部中央	八幡6丁目9	H12	20	2		18	10						50	24,700～62,500
97	白藤	白藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8					409	23,000～63,300
98	鉾町	近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4					210	24,800～64,300
99	画図重富	画図町重富888	H18～20	234	5			71						310	17,300～59,300
100	花園上の原	花園5丁目46	H8	38			4	18						60	23,900～61,500

都建

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一　般	障　害	低家賃	老　人	障害・高齢者優先	母　子	改　良	特公賃・特優賃	引揚	その他	合計	入居者負担額
101	花園	花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66						210	21,000～65,300
102	石神	島崎3丁目21	H17	14				6						20	19,800～61,700
103	高橋	高橋2丁目6	H17	12				6						18	18,600～61,100
104	荒尾	島崎7丁目8・12・14	H15	44				11						55	19,200～61,700
105	半田	城山半田2丁目2	H14	55				29	3					87	18,400～61,200
106	団子原	島崎5丁目25	S54～55	44				22						66	16,400～34,300
107	小島	小島7丁目4	S58	48				12						60	19,900～41,000
108	池上	池上町524	S63	124	3		7	32	4					170	18,700～41,400
109	上代	上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6					150	21,700～38,900
110	井芹	花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6					120	22,800～44,900
111	温泉	河内町船津3193	H2	22				9						31	26,300～65,800
112	上高橋	上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15						234	26,300～64,100
113	大塘	城山大塘1丁目15	H5	48			5	7						60	25,600～50,300
114	春日	春日4丁目19	H14～15										69	69	23,900～56,700
115	春日第二	春日6丁目4	H20										94	94	22,400～57,200
116	廻江	富合町廻江761	S49～50	31										31	4,500～20,800
117	国町	富合町588菰江588	S53～54	17										17	10,400～20,700
118	本町	城南町隈庄287番地1	S58	2										2	13,000～25,500
119	塚原	城南町塚原1727番地5	S55	16										16	11,300～22,200
120	萱木	城南町下宮地947番1	S55	6										6	10,300～20,300
121	塚原Ⅱ	城南町塚原161の2	S45	1										1	3,500～6,900
122	下宮地	城南町下宮地198の2	H7	1										1	10,900～21,500
123	萱木小集落	城南町下宮地1114～1118	S54～60	38										38	5,000
124	田底	植木町田底480番地	S29	3										3	800～1,700
125	豊田	植木町豊田・今藤	S45～H20	68										68	4,400～47,100
126	山本	植木町清水1057・1066番地	S49・51	18										18	5,200～13,100
127	菱形	植木町上古閑48番地1	S50	8										8	6,100～12,600
128	西宮原	植木町宮原	S57～H9	38										38	12,800～42,400
129	荻迫	植木町荻迫50番地3	H元	6										6	14,800～33,300
130	鐙田	植木町鐙田・滴水	S36～H7	54										54	2,400～42,700
131	舞尾	植木町舞尾732番地1	H8	8										8	22,800～47,700
132	田原	植木町平原521番地	H9・10	12										12	24,300～53,600
133	広住	植木町広住56番地1	H12	10										10	16,900～46,400
134	豊田南	植木町豊田454番地	H13	12										12	16,700～46,000
135	迫の下	植木町宮原598・600番地	S51	14										14	2,000
136	藤坂	植木町宮原771番地	S53	20										20	2,000
合　計				9,158	212	171	538	2,038	120	613	478		163	13,491	

（注）家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

（４）住宅使用料

ア　入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

（単位　円）

区　　分	収　入　基　準
一　　般	158,000 円以下
裁　　量	214,000 円以下

	収入分位	政令月収		率				
		下限値	上限値	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目～
収入超過者の家賃 （本来家賃）＋〔(近傍同種の住宅の家賃）－（本来家賃)〕×（収入に応じて設定される率）	25.0～32.5%	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
	32.5～40.0%	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
	40.0～50.0%	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
	50.0～	259,001		1	1	1	1	1

（注）改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ　収納状況

（平成22年度）

区分／種別	調定額（円）	収入済額（円）	未収額（円）	収納率（%）
一般住宅	3,155,637,300	2,927,984,540	227,652,760	92.79
改良住宅	59,448,400	56,086,600	3,361,800	94.35
優良賃貸住宅	277,029,850	265,036,740	11,993,110	95.67
小集落改良住宅	2,930,500	2,662,500	268,000	90.85
現年度計	3,495,046,050	3,251,770,380	243,275,670	93.04
過年度	791,723,255	148,018,585	643,704,670	18.70
合計	4,286,769,305	3,399,788,965	886,980,340	79.31

市営住宅使用料の収納率向上のため、昭和61年度より嘱託徴収員（現在9名）を雇用し収納率アップにつとめている。また、高額や悪質な滞納者に対しては、家屋明け渡しと家賃支払いを求めた法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

住宅・建築物耐震改修等事業（建築計画課）

平成２２年度は、２１年度に創設した戸建木造住宅に関する耐震改修費用の助成制度利用件数は４件であった。また、２０年度に創設した戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物に関する耐震診断費用の助成制度の利用件数は、それぞれ１４件、１件であった。

都建

１０　道　　路

（１）市域内道路（土木総務課・土木管理課）

(平23.4.1現在)

種　　別	舗　装　道		砂　利　道		計		舗　装　率	
	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（%）	面積（%）
国　　道	72,562		0		72,562		100.00	
国の管理	42,945		0		42,945		100.00	
県の管理	29,617		0		29,617		100.00	
県　　道	264,312		415		264,727		99.84	
主要地方道	77,988		0		77,988		100.00	
一般県道	186,324		415		186,739		99.78	
市　　道	3,014,530	12,981,737	309,647	633,892	3,324,177	13,615,629	90.69	95.34
道　　路	2,911,916	12,853,603	309,495	633,262	3,301,411	13,486,864	90.63	95.30
橋　　梁	22,614	128,134	152	631	22,766	128,765	99.33	99.51

（注）　平成２２年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
　　国(県の管理)及び県道については平２１．４．１現在の数値

（２）市　　道　（土木総務課・土木管理課）

ア　概　　要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道３号を縦軸に、国道５７号を横軸として３８７号、２６６号、５０１号並びに県道３７路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数１１，４０５本、実延長３，３２４，１７７ｍの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ１００％舗装されている。また、市道についても延長率で９０．６９％、面積率で９５．３４％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員４ｍ以上の舗装については、ほぼ１００％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む４ｍ未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ　推　　移

種別／年度	舗　装　道		砂　利　道		計		舗　装　率		側溝延長
	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（%）	面積（%）	累計（m）
18	2,211,311	9,268,933	244,738	417,562	2,456,049	9,686,495	90.04	95.69	2,270,943
19	2,224,401	9,351,861	238,038	399,453	2,462,439	9,751,314	90.33	95.90	2,283,571
20	2,373,955	10,049,654	246,282	432,630	2,620,237	10,482,284	90.60	95.87	2,364,723
21	2,791,197	12,848,894	317,507	647,405	3,308,704	13,496,299	90.40	95.20	2,662,851
22	3,014,530	12,981,737	309,647	633,892	3,324,177	13,615,629	90.69	95.34	2,705,664

（注）面積は車道面積

ウ　幅　員　別

幅員／種別	8.5m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延　　長（m）	276,886	306,782	1,242,177	1,238,677	175,080	64,442	3,304,044
面　　積（㎡）	3,599,569	2,266,789	6,641,519	4,592,248	351,889	65,109	17,517,123

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ　市道の認定と廃止

区分＼年度	20			21			22		
	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）
認　　定	114	21,402.0	122,180.0	70	14,116.0	94,848.10	85	17,415.9	103,591.6
廃　　止	15	8,341.0	24,278.0	10	3,662.2	13,193.6	24	13,593.5	45,564.4

オ　道路認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第８条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

① 認定対象道路は、その一端は常に道路法第３条に定める道路に接し、他の一端は建築基準法(昭和25年法律第201号)第４２条第１項第２号から第５号に該当する場合を除き、道路法第３条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、２．７m以上の幅員を有すること。

② 認定対象道路の幅員は、４m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、３．６m以上であれば足りるものとする。

③ 認定対象道路の縦断勾配は、９％以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを１２％以下とすることができる。

認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員２．０m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること。

認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

ア　公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。

イ　道路の延長が、３５m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する５戸以上の集落が存在すること。

カ　道路管理状況

業務の内容＼年度		18	19	20	21	22
		件	件	件	件	件
一般管理	道路境界立会	723	668	613	567	550
	道路境界承認	122	126	116	100	86
	市道の証明	47	52	43	42	40
	道路工事承認（24条）	218	249	220	193	241
	開発行為の同意	141	127	123	88	164
	道路の認定廃止	69	75	129	80	109
	計	1,320	1,297	1,244	1,070	1,090
占用関係	占用許可申請	4,013	4,251	3,648	3,519	3,581
	（内占用料金が伴う申請）	(1,816)	(2,009)	(1,811)	(1,905)	(1,772)
	占用料金の徴収	2,381	2,883	2,884	2,613	2,518
		(344,816,889円)	(348,234,228円)	(351,824,849円)	(280,967,741円)	(288,071,002円)
	道路掘削許可	3,333	3,442	3,172	3,088	2,962
	道路交通制限	3,427	3,550	3,225	3,151	2,982
	計	13,154	14,126	12,929	12,371	12,043

１１　土木センター

道路・水路（市街化区域内）の新設改良・維持管理と公園の除草・清掃業務を一元化し、地域に密着した迅速な対応ができるよう東部土木センター、西部土木センター（河内分室含む）及び北部土木センターを設置している。また道路パトロールや橋梁の一斉点検を実施するなど、効率的で適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和５２年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

（１）業務内容

・道路・橋梁の新設改良及び維持管理

・道路の交通安全施設工事

・道路の舗装打換

・私道の整備補助

・水路（市街化区域内）の維持管理

・災害復旧事業

・公園の除草・清掃業務

（２）私道の整備補助状況

年　度	件　　数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防　護　柵（m）	補　助　額（千円）
18	18	460.0	2,779.0	0.0	12,526
19	17	711.0	2,452.0	0.0	12,042
20	17	387.0	2,862.0	0.0	11,723
21	17	343.0	2,935.0	0.0	14,211
22	9	396.0	1,831.0	0.0	13,067

教　　育

1　概　　況　377

2　学　校　教　育　378

3　生　涯　学　習　398

4　青　少　年　教　育　406

１　概況

国際化、高度情報化、少子高齢化の進展などにより社会が大きく変化する中において、次代を担う子どもたちが自らの力で未来を切り拓いていく人間としての実践的な力である「生きる力」を育むため、その基盤となる学校教育においても、日々、様々な取り組みがなされており、国においても種々の義務教育制度改革が進められている。

一方、家庭、地域社会の教育力の低下が指摘される中、学校、家庭、地域社会、それぞれがその役割を果たしつつ連携を深め、子どもたちを社会全体で育てる環境をつくることが重要であり、また、市民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化する中で、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会へ還元されるような生涯学習社会の構築が求められている。

このような中、平成２１年３月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、まちづくりの重点的取り組みである４つのわくわくプロジェクトのうち、「くらし　わくわくプロジェクト」、「めぐみ　わくわくプロジェクト」及び「おでかけ　わくわくプロジェクト」に具体的な取り組みを掲げて施策の展開を図っている。

平成２３年度教育目標

○　学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育成する。

○　多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

取組の方向

１　生きる力をはぐくむ学校教育の推進

・確かな学力の向上

・豊かな人間性、健やかな体の育成

・安全で良好な教育環境の整備

・学校･家庭･地域社会の連携の推進

２　生涯を通した学習の振興

・生涯を通して学べる学習環境の整備

３　歴史的文化遺産の継承と活用

・史跡等文化財の保存と整備

・歴史的文化遺産にふれる機会の拡充

２　学校教育

今、子どもたちは、いじめ・不登校問題、規範意識や倫理観の希薄化、さらには青少年犯罪の低年齢化など厳しい環境下におかれている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「確かな学力」を身に付け、「豊かな心」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、「くまもと子ども輝きプラン」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

主な平成２３年度の事業は次のとおりである。

＜確かな学力の向上＞

・少人数学級、少人数指導の推進（総務企画課、教育センター）
・中学校教頭教科非常勤講師派遣（教職員課）
・基礎・基本の定着（講師派遣、学びノート教室の実施）（指導課）
・総合的な学習の時間推進（指導課）
・読書活動の推進（学校図書館司書の全校配置、学校図書館蔵書充実、学校図書館支援センター推進事業　他）
（総務企画課・学務課・指導課・市立図書館）
・教師の指導力の向上（各種研修、学校教育アドバイザー事業　他）（指導課、教育センター）
・授業力向上支援員派遣（指導課）
・国際理解教育の推進（小学校英語活動推進事業　他）（指導課）
・情報教育の推進（地域教育ネットワーク　他）（教育センター）

＜豊かな人間性、健やかな体の育成＞

・教育相談の充実（ユア・フレンド事業、心のサポート相談員活用　他）（教職員課）
・体験的学習の推進（“ナイストライ”事業　他）（指導課）
・心の教育の推進（感性をみがく教育の推進、郷土読本改定　他）（指導課）
・体力つくりの推進（いきいき健康づくりプログラムの活用　他）（健康教育課）
・特別支援教育の充実（特別支援教育コーディネーターの養成　他）（指導課）

＜安全で良好な教育環境の整備＞（施設課）

・小中学校施設整備
・高等学校施設整備

＜学校・家庭・地域社会の連携の推進＞（学務課）

・学校評議員制度の充実
・学校支援ボランティア活動の推進

（１）市内学校数　（学務課）

（平23.5.1現在）

区分＼校種別	大　学	短　大	高　校	特別支援学　校	中　学	小　学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	3				15
市			2		42	92（1）	8	144（1）
私	6	1	14		9		49	79
合計	8	1	27	4	52	93（1）	58	243（1）

（注）（　）は分校の数を別掲　区分中の「国」は独立行政法人（旧国立熊本大学）。

（２）市立学校児童・生徒数　（学務課・教職員課）

（平23.5.1現在）

校種別＼区分	学　校　数	学　級　数	児童・生徒数	教　員　数
幼　稚　園	8	30	692	54
小　学　校	92（1）	1,615	41,863	2,342
中　学　校	42	691	20,553	1,339
高等学校	2	42	1,650	116
専修学校	1	7	146	10
合計	145（1）	2,385	64,904	3,861

（注）（　）は分校の数

（３）児童・生徒数の変遷　（学務課）

（各年度　5.1現在）

区分＼年度		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
児童生徒数	小学校	40,442	40,333	39,881	39,833	39,783	39,625	40,003	42,658	42,257	41,863
	中学校	20,792	20,015	19,706	19,502	19,557	19,480	19,558	20,972	20,613	20,553

※　平成20年度はH20.10合併の旧富合町を含む
※　平成21年度はH22.3合併の旧城南町及び旧植木町を含む

教育

（４）学校施設の現況　（施設課）

ア　小学校施設の現況

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）					
					校舎					屋内運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	計	構造	
1	壺川	340	21	15	4,278	62		4,340	S	594
2	碩台	224	14	9	3,410	196		3,606	S	594
3	白川	417	21	15	4,187	74		4,261	R	919
4	城東	203	14	9	4,377	66		4,443	S	725
5	慶徳	142	22	12	4,220	47		4,267	R	919
6	一新	464	23	18	4,261	82		4,343	S	725
7	五福	272	20	12	3,155	3		3,158	R	804
8	向山	585	29	21	3,947	173		4,120	S	725
9	黒髪	511	34	20	5,418	58		5,476	R	796
10	大江	463	22	16	4,481	62		4,543	S	725
11	本荘	76	13	8	4,030	52		4,082	R	894
12	春竹	585	35	22	5,348	94		5,442	S	1,049
13	古町	121	11	7	2,785	54		2,839	S	532
14	春日	213	15	11	4,286	62		4,348	S	725
15	城西	773	37	28	6,164	144		6,308	R	1,170
16	花園	463	22	16	4,819	73		4,892	S	945
17	池田	546	29	20	4,910	43		4,953	S	594
18	出水	454	29	18	4,435	218		4,653	S	826
19	白坪	590	33	22	5,493	162		5,655	S	945
20	画図	833	41	30	5,053	77		5,130	S	919
21	砂取	509	26	19	3,903	103		4,006	R	1,119
22	健軍	722	45	27	6,574	299	50	6,923	S	945
23	清水	628	31	22	5,574	164		5,738	R，S	1,036
24	日吉	418	23	15	5,253	206		5,459	S	945
25	川尻	477	23	18	5,034	147		5,181	R	1,049
26	力合	1,115	51	36	4,802	185		4,987	S	594
27	御幸	613	28	22	4,737	198		4,935	R	1,039
28	田迎	987	44	33	4,477	121	19	4,617	R	1,203
29	高橋	143	10	6	1,849	62		1,911	R	666
30	池上	288	19	14	3,675	29		3,704	R	919
31	城山	795	39	28	5,279	67		5,346	S	924
32	託麻原	753	35	25	6,425	127		6,552	R	1,049
33	秋津	582	30	22	4,868	64		4,932	R	923
34	松尾東	30	8	4	1,365	49		1,414	R	532
35	松尾西	32	7	4	1,486	62		1,548	S	613
36	松尾北	20	6	3		691		691	S	617
37	泉ケ丘	361	19	14	4,741	59		4,800	R	919
38	小島	157	15	9	2,722	127		2,849	R	1,093
39	龍田	1,135	52	38	5,583	49		5,632	S	850
40	帯山	852	41	29	5,986	167		6,153	S	1,069
41	中島	216	13	9	2,946	98	14	3,058	S	532
42	白山	630	32	23	4,984	53		5,037	R	1,049
43	若葉	515	29	21	4,553	65		4,618	R	1,049
44	城北	588	32	22	5,317	103		5,420	S	1,017
45	尾ノ上	813	41	28	5,850	72		5,922	S	792
46	西原	774	39	29	5,112	101		5,213	S	792

（平23.7.1現在）

校地面積（㎡）				保有教室数											多目的スペース	プール施設		校庭夜間照明施設開設年月
建物敷地	運動場	その他	計	普通	理科	生活	音楽	図工	家庭	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活動	教育相談	規模（㎡）	建設年度	コース	
3,979	5,125		9,104	15	1	1	1	1	2	1	1	2		1	483	昭37	5	
5,966	6,127		12,093	9	1	1	2	1	1		1	1	2	1		平13	6	
7,199	5,709		12,908	15	1		1	1	2		1	1		1		平13	7	
6,763	8,634		15,397	9	1	1	1	1	1		1	2	4	1		平7	7	
3,698	2,865		6,563	13	1		1	1	1		1	1	5	1	510	平7	5	
5,578	7,037		12,615	18	1	1	2	1	1		1	1		2		平12	7	
4,299	2,383		6,682	13			1		1		1	1			318	平5	5	昭52.10
7,040	9,521		16,561	18	1		1	1	1		1	1		1		平7	7	
5,532	4,940		10,472	26	1	1	1	1	1		1	1	1	1		昭55	8	
5,995	5,729		11,724	16	1	1	1	1	1		1	1	3			平16	6	
7,004	4,529		11,533	8	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1		平17	6	
8,550	6,915		15,465	23	1		1	1	1		1	1	1	1		平5	7	
5,245	5,939		11,184	7	1	1	1	1	1		1	1				平14	6	
7,810	6,414		14,224	11	1	1	1	1	1		1	1	4			平2	7	昭49. 9
11,142	9,135		20,277	27	1		1	1	1		1	2	1	1		平3	7	昭60. 9
6,107	11,092		17,199	16	1	3	1	1	2		1	1	3	1		昭63	7	昭57.10
8,312	4,833	872	14,017	20	1	1	1	1	1		1	1				昭36	7	
6,961	4,721		11,682	20	1		1	1	1		1	1	1	1		平15	6	
7,028	8,976		16,004	23	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平9	7	
9,505	7,773		17,278	27	1		1		1		1	1		1		平8	7	昭54.10
9,911	8,163		18,074	11	1	1	1	1	1		1	1		1		平15	7	
10,174	15,233	271	25,678	34	1		1	1	1		1	1	4	2		平12	7	
10,043	6,806		16,849	22	2	1	2	1	1		1	1	3	1		昭63	7	昭49. 9
8,314	6,885		15,199	18	1		1	1	1		1	2	5	1		平4	7	昭55. 4
10,682	11,871		22,553	18	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平7	7	昭60. 9
5,302	11,685		16,987	27	1		1		1		1	1		1		平14	7	昭60. 4
9,746	9,041		18,787	22	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平13	7	昭52.10
6,340	7,173		13,513	23	1		1	1	1		1	1		1		平11	7	昭62. 3
2,726	4,545		7,271	6	1		1	1	1		1	1				昭62	6	
6,723	6,484	2,881	16,088	14	1	1	1	1	1		1	1	1	1	604	昭62	8	平元. 5
10,209	14,218		24,427	25	1		1	1	1		1	1		1		昭57	8	昭57. 4
10,963	5,430	5,355	21,748	26	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平元	7	
9,024	7,080		16,104	22	1		2	1	1		1	1	1	1		平2	7	
2,808	5,701		8,509	4	1		1	1			1	1				昭62	6	昭63. 2
2,863	4,688	741	8,292	4	1		1				1	2		1		平17	4	
2,304	1,337	54	3,695	3	1							1	1			昭51	4	
10,384	7,978		18,362	14	1	1	1	1	1		1	1	5	1		平16	7	
6,861	5,601		12,462	10	1		1	1	1		1	1	4		148	平16	6	
7,801	5,815	940	14,556	31	1		1		1		1	1		1		昭63	7	昭62. 8
8,826	11,426		20,252	30	2		2	1	1		1	1		1		平12	7	
5,089	8,440		13,529	9	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平14	7	
10,053	10,146		20,199	23	1		1	1	1		1	1		1		平4	7	
7,610	11,174		18,784	20	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平16	6	
9,530	9,428		18,958	23	1		1	1	1		1	1	1	1		昭39	7	昭60. 9
10,651	10,783		21,434	29	1	1	1	1	2		1	1	1			平15	7	昭55.11
6,290	12,794		19,084	28	1		1	1	1		1	1		1		平17	7	昭49. 9

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）					
					校舎					屋内運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	計	構造	
47	高平台	704	31	25	5,287	86		5,373	S	945
48	楠	438	25	17	6,253	71		6,324	S	802
49	託麻東	826	39	29	5,234	108		5,342	S	725
50	託麻西	940	43	31	5,604	62	33	5,699	S	945
51	託麻北	488	26	19	4,063	62		4,125	R	920
52	桜木	576	28	20	6,298	62		6,360	S	725
53	東町	585	34	22	5,874	52		5,926	S	945
54	麻生田	612	32	23	5,090	128		5,218	S	945
55	武蔵	426	26	18	4,908	62		4,970	S	945
56	帯山西	643	30	22	4,256	62		4,318	S	725
57	月出	615	33	23	5,853	62		5,915	S	945
58	出水南	783	39	28	5,942	62		6,004	S	945
59	健軍東	412	22	14	5,898	62		5,960	S	725
60	城南	422	25	18	3,915	62		3,977	S	725
61	田迎南	473	23	17	4,110	72		4,182	S	725
62	弓削	329	19	14	2,944	67		3,011	S	695
63	託麻南	1,076	49	37	5,593	148		5,741	S	725
64	山ノ内	547	30	20	5,481	53		5,534	S	724
65	楡木	485	25	18	3,770	53		3,823	S	918
66	川上	644	30	23	4,692	53		4,745	S	745
67	西里	410	22	16	3,491	111		3,602	R	1,161
68	北部東	570	29	20	4,844	129		4,973	S	1,337
69	芳野	82	11	7	1,913	23	29	1,965	R	797
70	河内	154	15	8	2,805	13	33	2,851	S	862
	白浜分校	24	4	3	1,072	18		1,090		
71	飽田東	469	24	19	3,115	79		3,194	S	680
72	飽田南	118	12	8	1,387	32		1,419	S	680
73	飽田西	120	11	6	1,456	51		1,507	S	680
74	中緑	41	9	5	1,500	47		1,547	S,W	413
75	銭塘	149	11	7	2,113	65		2,178	S	378
76	奥古閑	180	13	9	3,125	41		3,166	S	680
77	川口	122	12	8	2,218	54		2,272	S	420
78	長嶺	898	44	32	6,313	13		6,326	R	1,049
79	日吉東	513	30	21	3,745	53		3,798	R	919
80	桜木東	398	24	16	3,383	72		3,455	R	919
81	富合	479	31	20	3,860	120		3,980	S	919
82	杉上	319	20	14	3,414	198		3,612	S	802
83	隈庄	461	28	18	4,181	249		4,430	S	800
84	豊田	291	20	12	3,427	55		3,482	S	800
85	植木	310	22	13	3,504	31	74	3,609	R	919
86	山本	90	14	7	2,505	54	22	2,581	R	797
87	田原	108	14	8	2,505	117	9	2,631	R	797
88	菱形	239	20	11	3,887	30	51	3,968	R	920
89	桜井	351	23	14	3,880	140	70	4,090	R	963
90	山東	204	17	10	3,213	27	77	3,317	R	922
91	吉松	183	13	8	3,298	67	58	3,423	R	919
92	田底	128	17	8	2,643	78		2,721	S	541
合計		41,863	2,342	1,615	386,014	8,686	539	395,239		77,028

校地面積（㎡）				保有教室数											多目的ｽﾍﾟｰｽ	プール施設		校庭夜間照明施設開設年月
建物敷地	運動場	その他	計	普通	理科	生活	音楽	図工	家庭	視聴覚	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ	図書	特別活動	教育相談	規模（㎡）	建設年度	ｺｰｽ	
6,766	19,296	616	26,678	25	1	1	1	1	1		1	1	1	2		平18	6	昭49. 9
9,187	9,131		18,318	19	1	1	1	1	2	1	1	2	5	1		平21	7	
7,818	17,520		25,338	27	1		1		1		1	1	1	2		平18	6	
10,482	8,247	144	18,873	29	1		1	1	1		1	1	1	1		平19	7	昭52.10
7,637	8,130	968	16,735	19	1		1	1	1		1	1				昭63	6	昭60. 4
9,509	11,297		20,806	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	534	昭46	6	昭49. 9
10,764	9,508		20,272	26	1	1	1	1	1		1	1				昭50	7	昭54.10
6,652	10,435	3,106	20,193	20	1		1	1	1		1	1				昭52	8	
9,379	8,723		18,102	18	1	1	1	1	1		1	1	2	1		昭53	8	
6,925	11,040		17,965	18	1		1	1	1		1	1		1		昭54	8	
11,365	12,604		23,969	23	1	1	1	1	1		1	1		1		昭54	8	昭55.11
8,768	7,519		16,287	28	1		1	1	1	1	1	2	1	1		昭55	8	
7,985	13,400		21,385	14	2	1	1	1	1		1	2	11	1	128	昭57	8	昭58. 3
8,532	12,060	2,041	22,633	18	1		1	1	1		1	1				昭57	8	昭57.12
9,732	15,970		25,702	17	1		1	1	1		1	1				昭58	8	昭58. 3
9,578	9,016		18,594	12	1		1	1	1		1	1				昭58	8	昭58. 3
10,266	11,335		21,601	30	1		1	1	1		1	1	3	1		昭58	8	昭60. 4
13,570	15,379		28,949	20	1	1	1	1	1		1	2	1		270	昭59	8	昭61.10
8,269	10,168	422	18,859	17	1		1	1	1		1	1	1		225	昭60	8	
11,188	13,291		24,479	23	1		1	1	2		1	1		1		平2	8	
9,965	11,425	14,156	35,546	12	1		1	1	2		1	1		1		平元	8	H22撤去
8,762	10,417		19,179	20	1		1	1	1	1	1	1		1		昭57	8	
5,937	6,830	357	13,124	7	1		1		1		1	1			106	昭44	6	
3,659	8,421	337	12,417	8	1	1	1	1	1		1	1	1			平2	6	昭49. 3
1,167	601	591	2,359	3			1			1	1	1			192			
6,492	5,573	90	12,155	13	1	1	1		1		1	1	1	1		昭43	7	
5,664	6,171		11,835	7	1		1				1	1				昭44	6	
5,015	6,780	277	12,072	6	1		1	1			1	1				平17	5	
3,354	6,384		9,738	5	1	1	1		1		1	1				平18	4	
2,328	9,918		12,246	7	1		1	1	1		1	1		1		平16	6	
5,709	7,620		13,329	9	1	1	1	1	1		1	1	1			平20	6	
2,708	9,358		12,066	8	1		1	1	1		1	1		1		平15	6	
10,899	13,774		24,673	32	1		2	1	1		1	1			1,367	平3	7	平17. 4
12,211	10,799	3,108	26,118	16	1		1		1		1	1			566	平6	7	
11,330	14,470	303	26,103	13	1		1	1	1		1	1		1	454	平9	7	
11,313	10,926		22,239	20	1		1		1		1	1	1	1		昭43	7	
12,600	12,400		25,000	14	1		1	1	1	1	1	1				昭55	7	
8,024	7,394		15,418	18	1		1	1	1		1	1				昭57	7	
9,196	13,888		23,084	12	1	1	1	1	1	1	1	1				昭56	7	
13,228	7,500		20,728	13	1		1	1	1		1	1	1			昭45	8	
6,794	8,148		14,942	7	1		1	1	1		1	1	1		292	平6	6	
8,234	8,085	6,863	23,182	8	1		1	1	1		1	1	1		413	昭63	7	
7,211	11,586	3,996	22,793	13	1		1	1	1		1	1	3	1		平2	8	
9,205	14,386	822	24,413	15	1		1	1	1		1	1	3			昭47	7	
9,942	6,262	5,950	22,154	10	1		1	1	1		1	1		1	273	平6	8	
7,453	7,394	1,420	16,267	8	1		1	1	1		1	1	1			昭42	7	
4,716	7,975	1,886	14,577	8	1		1	1	1		1	1	1	1		昭57	8	昭52. 6
722,428	826,876	58,567	1,607,871	1,565	94	37	98	79	94	9	92	102	105	62	6,870			

（注）Ｒ＝鉄筋、Ｓ＝鉄骨、Ｗ＝木造

教育

イ　中学校施設の現況

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）					
					校舎					屋内運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	計	構造	
1	出水	1,032	57	31	6,655	736		7,391	S	1,059
2	白川	588	33	19	5,978	151	8	6,137	R	1,222
3	藤園	302	36	17	5,451	147		5,598	R，S	979
4	花陵	461	31	17	5,831	124	26	5,981	S	994
5	城南	369	26	13	5,889	146		6,035	R	1,138
6	京陵	780	46	24	7,543	127		7,670	R	1,222
7	西山	591	36	19	6,045	143		6,188	S	979
8	江南	309	21	11	3,236	278		3,514	R	1,138
9	江原	294	26	10	6,605	167		6,772	R	981
10	竜南	391	26	14	4,681	205		4,886	R	981
11	桜山	166	14	6	4,284	108		4,392	R	981
12	湖東	452	39	19	5,384	368		5,752	R	1,138
13	託麻	909	52	28	6,702	114	28	6,844	R	1,222
14	三和	556	33	19	4,597	135		4,732	R	981
15	城西	300	25	12	4,153	78		4,231	S	779
16	帯山	1,071	61	34	7,560	242		7,802	R	1,277
17	東野	483	32	17	6,607	62		6,669	R	1,222
18	錦ヶ丘	900	53	28	6,892	31		6,923	S	872
19	二岡	356	28	14	4,141	82		4,223	S	770
20	東部	460	25	13	4,588	114		4,702	R	734
21	楠	471	31	17	6,715	220		6,935	S	724
22	西原	867	52	26	6,733	196		6,929	S	1,124
23	武蔵	387	26	13	4,801	65		4,866	S	780
24	東町	612	39	21	7,518	102		7,620	S	1,020
25	出水南	425	27	15	4,716	76		4,792	S	780
26	清水	630	36	19	6,231	62		6,293	S	1,222
27	井芹	317	22	11	5,259	53		5,312	R	981
28	北部	799	46	24	5,702	90		5,792	R	1,261
29	芳野	47	12	3	2,327	108	57	2,492	S	910
30	河内	127	14	7	2,977	16		2,993	S	2,007
31	飽田	356	25	13	3,651	77		3,728	R	1,280
32	天明	228	15	7	3,801	115		3,916	R	1,133
33	長嶺	931	51	29	7,151	14		7,165	R	1,221
34	力合	472	28	15	4,436	13		4,449	R	981
35	龍田	500	27	15	5,036	20		5,056	R	981
36	日吉	427	27	14	4,969	65		5,034	R	981
37	桜木	547	33	18	5,698	53		5,751	R	981
38	富合	225	21	9	2,877	770	28	3,675	R	1,368
39	下益城城南	515	34	17	7,149	57		7,206	R	1,772
40	鹿南	410	30	15	4,807	204	160	5,171	R	981
41	五霊	325	27	12	4,014	42	133	4,189	R	1,032
42	植木北	165	16	6	3,089	210	9	3,308	R	984
合計		20,553	1,339	691	222,479	6,186	449	229,114		45,173

（平23.7.1現在）

校地面積（㎡）				保有教室数												多目的スペース	プール施設		校庭夜間照明施設開設年月
建物敷地	運動場	その他	計	普通	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活動	教育相談	進路指導	規模（㎡）	建設年度	コース	
9,822	15,832		25,654	29	3	2	1	2	2		2	1	4	1			平3	7	昭48.10
13,914	14,851		28,765	19	2	1	1	2	2		1	1	2	2	1		平17	7	昭48.10
11,249	11,539		22,788	14	2	1	1	3	3	1	1	1	1	2	1		平9	8	昭48. 4
12,693	7,638		20,331	17	2	2	2	2	2		1	1	1	1			平2	8	昭48.10
10,626	13,311	522	24,459	13	2	2	1	2	2		1	2	2	1			平7	8	昭47.10
13,580	15,877		29,457	24	3	2	2	2	2		1	1	2	2			昭45	7	昭48. 4
15,511	9,539		25,050	19	2	2	1	1	2		1	1		5			平2	8	昭49.10
9,494	13,746		23,240	10	1	1	1	2	2		1	1		2	1		平8	8	昭48. 4
9,783	15,577		25,360	10	2	1	1	1	2		1	1	1	2	1		平6	8	昭49.10
7,472	11,157		18,629	14	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平4	8	昭48.10
8,477	11,119		19,596	6	1	1	1	1	2		1	1	2	1			平2	7	昭48. 4
12,465	15,869	168	28,502	20	2	1	1	3	2		1	1	2	1			平3	7	昭47.10
11,662	12,768		24,430	28	2	2	1	2	2		1	1	1	2	1		昭40	6	昭48.10
7,346	14,467		21,813	18	2	1	1	1	2		1	1	1	1			昭36	7	昭48. 4
6,681	7,103		13,784	12	2	1	1	2	2		1	1	1	1	1		平10	8	昭48.10
9,853	15,822		25,675	24	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1		平11	8	昭48. 4
10,203	9,101		19,304	20	3	2	1	2	2	1	1	1	2	2			昭63	7	昭48.10
8,571	11,338	153	20,062	26	2	2	2	2	2		1	1	2	2			平18	8	昭48.10
12,413	10,205		22,618	12	1	1	1	1	2		1	1	2	1			昭46	7	昭48. 4
7,208	13,678	536	21,422	13	2	1	1	1	2		1	1	2	1			平元	7	
11,692	12,878		24,570	17	2	2	1	2	2		1	2	2	2			昭47	7	平20. 3
11,066	18,522		29,588	26	2	2	1	2	2		1	1	1	2			昭53	7	
8,214	14,193		22,407	13	2	1	1	1	2		1	1	3	1			昭55	8	昭56. 6
9,137	12,363		21,500	22	2	2	2	2	2	1	1	1	3	1	1		昭57	8	昭58. 3
10,915	16,660		27,575	15	2	1	1	1	2	1	1	1		2			昭58	8	昭58. 3
8,875	13,730	97	22,702	19	2	2	1	1	2		1	1	2	2	1	496	昭61	8	
9,394	16,457	3,464	29,315	11	2	1	1	1	2		1	1	4	2		549	昭62	8	
8,292	15,859	1,974	26,125	19	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1		367	昭62	8	平19.10
6,383	24,792	375	31,550	3	1	1	1	1	1		1	1		2		210	平5	5	昭55. 5
3,243	8,562	3,433	15,238	7	1	1	1	1	2	1	1	1		2	1	211	平13	6	昭49. 3
5,129	8,181	1,950	15,260	13	2	1	1	1	1		1	1	1	1			平4	8	
9,778	13,089		22,867	8	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平2	7	
14,117	26,800	231	41,148	29	2	2	1	2	2		1	1	1	1		446	平3	7	
14,136	15,870		30,006	15	1	1	1	2	2		1	1		2		284	平4	7	
11,152	15,094	1,138	27,384	15	2	2	1	2	2		1	1		2		300	平4	7	平18. 4
17,141	13,440		30,581	14	2	1	1	2	2		1	1	1	2		274	平5	8	平17. 4
14,462	11,845	24	26,331	18	2	2	1	2	2		1	1	3	2		346	平5	8	
12,140	14,821		26,961	9	2	1	1	1	2		1	1	1	1			昭45	8	昭58. 8
12,866	14,213	1,698	28,777	17	2	2	2	1	2	1	1	1	5	4	1		平22	8	
16,209	12,676		28,885	15	2	1	1	1	2		1	1	1	1			平9	8	
8,481	12,405	4,912	25,798	12	2	1	1	1	2		1	1	2	1	3		平11	8	
10,112	11,496	4,600	26,208	6	2	1	1	1	2		1	1	3	2			昭61	7	
441,957	574,483	25,275	1,041,715	671	81	60	49	68	83	8	44	44	66	71	14	3,483			

（注）Ｒ＝鉄筋、Ｓ＝鉄骨、Ｗ＝木造

教育

ウ　幼稚園施設の現況

（平23.5.1現在）

番号	園　　名	園児数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）				
					園舎				
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造
1	碩　　台	79	5	3	809	8		817	R
2	一　　新	100	7	5	896	18		914	R
3	向　　山	84	5	3	434	177	12	623	R・S
4	古　　町	54	5	3	731	8		739	R
5	川　　尻	82	5	3	765	23		788	R
6	楠	94	7	4		595		595	S
7	熊本五福	38	12	3	808	14		822	R
8	隈　　庄	161	8	6	875			875	R
合　計		692	54	30	5,318	843	12	6,173	

（注）Ｒ＝鉄筋、Ｓ＝鉄骨

番号	園　　名	敷地面積（㎡）				保有室数		
		建物敷地	運動場	その他	計	保育	遊戯	その他
1	碩　　台	673	599		1,272	3	1	2
2	一　　新	1,702	1,441		3,143	6	1	
3	向　　山	1,107	1,488		2,595	3		2
4	古　　町	1,656	700		2,356	3	1	2
5	川　　尻	1,100	1,280		2,380	3	1	2
6	楠	1,441	756		2,197	4	1	
7	熊本五福	1,301	1,147		2,448	3	2	7
8	隈　　庄	1,567	1,774		3,341	6	1	
合　計		10,547	9,185	0	19,732	32	8	14

エ　高等学校

市立必由館高等学校概要

創立１００年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成１３年には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科９クラス（普通科６、国際コース１、芸術コース１、服飾デザインコース１）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編制するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい伝統を誇っている。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

商業高校としてスタート以来５４年目を迎えた高等学校であり、平成１２年には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科２クラス（国際経済コース１、健康スポーツコース１）、情報科３クラス（ＯＡ会計コース２、経営情報コース１）のふたつの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路確保を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、コンピュータを利用した学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技などスポーツの伝統校でもある。

施設の概要

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）					
					校舎					屋内運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造	
1	必由館	1,061	69	27	13,694	772	22	14,488	S	1,750
2	千原台	589	47	15	5,760	100		5,860	R	3,774
合計		1,650	116	42	19,454	872	22	20,348		5,524

（平23.5.1現在）

校地面積（㎡）				保有教室数													
建物敷地	運動場	その他	合計	普通	理科	社会	芸術	家庭	情報	視聴覚	図書	総合学習	特別活動	教育相談	進路指導	建設年度	コース
19,525	26,694	―	46,219	27	5	2	13	5	2	1	1	3	1	1	2	平16	7
18,909	14,445	―	33,354	15	2		1			1	1				1	昭46	7
38,434	41,139	0	79,573	42	7	2	14	5	2	2	2	3	1	1	3		

（注）R＝鉄筋、S＝鉄骨

オ　専修学校

総合ビジネス専門学校概要

創立６２年を誇る全国にも数少ない商業系の公立専門学校である。卒業生は、企業経営や会計担当など重要な存在として産業界で活躍している。

平成３年、現在地に移転。

平成１９年にコース改編を行い、総合ビジネス科（２年過程の専門課程）に経理ビジネス、経理情報、観光サービスの３コースを配し、簿記や情報に関する専門教育を行っている。また、ＯＡ経理科（夜間１年課程）においては社会人の専門教育にも取り組んでいる。

施設の概要

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積（㎡）						校地面積（㎡）			
			校舎					屋内運動場	建物敷地	運動場	その他	合計
			鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造					
総合ビジネス専門学校	145	10	3,727			3,727			4,364		35	4,399

（平23.6.1現在）

保有教室数														
ビジネス	ＯＡ経理科	準備室	パソコン	ワープロ	ホテル実習	秘書実習	ＬＬ教室	進路指導	研修室	和室	多目的ホール	図書室	学生ホール	視聴覚
6	1	1	2	0	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1

教育

カ　校舎の整備状況

（平23.5.1現在）

区分		校舎面積（㎡）				普通教室数				特別教室数			
		学校数	基準面積	保有面積	過不足面積	学校数	基準数	保有数	過不足数	学校数	基準数	保有数	過不足数
小学校	基準未満	66	321,653	265,798	Δ55,855	19	438	377	Δ61	67	704	495	Δ209
	基準以上	27	114,715	129,441	14,726	74	1,100	1,188	88	26	219	277	58
	合計	※93	436,368	395,239	Δ41,129	※93	1,538	1,565	27	※93	923	772	Δ151
中学校	基準未満	25	155,500	133,208	Δ22,292	6	137	120	Δ17	23	295	350	Δ55
	基準以上	17	83,754	95,906	12,152	36	526	551	25	19	267	293	26
	合計	42	239,254	229,114	Δ10,140	42	663	671	Δ8	42	617	588	Δ29

※学校数は分校を含む

キ　屋内運動場の整備状況

（平23.5.1現在）

区分		学校数	基準面積（㎡）	保有面積（㎡）	過不足面積（㎡）
小学校	基準未満	79	86,876	63,521	Δ23,355
	基準以上	14	13,037	13,507	470
	合計	※93	99,913	77,028	Δ22,885
中学校	基準未満	35	44,562	35,248	Δ9,314
	基準以上	7	7,966	9,925	1,959
	合計	42	52,528	45,173	Δ7,355

※学校数は分校を含む

（５）特別支援学級設置状況　（学務課）

（平 23.5.1 現在）

区分	小学校			中学校			合計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	86	313	115	41	151	61	127	464	176
自閉症・情緒障害学級	94	351	132	38	162	60	132	513	192
肢体不自由学級	18	23	18	11	12	11	29	35	29
院内学級	4	12	5	4	7	5	8	19	10
病弱学級	6	6	6	2	2	2	8	8	8
弱視学級	2	2	2	－	－	－	2	2	2
難聴学級	5	7	7	4	8	5	9	15	12
合計	215	714	285	100	342	144	315	1,056	429

（６）中学校卒業者の進路状況　（指導課）

(平23.5.1現在)

区分 / 進路別			男	女	合計	比率（%）
卒業生総数			3,563	3,394	6,957	100
進学者	高等学校の本科	全日制	3,369	3,286	6,655	95.66
		定時制	25	13	38	0.54
		通信制	54	46	100	1.44
	高等専門学校		69	15	84	1.21
	合計		3,517	3,360	6,877	98.85
専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等			9	10	19	0.27
就職者（含自家営業）			11	3	14	0.20
無業者			25	20	45	0.65
その他（死亡・不詳）			1	1	2	0.03

（７）熊本市奨学金制度（総務企画課）

目　　的　　経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

貸付要件　　次の要件をすべて満たす者

・熊本市に居住する者の被扶養者であること。

・学校教育法に規定する学校等（高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程）に在学していること。

・経済的理由により修学が困難であると認められること。

・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付（高校無償化等を除く。）を受けていないこと。在学する学校等における授業料の減額又は免除を受けていないこと。

貸付金額及び定数

区　分	定数（人）	種別	貸付月額	自宅外通学生加算額（月額）	第１学年加算額（初回のみ）
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	380	国・公立 私　立	18,000円 30,000円	－	50,000円 100,000円
大学 短期大学 専修学校（専門課程）		国・公立 私　立	42,000円 51,000円	6,000円 10,000円	150,000円 200,000円

注１　加算は、申請に基づき付加する。
注２　申請により、貸付月額を２分の１に相当する額に減額することができる。

貸付期間　　在学する学校等の正規の修学年限

返　　還　　奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。（無利子）

教育

（８）就学援助費（学務課）

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

区分＼年度		18		19		20		21		22	
児童生徒数（人）	小学校	39,783	59,340	39,625	59,105	40,003	59,561	42,658	63,630	42,257	62,870
	中学校	19,557		19,480		19,558		20,972		20,613	
認定者数（人）	小学校	4,530	6,872	4,630	7,093	4,848	7,431	5,380	8,272	5,674	8,733
	中学校	2,342		2,463		2,583		2,892		3,059	
認定率（%）	小学校	11.4	11.6	11.7	12.0	12.1	12.5	12.6	13.0	13.4	13.9
	中学校	12.0		12.6		13.2		13.8		14.8	
援助総額（千円）	小学校	284,187	516,144	292,740	534,404	305,298	566,111	334,057	618,283	357,698	664,151
	中学校	231,957		241,664		260,814		284,227		306,452	

※平成21年度はH22.3合併の旧城南町・植木町を含む

平成２２年度支給実績　　(単位　円)

	小学校		援助総額	中学校		援助総額
学用品費等	1　年	12,610	78,209,508	1　年	23,880	74,904,465
	2～6年	14,780		2・3年	26,050	
補助教材費	1　年	4,400	22,403,087	1　年	7,000	15,849,492
	2･5･6年	4,000		2　年	4,400	
	3・4年	4,300		3　年	4,700	
新入学児童生徒学用品費		19,900	13,173,800		22,900	21,594,700
修学旅行費	実　費		17,809,868	実　費		55,741,207
通学費	実　費		0	実　費		302,896
医療費	実　費		11,849,414	実　費		3,774,768
学校給食費	実　費		209,361,617	実　費		129,078,234
校外活動費	実　費		4,890,855	実　費		5,206,317
合計			357,698,149			306,452,079

（９）私学助成　（総務企画課）

(単位　千円)

区分＼年度	18	19	20	21	22
高等学校	33,368	33,368	33,368	32,535	32,141
大　学	11,866	11,866	0	0	0
計	45,234	45,234	33,368	32,535	32,141

※大学への私学助成は平成20年度に休止した。

（１０）国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（総務企画課）

ア　熊本市からの派遣（平成２２年度）

派遣人員	在　　籍　　校	派　　遣　　先
高校生　４名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニー高校 インカーネットワード高校

イ　サンアントニオ市からの受入（平成２２年度）

受入人員	在　　籍　　校	派　　遣　　先
高校生　３名	セントアンソニー高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

（１１）学校給食（健康教育課）

ア　実施状況

（平23.5.1現在）

区　分	種　類	実施校数	児童生徒数	給　　食　　費	給食関係職員	
					栄養職員	給食技師
小学校	完全給食	92校	41,863人	1食単価210円	48人	173人
中学校	完全給食	42校	20,553人	1食単価260円	26人	25人

（注）昭和40年4月4日より全市標準献立並びに給食物資共同購入（一般物資）実施
昭和55年4月1日より週1回の米飯給食を実施
昭和58年4月1日より週2回の米飯給食を実施
平成5年1月11日より週3回の米飯給食を実施（旧飽託4町は昭和60年より週3回）
平成17年4月より共同調理場の2施設において、平成17、18年度の2ヵ年で民間委託のモデル事業を実施
平成19年4月より藤園、日吉共同調理場を民間委託の本格実施
平成20年4月より出水南、井芹、長嶺共同調理場を民間委託
平成20年10月6日より共同調理場17施設（合併により1施設増加）、給食室71施設
平成21年4月より東、託麻、武蔵、龍田共同調理場を民間委託
平成22年3月23日より共同調理場18施設（合併により1施設増加）、給食室81施設（合併により10施設増加）
平成22年4月より城西、西原、京陵、城南共同調理場を民間委託

イ　学校給食共同調理場

	熊本市学校給食東共同調理場	熊本市学校給食西原共同調理場
所在地	東町３丁目３番２号	保田窪４丁目９番１号
敷地面積	２，８９９．８０㎡	西原中校地内
延床面積	１，１６９．３７㎡	４８９．５０㎡
着工	昭和４７年9月１４日	昭和５２年6月１３日
竣工	昭和４８年3月２０日	昭和５３年1月２１日
総工費	約１３０，０００千円	約６４，４８３千円
給食対象校及び人員	東野・錦ヶ丘・桜木 東町中　２，５５０人	西原・帯山中　１，９４１人

	熊本市学校給食藤園共同調理場	熊本市学校給食城西共同調理場
所在地	千葉城町５番２号	小島８丁目１７番１号
敷地面積	藤園中校地内	城西中校地内
延床面積	３６９．９０㎡	３６８．７㎡
着工	昭和５２年１２月１５日	昭和５２年１２月５日
竣工	昭和５３年3月３１日	昭和５３年3月３１日
総工費	約５９，８１５千円	約６０，３８６千円
給食対象校及び人員	藤園・白川・桜山中　１，０５７人	城西・三和中　８５７人

	熊本市学校給食京陵共同調理場	熊本市学校給食託麻共同調理場
所在地	京町本丁１番１４号	出仲間６丁目４番１号
敷地面積	京陵中校地内	託麻中校地内
延床面積	４５９㎡	３６８．４７㎡
着工	昭和５３年１１月６日	昭和５３年１２月２７日
竣工	昭和５４年3月３１日	昭和５４年3月３１日
総工費	５７，２００千円	５９，５２０千円
給食対象校及び人員	京陵・竜南中　１，１７５人	託麻・江原・江南中　１，５３９人

	熊本市学校給食日吉共同調理場	熊本市学校給食武蔵共同調理場
所在地	日吉１丁目４番５０号	武蔵ヶ丘４丁目１９番１号
敷地面積	１，０２３．３５㎡	武蔵中校地内
延床面積	４５０㎡	５１９．１０㎡
着工	昭和５３年１２月２７日	昭和５５年１１月６日
竣工	昭和５４年3月３１日	昭和５６年3月３１日
総工費	６４，６８０千円	６５，６５０千円
給食対象校及び人員	花陵・力合中　９６０人	武蔵・清水中　１，０１３人

	熊本市学校給食出水南共同調理場	熊本市学校給食井芹共同調理場
所在地	出水７丁目８６番１号	上熊本３丁目２８番２５号
敷地面積	出水南中校地内	１，８１４．０８㎡
延床面積	６１２．３９㎡	４７２．８２㎡
着工	昭和５７年１２月４日	平成元年１１月１４日
竣工	昭和５８年3月３１日	平成２年5月１５日
総工費	約１６７，６００千円	約１２５，５０５千円
給食対象校及び人員	出水南・出水・湖東中　１，９３１人	井芹・西山中　９２７人

	熊本市学校給食北部共同調理場	熊本市学校給食飽田共同調理場
所在地	西梶尾町４３６番地	浜口町１２６番地
敷地面積	１，１８０．１８㎡	４００㎡
延床面積	４１７．７７㎡	３５１．８㎡
着工	昭和４２年１０月１６日	昭和４７年１１月２０日
竣工	昭和４３年３月２０日	昭和４８年２月２８日
総工費	―	―
給食対象校及び人員	川上小・西里小・北部中　１，８５２人	飽田東小・飽田南小・飽田西小・飽田中 １，０６０人

	熊本市学校給食天明共同調理場	熊本市学校給食長嶺共同調理場
所在地	奥古閑町２０３９番地１	長嶺南７丁目２１番地４０号
敷地面積	1，００５㎡	長嶺中校地内
延床面積	４０２．０４㎡	５６９．３９㎡
着工	昭和４８年１月１０日	平成４年９月１９日
竣工	昭和４８年３月３１日	平成５年３月２７日
総工費	―	約１７９，５８１千円
給食対象校及び人員	中緑小・銭塘小・奥古閑小 川口小・天明中　７２０人	長嶺・二岡・東部中　１，７６４人

	熊本市学校給食龍田共同調理場	熊本市学校給食城南共同調理場
所在地	龍田７丁目９番１６号	八幡８丁目１番１号
敷地面積	２，１８５㎡	城南中校地内
延床面積	５２０．０８㎡	４７１．０４㎡
着工	平成５年１０月２０日	平成７年１０月２７日
竣工	平成６年３月２５日	平成８年３月３１日
総工費	約１８１，５３２千円	１８５，３２８千円
給食対象校及び人員	龍田・楠中　９７６人	城南・日吉中　８００人

	熊本市学校給食富合共同調理場	熊本市学校給食植木共同調理場
所在地	富合町清藤４７２番地	植木町広住３４２番地１
敷地面積	富合小学地内	６，４２４㎡
延床面積	５８２．０１９㎡	１，１８４㎡
着工	平成１０年７月３０日	平成１８年３月２０日
竣工	平成１１年３月１５日	平成１９年２月２８日
総工費	約２５０，４２５千円	約４５６，３３７千円
給食対象校及び人員	富合小・富合中　６９８人	植木小・菱形小・桜井小・鹿南中・五霊中 １，６２５人

（１２）熊本市学校給食会（健康教育課）

名称	**財団法人　熊本市学校給食会**
事務所の所在地	熊本市花畑町３番１号
設立年月日	平成８年４月２日
目的	学校給食法に基づき学校給食の普及（改善）・充実に努め、あわせて熊本市内における学校給食用の物資の適正・円滑な供給を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事業	学校給食用物資の共同購入 学校給食の普及・奨励（改善・充実） 学校給食の実施に必要な調査研究 その他目的を達成するために必要な事業
基本財産	１００，０００千円

（１３） 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所　在　地　　熊本市千葉城町２番３５号

建 築 規 模　　敷地　１，５００．９２㎡　　駐車場　自動車　２５台分

　　鉄筋コンクリート４階建　延床面積　２，０２０㎡

総建築事業費　　８１５，０００千円

工　　期　　昭和６１年７月１８日～昭和６２年７月２７日

施 設 内 容　　５階（１３９㎡）　機械室

　　４階（３４２㎡）　大研修室（１２０人）

　　３階（４７６㎡）　第１研修室（４５人）第２研修室（３６人）第３研修室（８人）

　　ＡＶスタジオ　サーバ室

　　２階（５１３㎡）　第４研修室（１２人）第５研修室（８人）フレンドリー室

　　図書・資料室　ＩＴ研修室（サーバ２台・ＰＣ５０台）

　　１階（５５０㎡）　第１教育相談室　　第２教育相談室　　第３教育相談室

　　プレイルーム　教育相談室　所長室　事務室

　　地階（１３９㎡）　機械室

　　※　城東分室　６１㎡（城東小学校内）

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

教育の今日的課題について調査・研究を進め、熊本市教育の充実、振興のための実践研究や具体的提言を行い、学校教育及び社会教育の充実に寄与する。

研究主題　「子ども一人一人を大切にする熊本市の教育」

- 平成２２年度研究員　８部会５３人（委嘱期間　平２２．４～平２４．８）
- 公開授業の実施
- 派遣研修の実施
- 熊本県教育研究所連絡協議会研究発表会八代市大会（平成２３年８月１２日）２部会参加
- 研究員研究発表会開催（平成２４年８月予定）
- 研究紀要の配付、配信（平成２４年８月予定）

② 教育論文募集

教職員の教育論文を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。

・ 募集期間　　平成２４年１月１０日～１月１３日

・ 表彰は下記のとおりとする。

団体の部		特　選	準特選	入　選
個人の部	個人の部　1 （教職経験4年目以上）	特　選	準特選	入　選
	個人の部　2 （教職経験3年目まで）	特　選	準特選	入　選

※　入選の中で特に優れた論文については、奨励論文として表彰する。

※　応募総数５編以上の学校に対して学校賞を授与する。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

・ 指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）

・ 教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材･機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

・ 拡大印刷機、カラーコピー機等による教材作成

・ プロジェクター、デジタルカメラ、ビデオ教材等の貸出

③ Ｗｅｂ版教育論文集の配信

・ 応募論文一覧及び特選・準特選・奨励論文をｅ－ｎｅｔ教育センターＷｅｂページに掲載する。

教科書センターに関する事業

教科書センターは、校長及び教員等の教科書及び教科の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、これらの者の利用に供することを目的とする。

・ 教科書展示会　　平成２３年６月１７日～３０日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

・ 熊本県教育研究所連絡協議会研究発表会八代市大会（平成２３年８月１２日）

ウ　少人数学級・少人数指導推進に関する事業

研究推進に係る取組

・少人数学級・少人数指導に関する研究推進委員会会議の実施

・少人数学級・少人数指導に関する特別研究員による研究

・研究指定校（平成２３～２４年度指定　桜木東小学校）の支援

研究内容の共有化に係る取組

・指導主事・特別研究員・研究員の校内研修への派遣

・パッケージ研修による授業づくりに関する校内研修支援

・少人数学級・少人数指導に関する専門研修・基本研修の実施　　※注「エ　研修に関する事業」参照

・広報活動の実施（かわら版「まなびあい」発行、ＨＰ配信）

エ　研修に関する事業

研修を通して、時代の要請に応える教職員の資質や指導力、専門性の向上を目指すとともに、生涯学習の視点に立ち、学校教育、社会教育の充実や連携を図る。

学校教育関係研修《テーマ：教職員の資質と専門性の向上》

①　専門研修　今日的課題に即した内容の研修

・ 教科・領域等研修（６講座）

・ 教育課題研修（５講座）

・ 教育の情報化研修（３講座）

・ 特別支援教育研修（３講座）

・ トワイライト研修

熊本モデル授業づくり研修（６講座）

教育の情報化研修（８講座１１日）

②　基本研修　職務遂行上必要な基本的内容、課題についての研修

・ 経年者研修

初任者研修（１５講座２２日）　　初任校（２年目）研修（２講座２日）

初任校（３年目）研修（２講座２日）　　１０年経験者研修（１２講座１２日）

１５年経験者研修（４講座４日）　　２０年経験者研修（３講座４日）

・ 指定研修

転入者研修（２講座）

教育の情報化研修

管理職（新・転採校長、教頭）教育の情報化研修（１講座）

情報教育担当者研修（１講座）

ＩＣＴを活用した授業づくり研修（１講座）

教育の情報化セミナー（１講座）

熊本モデル研修（１講座）

新規採用臨時的任用教職員研修（１講座）

臨時的任用教職員研修（１講座）

幼児教育研修（１講座）

教育講演会（１講座）

社会教育関係研修　《テーマ：学社融合の充実と深化》（３講座）

オ　教育情報ネットワークに関する事業

安定性・高速性及びセキュリティが確保された熊本市地域教育情報ネットワークを企画・管理・運営することで、学校からの活用を推進し、教育の情報化を進めている。

特に、ＩＣＴ（情報通信技術）活用による「わかる授業」を目指し、「かわる」をキーワードにして、「授業がかわる」「子どもがかわる」「学校がかわる」の３つの側面から教育の情報化に取り組んでいる。

教育の情報化推進のための研究・開発　～地域教育情報ネットワークシステムの活用～

- 熊本市地域教育情報ネットワークシステムの冗長化
- 「わかる授業」のためのデジタル教材開発
- 教育情報提供システムの開発
- 情報モラル教育の推進
- 研究指定校（平成２３～２４指定：豊田小学校）の支援
- 広報誌「ＩＣＴかわら版」による情報提供
- ヘルプデスクによる授業及び校内研修等の支援、メンテナンスやトラブル対応

研修プログラムの開発

- 電子黒板等、ＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修開発
- 児童、生徒の情報活用能力育成のための研修開発
- 学校及び家庭への情報モラル教育の啓発と研修開発
- パッケージ研修による電子黒板等ＩＣＴ活用の校内研修支援

教育の情報化研修講座

- 教育の情報化に関する専門研修・基本研修の実施　　※注）「エ　研修に関する事業」参照
- パッケージ研修による電子黒板等ＩＣＴ活用の校内研修支援

カ　教育相談に関する事業

発達や就学、いじめや不登校などの教育に関する諸問題について、年長児・小中学生、その保護者及び教職員等の相談に応じる。

○電話相談　月曜日～金曜日　（午前９時から午後７時）

教育相談電話　（０９６）３５９－３２２１

いじめ相談専用電話　０１２０－０３－４９７６（フリーダイヤル）

○電子メール相談（年間を通して２４時間受信）

アドレス　kokoro@t.kumamoto-kmm.ed.jp

○来所相談　月曜日～金曜日（午前９時３０分から午後３時４５分）

電話予約　（０９６）３５９－３２２１

○ピア・サタデー教育相談会（専門家による相談会）

各月第３土曜日（午前９時３０分～午後３時）

電話予約　（０９６）３５９－３２２１

○フレンドリー（不登校の状態にある児童生徒のための適応指導教室）

指導日時　　月・水・金曜日（午前９時３０分～午後２時３０分）

火・木曜日（午前９時３０分～１２時）

３　生涯学習

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成１８年１２月、約６０年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

今後は、その理念を踏まえるとともに、社会の変化や市民ニーズに対応し、関係機関等とのさらなる連携･協力を図りながら、生涯学習社会の構築のため、熊本市生涯学習指針に基づき、生涯学習関連施策を総合的・計画的に推進していく。

また、学校、家庭、地域社会の連携を図りながら、青少年を地域で育てるための環境整備の充実を推進していく。

主な平成２２年度の事業は次のとおりである。

＜学習推進体制の整備＞（生涯学習課）

・生涯学習の広報・啓発活動の推進（生涯学習関係機関連絡会議の開催、生涯学習情報システムの運用、ふれあい出前講座　他）

＜学習活動の充実と支援＞（生涯学習課）（市立公民館）（市立図書館）（博物館）

・学習機会の充実（子どもチャレンジ公民館開催、子ども充実ホリデー事業、子ども科学・ものづくり教室開催、読書啓発事業　他）

＜学習拠点の整備＞（生涯学習課）（市立公民館）（市立図書館）（博物館）

・生涯学習施設の整備充実

＜青少年活動の拡充＞（生涯学習課）

・青少年の体験活動、社会体験活動の推進（チャレンジキャンプの実施、熊本城子どもわくわく体験学習の実施　他）

・青少年交流の促進（桂林市との高校生交流、ハイデルベルク市との青少年交流　他）

＜青少年育成環境の整備＞（生涯学習課）

・家庭・地域の教育力の向上（家庭教育推進事業、社会教育関係団体助成、青少年指導者の養成　他）

・放課後における児童の安全・安心な居場所づくり（放課後子ども教室の実施）

（１）生涯学習推進体制の整備

生涯学習の広報・啓発活動の推進

・庁内外関係各機関との連携・協力による「ふれあい出前講座」の実施

・「キッズ＆ジュニア情報局」の発行

・わくわく学習情報くまもと（生涯学習情報システム）を活用した生涯学習情報の提供

・市民の高度で専門的な学習ニーズに対応した「市民大学講座」を開催

・公民館や民間カルチャー等に所属するグループの学習成果発表の場として、お城まつりでの「ふれあいフェスティバル」を開催
・各公立公民館管区内の住民の学習成果の発表の場として「市民のつどい」を開催
・成人及び青少年対象のボランティア養成講座の開催

地域活動支援の推進

・社会教育関係団体等に対する助成－熊本市ＰＴＡ協議会

（２）学習活動の充実と支援

・人権教育の推進
・環境、健康、情報化等の現代的な課題に即した学習講座の開設
・市民のニーズに応じた自主講座の活動支援
・子どもチャレンジ公民館の開催
・子ども充実ホリデー事業の展開
・市民参画型講座の開催
・子ども科学・ものづくり教室の開催

（３）公民館

生涯学習の拠点となる市立公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の１９公民館がある。

なお北部公民館には、北部東分館と西里分館の２館があり、植木公民館には、山本分館、田原分館、菱形分館、大和分館、やすら木の里分館、植木分館、小町もく遊館分館、吉松分館、田底分館の９館がある。

施設の概要

名　　称	**中央公民館**	**河内公民館**
所　在　地	草葉町５番１号	河内町船津７９１番地
開設年月日	昭和２６年４月１日 （昭和４３年４月１日新築移転）	平成１５年４月１日 （平成２０年４月１日移転）
構　　造	鉄筋コンクリート地下１階地上５階建	鉄筋コンクリート３階建
敷地面積	1，３５０㎡	１８，４９６㎡
建物面積	1，８７８㎡	１，４７５㎡

教育

名　　称　　**北部公民館西里分館**

所 在 地　　下硯川町１７９８番地

開設年月日　　平成３年４月１日

構　　造　　鉄筋コンクリート平屋建

敷地面積　　３，８００㎡

建物面積　　７１６㎡

※　西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、天明、富合、城南、植木の各公民館の施設の概要については、市民生活関係の総合支所・市民センターに記載

※　地域公民館については市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載

平成２２年度　市立公民館等学習活動在籍状況　　（平23.3.31現在）

				中央	西部	南部	東部	龍田	託麻	幸田	清水	秋津	大江	花園	北部	飽田	五福	河内	天明	富合	城南	植木	合計
主催事業	主催講座	高齢者	講座数	4	－	4	3	2	13	－	－	－	－	24	3	－	－	10	1	－	1	－	65
			在籍者数	90	－	139	59	32	77	－	－	－	－	1,531	86	－	－	558	70	－	21	－	2,663
		成人	講座数	58	25	55	41	39	35	29	37	52	67	48	60	13	32	38	15	42	－	8	694
			在籍者数	1,516	313	924	1,289	811	613	636	965	712	1,610	1,255	1,085	216	642	1,486	281	1,701	－	144	16,199
		青年	講座数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			在籍者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		子ども	講座数	43	56	137	132	49	76	57	88	101	36	69	145	43	69	27	20	32	2	5	1,187
			在籍者数	1,766	1,001	6,411	5,183	2,590	2,846	3,465	2,218	2,261	2,470	2,442	2,178	1,165	2,102	963	773	1,186	41	152	41,213
	家庭教育学級		学級数	3	8	5	11	5	8	5	4	6	8	4	4	4	7	－	5	－	－	－	87
			在籍者数	117	242	125	322	114	187	132	97	113	249	91	63	169	167	－	220	－	－	－	2,408
	小　計		講座・学級数	108	89	201	187	95	132	91	129	159	111	145	212	60	108	75	41	74	3	13	2,033
			在籍者数	3,489	1,556	7,599	6,853	3,547	3,723	4,233	3,280	3,086	4,329	5,319	3,412	1,550	2,911	3,007	1,344	2,887	62	296	62,483
	教養講演会		講演会数	7	3	7	5	5	5	4	8	6	7	5	16	5	5	7	6	12	1	2	116
			参加者数	617	670	751	741	595	683	593	772	1,075	408	492	624	260	299	286	594	913	60	91	10,524
	合　計		主催全部	115	92	208	192	100	137	95	137	165	118	150	228	65	113	82	47	86	4	15	2,149
			在籍者数	4,106	2,226	8,350	7,594	4,142	4,406	4,826	4,052	4,161	4,737	5,811	4,036	1,810	3,210	3,293	1,938	3,800	122	387	73,007
自主講座	高齢者		講座数	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	2	1	－	－	－	1	1	－	－	7
			在籍者数	－	－	－	－	－	58	－	63	－	－	53	15	－	－	－	26	31	－	－	246
	成人		講座数	69	53	55	82	55	64	60	64	64	54	50	80	34	62	11	30	5	－	－	892
			在籍者数	2,000	995	1,011	2,125	1,229	1,165	1,336	1,532	1,417	1,312	879	1,234	483	1,109	128	445	65	－	－	18,465
	青年		講座数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			在籍者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	子ども		講座数	－	2	－	－	－	－	－	1	－	－	－	4	－	－	－	－	1	－	－	8
			在籍者数	－	73	－	－	－	－	－	39	－	－	－	78	－	－	－	－	7	－	－	197
	合計		講座数	69	55	55	82	55	65	60	66	64	54	52	85	34	62	11	31	7	－	－	907
			在籍者数	2,000	1,068	1,011	2,125	1,229	1,223	1,336	1,634	1,417	1,312	932	1,327	483	1,109	128	471	103	－	－	18,908
総合計			主催自主	184	147	263	274	155	202	155	203	229	172	202	313	99	175	93	78	93	4	15	3,056
			全合計	6,106	3,294	9,361	9,719	5,371	5,629	6,162	5,686	5,578	6,049	6,743	5,363	2,293	4,319	3,421	2,409	3,903	122	387	91,915

（注）「高齢者」は６５歳以上の講座。
「成人」は２０歳以上の講座。
「青年」は３５歳以下の講座。
「子ども」には幼児、小・中学生、高校生及び親子対象講座を含む。

（４） 図書館

熊本市立図書館では、昭和５７年１１月の開館以来、本館と１７の公民館図書室の整備に合わせ、情報と物流のネットワーク化を図り、それに移動図書館の運用を一体化した熊本市立図書館ネットワークシステムを構築し、利用者サービスの向上に努めてきた。また、将来に向けた図書館としての基本的な考え方と方向性を示すため、平成１４年１１月に「熊本市立図書館の望ましい目標」を策定した。私達が目指す図書館は、「市民から信頼され、親しまれ、そして愛される図書館」であり、この目標を達成するため、４つの基本方針「図書館資料の充実」「図書館サービスの拡充・強化」「子どもの読書推進」「推進体制の充実」に基づき事業を展開している。

【平成２２年度実施事業】

図書館資料の充実：各分野の基本的資料収集のほか、産業能力開発支援関連資料、外国語資料、児童書、郷土・行政資料の重点収集。

図書館サービスの拡充・強化：障がい者・高齢者等利用対象者別サービスの充実。インターネット及び携帯電話を利用した図書貸出予約、さらに知りたい新着情報をお知らせするメールサービス、Ｗｅｂレファレンス事例集の掲載。

子どもの読書推進：子ども読書相談カウンターの設置、おはなしボランティアの養成とその組織化によるネットワークの構築、読み聞かせに役立つ「このほんよんで」の冊子とその冊子に掲載されている絵本の配布。小学校１・２年生用おすすめ図書紹介冊子「としょかんへおいでよ」の作成。

推進体制の充実：利用者満足度調査の実施による市民意見の反映、各種メディアを活用した広報活動の充実。

ア 施　　設

所在地	大江６丁目１番７４号
開館年月	昭和５７年１１月
敷地面積	３，８６７．９５㎡
建築面積	２，６６５．８５㎡
延床面積	５，２３０．７６㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造　地上２階（一部地下）
建設費	１，３１１，０００千円
施設の概要	一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館、ホール、集会室、ロビー

イ 蔵 書 数

（平23.3.31現在）

館別＼分類	総数	総記	哲学	歴史	社会	自然	技術	産業	芸術	語学	文学	小説	絵本　他	受入冊数（年間）
市立図書館	528,063	18,041	17,901	50,408	68,834	33,848	31,473	15,669	40,962	7,454	101,249	79,811	62,413	17,148
市立ＢＭ	12,183	75	450	546	701	663	1,517	375	535	109	1,201	4,422	1,589	3,310
植木図書館・BM	68,631	1,169	2,528	5,046	8,037	3,830	4,326	1,994	4,331	867	8,221	15,761	12,521	7,572
東部	34,296	542	658	2,170	2,189	2,230	2,709	762	2,352	424	5,328	7,472	7,460	2,464
龍田	33,091	448	620	2,524	2,378	2,162	2,315	717	2,755	437	5,477	7,472	5,786	1,497
託麻	33,463	557	639	2,171	2,029	2,543	2,809	795	2,869	472	5,404	7,839	5,336	1,793
幸田	26,600	413	511	1,641	1,613	1,632	2,517	648	1,769	324	3,495	7,360	4,677	1,953
中央	34,119	550	657	2,407	2,354	2,160	2,406	633	2,498	378	6,329	8,503	5,244	1,551
清水	30,952	410	730	1,963	1,999	2,093	2,594	710	2,330	342	4,378	7,867	5,536	1,608
秋津	30,013	435	752	2,112	1,988	1,955	2,161	671	2,998	323	4,962	7,453	4,203	1,707
南部	32,800	331	753	1,784	2,012	2,160	2,993	563	2,219	315	4,748	9,527	5,395	1,488
花園	27,773	254	519	1,763	1,412	1,768	2,304	472	1,858	333	4,540	8,252	4,298	1,543
北部	22,018	385	378	1,162	1,167	1,294	1,759	432	1,207	223	3,309	6,708	3,994	1,329
河内	19,957	291	394	1,060	1,396	1,367	1,895	570	1,406	235	2,480	5,757	3,106	973
飽田	27,444	475	694	1,779	1,945	1,805	2,431	895	2,040	422	3,777	7,040	4,141	1,406
天明	20,201	302	421	998	1,401	1,208	1,960	566	1,317	254	2,260	6,196	3,318	1,124
西部	22,190	302	416	1,377	1,363	1,723	2,163	630	1,292	289	2,713	6,247	3,675	1,576
富合	46,689	1,031	1,581	3,020	4,733	4,098	4,296	1,565	4,148	831	14,346	1	7,039	4,504
城南・ＢＭ	13,583	181	351	1,255	1,045	720	780	312	898	163	2,380	3,075	2,423	2,103
五福	13,621	186	264	768	831	881	1,084	322	782	174	1,770	3,747	2,812	1,405
合計	1,077,687	26,378	31,217	85,954	109,427	70,140	76,492	29,301	80,566	14,369	188,367	210,510	154,966	58,054
比率（％）	100.0%	2.4%	2.9%	8.0%	10.2%	6.5%	7.1%	2.7%	7.5%	1.3%	17.5%	19.5%	14.4%	

その他　　新聞　11紙(寄贈分含)　　雑誌　448誌(寄贈分含)

教育

ウ　利用案内

図書の貸出

区　分	貸　出　冊　数		貸出期間	登　録　要　件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 公民館図書室 男女共同参画センター	全館（室）合わせて一人10冊以内	2週間	市内に居住し、通勤し又は通学する者 登録者数　144,477人 （平成23年3月31日現在）
	移動図書館		次回巡回日まで	
団体貸出	家庭文庫、子ども会、 公民館、児童育成クラブ等	一回に300冊まで	2ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、 その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

区　分	対　　象	資料及び機材	利　用　方　法
個人視聴	個　人	ビデオソフト・DVD	視聴覚コーナーでの視聴
団体貸出	市内の幼稚園・学校・ 社会教育団体・地域団体等	16ミリフィルム ビデオソフト スライド 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数	貸出期間3日間 5巻以内

エ　利用状況

図書の利用状況

（平成22年度）

館　　名	貸出者数（人）	貸出冊数（冊）
熊本市立図書館	172,303	872,106
移　　動	3,508	18,755
植　　木	43,604	210,173
植　木　ＢＭ	317	17,881
東　　部	50,712	222,018
龍　　田	25,600	122,062
託　　麻	27,658	134,443
幸　　田	31,359	151,868
中　　央	14,195	52,575
清　　水	29,217	137,249
秋　　津	24,200	118,578
南　　部	21,757	96,760
花　　園	19,291	89,678
北　　部	12,426	54,498
河　　内	3,303	12,656
天　　明	4,196	15,711
飽　　田	11,681	52,573
西　　部	22,853	104,738
富　　合	20,624	106,297
五　　福	9,387	35,486
城　　南	5,236	23,371
城　南　ＢＭ	362	1,609
男　女　　参画	4,139	11,660
合　　計	557,928	2,662,745

（注）団体貸出冊数を含む

リスニングルーム利用状況

（平成22年度）

区　　分	レコード（LP）	コンパクトディスク	ビ　デ　オ	ＤＶＤ	合　計
利用者数（人）	248	1,280	3,306	2,355	7,189
保有数量（枚・本）	2,291	4,009	2,166	602	9,068

視聴覚機材貸出状況　　（平成22年度）

区　分	16　ミ　リ		ビ　デ　オ	
	フィルム	映　写　機	テープ・DVD	映　写　機
利用者数（団体）	139巻	53台	257本	67台

（５）博物館

熊本博物館は、昭和２７年に熊本城内に設置され、勧業館時代を経て昭和53年に現在の場所に開館した。自然科学・人文科学部門に理工部門を加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、郷土熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行っている。

多くの市民に学習の機会を提供するため、教室・講座等多彩な事業を行い、また、平成１８年より「博物館情報システム」を立ち上げ館内端末・インターネット等で資料の解説やイベント情報を発信している。更に平成２２年度末にプラネタリウムを更新し、最新の機器を活用した投映を行っている。

施設の概要

本　　館

所　在　地　　古京町３番２号
敷地面積　　１４，０００㎡
建物面積　　３，７５４㎡
建物延面積　　６，１０８㎡
構　　造　　鉄筋コンクリート 地下１階、地上２階
開　　館　　昭和５３年４月１日
建　設　費　　主体工事　　１，０８６，３００千円
展示、プラネタリウム工事　　３４３，５００千円
その他　　１０６，６２２千円
用地購入費　　２７１，７４５千円
合　計　　１，８１０，１８７千円

面積内訳

（単位　㎡）

区　分	展示室関係 プラネタリウム 特別展示室	収蔵庫関係 リフト 燻蒸室・研修室	管理事務室関係	学芸研究室関係	機械室関係	トイレ・階段 D　S エレベーター 一般倉庫	合　計
地下1階		318.64			614.52	97.26	1,030.42
中1階	584.76					86.77	671.53
1　階	1,922.81	372.69	200.00		4.84	320.84	2,821.18
2　階	800.00	300.00		275.00		181.95	1,556.95
屋上階						27.65	27.65
合　計	3,307.57	986.34	200.00	275.00	619.36	719.46	6,107.73

熊本城分館

所 在 地　　本丸１番１号（熊本城天守閣内１～３階）
建物面積　　１，１２８㎡

教育

資　料

（平23. 4. 1現在）

資　料　分　野	資　料　点　数
地　　質	19,907
動　　物	43,914
植　　物	13,534
理　　工	206
考　　古	12,174
歴　　史	12,626
民　　俗	9,506
合　　計	111,866

人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正の書状、細川各藩主に関するもの、神風連に関係した各隊士の遺品・書状類、西南戦争当時の日記・武器・弾薬・錦絵などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永璵禅師倚像・肥後の三筆、玉山・豪潮・雪山の書などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

自然科学関係

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクションがある。貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクションがある。昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションがある。

また、哺乳類・鳥類・魚類の標本・古生物化石類・植物・昆虫標本など熊本県産の動・植物を中心とした資料がある。

理工学関係

エネルギーを中心テーマとした関連資料並びに太陽を常時観測できる太陽観測室がある。この観測室では、いま現在の太陽黒点・スペクトル・プロミネンスを見ることができる。また、電気・力学・光・音コーナーなどでは、直接操作してその原理を知ることができるほか、ＮＴＴ熊本支店桜町ビル屋上から遠隔操作のＴＶカメラの映像や、ＴＶ電話・Ｈ－Ⅱ２ロケット模型など展示もある。屋外展示場では、９６００型蒸気機関車・双発飛行機（ビーチクラフト）・ヘリコプター（ロビンソンＲ２２）などの実物が人気を集めている。

（プラネタリウム）

ドーム直径１６ｍ、座席数２１７席、機種Ｇ１５１８ｓｉのコンピューター制御の投映機により約８，５００の星をドームいっぱいに写し出し、時間・場所を問わずあらゆる星空や、また、そこでおこる諸天文現象を再現する。なお、９月から平成２３年３月までリニューアル工事のため、仮設ドーム（直径４ｍ）において「星たまご」特別投映を行った。

活動状況（平成22年度）

展示会

展　示　会　名	期　間	参観者（人）
肥後しゃくやく展	5.4～5	528
肥後朝顔展	9.3～5	299
熊本市科学展	10.20～24	899
県・市技術家庭科展	10.27～31	459
県科学展・発明工夫展	11.5～10	1,357
移動博物館（帯山小、下益城城南中）	11.15～19 2.18～25	1,389
特別展「よみがえる清正-戦国武将・加藤清正への祈り」	7.17～8.29	8,182
企画展「九州の四大カルデラを探る～松本唯一岩石と鉱物コレクション～」	9.12～10.11	4,116
熊本市遺跡発掘速報展2010	12.10～23.1.23	3,466
熊本市造形展	23.2.5～13	6,873

各種行事

行　事　名	内　容	期　日	対　象	参加者（人）
子ども科学ものづくり教室	「箱の中に虹を作ろう」他	4月～3月	小・中学生	3,922
考古学講座	考古資料を通じて熊本の歴史や遺跡を学ぶ	毎月1回	高校生以上	344
動物学講座	あらゆる動物について学び身近な自然に親しむ	毎月1回	小学4年生以上	241
回想法	高齢者を対象とした民俗資料を使った認知予防プログラム	年12回	高齢者	187
パソコン教室	パソコン入門・ワードエクセル入門	4月～3月	一　般	2,645
天文教室	プラネタリウムで星座の解説物語他	4月～8月	小・中学生 一般	436
夏休み自由研究（相談・まとめ）	夏休み中の採集植物・昆虫等の名付け会	8/22	〃	13
蓄音器でレコードを楽しむコンサート	SPレコード鑑賞会を通じて交流を図る	毎月1回	一　般	428
植物学講座	身近な植物を観察することで自然に親しむ	4月～11月	一　般	92

常設・プラネタリウム入館者数

種別／区分	有料入館者（人）												無料入館者（人）			総計
	個人			団体			年度観覧券			小計						
	大人高校生	中学生以下	計	大人高校生	中学生以下	計	大人高校生	中学生以下	計	大人高校生	中学生以下	計	大人高校生	中学生以下	計	
常設	18,248	8,026	26,274	1,905	2,823	4,728	334	0	334	20,487	10,849	31,336	27,111	21,365	48,476	79,812
プラネタリウム	8,590	6,786	15,376	583	1,023	1,606	－	－	－	9,173	7,809	16,982	3,595	9,577	13,172	30,154

教育

４　青少年教育（生涯学習課）

各青少年団体活動等を通した教育により、青少年に「生きる力」を育むよう青少年団体活動や野外活動を促し、指導者の養成や団体活動の活性化を図りながら地域社会の環境の充実を図る。

また、家庭教育力向上のための学習機会や情報の提供等による保護者等への子育て支援により青少年の健全育成を図っている。

（１）青少年団体育成

（平成22年度）

青　少　年　団　体　名	活　　動　　内　　容	会員数（人）
熊本市青年団体連絡協議会	学習・奉仕・交流会	810
熊本市青年団協議会	社会活動・奉仕・学習・スポーツ大会	50

（２）指導者育成

（平成 22 年度）

名　称	目　的	対　象	期　日	参加人員	場　所	備　考
キャンプリーダー講習会	教育キャンプの普及と地域における野外活動の振興を図る	市内在住又は通勤・通学する 18 歳以上の者	4 月～6 月 6 回シリーズ	25	熊本市総合体育館 青年会館 あそ教育キャンプ場ほか	昭和 29 年から実施 熊本市社会教育振興事業団共催
青少年指導者セミナー	青少年のグループを指導するのに必要な理論・技法の習得	市内在住又は通勤・通学する 18 歳以上の者	10～12 月 10 回シリーズ	50	熊本市総合体育館 青年会館 金峰山少年自然の家ほか	昭和 30 年から実施

（３）青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行っている。

ア　あそ教育キャンプ場

所　在　地　　阿蘇市南宮原字村上
開設年月日　　昭和４２年７月２１日
敷地面積　　約１３２，８０９㎡
定　　員　　５７０人
施設内用　　管理棟（避難所）１階３０８㎡　２階３２２．４㎡　延６３０．４㎡　（鉄骨丸太造）
所長室、事務室、医務室、倉庫、厨房、シャワー（一般用、障がい者用）、宿直室
トイレ（一般用、障がい者用）、避難室（ホール）
野外活動施設
４サイト（フレッシュエアーテント５７張りうち障がい者用２張り）、大営火場１カ所、営火場４カ所、トイレ５カ所（うち多目的トイレ（障がい者・高齢者用）１カ所）、炊事場、カマド等

利用状況

主催団体＼年度		20			21			22		
		団体数	延人員（人）	構成比（%）	団体数	延人員（人）	構成比（%）	団体数	延人員（人）	構成比（%）
学校教育	幼稚園・保育園	2	318	1.4	2	329	1.7	2	336	1.5
	小学校	0	0	0.0	0	0	0	1	78	0.3
	中学校	39	20,682	93.4	35	18,038	91.4	41	21,139	93.6
	高校	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
社会教育（青少年団体等）		5	666	3.0	6	636	3.2	8	546	2.4
家庭教育（家族）		16	167	0.7	33	290	1.4	23	174	0.8
主催行事（市・市教委）		5	322	1.5	6	449	2.3	6	318	1.4
合　　計		67	22,155	100.0	82	19,742	100.0	81	22,591	100.0

（注）構成比（%）=延人員の構成比

イ　金峰山少年自然の家

所　在　地　池上町字西平山
開設年月日　昭和５０年１０月１日
敷地面積　約１２，６６５㎡
建物延面積　約２，３３７㎡
定　　員　２００人
施設内容　宿泊棟　児童用２３室（１室８人、２段ベット）身障者用１室（ベット２台）引率者用２室、研修室９８㎡、体育室２９２㎡、食堂（定員１００人）、浴室棟８６㎡、保健室、事務室つどいの広場、野外炊飯場、屋外多目的ハウス１８０㎡、テントサイト２０張

利用状況

団体名＼年度	20			21			22		
	団体数	延人員（人）	構成比（%）	団体数	延人員（人）	構成比（%）	団体数	延人員（人）	構成比（%）
小　学　校	81	22,049	74.3	85	22,490	75.3	93	24,067	77.3
中　学　校	4	510	1.7	4	654	2.2	9	1,512	4.8
少年団体	43	3,552	12.0	40	3,373	11.3	28	2,420	7.8
その他の団体	22	2,157	7.3	26	2,039	6.8	15	1,637	5.3
主　　催	29	1,405	4.7	28	1,314	4.4	21	1,486	4.8
合　　計	179	29,673	100	183	29,870	100	166	31,122	100
稼働率（%）	73.3			75.5			79.7		

（注）稼働率（%）＝（利用日数／開所日数）×100

（４）青少年の交流

本市青少年が友好姉妹都市等の青少年と集団宿泊やホームステイなどの交流活動を通して友好関係を深めながら、豊かな人間性と国際的視野を養うことを目的として実施している。

ア　国際交流（平成２２年度）

①　熊本市・桂林市高校生交流事業（受入）

期間　平成２２年７月３１日～８月４日

団員　高校生団員１５人、役職員５人(桂林市側)

②　熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（派遣）

期間　平成２２年７月３１日～８月９日

団員　青少年団員１５人、スポーツ団員１２人、役職員６人

イ　国内交流（平成２２年度）

①　九州都市中学生交流事業「第１３回九州都市中学生交流大会・熊本大会」派遣

期　　間　平成２２年８月１０日～８月１２日

団　　員　中学生団員４９人、役職員１２人

②　熊本市・福井市小学生交流

受入期間　平成２２年８月５日～８日

派遣期間　平成２３年１月７日～１０日

団　　員　小学生団員２０人、役職員５人

（５）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア　家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やＰＴＡとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ　家庭教育学級

幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習を行ったり、子どものしつけ方等における悩みを持ち寄り話し合いを持つ等、実践的学習を行っている。

ウ　子育てサロンの開催

児童館・児童室を併設する公民館１２館において、子育て中の保護者同士が、子育てに関する情報交換をしたり、悩み事を互いに相談できる集いの場を設けている。また、そこで出されたニーズをもとに、講演会や講座等を開催している。

（６）成人式

二十歳を迎えた新成人たちに、大人としての責任や義務の自覚を促すとともに、門出を祝い、激励するために開催している。

（平成２３年成人式）日時：平成２３年１月１０日

場所：熊本市総合体育館・青年会館

対象者：約７，３２３人

消　　防

1　概　　況　411

2　火　災　統　計　414

3　救急・救助統計　416

4　消　防　広　報　417

5　予　　防　417

6　緊急通信状況　420

7　消防水利状況　420

8　消　　防　　団　420

１　概　　況

本市の自治体消防は、昭和２３年３月の消防組織法施行に伴い、同年４月に「熊本市消防本部」として市庁舎内に設置し消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な防災機関として、消防業務を展開している。

近年では震災をはじめとする大規模災害に対応するため、ハード・ソフト両面にわたる各種施策を実施している。

その主なものとして、政令指定都市への移行を踏まえ、単なる防災拠点としてではなく、「安全安心なまちづくり」の拠点となる消防署をすべての区への段階的な整備を計画するとともに、災害の変容に迅速に対応するため、各種消防装備資機材の整備などハード面の充実を図っている。また、ソフト面においては、社会構造の変化や科学技術の進歩等に伴い、多様化する市民のニーズに対応するための接遇をはじめとする行政スキルの向上を図るとともに、予想を超えた新しいタイプの災害にも的確に対応できるよう、より高度な知識と技術を有する精強な消防部隊の育成を推進しているところである。

更に、「自分の身は、自分で守る」という防災の基本コンセプトをスローガンに自主防災クラブ等の活動支援や救急ボランティアの育成など、市民・企業・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。

一方、明治以来、歴史ある消防団は、地域における防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設及び車両・装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

（１）平成２３年度熊本市消防局主要事業

①　災害対応力の強化

ア　火災予防対策の推進

○　人為的ミスによる火災発生を防ぐための啓発活動や、住宅火災による犠牲者の低減を目的とした住宅防火対策を推進する。

・住宅用火災警報器の普及率の向上

○　火災危険性の高い防火対象物を的確に把握し、その安全対策の不備等を早期に発見し、是正させる。

・戦略的な立入検査及び違反処理の実施

・予防情報管理システムの機能強化

イ　地域における防災体制の充実

○　幼・少年消防クラブ、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動を支援する。

・自主的な防災体制の充実強化

○　消防団への入団促進、施設の整備等の消防団の充実強化・活性化対策を推進する。

・消防団員の教育・訓練の支援

・消防団の車両及び機械倉庫の整備

・消防団の制度の研究

ウ　消防機能の充実

○　人材育成の充実強化と時代の変革に即応できる組織力の強化を推進する。

・消防倫理の保持及び職場風土改革に向けた取組の推進

・情報の共有化の推進

・消防防災技術の研究及び教育の充実強化

・消防活動等の知識・技術の円滑な伝承

○　消防本部機能と危機管理防災機能との連携強化の取組を進める。

○　消防通信に係るインフラ整備の取組を進める。

・消防救急無線デジタル化の基本設計の実施

・市域の拡大等に伴う消防司令管制システムの変更

○　消防力強化のため、消防署所や各種消防車両、資機材等の計画的な整備を進める。

・健軍消防署特殊災害対応車等の配備

・市域の拡大による消防水利の整備

○　消防の広域化に向けて、中央ブロック消防広域化協議会において研究・検討を進める。

②　救急救助体制の強化

ア　救急救助業務の高度化

○　救急救命に関する資格取得、医療機関との連携等をさらに促進する。

・プレホスピタルケアの充実

・メディカルコントロール体制の推進

・救急救命士の育成及び養成

○　救助技術の高度化・専門化を推進する。

・大地震やＮＢＣ災害等の大規模特殊災害対応体制の強化

・緊急消防援助隊の充実強化

イ　市民の救護能力の向上

応急手当等の普及啓発を推進する。

・新しい心肺蘇生法の指針に基づく講習体系の整備

・ＡＥＤを含めた応急手当講習会の積極的な開催及び救急ボランティアの育成

・救急車の適正利用の推進

③　政令市消防本部体制への移行準備

ア　質の高い政令市消防組織の構築

○　政令市にふさわしい消防本部機能及び消防署機能を強化する。

○　特別高度救助隊等の創設準備を進める。

イ　１区１消防署体制の段階的な整備の推進

ウ　消防局から消防署への事務移管の推進

エ　政令市移行後の消防団組織の調査・研究

（２）消防職員・消防車両等配置状況

（平成２３年４月１日現在）

区分	局署別	人員										車両																				消防艇
		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計	ポンプ車	タンク車	梯子車	屈折梯子車	救助工作車	高発泡車	化学車	水槽車	支援車	災害対応多目的車	緊急資機材搬送車	火災調査車	司令車	指揮車	後方支援車	救急車	広報査察車	起震車	緊急消防自動二輪車	その他	計	
総計		1	7	18	74	125 (8)	238 (8)	93 (3)	69 (5)		625 (24)	10	10	3	2	3	0	1	1	2	1	2	1	3	3	1	22	10	1	8	28	112	1
局長等		1	4								5																						
消防局	総務課			1	5	3	4 (1)				13 (1)										1										4	5	
	人事教養課			1	5	7 (1)	4		23 (1)		40 (2)																				1	1	
	情報司令課			1	6	7	9				23																	1				1	
	予防課			2	8	6 (2)	10 (1)				26 (3)												1					1	1		2	5	
	消防課			3	7	4	3 (1)				17 (1)									2											1	3	
	救急課			1	3		5 (1)				9 (1)																1	1				2	
	計			9	34	27 (3)	35 (4)		23 (1)		128 (8)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	3	1	0	8	17	0
中央消防署	本署		1	3	9	17 (3)	38 (1)	9 (1)	7		84 (5)	1	1	1		1			1					1	1		2	3		4	1	17	
	池田庁舎					②	⑧	①	③		⑭																1				1	2	
	清水出張所				1	4	9	5 (1)			19 (1)	1			1												1				1	4	
	楠〃				1	4	8 (1)	3	3 (1)		19 (2)		1														1				1	3	
	北部〃				1	4	4	4	6		19		1														1				1	3	
	島崎〃				1	4	8	5	1		19	1															1				1	3	
	計		1	3	13	33 (1)	67 (2)	26 (2)	17 (1)		160 (8)	3	3	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	7	3	0	4	6	32	0
西消防署	本署		1	3	9	14	26 (1)	21 (1)	6 (1)		80 (3)	1	1	1	1			1				1		1	1		2	2		2	2	16	
	南熊本庁舎					②	⑦	⑤			⑭																1				1	2	
	田崎出張所				1	4	14	4			23	1				1											1				1	4	
	小島〃				1	4	7	5	2		19	1															1				1	3	
	川尻〃				1	4	7	4	3		19	1															1				1	3	
	河内〃				1	4	7	5	2		19	1															1				1	3	
	飽田・天明〃				1	6	12	5	1		25		1													1	1				1	4	1
	計		1	3	14	36	73 (1)	44 (1)	14 (1)		185 (3)	5	2	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	8	2	0	2	8	35	1
健軍消防署	本署		1	3	9	13 (2)	30 (1)	9	6 (2)		71 (5)	1	2	1		1						1		1	1		2	2		2	2	16	
	出水出張所				1	4	7	4	3		19	1															1				1	3	
	託麻〃				1	4	10	2	2		19		1														1				1	3	
	小山〃				1	4	8	5	1		19		1														1				1	3	
	平田〃				1	4	8	3	3		19		1														1				1	3	
	計		1	3	13	29 (2)	63 (1)	23	15 (2)		147 (5)	2	5	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	6	2	0	2	6	28	0

（注）定員631人　実員625人（うち9人は関係部局等へ出向）

（ ）は女性消防吏員を再掲しているもの

○印 は、池田、南熊本庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

（３）各種協定の状況

協定等の名称	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県市町村消防相互応援協定	熊本県下全市町村	火災・その他の災害(救急を除く)	昭和46年 4月 1日
九州自動車道における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町・消防組合	火災・救急	昭和46年 6月30日
救急業務を行うにあたり管轄区域外における業務継続について覚書	熊本県下全市町村	救急	昭和54年10月 1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する申し合わせ	西部ガス株式会社熊本支店	都市ガスに関する火災・爆発及び漏えい事故の防止及び鎮圧	昭和58年10月21日
救急救助活動に関する消防相互応援協定	熊本県下全市町村	救急救助活動	昭和61年12月 5日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場（消防ヘリの要請）	昭和62年 8月22日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成 3年 1月16日
	熊本市医師会・熊本地域医療センター	救急	平成 6年10月20日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	三角海上保安部	火災・海難・災害救助等	平成 4年 5月 1日
武蔵ケ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合	火災	平成 6年 4月 1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成 8年 4月 1日
	熊本医療センター	救急	平成10年 2月12日
	済生会熊本病院	救急	平成11年 3月30日
	熊本大学医学部付属病院	救急	平成13年 3月30日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成 8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年 3月24日
熊本県市町村消防相互応援協定に基づく覚書	宇城広域連合消防本部	火災	平成17年 3月31日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	火災	平成17年 8月 1日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	高遊原南消防組合		
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
宇城広域連合の規約に関する協定書	宇城広域連合	広域行政事務	平成20年10月 3日
熊本市と富合町及び城南町の合併に伴う消防事務に関する申し合わせ事項	宇城広域連合消防本部	消防事務	平成22年3月23日
熊本市と植木町の合併に伴う消防事務に関する申し合わせ事項	山鹿植木広域行政事務組合消防本部	消防事務	平成22年3月23日

2 火 災 統 計

（１）火災発生状況

（平成２２年）

区分 年・月		出火件数	火災種別 建物	林野	車両	船舶	その他	焼損棟数	り災状況 世帯	人員	死者	負傷者	焼損面積 建物（㎡）	林野（a）	損害額（千円）
22	1	16	10		2		4	11	12	28	2	2	307		7,937
	2	14	9		2	1	2	10	6	12	1	2	44		1,636
	3	15	14		1		0	14	11	33		4	1,217		204,078
	4	16	11		2		3	12	7	17	1	2	663		8,569
	5	17	11	1	3		2	12	7	27	1	2	474	3	11,740
	6	21	16	1	2		2	19	12	25		2	191		10,903
	7	8	8				0	11	10	25	1		350		7,981
	8	17	12	1	3		1	21	17	27		1	389		10,182
	9	11	10		1		0	25	14	43	2	2	1,074		50,798
	10	15	11		2		2	13	14	30		4	133		11,072
	11	12	10		2			12	5	10		2	136		2,685
	12	13	12		1			17	15	38		5	425		28,599
計		175	134	3	21	1	16	177	130	315	8	28	5,403	3	356,180
21 計		196	126	4	17		49	156	137	343	6	46	2,976	17	125,607
20 計		183	142	1	15	0	25	193	176	485	9	36	4,837	0	182,968
19 計		208	150	13	15	1	29	188	154	403	10	41	4,492	49	200,480
18 計		202	137	1	29	0	35	197	183	434	4	30	3,563	2	178,002

（２）原因別被害状況

(単位　千円)

原因＼年		18		19		20		21		22	
		件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額
たばこ		23	56,622	24	23,267	16	2,012	31	38,850	22	33,866
たき火		8	8,137	13	3,031	4	3	14	184	7	1592
火遊び		7	7,732	11	88	7	1,874	12	6,582	8	67
こんろ	こんろ	7	707	7	22	11	492	12	1,068	11	22
	天ぷら	24	4,952	43	11,160	20	25,577	21	24,076	18	130
放火（疑含）		52	22,615	36	8,527	35	22,796	44	7,749	28	186,614
風呂かまど		2	22			1	145	1	1	3	9
ストーブ		5	36,529	6	25,274	5	3,403	4	4,762	12	13,382
マッチ・ライター		8	4,124	5	83	8	3,124	2	1	2	2
煙　突・煙　道											
電灯・電話配線		7	10,356	15	47,522	9	34,029	9	31,103	10	54,943
電気機器		4	28	3	2,087	4	4,633	3	203	4	2,922
不明		7	4,474	9	20,535	7	9,745	7	2,120	9	40,808
その他		48	21,704	36	58,884	56	75,135	36	8,908	41	21,823
合計		202	178,002	208	200,480	183	182,968	196	125,607	175	356,180

（３）火災・警戒などの出場状況

(平成２２年)

種別＼署別			計	中央	西	健軍
火　　災		件数	175	60	48	67
		出場車両	1,375	423	428	524
		出場人員	4,119	1,315	1,229	1,575
警戒	焼却火の不始末等	件数	47	15	22	10
		出場車両	235	74	112	49
		出場人員	789	242	375	172
	漏洩事故等	件数	42	10	15	17
		出場車両	199	49	72	78
		出場人員	710	183	262	265
	自火報等のベル作動	件数	139	46	56	37
		出場車両	651	225	249	177
		出場人員	2,299	781	916	602
	誤認・誤報	件数	26	7	6	13
		出場車両	158	42	30	86
		出場人員	508	141	98	269
	その他	件数	70	20	22	28
		出場車両	483	138	130	215
		出場人員	1,600	447	441	712
	小計	件数	324	98	121	105
		出場車両	1,726	528	593	605
		出場人員	5,906	1,794	2,092	2,020
合　　計		件数	499	158	169	172
		出場車両	3,101	951	1,021	1,129
		出場人員	10,025	3,109	3,321	3,595

３　救急・救助統計

（１）救急活動の状況

(平成２２年)

区分 年・月		出場回数	事故種別 火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
22	1	2,475	14	0	0	204	11	13	322	15	44	1,591	261
	2	2,113	13	0	2	231	10	16	263	12	35	1,318	213
	3	2,408	14	0	0	277	8	15	279	7	46	1,490	272
	4	2,279	12	1	0	259	10	22	280	16	43	1,398	238
	5	2,241	17	0	2	277	16	24	261	19	45	1,331	249
	6	2,184	17	0	6	249	14	20	264	12	60	1,269	273
	7	2,455	7	0	2	258	16	21	334	13	62	1,439	303
	8	2,589	18	0	2	258	40	50	364	20	56	1,480	301
	9	2,391	12	0	0	275	26	28	321	13	49	1,409	258
	10	2,383	13	0	2	260	14	25	345	13	47	1,385	279
	11	2,475	13	0	1	298	16	15	340	10	58	1,472	252
	12	2,698	12	0	2	321	15	11	336	14	38	1,649	300
計		28,691	162	1	19	3,167	196	260	3,709	164	583	17,231	3,199
21 計		27,032	171	0	28	3,122	157	238	3366	154	587	16,348	2,861
20 計		27,446	180	0	18	3,230	172	299	3,449	161	608	16,397	2,932
19 計		27,656	213	1	19	3,234	146	294	3,479	194	587	16,537	2,952
18 計		26,464	196	1	38	3,276	154	277	3,267	201	652	15,424	2,978

（２）救助活動の状況

(平成２２年)

事故種別 件数及び人員	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	合計
救助出場件数（件）	13	57	12	0	5	1	0	0	95	183
救助活動件数（件）	13	22	12	0	2	1	0	0	43	93
救助人員（人）	4	26	10	0	2	1	0	0	40	83

4　消　防　広　報

（１）広報活動状況回数

(平成２２年度)

区分	住宅用火災警報器の普及啓発 (研修会・チラシ配布・マスコミ広報等)	幼年消防クラブ指導 (消火訓練・防火講話等)	少年消防クラブ指導 (消防訓練・防火講話等)
件数	228	478	121

（２）広域防災センター入館状況

(平成２２年度)

区分	団　　体		一　般	合　計
件数	245団体	10,991人	4人	10,995人

（３）消防音楽隊活動状況

(平成２２年度)

区分	消防関係	市 関 係	国県関係	そ の 他	合　　計
件数	5	9	0	10	24

5　予　　防

（１）危険物製造所等

(平成２３年４月１日現在)

製造所		2
貯蔵所	屋内貯蔵所	130
	屋外タンク貯蔵所	37
	屋内タンク貯蔵所	32
	地下タンク貯蔵所	323
	簡易タンク貯蔵所	2
	移動タンク貯蔵所	97
	屋外貯蔵所	17
	小計	638
取扱所	給油取扱所	264
	販売取扱所	8
	一般取扱所	118
	小計	390
総計		1,030

（２）同意建物工事別件数（消防法第７条）

(平成２２年度)

種別 年度	新　築	増　築	改　築	移　転	修　繕	模様替え	用途変更	合　計
18	1,253	146	3	2	0	0	26	1,430
19	1,084	71	1	0	0	1	16	1,173
20	954	68	1	0	2	0	13	1,038
21	843	64	4	2	1	1	15	930
22	923	82	0	1	4	1	29	1,040

(3)防火対象物の現況

（平成２３年４月１日現在）

項別		署別 / 検査対象物	中央消防署				西消防署				健軍消防署				計			
			第１種	第２種	第４種	第５種	第１種	第２種	第４種	第５種	第１種	第２種	第４種	第５種	第１種	第２種	第４種	第５種
1	イ	劇場、映画館 演芸場、観覧場	1	0	0	0	2	0	0	0	5	0	0	0	8	0	0	0
	ロ	公会堂、集会場	6	2	0	0	4	4	0	0	9	1	0	0	19	7	0	0
2	イ	キャバレー、カフェー ナイトクラブ等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	ロ	遊技場、ダンスホール	9	7	0	3	15	3	0	1	20	4	0	2	44	14	0	6
	ハ	性風俗店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	2	4	0	0	2	3	0	0	1	7	0	0	5	14	0	0
3	イ	待合、料理店等	0	1	0	0	1	6	0	1	0	1	0	1	1	8	0	2
	ロ	飲食店	8	86	0	10	68	126	0	21	4	211	0	34	80	423	0	65
4		百貨店、マーケット 店舗、展示場	23	119	0	80	34	120	0	71	51	263	0	124	108	502	0	275
5	イ	旅館、ホテル 宿泊所等	16	20	0	14	17	28	0	19	11	26	0	14	44	74	0	47
	ロ	寄宿舎、下宿 共同住宅	0	0	413	3,125	0	0	235	1,440	0	0	472	3,906	0	0	1,120	8,471
6	イ	病院、診療所 助産所	17	50	0	121	10	52	0	92	25	76	0	152	52	178	0	365
	ロ	自力避難困難者入所 福祉施設等	0	25	0	1	1	22	0	2	2	45	0	2	3	92	0	5
	ハ	老人福祉施設 児童養護施設等	2	56	0	26	1	77	0	19	3	99	0	32	6	232	0	77
	ニ	幼稚園 特別支援学校	2	19	0	0	0	14	0	0	5	17	0	0	7	50	0	0
7		学校等	7	0	73	6	2	0	63	1	2	0	62	1	11	0	198	8
8		図書館、博物館 美術館等	0	0	6	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	11	0
9	イ	蒸気、熱気浴場等	0	1	0	0	35	7	0	6	4	1	0	0	39	9	0	6
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	2	0	0	0	5	0	0	1	2	0	0	1	9
10		停車場 船舶等の発着場	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	1	5
11		神社、寺院、教会等	0	0	39	30	0	0	22	20	0	0	19	14	0	0	80	64
12	イ	工場、作業場	2	0	22	161	1	0	31	246	0	0	35	282	3	0	88	689
	ロ	映画、テレビスタジオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	0	0	4	23	0	0	3	38	0	0	1	30	0	0	8	91
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14		倉庫	0	0	1	147	0	0	6	229	0	0	23	534	0	0	30	910
15		前各項に該当しない 事業所	4	0	208	277	3	0	183	254	3	0	243	514	10	0	634	1,045
16	イ	特定防火対象物を 有する複合用途	67	339	0	224	160	285	0	161	44	371	0	284	271	995	0	669
	ロ	イ以外の複合用途	0	0	112	343	2	0	62	233	1	0	99	466	3	0	273	1,042
16の2		地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16の3		地階地下道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17		重要文化財等	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	9	0	0
18		アーケード	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	6
合計			166	732	878	4,595	358	750	609	2,866	190	1,125	957	6,397	714	2,607	2,444	13,858

（注）第１種検査対象物：消防法第８条の２の２又は第８条の２の５に規定する防火対象物

第２種検査対象物：第１種検査対象物以外の特定防火対象物で、消防法第８条並びに第８条の２に規定する防火対象物又は消防法施行令別表第一（１７）項に掲げる防火対象物

第４種検査対象物：第１種検査対象物以外の非特定防火対象物で、消防法第８条に規定する防火対象物

第５種検査対象物：第１種検査対象物、第２種検査対象物、第３種検査対象物（危険物施設）及び第４種検査対象物に分類されない防火対象物

（４）高層建築物の現況

（平成23年4月1日現在）

項別・防火対象物の別 ＼ 階数			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	20	25	27	計	うち地階を有するもの
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場							1													1	1
	ロ	公会堂、集会場																				0	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等																				0	
	ロ	遊技場、ダンスホール																				0	
	ハ	性風俗店舗等																				0	
	ニ	カラオケボックス等																				0	
3	イ	待合、料理店等																				0	
	ロ	飲　食　店									1	1										2	2
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場																				0	
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等							1			6	7	4	2	1				1	1	23	10
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅									2	11	38	32	37	49	23	1	1	1		195	15
6	イ	病院、診療所、助産所							1	2	1	1		1	1							7	6
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等																				0	
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等																				0	
	ニ	幼稚園、特別支援学校																				0	
7		学校等								2	3	3	1	2	1							12	4
8		図書館、博物館、美術館等																				0	
9	イ	蒸気、熱気浴場等																				0	
	ロ	イ以外の公衆浴場																				0	
10		停車場、船舶等の発着場																				0	
11		神社、寺院、教会等																				0	
12	イ	工場、作業場																				0	
	ロ	映画、テレビスタジオ																				0	
13	イ	自動車車庫、駐車場	18	7								1										26	1
	ロ	飛行機等の格納庫																				0	
14		倉庫																				0	
15		前各項に該当しない事業所					1			7	11	6	2	3	1	1	1					33	14
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途			1	1	1		1	4	6	5	3	1		1						24	12
	ロ	イ以外の複合用途						1		1	3	2	2	2	3	4						18	6
17		重要文化財等																				0	
計			18	7	1	1	2	1	4	16	27	36	53	45	45	56	24	1	1	2	1	341	71

※1　高層建築物：高さ31メートルを超える建築物
※2　階数は地階を除いた数

消防

６　緊急通信状況

（平成２２年）

種別 / 着信	119	110	加入電話	駆けつけ	事後聞知	その他	合計
火　　災	412	16	2		67	57	554
救　　急	27,434	50	16	3		969	28,472
救　　助	120	5	4			56	185
警　　戒	217	11	13			32	273
非常災害	0						0
通報訓練	1,841						1,841
病院紹介	924						924
回線試験	1,116						1,116
いたずら	752						752
まちがい	3,371						3,371
その他	4,139	1	22	1		140	4,303
合　　計	40,326	83	57	4	67	1,254	41,791

７　消防水利状況

(平成２３年４月１日現在)

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	16,404	138	695	892	160

８　消　防　団

概　　要

消防団は、火災現場への出場はもとより、予防面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和４５年１１月１日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を１団に統合、熊本市消防団として発足し、熊本市を６ブロックに分割し活動していた。

その後、平成３年２月の旧飽託四町との合併に伴い更に４ブロックを増設し１０ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない戦力となった。

平成１１年１０月１日には「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第３方面隊を二分割し、市内を１１方面隊とすることで、組織の活性化を図り、方面隊の指揮命令及び意思疎通を一層きめ細やかなものにするため機構改革を行った。

平成１４年４月に熊本市消防団として初めて女性消防団員３１名を採用、平成２３年４月１日には８７名となり応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。

また、平成２０年１０月６日の旧富合町との合併により１２方面隊　７５分団、さらに平成２２年３月２３日の旧植木町と旧城南町との合併に伴い、１５方面隊　８７分団　１トランペット隊の大組織となり、１市１団としては全国第２位の大規模消防団となった。

（1）組　　織

（平成２３年４月１日現在）

１団　１５方面隊　８７分団　１トランペット隊　２０６部　定数：５，３３８人　実数：４，９６３人

方面隊名・実員数　　分団名　（下段：実員数）

消防団本部　31

	68 女性	トランペット隊									
	27	5									
第１方面隊　275	1 秋津	2 若葉	3 泉ヶ丘	4 健軍	5 尾ノ上	8 砂取	9 画図	10 出水	52 東町	53 桜木	61 出水南
	39	20	19	23	15	19	61	20	20	19	20
第２方面隊　338	6 西原	7 帯山	11 白山	12 白川	13 大江	14 託麻原	26 託麻北	27 託麻西	28 託麻東	55 月出	59 託麻南
	22	19	18	20	19	18	68	30	71	29	24
第３方面隊　232	22 黒髪	23 清水	24 城北	25 龍田	51 楠	54 麻生田	56 武蔵	58 弓削			
	30	31	27	45	33	26	18	22			
第４方面隊　346	29 御幸	30 田迎	31 春竹	32 本荘	33 向山	48 日吉	49 力合	50 川尻	57 田迎南	60 城南	
	45	29	21	15	20	48	44	85	29	10	
第５方面隊　126	34 白坪	35 古町	36 春日	37 五福	38 一新	39 城西					
	36	20	19	12	19	20					
第６方面隊　456	40 池上	41 高橋	42 城山	43 松尾東	44 松尾西	45 松尾北	46 小島	47 中島			
	43	21	67	31	69	27	92	106			
第７方面隊　223	62 飽田東	63 飽田南	64 飽田西								
	86	47	90								
第８方面隊　294	65 中緑	66 銭塘	67 奥古閑	69 川口							
	47	57	127	63							
第９方面隊　314	70 河内	71 芳野									
	204	110									
第10方面隊　420	72 川上	73 北部東	74 西里								
	161	56	203								
第11方面隊　196	15 慶徳	16 城東	17 碩台	18 壺川	19 花園	20 池田	21 高平台				
	17	32	17	28	33	33	36				
第12方面隊　250	75 富合										
	250										
第13方面隊　435	76 杉上	77 隈庄	78 豊田	79 女性							
	155	119	141	20							
第14方面隊　450	80 植木	81 桜井	82 菱形	83 田原							
	51	137	135	127							
第15方面隊　545	84 山東	85 吉松	86 山本	87 田底							
	100	171	155	119							

階級別団員数

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
1	15	88 (2)	95 (2)	206 (3)	601 (5)	3,957 (72)

（ ）は女性団員を再掲

消防

（２）消防ポンプ数

(平成２３年４月１日現在)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポ ン プ
台数	4	197	96

（３）報酬及び費用弁償

(平成２３年４月１日現在)

階　　級　　別	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員
報　酬　年　額（円）	74,000	59,000	39,000	33,000	24,000	23,000	22,000

区　　分	費用弁償額　（円）
訓　　練　　出　　動　　等	１回につき　2,400
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日　　額　4,000

交　　通

1　沿　　革　425

2　軌　道　事　業　425

3　自動車運送事業　428

4　経　営　状　況　432

5　職員数及び給与　433

6　施　　設　433

1　沿　　革

熊本市の交通事業は、市電が大正１３年８月１日、市バスが昭和２年１１月２３日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和３０年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は４つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和４８年度から昭和６２年度までの１５年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、２度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和６３年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、低床車両の導入等の乗客誘致策に積極的に取り組んでいる。現在では日本で初めて導入した超低床電車７編成、乗降口に段差のないノンステップバス２９両を配備している。

また、平成１４年度には、開業以来７０有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転、平成１９年度には新交通局大江局舎を建設し、基幹的な施設面での基盤整備を図った。一方、平成１６年８月にはホームページを開設し、情報提供の充実や利便性の向上に努めている。

さらに、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線については、平成１６年以降順次民間事業者へ移譲を進めている。

このような中、平成２１年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、経営健全化計画を策定し、現在、７ヵ年計画で経営の健全化に集中的に取り組みながら、人に優しい環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電・市バスを目指し努力を重ねているところである。

2　軌　道　事　業（大正13年8月1日事業開始）（電車課・総務課営業推進室）

（１）輸送状況

事項＼年度		18	19	20	21	22
年間輸送人員（人）		9,052,922	9,134,878	9,568,400	9,240,680	9,536,782
年間走行キロ（km）		1,835,688.4	1,867,856.6	1,848,029.3	1,899,166.8	1,847,698.7
年間延使用車両（両）		13,498	13,583	13,372	14,179	14,308
利用率（%）		3.7	3.8	3.9	3.8	3.6
乗車料収入（円）		1,107,838,092	1,104,973,173	1,133,175,021	1,089,715,640	1,126,695,813
一日平均	輸送人員（人）	24,803	24,959	26,215	25,317	26,128
	走行キロ（km）	5,029.3	5,103.4	5,063.1	5,203.2	5,062.2
	延使用車両（両）	37.0	37.1	36.6	38.8	39.2
	乗車料収入（円）	3,035,173	3,019,052	3,104,589	2,985,522	3,086,838
一日平均一車	輸送人員（人）	670.7	672.5	715.6	651.7	666.5
	走行キロ（km）	136.0	137.5	138.2	133.9	129.1
	乗車料収入（円）	82,074.2	81,349.7	84,742.4	76,854.2	78,745.9
表定速度（km／h）		14.2	12.8	12.8	12.8	12.8
在籍車両数	ﾎﾞｷﾞｰ車（ﾜﾝﾏﾝ）	36	36	36	36	36
	連接車	8	8	9	8	8

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

（2）営業路線

項目 / 年度	路線延長 (km)	単線延長 (km)	複線延長 (km)	営業路線延長 (km)	運転系統 (系統)	停留所数 (カ所)	停留所間距離		
							最長	最短	平均
平成22年度	11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.578	0.126	0.352

（3）系統別運輸成績

(平成22年度)

系統	区間	走行キロ	乗車人員	収入	費用	差引	キロ当たり収支			乗車効率
							収入	費用	差引	
		km	千人	千円	千円	千円	円	円	円	%
A系統	健軍町～田崎橋 (9.2km)	1,156,519.1	6,209	1,439,444	1,205,260	234,184	1,244.6	1,042.1	202.5	30.2
B系統	健軍町～上熊本駅前 (9.4km)	691,179.6	3,328	771,684	720,309	51,375	1,116.5	1,042.1	74.3	27.2
計		1,847,698.7	9,537	2,211,128	1,925,569	285,559	1,196.7	1,042.1	154.6	29.1

（注）乗客１人当たり料金収入
定期外　128 円 20 銭
定　期　 75 円 42 銭
全　体　118 円 14 銭

（4）電車運行要領

(平成23年4月1日現在)

項目 / 系統	連行区間	営業時間	運転方法	時刻表示
A系統	熊本駅前一健軍町（8.7km） 田崎橋一健軍町（9.2km）	5：55－ 0：23	ダイヤ運転	終日時刻表示
B系統	上熊本駅前一健軍町（9.4km）	5：55－23：32	ダイヤ運転	終日時刻表示

（5）運　　賃（平成１９年１０月１２日改定）

ア　普通旅客運賃

種別 / 制度	運賃			団体旅客運賃		団体旅客運賃の割引適用方法
	大人（中学生以上）	小児（小学生以下）	特殊運賃	大人（中学生以上）	小児及び特殊	
均一運賃制	150円	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合（12歳以上の団体）	左記の団体で小学生以下の小児及び身体障がい者並びに養護施設児童の団体	基準となる普通旅客運賃からその運賃の100分の10以内の額を割引した額

イ　１日乗車券及び２日乗車券運賃

種類	運賃		乗車できる範囲
1日乗車券（区間指定①）	大人　500円	小児　250円	電車の全区間及びバスの指定区間
1日乗車券（区間指定②）	大人　700円	小児　350円	電車及びバスの全区間
1日乗車券（県内版）	大人 1,500円	小児　750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券（区間指定①）	大人　800円	小児　400円	電車の全区間及びバスの指定区間

※　市内の観光・文化施設の割引券8枚付き

ウ　定期旅客運賃

種　　別		期　間	割　　引　　率	摘　　要
通勤定期		１カ月	普通運賃を60倍したものから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大人通学定期（中学生以上）		１カ月	普通運賃を60倍したものから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する　3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として販売する
小児通学定期（小学生）		１カ月	普通運賃を60倍したものから75%割引	
通勤通学定期		１カ月のみ	通勤定期運賃額の2分の1と大人通学定期運賃額の合算額	
特殊割引定期	通勤	１カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発行
	通学	１カ月	大人通学定期券の50%割引	
電車・バス共通定期		自動車運送事業の欄を参照		
電車・バス乗継走期				

※　通勤通学定期を除く各種別の3カ月定期は、1カ月定期運賃額を3倍したものから5%割引

エ　回数旅客運賃

区　　分	内　　容
普通回数乗車券	自動車運送事業の欄を参照
通学回数乗車券	

オ　貸切旅客運賃

大人運賃	小児運賃
10,300 円	5,200 円

（６）超低床電車（ＬＲＶ）の概要

型　式		９７００型	０８００型
営業開始		平成９年８月	平成２１年４月
車両数		２車体連接車５編成	２車体連接車２編成
車両製作		新潟トランシス㈱（旧㈱新潟鐵工所） ﾎﾞﾝﾊﾞﾙﾃﾞｨｴ ﾄﾗﾝｽﾎﾟｰﾃｰｼｮﾝ（旧ＡＤﾄﾗﾝｽ）	新潟トランシス㈱（旧㈱新潟鐵工所）
車　種		４輪ボギー連接電動客車	４輪ボギー連接電動客車
定　員		７６人	８２人
車　長		１８，５５０mm	１８，４００mm
車　幅		２，３５０mm	２，４００mm
床高	通路	３６０mm	３６０mm
	出入口	３００mm	３００mm

（７）カラー広告電車

種　別		規　格（㎜） 縦×横	広　告　料　金 （消費税は含まない）	摘　　要
電車	車外	広告表示面積合計 5.3㎡以内	１カ月１車　250,000円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実　績

項目＼年度	18	19	20	21	22
収　入（千円）	68,283	59,517	75,908	57,925	49,892

（注）消費税相当分は除いて算出

交通

3　自動車運送事業（自動車課・総務課営業推進室）

（乗合　昭和 2年11月23日事業開始
貸切　昭和 6年 5月23日事業開始
貸切　昭和54年 8月 1日事業廃止
貸切　平成 8年 7月13日事業開始）

（1）輸送状況

事項＼年度		18	19	20	21	22
年間輸送人員（人）		13,364,495	12,747,958	11,221,847	8,895,818	6,916,565
年間走行キロ（km）		6,452,133	6,134,471	5,261,243	4,008,223	3,553,567
年間延使用車両（両）		56,688	54,308	48,894	37,285	31,904
利用率（%）		5.5	5.2	4.6	3.6	2.6
乗車料収入（円）		1,755,097,181	1,672,606,213	1,477,395,883	1,193,139,867	1,107,128,318
一日平均	輸送人員（人）	36,615	34,830	30,745	24,372	18,949
	走行キロ（km）	17,677.0	16,761.0	14,414.0	10,981.0	9,736.0
	延使用車両（両）	155.3	148.4	134.0	102.2	87.4
	乗車料収入（円）	4,808,477	4,569,962	4,047,660	3,268,876	3,033,228
一日一車平均	輸送人員（人）	235.8	234.7	229.5	238.6	216.8
	走行キロ（km）	113.8	113.0	107.6	107.5	111.4
	乗車料収入（円）	30,960.6	30,798.5	30,216.3	32,000.5	34,701.9
表定速度（km／h）		14.5	14.1	13.9	13.2	12.9
在車両籍数	ワンマン	184	175	161	125	112

（注）　乗車料収入は消費税相当分を除いて算出
表定速度は総所要時分から起終点の調整時分を差し引いて計算
平成 4年度から平成18年度上期まで、熊本城周遊バス（熊本城一帯の文化施設を周回するバス）2両を含む
平成 8年 7月13日事業開始の貸切は、競輪入場者送迎専用限定貸切バス

（2）営業路線

項目＼年度		18	19	20	21	22
免許路線(km)		163.08	155.48	141.16	104.66	94.66
営業路線(km)		155.31	147.41	135.56	100.16	90.16
休止路線(km)		7.77	8.07	5.60	4.50	4.50
停留所名称数(カ所)		398	383	343	263	234
停留所間距離	最長(km)	1.2	1.2	1.2	0.9	0.9
	最短(km)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	平均(km)	0.390	0.385	0.395	0.341	0.350
運転系統数	路線(路線)	27	24	23	17	15
	系統数(系統)	107	105	88	66	56
運転系統距離	総長(km)	914.3	916.0	727.3	565.7	498.3
	最長(km)	16.1	16.1	16.2	16.2	16.2
	最短(km)	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	平均(km)	8.5	8.7	8.3	8.6	8.9

（３）路線別運輸成績

（平成22年度）

路線番号	路線名	走行キロ (km)	乗車人員 (千人)	収入 (千円)	費用 (千円)	差引 (千円)	キロ当たり収支		
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)
3	池田京町線	276,656	685	171,388	154,752	16,637	619.5	559.4	60.1
4	小峯京塚線	945,958	2,114	642,255	490,650	151,605	678.9	518.7	160.2
5	帯山線	470,992	607	249,471	228,888	20,583	529.7	486.0	43.7
6	島崎保田窪線	487,549	1,212	339,294	291,849	47,445	695.9	598.6	97.3
10	秋津健軍線	284,971	339	141,632	143,893	△2,261	497.0	504.9	△7.9
12	花園柿原線	268,909	535	155,131	152,773	2,358	576.9	568.1	8.8
15	池田健軍線	秋津健軍線に含む							
16	健軍長嶺線	東町団地線に含む							
18	東町団地線	140,656	105	60,583	75,583	△15,000	430.7	537.4	△106.7
20	昭和町線	191,139	290	104,587	101,732	2,855	547.2	532.2	15
22	熊本駅県庁線	15,435	56	12,404	7,429	4,975	803.6	481.3	322.3
23	上熊本線	115,079	224	66,628	73,587	△6,959	579.0	639.4	△60.4
25	上熊本車庫線	池田京町線・帯山線・島崎保田窪線・花園柿原線・昭和町線・上熊本線・渡鹿長嶺線に含む							
29	子飼渡瀬線	平成22年4月1日廃止							
31	熊本駅長嶺線	小峯京塚線・島崎保田窪線に含む							
32	渡鹿長嶺線	266,808	631	194,149	169,001	25,148	727.7	633.4	94.3
34	大江城西線	平成22年4月1日廃止							
	臨時便	4,107	9	1,395	717	678	339.6	174.7	164.9
	貸切	85,308	110	76,711	35,129	41,582	899.2	411.8	487.4
合計		3,553,567	6,917	2,215,628	1,925,983	289,645	623.5	542.0	81.5

（注）乗客1人当たり運賃収入（貸切除く）
定期外　158円41銭
定　期　108円20銭
全　体　151円68銭

交通

（４）運　　賃（平成１０年３月１日改定）

ア　普通旅客運賃

種別／制度	運賃		最低運賃		特殊運賃
	大　人（中学生以上）	小　児（小学生以下）	大　人	小　児	
対キロ区間制	最初の2キロまでは賃率63円、2キロを超え10キロまでは賃率31円50銭、10キロを超え20キロまで賃率28円40銭、20キロを超えるものは賃率25円20銭で計算した額	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする	130円	70円	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引

イ　１日乗車券及び２日乗車券運賃

種　　類	運　　賃	乗車できる範囲
1日乗車券（区間指定①）	大人　500円　小児　250円	電車の全区間及びバスの指定区間
1日乗車券（区間指定②）	大人　700円　小児　350円	電車及びバスの全区間
1日乗車券（県　内　版）	大人 1,500円　小児　750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券（区間指定①）	大人　800円　小児　400円	電車の全区間及びバスの指定区間

ウ　定期旅客運賃

種　　別			期　間	割　引　率	摘　　要
通　勤　定　期			1カ月	普通運賃を60倍したものから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
企　業　定　期			1カ月	普通運賃を60倍したものから45%割引	
通　学　定　期（中学生以上）			1カ月	普通運賃を60倍したものから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する。3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
通　学　定　期（小学生以下）			1カ月	通学定期（中学生以上）1カ月定期運賃を50%割引	
通　勤　通　学　定　期			1カ月	全区間往復乗車となる場合は、乗車区間の大人通勤定期運賃と通学（中学生以上）定期運賃の合算額の50%割引、その他は75%割引	
特殊割引定期	通　勤		1カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発行
	通　学		1カ月	通学（中学生以上）定期券の30%割引	
電車・バス共通定期			1カ月	電車とバス路線が平行している区間を利用するもので、電車とバスの定期運賃のうちいずれか高額となる運賃	
電車・バス乗継定期	通勤	普　通	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して40%割引	
		企　業	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して電車は40%割引、バスは45%割引	
	通学	中学生以上	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して50%割引	
片　道　定　期			1カ月	往復定期運賃から50%割引	

※　平成10年3月1日付運賃改定前の定期運賃額に103分の105を乗じて得た額

※　通勤通学定期を除く各種別には3カ月定期もあり、1カ月定期運賃額を3倍したものから5%割引

エ　回数旅客運賃

種　別	発　売　額	利　用　額	摘　　要	備　　考
普通カード	1,000円	1,100円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する	市電 市バス 九州産交バス㈱ 熊本電気鉄道㈱ 熊本バス㈱ 産交バス㈱ 熊本都市バス㈱ 共通
	3,000円	3,300円		
	5,000円	5,600円		
通学カード	1,000円	1,300円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する学校または身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する諸施設に通学（通園）する者 (身分証明書が必要)	民間事業者はカード対応機器を有するものに限り使用できる
	3,000円	3,900円		
	5,000円	6,500円		

オ　貸切旅客運賃（平成８年７月１日制定）

種　　別	算出単位	大　型　車	中　型　車	小　型　車
時間制旅客運賃	1時間当たり	12,200円	9,500円	8,100円
キロ制旅客運賃	１００ｋｍまで	1km当たり　660円	1km当たり　510円	1km当たり　410円
	100km～300km	〃　510円	〃　390円	〃　320円
	３００ｋｍ以上	〃　400円	〃　320円	〃　280円

※　貸切旅客運賃は、上記の表より算出した額に105％を乗じて得た額
（注）　競輪入場者送迎専用貸切バスの限定免許に基づく運賃

4　経　営　状　況（総務課）

（単位　円）

事項	年度	18	19	20	21	22
軌道事業	総収益	1,949,536,514	1,539,582,305	1,553,113,859	2,006,103,340	2,445,147,432
	乗車料収入	1,107,838,092	1,104,973,173	1,133,175,021	1,089,715,640	1,126,695,813
	その他収入	841,698,422	434,609,132	419,938,838	916,387,700	1,318,451,619
	総費用	1,946,306,059	1,908,249,748	1,857,587,436	2,092,189,074	2,027,234,014
	人件費	1,150,185,999	1,156,764,891	1,204,688,159	1,447,157,610	1,237,549,715
	減価償却費	213,583,824	193,793,959	188,424,391	182,508,429	167,655,288
	電力費	62,510,650	63,105,886	63,313,946	60,186,875	57,828,085
	支払利息	75,546,733	72,167,097	69,959,738	66,426,936	46,973,332
	修繕費	129,899,456	86,240,446	83,071,100	101,991,273	74,349,543
	その他	314,579,397	336,177,469	248,130,102	233,917,951	442,878,051
	単年度損益	3,230,455	△ 368,667,443	△ 304,473,577	△ 86,085,734	417,913,418
	剰余金又は累積欠損金	△ 3,257,250,643	△ 3,625,918,086	△ 3,930,391,663	△ 4,016,477,397	△ 3,598,563,979
自動車運送事業	総収益	3,648,117,444	2,884,380,189	2,628,180,817	2,857,293,838	2,439,897,339
	乗車料収入	1,755,094,181	1,672,606,213	1,477,395,883	1,193,139,867	1,107,128,318
	その他収入	1,893,023,263	1,211,773,976	1,150,784,934	1,664,153,971	1,332,769,021
	総費用	3,174,187,616	3,089,689,170	2,787,994,265	2,211,743,379	1,928,262,041
	人件費	2,217,975,876	2,179,094,709	2,046,114,957	1,748,222,250	1,532,446,330
	減価償却費	151,451,524	161,720,889	133,878,121	100,606,712	68,639,465
	燃料費	245,697,400	246,944,800	234,362,400	127,229,600	124,077,400
	支払利息	10,416,069	24,436,243	27,956,258	27,288,971	11,286,207
	修繕費	119,200,369	116,116,764	96,713,363	66,528,213	59,729,738
	その他	429,446,378	361,375,765	248,969,166	141,867,633	132,082,901
	単年度損益	473,929,828	△ 205,308,981	△ 159,813,448	645,550,459	511,635,298
	剰余金又は累積欠損金	△ 823,322,034	△ 1,028,631,015	△ 1,188,444,463	△ 542,894,004	△31,258,706
計	総収益	5,597,653,958	4,423,962,494	4,181,294,676	4,863,397,178	4,885,044,771
	乗車料収入	2,862,932,273	2,777,579,386	2,610,570,904	2,282,855,507	2,233,824,131
	その他収入	2,734,721,685	1,646,383,108	1,570,723,772	2,580,541,671	2,651,220,640
	総費用	5,120,493,675	4,997,938,918	4,645,581,701	4,303,932,453	3,955,496,055
	人件費	3,368,161,875	3,335,859,600	3,250,803,116	3,195,379,860	2,769,996,045
	減価償却費	365,035,348	355,514,848	322,302,512	283,115,141	236,294,753
	電力費・燃料費	308,208,050	310,050,686	297,676,346	187,416,475	181,905,485
	支払利息	85,962,802	96,603,340	97,915,996	93,715,907	58,259,539
	修繕費	249,099,825	202,357,210	179,784,463	168,519,486	134,079,281
	その他	744,025,775	697,553,234	497,099,268	375,785,584	574,960,952
	単年度損益	477,160,283	△ 573,976,424	△ 464,287,025	559,464,725	929,548,716
	剰余金又は累積欠損金	△ 4,080,572,677	△ 4,654,549,101	△ 5,118,836,126	△ 4,559,371,401	△ 3,629,822,685

（注）　消費税相当分を除いて算出

5　職員数及び給与（総務課）

（１）部門別職員数

（平23年4月1日現在）

職種別＼部門別	一般管理			電車			バス			計		
性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特別職（人）	1		1							1		1
事務職（人）	14	2	16	10	1	11	10	1	11	34	4	38
技術職（人）				24		24	8		8	32		32
運転士（人）				51	1	52	91		91	142	1	143
車掌（人）				1		1				1		1
その他（人）				22		22	14		14	36		36
計	15	2	17	108	2	110	123	1	124	246	5	251

（２）部門別１人月平均給与額等

（平23年4月分）

事項＼部門別	一般管理	電車	バス	全体
基本給（円）	294,155	353,560	322,805	331,354
超過勤務手当（円）	32,024	76,250	55,998	63,576
その他の手当（円）	27,073	19,997	16,193	18,386
合計（円）	353,252	449,807	394,996	413,316
年齢（歳）	37歳　4月	48歳　2月	43歳 10月	45歳　4月
勤続年数（年）	13年 10月	21年　4月	16年　1月	18年　2月

（注）特別職・再任用職員を除く（専従含む）

6　施　　設（総務課）

（平23年4月1日現在）

項目＼施設	大江庁舎及び電車営業所	上熊本車両工場及び電車営業所	小峯営業所	上熊本詰所
敷地面積	2,892㎡	7,339㎡	17,410㎡	2,381㎡
建物面積	1,636㎡	2,910㎡	2,169㎡	501㎡
開設年月日	大13.7.7	平14.10.14	昭54.3.1	平19.4.1
配車台数	14両	38両	84両	―
施設内容	事務所 電車営業所 電車車庫	電車営業所 電車車庫 車両整備工場	営業所 バス車庫 整備工場	電車課詰所

上 下 水 道

1　職員数・給与・局舎　437

2　上水道事業及び簡易水道事業　438

3　下水道事業　450

4　工業用水道事業　461

上下水道局

上下水道局では、上水道事業及び簡易水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っています。

上水道事業は、大正１３年（１９２４年）の給水開始以来８８年にわたり安全で安価な水道水の安定供給に努めています。また、城南町・植木町との合併に伴い、両町の上水道事業及び簡易水道事業を本市が引き継いでいます。

一方、下水道事業は、昭和２３年（１９４８年）に戦災復興事業の一環として着手して以来６４年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいます。

工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成２２年（２０１０年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供しています。

１　職員数・給与・局舎（総務課）

（1）職種別職員数等

（平成 23.4.1 現在）

区分＼職種別	特別職	事務職	技術職	全体
男	1 名	132 名	302 名	434 名
女	0 名	35 名	10 名	45 名
計	1 名	167 名	312 名	479 名
年齢（平均）	59 歳 3 月	43 歳 10 月	46 歳 5 月	45 歳 6 月
勤続年数（平均）	37 年	21 年 4 月	23 年 9 月	22 年 11 月

注）全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

（2）職種別１人月平均給与額

（平成 23.4 月分）

区分＼職種別	特別職	事務職	技術職	全体
基本給（円）	716,000	357,495	381,866	373,369
特殊勤務手当（円）	0	225	3,851	2,586
超過勤務手当（円）	0	54,991	50,083	51,794
その他の手当（円）	5,743	18,270	27,758	24,450
合計（円）	721,743	430,981	463,558	452,199

注）全体欄は特別職を除く。

（3）局　舎（平成 23.4.1 現在）

所在地　熊本市水前寺 6 丁目 2 番 45 号

敷地面積　9,174.28 ㎡

	（本　館）	（別　館）	（下水道部庁舎）
建物面積	延 3,480 ㎡	延 3,359.29 ㎡	延 657.38 ㎡
着工	昭和 37 年 12 月 28 日	昭和 56 年 4 月 28 日	平成 20 年 12 月 10 日
竣工	昭和 38 年 12 月 10 日	昭和 57 年 5 月 12 日	平成 21 年 3 月 13 日
構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 3 階、 塔屋 1 階	鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 3 階	鉄骨造 地上 2 階
総工費	190,621 千円	626,667 千円	建上 35,100 千円 リース 30,000 千円（5 年間）

２ 上水道事業及び簡易水道事業

（1）上水道事業及び簡易水道事業の沿革

熊本市の上水道事業は、大正１３年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりです。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを行い、第１次から第５次までの拡張事業を推進してきました。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も平成９年度から第２次配水管整備事業として、立田山周辺の老朽化した水道管を順次取替えるとともに、平成１３年度からは第３次施設整備事業として、水道管以外の老朽化した上水道施設も計画的に更新しています。また、地震や台風などの災害にも強い水道を構築するために、主要な水源地や配水場の耐震化を行うともに、緊急遮断弁を設置し緊急貯水量を確保するなど防災対策強化にも取り組んでいます。

近年では、人口増加の鈍化や市民の節水意識の高揚などにより、水需要の伸びは見込めず、経営環境は厳しさを増しています。このような中で、平成１０年度から１７年度まで経営改善計画を立案し、財政の健全化、事業の効率化、組織の活性化などに取り組んできましたが、平成１８年度には、健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として、「熊本市水道事業経営基本計画」を策定しました。

平成２１年度からは、第５次拡張事業・第２次配水管整備事業・第３次施設整備事業などの諸事業を引き継ぐとともに、「熊本市水道事業経営基本計画」を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画（上水道施設の機能強化についての実施計画）として、「熊本市水道事業施設整備実施計画」に着手しています。この計画に基づき、「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図るための取り組みを進めてまいります。

また、平成２０年度の富合町との合併に伴い富合町の２つの町営簡易水道を引き継ぎました。これらの簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに熊本市南部方面の整備を行うために、平成２２年度から、第６次拡張事業に着手しました。

さらに、平成２１年度には、城南町・植木町との合併に伴い両町の上水道事業及び簡易水道事業を引き継ぎました。

（2）上水道事業及び簡易水道事業の概要

ア 熊本市水道事業経営基本計画（経営企画課）

① 目的

健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として平成 18 年 10 月策定した（平成１８年１０月１日施行）。

② 計画期間

平成１８年度から平成２７年度までの１０年間

③ 経営理念

・安全で良質な水道水を安定的に供給します。
・効率的かつ持続的な事業経営を行います。
・お客さまの視点に立った事業経営を行います。

④ 施策体系

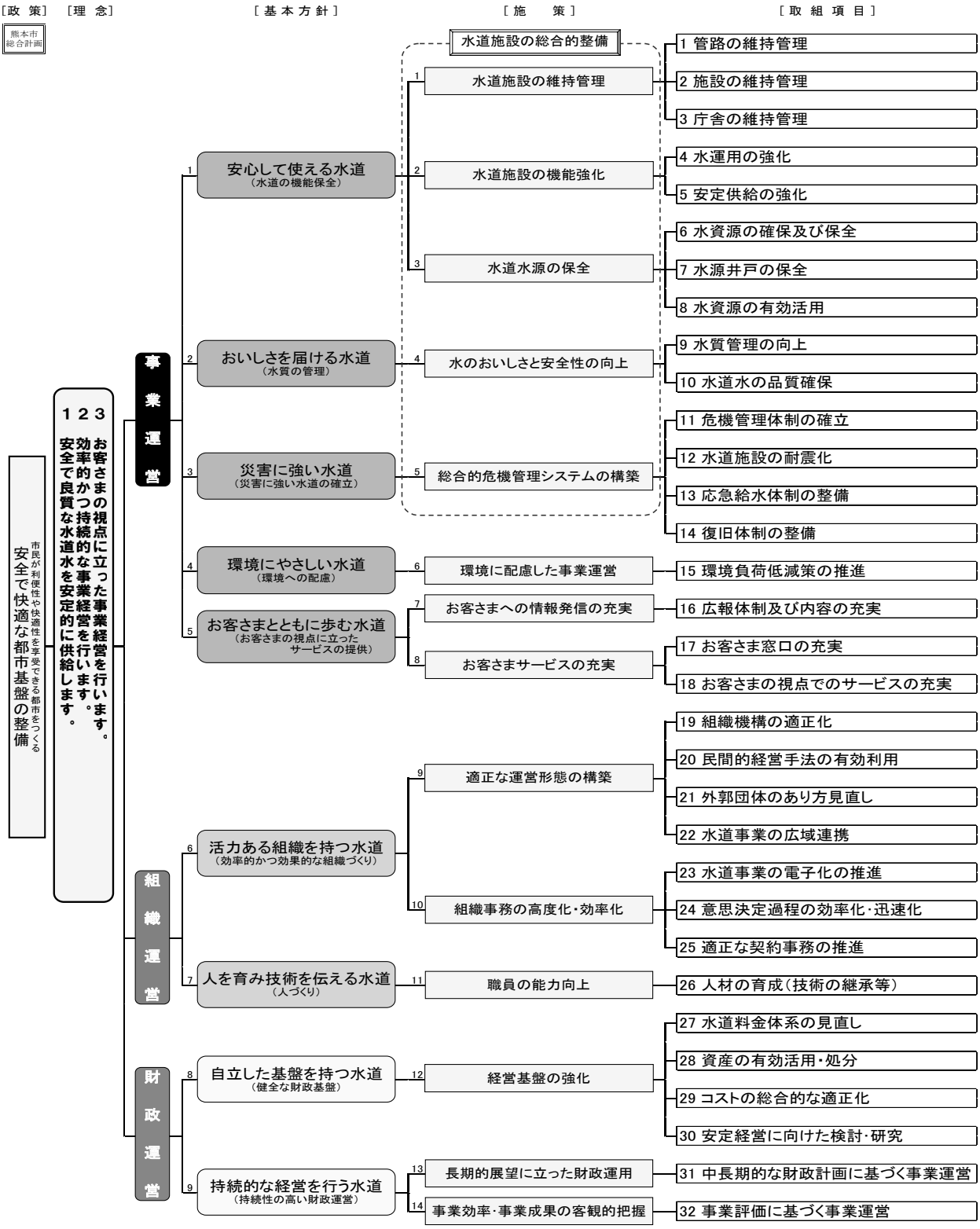
[政策]
[理念]
[基本方針]
[施策]
[取組項目]
熊本市総合計画
市民が利便性や快適性を享受できる都市をつくる
安全で快適な都市基盤の整備
1 2 3
お客さまの視点に立った事業経営を行います。
効率的かつ持続的な事業経営を行います。
安全で良質な水道水を安定的に供給します。
事業運営
組織運営
財政運営
1 安心して使える水道（水道の機能保全）
2 おいしさを届ける水道（水質の管理）
3 災害に強い水道（災害に強い水道の確立）
4 環境にやさしい水道（環境への配慮）
5 お客さまとともに歩む水道（お客さまの視点に立ったサービスの提供）
6 活力ある組織を持つ水道（効率的かつ効果的な組織づくり）
7 人を育み技術を伝える水道（人づくり）
8 自立した基盤を持つ水道（健全な財政基盤）
9 持続的な経営を行う水道（持続性の高い財政運営）
水道施設の総合的整備
1 水道施設の維持管理
2 水道施設の機能強化
3 水道水源の保全
4 水のおいしさと安全性の向上
5 総合的危機管理システムの構築
6 環境に配慮した事業運営
7 お客さまへの情報発信の充実
8 お客さまサービスの充実
9 適正な運営形態の構築
10 組織事務の高度化・効率化
11 職員の能力向上
12 経営基盤の強化
13 長期的展望に立った財政運営
14 事業効率・事業成果の客観的把握
1 管路の維持管理
2 施設の維持管理
3 庁舎の維持管理
4 水運用の強化
5 安定供給の強化
6 水資源の確保及び保全
7 水源井戸の保全
8 水資源の有効活用
9 水質管理の向上
10 水道水の品質確保
11 危機管理体制の確立
12 水道施設の耐震化
13 応急給水体制の整備
14 復旧体制の整備
15 環境負荷低減策の推進
16 広報体制及び内容の充実
17 お客さま窓口の充実
18 お客さまの視点でのサービスの充実
19 組織機構の適正化
20 民間的経営手法の有効利用
21 外郭団体のあり方見直し
22 水道事業の広域連携
23 水道事業の電子化の推進
24 意思決定過程の効率化・迅速化
25 適正な契約事務の推進
26 人材の育成（技術の継承等）
27 水道料金体系の見直し
28 資産の有効活用・処分
29 コストの総合的な適正化
30 安定経営に向けた検討・研究
31 中長期的な財政計画に基づく事業運営
32 事業評価に基づく事業運営

イ 水道施設整備実施計画及び第6次拡張事業（計画調整課）

これまでの拡張事業の概要

事業名	事業期間	基本計画		
		給水人口（人）	1日最大給水量（㎥）	1人1日最大給水量（ﾘｯﾄﾙ）
第1次拡張事業	昭和21年11月～昭和31年11月	200,000	60,000	300
第2次拡張事業	昭和33年 1月～昭和40年 3月	350,000	103,000	294
第3次拡張事業	昭和41年 4月～昭和56年 3月	461,000	283,000	614
第4次拡張事業	昭和55年 4月～平成 8年 3月	599,000	298,000	497
第5次拡張事業	平成 7年 4月～平成29年 3月	681,000	270,000	396

水道施設整備実施計画

① 事業の目的

平成１８年に策定した水道事業経営基本計画を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画（水道施設の機能強化についての実施計画）。「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図る。

② 事業概要

・ 事業期間：平成２１度～平成３０年度

・ 総事業費：約２９０億円（３９６億円のうち一部を第６次拡張事業へ移行した）

1）水道の機能保全（安心して使える水道）／ 管路の更新、水融通間の整備など

2）水質の管理（おいしさを届ける水道）／ 水道自動監視装置設置など

3）災害に強い水道の確立（災害に強い水道）／ 基幹管路の更新、配水池の増設など

4）環境への配慮（環境にやさしい水道）／ 太陽光・小水力発電や高効率機器の導入

・整備の効果（平成30年度目標）

	平成20年度（基準年）	平成30年度（目標）
有効率	93.7%	97.0%
耐震性能を有する基幹管路の割合	66.4%	80.0%
応急給水量	59,550 ㎥	66,000 ㎥
消費エネルギー削減	対平成20年度比で5%削減	

第6次拡張事業

①事業の目的

富合町の２つの簡易水道事業を熊本市上水道に取り込むとともに、熊本市南部方面の安定供給の強化を図る。

② 事業概要

・ 事業期間：平成２２年度～平成３５年度 ・総事業費：約２３０億円

・ 計画給水人口671,000人 ・１日最大給水量274,000m3/日 ・１人１日最大給水量410ﾘｯﾄﾙ

1）安心して使える水道づくり（簡易水道の上水道事業への統合、小規模施設の統廃合など）

2）おいしさを届ける水道づくり（水質監視装置の増強など）

3）災害に強い水道づくり（富合町への補給管整備、基幹管路の整備、配水池の整備など）

4）環境にやさしい水道づくり（太陽光・小水力発電や高効率機器の導入）

ウ 漏水防止（管路維持課）

第10次漏水防止実施計画

① 事業の目的

漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

・計画期間　平成２１年度～平成３０年度

・目標有効率　９７．０％

・主な取組内容

1）複合的な調査機器を採用した漏水調査

2）一部の減圧系等、中ブロックと位置付けた地区の流量観測

3）流量計ボックスの設置工事の推進

4）漏水多発地区の集中した漏水調査

※平成 22 年度の実績：調査距離 2,041km

	漏水件数	推定防止量
配水管	9 件	127m3/日
給水管（公道）	159 件	1,014m3/日
給水管（ﾒｰﾀ上流）	419 件	1,118m3/日
弁栓漏水	55 件	23m3/日
合　　計	639 件	2,282m3/日

エ 水道水のおいしさと安全性の向上（経営企画課、給排水設備課、水源課）

① 取り組みの目的

熊本市第６次総合計画及び経営基本計画に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのＰＲ、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

② 取り組みの概要

※目標：水道水をおいしいと感じる市民の割合 80.7%（平成 20 年度）→ 85.0%（平成 30 年度）

・水道水の品質管理の徹底

水源地から蛇口にいたるまで、各種の検査機器で慎重かつ厳重な水質チェックと調査研究を行うことにより、安全で良質な水道水を供給する。

・安全性やおいしさのＰＲ

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館・水のペットボトル（熊本水物語）等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをＰＲする。

・直結給水方式の利用推進、給水装置及び貯水槽水道の適正管理に関する啓発

上下水道局だより等の媒体を利用して直結給水の普及啓発を行う。また、給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、適正管理の把握に努める。

オ 熊本市第6次総合計画に基づく成果指標

指標名	基準年（H20）	H22 年度	目標年（H30）
水の有効率（%）	93.7	94.1	97.0
耐震性能を有する基幹管路の割合（%）	66.4	67.4	80.0
水道水をおいしいと感じる市民の割合（%）	80.7	79.3	85.0

*耐震性能を有する基幹管路の割合は、富合町・城南町・植木町を除いた値で算出。

（3） 主な事業統計

ア 給水普及状況（経営企画課）

区分 年度	行政区域内		給水区域内	現在給水			普及率（%）
	人口（人）	世帯数	人口（人）(A)	人口（人）(B)	世帯数	件数（件）	(B/A)
18	667,899	282,292	667,899	654,819	277,469	295,775	98.0
19	668,021	284,236	668,021	655,150	279,494	298,482	98.1
20	677,375	276,486	677,375	664,244	276,486	303,371	98.1
21	728,332	301,816	714,645	680,128	284,258	310,095	95.2
22	732,832	303,080	719,036	685,152	285,479	312,288	95.3

イ 配水量（経営企画課）

区分 年度	総配水量（㎥）	1日最大 配水量（㎥）	1日最小 配水量（㎥）	1日平均 配水量（㎥）	1人1日 最大配水量（ℓ）	1人1日 平均配水量（ℓ）
18	82,294,294	254,915	176,328	225,464	389	344
19	81,114,926	244,905	175,202	221,625	374	338
20	79,665,837	244,493	171,951	218,263	372	329
21	79,118,385	237,588	174,275	216,763	358	326
22	80,445,658	242,293	178,948	220,399	354	322

ウ 有収水量と有収率（経営企画課）

区分 年度	総配水量（㎥） (A)	総有収水量（㎥） (B)	1日平均 有収水量（㎥）	有収率（%） (B/A)	無収水量（㎥） (C)	無収率（%） (C/A)
18	82,294,294	74,080,771	202,961	90.0	8,213,523	10.0
19	81,114,926	73,554,853	200,970	90.7	7,560,073	9.3
20	79,665,837	72,208,391	197,831	90.6	7,457,446	9.4
21	79,118,385	72,090,905	197,509	91.1	7,027,480	8.9
22	80,445,658	73,298,064	200,817	91.1	7,147,594	8.9

エ 有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量（㎥） (A)	総有収水量 （㎥） (B)	無収有効 水量（㎥） (C)	総有効水量 （㎥） (D=B+C)	1日平均有 効水量（㎥）	有効率 （%） (D/A)	無効水量 （㎥） (E)	無効率（%） (E/A)
18	82,294,294	74,080,771	2,433,512	76,514,283	209,628	93.0	5,780,011	7.0
19	81,114,926	73,554,853	2,415,205	75,970,058	207,568	93.7	5,144,868	6.3
20	79,665,837	72,208,391	2,439,494	74,647,885	204,515	93.7	5,017,952	6.3
21	79,118,385	72,090,905	2,346,282	74,437,187	203,937	94.1	4,681,199	5.9
22	80,445,658	73,298,064	2,393,577	75,691,641	207,374	94.1	4,754,017	5.9

オ 水道管延長（給排水設備課）

区分 / 年度	導水管延長（m）	送水管延長（m）	配水管延長（m）	導・送・配水管延長（合計：m）
18	35,398	55,247	2,655,670	2,746,315
19	35,536	53,897	2,675,788	2,765,221
20	36,810	53,770	2,766,457	2,857,037
21	41,987	56,295	3,006,409	3,104,691
22	44,184	58,009	3,066,270	3,168,463

カ 口径別有収水量（経営企画課）

（単位：千m^3）

年度	一般用								浴場営業用	その他	合計
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm			
18	40,730	13,598	5,182	4,939	4,154	3,220	1,634	469	38	117	74,081
19	40,410	13,708	5,066	4,826	4,105	3,226	1,613	436	35	129	73,555
20	39,666	13,621	4,884	4,715	4,118	3,201	1,452	437	21	93	72,208
21	39,843	13,720	4,768	4,658	4,072	3,157	1,383	385	19	85	72,091
22	39,888	14,790	4,780	4,764	4,076	3,093	1,395	387	18	88	73,298

キ 用途別有収水量（経営企画課）

（単位：千m^3）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
18	57,834	1,456	2,480	2,647	1,500	7,513	629	20	74,081
19	57,762	1,492	2,374	2,583	1,465	7,267	584	27	73,555
20	57,116	1,396	2,326	2,500	1,426	6,858	558	29	72,208
21	57,489	1,383	2,199	2,426	1,379	6,647	537	30	72,091
22	58,728	1,378	2,177	2,420	1,378	6,635	542	39	73,298

ク 漏水防止対策（管路維持課）

区分 / 年度	調査管路延長（km）	修理件数（件）	推定防止量（m^3/日）
18	1,660	672	2,247
19	1,963	761	2,997
20	1,852	706	4,983
21	2,020	727	2,445
22	2,041	639	2,282

（4） 料金及び加入金（料金課・給排水設備課）

ア 水道料金

平成21年 3月26日公布
平成21年 9月 1日施行

区分 / 口径・用途		基本料金（1ヶ月につき）	従量料金（1㎥につき） 第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一般用	13mm	945 円	1㎥以上 10㎥以下 15.75 円	11㎥以上 20㎥以下 141.75 円	21㎥以上 30㎥以下 168 円	31㎥以上 40㎥以下 194.25 円	41㎥以上 231 円
	20mm	1,302 円					
	25mm	1,774.5 円					
	40mm	4,042.5 円	1㎥以上 50㎥以下 231 円	51㎥以上 100㎥以下 252 円	101㎥以上 500㎥以下 273 円	501㎥以上 304.5 円	
	50mm	8,767.5 円					
	75mm	15,592.5 円					
	100mm	26,880 円					
	150mm	57,750 円					
浴場営業用		150㎥以下 5,460 円	151㎥以上 1㎥につき 57.75 円				
一時用		1㎥につき 551.25 円					
私設消火栓		口径 50mm未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 315 円					
		口径 50mm以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 630 円					

料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1円未満の端数は切り捨てる。
（注）富合町には、上記とは別の料金表が適用されます。

イ 共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう（事務所、店舗、寄宿舎、寮等の併用住宅を除く）。

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径２０ｍｍ」の料金を適用する。

ウ 加入金

平成21年 3月26日公布
平成21年 9月 1日施行

メーター口径（mm）	13	20	25	40	50	75	100	150
基準額（千円・税込）	63	126	189	630	1,260	3,150	6,300	12,600

エ 料金収納状況

（平 23.3.31 現在）

区分 / 年度	調定額(A)		収納額(B)		収納率(B/A)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
18	3,095,430	13,127,002,904	3,089,058	13,110,500,728	99.79	99.87
19	3,122,293	12,992,131,599	3,115,736	12,975,624,928	99.79	99.87
20	3,157,614	12,696,901,231	3,150,199	12,675,127,724	99.77	99.83
21	3,192,695	12,566,351,421	3,184,049	12,542,164,189	99.73	99.81
22	3,280,131	12,701,157,565	2,799,933	10,947,952,107	85.36	86.20

(注)東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成22年度の収納額は平成23年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

(5) 経営状況(経営企画課)

ア 収益的収支の推移

(単位:千円/消費税相当分を除く)

年度 / 事項	18	19	20	21	22
水道事業収益	13,215,389	13,131,232	12,918,089	12,865,790	12,852,188
料金収入	12,507,041	12,380,931	12,094,076	12,802,531	12,097,240
その他収入	708,348	750,301	824,013	63,259	754,948
水道事業費用	10,947,784	10,865,129	10,337,148	10,442,811	10,599,586
営業費用	9,175,192	9,279,009	9,294,059	9,626,137	9,713,351
営業外費用	1,729,061	1,563,439	1,008,690	782,651	835,485
特別損失	43,531	22,681	34,399	34,023	50,750
単年度損益	2,267,605	2,266,103	2,580,941	2,422,979	2,252,602

イ 資本的収支の推移

(単位:千円/消費税相当分を除く)

年度 / 事項	18	19	20	21	22
資本的収入	2,041,467	3,167,721	5,573,479	1,869,164	2,721,525
企業債	1,324,800	2,539,400	4,963,800	1,159,700	1,907,800
その他収入	716,667	628,321	609,679	709,464	813,725
資本的支出	6,943,320	13,333,299	10,036,007	6,200,836	6,720,753
建設改良費	3,142,124	4,287,604	3,700,674	3,788,047	4,399,729
企業債償還金	3,801,196	9,045,695	6,335,332	2,412,789	2,321,025
資本的収支不足額	4,901,853	10,165,578	4,462,528	4,331,672	3,999,228

*資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てんします。

ウ 供給単価及び給水原価の推移

(単位:円/消費税相当分を除く)

年度 / 事項	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
供給単価	171.25	170.97	170.46	170.03	169.57	168.83	168.32	167.49	165.71	165.04
給水原価	157.34	149.44	148.90	149.43	148.31	145.46	145.85	139.91	141.61	141.13
損益	13.91	21.53	21.56	20.60	21.26	23.37	22.47	27.58	24.10	23.91

（6） 施設等

ア 水道施設概略図

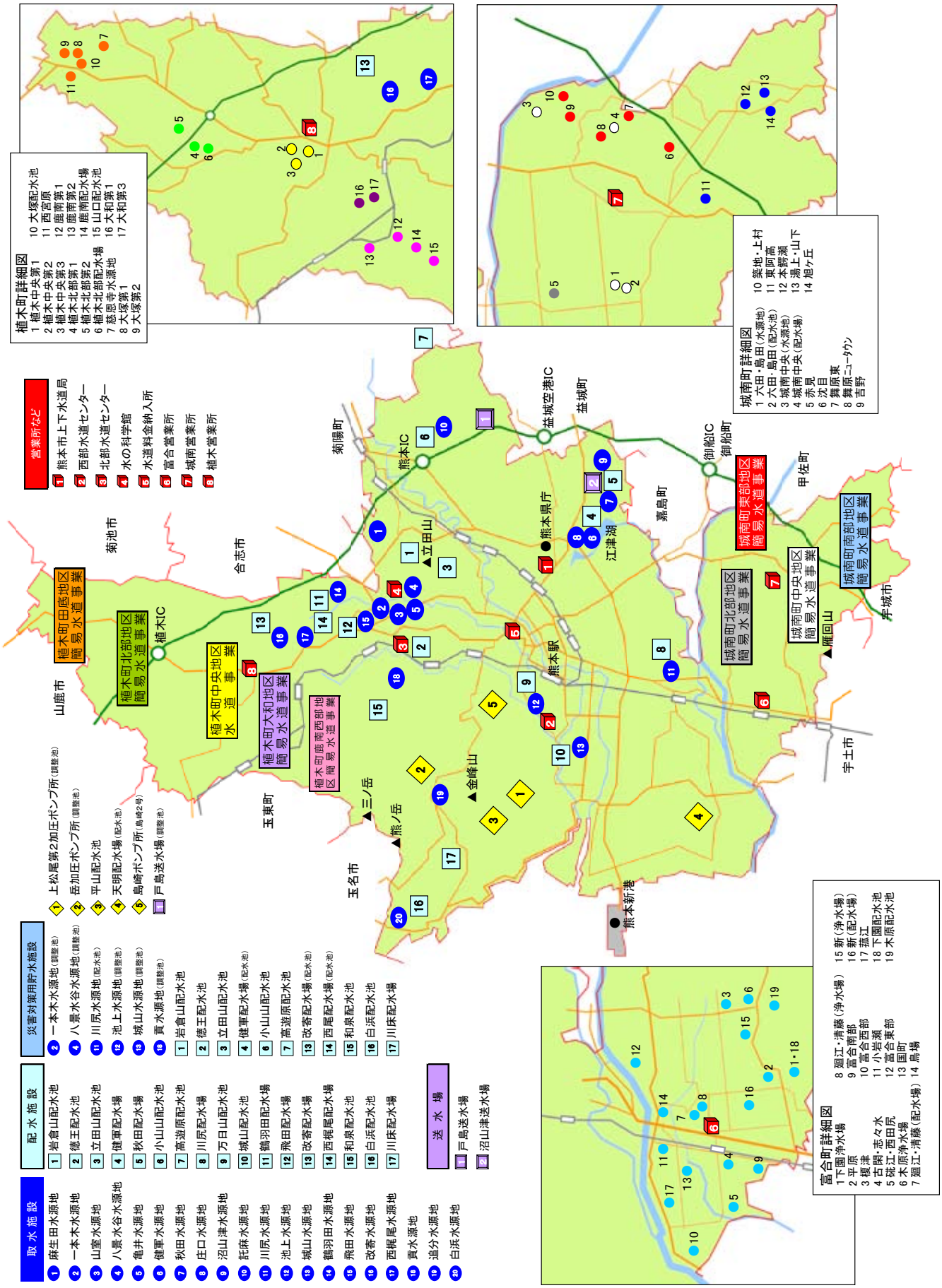

イ 管理センター（水源課）

所　在　地　　水前寺６丁目２番４５号（局舎別館３階）

竣　　工　　昭和５８年７月、平成１３年１０月更新

目　　的　　健軍水源地をはじめとする市内全域の送配水設備の情報処理及び遠隔監視制御をコンピュータによる一元管理によって、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要　① 情報処理設備

データベースサーバ（デュアル）２台

データベースバックアップ装置　１式

システムメンテナンスワークステーション　１台

ＣＲＴ装置	３台	モバイルサーバ	１台
モバイル端末	３台	気象情報受信端末	１台
業務・災害支援端末	４台	ロギング装置	１台
帳票プリンタ	２台	メッセージプリンタ	２台
カラーハードコピー	１台	ギガビットイーサＬＡＮ設備	１式
３面マルチプロジェクター	１式	ＡＶ操作端末	１台
ＬＥＤデジタル表示盤	１台		

② 遠隔監視制御設備

水源地等遠隔監視制御装置（親局・子局）	１５カ所
加圧ポンプ所系　〃	２カ所
路上局系　〃	４４カ所
北部・河内系　〃	９カ所
自動通報装置系	３カ所
（北部・西部水道センター情報通信端末）	
③　気象観測設備	１式
④　無停電電源設備	１式
⑤　非常用発電設備	１式
⑥　業務用無線設備	１式

ウ 水質管理室（水源課）

所　　在　　地　　水前寺６丁目２番４５号（局舎別館１階）

竣　　工　　昭和５７年５月

主な水質分析機器

ガスクロマトグラフ質量分析装置	３台
高速液体クロマトグラフ質量分析装置	１台
イオンクロマトグラフ	３台
高速液体クロマトグラフ	１台
誘導結合プラズマ発光分光分析装置	１台
誘導結合プラズマ質量分析装置	１台
水銀分析装置	１台
全有機炭素計	１台

年度別水質検査検体数

区分＼年度	18	19	20	21	22
原水	240	242	255	255	358
浄水	228	226	340	256	108
給水栓水	408	408	442	444	647
依頼水	302	164	299	851	709
苦情水	23	20	85	88	151
洗管水	278	313	334	354	408
工業用水	－	－	－	－	12
合計	1,479	1,373	1,755	2,248	2,393

エ 水の科学館（経営企画課）

目　的

本市の上水道は、阿蘇西麓に涵養された豊富で清冽な地下水を水源として、大正13年に八景水谷水源地からの通水を開始して以来、今日まで絶えることなく供給し続けてきたが、豊富な地下水にも限りがある。

近年、地下水の質・量への市民の関心が高まるなか、更に上水道や地下水に対する市民の理解を深め、水の有効活用や節水への再認識を図りながら、21世紀を担う児童生徒の学習の場としても活用し、地下水の保全あるいは自然環境保護に対する意識の高揚を図る。

施設概要

所　在　地　熊本市八景水谷1丁目 11 番 1 号（八景水谷公園内）
建物面積　約 2,415 ㎡
延床面積　約 1,245 ㎡
構　　造　鉄筋コンクリート造・平屋
着　　工　平成 2 年 1 月
竣　　工　平成 2 年 9 月
総 工 費　約 560,000 千円
施設内用　研修ホール、常設展示室、水の実験室わくわく、図書・AV コーナーなど
展 示 物　給水のしくみ、水需要の状況、水の遊具など

利用状況　（単位：人）

区分＼年度	大人	小人	合計
18	31,693	32,261	63,954
19	37,949	40,931	78,880
20	47,015	46,386	93,401
21	46,131	49,315	95,446
22	48,600	48,592	97,192

※平成 21 年 6 月 20 日に、累積来館者 150 万人を突破した。

オ 水道センター（総務課）

	（西部水道センター）	（北部水道センター）
所在地	熊本市池上町 901 番地 1	熊本市下硯川町 1646 番地 1
建物面積	635.49 ㎡	1,095.60 ㎡
延床面積	823.43 ㎡	1,050.60 ㎡
着工	平成 6 年 3 月 7 日	平成 7 年 9 月 1 日
竣工	平成 6 年 9 月 20 日	平成 8 年 3 月 15 日
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2 階建	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋
総工費	269,642 千円	297,567 千円

カ 水道サービス公社（総務課）

（平成 23.7.1 現在）

名称	財団法人　熊本市水道サービス公社
所在地	熊本市池上町９０１番地１
設立年月日	平成４年３月３０日
事業開始年月日	平成４年４月１日
目的	公社は、熊本市における水の有効利用の促進と安定給水の確保のため、必要な事業を行うことにより水道事業の振興を図り、もって市民の福祉向上に寄与することを目的とする。
事業	・給水装置診断事業 ・水道に関する知識の普及啓発事業 ・水道事業等に関する業務の受託事業 ・その他公社の目的を達成するために必要な事業
基本財産	30,000 千円
予算 （平成 23 年度）	収入　249,601 千円 支出　252,155 千円

３ 下水道事業

（1） 下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和２３年（１９４８年）に戦災復興事業の一環として着手して以来６３年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいます。当初は浸水排除を主眼とした整備でしたが、昭和４２年に公害対策基本法が制定され、また昭和４５年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和５１年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、お客さまの生活環境（特に水環境）を守ることに力を注いできました。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター（旧蓮台寺下水処理場）、東部浄化センター（旧秋津下水処理場）、南部浄化センター（旧川尻下水処理場）、西部浄化センター（旧小島下水処理場）、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理しています。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されています。

なお、平成２２年３月の旧城南町・旧植木町との合併に伴い両町の下水道事業も本市が引き継ぎ統合しています。

（2） 下水道事業の概要（計画調整課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めています。

本市における公共下水道は、平成２２年３月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積３８，９５３ｈａのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域１３，６７８ｈａを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の９処理区に分割し、当面の目標となる認可区域１２，６２０ｈａについて整備を進めています。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、平成２２年度末における下水道普及率は８５．１％です。

今後、老朽化する下水道施設の改造改築、合流式下水道の改善を図るとともに、全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推し進めるなど、下水道の質的向上を目指し水循環の一翼を担うとともに、２１世紀の住み良い環境づくりを推進してまいります。

公共下水道の全体計画区域

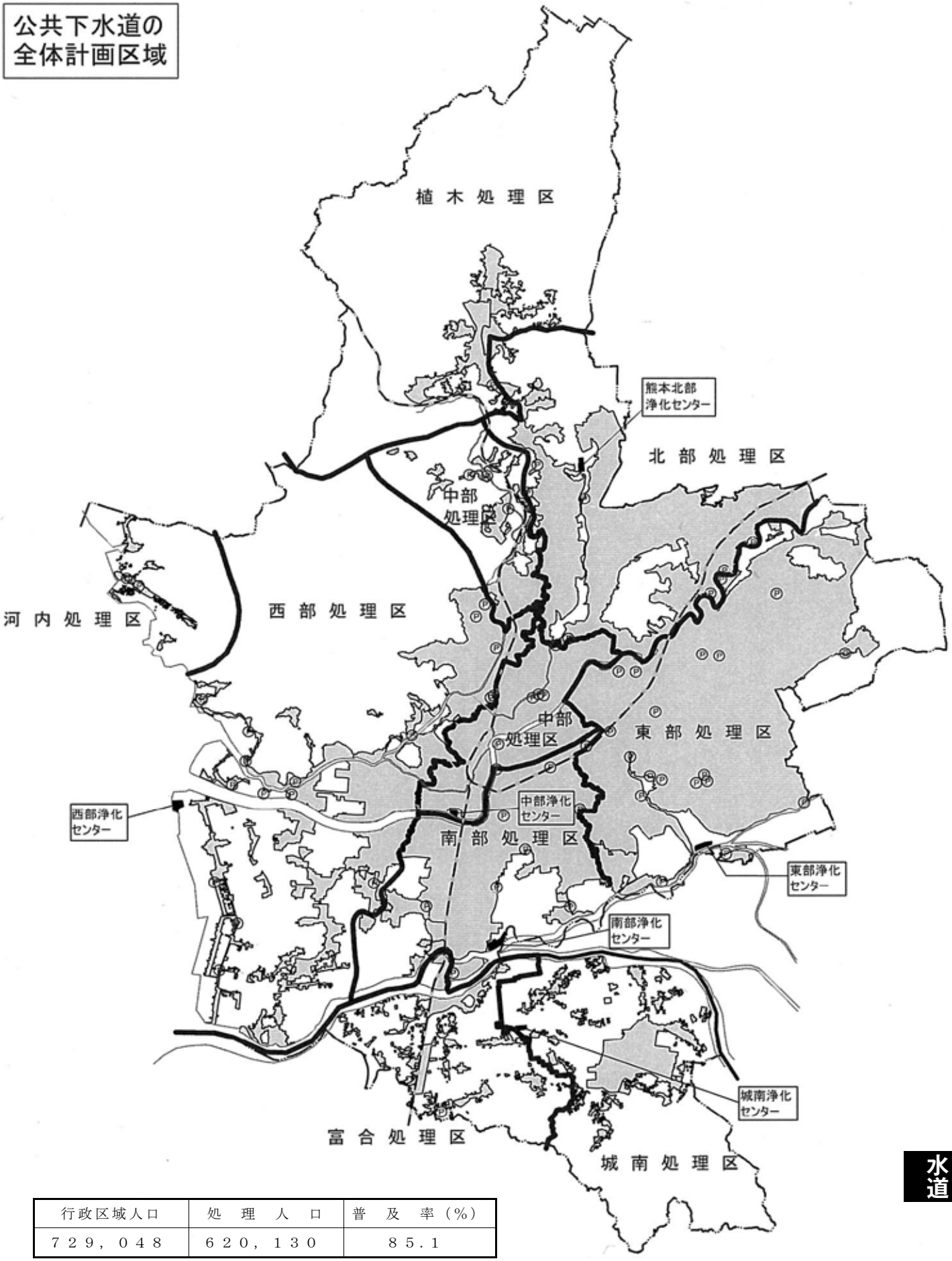

行政区域人口	処理人口	普及率（%）
７２９，０４８	６２０，１３０	８５．１

水道

ア 熊本市下水道事業中長期経営計画（経営企画課）

① 目的

市民の皆様が、安全に快適に、そして安心して生活できるように、今後の下水道経営のあり方や事業の方向性を総合的に検討し、将来にわたって下水道サービスを安定的に運営していくために熊本市下水道事業「中・長期経営計画」を策定した。

② 計画期間

平成１８年度から平成２５年度までの８年間

③ 経営目標

・安全で快適な生活環境の確保
・環境保全に配慮した取り組み
・広報広聴の充実
・下水道事業経営の健全化

④ 施策体系

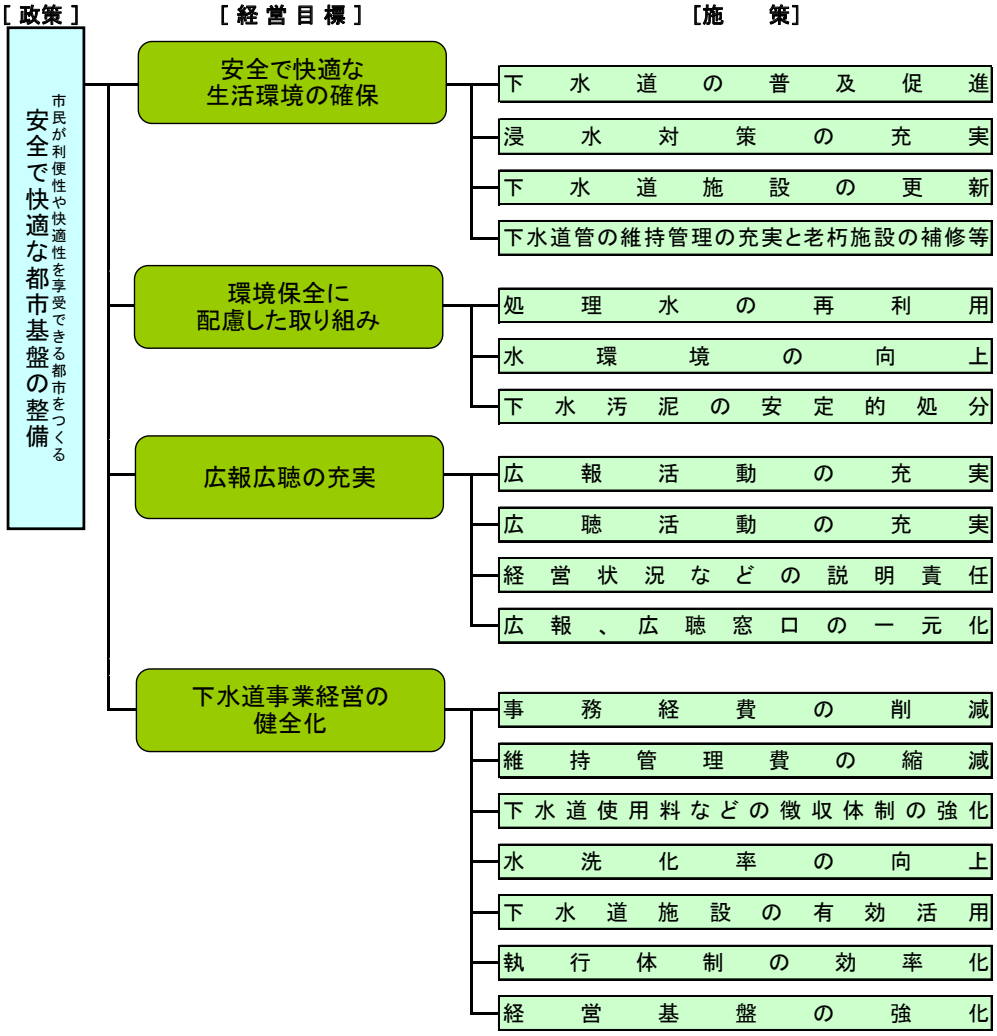

イ 下水道事業計画（計画調整課・下水道建設課）

事業認可年月日　昭和２３年１２月１５日
着工年月日　昭和２３年　４月　１日
完工年月日　平成４１年　３月３１日
排除方式　合流式、分流式

（平23.3.31現在）

区分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A：%）
総事業	処理面積(ha)	13,678	10,787	78.9
	処理人口（人）	678,000	620,130	91.1
	汚水ポンプ場（箇所）	32	31	96.9
	雨水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	6	5	83.3
	事業費（千円）	483,283,084	407,290,184	84.3
	国庫補助（千円）	163,004,483	133,861,565	82.1
	県補助（千円）	－	－	－
	市費その他（千円）	47,725,430	37,000,992	77.5
	市債（千円）	272,553,172	236,427,627	86.7
中部処理区	処理面積(ha)	1,535	1,426	92.8
	処理人口（人）	92,500	85,538	92.5
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東部処理区	処理面積(ha)	4,348	3,858	91.5
	処理人口（人）	256,800	267,371	104.1
	汚水ポンプ場（箇所）	13	13	92.9
	雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南部処理区	処理面積(ha)	1,894.23	1,499	79.1
	処理人口（人）	88,200	91,793	104.1
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西部処理区	処理面積(ha)	2,108	1,194	56.7
	処理人口（人）	79,100	51,535	65.2
	汚水ポンプ場（箇所）	4	3	75.0
	雨水ポンプ場（箇所）	3	3	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
北部処理区（北部流域関連）	処理面積(ha)	2,346	2,288	97.5
	処理人口（人）	117,200	113,137	96.5
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	－	－	－

区　分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/
河　内　処　理　区	処理面積(ha)	81	0	0.0
	処理人口（人）	4,900	0	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
富　合　処　理　区	処理面積(ha)	392.8	149	37.9
(宇土市終末処理場へ)	処理人口（人）	8,300	2,976	35.9
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
杉　島　処　理　区	処理面積(ha)	32.2	0	0.0
（南部処理区へ）	処理人口（人）	700	0	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植　木　処　理　区	処理面積(ha)	423	35	8.3
（北部流域関連）	処理人口（人）	14,600	989	6.8
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城南処理区	処理面積(ha)	550	338	61.5
	処理人口（人）	16,400	6,791	41.4
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

ウ 下水道の維持管理（下水道維持課）

下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや、管が傷む原因となるため、上下水道局では、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っています。

また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備しています。

さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理しています。

この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、更新や補修を計画的に行っており、浄化センター・ポンプ場施設機器の更新率を平成３０年度までに１００％とすることを目標としています。

清掃実績（H22）

管きょ清掃延長	59,061m
管きょ浚渫土量	625m^3

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質（H22）

	BOD	SS
流入水	198	180
放流水	3.1	2.9

エ 下水道資源の有効活用（計画調整課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めています。

下水汚泥については、現在セメント化・コンポスト化することで有効利用していますが、今後、汚泥燃料化施設の建設を計画しており、平成２５年度までには、汚泥の有効利用率を１００％とすることを目指しています。また、処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の導入も進めています。

オ 熊本市第6次総合計画に基づく成果指標（計画調整課）

指標名	基準年（H20）	H22年度	目標年（H30）
汚水処理率（％）	87.6	92.1	99.1
浄水ｾﾝﾀｰ、ﾎﾟﾝﾌﾟ場の施設機器の更新率（％）	9	26	100
汚泥の有効利用率（％）	17	31	100

（3） 主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区分 年度	行政区域内 人口（人） （A）	処理区域内 人口（人） （B）	人口 普及率（%） （B/A）	水洗便所 設置済人口（人） （C）	水洗化率（%） （C/B）
18	659,329	556,516	84.4	533,698	95.9
19	663,252	568,235	85.7	540,846	95.2
20	672,609	578,074	85.9	554,431	95.9
21	727,955	602,566	82.8	576,987	95.8
22	729,048	620,130	85.1	597,493	96.4

イ 整備状況（計画調整課）

区分 年度	年度毎			累計		
	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）
18	195	195	32,350	9,314	9,313	2,109,092
19	152	152	48,026	9,466	9,465	2,157,118
20	169	169	43,427	10,107	10,106	2,234,471
21	121	121	33,563	10,228	10,227	2,268,034
*城南・植木	376	371	83,437	10,604	10,598	2,351,471
22	189	189	44,817	10,793	10,787	2,396,288

*城南町・植木町からの引継ぎ分

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量（料金課、下水道維持課）

区分 年度	有収水量（m^3） （A）	汚水処理水量（m^3） （B）	北部流域下水道及び宇土市終末処理場への流入量（m^3） （C）	有収率（%） （A/(B+C)）
18	70,879,666	79,564,957	11,506,785	77.83
19	70,405,414	75,173,214	11,313,431	81.41
20	70,405,214	73,780,273	11,440,845	82.61
21	69,795,588	69,887,808	11,143,443	86.13
22	71,744,637	72,719,229	11,230,258	85.46

（4）料金・受益者負担金（料金課・給排水設備課）

ア 下水道使用料

平成21年 3月26日公布
平成21年 9月 1日施行

汚水の種類	使用料		
水道水を使用した場合の一般家庭用汚水及び事業用汚水	基本使用料		850円
	従量使用料（1㎥につき）	1㎥を超え10㎥まで	14円
		11㎥を超え20㎥まで	125円
		21㎥を超え50㎥まで	165円
		51㎥を超え200㎥まで	200円
		201㎥を超え500㎥まで	240円
		501㎥を超え2,000㎥まで	280円
		2,001㎥を超える分	325円
公衆浴場用汚水	1㎥につき		12円
水道水以外の水の使用した場合の一般家庭用汚水（井戸水・温泉水など）	1世帯につき		1,700円

（注） 1 上記金額は消費税を含んでいます。
2 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

イ 受益者負担金

昭和44年9月1日付建設省都市局長通達に基づき条例公布時の算出式

昭和50年12月19日条例公布
昭和51年 8月 1日賦課開始

$$受益者の負担金額 = \frac{末端管きょ事業費 \times \frac{1}{3.5}}{負担区域総面積 \times 0.8} \times 賦課区域内の受益者の土地面積$$

単位負担金額：1㎡あたり 200円
徴収方法：原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合には、3年間の12回分割

ウ 下水道使用料収納状況

（平23.3.31現在）

区分／年度	調定額(A)		収納額(B)		収納率(B/A)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
18	2,654,491	11,205,075,128	2,647,719	11,184,093,385	99.74	99.81
19	2,696,520	11,173,390,195	2,689,273	11,149,993,881	99.73	99.79
20	2,751,408	11,038,071,265	2,743,138	11,004,629,935	99.70	99.70
21	2,823,151	11,038,509,937	2,812,890	11,004,994,512	99.64	99.70
22	2,908,142	11,096,398,372	2,487,867	9,588,347,827	85.55	86.41

（注）東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成22年度の収納額は平成23年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

（5）融資あっ旋・助成制度等（給排水設備課・下水道建設課）

ア 水洗便所普及状況及び貸付金

種別／年度	処理可能人口（人）	水洗便所人口（人）	水洗化率（%）
18	556,516	533,698	95.9
19	568,235	540,846	95.2
20	578,074	554,431	95.9
21	602,566	576,987	95.8
22	620,130	597,493	96.5

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

＜利用できる人の資格＞

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

・処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人

・融資を受けた改造資金の償還能力を有する人

・市税及び受益者負担金を滞納していない人

・取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事　　３３０，０００円／1箇所

し尿浄化槽切替工事　　３３０，０００円／１基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、３６箇月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による

口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給

※平成２０年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の３分の２以内を助成するもの。

＜条　　件＞

・私道に所有者が異なる家屋が２つ以上接していること

・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること

・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること

・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと

・布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行なうこと

種別／年度	申請件数（件）	助成金額（円）
昭47～平13	2,026	752,242,200
14	17	5,556,110
15	12	3,606,000
16	11	4,590,600
17	7	4,068,000
18	4	1,463,000
19	4	1,206,200
20	1	225,200
21	1	574,000
22	2	971,600

（6） 経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支の推移

（単位：千円/消費税相当分を除く）

事項＼年度	18	19	20	21	22
下水道事業収益	16,527,954	16,730,788	16,428,196	15,996,392	16,158,770
下水道使用料	10,675,785	10,643,918	10,511,888	10,502,195	10,569,505
その他収入	5,852,169	6,086,870	5,916,308	5,494,197	5,589,265
下水道事業費用	17,211,842	16,119,959	15,582,538	15,092,539	15,207,325
営業費用	11,611,262	10,730,962	10,969,182	10,895,138	11,329,479
営業外費用	5,572,077	5,340,384	4,578,725	4,070,711	3,838,934
特別損失	28,503	48,613	34,630	126,690	38,911
単年度損益	△683,888	610,829	845,658	903,854	951,445

イ 資本的収支の推移

（単位：千円/消費税相当分を除く）

事項＼年度	18	19	20	21	22
資本的収入	9,576,690	23,492,070	21,488,880	18,149,937	14,798,424
企業債	5,511,400	19,384,700	15,063,600	13,127,900	9,834,400
その他の収入	4,065,290	4,107,370	6,425,280	5,022,037	4,964,024
資本的支出	13,997,428	27,946,207	26,486,945	23,940,324	21,343,638
建設改良費	5,440,291	8,620,321	8,342,980	9,391,634	10,470,215
企業債償還金	8,557,137	19,325,886	18,143,965	14,473,950	10,873,423
その他の支出				74,740	
資本的収支不足	4,420,738	4,454,137	4,998,065	5,790,387	6,545,214

*下水道事業は、平成 18 年 4 月から地方公営企業法の一部（財務）を適用し企業会計に移行。

*資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てんします。

（7） 施設等

ア 終末処理（下水道維持課）

中部浄化センター

処理能力　計画：84,700m³/日　現有：94,200m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和 43 年 1 月
所在地　熊本市蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力　計画：157,800m³/日　現有：141,400m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和 47 年 12 月
所在地　熊本市秋津町秋田 536 番地

南部浄化センター

処理能力　計画：60,000m³/日　現有：42,000m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　昭和 62 年 4 月
所在地　熊本市元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力　計画：48,700m³/日　現有：18,300m³/日
処理方式　標準活性汚泥法
稼動年月　平成 14 年 3 月
所在地　熊本市沖新町 4944-3

城南町浄化センター

処理能力　計画：8,100m³/日　現有：3,000m³/日
処理方式　オキシデーションディッチ法
稼動年月　平成 10 年 2 月
所在地　熊本市城南町島田 438

河内浄化センター（計画中）

処理能力　計画：2,600m³/日　現有：－
処理方式　オキシデーションディッチ法
稼動年月　―
所在地　―

イ 雨水幹線（下水道維持課）

雨水幹線名	旧都市下水路名	延長（m）	集水面積（ha）	備考
坪井川雨水3号幹線	高橋	779	159	昭和33～35年度　事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度　〃
坪井川雨水5号幹線枝線	春日	1,317	63	昭和34～37年度　〃
健軍川雨水2号幹線	帯山	1,474	76	昭和39～41年度　〃
加勢川雨水5号及び5-1号幹	出水	1,370	41	昭和42～46年度　〃
井芹川雨水8号幹線枝線	段山	467	38	昭和45～48年度　〃
白川雨水8号幹線	新南部	668	43	昭和46～48年度　〃
井芹川雨水10号幹線	山ノ下	1,058	57	昭和48～56年度　〃
加勢川雨水3号幹線	湖東	983	77	昭和47～56年度　〃
加勢川雨水6号幹線	秋津	3,868	313	昭和38～41年度　昭和50～56年度　〃
白川雨水14号及び15号幹線	竜田	1,987	95	昭和55～平成5年度　〃
健軍川雨水7号幹線	月出	1,992	81	昭和55～平成4年度　〃
井芹川雨水13号幹線	上熊本	685	110	昭和57～平成元年度　〃

ウ 下水道技術センター（総務課）

（平成 23.7.7 現在）

名称　財団法人 熊本市下水道技術センター

所在地　熊本市下硯川2丁目8番1号

設立年月日　平成4年4月1日

目的　センターは、より効率的な下水道事業を推進するため、下水道に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、下水道の早期整備と普及及び適切な維持管理を行い、健康で快適な都市づくりに寄与することを目的とする。

事業
- 下水道技術の調査及び研究に関する事業
- 下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業
- 下水道技術者の養成に関する事業
- 下水道使用者への水質保全指導に関する事業
- 排水設備の整備促進業務の受託に関する事業
- 公共下水道及び関連施設の維持管理業務の受託に関する事業
- 公共下水道施設の調査及び設計業務の受託に関する事業
- その他前条の目的を達成するために必要な事業

基本財産　50,000 千円

予算　収入　93,054 千円

（平成 23 年度）　支出　93,761 千円

4 工業用水道事業

平成22年3月の合併により旧城南町から引き継いだ工業用水道事業ですが、施設機器も設置から既に10数年経過しており老朽化が進んでいます。このため、管理センターにおいて、配水池の水位から事前に機器の異常を把握できるように、テレメータ装置を設置しました。

本事業は、立地企業に低廉な価格で工業用水を供給することで企業誘致を促進することを目的としておりますが、現状として運営に係る費用を料金収入で賄うことができていない状況です。そのため、企業立地が進み、料金収入で運営経費を賄うことができるようになるまでの経過的措置として、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れることにしています。

今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図ってまいります。

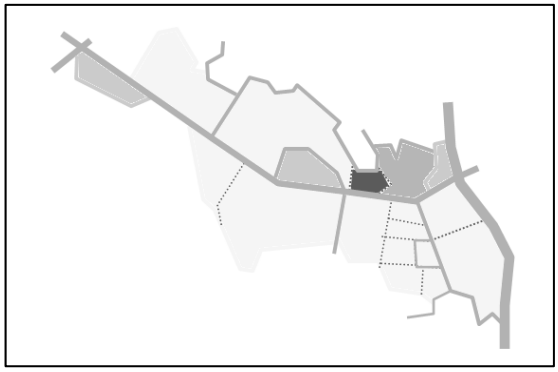

城南町工業団地概略図

配水池

ア 収益的収支の推移 （単位:千円/消費税相当分を除く）

事項＼年度	22
事業収益	10,842
事業費用	10,809
単年度損益	33

イ 資本的収支の推移 （単位:千円/消費税相当分を除く）

事項＼年度	22
資本的収入	0
資本的支出	980
資本的収支不足	980

*資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てんします。

ウ 業務指標

事項＼年度	22
給水事業所数	6
配水量(m^3)	20,422
有収水量(m^3)	21,963

水道

病　　院

1　市　民　病　院　465

2　附　属　診　療　所　468

3　植　木　病　院　469

１　市　民　病　院

熊本市立熊本市民病院は、昭和２１年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和５４年、北館を昭和５９年、研究管理棟を平成１３年に建設、現在では診療科３１科病床数５６２床（一般病床５５０床、感染症１２床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開している。特に新生児医療については、新生児医療センター５８床（ＮＩＣＵ１８床を含む）を設け、平成１６年３月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成１５年８月にWHOとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成１７年１月には県から地域がん診療拠点病院の指定を受けた。

（1）概　　要　（平２３．４．１現在）

所　在　地　　湖東1丁目1番６０号

開設年月日　　昭和２１年2月1日

敷地面積　　１４，００５．１３㎡

建物面積　　延３４，９１２．７９㎡

構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建

病　床　数　　５６２床〔一般５５０床、感染症１２床〕

主な設備　　脳波計、ＵＣＧ（心臓超音波診断装置）、ＣＣＵ、Ｃｏ^{60}回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフイー、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、体外衝撃波結石破砕装置、人工心肺装置

診療科目　　内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科、リウマチ科、血液・腫瘍内科、腎臓科、感染症科、小児循環器科、新生児科、小児心臓外科、代謝内科、臨床病理科、乳腺内分泌外科

職　員　数　　６０４人（医師８９人　看護師３８２人　医療技師７８人　事務その他５５人）※特別職を含む

（2）経営状況　（平成２１年度まで附属熊本産院を、平成２１年度から植木病院を含む）

（単位　千円）

区分＼年度	18	19	20	21	22
収　　入	12,159,653	12,199,096	12,190,214	12,873,769	14,146,833
支　　出	12,296,332	12,081,559	12,196,277	12,842,343	14,183,590
損　　益	△136,679	117,537	△6,063	31,426	△36,757
利益剰余金	△1,584,231	△1,466,694	△1,472,757	△2,435,164	△2,471,921

（3）使　用　料（平２３．４．１現在）

特　別　室Ａ（２２室）１人１日　市内患者４，０００円　　市外患者６，０００円
個　　室Ｂ（２４室）１人１日　市内患者２，０００円　　市外患者３，０００円
〃　　Ｃ（１８室）１人１日　市内患者１，０００円　　市外患者１，５００円

（4）科目別診療状況

科目	患者数＼年度	18	19	20	21	22
内　科	入　院	57,571	52,275	55,285	58,961	55,714
	一日平均入院	157.7	142.8	151.5	161.5	152.6
	外　来	67,846	67,062	66,894	69,150	62,748
	一日平均外来	276.9	273.7	275.3	285.7	258.2
	計	125,417	119,337	122,179	128,111	118,462
精神科	入　院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外　来	10,506	9,371	8,279	8,272	8,805
	一日平均外来	42.9	38.2	34.1	34.2	36.2
	計	10,506	9,371	8,279	8,272	8,805
小児科	入　院	23,394	22,925	20,901	19,028	18,925
	一日平均入院	64.1	62.6	57.3	52.1	51.9
	外　来	16,779	15,277	13,525	12,494	12,856
	一日平均外来	68.5	62.4	55.7	51.6	52.9
	計	40,173	38,202	34,426	31,522	31,781
外　科	入　院	25,463	28,439	23,672	26,931	24,707
	一日平均入院	69.8	77.7	64.9	73.8	67.7
	外　来	23,346	26,047	25,895	25,820	25,557
	一日平均外来	95.3	106.3	106.6	106.7	105.2
	計	48,809	54,486	49,567	52,751	50,264
整形外科	入　院	19,954	21,819	20,727	19,736	20,673
	一日平均入院	54.7	59.6	56.8	54.1	56.6
	外　来	17,903	21,459	20,874	20,018	19,180
	一日平均外来	73.1	87.6	85.9	82.7	78.9
	計	37,857	43,278	41,601	39,754	39,853
皮膚科	入　院	3,027	3,736	5,036	4,546	4,764
	一日平均入院	8.3	10.2	13.8	12.5	13.1
	外　来	25,536	21,051	25,686	26,323	26,937
	一日平均外来	104.2	85.9	105.7	108.8	110.9
	計	28,563	24,787	30,722	30,869	31,701
泌尿器科	入　院	4,385	3,353	4,144	4,590	6,244
	一日平均入院	12.0	9.2	11.4	12.6	17.1
	外　来	8,405	8,297	7,856	8,662	8,904
	一日平均外来	34.3	33.9	32.3	35.8	36.6
	計	12,790	11,650	12,000	13,252	15.148
眼　科	入　院	2,709	2,821	2,762	2,867	2,982
	一日平均入院	7.4	7.7	7.6	7.9	8.2
	外　来	15,799	15,588	15,242	15,801	15,943
	一日平均外来	64.5	63.6	62.7	65.3	65.6
	計	18,508	18,409	18,004	18,668	18,925
耳鼻いんこう科	入　院	6,419	6,862	6,349	4,636	4,279
	一日平均入院	17.6	18.7	17.4	12.7	11.7
	外　来	11,952	10,693	10,075	9,834	9,304
	一日平均外来	48.8	43.6	41.5	40.6	38.3
	計	18,371	17,555	16,424	14,470	13,583
産婦人科	入　院	16,488	15,375	13,659	13,088	13,642
	一日平均入院	45.2	42.0	37.4	35.9	37.4
	外　来	19,118	21,669	20,421	20,414	21,294
	一日平均外来	78.0	88.4	84.0	84.4	87.6
	計	35,606	37,044	34,080	33,502	34,936

科目	患者数＼年度	18	19	20	21	22
歯　　科	入　　院	277	191	147	119	87
	一日平均入院	0.8	0.5	0.4	0.3	0.2
	外　　来	11,623	12,198	12,248	12,973	11,719
	一日平均外来	47.4	49.8	50.4	53.6	48.2
	計	11,900	12,389	12,395	13,092	11,806
リハビリテーション科(H18.12まで)	入　　院	15	0	0	0	0
	一日平均入院	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	外　　来	4,512	0	0	0	0
	一日平均外来	24.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	4,527	0	0	0	0
放射線科	入　　院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外　　来	8,283	7,908	7,507	8,016	7,575
	一日平均外来	33.8	32.3	30.9	33.1	31.2
	計	8,283	7,908	7,507	8,016	7,575
麻　酔　科	入　　院	7	63	79	268	202
	一日平均入院	0.0	0.2	0.2	0.7	0.6
	外　　来	3,449	3,029	3,347	3,818	4,080
	一日平均外来	14.1	12.4	13.8	15.8	16.8
	計	3,456	3,092	3,426	4,086	4,282
こう門科(H18.12まで)	入　　院	5,125	0	0	0	0
	一日平均入院	18.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	外　　来	3,677	0	0	0	0
	一日平均外来	19.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	8,802	0	0	0	0
形成外科(H18.12まで)	入　　院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外　　来	0	0	0	0	0
	一日平均外来	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	0	0	0	0	0
脳神経外科	入　　院	3,807	4,737	3,546	4,137	3,972
	一日平均入院	10.4	12.9	9.7	11.3	10.9
	外　　来	3,141	3,212	3,149	3,084	3,320
	一日平均外来	12.8	13.1	13.0	12.7	13.7
	計	6,948	7,949	6,695	7,221	7,292
小児心臓外科	入　　院	1,100	1,353	1,476	1,403	1,639
	一日平均入院	3.0	3.7	4.0	3.8	4.5
	外　　来	102	115	135	103	169
	一日平均外来	0.4	0.5	0.6	0.4	0.7
	計	1,202	1,468	1,611	1,506	1,808
心臓血管外科	入　　院	1,303	2,351	2,820	2,220	1,903
	一日平均入院	3.6	6.4	7.7	6.1	5.2
	外　　来	389	425	387	385	570
	一日平均外来	1.6	1.7	1.6	1.6	2.4
	計	1,692	2,776	3,207	2,605	2,473
合　　計	入　　院	171,044	166,300	160,603	162,530	159,733
	一日平均入院	473.3	454.2	440.0	445.3	437.6
	外　　来	252,366	243,401	241,520	245,167	238,961
	一日平均外来	1,040.6	993.4	993.9	1,013.1	983.4
	計	423,410	409,701	402,123	407,697	398,694

（5）感染症患者収容状況

（単位　人）

区分＼年度	18	19	20	21	22
赤　　痢	0	0	0	0	0
腸 チ フ ス	0	0	0	0	0
日 本 脳 炎	0	0	0	0	0
コ　レ　ラ	0	0	0	0	0
パ ラ チ フ ス	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

（注）　日本脳炎については、軽症を除く

（6）新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数５８床の総合周産期母子医療センター新生児科では２４時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実　績　（単位　人）

項目＼年	18	19	20	21	22
出生体重　1,500g未満	54	51	72	69	55
出生体重　1,500～2,500g	98	103	104	97	117
出生体重　2,500g以上	122	141	136	179	413
合　計	274	295	312	345	585
術後管理	59	41	32	31	16
うち新生児専用救急車による搬送者	67	67	111	139	124

２　附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和３８年河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。昭和６３年に老朽化した施設を改築し、平成３年２月１日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成４年４月１日組織変更により現在の熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所となった。

（１）　概　要

所 在 地　　河内町野出１４１０番地

敷地面積　　７２９．５０㎡

建物面積　　３８１．４７㎡

構　　造　　木造１階建

診療科目　　内科、外科、小児科

（２）　利用状況

区分＼年度	18	19	20	21	22
外　来　数　（人）	4,412	4,255	3,692	3,376	3,196

３　植木病院

植木病院は、昭和２７年９月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和３０年の町村合併により、昭和３１年１月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成１４年１２月に現在地に移転改築、平成２２年３月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院となり、病床数１４１を有し、地域住民に急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、国民健康保険診療施設として予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担っています。

（１）　概　　要

所 在 地　　植木町岩野２８５－２９

敷地面積　　１５，０００．３１㎡

建物面積　　延１０，５６４㎡

構　　造　　鉄筋コンクリート造地上５階建

病 床 数　　１４１床[一般１０２床、療養３９床]

職 員 数　　医師１０人　看護師６０人　医療技師１５人　事務その他９人

（２）　使用料

特　別　室　Ａ（　５室）１人１日　５，２５０円
　　Ｂ（１４室）１人１日　３，１５０円
　　Ｃ（１０室）１人１日　２，６３０円

（３）　科目別診療状況

科目＼患者数＼年度		21	22
内　　科	入　　院	297	14,203
	一日平均入院	33	38.9
	外　　来	269	13,793
	一日平均外来	38.4	56.8
	計	566	27,996
循環器内科	入　　院	59	4,066
	一日平均入院	6.6	11.1
	外　　来	171	6,005
	一日平均外来	24.4	24.7
	計	230	10,071
脳神経外科	入　　院	0	0
	一日平均入院	0	0
	外　　来	7	92
	一日平均外来	1	0.4
	計	7	92

科目	患者数 ＼ 年度	21	22
外　　科	入　　院	208	7,077
	一日平均入院	23.1	19.4
	外　　来	194	6,284
	一日平均外来	27.7	25.9
	計	402	13,361
整 形 外 科	入　　院	337	11,969
	一日平均入院	37.4	32.8
	外　　来	214	7,094
	一日平均外来	30.6	29.2
	計	551	19,063
合　　計	入　　院	901	37,315
	一日平均入院	100.1	102.2
	外　　来	855	33,268
	一日平均外来	122.1	136.9
	計	1,756	70,583

くまもと

市 政 概 要

２０１１

平成２３年１０月発行

編　集　熊本市議会事務局議事課

発行所　　熊本市議会事務局